岩村忍

モンゴル社會經濟史の研究

京都大學人文科學研究所

元朝秘史卷一

忙中豁命紐察脫察安

名 皇帝的 根源

成吉思合罕訥忽札兀兒

上 天 廕 命有的

迭顏列騰格里額扯 札牙阿禿

妻 他的 嗓白色 鹿 有来

格兒該朱訥 中豁埃馬蘭勒 阿只埃

河名 河的 源行 山名

幹難沐涟訥帖里兀捏 不峒罕哈勒敦納 行 營盤做着

孀禿黑剌周

生了的 蒼色 狼 有

脫列克先孛兒帖赤那阿禿

水名 渡 着来了

騰汲思客禿勒周朱列罷

文廷式鈔本元朝祕史 人文科學研究所藏



至元通行寶鈔　天理圖書館藏

まえがき

モンゴル史研究に興味をいだいてから三十數年にもなるだろうか。そのあいだには研究領域が廣ろがったこともある。ただモンゴルだけの研究ではなく、中央アジアやもっと西方の遊牧民にも興味をもったり、古代の遊牧民の研究から現代の遊牧の調査までも手を延ばした。しかし他方では、研究の範圍はしだいに狹ばめられてもきた。それは總合史の立場からしだいに經濟史、社會史へと傾いてきたことである。すなわちモンゴル民族の政治的、軍事的な活動よりは、むしろかれらの社會制度や經濟機構の分析とその變化の究明に中心をおくようになってきた。とくに京都大學人文科學研究所に籍をおいたこの十七年あまりのあいだは、この點に集中してきたといえる。

本書のうちに引用し、あるいは言及しているように、モンゴル史についての優れた研究は、日本、西洋にも決してすくなくない。しかしその大部分はフィロロジカルな研究であって、近代社會科學の方法によるものは少數である。社會經濟史あるいは制度史としてまとめられた專著はさらにすくない。それで文獻批判にもとづいた正確な史料の上に、モンゴル社會經濟史を組み立てたいというのが、わたしのこの十七年間の研究の目標であった。

本書に取扱われている時代の範圍はだいたい十二世紀から十五世紀の半ばごろまでであり、地域的にはモンゴ

リアと中國である。西方のモンゴル王朝については、東方との交渉あるいは比較の必要ある場合にだけ言及しているにすぎない。本書、第一部はモンゴリアにおけるモンゴルの經濟の基礎的構造を扱い、かれらの經濟生活の一般的記述とともにその征服事業の進展、とくに定着社會の支配によってもたらされたモンゴル社會自體の經濟構造における變化について述べることにした。第二部はモンゴルの基礎的な社會構造の記述である。第三部はモンゴル軍事力の基礎としての兵器、戰術、補給とともに基本的な行政制度に關する研究である。このように第三部まではチンギス・ハーンによるモンゴリアの統一と遠征時代を取り扱ったものだが、第四部は元朝におけるモンゴル的制度（第一章、第二章）および著るしく特徴的な制度（第三章）を對象とする個別的な研究である。なお附錄四篇は第四部において觸れている重要な諸點に關する註釋的な追加である。

本書の著作を思い立ってからすでに十數年の歲月にわたって執筆を續けてきたが、その間に第四部の三章と附錄の四篇は「東方學報」その他に發表している。しかしこれらはもともと「モンゴル社會經濟史」の一部分として執筆したものであり、本書に收錄するに際しては加筆、削除あるいは修正を行ない、原題も改めた。

ながいあいだ、わたくし自身の好むままにこのような研究を續けてくることができたのは、人文科學研究所の豐富な資料、快適な研究室、自由な學問的雰圍氣、多くの好學の同僚におうものである。この惠まれた環境に感謝するに足ることばを見出すことは不可能である。

一九六八年十二月

岩村忍

モンゴル社會經濟史の研究　目次

序論

遊牧史におけるモンゴルの位置……三

第一部　經濟生活

第一章　モンゴル國家の成立……一九

第二章　狩獵……二九

第三章　漁撈……三七

第四章　農耕……四三

第五章　遊牧の形態……六一

第六章　經濟構造の變貌……九五

第七章　稅制……一二三

第二部　社會構造

第一章　通婚制度……一三九

第二章　家族の構造……一五五
第三章　家權と家產……一七三
第四章　血緣組織……一八七
第五章　社會關係……二〇七

第三部　軍事と行政

第一章　ウマと騎射戰術……二三五
第二章　武器と武裝……二三七
第三章　兵員の補充と物資の補給……二四五
第四章　行政の基礎的組織……二六三

第四部　元朝の制度

第一章　判例法の實體……二七七
元典章の性質……二七七
捜索と逮捕……二八二
檢驗……二〇四
拘禁……三一七
審問……三三八

屬人主義……三三八
混合法廷……三五八
附　元典章・通制條格引用文……三七五
第二章　封建的領地制……四〇一
中國的郡縣制度……四〇一
部族的封建制度……四〇七
五戶絲とは何か……四一〇
投下の構造……四一三
戶計の編成……四四三
奴隸制……四五〇
投下制の破綻……四五七
圖版　元代投下分布圖……四五八
元代地方行政系統圖……四五九
第三章　紙幣制とその崩壞……四七一
動態的考察……四七一
中統以前の楮幣……四七三
決濟手段としての楮幣……四七八
中統期の通貨政策……四八二
中統鈔の兌換停止（不換紙幣化）……四九七

中統鈔インフレーションの性質……五〇六
中統鈔インフレーションの財政的原因……五一一
中統鈔の切下げと至元鈔の發行……五一六
至元鈔の安定……五二六
再度のインフレーション……五二九
鈔法の崩壞……五三四
元時代の硬貨……五三七
圖版　元代楮幣發行額……五四六

附錄

一　笞杖刑について……五四七
二　元代の肉刑……五五八
三　人命賠償制……五六三
四　至元通行寶鈔……五七六

索引

カナ索引……4　漢字索引……12　西字索引……26

序論

遊牧史におけるモンゴルの位置

『遊牧』ということばを定義することは、他の多くの現象の定義と同様に、かなり困難な仕事である。しかしわたくし自身に關する限り、つぎのような定義を使用している。『乾燥地帶において、集合本能をもつ有蹄類の飼養を主要な經濟手段とする生活樣式である』とかく遊牧と混同されやすいのは、世界のほとんどどの部分において見出される牧畜である。しかし右の定義によれば、この種の混同は避けることができる。乾燥地帶の降水量はきわめてすくなく、地下水も多くはないから、草原といってもそう繁茂しているものではなく、むしろ草はまばらに生えているにすぎない。川や泉など地表に出ている水のすくないことは、いうまでもない。そのようなところで、家畜を集團的に飼養するのであるから、非常に大きな面積を必要とする。したがって牧畜は、このような狀況の下では、どうしても遊牧の形式をとらざるをえない。またこのような遊牧に適する家畜は、群棲する種類でなければならない。しかし遊牧といっても、家畜の飼養だけの經濟に依據することは、すくなくとも効率が低いし、災害によって突然に多くの家畜を失うことがあるので、遊牧のみによる生活は不安定でもある。したがって遊牧民は多くの場合は農耕、狩獵、交易、掠奪などを季節的、副次的な職業としていた。

遊牧の起源というような課題は、歷史學者の扱うべき問題ではなく、むしろ人類學者や考古學者が考えるべきものであろう。歷史家の研究對象としての遊牧は、やはり主として記錄によって跡づけることのできる社會でなければな

らない。それでは、遊牧社會の存在を立證しうる記錄は、はたしてどのぐらいの年代まで溯ることができるであろうか。在來、ほとんどの學者はホメロスに見えるキンメリ人、ヘロドートスのスキタイ人などをもって最古の遊牧民と見なしていた。これらの資料によると、遊牧民が史上にはじめて姿を現わすのは、學者によって推定年代は多少は異るが、遲くて前六〇〇年代、早ければ一二〇〇年ごろ、多くは八世紀ということになる。

ところが近年、メソポタミアにおける發掘結果の研究によって遊牧史をさらに溯る[1]說が提出された。それは前二〇〇〇—一〇〇〇年代の古代都市遺跡の一つである、ユーフラテス河の中流域西岸にある Mari から出上した記錄にセム系遊牧民に關する記事が見出されるというのである。これによると、これらの遊牧民は四つの部族に分かれ、その一部はマリ王國に屬し、王の軍隊において重要な地位を占めていた。かれらは部族、氏族のような血緣組織をもち、王國の軍隊に參加してもこの組織を保持していた。かれらは、たぶんテントを日常の居所としていたらしく、もともとはヒツジ飼いであったが、のちにマリ王國と連合することになったらしい。これらの遊牧部族のうちには、マリ王朝と敵對關係にあり、町を除いて地方はその勢力下にあり、町を襲って掠奪するものもあった。これらのセム系遊牧民の原住地はティグリス河の東方にあったか、あるいは西方だったかという點については異說が存在する。しかし、とにかく、これらの遊牧民はウル第三王朝の終り近くに出現し、メソポタミア古代社會に相當の影響を及ぼしたものと考えられる。しかしこれらのセム系遊牧民は、たとえ古代メソポタミアにかなり重大な影響をあたえとしても、かれらはむしろ古代都市國家とつねに結びつけられ、または從屬していたものではないかと考えられる。

なんといっても、確實に遊牧民として跡づけることのできるのは、いわゆるスキタイである。古代のギリシア人、ローマ人はほとんどあらゆる遊牧民をスキタイ、その本據である北方ユーラジアをスキティアと呼んでいた。しかし狹い意味でのスキタイ人は前八世紀ごろ、古代のアラクセス河、すなわちいまのヴォルガ河地方から南下して、南ロ

シア草原の遊牧民キンメリ人を南方に驅逐した。これらの遊牧民はアーリア系であった。このころの遊牧民になると、かれらは單なるヒツジ飼いの遊牧民ではなく、騎射技術を驅使することができ、廣大な勢力圈——もし領域というのが不適當であるならば——をもち、國家組織もある程度はそなえた社會を構成していた。キンメリ、スキタイの時代は、西南アジアでは後期アッシリア王朝末期から新バビロン王朝の時代（前八—七世紀）にあたる。すなわちメソポタミアのセム系遊牧民におくれることおよそ一〇世紀で、こんどは北ユーラシア草原に現われたアーリア系遊牧民は、すでに單なるヒツジ飼いの部族ではなく、かれら自身で國家を組織し、騎馬戰に習熟した一大勢力に成長していたのである。しかし國家とはいっても、スキタイの組織はおのおの王を支配者とする、いくつかの組織化された部族の連合體であったと考えられる。キンメリ人に較べるとスキタイははるかに強大で、南方ではイラン高原、メソポタミア、さらにエジプトまで侵入したといわれる。また西方ではドイツまで進出したことは、ベルリン南方のフェテルズフェルデというところでスキタイの墓が發見されていることによっても知られる。またスキタイ金屬器に古代ケルト文化の影響が見られる點からも、かれらはかなり西方まで達していたと思われる。本來のスキタイはその後しだいに勢力を失うが、それでも前六世紀ごろまでは、まだ組織體として存續する。しかし前五世紀ごろから、中央アジアの北部からサルマト、その南部からはサカが勃興し、西方に移動をはじめる。ペルシアのアケメネス朝と戰ったスキタイというのはこのサカ人のことであった。サカもサルマトもともにスキタイと起源を同じくするアーリア系遊牧民だとされている。以上に概觀した古典的遊牧民ともいうべきスキタイ系民族の勢力は、前五世紀ごろからしだいに後退しはじめたように考えられる。

このように、北ユーラシア遊牧民の活動時代は、ギリシア人の植民地時代に該當する。ギリシア人は前八世紀の半ばごろから、盛んにエーゲ海周邊から黑海にいたるまでのあいだで活躍し、海岸や島々に多くの植民都市を建設し

た。その結果として、スキタイ系遊牧民と接觸することになり、とくに黒海沿岸のギリシア人植民地は、一方ではこれらの遊牧民の侵寇と戰わなければならなかったが、他方では遊牧民との交易による利益も享受した。遊牧民の側としては、ギリシア植民地は好個の掠奪の對象であるとともに、文明世界の奢侈品を交易によって獲得する源泉でもあった。精巧で生き生きとした意匠の、いわゆるスキタイ式動物意匠の金屬器も、このギリシア植民地との接觸の一産物であったと考えられる。

北ユーラジアを舞臺とする古典的遊牧民の活躍は、ウマを騎乘用として使用し、同時に弓身が短くて騎射用として操作しやすく、その上に打擊力の強い、合板弓（コンポジット・ボウ）を發明したことに背うところが大きい。また戰術的立場から見れば、機動力の大きい騎兵の使用ということも、かれらの成功の主要な原因だといえる。古典的遊牧民のもう一つの重要な技術的進歩は金屬製のくつわとあぶみの發明であろう。乘馬にはあぶみは必ずしも必要としないが、その發明は騎射の効率に重大な關係があった。この時代には、毛の織物をウマの背中においたくらのようなものはあったが、まだウマぐつはなかったものと思われる。

さて、ここで東アジアにおける遊牧民に眼を向けることにしたい。中國ではその北方に異民族がいたことは、非常に古くから知られており、かれらは山戎、獫狁、葷粥その他いろいろな名まえで傳えられているが、かれらが遊牧民であったという證據はない。狩獵民であった可能性もあるし、オアシスの農民であったかも知れない。中國の史料で、はじめて確實に遊牧民に關する記載だということができるのは、おそらく「戰國策」（趙策）に見える『胡服騎射』ということばであろう。これは趙の武靈王（前四世紀）のことばとして傳えられるもので、よく騎馬遊牧民の姿態を現わしている。胡服とはスキタイ式金屬器の壺などに見られるような短い上衣に長いズボンをつけ、深い靴をはくこと、すなわち乘馬用の衣服である。それまでのような袖と裾の長い衣服でウマを走らせることはできるはずはない。

まして騎射となるともちろんのことである。趙はいまの山西省にあった國で、その北はモンゴリア平原に連續し、遊牧民と直ちに接觸する位置にあった。遊牧民と對抗するには、遊牧の戰法を採用して戰うほかはなかったからである。この思いきった胡服騎射の採用によって、趙は遊牧民を破ってゴビ砂漠の南までをその勢力範圍にいれ、戰國七雄の一つになった。この「戰國策」の記事によって、中國人は前四世紀に、はじめて騎馬遊牧民と接觸することになったことが知られる。しかしこれは前四世紀以前にも中國の北方、西方に原初的遊牧民、すなわち騎馬を使用しない遊牧民がいた可能性を否定するものではない。その可能性は充分存在する。しかし殘念ながら、それを立證することは困難である。いずれにせよ、前四世紀になってはじめて騎射遊牧民が中國北部に出現したとすると、これはユーラジアの西部に較べて、はるかにおくれていることになる。四世紀といえば西方では、すでに古典的遊牧民の末期にあたる時代である。したがって西と東とでは、騎馬遊牧の成立には、大體四〇〇年ぐらいの時代差（タイム・ラッグ）があったといえる。東洋史上に有名な匈奴が活躍をはじめるのは、ようやく前三世紀のはじめごろなのである。

匈奴について觸れるまえに、いわゆる月氏について一言しておく必要がある。匈奴と月氏は同時代に活躍し、相互に對抗した遊牧民だといわれているが、月氏のほうが匈奴よりは早く騎射遊牧化していた民族であったと考えられる。これは中國の史料からも明かであるが、他方さきに述べたように、騎馬遊牧化は東よりも西のほうが、はるかに古いという事實からも推定できる。匈奴はモンゴリアを遊牧していたのに對して、月氏はその西方、ズンガリアから甘肅、東トルキスタン、さらにパミール・アライ山脈の西にまでにわたって活躍していたと思われる。したがって騎射遊牧民と、その結果としての遊牧國家の發生には、西から東へくるにつれて時代が下るというタイム・ラッグの現象が存在したと見るべきである。おそらくモンゴリアの原初的遊牧民は西方の月氏に接觸することによって騎射技術を導入し、その結果匈奴の部族連合、あるいはいわゆる遊牧國家が成立、發展し、ついに中國と接觸、對抗すること

になったものであろう。月氏は東方の新興遊牧國家である匈奴に破られ、その東方の部分は壞滅してしまった。

こうして匈奴はますます強大化し、中國の統一帝國である秦や漢と優に拮抗しうることになった。しかし二世紀半にわたって中國の脅威であった匈奴も、ついに西暦一世紀の半ばごろには漢の壓力、內部組織の弛緩、モンゴリアに興こった他の新しい遊牧民の攻擊などによって崩壞し、一部は後漢に降り、他の部分は西方に移動してしまった。

ここで再び眼を西方に移してみたい。モンゴリア高原に匈奴が勃興したころ、西方のイラン高原にはまた新らたな遊牧勢力が成立しつつあった。これはその原住地がカスピ海東方の草原を故郷とするイラン系のパルティヤ人であった。パルティア人は前三世紀の半ばごろ南下し、イラン高原東部に侵入してこれを占領し、前二世紀にはギリシア人のセレウコス朝の衰退に乘じてさらに西方に進出し、ついにメソポタミアまでをその勢力圈に收めた。その結果、當時東方に進出しつつあったローマとの衝突は避けえなくなった。前二世紀の末期から三世紀の初期にいたるあいだ、西暦前後のおよそ一〇〇年ほどを除いて、パルティアとローマとの關係は互いに一勝一敗の狀態で續いた。しかし三世紀にいると、イランではオアシス勢力が復興してササン朝が成立し、パルティアを滅ぼしてしまった。

パルティアもまたスキタイ系の諸遊牧國家や月氏、匈奴などと似た部族連合の國家で、制度上においては中央の王朝があったが、事實上は部族的な封建制であった。しかし遊牧社會は古典的遊牧時代からしだいに進步、發展の傾向を見せつつあった。パルティア時代は一般的な文明においては、アケメネス時代に較べてむしろ後退したといえるであろうし、またヘレニズムの都市文明的なセレウコス朝に比較しても同じことがいえるであろう。しかしパルティア時代は、スキタイ系遊牧民時代に較べると、たしかに遊牧技術においては一段と進步し、遊牧國家としてもいっそう強大になっていた。最盛期のパルティアは、東は北インドから西はメソポタミアまでをその勢力圈に收めていたので、それまでに成立した最大の遊牧國家であったといってよい。

パルティア時代の騎馬技術上の大きな革新は、ウマの蹄を保護するための鐵製ウマぐつ、すなわち蹄鐵であった。長距離を驅けさせたり、惡路を走らせるためには、どうしてもウマぐつが必要であった。それでウマの蹄部を皮で覆ったりすることは、パルティア以前にもあったろうが、蹄鐵が使用されるようになったのは、パルティア時代と思われる。アケメネス朝からセレウコス朝にかけて技術が發達し、鐵の生産も增加したので、パルティア人は鐵を使用することによって、それまで騎者の惱みの種であったウマぐつの問題を解決したものであろう。その結果、パルティア時代の後期には、騎馬の最高速度二日に五六〇キロという記錄がある。このような例外は別として、長距離でも一日平均一〇〇キロ以上の速度は優に出せることになったと思われる。かれらはまたアケメネスやギリシアの歩兵にならって鎧を採用し、貴族などは鐵製の鎧を使用し、ウマにもある程度の裝甲はほどこしていたらしい。しかしこのような重裝騎兵の衝擊力は大きかったが、そのかわり機動性を犧牲にせざるをえなかった。とにかく騎馬裝具としては、み、くら、ウマぐつとパルティア時代にいたって一應は出揃ったものといえよう。その意味で、パルティアは騎馬遊牧において、一時代を劃したものといってよい。パルティアで發達した技術が、匈奴に傳播したことも否定できない。外モンゴリアのノイン・ウラで發見された遺物の織物[2]には、明かにイラン系と思われる王か、貴族の顏がある。匈奴と西方の遊牧社會とのあいだの接觸を疑うことはできない。

パルティアの崩壞後、ペルシアのオアシス勢力を代表するササン朝はアケメネス以上の強大な安定勢力になった。これに對して東アジアでは匈奴の潰滅後、まもなく漢も滅亡し、中國は分裂時代にいる。他方、ヨーロッパでもローマ帝國が衰退、分裂し、フューダリズムの時代になった。ちょうどこのころ北ユーラジアには全體にわたって史上未曾有の目まぐるしい民族の大移動がはじまる。この大移動の波は、例外はもちろんあるが、大體の傾向としては東から西への移動が主潮流であった。同時にこの波は北から南への動きであったともいえる。ユーラジア大陸の南部では

東の中國も、西のヨーロッパも分裂時代にいるが、イラン高原には強大なササン帝國が嚴然として北方遊牧民の南下を許さなかった。當然、遊牧民の動向は東の中國と西方のヨーロッパに對する南下を指向した。この時代にあっては、遊牧社會の武力は全體としては定着社會に優越していたが、遊牧世界もまた分裂を續け、北ユーラシアには壓倒的、あるいは統一的な勢力は發生しなかった。

ところが六世紀にいると、中央アジアに突厥が起こる。突厥は最初に史上に現われたトルコ系遊牧民であろう。突厥が活躍をはじめてまもなく、中國には久し振りに統一王朝隋が成立し、これはまもなく唐に取って代わられた。こうして紀元前後における漢と匈奴との對抗に似た現象が六、七世紀の東アジアに再現されることになった。突厥と唐は全力を擧げて戰ったが、匈奴と漢の場合と同樣、終局的には遊牧民は定着社會に屈し、八世紀のはじめには、分裂、崩壞してしまった。最盛期の突厥は、中央アジアから西トルキスタンにわたる北ユーラシアの東半をその勢力範圍とする極めて强大な、匈奴以上の大遊牧國家であったといえよう。

突厥が衰退しはじめたころ、アジア南西部にアラブ人が勃興し、ササン朝を滅ぼしてしまう。ムハマッドとその追從者の多くは、アラブ人とはいっても都市アラブであった。しかしサラセン兵の根幹をなしたものは、遊牧アラブであったことは疑えない。アラブ勢力が東へ延びると、突厥を擊破して西方へ發展しつつあった唐との衝突は不可避になった。しかし双方にとって、おのおの中心からあまりに懸け離れている中央アジアは、さほどの關心を引くこともなく、大規模な衝突は起こるにいたらなかった。

十世紀にはいると、北ユーラシアの東部には、ふたたび遊牧民活動の崩しが見えはじめる。契丹（キタイ）はモンゴル系の民族でモンゴリア南部に遊牧していたが、さらに南下して北中國の一部を占領し、中國風の王朝を建てて遼と稱した。他方、十一世紀の半ばごろ滿州北部に住んでいた女眞（ジュルチェン）が勢力をえて南下し、契丹を破っ

た。しかし契丹の一部は大擧して西方に移動し、東西兩トルキスタンを征服してカラ・キタイ（西遼）といわれ、中央アジアの統一勢力になった。また西方では、十一世紀の初頭、西トルキスタンから興こったトルコ系の遊牧民セルジュック族はイランから地中海沿岸にいたる大國を建設していた。十二世紀の半ばごろセルジュックはキタイの西方進出をくいとめるために大軍を送ったが、セルジュック兵はカラ・キタイによって慘敗を喫した。十二世紀の終りにはセルジュックは、カスピ海東方から興こった同じくトルコ系のホラズム國によって滅ぼされ、後者は西アジアにおいてもセルジュック朝に取って代わることになった。

以上は、前八世紀から十二世紀の終りまでにおける遊牧民の活動のきわめて簡單な記述である。しかし右に述べてきたところから、歷史學的にはつぎのような推論ができるであろう。

1　家畜の飼養が定着社會の經濟の一部分として發生したのは、おそらく西暦前數千年に溯ることができる。

2　遊牧社會が定着社會から機能的に分離した時期は、前二〇〇〇年代より早くはない。

3　遊牧社會が定着社會から政治的に分離した時代は、前八世紀からあまり溯ることはできない。

4　右のような遊牧社會の變化の主要な原因は、家畜の飼養と利用に關する技術の進歩であった。

5　遊牧社會の基礎的構造はつねに部族的（トライバル）で、これは遊牧という經濟手段の性質に基づいていた。

6　遊牧社會は平常な狀態においては、經濟的に定着社會と共存の關係にあった。

7　遊牧社會が國家組織をもち、あるいは定着社會を支配下におくという現象は、循環的（サイクリック）に生起した。

右のような推論を前提として、モンゴルの歷史を觀察しようというのが、本書の目的である。ただし右の前提は、モンゴル以外の遊牧民の歷史とモンゴル史との比較によって成立したものであるが、基礎的資料として使用したのはモンゴル史が大部分を占めている。あるいは、むしろモンゴル史の研究によってえた結論を、他の遊牧民の場合と比

較した結果だといってもよい。

わたくしが、遊牧史におけるモンゴルの位置を重要視するおもな理由には二つあるが、その第一は史料が豊富なことである。モンゴル以前の遊牧史、とくに社會、經濟資料はきわめてすくない。まえに述べたように、遊牧社會は本質的に部族的であり、したがって小規模な集團で生活し、相互に孤立し、集團間の相互關係も稀薄である。その結果、一般的な文化の發達は著るしく遲れ、文字を使用した遊牧社會というものは、きわめてすくなかった。遊牧史に關する資料は、その大部分が定着の文明社會の記錄であり、そしてそれは極めて斷片的である。しかもそのような資料は、遊牧社會が定着社會とかなり密接な關係――その大部分は戰爭か、遊牧民による定着社會支配であるが――を保っている期間に限られているのである。さらに、遊牧民は季節的移動を繰り返えしているものなので、定着社會に見られるような建造物や遺物を殘さなかった。かなり大規模な墓を建造した遊牧民もあるが、その大部分は地上に標識のない深い地下墳墓なので、發見されたものはきわめて稀れである。このように考古學的研究もすこぶる限定されている。モンゴルの場合も考古學的研究はほとんどなされていないといってもよいが、文獻的資料はきわめて多い。モンゴル自身による資料も、多くはないがある程度は存在する。さらに、モンゴルの支配下にあった中國、イラン、ロシアや、またモンゴルと直接に接觸した西アジア、ヨーロッパの資料にもことかかない。むしろ多すぎるくらいであり、資料の言語があまりにさまざまなので、一人の歷史家でこれらの根本史料全部に通ずることは不可能なほどである。このようにモンゴル史については、他の遊牧民の場合とはちがって史料はかなり豐富で、社會經濟史の構成も決して不可能ではない。

つぎに、モンゴル史の場合、ほとんど原初的遊牧時代から民族的統一、國家建設、異民族の征服と支配、連合國家、分裂という社會變化の各相（ファニーズ）を斷絕なく知ることができる。その上に、他の多くの遊牧民と異って、現在もなお

民族、國家として存續している。いいかえれば、モンゴルによって遊牧社會の歴史的過程をほぼ完全に辿ることができるのである。

北ユーラジア遊牧民の活動は、八世紀における突厥の衰退以後、西方ではセルジュック、東方ではキタイとその連續であるカラ・キタイを除いては、地方的な範圍に限られ、スキタイ、匈奴、突厥のような巨大な活動は見られなかった。

十二世紀末までのモンゴルは、それらしい名まえ——多少の疑問はあるが——は中國の史料に一、二見えるだけで、かれらについてはほど知られるところはなかった。チンギス・ハーン出現以前のモンゴルは部族戰爭で明け暮れしていた不安定な狀態にあったことは「元朝祕史」[3]の記述などによっても明かである。チンギス・ハーン以前のモンゴルの經濟もまた純粹な遊牧經濟ではなく農耕、狩獵、時には漁獵さえも含む混合經濟であった。チンギスは十三世紀の初期にはモンゴル諸部族を統一して、完全な草原遊牧民になり、かれが一二二七年に死去するまでには、中央アジアの全部、北中國の一部を占領してすでに大帝國を形成していた。つぎの半世紀のあいだにはロシア、イラン、中國の全土を征服して中國、中央アジア、イラン、ロシアにそれぞれモンゴル王朝を建てた。これらの四つの王朝は、ほとんど獨立の王朝と見てよいほどの獨立性をもってはいたが、ただチンギス・ハーンの子孫であり、かれの遺命の繼承者であるという非常に强力な紐帶によって結合された一種の國家連合を形成していた。もし『帝國』ということばを、異民族を含む廣地域國家だと規定するならば、四つのモンゴル王朝のおのおのを帝國と呼んでもさしえはないであろう。これらの四王朝は十四世紀以後になると、つぎからつぎへと分解過程を辿るのであるが、モンゴル高原はおそくとも十二世紀以來、現在にいたるまで斷絶することなく、モンゴルの國土として存續してきているのである。

右のような理由から、世界の遊牧史におけるモンゴルの意義は、單にそれが史上、最大の帝國であったとか、ある

いはその軍事力が無比に強大であったとかいうような事實だけに基くものではない。ある意味では、モンゴル史は遊牧史の典型（モデル）としての研究に値するといってもよいのである。

このようなモンゴル社會の變化を考究するには、まず地域的に四王朝のおのおのの歴史の研究がなされなければならない。他方、時代的には四王朝に分離する以前のモンゴル史――かりに漠北時代と呼んでおく――と各王朝の個別的歴史と、最後に四王朝崩壞後の第二の漠北時代、すなわち近代までの歴史と、すくなくとも三時代に區分する必要がある。本書は、モンゴル史の右の區分中、第一の漠北時代と元朝の社會經濟史を取り扱うものであり、したがって地域的にも、時代にもモンゴル史の一部分を構成するものである。ただし本書においては、漠北時代と元朝時代の記述には、異なる方法を採用した。漠北時代は一應、モンゴルの制度の全體を取り扱っているが、元朝時代になるとモンゴル的制度と中國的制度が並存する、いわゆる二重制度（デュアル・システム）になるので、そのうちのモンゴル的制度および元朝としての特徴のある制度だけに限り、中國的制度にはなるべく觸れないようにした。したがって、本書の後半は、個別的現象として記述し、前半のように元朝時代の制度の全體を記述するものではない。元朝のモンゴル的諸制度についても、すでに詳說されているもので、わたくしの見解と異なるところのないものは、本書において取り上げることはしなかった。

遊牧という現象は、時代的にも地域的にも、きわめて局限されたもので、人類社會の歴史的過程における共通的あるいは普遍的な現象ではない。まえに觸れた[4] Kupper の說を承認するとしても、たかだか前二〇―三〇世紀時代に溯りうるだけで、また歴史的に系統づけることができるのは、前八世紀ごろからにすぎない。遊牧現象の下限も明かであって、現代においては事實上、消滅の一步手前にあるといいうる。それは牧畜の一つの特殊形態にすぎない遊牧の宿命とでもいえるであろう。

しかしながらモンゴルが遊牧の全歴史において占める位置は、非常に重要である。なぜならば、十三世紀におけるモンゴル遊牧民の活動は、單にモンゴルの全盛時代であるばかりではなく、史上の遊牧民の活動の絶頂を示すものといいうるからである。遊牧社會における家畜の飼養、ウマの利用、騎射戰、部族制度、定着社會の支配等において、モンゴルは十三世紀以前の遊牧社會が到達しえた、あらゆる水準を越える技術と組織をつくりあげたのである。いい換えれば、かれらは『遊牧』という枠のなかにおける最高の水準に達したものといってよい。モンゴル時代、とくに十三世紀を頂點として、遊牧社會は下降線をたどることになる。モンゴル以前の遊牧史においては、遊牧民の興亡は循環的であった。ある民族が活動を始め、强大な組織をつくり上げ、ついで崩壞するという循環は、人類の歷史をつらぬく一般的な現象であるが、遊牧民族の場合には定着社會とは異る、特殊な循環現象が見られる。遊牧社會における循環現象は、つねに部族社會——この場合にはいわゆる stateless society といったほうがより適當かも知れないが——から始まり、國家あるいは帝國を形成し、それが崩壞すると、ふたたび部族社會に復歸するのである。このような、社會の內部構造における循環現象は、個々の場合に多少の差違はあり、また螺線的(スパイラル)發達は見られるが、かなり規則的である。さらに、すでに述べたように、遊牧社會の循環的現象は二十世紀にいたって、すでに絕ち切られ、遊牧社會そのものも終末にきたといってよいのである。事實上、現在では歷史的存在になってしまった遊牧社會の研究において、モンゴル史は遊牧社會の典型として歷史學、社會科學の興味ある研究對象を構成するものと考えられるのである。

註

1 J.R. Kupper; Les nomades en Mésopotamie au temps des rois de Mari, 1957, Paris.

2 E.D. Phillips; The Royal Hordes, the Nomad People of the Steppes, London, 1965. p.121.

3 「元朝祕史」續集一には、チンギス・ハーンの西征に際して、後繼者を定めようとした時に、長子のジュチと次子のジャガダイとのあいだに爭いが起こった。その時、宿臣闊闊搠思(ココシュス)が二人を諫めて語ったことばのうちに、チンギスによる漠北統一以前の狀態をよく表わした文がある。本書一八七ページ參照。

4 註1參照。

第一部經濟生活

第一章　モンゴル國家の成立

チンギス・ハーンによって十三世紀初頭に開始された征服事業が進展するにともなって、モンゴル社會の生活と制度は急激な變化をとげた。そこで、このような變化の起こる以前の時代[1]には、かれらはどのような經濟生活を營み、どんな社會制度をもっていたかということを、まづ明かにしなければ、十三世紀の前半に起ったこの大きな變化の本質的理解は困難である。

モンゴル社會史に關しては、すでにウラジーミルツォフの名著がある。かれは古代モンゴル人の經濟生活について、特に「元朝祕史」と「ジャミ・ウト・タワリーク」を縱橫に驅使し、加えて他の若干の東西の資料を利用し、かなりみごとな一般的描寫に成功しているといわなければならない。しかし同時に、かれの一般的見解はそれ以前においても廣く受けいれていた見解と著しく異るところはない。すなわち根本資料（特に「元朝祕史」[2]と「ジャミ・ウト[3]・タワリーク」）によれば、十二世紀のモンゴル人の經濟生活は主として牧畜か狩獵で、前者の形態を營む部族は草原地帶に、後者は森林地帶に住んでいたというのである。古代モンゴル人が狩獵と牧畜という二つの異る經濟生活を營んでいたことについては根本資料の示すところによってなんらの疑いもない。この點については、ウラジーミルツォフ以前にすでにドーソンがペルシアの資料にもとづいて述べており、ウラジーミルツォフはドーソンが使用し得なかった資料すなわち「元朝祕史」[4]および若干の中國の資料を用いてさらに詳細に記述しているに過ぎない。

古代モンゴル人に狩獵を營む部族と牧畜を主とする部族があったことは、ドーソンやウラジーミルツォフや、そのほか多くの學者が同時代資料によってかなりよく證明しているところであるが、また近代の旅行者の記述や調査に基づく資料によるモンゴル人の經濟生活からの類推も不可能ではない。ただし後者の場合にあっては、いわゆる[5]文化變容の可能性が多分に存在するので、輕卒な推定は避けなければならない。史學としての立場からの論述は、可能なる限り同時代資料に基くべきものであって、[6]異時代資料によるべきものではないし、且つ説明上の比較材料として異時代資料を使用する場合においても、充分な注意を必要とする。

狩獵部族が森林地帶に、遊牧部族が草原地帶に住んでいたことはいうまでもない。したがって、前者はバイカル湖附近、エニセイ河上流、イルテイシ河畔などに居住し、後者はホロン・ボイル湖附近からアルタイ山脈の西部にいたる草原地帶をそのおもな住地としていた。しかしながら右の二つの地域が相い接している地方においては、狩獵と牧畜の併用によって生活する部族があった。單に森林と草原との接壤地帶ばかりではなく、一つの山嶽地帶の內部においても、森林すなわち狩獵に適する部分と斜面の草原すなわち牧畜に適する部分とがある。アジア大陸においては、西はザグロス山脈から東はアルタイ山脈にいたるまで、山嶽地帶の南斜面には樹木がすくないのに反して、北斜面には森林が多い。したがって南斜面が牧地に適するのに對して北斜面には狩獵に好適の地があるから、同一部族で狩獵と牧畜の双方に從事するものがありうるわけである。また政治的な理由、すなわち部族領域の縮小、或は膨張によったり、經濟的理由すなわち獲物や家畜の減少によったりして、狩獵から牧畜に轉じ、逆に牧畜から狩獵に變わることもあった。ウラジーミルツォフも「元朝祕史」から引用している[7]ホリラルタイ・メルゲンが狩獵を禁じられたので、他所に移って牧畜に轉じたという一節は後者の場合を示すものであるし、[8]チンギス・ハーンが幼少のころ、かれの母ホエルンや兄弟と共に部衆から棄てられ、やむをえず漁獵と狩獵と野草の採集によって生活せざるをえなくなったの

は、前者の場合であろう。

このような場合は珍らしくなかったにちがいない。他の氏族（クラン）や部族（トライブ）（後に社會組織を述べるまで一應ここではこの用語を説明なしに使っておく）に壓迫されて、狩場や牧地を捨てて他所に行かなければならなくなったり、氣候の不順や疫病のために獲物が減少し、或は家畜が大量に斃死したために移動することは、しばしばあったに相違ない。經濟生活の形態として狩獵生活が極めて不安定なものであることはいうまでもなく、牧畜も農耕に較べては、相對的に不安定度が高いものである。狩獵經濟は採集經濟と同じように自然狀態に依存するもので、人爲的に再生產はできないものであり、また大規模な蓄積も不可能な經濟形態である。

自然物をそのまま採集して生活を營むという點において、狩獵經濟は採集經濟とは本質的に異るところはない。異るところは、採集經濟が草根、果實、昆虫、貝類などほとんど道具なしに採集しうるものによって生活を營むのに對して、狩獵の目的は野獸や野鳥で、これを弓矢、罠などの器具を用いて獲るにすぎない。ただ獲物としての對象になる生物の種類がちがい、手段が異るだけで、狩獵經濟と採集經濟は本質的に、同種のものと見てさしつかえない。

それなら牧畜はどうであろうか。牧畜は本質的にいっそう農耕に近い。すなわち牧畜は、狩獵や採集經濟とはちがって、對象は自然そのままではない。家畜は人間が馴養するものという點で、農耕民が播種、耕作するのと同樣である。また牧畜經濟においては、蓄積と再生產が行われることも農耕經濟と軌を一にしている。農耕と牧畜の相違點は、採集と狩獵の場合と同じく、單に對象が異るというだけにすぎない。

在來、しばしば農耕と牧畜は對蹠的な存在と考えられてきた。しかしそれは理念上の典型に關してのみいえることである。現實においては、程度の相違こそあれ、人間の經濟生活というものは、常に混合經濟によって成立しているので、產業社會といわれる近代社會においても素朴な農業や手工業が竝存するように、純粹の牧畜社會というもの

は、むしろ例外的存在にすぎない。

本書、第一部においてわたくしが論じようとする主要な問題は二つある。その一つは、初期モンゴル人（十一―十二世紀）の經濟生活は、牧畜を主とし、狩獵、漁撈、農耕を以て補助手段とした混合經濟であり、在來は看過されてきた遊牧經濟における農耕の役割も決して無視しえないのではないかという點である。第二は、十一―十二世紀において生存經濟の域を出なかったモンゴル人の經濟は、十二世紀の終りから十三世紀の始めにかけて、急速な變化を起こし、收奪經濟へ移行したという點である。

收奪經濟への移行はそれだけには止まらなかった。征服事業の進展はモンゴル征服國家に本質的な變化をもたらした。すなわち武力による收奪は、征服地の恒久化とともに固定し、制度化した。端的にいえば、遊牧國家の定着化であるが、これにはなお多少の説明を加えなければならない。

土地に關する遊牧民の觀念は、農耕民のそれとはかなり異る。以下の諸章で詳述するように、遊牧民というものは寒冷の季節と溫暖の季節で居所を變えるものである。というのは、アジアの乾燥地帶、モンゴリアから中央アジアを經て西南アジアにいたる地域における夏期は雨の降らない季節で、ステップの草は枯れてしまうから、家畜を飼養するためには、どうしても水と草の豐富な山地に登らざるをえない。逆に、冬には高地は雪に閉されるから、低地に降って冬籠りしなければならない。こうして、遊牧民は冬の住地と夏の牧地をおのおの一定の土地に設定し、そのあいだを毎年規則的に往復するのである。從って、遊牧民の土地というものは、冬の住地と夏の牧地と、そしてこの二つのあいだを繋ぐ移動路という三つの要素から成立しており、そのおのおのの利用目的と性質は、第五章で述べるように、異るのである。これらの三種類の土地に對するかれらの觀念は、決して定着民の土地所有權のようなものではなく、むしろ一種の用益權に近い。遊牧民一般の土地所有に關する觀念が右のようなものであるので、遊牧民國家の領

土の限界、國境というものもまた定着社會のそれのように明確ではなかった。こういう狀態は、チンギス・ハーンが長子のジュチに對していったことばと傳えられる『なんじには西方、モンゴル騎兵が蹂躙する限りの地を與えよう』に最もよく表現されている。その意味で、征服地につぎつぎと都市を建設してその確保を計ったアレクサンドロスの征服などとは異る。モンゴル人の初期の征服の目的は、定着民の掠奪と遊牧地の擴大にあった。オゴダイ（太宗）の二年（一二三〇年）に近臣の別迭という者が『漢人は國に補することなし、悉くその人を空にし、以て牧地となさん』と上言したという一事によっても、こういう觀念は明かである。

しかしこのような非領域的國家の觀念は、モンゴル人の中國、中央アジア、西アジアなどの定着國家の征服、占領が進行するにつれて變化を蒙らざるをえなかった。ここにモンゴルの遊牧國家から定着國家への意識的な移行、發展が現われるのである。それならば、この時期はいつごろであるかといえば、はっきり史料上の證據が出るのは、太祖の十八年（一二二三年）である。その根據は「元史」同年の條に『西域諸城を定め、達魯花赤 daruγači を置いてこれを監治す』とあるからである。達魯花赤とは簡單にいえば、地方官にほかならない。行政官を設置する以上、その人民は被支配者であり、その土地は領土と見做されたわけである。この點ではダルガチは nu(n) tuqči すなわち『管營盤的』などとはまったくちがう。ヌトゥクチは第五章で述べるように、夏の牧地の監督者、むしろ牧地の世話役にすぎないが、ダルガチは占領地における定着民の支配者である。だから西域の諸城（オアシス都市國家）にダルガチを置いたということは、とりもなおさずその土地を領土として支配する意志をもったことであり、したがって掠奪や牧地の擴大から領土の設定への第一歩を進め、恒常的に稅賦を取る組織をつくったことを意味する。

『達魯花赤管民官』ということばは、「元史」や「元典章」などにしばしば見出されるところで、この場合『達魯花赤すなわち管民官』か、あるいは『達魯花赤と管民官』の意味か、しばしば迷わされるのであるが、「元典章」の

例から見れば、これは『達魯花赤と管民官』と讀むべきである。なぜならば、同書ではモンゴル語と中國語とが續いている場合には、ほとんどの場合同義語ではなく、並列であるからである。また八思巴文字モンゴル語と中國語直譯體の碑文を見ると、つぎのようになっていることからも、達魯花赤と管民官が二つの異る官名の並列であることは明かである。

[10]

čeri'ud un noyad da čerig haran a balaḥad un daruḥas da noyad da

管軍　官人每根底　軍人　每根底　管城子　達魯花赤　官人　根底

右のようにおのおの名詞には一つ一つ與格後置詞が加えられている。この句の『官人』が『管民官』に當たる。さらにもう一つの證據は管民官は行（民）政官であったが『達魯花赤』は行政長官であり、また一種の行政監督か、あるいは監督的な地位にあったということである。ここでただ一つ問題になるのは、「黑韃事略」に『民を管するは則ち達魯花赤という』と見える點である。しかし「黑韃事略」のこの句は、達魯花赤というモンゴル語を解して『管民』といっただけである。管民官は管軍官と同樣に中國人官吏の職名であって、モンゴル人の職名は達魯花赤であった。この場合はモンゴル人か、西域人、後には漢人（南人ではない）もあったのでダルガチと地方人すなわち中國人——漢人、南人を問わず——の地方官を意味していた。從って、西域にダルガチを置いたというのは、モンゴル人の地方官を駐在せしめ、その下にその地方の官吏を任命して、地方を支配したことを意味する。

右に述べたように、ダルガチを置いたころをもって、モンゴル人に領域國家の觀念が成立した時代と見做すことができるので、記錄に見える限り、最初のダルガチ設置の年、すなわち太祖の十八年（一二二三年）をこれに當てるべきであろう。この一二二三年というのは、あくまでも記載に見えるというだけで、記錄に殘らないがそれ以前にもダルガチを置いて占領地を支配せしめたことは、充分に考えられるところである。おそらく、これよりまえモンゴル

人が北中國に侵入していたころから、すでにダルガチ制度が始まったものと思われる。ついでに附け加えておくが、西域の一部すなわち現在のアフガニスタンやイランには今もなお daroga[11] ということばが殘存しており、これは村長、村役人、保安官というような意味に使われている。このことばが元代の文獻に見える達魯花赤、モンゴル語の daruγači に當たることには、疑いをいれる餘地はない。なお達魯花赤については第三部、第四章で詳しく述べる。

その證據には、太祖の十年ごろからムハリによる漢地の經營が明確に永續性を現わしはじめ、それ以前の單なる掠奪、侵寇とは性質を異にしてきたことは、金の側にも漠然と察知されたか、不安を生じたことが「金史」に見えているからである。すなわち『河朔は（元の）兵を受くること年ありしも、さきにはみな秋來りて春去れり、今はすでに盛暑なるも、廻らず、かつは殺生を嗜まず、民に耕稼をほしいままにせしむるは、これ殆ど測るべからざるなり』[12]と見えている。右の一文は、すこぶる明瞭に定着社會に對するモンゴルの政策の變貌を示すものと考えられる。モンゴルの征服事業がさらに進展すると、國家觀念に關する遊牧民的思想と定着民的思想との相剋、衝突が起こることになった。

耶律楚材はモンゴル王朝草創期における文治派、開明派の代表といってよい。「元史」巻一四六によると、近臣の別迭——もちろんモンゴル人であろう——というものが、オゴダイ・ハーンに對して『漢人は國において補することなし。よろしくその人を空にし、もって牧地となさん』[13]といった。漢人は無益だから、北中國の占領地から住民をみな追い出すか、殺してしまい、そのあとを牧地にすべきだ、という議論である。このような議論が行われたのには、それ相應の背景がなかったわけではない。オゴダイ・ハーンの時代のモンゴルは、チンギス・ハーンの遺命を奉じて西方遠征に主力を注いでおり、とくにロシアの征服をもっとも重要な目的としていた。それで中國に對してはむしろ消極的で、すでに征服した金の舊領土を保持するにとどめた。北中國の征服地には前代からの官僚、地方有力者で降伏

したものをそのまとどめて、間接支配の形態をとっていた。これら金代以來の地方官は、モンゴル人が行政と治安維持と收稅に當時あまり注意を拂わなかったのを好機として、私益を圖り、稅制は紊亂し、モンゴル人征服者の收入は寡少なものであった。しかし定着社會支配の經驗の乏しいモンゴル人支配者にとっては單純、素朴な遊牧社會の稅制とは異なり、複雜な定着社會の稅法の制定やその運用を行うことは困難であった。このような情況に基いて、別迭の主張したような、いかにも遊牧民らしい簡單な解決策が考えられたものであろう。この遊牧的思想を代表する別迭の案に對して耶律楚材は、具體的な數字を擧げて地稅（地租、商稅）、取引稅、鹽鐵冶山澤之利（政府の獨占事業）を取る方が、農地を牧地に轉換するよりもはるかに國庫に有利であることを說いた。オゴダイ・ハーンは楚材の案を採用し、燕京等十路に徵收課稅使という官を置いて稅制を整備するこになったのである。

このようにモンゴル征服國家は、第二代のオゴダイ・ハーンの時代（一二二九―四一年）ごろからしだいに遊牧的非領域國家から領域國家の方向へと轉じつつあったものと考えられる。しかしこの段階では、モンゴル國家の內部構造は依然として部族的であるにとどまった。東アジアにおけるモンゴル帝國がいわゆる郡縣制を採用し、同時に一部に封建制（投下）[14]を施くことになるには、元朝の成立を俟たなければならなかった。

註

1　ベ・ウラジーミルツォフ著、外務省調査部譯「蒙古社會制度史」昭和十六年。以下ウラジーミルツォフの引用ページは右による。ここでは十一―十三世紀を以てモンゴル人の古代史と一應規定するが、ここでの十三世紀とは十三世紀後半を含まない。モンゴル古代史は、正確に云えば、チンギス・ハーンの漠北統一を以て終るものと考えるべきであって、北中國、中央アジア、ロシア西アジアの占領から後は中國及び中央アジア、西アジアの中世史に溶けこむので、從ってモンゴル人の歷史においても當然、中世史と考えてしかるべきであろう。

2　以下「元朝祕史」の引用は、那珂通世譯「成吉思汗實錄」（明治四十年）により、その他のテキスト、譯文による時はその旨を注記する。

3　この部分はドーソン（田中萃一郎譯補、「ドーソン蒙古史」、昭和八年）によってもよく利用されている。

4　ウラジーミルツォフがよった中國資料は「長春眞人西遊記」「蒙韃備錄」「親征錄」「張德輝紀行」等僅々數種にすぎない。

5　人類學の用語 acculturation である。このことば、しばしば一方的 unilateral な變化、特に近代產業文明との接觸の結果としての末

開文明の文化の變化を指すようであるが、(Ralph Beals, Acculturation in Anthropology Today, Chicago, 1953) ここでは一般的に接觸による變化と、それに伴う自生的變化を含む意味に使った。十一、十二、十三世紀におけるモンゴル人の文化變容については、後に觸れる。

6 異時代資料の使用は人類學者の間ですくなくないが、歴史家によっても時に利用される。ウラジーミルツォフもその一人である。しかし文化變容の存在が明かである時に、異時代資料を使用することは適當でないと考えられる。歴史家が異時代資料の利用に細心であるのは、獨立の學問としての史家の處置である。人類學者がこれに對して歴史家の Zeitangt (石田英一郎「文化史的民族學成立の基問題」民族學の基本問題所收、一三八—九頁參照)。と評するのは當らないと思う。

7 「成吉思汗實錄」、六頁。

8 同右、五〇—五二頁。

9 田中萃一郎譯、「ドーソン蒙古史」(昭和八年) 二九七頁。

10 Erich Haenisch; Steuergerechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft, Leipzig, 1940, 60.

11 アフガニスタンでは著者の見聞、イランについては Ann K. S. Lambton; Landlord and Peasant in Persia, London, 1953, 426.

12 元史「耶律楚材傳」。別迭の上言は、耶律楚材が稅制の確立をすすめたことに關しているのだが、年代ははっきりはわからない。

13 「金史」胥鼎傳。この一文は、すでに安部健夫が注意している。「元時代の包銀制の考究」東方學報、京都、第二十四冊、二三九頁。

14 元朝の投下制度については第四部、第二章を參照。

第二章　狩獵

古代（十一―二世紀）のモンゴル人にとっては、『富』[2]は主として家畜すなわちウマ、ヒツジ、ヤギ、ラクダなどを意味していた。これは現代の牧畜民においても變りはない。しかし、それだからといって、かれらの經濟生活が牧畜によってのみ營まれていたと考えるのは、大きな誤り、しかも陷りやすい誤りであるといってよい。[1]

家畜はたしかに遊牧社會におけるもっとも重要な富であったが、しかしかれらの日常生活のことごとくが牧畜に依存していたわけではない。狩獵も重要な生活手段であった。タルバガン[3]、シカ、野生ウマ、クーラン、カモ、ガン、白鳥その他の鳥類などの肉は、かれらの重要な食料を構成していた。もちろん家畜の乳製品も重要な食料品ではあったが、家畜の肉は決してしばしば食べたわけではない。家畜の乳は常住に利用したが、牧畜民にとって貴重な『富』或は資本財である家畜そのものを食用に屠殺するのは、限られた時においてのみであった。いくら牧畜民でも、そうそう日常に家畜の肉を食べていたわけではない。[4]動物性の食料としては乳、乳製品、とくに酸乳に水を割った飲みもの、バター、チーズ、馬乳酒、狩獵した野獸や野禽の肉、また河や湖水の近くでは魚類もしばしば食べた。木の實、草の根も、必ずしも困窮した時のみの食料ではなかったであろう。[5]チンギス・ハーンが幼少の時、父を失って、タイジウト族に捨てられ、母のホエルンが杜梨、山櫻の實、野蒜、辣韮、人參、山丹草などを採って、子を養ったということが「元朝祕史」一卷に見えている。穀食については後に第四章で詳述する。

「祕史」に最もしばしば、そして生き生きと描かれているのは、何といっても狩獵生活である。ドブン・メルゲン[6]はウリアンハン族が鹿を狩っているところに行き遇い、肉をもらい受け、その肉を貧しいマアリク・バヤウダイに與えて、その子を自分に隨身させた挿話は、巻一のはじめに見える。ドブン・メルゲンの末子ボドンチャル[7]が兄たちに捨てられて、オノン河の岸邊で草の蘆に住み、鷹を飼って狩獵生活をおくるさまは、なかなか文學的な筆致で描寫されている。

「祕史」全巻を通じて狩獵の記事には、とくに生き生きとした描寫が多い。これは「祕史」の筆者自身がモンゴルとして狩獵に特別の關心を持っていたことを示すものであろう。モンゴルの諸氏族の中には、「森の民」[8]とされているオイラート、ブリアート、ウリァンハンのような森林の狩獵民もあったが、大部分は主として牧畜によって生活し、家畜をもっとも重要な財産とみなしていた。したがって、かれらにとっては、狩獵は生活の補助手段、とくになにかの事故で、例えばさきに擧げたボドンチャルやチンギス・ハーンが自分の氏族に捨てられた時など、困窮した際の生活手段であったが、それと同時に平時ではかれらの最大の娯樂でもあった。モンゴル人の狩獵に對する嗜好は「祕史」のいたるところに現われている。チンギス・ハーンの死の原因となったのは、タングート人征伐の途中、野生ウマの巻狩の際に落馬したことであった。チンギス・ハーンは特に狩獵を好み、西域遠征においても巻狩中に野獸の突至に遇って危く逃れたこともある。またオゴダイ・ハーンもすこぶる狩獵を愛好し、自ら『四つの過ち』[9]としていたことのうちに、狩獵を過度に好むことを擧げている。さらに後になってフビライ・ハーンもこの上なく狩獵に關心を持った。鷹や豹を從えて狩獵に出る大カーンの威儀の敍述は、「マルコポーロ紀行」[10]のうちの壓巻であろう。

「祕史」に狩獵の記事が多いことは、古代モンゴル人の生活が狩獵に依存していたという證據には決してならない。むしろその反對の事實を示しているものと見てよい。元來、史書というものは、日常の事實、毎日繰り返される尋常

茶飯事は記さないものである。史書にとり上げられているのは、むしろ異常なことなのである。「祕史」に狩獵の記事がしばしば見え、時にはかなりの分量がそれにさかれている事實は、とりもなおさず狩獵は、當時のモンゴル人の日常生活においては、むしろ平常事ではないもの、すなわち困窮を示したり、或はレクリエーションや行事であったことを意味している。

狩獵とちがって、モンゴル人の主要な生活手段と考えられている牧畜に關しては、それが日常事であったために、かえって牧畜そのものの記述は「祕史」には稀れにしか出てこない。もちろん「祕史」中には當時の遊牧を覗わしめるに足る記述が存在しているが、それに關しては後に述べるつもりである。牧畜についての記述は、狩獵ほどまとまってはおらず、その記事はむしろ他の事項と關連して、斷片的に見出されるにすぎない。

ルブルクはモンゴル人は『狩獵[11]によってその食料の相當の部分を得ている』と記しているが、この記事はモンゴル人のうちのいわゆる『森の民』および或る狀態の下における遊牧民に關して傳えたものであろう。モンゴルの經濟生活における狩獵の意義を、わたくしは決して輕視しようとするものではない。しかしモンゴル人の生活一般においては、狩獵の占める位置は、經濟生活よりも、むしろさきに觸れたように、レクリエーションにも關係があるし、さらに部族や氏族の內部構造、またはかれらのあいだの社會關係における行事として、いっそう重大な意味をもっていた。こう考えると、史書としての「祕史」に、多くの生き生きとした狩獵に關する記事が見出される理由も、いっそうよく理解されるのである。

チンギス・ハーンがはじめてハガーンの位に推戴される時、アルタン、クチャル、サチャ・ベキ等がいったことばに『野[12]の獸を卷狩せば、先驅けて與えん、我等』とある。チンギス・ハーンがケレイト族のワン・ハーンと父子の誓をする時、『野[13]の獸の處に圍獵するには、一つに共に圍獵せん』と誓った。また君臣の道を說いて『野[14]の獸に先驅せさ

せられば、崖の獸は、その前脚を一竝に寄せて與ふるなりしぞ、我。懸崖の獸は、その後脚を一竝に寄せて與ふるなりしぞ、我。曠野の獸は、その腹を一竝に寄せて與ふるなりしぞ、我』といったチンキズ・ハーンのことばも見える。このことばの意味は、狩獵における行爲を以て君臣の關係を象徴したものであろう。この一文にあたる箇所は「親征錄」では『われをして諸君に從いて畋りせしめば、われもまた獸を遮りて崖に迫り、汝をして從って射るに便ならしめん』とパラフレーズされている。さらにチンギス・ハーンが制度を定める時、宿衞（ケシュク）の役目の一つとして『我等鷹使ひ圍獵する時、宿衞は我等と共に鷹使ひ、圍獵しに行け。車に（獲物の）半を分けて置け』と命じている。宿衞はモンゴル帝國の制度では重要なもので、眞の意味におけるハーンの親衞軍として『但我等（ハーン）の金の命を守る』ものであり、ハーン親征の時以外には出征しないものであった。チンギス・ハーンは宿衞は『鷹狩圍獵に行く時、働き合ふなり』といっている。野獸にトーテミックな意味があったかどうかということについては、「祕史」の劈頭にあるモンゴル人の始祖傳說『上天より命ありて生れたる蒼き狼ありき。その妻なる慘白き牝鹿ありき。騰汲思を渡りてきぬ。斡難沐漣の源に不兒罕合勒敦に營盤して、生れたる巴塔赤罕ありき』は在來も多くの學者の注意を引いていることはいうまでもないが、右の記事によって早急にモンゴルにおけるトーテミズムの痕跡を認めるわけにはいかない。ただこの種のオオカミ傳說は古い時代からユーラジア大陸に廣く分布していたことを注意しておく必要がある。これとともに、もう一つわれわれの注意を引く記事は、「祕史」の末尾に見えるオゴタイ・ハーンの『四つの過ち』のうちに『天地より命ありて生れたる獸を兄弟の處に住かんとて貪りて、圍の墻を築かせて止めて居たるに、兄弟より怨言を聽きたり』という一文である。この記事もまたあまりに簡單で、これによるだけの擴大解釋は危險であるが、『天地より命ありて生れたる』という句を單なる修辭と考えないならば、野獸に呪術的性格が、時にはあたえられていたという解釋も成立しないことはない。「祕史」に見える以上の例は決して充分だとは

いえないかも知れないが、古代の牧畜モンゴル人の社會においては、野獸の狩獵は多分に經濟外的（ノン・エコノミック）な意味をもっていたことを示すものと思われる。

右に述べたところから、古代モンゴル人の社會では、狩獵は單に生活の補助手段であったのみではなく、最も重要なレクリエーションであり、さらにそれは社會關係の象徴でさえもあった。後世には、マルコ・ポーロが巧みに描いているように、狩獵は大ハーンの權威の象徴でさえあった。このように考えてくるならば、「祕史」に狩獵の記事がしばしば現われることには何の不思議もなく、かえって狩獵の記事が多いことによって、現實の經濟生活において狩獵が占める地位を過大に評價してはならないことが知られるであろう。

そこでわたくしは古代モンゴル人のうちで「祕史」の所謂『森の民』を除いては、かれらの經濟生活において狩獵の占める地位は大きなものではなかったが、社會的には重要な象徴的機能をもっていたものといいたい。

ここでわたくしはウラジーミルツォフの見解を批判しなければならないことになる。『モンゴルの遊牧民は狩獵生活の殘滓を多く殘していた』といっているように、ウラジーミルツォフは明かに古い人類學者たち（同時にマルクス主義者たち）の形式的發展段階説をとっているようである。古代モンゴル人の經濟生活における狩獵（漁撈も含めて）の意味に關するかれの見解は、概して素朴な段階説につきる。モンゴル人は元來は狩獵民であったが、それがしだいに南下して草原地帶にひろがり、遊牧民に發展していったが、その一部は十一、十二世紀においても未だ森林部族あるいは狩獵部族の段階に止まっており、遊牧部族にもとの狩獵生活時代の殘滓、痕跡が見られる、とかれは考えている。同時にこの『殘滓』は單なる殘滓ではなく、牧畜だけでは生活できないので、すなわち食料獲得の手段として充分ではないので、これを狩獵（一部分は漁撈）で補っていた[19]、と述べている。

わたくしはここで採集→狩獵→牧畜→農耕という素朴な公式的發展段階説を批判しようとは思わない。しかしウラ

ジーミルツォフが段階説に囚われていることは確かで、それゆえにチンギス・ハーン時代の狩獵を單に『殘滓』と規定し、その社會的な意味を見失ってしまったものと考えざるをえない。

かれはわざわざ「祕史」に見える卷狩や狩獵の記事を二、三引用しながら、それを單なる戰爭の隨伴物であると説明し、娯樂にすぎないと解している。すなわちウラジーミルツォフはチンギス・ハーン時代における狩獵を以て生活手段として補助的、從屬的なものと見做している。この點はよいとして、かれが擧げた資料のみによっては、モンゴル人は十三世紀から遠くない時代において狩獵段階から牧畜段段に發展したと斷言することは不可能であるとともに、モンゴルにおける狩獵の社會的機能がまったく見おとされているのは遺憾である。この意味において、わたくしは後に述べるように、狩獵はチンギス・ハーン時代のモンゴル社會において、漁撈とは全く異る意味を持っていたと考えざるをえない。從ってウラジーミルツォフが、後に述べるように、純粹の經濟手段である漁撈を以て全く狩獵と同一の範疇に屬すると考えているのは、誤りだといってよい。

以上でモンゴル社會における狩獵の意義は明かにできたと思う。しかし同じモンゴル人の中でも、狩獵民がいたことは既に述べたとおりであるが、遊牧モンゴル人は狩獵民である同じ民族に對しては、かれらをやや異ったものと見なしていた。チンギス・ハーンは漠北の統一が完成し、千戶を任命する時に『[20]林の民より外なる忙豁勒(モンゴル)の國の千戶の官人を成吉思合罕の名ざしたる九十五の千戶の官人成れり』とした。この一文で見ると、どうも林の民すなわち狩獵モンゴルは別扱いにされていたらしく思われる。また他の箇所では『[21]……豁兒赤(ゴルチ)知りて、額兒的失河(イルテシ)に傍へる林の民に至るまで營盤を自在に營盤して、林の民を鎭むべく、豁兒赤萬戶を知れ』（營盤については第五章で詳述する）とあり、すぐ續いて『豁兒赤に相談無くては、林の民は、とにかく勿行(ナオコナ)ひそ。相談なくして行ふものをば、何ぞ猶豫(タメラ)はん』と見える。近くにいた『林の民』は早くからチンギス・ハーンに服屬したが、北西部に住んでいた狩獵民が完全

に服屬して、『白き海青ども白き騸馬ども黑き貂鼠どもを持ち來った』[22]のは、兎の年（一二〇七年）の右翼の皇子拙赤（ジュテ）の征伐以後のことで、この時の『林の民』の部族名は「祕史」巻一〇に記されている。すなわち斡亦剌惕（オイラト）、不哩牙惕（ブリヤト）、巴兒渾（バルクン）、兀兒速惕（ウルスト）、合卜合納思（カブカナス）、康合思（カンカス）、禿巴思（トバス）、乞兒吉速惕（キルギスト）、失必兒（シビル）、客思的音（ケスディム）、巴亦惕（バイト）、禿合思（トカス）（重出？）、田列克（テンルク）、脫額列思（トエレス）、塔思（タス）、巴只吉惕（バジギト）、などであるが、これらのうちにはオイラート、ブリヤートなど明かにモンゴルである部族が見いだされる。かれらは樹木、樹皮でつくった小屋[23]（「祕史」にテムヂンが族人に捨られて住んだと見えている『草[24]の菴の房』のことであろう）に住み、シカを飼い、海青 gerfalcon を馴らして狩獵に使用し、森林に棲む獸を狩り、またウマも所有していたことは、先きに引いた「祕史」の文のとおりである。

以上でわたくしがいおうとしたところは、モンゴルの主要な部分を占めていた牧畜部族の社會における狩獵は『林の民』の社會における狩獵とは、意義を異にしていたという點である。すなわち狩獵モンゴル人にあっては狩獵は手段であったが、牧畜モンゴル人にとってはそれは單なる經濟的手段ではなく、社會的な意義をもっていたということである。

註

1 前節、註一參照。

2 古代モンゴル人とゲルマン人とはこの點で比較が可能である。たとえばカエサルはゲルマン族は農耕民ではなく乳、酪、肉で生活しているとしている（De Bello Gallico, VI, c, 22）のに對し、百五十年後にタキトゥスはゲルマン人は農耕もするが、やはり家畜を最も高く評價すると述べている（Germania, cc. 5, 25）現在の牧畜民のうちで最もその生活形態において古代モンゴル人に近いと思われる Pushtu 人の社會においても右のタキトゥスがいっているような事實が見出される。

3 tarbaγa(n) ここで言葉の變化の面白い一例として、アフガニスタンの Hazara 族の間では tabarγan になっていることを記しておきたい。S. Iwamura & H.F. Schurmann; Mongolian Groups in Afghanistan, Kyoto, 1954, 514.

4 食生活については後に第四章でも觸れるが、「祕史」のところどころや「蒙韃備錄」の「糧食」の條、Carpini, Rubruck などにも散見する。

5 「實錄」、五一頁。

6 同右、八—九頁。

7 同右、一四―一六頁。
8 ウラジーミルツォフ、七三頁以下。
9 同右、六六二頁。
10 A.C. Moule; Marco Polo; The Description of the World, vol. I, London, 1938, 229―34.
11 W.W. Rockhill; The Journey of William of Rubruck to the Eastern Parts, 1253―55, etc., London, 1900, 70. 右のすぐ後にルブルクはモンゴル人の圍獵を次ぎの如く述べている。『かれらが野獸を狩ろうと思う時には、かれらは多勢で獲物がいることを知っている場所を取り圍み、しだいに卷き方をせばめ、ついに獲物を輪の中に閉ぢこめてしまい、それから獲物を矢で射る』
12 實錄、一一五頁。
13 同右、一九二頁。
14 同右、二三五頁。
15 小林高四郎譯「蒙古の祕史」昭和一五年（一五六―七頁）では次のようになっている。『野の獸に狩り出させられたならば、峯の獸の前脚を一並べに寄せて差上げるのであった。山崖の獸の後脚を一並べに寄せて差上げるのであった』
16 實錄、二八六頁。
17 同右、二七八頁。
18 ウラジーミルツォフ、七五頁。
19 同右、八七頁。
20 實錄、三三〇頁。
21 同右、三四三頁。
22 同右、三九九頁。
23 ウラジーミルツォフ「社會制度史」七三頁。
24 實錄、一四頁。

第三章　漁

撈

古代モンゴル人が野獣、野禽の狩獵以外に漁撈も行っていたことには疑いない。ウラジーミルツォフは狩獵的要素を輕視しているとはいえ、それでもなお多少の紙面をこれに割いているが、漁撈に至ってはほとんど無視しているに近い。かれがしばしば引用している「祕史」には、漁撈に關する記事が存在する。そして以下に述べるように十一、十二世紀のモンゴル社會における漁撈の意義は、狩獵のそれとは明瞭に區別されなければならない。

タイチウト族に捨てられたホエルンとテムジン兄弟は、最初は母のホエルンが『きりりと身拵へして、裾紮げ帶締めて、斡難河を上り下り走りて』木の實や草の根を採って子を養ったが、そのうちにテムジン兄弟は成長し、こんどは母を養うことになった。その手段は狩獵と漁撈であった。つぎに漁撈に關する部分を引こう。[1]

（テムジン等兄弟は）母を養はんと話し合いて、母斡難の岸の上に居て、釣する鉤を調へ合ひて、偏眼不具の魚を釣りて鉤に掛けて、針を鉤に曲げて、折不格、合苔喇（魚の名）を鉤に掛けて、漁網を結びて、魚の子、魚を撈ひて、却ってその母を養へり。

一日、帖木眞、合撒兒、別克帖兒、別勒古臺四人一處に居りて鉤を扯ける中に、一つの光る鎖豁孫（魚の名）入りけり……

この時のテムヂン等母子は族人とは離れ、全く單獨孤立で、木の實、草の根を採り、『檜[2]の木の鍬』のような原始的

な農具を自製して多少の農耕を行い、また野鳥やタルバガンなどを射たり、右のように魚を取って生活していた。住居は、おそらく先祖のボドンチャルがやはり同じように族人に捨てられた時にやったように『草の菴の房』を作って住んでいたものであろう。この時のテムジンらの生活は、全く牧畜生活とは離れ、採集、狩獵、漁撈、原始的農耕などで手あたりしだいに生活の資を求めたロビンソン・クルーソー的生活であった。

しかし右に引用した記事で明かであるように、かれらは『針を鉤に曲げて』『鉤を調へ』ることを知っており、その上に『漁網を結んで』魚を取ることもできたのであり、金色の大きな魚を釣り上げるだけの釣の手段、方法も知っていたのである。この記事からわれわれが推測できることは、かれらが一族から捨てられ、孤立する以前に既に漁撈を知っていたということである。すくなくともホエルンは漁撈の方法はよく心えており、それを子供たちに教えたものであろう。そうでなくては、自ら鉤や釣糸を作り、漁網をこしらえるなどいうことは、できるものではない。この記事一つによっても、當時のモンゴル人のあいだでは、漁撈ということが相當廣く行われていた事實を證するに足るものである。

ワン・ハーン、テムジン、ジャムハが連合してメルキット部を討った時の記事に『乞勒豁河に居る魚取、貂鼠取、野獸取、散りたる者ども』という一文が見える。このものたちはテムヂンらの軍の進擊をメルキット族に報知したのであるから、かれらはおそらくメルキット族か、それに近い部族のモンゴルであったにちがいない。

魚の名前は折不格[4]、合荅喇、鎖豁孫と三つ出ているが、その外に「祕史」巻十二に見える拖雷の言葉の中に『禿魯の背を我割きたり。乞列篾の背を我割きたり』とさらに二つの魚名が擧っている。祕史のような書物に、種類の比較的すくない河魚の名が五つも見出されるというのは、寧ろ驚くべきことである。

漁撈については、祕史以外の資料にも見えている。中國側の資料では「長春眞人西遊記」にいまのダリ・ノール附

近を記して『始めて人煙、聚落あり、多く釣耕を以て業となす』とある。この聚落がはたしてモンゴル人のものであるか、あるいは中國人のものであるかは、テキストそのものからは斷言できないが、もっと後のことであればともかく、長春眞人の西遊當時のこととしては、中國人の可能性はすくない。ところが後段に、さらにケルレン河の注ぐ湖の岸において『風浪、大魚を漂出し、蒙古人各々數尾を得たり』と述べている。この記事から類推して、まえの記事もモンゴル人に關するものと考えることができる。ただし、そのまえの記事には『釣耕』とあるので、その『耕』をどう解するかという問題が起きるが、古代モンゴル人の農耕については次章で詳說する。

資料はこれのみにとどまらない。「黑韃事略」に韃人（モンゴル）の食料として擧げられているもののうちに、はっきりと『河源之魚地冷可致』と記されている。これでモンゴル人が魚を食べていたことは疑いなく、しかもかれらが魚肉を食したのは必ずしも困窮の際ではなく、食魚の慣習があったことが知られる。さらに張德輝の「塞北紀行」にも『驢駒（ケルレン）河の水、東注し甚だ湍猛なり。居人いう。中に魚あり、長さ三、四尺ばかり、春夏及び秋に之を捕うるにみな得る能わず。冬に至って氷を鑿って而して得るなり』と見えている。この後段の冬にのみ捕るというこの種の漁法は北海道、シベリア、北ヨーロッパ、北アメリカ等でも行われている。とにかくケルレン河で魚を捕っていたことはまちがいない。

まえに引用した「祕史」の記事を補うに「西遊記」「張德輝紀行」の記述があれば、古代モンゴル人に漁撈と食魚習慣があったことの證明には、充分ではないかと思われる。しかし、ついでにこれらの中國側の資料以上に觀察と記述が正確である西洋の同時代資料が存在する。それはギョーム・ド・ルブルクの紀行である。かれの記述は一般に驚くべきほど正確で、その觀察の精密さにおいてはマルコ・ポーロを凌駕するものがある。ルブルクは數箇所でモンゴル人の漁撈と食魚の習慣について記している。まずタナイス（ドン）河附近にいるタルタル人（モンゴル）について記

し、『われわれは魚で滿たされている多くの美しい流れを越えたが、タルタル人たちは魚を捕えることも知らなければ、またかれらが羊肉を食べるように魚肉を食べない限り、かれらは魚に注意を拂わない』といっている。ところがかれがさらに東に進み、カラコラムにくると、そこには大きな魚があり、そこのネストル教徒と共にそれを食べたことを述べており、また Su-Moal は牧畜はしないで、漁撈と狩獵で生活しているといっている。このスゥ・モアールをルブルクより數年前（一二四五―四七年）にほぼ同じ場所を旅行したピアノ・デ・カルピニは Su-Mongal と呼んでいる。このスゥ・モアール或はスゥ・モンガルが、「黑韃事略」など中國資料に見える水韃靼に當たることは、ルブルクが『スゥ・モアールとは水邊のモアールである』と説明を加えていることによっても明らかである。ただしルブルクのこの記載には西洋の學者が早くから注目し、注解を加えていて、ロックヒルなどはダウェザック、クラプロート、ハンマーなどによって、スゥ・モアールはモンゴルではなくトゥングースであろうとしている。しかし實はハンマー・プルグシュタールは Wassaf に見える Su Moghol の Su は ペルシア語 sú で Yeke Mongol すなわち大モンゴルあるいは眞のモンゴルに對する『惡い、劣るモンゴル』であろうとしている。そうすれば、ここに疑問が起るのは、なにゆえルブルクが『水邊のモアール』と注釋を加えたかということである。或はペルシア語でスゥ・モゴールというのを中國人か中國語を知ってる者が『水』と解して、ルブルクに傳えたのかも知れぬが、それではあまりに牽強附會に過ぎはしまいか。ロックヒルはスゥ・モアールが漁撈を營んでいたことから見て、モンゴルではなくトゥングースであろうと考えたことに對して、前に述べてきたようにモンゴル人が漁撈を行っていたことにはほぼ確證がある以上、漁撈を營んでいたという理由でこのスゥ・モアールをモンゴルではなくトゥングースだとすることは、論理的ではない。從って、これを水韃靼とすることには一向に不都合はないと思われる。

そこで問題は、むしろルブルクがドン河附近のモンゴル人が魚に關心をもたないと記している點であるが、この解

決はそれほど困難ではない。すでに述べたように、モンゴル人は牧畜以外に狩獵、漁撈も營んでいたが、それはモンゴルの種々の部族の住地の自然的條件によることが多く、ただ主要な部族、とくにチンギス・ハーンの手足となって活躍した部族の經濟的基礎は牧畜であった。ところが、たまたまドン河附近に駐留したモンゴル人は、かつて漁撈の經驗のあった部族であると考えればよいであろう。牧畜的なモンゴル人も環境に應じて容易に漁撈民に變わることは、カスピ海沿岸の漁夫には現在もモンゴル人がいることでもわかる。もっともカスピ海沿岸のモンゴル漁夫は、古代モンゴル人が殘留したものではなく、カルムィク（トルゴート）がエカテリナ女帝の時代に逐われて、ふたたび東方に移動する途中、落後してカスピ海附近に止まったものである。

註

1 實錄、五二―五三頁。

2 同右、五一頁。小林譯（五一頁）では「槍の棒」となっており、原語 siro についての註記がある。これはいわゆる digging stick のことであろう。現在でもカラコラムやヒンズー・クッシュ山脈中の農民は鐵ではなく、木のシャヴェルを使用し、先きが磨滅すると取り換える。柄と先きとは別々になっていて、革で縛っているのである。

3 同右、九五頁。

4 田村實造、今西春秋、佐藤長著「五體清文鑑譯解」によれば折不格は jibege (16753, etc.) 合者喇は hadara (16790) 鎖懇孫は sogosu (16812) 禿魯は tulu (16751) でみなマス科のサカナらしいが、說明はいずれも簡略でよくわからない。乞列簍は世祖フビライの膳醫忽思慧の「飲膳正要」巻三に乞里麻と見えるサカナに當たるものと思われる。他の四種は、川マスやイワナのようなあまり大きくない川ザカナらしいが、この乞里麻は大魚らしく（たぶんサケ）五、六尺に達するものがあり、『遼陽東北の海河中に生ず』と見えている。

5 W. W. Rockhill; The Journey of William of Rubruck to the Eastern Parts of the World, 1235—55, as Narrated by Himself with Two Accounts of the Earlier Journey of John of Pian de Carpini, London, 1900, 97.

6 Rockhill, ibid, 197, note 1.

7 Hammer-Purgstall; Geschichte der goldenen Horde, Pesth, 1840, 37.

第四章　農　　耕

モンゴル人と農耕といえば、モンゴル人を遊牧民と見なし、牧畜と農耕を對立させる通念、あるいは常識に眞向から反するように響くかも知れない。

モンゴル人を牧畜民とすることに關しては、異議のあるはずはない。古代モンゴル人の大部分の經濟生活の基調が牧畜であったことには、疑う餘地はない。以下にわたくしが述べようとするところは、モンゴル人の經濟生活における農耕の意義とその比重を正しく把握するためにすぎない。現代を工業時代というが、それにもかかわらず國民の經濟生活において占める農業の比重も決して輕くないと同様に、古代モンゴル人の牧畜經濟においても狩獵、漁撈、農耕は、おのおのある程度の比重をもっていたのである。前章で述べたように、モンゴル人の『富』は、主として家畜、ヒツジとウシであり、とくにかれらの發展期にあってはウマであった。本章では在來ほとんど見逃がされ、しばしば無視されてきたモンゴル社會における農耕の位置とかれらの經濟生活における農耕の比重を再評價してみたい。

ウラジーミルツォフは「我々の資料及び參考書中には、若干の場所で古代蒙古人が定着し、農業と漁撈を營んでいたことをほのめかした部分がある」[1]と述べている。これは中國側の資料に基いたもので、「長春眞人西遊記」及び張德輝の「塞北紀行」に見える記事によるブレットシュナイダーなど西洋人の飜譯、研究を指しているものである。長春眞人はダリ・ノール附近について、すでに引用したように『始めて人煙、聚落あり、多く耕鈞を以て業となす』と記

している。この文中の『釣』についてはすでに述べた（第三章）。ここの釣耕を業としている民が、はたしてモンゴル人であるか、または中國人、あるいは西域人であるかは斷言できないが、モンゴル人である可能性もすくなくはなく、またモンゴルの捕虜として連れてこられた漢人あるいは西域人の隷民であったかも知れない。つぎに張德輝の紀行を見ると、ケルレン河の附近において『瀕河の民、漢に雜うるに蕃を以てし、稍々居室あり、みな土を以てこれを冒し、また頗る種藝麻麥あり』と記している。『漢に雜るに蕃を以てし』とある以上、漢人が農耕を營んでいたことはたしかで、ただ蕃というのはどの民族を指すかは明かでない。モンゴル、トゥングース、さてはトルコ系民族かもわからない。しかしこの地はモンゴル領であるから、すくなくとも地主や耕作者の一部は、モンゴルであった蓋然性は高いと考えるほうが當っているのではあるまいか。

また「西使記」には、ベシュバリックの北五百里の龍骨 Ulungur 河附近では漢人が農耕を營んでいるとはっきり記し『二麥、黍、穀あり』といっている。そしてこの記事の直後には、乞則里八寺 Kizilbash 湖すなわち Ulungur 湖があり、それから西行して業瞞城に達し、さらに西南行して孛羅城に到ったが、そこでは『種るところはみな麥、稻』である、と記されている。業瞞はおそらく Imil の音譯であろう。孛羅は完全な比定はできないが、そのあとに湖水にいたり、それから西南して阿里麻里 Almaliq に至ると記している。であるから、とにかく北緯四五度以北にあったにちがいない。そうすれば、緯度からいってオノン、ケルレン、トラ、セレンガ河流域地方とほとんど同じ地域になる。もしこのテキストの『稻』がイネではないというのであれば、話は別であるが、イネでないと考える方が無理であろう。

長春眞人や張德輝や常德がいっているところから判斷すると、モンゴルか、すくなくともモンゴル支配下の隷民が、この地方で農耕を營んでいたことは、ほぼ疑いないところと考えられる。というのは、實際に農業に從事してい

たものがかりにもモンゴル人ではなかったとしても、單に自家消費のためにのみ農耕をしていたのではなく、その收獲を交易、あるいは收奪によってモンゴル人に供給していたと考えられるからである。張德輝の紀行には後段に『食は則ち羶肉を以て常となし、粒米は珍となす』と記している。この文で見ると、何か肉ばかり食べていたように思われるが、實はむしろ乳製品が日常のものであったことは、すでに第二章で述べた通りである。

後に述べるように、古代モンゴルが比較的に早くからコメを知っていた證據は他にもある。しかしかれらがコメを知ったのは中國人と接觸した結果ではなく、西方との接觸によるものであろう。第一に北中國ではムギの栽培が主であり、北中國人の食習慣から見てもムギであった。第二にモンゴル人は、その征服事業の初期においては東南よりもむしろ西南を指向し、早くから中央アジアと接觸していたが、中央アジアのオアシスでは非常に古い時代からイネの栽培が行われていた。そこで問題は、古代モンゴル人の食習慣における穀食の有無と、もし穀食の習慣があったとすれば、その種類と程度である。

しかしこの問題にはいるまえに、第一にウラジーミルツォフも擧げている「祕史」に見える農耕關係の記事に觸れておく必要がある。ウラジーミルツォフはいう『[3]セレンガ河畔に、森林の民と境を接しこれと屢々關係を持ちつつ住んでいる蒙古諸部族の一、メルキット族はムギ粉を使っていた。このムギ粉は遠方から運んで來たものにちがいない』（傍點筆者）これは疑いもなく「祕史」卷六に『[4]篾兒乞惕の民を虜へて、彼等のあまたの馬群、宮室、彼等の田禾都てを取りて、罕額赤格に與えたるぞ、我』という箇所によったものであろう。そこで問題はこの田禾という言葉である。

田禾は傍譯である。モンゴル語では塔里牙（田禾）惕（每）となっている。那珂通世はこの傍譯をそのまま採用し、小林高四郎は『[5]田畑』と譯し、ポール・ペリオは[6]grains と譯している。tariyat は別にむずかしいことばではなく、田畑という意

味と田畑で取れる穀物という意味で、ここでは田畑とも穀物とも考えられる。もし土地としても、それはもちろん牧地ではなく、農耕地の意味である。それをウラジーミルツォフやペリオは穀物の方に重點をおき、小林は土地の方に重きをおいて譯したものであろう。傍譯の田禾をそのまま譯せば穀物になるが、本來の意味は穀物を栽培する土地で、それから取れる穀物をも意味する。だからウラジーミルツォフのように、穀物のみと限って、しかもそれを遠方から運んできて貯藏してあったもののように解するのは、ゆきすぎであるように思われる。穀物を奪ったというよりは、田畑の物を掠奪したと解する方が、自然であろう。なにもオアシスの農耕民から奪ってきたり、交易して貯藏しておいたものと考えるまでのことはない。だから右の文は、メルキット族の領内に耕地があったと考えるほうが、すなおな解釋であろう。

直接に農耕に關する「祕史」の記事は、右以外には見あたらないようである。ただ『田畑のもの』にあたる言葉は、「祕史」の他の箇所にも見えている。それは卷十一の西域遠征の條に『脫忽察兒は、罕籛里克の傍の城どもを侵して彼の田禾を掠めき』という記事であるが、これは西トルキスタンのオアシスを攻めた時のことであるから、モンゴル人の農耕には關係がない。那珂がここで田禾と譯しているのは「祕史」モンゴル文では塔里牙只泥 tariyačin-i で、耕地ではなく、作物の意味であり「畑に植えたものを」の意味である。

しかし右のような瑣末な點の議論は、あたることもあり、あたらないこともあり、あまりあてにならない。それなら「祕史」には、間接にでも農耕の存在を示すような他の記事はないであろうか。また「祕史」以外の資料ではどうであろうか。

「祕史」、卷一に孛端察兒の子孫が分かれて、おのおのクランをたてることを記した中に『合闌歹の子どもは、粥飯（蒙語不荅安）を爭い腦頭無き（兄弟の間に長上なき）故に、不荅阿惕姓と彼等は爲れり』とある。傍譯の粥飯はモンゴル語 buda'an

でこの一文は粥を食習慣とするものがあったことを示している。ところがここで思い浮ぶのは、合嚫歹の子供たちが『腦頭無き』民で、不苔阿惕姓になったという點である。またここで思い出さざるをえない「祕史」の一節は、孛端察兒がその兄たちを語らって、統格黎克（トンダリク）小河の濱にいた『頭蹄なく齊等な……容易き民を襲』って捕え、その馬群、糧食を奪い、かれらを家人とし、その住家を取り上げたという一節である。『腦頭無き』とはおそらく『頭蹄なく齊等な』ということと同じ意味であろう。これは強固なクランに組織され、遊牧を主として移動し、掠奪、戰鬪を好む部族に對して移動せず、農耕、狩獵、漁撈などを業とする溫和な部族を指すものではないだろうか。粥を好むから不苔阿惕となったというのは、農耕を業とすると解されないだろうか。腦頭無きとは、戰鬪組織をもたない農耕を主とする部族を意味しはしまいか。このように解釋する餘地はかなりあると思われる。またかりに一歩を讓って、右のような解釋をゆきすぎとしても、とにかくモンゴル人のあいだには穀食の習慣を有する者があったことだけは疑いをいれない。不苔安は必ずしもコメの粥とは限らないし、むしろアワのようなものの粥と見るほうが妥當であるかも知れない。そこで、イネが果して緯度の高いオノン、ケルレン上流の地などで栽培できるかという問題が起きてくる。中央アジアでは一五〇〇メートルを越する高地においてさえイネが栽培されている。[8]夏期に日光に惠まれ、水さえ豐富であれば、イネの栽培は敢て不可能ではない。モンゴル高原であろうと、シベリアであろうと、イネの栽培があったかどうかという問題は、可能か不可能かという問題ではなく、必要と意志の問題であると同時に、經濟的に引き合うかどうか、いいかえれば、そのために費した勞力その他に見合うだけの生産があがるかどうか、という問題にすぎない。

ところで十三世紀以前のモンゴル高原は『多き國民は、反きて居りき。臥處にも入らず、掠め合ひたり。地皮ある地は、飜りてありき。普き國民は、反き居りき、衾にも臥さず、攻め合ひたりき。かかる時には、〔互に〕用心して、〔外に〕行かざりしぞ。〔家に〕躲れて、〔外に〕行かざりしぞ。〔一族〕親みて、〔外に〕行かざりしぞ。〔行けば〕殺

し合ふこととなりしぞ』。祕史卷十一というような部族の分裂、對立の不安定な時期であった。このような時代に南や南西の遠い西域や中國とモンゴルが交易關係にあったとは考えがたい。したがって、もし不荅安をコメの粥とするならばイネは現地で栽培されたものだという蓋然性のほうが大きい。またかりに不荅安をコメ粥ではなく、アワやヒエやムギのような穀類の粥としても、不荅阿惕が農耕を営んでいたという說は變らない。さきに引いた「祕史」の一節からも推定されるように牧畜を主とする部族から見れば、農耕を営む部族は輕蔑するに値する者と眼に映じたに違いない。農耕は狩獵とはまったく異り、漁撈に較べてもさらに賤むべき生活手段だと考えられていた。これはアジアの乾燥地帶に共通した現象である。この乾燥地帶における生業は、オアシス及び峽谷の農耕と都市及び町の商業と手工業とそして草原の遊牧であるが、一般的にいって遊牧民は農民に對して蔑視の傾向をもっている。わたくし自身が一九五四年から一九六〇年に數回にわたって調査した中近東の遊牧民を例にとってみても、かれらは例外なく農民に對して輕蔑の情を抱いていた。その理由としてかれらが述べるところは、農民は『土地にへばりついている柔弱な民で、遊牧民のような困難には耐えられない』ことと『貧乏な』ことである。前者はいわゆる價値觀の問題である。遊牧民からみれば、農民の生活には變化がなく、したがって危險もすくないが、同時に自由もないものと眼に映じるにちがいない。逆に農民やオアシス住民にとっては、家畜群を率いて、數百キロの長距離を移動しなければならない遊牧民の生活は危險な生活である。時には、氣候の激變や疫病で一擧に家畜の大部分を失うおそれのある生活は、あまりありがたくない生活と考えられるであろう。このような價値觀の相違から遊牧民が農民を蔑視するのは主觀的であるということもできるが、しかし農民は『貧乏だ』という點には、すこし說明を加える必要があろう。

遊牧民の通常の一家族の所有家畜頭數は、他の家畜をヒツジに換算して約一〇〇頭である。（この點については第六章參照）現在、中近東の遊牧地帶において羊一頭（毛皮用のカラクリ・ヒツジを除く）は邦貨にして二〇〇〇圓か

ら三〇〇〇圓ぐらいであるから、平均二五〇〇圓とすれば、その家畜の價格は二五〇、〇〇〇圓ということになる。ところがオアシスや峽谷の農村は大地主制であって、少數の地主以外は小作人か、あるいは被雇者であって、農奴に近いものさえある。かれらの大部分は、一片の土地ももたないどころか、住居や農器具にいたるまで地主の所有で、かれらのもっているものといえば、自分の身體（勞働力）だけというのが普通である。しかも生產における收奪ははなはだしく、收獲物の五分の一の所得というのが通常である。このような農民の狀態を、一家族平均一〇〇頭のヒツジを所有する遊牧民に較べるならば、遊牧民が農民を目して『貧乏だ』というのには理由がある。以上の事實は現在の中近東の遊牧民と農民に關するもので、わたくしは敢てこれがそのまま中世モンゴルの狀態に當てはまるというつもりはない。しかし乾燥地帶の牧畜（遊牧）はその本來の性質上、現在においても中世と大きな相違は存在しない。遊牧という牧畜の形式は、次章で詳述するように、土地利用法としてはまったく前近代的で、著るしく非能率なものである。遊牧の近代化ということはありえない。もし遊牧が近代化するならば、それは遊牧の消滅を意味するにほかならない。それゆえ、われわれがいま論じている十三世紀のモンゴル遊牧社會と現在の乾燥地帶のそれとのあいだには本質的な相違がないとすると、中世においても農民が遊牧民に『腦頭なき』ものとして輕蔑されていたことも理解し得るであろう。だが農耕を專業とする民が輕蔑の對象になっていたということは、遊牧民が農耕を營まなかったということではない。かれらにとって農耕は補助的な意義しかもたなかったので、この意味においても農耕は高く評價さるべきものではありえなかった。次章で述べるように、遊牧民は農耕も營んだが、もし情況が許せば——すなわち經濟外的手段による收奪が可能な時には——農耕はこれを卽座に放棄したのである。

遊牧はモンゴル人の經濟生活の基礎であった。狩獵は生活の補助手段であるとともに、社會的に特殊な意義をもっていた。漁撈も生活の補助手段であったが、經濟生活に關する限り、農耕はより以上に重要な地位を占めていたと思

われる。古代モンゴル人の經濟生活における農耕の位置の問題は、つぎに述べる遊牧の形態とも關係があるので、その時にふたたび觸れることにして、いまは農耕と食習慣に關する資料をもうすこし調べてみよう。

そこでこの『粥飯』について多少つけ加えたい。「蒙韃備錄」に『近來、中國の人を掠めて奴婢となし、必ず米食してのち飽く、故にすなわち米麥を掠め、劄寨に於てまた粥を煮て食す。かの國にまた一、二處、黒黍、米を出すあり、かれまた煮て解粥をなす』（解粥は水を加えた粥）と見えている。卒然とこの文を讀めば、穀食は中國人を捕虜にしてのちにはじまったようにもとれるが、そうではない。前揭の「祕史」の粥飯の記事は、もちろん漠北統一以前のことに屬する。したがって「備錄」よりは「祕史」によるべきである。『米麥を掠めた』というのはおそらく事實であろうが、右の記事からすると、中國人を捉えてきて耕作させたことも考えられる。『黒黍、米を出す』と書いてある以上、假りにイネは別としてもムギ、キビの類の耕作は疑いなく、「備錄」の記載のみに賴るとしても、すくなくともある程度の農耕の存在は否定できない。ここでもう一つ思い出すのは、ルブルクの次ぎの記事である。『[9]マング・ハーンはわれわれ（ルブルク一行）がきたと聞いて、われわれを呼び寄せた……かれ（マング・ハーン）は幾人かの侍臣とともにおり、そして頭痛を癒やすために泥のような液體、すなわち粥を盛った碗から飲んでいた』この文中の粥はpastaなわち英語のpasteである。これこそ「祕史」の譯者の粥飯で、モンゴル語の不苔安にちがいあるまい。

元曲「破天陣」に『若不是你這等的撒因答剌孫米罕管待我呵、我怎肯替你擒拿揚六兒』という一節がある。その意味は「もしお前がこのよい酒と肉で俺を御馳走しないならば、お前のために揚六兒をつかまえやれるものか」という味である。撒因はモンゴル語sayin、米罕はmiqanであることはいうまでもないが、答剌孫[10]darasunは穀物から作った酒であろうと思われる。モンゴル人の馬乳酒についてはよく知られているが、また密酒や葡萄酒も飲んだし、同時にdarasunや[11]bagniという、穀物から醸造した酒も愛飲した。ここで問題になるのは、後の二つである。バグニ

はペリオも考證しているように、古いトルコ系のことばで、オドリコがこの言葉を杭州で耳にしたというのも、多分トルコ系の西域人からであろう。ところがダラスンの方はモンゴル語である。

ダラスンはルブルクの紀行には terracina という形でしばしばでてくる。かれはこれはコメ、またはキビでつくった酒と説明している。これで「蒙韃備錄」の「黑黍、米」の見當もつくというものである。テラキナすなわちダラスンは、すくなくともルブルクには四回でてくるし、カルピニもまたこの酒について述べている。モンゴル人が愛用した酒のうちで、密酒（ルブルク、カルピニの bal）と葡萄酒はモンゴル人が元來、飲んでいたものではなく、西方から輸入したか、あるいは西域征伐後に製法が傳えられたものであることは確かである。しかし馬乳酒とダラスンはモンゴル個有のものらしく思われる。[12] ロックヒルはダラスンもまた中國かキプチャック地方から輸入されたものだろうと述べているが、これは根據を明かにしていない臆測にすぎない。馬乳酒の製法を知っていた以上、穀類からの酒釀造法を知らなかったとはいえない。ことにダラスンという名前がモンゴル語以外の言語によって説明する必要がない限り、モンゴル個有のものであったと考えるべきであろう。またかりに、一歩譲って外來物であったとしても、古代モンゴルのあいだではすでに穀物から釀造したこのアルコール飲料は、馬乳酒と同樣に廣く飲用されていたことには疑いない。

すでに穀類が栽培されていたと考えられる以上、その穀物は食用にも供されていたのは當然であろう。この點については、さきに不苔阿惕の起源のところで觸れた。ダラスンがコメまたはキビからつくられていたとすると（[13] ルブルクはダラスンを米の酒 crevisia de riso と呼んでいる）、またかりにキビの類などからつくったとしても、それらの穀類を同時に食用にしていたか、あるいはむしろ食用が主で、飲料につくるのは從であったと考えるのが妥當であろう。それならば、ルブルクにはモンゴルの穀類の食習慣を示す記事が見出されるだろうか。

ヴォルガ河附近のモンゴル人について述べている箇所で、ルブルク[14]はモンゴルの貴族たちはムギ粉、キビなどを多の食料として、南の國にあるかれらの所領から運ばせくる、と記している。またカラコルム[15]ではキビを炒ったものをが主もな食料であった。

まえに述べたように、遊牧民でも決して肉を主食としていたわけではない。乳、乳酪の類とともにコメ、ムギ、キビ、マメの類が日常食であった。モンゴル人が北中國や中央アジアのオアシスを征服する以前には、かれらはおそらく、ある程度の耕地を持ち、ある程度の農耕を営んでいたものと考えられる。

さて古代モンゴル人のうちには、ウラジーミルツォフ[16]もすでに指摘しているように、草原あるいは牧畜の民 ke'er-ün irgen と森林又は狩獵の民 hoyin irgen とがあった。しかし「祕史」を讀むと、このほかにも他の種類の民があったことがわかる。「祕史」の著者はしばしば生活手段によって社會を分類している。すなわち右のほかに『天幕[17]の房ある、駱駝の駄(に)くるある』民があり、この社會は同時に『動[18]かぬ営盤ある、築きたる城ある者』であった。この社會は「祕史」ではオアシスの定着民で、農耕とともに牧畜も営み、またラクダの隊商貿易を営む商業民を意味している。すなわちオアシス都市の周圍に耕地があり、その中心に城壁を廻らした町があり、その町には市場が設けられ、市場の商人は同時に隊商を遠距離または仲繼貿易に派遣していた。したがって「祕史」の著者はこのようなオアシス社會を『城あり』そして『天幕の房』と『駱駄の駄くるある』民と呼んだものであろう。このように遊牧民たる『毛氈の帳牆ある國民』と狩獵民である『林の民』とオアシスの農耕民と商業民である『城ある』『駱駝の駄くるある』民を「祕史」の著者は區別しているうえに、ただ一箇所ではあるが「祕史」には『板[19]の門ある』民というものが見えている。

「板の門ある」民ということばは、わたくしの失檢でないならば、ただ一箇所にしか見えない。いったい『板の門

ある』民とはなにを意味するのだろうか。この箇所は「祕史」では『合卜荅孫、額兀迭帖』で別に疑問もない。前後のコンテクストから見ても、また那珂と小林の譯もほぼ同様であり、要するに人民すなわち領土を分けあたえる時のことをいったもので、毛氈の帳幕ある民と板の門ある民との二つの種類に分けていったものである。前者には、さきに述べたように遊牧民、あるいは商業民も含まれていたのかも知れない。ところで『板の門ある民』というのは、農耕民らしく思われるが、オアシスの民は『土牆のある民』だから、これに當たらない。それにオアシスの家は土造で木は柱と梁だけで、板の門は使わない。林の民でないことはすでに明かである。そこで考えられることは一つしかない。それは住居に木材を使用する民である。住居に木材を使う民といえば、木材の豐富な地、すなわちオノン、ケルレン、トラその他の河の流域でなければならない。そうすると、モンゴル部の興こった地方である。そこには水は豐富であり、樹林もすくなくない。しかし、そこは遊牧民の住地ではなかったのではなかろうか。

この疑問に對する答えはつぎの如くである。モンゴル遊牧民には二つの住地、すなわち冬の住地と夏の牧地が定まっており、冬の住地は低くて風の當らない、日だまりのする暖い土地で、夏にはそこは暑く、水がなくなり、草は枯れて、家畜の飼養に適さなくなるので、毎年、同じ高地すなわち夏の牧地に上る。したがって冬の住地ではおそらく農耕も行なっていたにちがいない。そして夏がきて牧地に移動する時には、家人の一部の者を殘して、耕作地の世話をさせていた。かれらの必要とする穀物の一部は、オアシス都市や中國という遠隔の地からわざわざ運んでこないでもこと足りた。古代モンゴル人の經濟は、閉鎖經濟、自給自足經濟であって、遠方から掠奪してきたり、隊商から買ったりするようになったのは、早くともチンギス・ハーンによる漠北統一時代以後のことであろう。それ以前には、食料のように量を多く必要とする物が、商品としてオアシス、あるいは中國から規則的に輸入されていたとは考えられない。もちろん漠北に匈奴、柔然、突厥、契丹のような統一國家が成立した時代には、ある程度の畜産品と穀

類との交易は行われたが、それが漠北の遊牧民の需要の全部を充たし得たものとは考え難い。そのうえこのような遊牧社會と定着社會とのあいだの交易關係はかなり不安定なものであったにちがいない。したがって遊牧社會においても、常時においては農産物需要の大部分は自給自足に俟ったものと考えられる。

モンゴル遊牧民は、もちろん畜産をもってその主要な生活手段とはしていたが、同時にこのように多の住地ではある程度の農耕も営んでいた。そして牧地に移動する時がくると、一部を多の住地に止どめ、それらのものはおそらく農耕を專ら行うように分化、分業化していたものと考えられる。あるいは、このような農耕者は遊牧民の隷民的なものであったのかも知れない。こう考えると『板の門ある者を離して與えよ』という「祕史」の句は、よく理解されると思う。それで『板の門ある者』とは、おそらく多の住地で農耕を営み、木造の住居に住むモンゴル人、ないしはその隷民であったと解したいのである。

さらにモンゴル遊牧民の住地には、移動しない木造の家屋があって、農耕者はこれに住み、遊牧民も多期においてはこの種の固定的な家屋を利用したものと思われる。たとえば「祕史」には『床』と思う言葉がすくなくとも三回見える。「實錄」卷二に泰赤兀惕がテムヂンを追って『鎖兒罕失喇の家、車、床の下に至るまで捜して』[20]とある。小林譯はすこし變って、この床を『腰掛』と譯し、またペリオは『寢臺』[21] lit としている。この箇所の原文は『鎖兒罕失喇因 格兒圖兒 帖兒干圖兒 亦薛里因 朶羅 古兒帖列能知周』である。

小林は注して isen[22] は傍譯に『床』とあり、之は古くから『寢床』或は『臺』を意味し、今日の中國語で謂う地板（床）に當るのではない。「至元譯語」、車駕門にも isin とあり、現代の蒙古語では（馬に乘るための）踏臺、腰掛、床几だとしている。このことばは Kowalewski, 283 に見え、ペリオは『寢臺』lit の譯を採り、小林は『腰掛』を採ったものであろう。ところが、人を求めて腰掛の下を捜すというのは、はたしてどうであろうか。また人が隱れ

ることができるほど大きい寝臺を移動に際して持ち運んだであろうか。それは考えられない。ここではどうも天幕ではなく、固定した家の床か、寝臺を意味するのではあるまいか。次ぎに卷五に『房[23]の內に一匹の小羊を殺して、床もて煮て』とある。これを小林譯では『房車[24]に一匹の羔を殺して床の木で煮て』となっている。小林[25]は楊允孚の「灤京雜詠」を引いて、豁室qoxを『房』でなく『房車』とし、亦薛里をここでは『腰掛』でなく『床』と譯している。ペリオ[26]は豁室をテントと譯し、亦薛里をここでも『寢臺』 couche と譯している。すなわち小林は亦薛里を異る箇所で二樣に譯しているわけである。ペリオは意味は同じだが lit, couche を使っている。また卷六にも『床』が出てくる。すなわち『坐れる床[27]を低げさせて、上り出る煙を散らして、何ぞかく恐れさせたる、爾』である。この文の意味はちよっと理解しがたい。ペリオ譯と小林譯でもおのおのちがっている。小林譯では『坐[28]る腰掛を低くして、立ち出る煙を散らして、私の家業を破壞してどうしてこの樣に恐がらせたのですか』とあり、ペリオ譯では Quand [mes] gens[29] sont étendus bas sur la couche où ils reposent, quand leur fumée disperse en montant vers le haut, pourquoi les as-tu ainsi effrayés? となっている。すなわち小林はここでは亦薛里を、卷五の譯を捨て、卷二の譯にもどり『腰掛』とし、ペリオは卷五の譯を踏襲している。この箇所の譯文の文意は判然とはしないが、とにかく『煙を散らす』ことが主意らしい。すると『腰掛を低く』することによって『煙を散らす』ことが、はたしてできるだろうか。『寢臺の上に低く』なることにより『煙が高く上って散る』ものだろうか。どちらの解釋もすこし無理があるように思われる。そこで、ここではむしろ那珂譯にしたがって亦薛里をユカの意味に解し『ユカを低くして』と解したら、どんなものであろう。ユカを低くすれば、煙が散るにきまっている。そして低くすることのできるのは、板のユカである。すなわち木造の家屋を意味する。そうすれば、ユカの下に隱れることもできるし、ユカ板をはがして燃やすこともできる。ヒツジ一匹ぐらいを煮ることはわけないであろう。天幕と一緒に持ち運びのできる輕い腰掛では、いくらの燃

料にもならないし、事實、移動する遊牧民は腰掛などはもたないで、地面に敷物をしいて、あぐらをかくのが普通である。イルハン時代のペルシア[30]密畫に見えるモンゴル・ハーンたちがかけている腰掛は、モンゴル帝國成立後、巨大な天幕を使用するようになってからのものであり、その時代にあってさえ腰かけにかけているよりも、坐っているのを寫した密畫のほうが多いのである。

瑣細な點をくどくどと論じたが、右に述べたようなことから、古代モンゴル人のあいだには、固定した木造の家を多の住地につくる習慣があったという事實の一つの傍證になり、このような家に住むものはトランスヒューマンスを營まない民であり、『板の門ある』農民だというわたくしの考えの支えの一つになるのではないかと思われる。

繰り返し述べておきたい。チンギス・ハーンの漠北統一以前におけるモンゴル人の經濟生活は、牧畜を主とし、それに農耕、狩獵、漁獵を補助手段としたものであった。當時のかれらの住地の自然的條件から見て、モンゴル人の牧畜は、アジア乾燥地帶の他の地域の遊牧[31]がそうであるように、限定された地域におけるトランスヒューマンスであった。

このような牧畜形態にはつねに農耕が伴うものであって、遊牧民が强力である場合には、かれらは隷民（同種族或は異種族）を使用して山間、山腹などの耕地を耕作せしめた。また遊牧民のうちでも貧窮者は、遊牧社會から脫落して農耕民となることもあった。このような民は强力、あるいは富裕な遊牧民にその餘剩生產物を提供し、その代償として畜產品を取得し、また掠奪に對する保護を受けていたものであろう。

そこで、ここに問題になるのは、この章で述べてきた穀類のうちでキビ、オオムギ、コムギ、マメなどはモンゴリアでも栽培されるが、はたしてイネの栽培は可能であったか、どうかという點である。文獻的には、すでに述べたようにイネの存在を推定せしめる材料があり、それは南方のオアシスから輸入されたと考えるよりは、むしろ大部分は現地

で生産されていたらしく考えられるのである。しかし外モンゴル地方においてイネが栽培されていたであろうか。

植物學的には、短期間でも強烈な日光、豊富な水量があれば、イネの栽培が不可能でないことは、すでに述べたように、一五〇〇メートルを越すバダクシァン高原、中部ヒンズークッシュでは二〇〇〇メートルを越す場所(Dasht-i-Nawar)でさえ水田耕作が行われていることでも知られる。(著者の實見)モンゴル人の原住地であるオノン、ケルレン、トラ、セレンガ流域のような北方では、はたしてどうであったろうか。現在、この地方では、イネは栽培されていないらしい。しかし十三世紀以前においてもそうであったとは斷言できない。なぜならば、第六章で詳しく述べるように、チンギス・ハーン帝國の成立によってモンゴリアのモンゴル人の經濟生活は一變したと考えられるからである。

さて當時、モンゴル人の一部族であったメルキット、ナイマンなどの部族の住地はモンゴルの西方にあったわけで、現在のズンガリアにまでわたっていたと考えられるが、ズンガリアではマナス河流域においてはコメが豊富に收獲されている。[33] そしてコメその他の穀物は、西北モンゴリアとズンガリアの峽谷や盆地などで多く栽培されているが、これはポターニン[34]やカラッザースによって記述され、とくにイネについてはカラッザースの筆によって、つぎのように描かれている。

(ズンガリアの)中央平原そのものは單調で、變化に乏しいが、北方の山脈が眼界にはいってくるまでは、つねに天山山脈の壯大なパノラマがその景色をきわだたせている……

……われわれはマナス河の渡場につき、その西岸に渡った……ながい、暑い旅をつづけ、沼地や叢林、イネの栽培地のあいだをさまよいながら、サウェンという村にきた……その村民の一人はイネの栽培をしていて富裕なので、賭博ばかりしていた。(傍點は著者)

西北モンゴリアに較べて高度の低い東北モンゴリアにおける農耕の可能性についてはキビ、カラスムギ、大ムギ、小ムギなどの栽培にはなんの問題もない。ただイネだけが問題である。しかしイネにしたところが、栽培は決して不可能ではない。問題はその栽培に對する必要と意欲があるかどうかという點にかかっている。風土條件[35]から見てこの地方でイネが生育しないことはない、ただその場合かなりの努力を要し、且つ收獲が不安定であるという點が問題なので、現代的な意味においては、經濟的に成立しないのである。しかしコメに對して非常な愛着を持ち、努力をいとわないならば、イネの栽培も決して不可能でないことは明かである。

註

1　ウラジーミルツォフ「蒙古社會制度史」九九頁。

2　イネがヨーロッパに傳えられたのはアレクサンドロス大帝の東方遠征によるというのが通說であるが（Henry Yule; Hobson-Jobson, London, 1903, 763—4）ギリシア人が西インドに侵入する以前にすでにイネは今のアフガニスタンからトルキスタンに傳えられ、オアシスで栽培されていたことは充分に考えられる。また今のイランの東部にまで廣がっていたと推測することも行きすぎではないであろう。

3　ウラジーミルツォフ、七七頁。

4　「實錄」、一二八頁。

5　「蒙古の祕史」、一五三頁。

6　Paul Pelliot; Histoire secrète des Mongols, Paris, 1949, p. 190.

7　「實錄」、四八二頁。

8　一九三四年の筆者のバダクシャン地方の旅行で確めたところによると Kunduz, Kokcha 兩河すなわちアム河上流に沿うバダクシャン高原のオアシスは高度は高いが、水はパミール、ヌリスタン高原の雪融け水によって豐富で、旱魃はなく、短期間ながら夏には强烈な日光に惠まれているので、一五〇〇メートル以上の土地でもイネを栽培し田植を行っている。ガズニ東北方の山嶽地帶では二〇〇〇メートルで同樣の現象が見られる。

9　W.W. Rockhill; The Journey of William of Rubruck, etc., London, 1900, 194.

10　「祕史」續集二には bor darasun とあり、傍譯はそれぞれ葡萄酒とあるから、bor はブドウ酒、darasun は酒精飲料一般を指すものと思われる。したがってこの句は小林高四郎（「蒙古の祕史」三一四頁）が「葡萄酒や酒」と譯したのが正しく、那珂通世（「成吉思汗實錄」六六二頁）が「葡萄酒の酒」（ニッシェ(Die geheime Geschichte der Mongolen, 147) が單に Traubenwein と譯したのは誤りと考えられる。また「草木子」卷四上に『葡萄酒答剌吉酒自元朝始』と見えているが、答剌吉はおそらく darasun の誤寫で、ここでは『葡萄酒と答剌孫酒』と讀むべきことはほとんど疑いをいれない。葡萄の語源（B. Laufer, Sino-Iranica, 220—245）といわれるフェルガーナ方言 *bu-daw と bor との關係はさておいて、後者がブドウ酒だということには、さらに歷史的な傍證も存在する。すなわち

「黒韃事略」に『又兩次金帳中送葡萄酒』という明確な記事が見え、徐霆がモンゴリアに使したのはオゴダイ・ハーンの時であったからである。

なおつぎの bagni とともに darasun に關する考證は P. Pelliot; Le nom turk du vin dans Odoric de Pordenone, T'oung Pao, t.XV, 1914, 448—453. を參照。また最近オルシュキもこれに觸れているが、別に新見解はない。Leonardo Olschki; Guillaume Boucher, a French Artist at the Court of the Khans, Baltimore, 1946, 57.

11 ペリオ、前揭論文。
12 ロックヒル、六二頁、註。
13 ロックヒル、一六六、一八七頁。
14 同右、六八頁。
15 同右、一八六頁。
16 ウラジーミルツォフ、七二頁。
17 「實錄」、五六七頁。
18 同右、三三三頁。
19 同右、四四三頁。
20 同右、六四頁。
21 小林、四〇頁。
22 ペリオ、一三九頁。
23 「實錄」、二〇三頁。
24 小林、五七頁、註。
25 小林、一三九頁註。
26 ペリオ、一八三頁。
27 「實錄」、二二一頁。
28 小林、一四九—一五〇頁。
29 ペリオ、一八八頁。
30 モンゴル人の坐る習慣と、時には椅子にかける風習はイル・ハーン時代の密畫に見える。床に坐るのが普通であるが、時には腰をかけている畫もある。腰かけは、本文でも述べたように、極めて簡單な折り疊み式の椅子に似ている。つぎの諸書に見える當時の密畫を參照。オルシュキ、前揭書。E. Blochet; Djamiel-tavarikh, Histoire général du monde par Fadl Allah Rashid ed-Din, Leyden, 1911. F.R Martin; The Miniature Paintings and Painters of Persia, India and Turkey from the 8th to the 18th Century, London, 1912, vol.11.
31 Olaf Caroe; Soviet Empire, the Turks of Central Asia and Stalinism, London, 1954, 180.
32 Owen Lattimore; Pivot of Asia, Sinkiang and the Inner Asian Frontiers of China and Russia, Boston, 1950, 156.
33 Douglas Carruthers; Unknown Mongolia, a Record of Travel and Exploration in North-West Mongolia and Dzungalia, vols.2, Philadelphia, 1914, 544.
34 東亞研究所譯「西北蒙古誌」、昭和二十年、龍文書局。
35 參考までにウラン・バートルの自然條件を擧げると、北緯四八度、高後一一五〇メートル、平均最高溫度一七・二度（七月）である。したがって峽谷の氣象條件はもっと有利なはずである。內陸アジアでは溫度に關しては高度が決定的で、例えば北緯四三度あたりのトルファンは高度マイナス一五メートル、世界でも有數の暑い所でメロンなど盛んに栽培されている。

第五章　遊牧の形態

ここでモンゴルの經濟生活の中心部分を占める遊牧すなわち季節的移動による牧畜について述べる順序になった。モンゴルあるいはモンゴル史に關する著書で、モンゴルの遊牧に多少とも觸れていないものはほとんどない。狩獵と漁撈、とくに農耕について、これまでの三章で、比較的多くの紙數を費した理由は、この三つの生活手段の古代モンゴル社會において占めていた意義が、在來は無視されるか、あるいは輕視されてきたからにほかならない。しかるに牧畜については、在來もかなり論及されてきたので、いまさら屋上、屋を架す必要はないと思われるから、ここでは在來、見落されていたと考えられる點にのみ觸れて、わたくしの見解を述べるに止どめたい。

古代モンゴル人の遊牧に關して在來、看過されていた重大な點が二つ存在する。その第一は遊牧と農耕との關係であり、第二の點はおそらく十一、二世紀から始まり、十三世紀において頂點に達した遊牧形態における大きな變化である。第二の點は次章に讓り、本章では第一の點について專ら述べることにする。

以上の諸章でわたくしが古代モンゴルの狩獵、漁撈、農耕について論じてきたのは、かれらの經濟生活が牧畜のみに依據するか、せいぜい狩獵を併用していたに過ぎないという從來の考えに對して疑問を呈出したいためであった。すでにラティモア[1]ーも指摘しているように、純粹牧畜という概念は理論的には成立しえても、實際にはそんなものは存在しない。牧畜とはステップにおける生活のための技術であって、それはつねに他の補助的生活技術と結びついて

いる。それは山林の近くにある場所では狩獵と結びつく。ステップには野獸がすくなく、しかもステップの野獸は脚が速く、臭覺が鋭敏で、狩りが難しいから、ステップの狩獵は生活の手段というよりはむしろ娯樂であった。川や沼の附近では牧畜は漁撈と結びついていたし、また遊牧民はオアシスとオアシスをつなぐ交易にも從事した。モンゴル人の勃興時代にあっては、それは掠奪、征服と結びついた。但し掠奪、征服はいわゆる經濟外的手段であるからこれは別として、平常的な遊牧經濟にもっとも結びつきやすいのは農耕である。さらに遊牧民の經濟で從來、看過されていたものの一つに、その移動性を利用した交易、商業がある。また移動性のゆえに、その活動が著しく制限されるものに手工業がある。これらについてはその時々に觸れることにしたい。

ステップ遊牧は、そのもっとも古い時代からして、すでにオアシス農耕と密接な關係をもっていたと考えられる。モンゴルが最初に歷史の舞臺に姿を現わすのは、いまの外モンゴリアのオノン、ケルレン、トラおよびオルホン、セレンガ諸河の流域地方であるが、この地方の地勢、風土を考えるならば、かれらの生活の可能な限界の判斷がつく。すなわちそこには山嶽、丘陵が交錯し、山腹及びこの地帶の南には遊牧に好適なステップが廣ろがり、また峽谷には狹いながら融雪の水によってよく潤された平地や緩い傾斜地もある。北部は山嶽森林地帶で、その南には高原ステップが展開し、それに續いてかなり幅の廣い乾燥したステップ、さらその南には所々に砂漠をまじえた、いっそう乾燥したステップがひろがっている。オノン、ケルレン兩河は北方の山嶽森林地帶から峽谷に沿って南流する幾多の支流の水を受けつつ東流する。西方のオルホン、セレンガ兩河は東西の山嶽から流れ下る水を併せて北流している。

古代モンゴル人の住地は「祕史」[2]を讀むと、この山嶽地帶の南緣、すなわち山地と高原ステップの交錯する地帶を主としていたらしく思われる。これは以上の諸章で述べたように狩獵、漁撈、農耕というかれらの經濟生活の要素[3]から推測してみても明かである。右の三要素が並存している事實によって、われわれは逆に古代モンゴル人の住地

が、峡谷と高原ステップとの交錯地帯でなければならない、ということも推定できるのである。

「元朝祕史」にもっともしばしば現われる家畜はウマ、ヒツジ、ウシである。ウマはモンゴル人とは切っても切れない縁の深い家畜であり、モンゴル人といえば、直ちにウマを連想せざるをえないのであるが、しかしこの動物がとくに強調されるようになったのは、モンゴル人の征服戰爭が始まってから後のことである。もっともかれらは、はじめからとくにウマを貴重視してはいたが、それは一般的な經濟生活における價値よりは、むしろ貴重財として高い價値をもっていたと考えられる。實際の經濟生活においていっそう重要なのは、ウマではなく、ヒツジとウシであった。モンゴル人の經濟生活におけるヒツジの位置はいうまでもない。それはかれらの動物蛋白源である乳や肉やフェルト用の毛や、それから衣料にもちいる皮の供給源であった。しかし古代モンゴル人にとっては、ウシ[3]もまた不可缺な家畜であった。ウシは車を引き、乳を供給した。耕作にウシを使ったという確證はないが、すでに車を引くために使用している以上、峡谷の平地や斜面の耕作には必ず使用していたであろう。古代モンゴル人がイネを多少とも栽培していたかどうかの問題はしばらく別としても、かれらがキビ、オオムギ、コムギなどを栽培していたとすると、峡谷の平地のみではなく、山腹の斜面も耕していたに相違なく、そうすればウシの力を利用することなくしては斜面の耕作は甚だ困難である。牛糞は肥料には使用できないが、乾燥して多の燃料（アルガル）として不可缺である。ウマ、ヒツジ、ウシのほかにもちろんヤギとラクダがあるが、ヤギは遊牧にはヒツジの群のリーダーとして不可缺である。ラクダ[4]がモンゴル社會に現われるのは、タングット（西夏）征伐以後のことである。

モンゴリアの風土から見て、また後の時代の事實から推してヒツジ、ウマ、ウシ、ヤギ、ラクダが有効に使用される地帶[5]については、ヒツジは西部、南西部、東部であり、ラクダは南部一帶、ウマは北部、ウシ、ウマ、ヤギはおそらくどこでも飼養できたと思われる。古代モンゴル人のあいだでは、ウシがかなり重要な意義をもっていたことは推

測に難くない。實際、ウシがかなり廣く使用されたということは、古代モンゴル人の經濟における農耕的要素を示すものと見なすこともできるであろう。

モンゴリアの自然的條件からみて、ウシはつねに重要な家畜の一つであったにちがいないし、近代の遊牧社會における事實から推定しても、そうであったと考えざるをえない。また古代モンゴリアにおけるウシの重要性については、同時代資料も存在する。たとえば「黑韃事略」には、

牧して庖するには羊を以て常となし、牛これに次ぐ。

とあるし、徐霆の「疎證」には、

霆、草地に住むこと一月餘、かつて韃人、牛を殺して食するを見ず。

と見えている。ヒツジが乾燥地帶の牧畜における家畜のもっとも重要のであることはいうまでもない。ヒツジは乾燥地帶に適し、溫度の激變によく耐え、溫順で扱いやすく、肉や乳や毛や皮などと經濟的利用價値が高い。ところが乾燥地帶においては、山嶽地帶の峽谷の農耕に必要な家畜としての利用を除いては、ウシはこういう地域の自然條件に適應しない家畜である。特に長距離を移動するステップ遊牧には適當ではない。その理由は、第一にウシは非常に多量の水を必要とする。その大きな胃袋には常に水をみたしているのである。第二には移動の速度がおそい。もちろん中央アジアや西アジアにもウシの遊牧民がいないことはない。たとえば筆者が調査した（一九五九年）あるパシュト遊牧民は、冬はヘルマンド河の下流域の低地に住み、夏はヒンズークッシュ山脈東北部のダシュティ・ナワールやケルマンのような高原に向って數百キロを移動する。この遊牧民の家畜の大部分はウシで、少數のヒツジとヤギを伴っていた。かれらは冬のあいだはヘルマンド盆地において農耕に從事し、春になると一部の人々を冬の住地（キシュラック）に殘し、ウシをひきいて山地に向うのである。かれらはヒンズークッシュを流れ下るヘルマンド河またはその支

流に沿って北上するのである。たとえば、かれらの夏の牧地（ヤイラック）の一つであるダシュティ＝ナワールは四〇〇〇メートル級の高峯に圍まれた殆ど八〇平方キロもある高原盆地（高度約二〇〇〇メートル）を中心とするもので、この盆地及びそこにいたるルートには水が常に豊富である。このようなウシの遊牧民の實例を他にも擧げることは困難ではない。ただしかれらの遊牧地は乾燥地帶でも特に水流が多く、必ず水の豊富な地域すなわち高い山脈か、山脈に近い地域である。そしてかれらは例外なく冬の住地において、かなりの程度に農耕を営んでいるのである。

ウォルフラン・エバーハルト[6]はアジアの遊牧のタイプを三つに分類し、(1)チベット的、(2)モンゴル的、(3)トルコ的とし、チベット的タイプの主要な家畜としてヒツジ、モンゴル的タイプのそれとしてウシ、トルコ的タイプのそれとしてウマを擧げている。このような分類の當否は姑く措くとして、ここにかれの所謂モンゴル的タイプの概略を述べると、ウシは速度は遲いが、ヒツジよりは機動性（？）に富み、ウマに比して飼養が容易であり、そして乾燥にもある程度は耐える能力を持ち、ウマが食べない堅い草やいばらなども食べる。またウシは森林地帶にも適しているし、運般用の駄獸としても優れている。エバーハルトは最後に、ウシは雪の多い土地とけわしい山嶽地帶には不向きであると述べているが、ウシが積雪地や險峻な地勢に適さないとは必ずしもいえない。わたくし自身、現に高く險峻なバダクシァン地方の山地でウシが多く使用されているのを目擊している。そこではアム河上流の極めて急傾斜の畑地の耕作にウシが使用されていた。またバダクシァン東部のワッハン人（パミール中心部の峽谷に住む）が高山に圍まれた深い溪谷の底で飼っている主もな家畜はウシ、ヤギ、ヒツジである。エバーハルトの遊牧民の分類そのものはともかくとして、かれの家畜、とくに遊牧家畜に關する知識は、すこぶるあやしいものである。まえに述べたように、すくなくともウシに關しては、かれの考えは全く誤っているといってよい。おそらくエバーハルトは遊牧の實際を知らないのではないかと思われる。そしてモンゴル型の遊牧家畜としてウシを擧げたのは、初期モンゴルに關する限り

は正しい。次章に詳しく述べるつもりであるが、かれは十三世紀においてモンゴル社會に起った大きな變化に對する認識を缺いていると思われる。

さてエバーハルトの遊牧民の分類は、家畜の種類に基き、それによって社會構造の特色を説明しようとしているものである。これに對してオーエン・ラティモアーの分類は異る。[7] ラティモアーは、遊牧の起源を多元的であると考える。かれによれば、牧畜は狩獵からも、オアシス農耕民のあいだからも發生しうるし、また遊牧の發生地を必ずしも一箇所に限定したり、その發展を必ずしも傳播によるものと考える必要はないという。起源の問題については、[8] ウラジーミルツォフは、モンゴル遊牧民の一部はシベリア、ウリァンハイ、アルタイ地方における狩獵民であったといっているが、ラティモアーもまた同樣に、トナカイを飼う狩獵民が發展してステップ緣邊に達し、他の家畜すなわちヒツジ、ウマなどを以てトナカイを置き換え、完全なステップ遊牧民に發展した場合も存在すると考えている。ただしこのような狩獵起源説に對し、ラティモアー自身はオアシス起源の方により重點を置いているように思われる。

いずれにせよ、ラティモアーによると、牧畜の形態には二つあり、それは發展段階を示すものと考えられている。その一つは緣邊遊牧 marginal nomadism で、もう一つはステップ遊牧 pastoral nomadism である。緣邊遊牧とは、オアシスに接するステップ、あるいは山嶽、森林に近いステップにおいて見られる農耕や狩獵（時に漁獵）と併用された未發達の遊牧であり、ステップ遊牧とは牧畜專業を經濟的基盤として發達し、專門化した牧畜を意味し、この二つは歷史的に異なる發展段階を構成するものと見なされている。

右に述べたようなラティモアーの見解に從うならば、チンギス・ハーン興起以前のモンゴルの牧畜は、いわゆる緣邊遊牧（マージナル・ノーマディズム）の範疇にいることになる。ラティモアーはマージナル・ノマディズムを以て遊牧の起源を説明しているが、このような遊牧形態における變化は非常に古い時代にのみ發生したものではなく、比較的近世にいたるまで內陸アジ

アの各處において見られた現象にすぎない。マージナル遊牧からステップ遊牧、あるいはパストラル遊牧への發展は、ステップとオアシスあるいは山嶽、森林との交錯地では繰り返し發生した現象と考えられる。したがってマージナル・ノーマディズムとパストラル・ノーマディズムという二つの遊牧形態は時間的系列に當てはめることのできる現象、いいかえれば歴史的あるいは發展段階的な現象というよりは、むしろ空間的、あるいは diachronic な現象と見なすほうが妥當であろう。

この點をもうすこし實例によって説明する必要がある。まず第一に遊牧から農耕に轉化した例として、ヒンズークッシュ中央山嶽地帶のハザラ族の例がある。ハザラ族がその西方ゴーラト地方のモゴール Moŋol 族と同じく中世モンゴル人の子孫であることに疑いない。その言語學上の論據の一部は人文科學研究所二十五周年紀念歐文「東方學報」所載の H. Schurmann と共著の論考 Notes on Mongolian Groups in Afghanistan において示しておいたし、右に關連するモゴール族の言語については Zirni Manuscript, a Mongolian Glossary and Grammar Discovered in the West Hindukush において詳細に論じているから、ここで繰り返す必要はない。ここでは歴史的な證據を一、二拾ってみるにとどめる。ハザラ並にモゴールがモンゴル人の子孫であることは、その部族名にもよく現われている。ハザラという名稱そのものは、ハザラ・モンゴルの言語のペルシア語化に伴ってモンゴル語の千を表わす miŋan すなわち中國流にいえば「千戸」のペルシア譯 (hazār) の派生語にすぎない。さらにその部族名に Dai Zangi, Besud, Qitai などがあるが、これらの名稱は「元朝祕史」「元史」等に見え、またイル・ハーン朝の史書にも見える漢譯の桑哥、別速惕、契丹にそれぞれ比定さるべきことは、疑いをいれる餘地もない。またモゴール族の部族に Marda, Mangut などがあるが、これらのモンゴル部族名は、Babur Nāma, Tarikh-i-Rashidi 等にも見える。これらの中央アジアのモンゴル人は、かつては遊牧民であり、モンゴル駐屯兵であったが、モンゴル勢力の衰退とともトルキスタンあるい

はイラン高原から驅逐されてヒンズークッシュ山中に逃れ、牧畜を放棄して完全に農民化したものである。

ハザラ、モゴールと反對の例としては、パシュト人の場合がある。パシュト人およびその歷史の研究は多分に未開拓の領域であるが、わたくし自身の見解では、この民族はイラン系とトルコ系の混血であって、もともとイランの東部地方に居住していたものが、東漸してスレイマン山脈地方に移動し——その時期は十一世紀以前と考えられる——峽谷の農耕民として數世紀を過ごしたのち、十六世紀になって、中央アジア、西アジアにおけるモンゴル勢力の衰退に乘じて草原地帶に進出したものと考えられる。この民族のうちの一部は、現在も依然としてスレイマン山脈から西パキスタンの西北部にわたって農耕を業としてるが、他の一部はカンダハル地方、アム河南岸、バダクシャン等にわたって廣地域遊牧を營んでいる。パシュト人の一部が遊牧化したのは、近代のことであって、現在でもこの民族のうちには、農耕から短距離のトランスヒューマンス、ついで遊牧に變化するものも、多くはないが、依然として見受けられる。このように遊牧から農耕へ、逆に農耕から遊牧への轉化の實例もあり、また理論的にもこの轉化は充分に考えられる。ラティモアーが緣邊遊牧（マージナル・ノーマディズム）から草原遊牧（パストラル・ノーマディズム）へと段階的に發展したと考えるのは當をえない。なぜならば、前述のハザラやモゴールが遊牧から農耕へ移行する途中において緣邊遊牧を經過したことは充分に想定できるし、また逆にパシュトのように農耕から遊牧に變化する時には、その以前に緣邊遊牧——この場合にはむしろトランスヒューマンス——を經て移行している。したがってラティモアーのいわゆる緣邊遊牧と草原遊牧とは發展段階的に說明されるべきものではないと考えられる。この點については、さらに第六章で觸れる。

遊牧のもう一つの分類法は、地理的條件による分類である。たとえばオラーフ・カロー[9]は遊牧の形態には二種があるとし、その一は多くは低地のキシュラックから、夏には高地のヤイラックに季節移動（transhumance）を行う遊牧であり、もう一つは廣地域のステップ遊牧である。この分類は、ある點では、ラティモアーのいわゆるマージナル

遊牧とパストラル遊牧に對應する。換言すれば、ラティモアーがステップに接する山嶽森林地帶に發生したと考えるマージナル遊牧とカローのいう季節的移動とのあいだには、多くの共通點が見出される。マージナル遊牧のうちの山嶽森林地帶に接するステップの遊牧は、トランスヒューマンス遊牧と呼んでもさしつかえないと思うが、わたくし自身としては後に述べるような理由から、中央アジアで廣く使用されているキシュラックとヤイラックということばを使用し、キシュラック・ヤイラック遊牧と呼ぶことにしたい。

さてモンゴル人の遊牧はオアシス緣邊に發生し、發達した遊牧ではなく、山嶽森林とステップとの接壤地帶の遊牧に起源をもつと考える方が妥當であることは、チンギス・ハーン以前のモンゴル人の住地を一見すれば明かである。ウラジーミルツォフ[10]は起源の問題には直接は論及していないが、狩獵のほうが牧畜より古い起源をもつという。十一―十二世紀のモンゴルには森林または狩獵部族とステップ部族または遊牧部族があったとし、その生活を種々な資料にもとづいて描いている。かれによれば『林の民』もすでにウマの飼養を知っていたというのであるが、かれらがウマをステップとの接觸によって知ったことは疑うことのできないところであるから、十一―十二世紀のモンゴル遊牧民もまた山嶽森林とステップとの接壤地帶の遊牧民、いいかえればラティモアーのマージナル遊牧、カローの季節的移動、わたくし自身のキシュラック・ヤイラック遊牧の形態に屬していたものといってよいであろう。

チンギス・ハーン以前のモンゴル人の遊牧形態がキシュラック・ヤイラック型であったということは、かれらの住地、とくに東北方に偏していたモンゴル部族の住地の地勢的環境から考えても、いささかの疑いもいれないところであるが、また記錄の方面からも證明の資料には不足しない。「元朝祕史」にはウシがしばしば現われるが、前述のようにオープン・ステップの遊牧にはウシは不適當であり、現在でもオープン・ステップの遊牧民は北アフリカでも、アラビア、イランでも、西トルキスタンでも、ウシは普通には使用しない。わたくし自身が直接に調査したところで

も、ウシを使用する遊牧民はヒンズー・クッシュ山中又は山麓のキシュラック・ヤイラック型であり、アム河以南ヒンズークッシュ以北のステップ地帯の遊牧ではウシは使用されていない。ウシを使用する遊牧は、わたくしが直接觀察した限りでは、カンダハルを中心とするパシュト遊牧民のそれだけである。この遊牧民はヒンズークッシュ南方の低地にキシュラックをもち、ヒンズークッシュ中部の高原にヤイラックを設定していた。

概してウシは遊牧、とくに長距離の移動に適さず、またステップの遊牧には不向きである。前述のように、その理由は簡單である。第一にウシの歩速は極めておそい。しかしこの缺點は決定的ではない、何となれば、移動距離を短縮することによって補うことができるからである。ただし、これが欽點であることは免れない。比較的近くにヤイラックがない限り、ウシの遊牧は、前述のような例外はあるが、不可能である。第二の缺點は、ウシはおそろしく多量の水を消費する家畜であるということである。したがって、ウシはその移動路が山嶽地帶である場合には遊牧できるが、オープン・ステップでは困難だということができる。

モンゴル人がウシを盛んに使用したのは、季節的移動のための運般用駄獸としてであったとともに、キシュラックにおける農耕用役獸であったものと思われる。ウラジーミルツォフは十一―十二世紀のモンゴル社會におけるウシの利用價値として荷車用の駄獸としての面のみを強調し、キシュラックの農耕における意義を見失っている。ウシが多かったことは、ウマがすくなかったこと――相對的に――を意味する。すくなくともチンギス・ハーンの屬するモンゴル部にはウマがすくなかったことは「祕史」に見えており、[11]ウラジーミルツォフ自身によっても指摘されているところである。

十三世紀のモンゴル人がウシを多く使用したことには、すくなからぬ證據がある。これは當時のモンゴル人の經濟生活における農耕的要素の比重が、比較的に大きかったことを示すものに外ならない。ウシを使用する遊牧民に農耕

的要素の強いことは、さきに述べたカンダハルのパシュト遊牧民を見れば明かである。この地方のパシュト人には農民と遊牧民の兩方があるが、實はかれらの社會では農耕と牧畜がまだ分化していない狀態で、生業的（オキュペショナル）には二つに分れているが、社會的には全體として一個の部族社會を形成しており、このパシュト遊牧民には農民的要素が強く殘存している。十三世紀時代のモンゴル人がウシを多く使用した事實は、右のパシュト族の例からみて、農耕的要素の存在を示すものとの解釋が可能であろう。

チンギス・ハーンの征服事業が進展するにしたがって、モンゴル社會の農耕的要素は急速に後退し、遊牧的要素が壓倒的になった。しかし發展の初期においては、かれらのかつては重要な家畜であったウシも大いに利用された。初期モンゴル軍が大いにウシを利用したことは、「祕史」や、また「親征錄」その他の中國の資料に見えるのみならず、西方の資料にも見出される。例えば「祕史」十卷に速別額臺が『鐵の車』（帖木兒　帖列格）でメルキット部を征伐したことが見える。この征伐のことは「親征錄」丁丑の條にも見えるが、そこでは『鐵を以て車輪を裹む』となっている。これは車の輪に鐵板を捲いたか、あるいは鐵の釘を車輪に打ちこんで、木輪の磨滅を防いだものである。山路をこのような車を牽引するにはウシを必要とするもので、ウマでは困難である。したがってこの遠征には多數のウシを伴ったものと考えられる。そのほか「祕史」にはいろいろな車が出てくる。そのうちでも有名なのは『室車』（格兒帖格）で、これは「成吉思汗實錄」では『家車』と譯されている。そのことばから明かであるように、車の上にモンゴル式半球型テントを載せたもので、これはトルコ語では yurt と呼ばれた。『黑韃事略』につぎの記事が見える。

牛、馬、橐駝その車を挽く。車上の室は坐すべく、臥すべし。これを帳輿という。輿の四角（すみ）、あるいは植るに杖をもってし、あるいは交うるに板をもってす。もって敬天を表わす。これを飲食車という。

右の帳輿が「祕史」の ger terge にあたることは明かで『植るに杖をもってす』という『杖』とはフェルト製のテン

トの骨組みを指したもの、すなわち俗にいう包型（パオ）テントを意味するものである。『交うるに板をもってす』といっているは、一部分板圍いのものを指したので、特別なテントと考えられる。これを『飲食車』と呼んだ意味はやや難解である。しかし「元史」巻百、兵志三、馬政の條にこのことばに解釋の手懸りをあたえる記事がある。

天子より諸王、百官に及び、おのおの脫羅、氈をもって撒帳を置き、取乳をなす。車駕京師に還るに、太僕卿は期に先んじ、使を遣わして馬五十の醞都を徵し、京師に來る。醞都なるものは承乳車の名なり。

この記事に見えるモンゴル語や難解な語をまず解釋しておこう。脫羅はモンゴル語 tula（「祕史」巻一〇、その他に禿魯とある）で傍譯では『柱』となっている。これは前に引用した「黑韃事略」の『杖』にあたることばであろう。したがって脫羅氈は『脫羅と氈（フェルト）』と讀むべきであろう。つぎは撒帳（婚禮の時の一種の儀式）ではなく、幮帳すなわち車の蓋（おおい）の意味である。醞都は unda(n)（「祕史」巻三、その他に溫丹とある）にちがいない。傍譯では『飲』と見えている。語解は右の通りだが、結局、醞都は飲みものという意味で、この飲みもののとはすなわち馬乳酒のことである。

さてこのような車の類はウシ、ウマ、後にはラクダなどにも引かせたが、初期にはもっぱらウシを用いた。「祕史」の temür terge すなわち鐵車を引いたのはウシ以外の家畜、すなわちウマやラクダとは考えられない。漠北統一後は多數のウマやラクダも使用したに相違ないが、山地ではウマは牽引力が弱く、ラクダはその足の裏が鋭い石塊などで傷きやすいから、平地でのみ使用した。おそらくは水の豐富な山地ではウシを用い、ステップ地帶ではウマ、ラクダを使ったものであろう。當時の車はその構造上、高速で牽引することは不可能であった。山地ではウシ、ステップではウマ、ラクダを騎乘用として使用したのは、自然條件に對するこれらの家畜のおのおの適性によったものであろう。モンゴルの車については、「マルコ・ポーロ」の記事がある。つぎに引用してみよう（A. C. Moule; The Descrip-

tion of the World, 68-69)

かれら（モンゴル人）は木の棒でできたテントのような家をもち、それをフェルトで覆っている。これらは圓形をしており、かれらは旅をする時には、いつもこれらの家を四つの車輪のある車で運ぶ。これらの家の柱はしっかりと結びつけられ、荷づくりをした荷物のように、まとめることも、ひろげることも、はずしたり、置いたりすることもできるように、きちんとしており、そしてどこでも好きなところに非常に簡單に運べるようになっている。かれらが家をたてようとする時には、扉がいつでも南を向くようにする。そのほかにかれらは、一日じゆう雨が降り續いても、フェルトで覆った車のなかのものが水が濡れないように、非常に品質がよく、巧みにできている黑いフェルトをかぶせてある、非常に美しい二輪車をもっている。これらの車をかれらは、ウマやウシや、時にはよいラクダに引かせる。

右に引用したテキストの末段に『ウマやウシや時にはよいラクダに引かせる』とあるが、この文中の『ウマ』、『時には』、『よい』の三語は最古、最善のテキストといわれるパリ國立圖書館の寫本 fr. 1116 には見えないもので、この一節は『ウシとラクダに引かせる』と讀んだ方がよいと思われる。

さてキシュラック・ヤイラック遊牧は、これを廣汎圍なトランスヒーマンスといってもわるくはない。この型の遊牧は、東北は滿州西部からモンゴリア、東西トルキスタンから西アジアにわたり、山脈とステップの交錯地帶にはいたるところに見出される。また歷史的には、恐らくこの地帶に遊牧民がはじめて現われて以來、存在したと思われる。ノイン・ウラやパズリュック[12][13]の匈奴の墓の環境は、いかにもヤイラックを思わせるものがあり、現在の中央アジアの遊牧民の生活を偲ばせるものがある。恐らく、かれらも後世のモンゴル人のように、冬は山に挾まれた谷間の低地にあるキシュラックに住み、夏がくるとキシュラックにある土造あるいは木造の住家とその耕地に少數の者を

殘して、ヤイラックに移動したものであろう。ノイン・ウラやパズリュックの墳墓のあたりの景觀は、このようなキシュラック・ヤイラック遊牧民のヤイラックの地をいかにもよく現わしている。匈奴がヤイラック・キシュラック遊牧を営んでいたことは、かれらが漢に對してウマのみならず、多數のウシを貢していたことでもわかる。[14]內田吟風は「論衡」や「後漢書」に匈奴がウシを多く貢獻したという記事が見えることに言及し、それがなにに使用されたか明かでないといっているが、匈奴の遊牧がキシュラック・ヤイラック的であったと考えると——これは匈奴の住地から見て疑いをいれない——この疑問は氷解するであろう。すでに述べたように、この種の牧畜形態においては程度の差こそあれ、つねに農耕を伴い、ウシは運般用駄獸としてのみならず、農耕用役獸として、またその乳、肉を利用し、排泄物は乾燥して多期の燃料として使用していたものに相違ない。

また[15]內田は、江上波夫が匈奴の穹廬をすべて車上に固着したもので、地上に建てられたものでないと述べたのに反論し、匈奴が種々の固定的営造物をもっていたことを考證している。穹廬には確かに內田の主張するように、地上の屋舍があったと考える方が妥當であろう。江上のいうように車上のものもあったと同時に、キシュラックには地上に固定した土造、木造の穹廬もあったと思われる。さらに興味のあるのは、內田が引用しているフェルヒネウヂンスクの南西、セレンガ河左岸に存在する匈奴の營壘址である。この遺蹟は一方が河床に面し、三方は四列の土壁に圍まれ、長さ四五〇メートル、幅一四五メートルに達する矩形の城址である。この城址は、キシラュック・ヤイラック牧畜を営む中央アジアの牧畜民のあいだで現在でも豪族の住居として使用されている[16]qāl'a を髣髴とさせる。カーラは農耕を併用する牧畜民のキシュラックにおける營壘あるいは城寨で、豪族の邸宅として使用され、有事の際には城寨としても使われる。モンゴル人の子孫と推定される[17]ヒンズークッシュ山脈中部のハザラ族は高度一〇〇〇—一五〇〇メートル程度の峽谷の河岸にカーラを建造し、多期はここに居住し、その河岸に耕地を所有し、夏期になると耕地

には少數の番人を殘して、高原のヤイラックに上り、テントあるいは簡單な固定家屋に住み、附近の牧地で家畜を肥えさせる。

キシュラック・ヤイラック遊牧について巧みに述べているオラーフ・カローをつぎに引こう。[18]

部族的背景は山嶽地帶でも、ステップでも同樣であった。しかし山地のウズベックとキルギスすなわち山地のトルコ系の部族のものたちは、ステップ地帶の部族とは異る次元の風土的條件に當面しなければならなかった。トルキスタンの大部分は、人も知るように深い峽谷をはさんで聳え立つ高山から成っており、そしてその地方の民は數時間、あるいは最大でも一日か、二日のあいだにその環境を換えることができる。例えばフェルガーナやタジック峽谷では、夏の氣溫は物凄く、灌漑（農耕に必須である）の行われない場所では土地は褐色に燒けてしまう。しかし短い旅でアルプス的な牧地（ヤイラック）に達し、そこでは家畜の群を容易に養える。ところが同じ地方でも多にはヤイラックは深く雪に閉される。しかし多には丘の裾は、比較的に穩やかな越冬地で、よい牧地にもなる。それで牧畜民は季節によって山を上下する。

右の記事はわたくし自身が一九五三―五八年のあいだにヒンズークッシュ、バダクシャン、エルブルス、ザグロス諸山系周邊の地方で實際に觀察したとおりである。しかしキシラック・ヤイラック遊牧は、カローのいうように『最大でも一日か、二日』に限られているわけではない。わたくしが二夏にわたって接觸したパシュト族の實例がある。このパシュトのキシュラックは、西パキスタン西部のスレイマン山脈に圍まれたクエッタ盆地にあり、夏は國境を越えて北上し、ヒンズークッシュ山脈中部に達し、それから西方に移動し、同山脈西部から南下し、ヘルマンド河流域を經て冬のはじめに再びクエッタに歸着する。またアフガン・トルキスタンの草原にキシュラックをもつウズベックでバダクシャン東部の高原湖シワ附近にヤイラックをもつものがある。シワ湖には少數ではあるが、ヒンズークッシュ

南部のカンダハル附近にキシュラックを有する遊牧民のヤイラックもある。さらにイランでは南西部のケルマンにキシュラックをおくカシュカイ族でザグロス山系を縦断して、アジェルバイジャーン高原との間を往復するものがある。

右に擧げたような移動の距離は往復一〇〇〇キロ以上にも達する。カローはフェルガーナやタジック峡谷の場合をいっているので、短距離トランスヒューマンスのみを擧げたものであろう。このような短距離移動とともに非常に長距離のトランスヒューマンスがあることを注意しておきたい。

さて匈奴のキシュラック・ヤイラックから現在の中央アジアの遊牧民にまで飛躍してしまったが、その中間が缺けているわけでは決してない。キシュラック・ヤイラックという言葉は、いうまでもなくトルコ系のことばで、ペルシア語その他における借用語である。わたくしの知る限りでは、このことばは最も古くは突厥碑文に溯ることができると思われる。小野川秀美[19]はその「突厥碑文譯註」で qišlap, qišladuqa をおのおの「冬ゴモリシテ」「冬ゴモリセルトキ」とし、また yay を『春』と譯している。前者の語根が qiš であることは疑いない。現在も兩トルキスタンからアフガニスタン、イラン高原にわたって、獨りトルコ・モンゴール系遊牧民のみならず、イラン系遊牧民のあいだでも廣く使用されている qišlaq, yaylaq が、古くこの突厥碑文に見える qiš, yay からきていることは確かである。ただ小野川は yay を春と譯しているが、これは同時に夏も意味する。[20]ベレジンが指摘しているように『牧畜にとっては、年に二つの季節すなわち冬と夏の牧畜だけがある』に過ぎないので、春といい夏といってもほとんど區別はない。かれらにとっては、雪のあるあいだが冬で、雪が融けると夏になる。山嶽とステップの交錯地帶の遊牧民にとっては、生活はキシュラック（冬）とヤイラック（夏）の生活に截然と分かれているので、元來、四季の區別は存在なかった。

突厥碑文にキシュラックとヤイラックが見える箇所はつぎのとおりである。

1　……maγaqury^{a}n　qïšl^{a}duqda　yut　boldi
　　莫賀庫隼　冬籠り1時　雪　トナリタリ（小野川，五六頁）

2　m^{a}γaqury^{a}n　qïšl^{a}p　y^{a}zïγa　oγ^{uz}^{a}ru　sü　t^{a}šïqdimiz.
　　莫賀庫隼　冬籠リシテ　ソノ春ニ　鐵勒ニ向ケテ　軍　我等出タリ（同右，六一頁）

3　y^{a}y　bos^{a}r,　üzä　t[^{a}γri]……
　　春　ト爲ラバ　土　〔天〕（同右，六八頁）

最後の句には闕文があって明かでないが，かれらのキシュラックが莫賀庫寒にあり，春になると打ち出てヤイラックの放牧に行ったり，戰に赴いたりしていたことがわかる。

岩佐精一郎[21]は右の文中の maγa qurγan を「唐會要」（巻七十二諸蕃馬印）に見える鐵勒九姓の阿跌部の住地である莫賀庫寒に比定している。庫寒がクルガンの對音であるとすると，このクルガンを突厥のキシュラックと解することはますます妥當になる。クルガンもまた廣く分布しているトルコ系のことばで，小高い岡の上にある壁に圍まれた壘とか寨を指すもので，王や有力な豪族のキシュラックである場合が多い。

以上によって，わたくしは突厥の遊牧もまた，その住地の自然環境からの類推によるのみではなく，記錄に徵してもキシュラック・ヤイラック遊牧を營んでいたと考えざるをえないのである。

つぎには契丹の場合がある。契丹の本地は匈奴，突厥に較べて東南に片よっているが，キュラシック・ヤイラック遊牧がかれらの牧畜の本質的なものであったことに疑いはない。遼は日本の學界において早くから注目され，諸家による研究があったが，近年の研究はさらに進められ，田村實造[22]，小林行雄や島田正郎[23]の著書などが出版され，研究は

ますま精密になったとともに、海外でもウィットフォーゲル[24]とその協力者による整理された資料と研究が發表された。右の諸學者の研究にはそれぞれ特色があり、田村、小林の著書は慶陵を中心とする考古學的研究であり、島田のそれは制度の方面において大きな寄與をなしており、ウィットフォーゲルの編著は資料の集成――テキストの讀み方には時に誤解も見受けられるが――として頗る便利なハンドブックである。しかしながらこれらの諸氏が重點を置いているのは、おもに遼王朝であって、王朝成立以前の部族時代については、遺憾ながら極めて研究がすくない。これは部族時代の契丹族に關する資料がすくないことによるものと思われるが、まだ研究がそこまで手がとどかないためでもあろう。將來、この方面にまで研究が延びることを期待したいが、契丹固有の經濟形態がキシュラック・ヤイラック牧畜を基盤としていたことだけは、在來知られている資料によっても確言できる。

契丹の本地がモンゴリア東部から滿洲西部にかけてであったので、その經濟は匈奴、突厥、あるいは後代のモンゴルに比較して、いっそう農耕的要素が強いものであったと考えられる。かれらは早くから、農耕を營む漢人や勃海と接觸、交涉をもち、その影響を蒙らざるをえなかった。したがって遼王朝が成立した後も政治的にはいわゆる二重體制（デュアリズム）を採用し、經濟にも遊牧と農耕を併用せざるをえなかった。そして契丹社會における經濟的重點は、しだいに農耕に移行していった。しかし部族時代の契丹人は、やはりキシュラック・ヤイラック遊牧を行っていたことは確かである。その結果、そもそも始めから農耕、狩獵、漁撈の三要素をともに含んでいた。契丹人の住地の自然環境から見て、かれらの牧畜がオープン・ステップの遊牧ではありえなかったことは確かであるし、この事實を示す資料も存在する。たとえば捺鉢の制度もその一つである。遼朝が成立すると、捺鉢は形式化、制度化して、いわゆる五捺鉢が確立され、遼の皇帝はこの四季の捺鉢を巡遊することになっていた。前述のようにキシュラック・ヤイラック牧畜にはただ冬と夏があるだけなので、春夏秋冬の四捺鉢は一見不可解のようであるが、これはトランスヒューマンスが形式

化したものと考えればさしつかえない。遼の二重體制の下では、中國流の國都として上京臨潢府が大規模に建造されたが、そこでは實はすでにあまり實用されなかったほど形式化された制度ができたくらいであるから、元來トランスヒューマンスに過ぎなかった捺鉢巡回を四季に合わせて行うように制度化、形式化したこともいっこう不思議ではない。また契丹では農耕的要素がかなり強かったので、キシュラックとヤイラック、とくにキシュラックの固定性が著るしかったものではないかと考えられる。

「祕史」にもキシュラック・ヤイラック遊牧を偲ばせる叙述が見られる。例えばテムヂン（チンギス・ハーン）兄弟とその母ホエルンが泰赤兀惕族に棄てられるところを述べて（巻二）、

……泰赤兀惕は、斡難河に沿ひ動けり。訶額侖兀真母子等を棄てて起たれ、晃豁壇の察喇合翁往きて止むる時、脫朶延吉兒帖言はく「深き水乾きたり。光る石碎けたり」と云うと起ちけり。

とある。これはヌントゥクすなわちキシュラックを去ってヤイラックを遊牧しているあいだの事件であると思われることは、その直ぐ前後に『營盤の裏に棄て』という言葉があるのでもわかる。それからホエルン母子は孤立して艱難の日を送るのであるが、その生活に野禽を射、野草を摘んで食べることから、この時の季節が春から夏にかけてであることが知られる。またその後に泰赤兀惕の塔兒忽臺　乞哩勒禿黑がテムヂンを捕えて行くところを叙して『夏の首の月の第十六の紅く照る日』とあるのから見ても、この事件が春のトランスヒューマンスのあいだの出來事であることが知られる。ここで思い起すのは祕史、巻六に見える、

übül	übüljaǰu	jusaǰu	namur	inu	Märkit	irgän-ü	Toqto'a-bäki-tür moriläǰu……（ペリオ）
多	多罷りして	夏過して	その秋		篾兒乞惕の	民の	脫黑脫阿別乞の處に出馬して「實錄」

と先きに擧げた突厥碑文の、

……qišlaᵖ　yᵃyïγa　oγᵘzγᵃru　sü　taᵗšiqdimiz
冬籠リシテ　ソノ春ニ　鐵勒ニ向ケテ　軍　我等出タリ（小野川氏譯）

との對比である。わたくしはこの突厥とモンゴルの相似する文意に異常な感興を抱かざるをえないのである。

さて十一―十二世紀時代のモンゴル人のキシュラック・ヤイラック遊牧については、すこし時代が下るがルブルク[33]にも見出される。

あらゆる首長は、彼の配下にある民の多少に應じて、その牧地の範圍と、そして冬と夏、春と秋ではどこで家畜を飼養すべきかを知っている。

また、

この河（タナイス＝ヴォルガ）にはその西岸に森林がある。この地點を越えてはタルタル人はそれから北へは行かない、何となればその季節すなわち八月の初めころ、かれらは南へ引き返し始めるからである。それゆえ（河の）下流にはもう一つの村があり、そこで使者たちは（河を）渡るのである。

また、

一月から八月にかけてバアツ（拔都）は、他の者たち總てがそうするように、涼しい土地に上り、そして八月には彼等は歸り始める。

右のルブルックの記事は、十三世紀の中葉、すなわち一二五三―五五年にモンゴル帝國の北方疆域で實見したところであるが、モンゴル人の遊牧に關して正確に傳えた記事と見てよい。

以上に述べてきたようなキシュラック・ヤイラック遊牧は、しかしながらチンギス・ハーンの漠北統一によって、より廣汎範圍、長距離遊牧に移行し[34]、それはさらに彼の西域遠征によって擴大せられて、自然環境によっては、オー

プン・ステップの自由な牧畜に變貌した。このモンゴル人の牧畜形態の變貌には、同時に經濟生活上の大きな變化が伴ったのである。しかしこの點については次章において述べることにしたい。

さて西方ではこのキシュラック、ヤイラックということばはその動詞形において、十四世紀に編纂されたといわれる有名な Codex Cumanicus[25] に出てくる。Coman, Kuman はロシアでは Polóvcy といわれ、あるいは Kypčak と呼ばれ、ハンガリーでは Kuni (pl. Kunok) として知られていた。元代中國ではその對音としての『欽察』が使用された。このコーマン語彙には qyšla-, jajla- と見え、それぞれ『冬の住地で暮す』、『夏の住地で暮す』という意味である。

遊牧民は土地との結びつきが稀薄で、土地所有に關するかれらの觀念は、定着民のそれとはかなりちがっている。簡單にいえば、ヤイラックにはそこを夏期に使用する部族や氏族は、用益權はもっているが、それは定着社會におけるような土地所有權を意味するものではない。また遊牧の移動經路は自由であるが、ある遊牧群が他の遊牧群の移動路と並行して移動することは慣習法で禁じられている。ただし移動路が交叉することはさしつかえない。ところが移動經路やヤイラックの場合とは異って、キシュラックは定着社會における土地所有權と別に變わるところはない。その理由は、(1)キシュラックは通常、町や村から遠くない場所にある、(2)キシュラックには土造の家屋か、すくなくとも土壁が存在するからであろう。またキシュラックやヤイラックに定着民によって所有權あるいは、用益權が設定されている場合もある。その時には遊牧民は使用料[26]——だいたいは家畜——を支拂う。

遊牧といったところで、ステップならどこででも、できるというものではない。必ず流れか、泉の附近のような比較的豐富に水のあるところでなければならない。かれらが移動に際して自由に選擇できるのは、短距離の移動經路のみである。したがって、すくなくともキシュラック・ヤイラック遊牧に關する限りキシュラックとヤイラックの用益

權や所有權はかなり明瞭に確立された權利である。それでヤイラックが他の部族に屬しているか、あるいはその勢力範圍内にある場合には、そのヤイラックの使用料を家畜の形式で支拂うという慣行が成立したものと考えられる。

以上でわたくしは十一―十二世紀時代のモンゴル人の遊牧は、その自然的環境から見ても、またその系統から考えても、キシュラック・ヤイラック遊牧でなければならなかったということを述べてきた。しかし十一―十二世紀モンゴル人の牧畜形態に關しては、歷史的な立場から、さらに具體的な證明というか、裏づけというか、そういうものが必要であるかもしれない。そこでつぎにこの點について述べてみよう。

十一―十二世紀のモンゴル人がキシュラック・ヤイラック形態の遊牧を營んでいたとすれば、第一にこの二つの言葉に當たるモンゴル語はなんであるか。すでに述べたように、このことばはトルコ系で、突厥碑文にまで溯り、そのご現在にいたるまで、トルキスタンからイラン高原、さてはトルコまでのあいだ、いたるところで使われている。モンゴル帝國時代にその西方領域[27]においては、このことばが使用されていたことはいうまでもなく、またアフガニスタンに現存するモンゴル人[28]であるモゴール族やハザラ族のあいだでも、もちろん使われている。しかしここでの問題は、十一―十二世紀におけるモンゴル人はこのキシュラック、ヤイラックを何と呼んでいたか、という點である。ここで先ずウラジーミルツォフの所說を、例によってとりあげなければならない。

ウラジーミルツォフは十一―十二世紀時代のモンゴル人の遊牧形態としてアイル ayil(ail) とクリエン küriyen を擧げている。すこしながくなるが、この點はわたくしの考えを進めてゆくうえに大きな關係があるので、つぎに引[29]用しておく。

集團をなして遊牧する者は、普通、一野營群をなして移動し、一屯營をなして滯留した。かやうな屯營には屢々數百のユルトが數へられた。蒙古語でクリイェン～グリイェン（クリエン）と呼ばれる屯營は、蒙古語でアイ

ルと呼ぶもの（個々のユルトと幌車から成る牧家又は遊牧屋）の集團から成っていた。『クリイェンの意味は次の如きものである——と、ラシッド・ア・デンが言ってゐる——幌車が澤山野に輪をなして集っていると、それがクリイェンである』他の個所で、同じ著者は次のように説明している。曰く『クリイェンとは輪という意味である。昔は一定の部族が一定の場所へ營するときには輪の形に集り、その中の長老が輪の真中に入ってゐた。これがクリイェンと呼ばれた。今日では敵の軍隊が近づいた時に、中央へ異分子や敵を入れぬため、かやうな形の配置をとる』長春（真人）も數千のユルトや荷車の群を見た。これは或る領侯及びハンの妃の屯營にあった。

かやうに十一世紀乃至十二世紀の蒙古人は、或はアイルをなし又はクリイェンをなして遊牧していたのである。若干の者にとっては孤立してアイルの形で遊牧するのが便利であり、他の事情の下においては、集團したクリイェンから追い出されるのが恐しくもあり危險でもあったのである。

この場合に、遊牧生活一般の重大な矛盾の一が現れて來る。家畜の多い遊牧者、殊に馬の飼育者にとっては大きな團體となって遊牧することは不便である。家畜を盜まれはせぬかという懸念は、彼をして個々のアイルをして氣儘に暮すことを求めしめる。同じやうな現象は今日のヴォルガ河畔のオイラート人（カルムィク人）に見られる。中産の者及び貧しい者は團體（ホトン）をなして遊牧するのに對し、富裕な者は孤立し、アイルとなって遊牧せんことを努め、且つそうせざるを得ない。しかし、多數の家畜をかかへながらアイルをなして遊牧すること、卽ち僅少の者が孤立して遊牧することは、平時においてのみ可能で、かやうなことは、攻略、掠奪戰爭の時には不可能である。從って、かやうな時には大きなクリイェンを小さなクリイェンに分ち、領侯はクリイェンに住んで遊牧し、その家畜群、主として馬群はアイルに止めて置くといふ便法を講ぜざるを得ぬ。クリイェンの經濟とアイルの經濟との結合は、十一世紀乃至十二世紀の蒙古人にとって最も理想的なものであったらしい。チン

ギス・ハーンの覇權が確立すると共にクリイェン遊牧樣式は消滅したらしく、このことは前に擧げたラシッド・ア・ヂンの言葉や十三世紀の旅行家の言葉から推測し得る。

右に引用した箇所及び彼の著書の他の場所に散見するところを考えあわせてみると、ウラジーミルツォフの十一―十二世紀モンゴル人の牧畜形態に關する見解の重要點はおよそつぎのようなものになる。

Ⅰ　アイル牧畜とクリエン遊牧の二種類が存在した。

Ⅱ　アイル牧畜とクリエン遊牧とは構造上も違い、大きさも違う。

Ⅲ　クリエンの存在理由（レーゾン・デートル）は、經濟的なものではなく、政治的（軍事的）である。

Ⅳ　モンゴル帝國の成立とともにクリエン遊牧は消滅した。

もうすこし敷衍するならば、アイルは yurt 或は ger が集合したもの、構造的には血緣集團であり、經濟的には遊牧の基礎的な單位である。クリエンはアイルの集合であって、構造的にはアイルと異るが、經濟的機能は同じである。ただしクリエンにはアイルに存在しない機能、卽ち政治的、軍事的機能が存在した。したがってチンギス・ハーンの帝國が成立すると、クリエンの軍事的、政治的機能はウルス（國家）によってとってかわられ、クリエン遊牧は姿を消すことになった。こう解釋すると、ウラジーミルツォフが『アイル經濟』と『クリエン經濟』とに分類しているのは、立論上の矛盾と考えられる。アイルとクリエンとのあいだに經濟的機能における相違が存在するのは、經濟外的な要素、いい換えれば權力構造上のちがいである。なぜならば、クリエンがなんらかの經濟上の重要な機能をもっていたならば、チンギス・ハーン帝國の成立によって消滅するはずはないからである。

遊牧においても効率遞減の法則が作用することは確かである。その點でアイルはおそらくモンゴル遊牧の自然的單位であったと考えるよりほかはない。クリエンのような大集團になると効率遞減の法則が働いて、經濟的には有利で

はなかったにちがいない。廣濶な夏の牧地においても、家畜の大集團を一群として飼養することは決して有利ではない。さらに冬籠りの場合は、風當りのすくない峽谷や日だまりのする山の南麓などに限られているのであるから、そのような家畜の大群を養うことは不可能である。したがってクリエンは通常の遊牧形態とはえない。それは軍事的、政治的必要によって成立したものと考えらるべきであろう。

つぎにアイルとは何であるかというと、これは、すくなくともチンギス・ハーン前後の時代においては聚落、部落、村などのようなものを意味したもので、固定的あるいは季節的にのみ定着的であって、遊牧移動中のユルト群ではない。ail (ayil) あるいは aul ということばは、モンゴル高原からカフカズにわたって現在もなお廣く使われているが、これは農牧併用の定着民にあっては小さい村、遊牧民のあいだではテント群を意味する。「元朝祕史」二卷に、

Temüjin-i Tarqutai Kiriltuq abču otču ulus irgen-dür-iyen yasaqlaju ayil-tur nigen qono'ulun qono'ulun bitü'ülür yabuqui-tur……

とある一句は、よくアイルとはなにかということを示している。「實錄」によると『帖木真（テムヂン）を塔兒忽臺（タルクタイ）乞哩勒禿黑（キリルトク）率て去りて、その部落の民に命令して、隣ごとに一たび宿し廻して行く時』となっている。テムジンすなわち後のチンギス・ハーンがタイチウト族に捕えられたのは、右に引用した句に續いて jun-u teri'ün sara-yin qarban jirwa'an-a qula'an tergel üdür（夏の初めの月の第十六の赤く照る日）とあるから、春の終りから夏のはじめの移動開始以前の時期に當たることは疑う餘地はない。アイルとはこのように冬籠り中のテント群、あるいは固定した住居群を指すものである。したがってアイルは遊牧そのものではありえないのである。

さて「元朝祕史」には nuntuq (nutuq), nuntuqla, nuntuqtan, nuntuqči(ɪ) などということばが、數十箇所に出てくる。「祕史」の傍譯では nuntuq は「營盤」總譯では「家道」となっている。營盤という字面は、わたくしの知

るかぎりでは、元代以前には現れないようである。このことばは、まず「祕史」卷一に、

不峅罕哈勒敦納　嫩禿黑剌周　脫列克先（舌）　巴塔赤罕阿主兀

とあるが、「實錄」ではこれを譯して、

不兒罕　合勒敦に營盤（イヘヰ）して、生れたる巴塔赤罕ありき。

とし、營盤をイエヰする、すなわち單純に住むという意味にとっている。小林譯「祕史」でも、またつぎの如く譯している。

ボルハン・ハルドンに定住した。ここバでタチハンが生れた。

この文は二つのセンテンスに切るよりは、ジェランダティヴでつないだ方が原文に忠實なのだが、これは大したことではない。小林は那珂のイヘヰを「定住」と譯している。つぎにヘーニッシュは、

……beim Berge Burhan Chaldun wälten sie ihren Lagerplatz, wo ihnen ein Kind geboren wurde, Batatchi-chan.

と譯し「キャンプする場所」としている。さらにペリオは、

Alors qu'il avait fixé son campement... au ⌈mont⌋ Burqan-qaldun, il y eut, né ⌈d'eux⌋, Batači-qan.

としてヘーニッシュと一致している。以上に引用した四つの譯のうち那珂、小林とヘーニッシュ、ペリオとでは、前者はヌントゥク（營盤）をイエと考え、後者はキャンプとしている。この相違は一見して瑣末なことのようだが、以下の行論には重要な關係がある。

nuntuqlaju は明かに、さきにも引いた突厥碑文の qišlap（冬籠リシテ）と同じ意味であって『冬の牧地に住んで』という意味であるが、必ずしも固定したイエあるいは定着を意味するものではない。冬籠りの土地とでも譯すのが當

っているであろう。すなわちヌントゥク（營盤）はトルコ語のキシュラックに比定さるべきものである。

營盤が單に牧地、あるいはとくに冬の牧地を意味することは中國にも資料がある。たとえば「元典章」、新集、戸部、官員職田依鄉原例分收の條につぎのような文が見える。

> 職田はまさに舊例によって標撥すべきことについては、奏して聖旨を奉ずるに、此を欽（つつし）めと。省府いま舊例に比附して約量し定め到りたる各路州府司縣の官員の職田の頃畝は、斷沒せる地、營盤の草地を除くの外……數によって標撥す。

右の末尾の句は『除斷沒地營盤草地外』であるが、これは『除斷沒地、營盤、草地外』と讀むべきではなく『除斷沒地、營盤草地外』とするべきであり『營盤と草地』ではなく『營盤の草地』である。「元典章」のこの一條は、官に沒收した田土と遊牧民のヌントゥクの牧地に特例を認めたものである。

元代のその他の資料にもまた『營盤』という字面が見える。たとえばさらに「元典章」には『營盤草地』とか『軍馬營盤地』とかいうことばが見出される。これから推して『營盤』ということばは、元代に牧地の意味に使われていたことにまちがいはない。現代でも臺灣、滿州、陝西、新疆、廣東、雲南などには營盤という地名が見える。清朝時代にも兵營という意味で營盤ということばが使われていたから、滿州や臺灣の營盤というのは新しいものかも知れない。新疆の營盤という土地の情況は、このことばがどのような地を意味していたかということを知る手懸りになる。この營盤[30]という名の場所は、ロプ湖の西北に横たわるクルツク・ターグ（山脈）の南麓にある。クルック・ターグはあまり高い山脈（二〇〇〇メートル級）ではないが、冬の西北風を防ぐには足りる。營盤は山裾を帶狀に走る幅一〇キロぐらいの小石塊の堆積地を隔てた草原の北緣にあるオアシス村である。しかしこのオアシスの南に五キロも行けば、クム河が流れており、岸はポプラやタマリスクをまじえた草原地帶で恰好の牧地であり、河を越えると同じよう

な草原がさらに南に廣ろがっている。クルック山脈の南麓を流れるコンチェ河（クム河の上流）とクム河の流域には非常に多くの小さい湖や沼澤地が散在し、可耕地と牧地が多い。このあたりでは、夏は非常に暑い。しかしそのすぐ北には夏の牧地（ヤイラック）に好適なクルック山脈があるので、キシュラック・ヤイラック遊牧にはきわめて好適な地勢である。その上、タクラマカン砂漠の北縁には古くから東西交通路が營盤附近を通過していたことは明かである。現在の營盤の西北五キロぐらいには漢代以來の遺跡がある。現在の地名がいつからのものかは不明であるが、もし營盤がモンゴル語ヌトゥクの漢譯であるとすれば、この地はモンゴル時代においてもモンゴルあるいは他の遊牧部族のヌトゥクであったにちがいない。

元代ではヌトゥクすなわち營盤とは、移動を行わない冬期に家畜を養う場所を意味していた。したがってこの地は、西北に山を背おい、東南に向いた場所で、冬の酷烈な西北風に直接に曝されることなく、いわゆる陽だまりのする、比較的暖い土地でなければならない。家畜はこういうところで冬のあいだは、夏に蓄積しておいた枯草で飼養される。このようにモンゴル遊牧民のキシュラック、すなわち冬籠りの地はヌトゥクと呼ばれていた。冬籠りの地であるから、そこにいるあいだは移動しないので、中國人のような定着民の眼には、このヌトゥクがモンゴル人の根據地と映じたにちがいない。「元史」、兵三、馬政に、

夏より冬におよび、地の宜しきに從って水草を行逐し、十月おのおの本地に至る。

と見えるこの『本地』とは、おそらく俗語の『營盤』すなわちヌトゥクの譯語を、さらに文言に書き直したものと思われる。このようにモンゴル遊牧民の冬の住地には、枯草の備蓄のはかに『營盤の草地』ということばで明かなように、牧地もある程度はあり、冬期でもウマなどは雪をかき分けて、枯草を食べることのできる土地であったと考えられる。

家畜は夏でも冬でも草を食う。ただ遊牧民は一定のきまった範圍の牧場で一年中、家畜を飼うのではなく、夏は廣い地域を移動し、冬だけ比較的狹い土地で、主として備蓄してあるまぐさを食わせるのである。したがって、冬でも土地によっては相當な程度の大きさの牧地をもっている。キシュラックに當たる營盤（ヌトゥク）を『營盤の草地』といっていても別に不思議なことはない。

ついでに、ここで指摘しておきたいことは、營盤すなわちヌトゥクに關する權利と管理もまた西方におけるキシュラックのそれと原則的には異るところはなかった點である。すでに觸れたように、キシュラックに對しては、ヤイラックとはちがって、定着社會と同じような所有權が認められている。そして冬期にはもちろん、夏の移動期においても少數のキシュラックの管理者は止まっているのが通例である。營盤すなわちヌトゥクにおいても同樣であった。「祕史」には nuntu'učin, nuntuqtan ということばが見える。ヘーニッシュの「祕史語彙」[31]にはこの兩語を等しく『管營盤的（pl.）』としているが、これは失檢で、傍譯では前者は『管營盤的每』、後者は『營盤有的』となっている。意味は明らかにちがう。nuntu'učin はヌントゥクの管理者であり、nuntuqtan はヌトゥクの所有者である。このようにヌトゥクでは年中を通じてヌトゥチがいた。すなわち冬の居住期でも夏の移動期でもヌトゥクにはつねに管理者がいたものと考えられる。オゴダイ・ハーン前後のヌトゥクについては「祕史」卷十二にその性質を覗うに足る記事があるので、つぎに揭げよう。（那珂、ヘーニッシュ、小林の諸譯があるが、ここにはわたくし自身の譯を揭げる）

また、國の民にヌトゥクと水を分ちあたえよう。ヌトゥクに住まわせよう。千戶ごとにヌントゥクの管理者を選び出したがよい。また、チェルの地方には野獸以外は住まない。民に解放し、チャナイとウイウルタイの二人のヌントゥク管理者（nuntu'učin）を首領として、チェに井戶を掘らせ、石で圍（かこ）え。

右の記事は、西方におけるキシュラックを髣髴とさせる。この記述は現在の遊牧民のキシュラックにもほとんどその

ま當てはまるといってもよい。そこでつぎにヤイラックすなわち夏の牧地をモンゴルは何といっていたか、という問題を考えてみよう。

すでに觸れたように、キシュラックもヤイラックも家畜を飼養するための牧地という點では異るところはない。異るところは、冬と夏という季節の點だけである。しかし遊牧生活にとって季節は非常に重大な要素である。とくに高緯度の高原に住むモンゴル人にとってはそうであった。かれらにとって冬は最小限度の飼料で家畜を維持し、酷烈な氣候とオオカミの襲撃から保護するという、まったく受動的な生活の時期であった。これ反して、夏は冬のあいだに瘠せ衰えた家畜を肥えさせなければならない時期である。このように、きわめてはっきり相違する生活のサイクルに對しては、當然特定のことばが存在するはずである。

「祕史」には『薙兀』ということばが、しばしば見える。このことばは傍譯では『起行』、總譯では『去』と譯されている。しかしこのことばは、單に『行く』という意味ではなく、移動遊牧を開始するという意味を含んでいることは、多くの文例のコンテクストから明かである。カルムュック語[32] (Ramstedt) では nüdl、書寫モンゴルでは negüde-[33] (Kowalewski) である。すべて『遊牧する』の義である。「祕史」三卷には、ヌトゥクからネグデルに移る時を描いたつぎ一節がある。

テムジンとジャムハの二人は相い親むこと一年、つぎの年の半ばまで相い親しんでいたが、その住んでいたヌトゥクからある日、動こう (nüüye) と話しあって動いたのは、夏の初めの月の十六日目の紅の光のある日に動いた。テムジンとジャムハの二人はいっしよに車の先きを歩いていったが、ジャムハはいった。『テムジン・アンダよ。アンダよ。山でウマを降りよう。われらのウマ飼いたちはテントに宿れるようにしよう。谷川でウマを降りよう。われらのヒツジ飼いたちに喉を潤させることにしよう』

この文はややわかりにくい表現ではあるが、夏の初め、すなわち四月にヌントックを出發し、移動期にはいることをいっているのである。この文で『動こう』と譯した nü'ü- ということばが移動、すなわち遊牧を意味することにまちがいない。ジャムハのいったことばを讀むと、山地で水流のある場所、すなわちヤイラック（ヌグデル）を描いていることは明かである。nü'ü- をヘーニッシュは aufbrechen,[34] ペリオは transhumer[35] と譯している。また卷二に、エスゲイの死後、タイチウト部が母のホエルンとテムジン兄弟を捨てて去ることを記した左の文がある。

……この母子をヌトゥクのうちに捨てて動こう（nü'ükün）。（母子を）つれてはいくな、といって次ぎの日から……タイチウト部はオノン河に沿っていった。

このすぐ後にも、つぎのように見えている。

……あなたの好い父上が集めた民、われらのすべての民をつれて動こうとしたので（nü'ükderün）……

さらにチンギス・ハーンのことばとして、卷十に錄されているつぎのような一節がある。

宿衞は……移動する時（nü'ükü-tür）、止まっている時、車をととのえる。わが身體を守って、宿るのは容易ではない。幌車、大きな非戰鬪部隊が動く時（nü'ükü-tür）、じっとしている時、ととのえるのは容易なことでない。

右に擧げた文を讀むと、nü'ü- の意味は單に動く、移動するということではなく、夏期の遊牧を指すことは明かである。したがってこの名詞形 nü'üdel*, negüdel が夏の牧地すなわち西方のヤイラックに當たるとしてよいであろう。

以上に述べてきたように、モンゴルの遊牧も中央アジア、イラン高原などの遊牧と本質的には同じものであると考えてさしつかえはない。これは史料的にも、さらには遊牧の實際から見ても、動かしえない結論であると考えられるのである。

註

1　Owen Lattimore; Inner Asian Frontiers of China, London & New York, 1940 に散見する。

2　ラティモア（前掲書、七六頁）は『牧畜經濟（その變異型も含めて）の自給自足性は、モンゴリアにおいていかなる眞の混合經濟の成長をも制限し、且つその恒久的特徴を妨げた原因である』（傍點は岩村）と述べている。この點に關しラティモアは具體的な例を擧げていないので、よくは理解できないが、『恒久的』という言葉が意味をもつならば、本章及び次章で述べるようなわたくしの見解とは別に抵觸するものではない。

3　「成吉思汗實錄」（元朝秘史）のいたるところに見出される。またウラジーミルツォフ「蒙古社會制度史」九三頁その他。

4　ウラジーミルツォフ、前掲書、七八頁。

5　Gerard M. Fritters; Outer Mongolia and its International Position, Baltimore, 1949, 13.

6　Wolfram Eberhardt; Conquerors and Rulers, Social Forces in Medieval China, Leiden, 1952, 69—71.

7　ラティモア、前掲書、三三六—三八頁。

8　ウラジーミルツォフ、前掲書、七三頁以下。

9　Olaf Caroe; Soviet Empire, the Turks of Central Asia and Stalinism, London, 1954, 180.

10　ウラジーミルツォフ、前掲書、七一頁以下及び一三三頁。

11　同右、八四—五頁。

12　Comptes rendus des expéditions pour exploration du nord de la Mongolie rattachées a l'expédition mongolo-tibétaine de P.K. Kozlov, Leningrad, 1925.

13　M.P. Griaznov & E.A. Golomshtok; The Pazirik Burial of the Altai, American Journal of Archaeology, vol. xxxvi

I, 1933. E.D. Phillips; The Royal Hordes, Nomad People of the Steppes, 1965, 87-ff, 77-98.

14　内田吟風、「匈奴史研究」一四七頁。

15　同右、一四九—一五七頁。

16　中央アジアや西アジアで Qa'la……（固有名詞）という地名になっていて、實はキシュラックである場合が多い。地名としてはカーラとついているものもあり、Shahristan となっているところもあるが、牧地と耕地は rabad となっている。V.V. Barthold (Four Studies on the History of Central Asia, translated by V. and T. Minorsky, vol. I, London, 1956, 18) は、古代トルキスタンの遊牧民は冬の牧地としてアシの繁った河岸を選んだ、といっている。このような場所には、現代でもカーラのあることが多い。このような土地は遊牧民が冬の住地として占據することもあるし、また遊牧民に對抗するために定着民が占領して城を築き、前線基地とすることもあった。後段で述べるクルック・タグ南麓の營壘もその例である。

17　ヒンズークッシュ山脈中の Hazara 族がモンゴル人の後裔であることには疑いを容れる餘地はない。左記を參照。

Elizabeth E. Bacon; An Inquiry into the History of the Hazara Mongols of Afghanistan. Southwestern Joural of Anthropology vol. 7, No. 3, 1951.

Iwamura Shinobu & H.E. Schurmann; Notes on Mongolian Groups in Afghanistan, Silver Anniversary Volume of Zinbun-Kagaku Kenkyusyo, Kyoto, 1954.

岩村忍「ハザラ族の起源に關する諸問題」東洋史研究、第十四卷、第三號。

18　カロー、前掲書、一八一頁。

19　小野川秀美「突厥碑文譯註」滿蒙史研究、第四。

20　擔麐猶吉譯「ジュチ・ウルスの內部組織」蒙古學報、第二卷、一二六頁。

21 岩佐精一郎「突厥毗伽汗碑文の紀年」東洋學報、第三三巻、一〇九頁。

22 田村實造、小林行雄、「慶陵」

23 島田正郎、「遼代社會史研究」

24 Karl A. Wittfogel & Fêng Chia-Shêng, History of Chinese Society, Liao (907—1125), Philadelphia, 1949.

25 K. Grønbech; Komanisches Wörterbuch, türkischer Wortindex zu Codex Cumanicus, Kobenhavn, 1942, 110, 208.

26 私がヒンズークッシュ山脈中のバザラシャートに滯在中（一九五四年）アシュタルライ Ashtarlai 地方に、ベキスタンのクェッタ附近にキンラックを持つベシュト族の一團がきて、山上のヤイラックで夏を過していた。このヤイラックの使用權は約五十年前から右のベシュト家族の一團によって享受されているが、その地方一帶（アシュタルライ）はバザラのダイ・ザンギ Dai Zangi 部族の豪族ハイダル・ベック Haidar Beg の支配下にあるので、毎年ベシュト人たちは羊數十頭をハイダル・ベックに支拂うことになっていた。

27 イランでも廣く使用されているが、その起源はおそらくモンゴル人による征服以前にトルコ系民族によって齎らされたものであろう。

28 私の一九五四年、一九五五年の二度の調査による。

29 ウラジーミルツォフ、前揭書、八〇—八二頁。

30 Folke Bergman; Archaeological Researches in Sinkiang, especially the Lob-nor Region, Reports from the Scientific Expedition to the North-western Provinces of China under the Leadership of Dr. Sven Hedin, Publication 7, pp. 180—182, Stockholm, 1939.

31 Erich Haenish; Wörterbuch zu Manghol un Niucha Tobca'an, Berlin, 1962.

32 G. J. Ramstedt; Kalmükischer Wörterbuch, Helsink, 1935.

33 Joseph Étienne Kowalewski; Dictionaire mongol-russe-fransais, Kasan, 1844-49.

34 Erich Haenisch; Die geheime Geschichte der Mongolen, Leipzig, 1948, 12.

35 Paul Pelliot; Histoire secrète des Mongols, Paris, 1945, 133.

第六章　經濟構造の變貌

ウラジーミルツォフが『チンギス・ハンの覇權が確立すると共にクリエン遊牧様式は消滅したらしい』[1]といっているのは正しい。チンギス・ハーンの漠北統一の成功によって、モンゴル民族の內部の爭いはやみ、部族や氏族のあいだの戰爭や、掠奪は姿を消した。こういう政治上の變化にともなってモンゴル人の經濟生活にもまたいろいろな變化が生じつつあった。このような變化のうちで、もっとも大きなものは、生存經濟から勢力經濟への推移であった。

すでに述べてきたように、十一―二世紀時代のモンゴル人はキシュラック・ヤイラック型の牧畜を主軸とし農耕、狩獵、漁撈を補助的手段として生活していたが、かれらの生活はむしろ生存、すなわち生命を保ったために必須な程度の生活にすぎなかった。寒風吹き荒む冬期においては、キシュラックのフェルトの天幕や貧弱な屋舍で辛うじて日々を過ごし、もし一朝にして降雪がはなはだしいとか、冬がなが過ぎた場合には、家畜の斃死による飢餓を懸念しなければならなかった。夏になって水草の豐かなヤイラックへの道程においても、つねに他の部族による掠奪、家畜泥棒、家畜の疫病などに惱まされるのであった。寒氣の嚴しい季節におけるキシュラックの生活も勞働の連續であったにちがいない。家畜の世話以外に、狹い山間の土地で家畜の世話をし、野獸や野鳥を狩り、時には魚を獵り、草根を掘り草の實を拾うなど、生きるためにはあらゆる勞動、極めて重い勞働に服さなければならなかった。

もちろん、當時のモンゴル人のうちには、チンギス・ハーン自身のような首長の家柄の者もあるにはあったが、か

れらといえども、決してウラジーミルツォフのいわゆる『草原の貴族』などというロマンチックな表現で描かるべきようなものではなかった。かれらの生活が如何に不安定なものであったかということは、「祕史」の初めの部分を一讀するだけで充分である。名實兼備の『草原の貴族』が發生したのは、モンゴル帝國成立以後のことである。

峽谷のヌトゥクには大きな集團では住めない。谷間や南東に開いた土地には、いくつかのアイルが或る間隔をおいて存在する。しかし冬が去り、遊牧に出かける時には、このような分散した形では他の部族による掠奪の懸念があるので、クリエンを組織する。そして夏が終ると再び分散的アイルに住む。モンゴリアの冬は、ウマは痩せるし、氣候酷烈で、掠奪行動もあまりできないからである。

遊牧民の經濟においては、家畜が富の主要な形態であるから、かれらの歷史を研究する學者が、この點に注目するのは、もっともだといわなければならない。最近では匈奴の牧畜經濟に關して內田吟風[2]の研究があり、さらに江上波夫の研究が發表された。江上が豐富な資料によって論證している匈奴の家畜頭數と家畜の種類の比率の算定は大きな貢獻であると思われるが、實は人口一人當りの平均頭數というものは、平均國民所得みたいなもので、他國との比較による生活水準の推定以外にはあまり意味はない。遊牧民が一戶當りどれだけの家畜を所有すれば、生活ができるかという問題、すなわち遊牧民の最低生活水準ならば、これは二千年前の古い史料を使うまでもなく簡單に計算できる。またそれは『生活』という言葉の定義によってどうでもなる。それが生存という意味ならば、きわめてすくなくても濟むであろう。『生存』は生物學的な現象であるから、最低線はわけなく決定しうる。しかしながら『生活』における貧富は、多くの經濟學者がいうように、社會的なもの、すなわち相對的なものである。この場合、社會經濟史的に重要なのは、家畜の總頭數でもなければ、人口一人當り、或は一戶當りの平均頭數でもない。重要なことは、社會階層による頭數の分布と各種の家畜の比率である。ところが古い時代の社會階層による分布などは、とうていいつか

めるはずはない。推測以外にはない。現代の資料ではフリッターズ[3]による一九二一年のモンゴル人民共和國の所有分布は大略つぎのようである。（單位はボド bodo による。ボドとはモンゴリアの家畜の單位で、一ボドはウシ及びウマでは一頭、ラクダでは〇・五頭、ヒツジでは七頭、ヤギでは一四頭に當たる）。

所有量（ボド）	所有單位（家族）數	%	所有總量（ボド）	%
一以下	七、八三九	四・七一	一、六二八	〇・〇四
二―一〇	五九、二一〇	三五・三七	三三五、六九〇	七・二五
一一―二〇	三九、二二四	二三・四三	六〇九、三〇一	一三・一五
二一―四〇	三〇、九一〇	一八・四六	八七六、九五四	一九・三六
四一―一〇〇	二二、三七九	一三・三七	一、三八七、五九八	二九・八二
〇一―二〇〇	五、九八四	三・五九	七三六、六〇六	一五・九〇
二〇一―五〇〇	一、五八一	〇・九三	四五一、二五九	九・七四
五〇〇以上	二五四	〇・一四	二一九、七九五	四・七四
計	一六七、三八一	一〇〇・〇〇	四、六一八、八三一	一〇〇・〇〇

右の表によると、最も多數の階層は二―一〇ボドを所有する階層で、三五・三七%を占め、また階層として最大のボドを所有するのは、四一―一〇〇ボドの階層で、二九・八二%を占めている。一單位（家族）の平均所有量は二七ボド强となり、この階層の單位數は全體の一八・四六%であり、ボド總數に對する所有量は一九・三六%である。右の數字から見れば、平均頭數を有する階層の人口（戸數）も、またその階層全體の所有家畜數も案外にすくない、すなわち二〇%以上であることがわかり、したがって所有家畜の平均數値なるものは社會的、經濟的にはあまり意味をも

たないことが判明する。

右表の數字がなにを意味するかということは、ここでわたくしの取扱うべき問題ではない。右の數字は單に所有家畜の平均頭數ということは、あまり意味のないことを示すための一例として擧げたに止どまる。これに對し、江上の擧げている匈奴の一人當りの家畜の平均頭數は匈奴の勢力の消長の指標しての意味はある、といいうるかも知れない。しかしその程度の意味なら、平均頭數を算出するまでもなく、總頭數で充分である。匈奴の一人當り家畜數の平均値が社會經濟史的に意味のないことには、もう一つの理由がある。それは匈奴はすでに大軍事國家を構成していたのであって、その經濟はもはや生存經濟ではなく、純然たる勢力經濟の時代に移行していた。したがって匈奴の主要な富である家畜の所有分布は、社會階層によって非常に大きい格差があったに違いない。

江上の貢獻は、實は他の箇所にあるとわたくしは考える。それは同氏が示した各種の家畜の比率である。これこそ社會經濟構造の大きな變貌を示す指標でなければならない。この點に關して同氏の擧げた資料には重要な意味が含まれている。建武二十五年（西暦四九年）に南匈奴が北匈奴の單于の庭を破り、ウマ七千、ウシ、ヒツジ一萬を獲たとあり、また建初八年（八三年）に北匈奴の大人らがウマ二萬匹、ウシ、ヒツジ十餘萬頭を率いて漠に降ったことが記されている。この場合の家畜構成の比率は、前者はウマ四一・二%、ウシ、ヒツジ五八%、後者ではウシ、ヒツジを十一萬と假定して、馬一五・四%、牛羊八四・六%になる。江上は兩者の差違を說明し、前者は戰時、後者は平時であるとし、したがって後者を現實の比率と考えているようである。同氏は後者の比率は、近時のモンゴリア、トルキスタンの牧畜民族の家畜構成と近似していることを指摘した。[4] しかし右の資料でいっそう重要な點は、一方でウマ、他方ではウシ、ヒツジと分類している點である。先きに述べたように、モンゴリアにおける家畜の單位はボドで、平時の經濟的觀點においてはウマとウシはほぼ同價値と見做されているに對し、ウシ、ウマ一に對しヒツジは七と換算

されるほどの相違が存在する。しかるに匈奴時代にウマとウシ、ヒツジとに分類され、經濟的價値に大きい開きのあるウシとヒツジが一つの範疇に入れられているのは、經濟的分類ではなく、軍事的觀點からであるに相違ない。ウマがウシやヒツジと區別されているのは、匈奴の經濟が當時、軍事經濟になっていたことを示すものであろう。この點、江上も『馬を第一に、牛を第二に、羊を第三にという重視の順位で、その家畜群を組成していた』ことを指摘しているのは、當をえていると思われる。

ここでモンゴルに話をもどそう。これまでの諸章で述べたように、チンギス・ハーンによる漠北統一以前の時代においては、モンゴル人の社會は氏族と部族（この點については第二部で詳述する）によって構成せられ、その經濟は限定された地域における閉鎖された牧農併用經濟であり、生活は生存經濟 subsistence economy の域を出なかった。したがって遊牧民のパワー・エコーミーの象徴であるウマは、高く評價されてはいたが、その數はむしろすくないものであった。[5] このことはすでにウラジーミルツォフによっても指摘されている。

家畜群の構成の型ということは、遊牧民の社會經濟生活の變化を示す指標（インディケーター）であって、十二世紀初葉にモンゴル社會に起こった大きな變化を、この角度から考えてみることは興味がすくなくない。チンギス・ハーンの興起以前におけるウマに對するウシとヒツジの比率は、これを數値的に示す資料をわたくしは知らない。しかしウラジーミルツォフがすでに指摘し、わたくしも前章において述べたように、十一―二世紀のモンゴル人のあいだにウマが比較的すくなかったことは明かである。

テムジン一家がタイチウト族に襲われた時、テムヂンの妻ボルテを乘せるウマがなく、ウシ車に乘って逃れたので、タイチウトに捉えられたことがあった。このようなことに徵してみても、ウマは多くはなかったことがわかる。ところが、その後、チンギス・ハーンの征伐が進行するに從って、ウマの數が增していったことは明かである。これ

は「祕史」を讀めば隨所に感ぜられるところであるが、その數字については祕史はなにも語っていない。ところが、後になると、

凡そ師を出すに、人ごとに數馬あり、日に一騎を輪して、之に乘る。故に馬は困弊せず（蒙韃備錄）

とか、

其の軍は、すなわち民の年十五以上の者にして、騎士ありて歩卒なく、人ごとに二、三騎、或は六、七騎（黑韃事略）

などと見え、馬が急速に増えたことが知られる。そして「蒙韃備錄」によると、

かの國中、一馬ある者は必ず六、七羊あり、もし百馬あれば必ず六、七百の羊群ありと謂う。

とあるので、ウマとヒツジの比率が一對六、一對七程度であったことがわかる。これは匈奴全盛時代の比率にはなはだ近い。すなわちモンゴル人の間でも漠北統一の時代になると、家畜構成は帝國時代の匈奴のそれにほぼ近くなったことを示している。いいかえれば、經濟構造も勢力經濟に移行したのである。ここで一言しておきたいのは、右に引用した文には羊とあって、牛羊とはないことである。これはモンゴル人の牧畜がこのころにはオープン・ステップの遊牧に變化したことを示すものであろう。前章で述べたように、ウシはオープン・ステップの長距離移動には不適當であるので、漠北からトルキスタンにまで征服の手を延ばした時代のモンゴル人は、より移動に適し、移動中の食料としても一層適しているヒツジを多く飼うようになり、ウシの飼養は減少したものにちがいない。もっとも、これはウシを使わなくなったことを意味するものではない。チンギス・ハーンの時代とその後になっても、[6]車はかなり使用されていたのであるから、その牽引にはウシとラクダも使われていた。

孟珙が「[7]蒙韃備錄」を著わしたのは、チンギス・ハーンの十六年（一二二一年）のことであるから、この時代にはチンギス・ハーンはすでに漠北を統一し、西トルキスタンのホラズム帝國の戡定をもほぼ終了したころである。すな

わちこの時代には、モンゴルはもはや外モンゴリア北部の高原ステップ地帯の強力な遊牧國家であるに止どまらず、すでに西トルキスタン、アフガニスタンからイラン北部に跨がる一大帝國を形成していた。したがってかれらの經濟生活もまた變貌を蒙りつつあった。

遊牧民の國家においても重要なのは、富と戰力のバランスである。[8] 帝國成立前のモンゴル社會にあっては、日常の經濟生活或は生産が最大の關心事で、掠奪や小規模の部族間の戰もあるにはあったが、それよりも第一に、かれらにとっては自然との鬪い、生活の糧を確保することが最重要事であった。それにはキシュラックで小規模の農耕を營み、家畜の種類としてもヒツジとウシを主としなければならなかった。ところが軍事國家の時代に入ると、ウシはあまり役に立たない。ウシが供給し得るのは駄獸、耕獸としての勞役と肉と乳であるが、長距離の移動や速度を必要とする移動にはウマが遙かに優れている。またヒツジは食料、衣料、住居（テント）など多方面、萬能的な役に立つ。さらにウマはこれらの必要品の一部の供給源になるとともに、戰爭の決定的要素である。それで十三世紀にいるとウマとヒツジがモンゴル人の主要家畜になり、ウシの重要度は下降していった。

かつては峽谷とステップを季節によって移動し、しかもこの移動は限定された地域に止どまり、冬のキシュラックと夏のヤイラックも一定していたのであるが、モンゴル帝國が成立すると、モンゴル人はその領域内においては、どこでももっとも好適な場所を選擇して移動できるようになった。またその領域内では秩序が維持されるようになったので、少數の群による遊牧でも、むやみに他の部族や氏族によって攻擊されたり、泥棒や强盜に家畜を盜まれる危險もすくなくなった。そうなれば、前章で述べたように、餘りに多數の家畜を擁する大群による遊牧は、經濟的觀點からは不利であるので、小群というよりは、適當な——最も効率（オプティマム）の高い——大きさの集團による遊牧形態がとられるようになる。

それでは、どのぐらの群が、もっとも効率がよいか。これはもちろん地理的條件によって異るが、大體の點は乾燥地帶の大半に當て嵌まる。典型的なキシュラック・ヤイラック遊牧における一家族（家族の型や大きは第二部で述べるが、まずいわゆる核家族とみてさしつかえない）の最低所要頭數はヒツジに換算して一〇〇頭前後である。換言すれば一五ボド前後である。この一五ボドの構成內容は、いろいろな條件によって左右される。移動距離が短いとか、あるいは水が豐富な地方ではウシの比率が高くなるし、遠距離移動の場合にはウマが多くなるし、またオアシス都市のある地域では駄獸としてのラクダが多くなる。しかし遊牧の基礎的な家畜はあくまでヒツジ（ヤギを含む）とウマであることに變りはない。ヒツジに換算してだいたい一〇〇頭が適當な大きさだとすると、これ以下の頭數しか所有しない家族は、富有な家族に從屬したり、雇傭されたりするか、あるいは他の職業——例えば運輸、商業、手工業——を副業として營む。キシュラック農耕で相當の收獲を擧げうる場合には、所有頭數がこれよりはるかにすくないこともある。ところでミニマム頭數に對してマキシマムが存在する。マキシマムもまた地理的、自然的條件に左右されることはいう俟たないが、わたくしの調査の結果では、ヒツジに換算して二〇〇〇頭前後である。一群が二〇〇〇頭に近づくと草、水の供給に困難をきたすばかりでなく、險阻な山路で事故を起しがちになるので、一般に家畜管理がどうしても不充分になる。實際のところわたくし自身、一集團二〇〇〇頭以上というのはほとんど見たことがない。このような傾向を、ウラジーミルツォフは『チンギス・ハンの覇權が立すると共にクリエン遊牧樣式は消滅したらしい』と述べたものであろう。この意味でウラジーミルツォフの考えは正しいと思われる。ただかれはこの點に關して說明をあたえていないのある。

チンギス・ハーンの帝國が成立するとともに變貌を遂げたのは、單に遊牧形態ばかりではなかった。第四章において、わたくしは十一—二世紀におけるモンゴル社會における農耕をやや詳細に論じたが、モンゴル帝國が形成される

と、農耕の經濟的意義もまた急速に變化して行った。すなわち農業生産物の重要性はさらは增加した。キシュラック・ヤイラック牧畜の性質、すなわち季節的移動はそのまま保存し、多は平原に屯し、夏は高地に暑を避ける點では變りなかったが、いまやキシュラックは山間の狹い土地を選ばなくてもトルキスタンの豐沃な、物資豐かで文化の開けたオアシスを選ぶこともできる。また、かつては峽谷の小さい耕地しかなかったものが、いまでは自ら農耕の必要はなく、オアシスの農業生産物をあるいは交易し、あるいは收奪することができるようになった。したがって帝國成立後のモンゴル社會においては、農耕の地位は急激に下降していった。これは決して農業生産に對するモンゴル人の需要の減少を意味するものではなかった。農業生産品に對する需要は逆に增大したにちがいない。假りに穀類に對するモンゴル人の需要は殖えなかったとしても（殖えたと思われるが）、すくなくともウマの飼育の增大は、穀物の需要を增加せしめたであろう。とくに軍用の優秀なウマの飼養には穀物が必要であった。

チンギス・ハーンの西征によって多くのオアシスが破壞され、荒廢した。モンゴルによる破壞の跡は中央アジア、西アジアにいまも見られる。顯著な一例はヒンズークッシュ山脈南方、ヘルマンド河流域である。この地は十三世紀以前においては穀倉地帶といわれていたが、チンギスの西征によってカレーズ（地下灌漑溝）が破壞されたために不毛の地と化した。第二次大戰後、アメリカの一億ドルもの援助によって、ヘルマンド河にダムを建造して、ふたたび耕地化を企てていることはよく知られている。カラコルムにモンゴル帝國の首都が建設されると農產物の需要が多額に上り、アリク・ブハの亂に際して中國からの供給が杜絕したので、トルキスタンのオアシスからの輸入を圖った、とはラシード・ウッディンの傳えるところである。[9] またハイドゥとボラックはその畜群を山地と草原で飼い、耕地を畜群で荒らしたり、農民を苛斂誅求することをやめるように相互で協定したと傳えられる。[10] チンギス・ハーンの漠北統一から帝國成立にかけて、モンゴル人はもはや十一―二世紀時代のキシュラックの農耕は行わなくなり、またその必

要もなくなったものと思われる。そこでかれらはオープン・ステップの遊牧に轉じ、その牧畜も經濟的目的ではなく、軍事的目的のために營まれるようになった。ここにおいてモンゴル人の軍事上の目的に集中された遊牧が完成されたものと考えてよいであろう。

このようにして、モンゴルはエバーハルト[11]の、いわゆるモンゴル的遊牧――ウシを主とする――からむしろトルコ的遊牧――ウマを主とする――に變化していったものといえる。そして農耕は忘れられ、輕視されるようになり、モンゴルは自らは直接に農耕民を支配することさえしなくなってしまった。とくにオゴダイ・ハーン以後には、收奪さえも直接に農産物によらずに貨幣[12]の媒介によることが著しくなり、農民の支配はモンゴル人が任命した地方官に委ねられるようになった。これと類似の現象は、かつて匈奴の社會でも發生したとエバーハルト[13]は見ている。

……一方ではいわゆる貢獻を通じて、そして他方では兩方（中國と匈奴）が公式に認めた國境貿易の一種によって、中國産の植物性食料（穀類）が（匈奴の地に）流入したので、匈奴はその補助的農業を放棄し、輸入食料に依據するようになった。この傾向はもう一つの變化によって促進された。すなわち遊牧民の多の牧畜（キシュラック）の附近に中國人の植民が增加したので、秋になると中國人の農地を掠奪し、この手段で匈奴はかれらの補助的食料を獲得するようになった。この掠奪のための組織は、傳統的な、かれらのあいだで廣く行われていた狩獵のための遠征とまったく同じであった。その結果として匈奴の農耕は消滅してしまった。（括弧内は筆者）

匈奴、突厥、契丹、モンゴル等の社會では、ほぼ同じような現象が循環的に繰り返されてきたのである。モンゴリアの自然條件のもとでは、混合經濟（ミックスト・エコノミー）が常態においてはもっとも適した形態であったが、部族聯合あるいは强力な支配者の下に統一されて、掠奪や收奪の手段が組織化された時には、純粹遊牧經濟への移行現象が發生する。

右に述べたような混合經濟から純粹遊牧への變化は、比較的容易に起り得る。遊牧民が農耕を輕蔑することは周知

の事實であるが、こういう價値觀念はモンゴル人のあいだでは、おそらく十三世紀以後になって急に著しくなったものと思われる。しかし農耕から遊牧への移行どころか、逆に遊牧から農耕への移行でさえも起りうることは、バルトリドがウ[14]ノコフスキーを引いて述べているように、十八世紀初頭に遊牧をしていたカルムイク・モンゴル人が農民化した例でも知られるであろう。これが近時になると、內モンゴリアにおけるモンゴル貧民の農民化は現に我々が目撃してきたし、外モンゴリア、トルキスタン等における革命後の遊牧民の定[15]着化はよく知られているところである。モンゴル人が農耕を蔑視するという後世の通念によって、十一—二世紀のモンゴル社會における農耕的要素を否定することはできない。このような觀念は、むしろモンゴルの社會がキシュラック・ヤイラック經濟から帝國の成立によって收奪經濟に變貌して以後、とくに著しくなったと考えるべきであろう。

つぎに手工業の問題があるが、生存經濟（サブシステンス・エコノミー）の時代のモンゴル人の工具は極めて簡單で、種類もすくなかった。牧畜用の器具としては鞍、皮、紐、羊毛を壓してこしらえたフェルト、ヤギの毛でつくった綱、テントの木製骨組、荷車、箱、皮袋、食器、桶、ナイフ等であり、農具は今日も中央アジアで見られるような木製のシャヴェルぐらいであったと思われる。武器もまた簡單なもので、弓と矢、槍、革の甲冑、劍などである。

右の器具のうちで、もっとも問題になるのは武器である。モンゴル人の勃興は一に武力によった。武力を構成する要素は武器と組織である。軍事組織については後章で述べる。武器の銳鈍は戰鬪の決定的要素で、その原料は鐵である。十一—二世紀のモンゴル人が、どのようにして、どこから鐵を獲得していたかという點については、これに直接觸れている資料は見當らない。しかし「[16]祕史」には、

不兒罕嶽より兀哏罕の人札兒赤兀歹　額不堅は、鍛冶の風匣を負いて、者勒篾と云へる子を引きて來て……

など見えるので、鐵匠はある程度、特定の部族の專業になっていたものと考えられる。そこで問題になるのは、その

原料をどこから獲得していたかという點であるが、もちろんオアシス都市や北中國から輸入してきたものもあろうが、主としてバイカル地方ではなかろうかと思われる。[17]突厥もおそらくこの地方から鐵の原料をえていたと考えられる。それに右に引用したように勇將デェルメの父親は鐵匠で、かれは外モンゴリア西北端のウリャンハイ地方の人であるとすれば、鐵鑛の豐かなバイカル地方を北に控え、森林地帶で燃料にこと缺かぬウリャンハイ地方が鐵の供給地ではなかったかと思われる。

チンギス・ハーンの漠北統一が進行し、軍事國家の體裁を整えるにしたがって、鐵の使用量も急增したものと思はれることは、有名なチンギス・ハーンの『[18]鐵車の勅』にスブダイ（速別額臺）に命じて鐵車を以て脫黑脫阿の忽都、合勒、赤剌溫を追擊せしめたとあることによっても知られる。鐵車 temür terege とはどんなものを指すか明かでないが、『親征錄』丁丑條には『鐵を以て車輪を裹む』とある。洪鈞「元史譯文證補」卷一下は『鐵釘を以て車輪に密布し、山路を行くに壞れ易からざらしむ』と解釋している。とにかく車輪に鐵を使用している車であろう。これ以前の牛車はみな木輪であったのが、このころになって鐵の供給が豐富になり、武器――刀、ヤジリなど――にはもちろん、車輪にまで鐵を使用するようになったものに違いない。

十一―二世紀のモンゴル人のあいだでは、木や骨が農具や武器として、まだかなり廣く使われていたに相違ない。第四章でも言及したように、テムヂンが母や弟と共にタイチウト族に追われて逃げていた時、『檜の木の鍬』「實錄」五一頁で草根を掘ったというのも、必ずしも窮迫をのみ意味するものではなく、現在でも中央アジアに見られるように、[19]木製農具が一般に使用されていたものと考えてさしつかえあるまい。武器としても『札木合は、二歲牛の二つの角を粘けて孔あけて聲ある響頭朅(鏑鳴)を帖木眞に與えて、帖木眞の柏の頭ある鏑矢と換え合ひて、安荅に爲り合へり』「實錄」一〇四頁というのは、木は獨り鳴鏑に限らず、一般にヤジリに使用されていたものであろう。このような狀態は十

三世紀になると完全に鐵器によって取って代わられたものと思われる。そのころになるとモンゴル自身は征服者、支配者として自ら農耕を營むことはなくなり、農業に對するかれらの關心も次第に薄れて行き、キシュラックの農耕は荒廢に委ねられるか、あるいは捕虜や隷民の手によってのみ維持されたので、鐵器が比較的豊富になった後においてさえも、農具にまで使用されることはむしろ稀れであったろうと思われる。

木匠もまた「祕史」に見える。木匠は鐵匠ほど專門化してはいなかったとしても、車の作製などはおそらく專門の工匠の手によったものであろう。家車或は房車の製造を掌っていた古出克兒實錄卷三、九はチンギス・ハーン卽位の後に千戸に封ぜられた。木匠はおそらく鐵匠と同樣に重要な專門的職業であったろう。右のほかにウラジーミルツォフ[20]は分業化した職業として『羊群の牧者』を擧げているが、職業の分業化、專門化、という觀點からみるならば、遊牧民の社會における『羊飼』というのは意味をなさない。ヒツジの飼養法を知らないモンゴルなどということは考えられないであろう。ウマとヒツジの飼養は十一―二世紀はもちろんのこと、十三世紀の完全な軍事國家の時代に及んでもあまり變らなかった。

鐵匠、木匠を含む工匠一般が、帝國の成立に伴って、いかにモンゴル人によって要求されたかということは、西方の史料[21]に數多く見出される。西征に際してモンゴル人は中央アジア、ペルシア等のオアシス都市を占領した時、抵抗を受けたならば、その市民を殲滅するのを常例としたが、工匠だけは特別扱いにして、これを捕虜としてモンゴリアに送った。モンゴルの征服の初期にあっては、征服した場合には都市は破壞し、住民は屠り盡すのがむしろ原則であったが、この場合でも工匠だけは例外であった。また、ひとり中央アジア、西アジア、中國の工匠だけではなく、ヨーロッパの工匠さえ早くからカラコラムに連れてこられていたことは、ルブルックやその他の中世ヨーロッパの資料[22]によっても明かである。

最後に交易について觸れなければならない。十一―二世紀時代のモンゴル社會においても、もちろんかれら自身のあいだでの物々交換のみならず、他民族――西方のオアシス都市や南方の中國――との交易は存在した。しかし當時のモンゴルの經濟生活における商業、交易の役割は極めて小さいものにすぎなかった。第四章でも觸れたように、當時のモンゴル人が最も必要とした外國製品は織物、小麥、武器などであった。これらの外國品はおそらく間接的な仲繼貿易により、部族から部族へといくつもの手を經て轉々として送られてきたものであろう。遠距離貿易にはどうしてもラクダを必要とする、とくに西と南に横わる砂漠を越えて商品を運般するには、この駄獸は不可缺である。ところが第五章でも述べたように、「祕史」に駱駝が現われるのは、タングットとの接觸以後のことに屬するから、モンゴル自身が隊商を組織して交易したはずもないし、そんなことは考えられない。オアシス都市との通商はおそらくウイグル人、南との交易は中國人によったと考えられる可能性もないことはないが、當時、多くの部族に分れて割據していた危險な地方を通って、ウイグル人や中國の商人が自由に活躍していたとは考えられない。おそらくは十一―二世紀のモンゴルが必要とした外國品の大部分は仲繼貿易によっていたものであろう。

ところがチンギス・ハーンの漠北統一から西域遠征のころになると、右に述べたような情況は一變した。このころの商業的活動の狀態を最もよく示す事件は、チンギス・ハーン西征の楔機となったといわれるオトラルにおけるチンギス・ハーンの派遣した隊商殺害事件である。この事件はあまりによく知られており、ここに繰り返す必要はないが、簡單に述べると、チンギス・ハーンがホラズムの王スルタン・ムハマッドに對して交易のために派遣したムスリム商人によって率いられる四百五十人の隊商が、オトラルにおいて一二一八年に殺害された事件である。この隊商派遣前後の事情はかなり複雜なものがあり、チンギス・ハーンの意圖についても種々の解釋はあるが、重要な目的がオアシス都市との交易にあったことには疑いはない。

とにかくチンギス・ハーンの漠北統一によってオアシス都市との貿易が大規模に營まれるようになった。それによってモンゴルの經濟生活は、すこぶる重大な影響を蒙った。いまやモンゴルが最も必要とした麥粉、織物、さらには鋭利な鍛鐵製の武器さえ容易に入手できるようになった。モンゴル人はもはや峽谷の狹い、痩せた耕地の農作物に頼る必要はない。あらゆるモンゴル人は生命を支えるための日常の生産勞働を捨て去り、戰士としての職業に專心するようになった。いい換えれば、かれらは騎士になったのである。このような變化によって、かれらの經濟制度は大きな變貌を遂げざるをえなかった。そしてオゴダイ・ハーンの時代になると、それ以前の物納稅[23]は貨幣によって取って代わられた。モンゴル帝國における紙幣[24]の出現は、オゴダイ・ハーン以後のことに屬するが、硬貨はすでにモンゴル帝國初期において鑄造されていた。中央アジアにおいてはモンゲ・ハーンの名の見える貨幣が多量に發見されているし、それは獨り中央アジアのみならず、モンゴル帝國の最西方領域であるバトゥ、ベレケの金帳汗國[25]內やイランにおいても多く發見されている。こういう事實から見ると、物納が貨幣による納稅に變えられたオゴダイ・ハーンの時代には、すでに貨幣は相當に流通していたものと考えなければならないし、それはさらに溯ってチンギス・ハーンの西域遠征當時にも、すでにある程度は使用されていたと思われる。數百人にも達する大規模な隊商を派遣するぐらいであるならば、物資の交換が純然たる物々交換に止まっていたとは考え難い。數百頭のラクダの隊商が運般するほどの大量の商品が交易されるに際して價値の尺度、交換の媒體としての貨幣が使用されないはずはない。チンギス・ハーンの時代に貨幣が鑄造されなかったとすると、その代わりにすでに廣く使用されていた中央アジア、ペルシア等の進んだ文明地帶の貨幣がモンゴル人によっても使用されていたと考えるより外はない。このように漠北統一以後、モンゴルの經濟は、急速に交換經濟に移行しつつあったものと見なされなければならない。

右に述べてきたモンゴルの經濟制度における變化は、決してかれら自身の經濟制度そのもののうちから生れ出たもの

ではなかった。生産力の自然的發展が生産關係を變化せしめ、このようにして發生した新しい生産關係が、上部構造である政治――軍事――機構をつくり上げて、それがチンギス・ハーンの征服事業に導いたわけのものでもない。事實はまさにその逆であった。チンギス・ハーンとそのモンゴル人の武力――政治力――が生産關係を變化させ、生産力を急速に發展させることになったものと考えられる。

註

1 ウラジーミルツォフ「蒙古社會制度史」邦譯、八二頁。
2 内田吟風「匈奴人の經濟」（匈奴史雜考）。江上波夫「匈奴の經濟的活動」東洋文化研究所紀要、第九冊。
3 Gerard M. Friters; Outer Mongolia and its International Relations, Baltimore, 1949, 23.
4 江上、前揭論文。
5 本書、第一部、第五章參照。
6 同右。
7 王國維「蒙韃備錄跋」
8 Owen Lattimore; Inner Asian Frontiers of China, London & New York, 1940, 517.
9 V. V. Barthold; Four Studies on the History of Central Asia, transl. and ed. by V. T. Minorsky, Leiden, 1956, p. 122.
10 同右、一一六頁。
11 W. Eberhard; Conquerors and Rulers, 70—72.
12 バルトリド、前揭書、四八頁。
13 エバーハルト、前揭書、七四頁。
14 バルトリド、前揭書、一六三頁。
15 Olaf Caroe; Soviet Empire, the Turks of Central Asia and Stalinism, London, 1954, Chap. xi, Collectivization and the Suppression of Nomadism.
16 「成吉思汗實錄」七七頁。
17 小野川秀美「突厥碑文譯註」八九頁。
18 「實錄」、三〇五頁。
19 一九五四年に私は中部ヒンズークッシュ山脈のいわゆるHazarajatを廣汎圍に調査旅行を試みたが、その他の住民であるモンゴル起源のHazara族のあいだでは、木製の柄に木製の先きを革紐で縛りつけたシャヴェルを使用し、磨滅すると何度でも先きだけ取り替える。このような木製の農具はひとりハザラジャートだけではなく、中央アジア西アジアの山間、峽谷の聚落では、しばしば見出される。
20 ウラジーミルツォフ、前揭書、九七頁。
21 田中萃一郎譯「ドーソン蒙古史」、第一篇に多くの例が見出される。ラシード・ウッディンによれば、フラーグ・ハーンのペルシア遠征に際して、マング・ハーンは攻城用投石機を製造させるために、中國人の砲匠をペルシアに送ったという。Histoire des Mongols de la Perse par Raschideldin, traduité par M. Quatremère Paris, 1836, 135.
21 例えば、「ドーソン蒙古史」、第一篇には多くの例が見出される。
22 モンゴル軍の遠征で捕虜になったヨーロッパ人工匠については、最近オルシュキーが詳細な研究をしている。Leonard Olschki; Guillaume Boucher, a French Artist at the Court of the Khans,

Baltimore, 1946.

23 バルトリド、前掲書、四八頁。租稅に關しては安部健夫に精緻な考證があり、ここで問題にしているモンゴル時代初期に關しては安部健夫、「元時代の包銀制の研究」、東方學報、京都第二十四冊、二三一—七頁を參照。

24 紙幣（中統、至元鈔）は殆んど完全なものが中央アジアで發見されている（Rintchen; A propos du papier-monnaie mongol, Acta Orientalica, tomus IV, fasciculi 1—3, Budapest, 1955）イランのみならずアフガニスタン、西パキスタンでも貨幣を cō, dyō などいっているところがある。これはわたくし自身でも耳にしたところだが、ラウファーによっても指摘されている(Berthold Laufer; Sino-Iranica, Chinese Contributions to the History of Civilization in Ancient Iran, Chicago, 1919, 559—560.) このことばが『鈔』の音譯であることに疑いなく、モンゴル時代に中東にはいったことはまちがいない。ただし中東地方でのジョウは現在では紙幣ではなく、硬貨を意味している。第四部、第三章および附錄四參照。

25 バルトリド、前掲書、四八頁。ヤクボフスキー、グレコフ共著、播磨稔吉譯「金帳汗國史」昭和十七年、三二九頁以下參照。

第七章　税　　制

以上の諸章で、漠北時代におけるモンゴル社會の經濟的基礎を論じたので、つぎにモンゴル國家成立後における税制に觸れておきたい。

ここでも、モンゴル國家の税制というのは、その軍事と行政に必要とする財源をいかに調達し、配分するかということにほかならなかった。換言すれば、それは物資の徴集と分配ということであるが、ここでは分配はあまり問題にならない。というのは、專制國家の常として國家は王室の財産とみなされ、國庫の收入は、軍事、行政とそして宮廷費用に當てられるので、行政といっても、つまるところは徴税——勞働力の提供を含む——にほかならなかったからである。

しかしながら初期モンゴルのような遊牧國家、あるいは元朝その他のような遊牧民族が定着社會を征服して成立した國家における税制には、定着國家におけるものとは自ら異なる特徴的な面が見出されるのは當然のことである。元朝の税制において重要な包銀制については、すでに安部健夫の「元時代の包銀制の考究」（東方学報、京都、第二十四冊）に詳しく述べられているが、この論考は專ら元朝の制度に關するもので、それ以前のモンゴル税制は元朝の制度と直接關係ある點に限られている。本章では、漠北時代の税制の基本的な面に重點をおいて考えてみたい。

後章で詳しく述べるように、漠北時代初期のモンゴル社會は血緣集團であって、その組織もクランとトライブ以上

には出なかった。したがって組織を維持するための費用はもちろん、戰時においてさえも兵裝、糧食は自ら負擔した。ラシード・ウッディンによってドーソン[1]が『タタール人の間にありては軍人は俸給を受けざるのみか、年々君主に對して一定の馬匹、家畜、フェルト等を納付せり。その出陣せる時に於ても公租を免かるるを得ず、その妻若しくはその故郷に留まれるものは之に代りてその負擔に歸する賦役の義務を盡さざる可からず』といっている。右に見える公租 les charges publiques は安部[2]が指摘しているように、モンゴル語の qubčur すなわち現物稅であった。賦役 les services は中國の傭、西洋の corvée の原初的なものであったろうと思われる。このようにすでに征服時代にはいった後においてさえモンゴル國家の稅租は、依然として多分に部族時代の制度を殘存していた。

戰士が出征した後でも、その家族は役務、稅租を負擔しなければならなかったという點については、すこし說明を加える必要があろう。これはもともとは、さきに述べたように部族時代に兵士が兵裝と糧食を自ら調辨した制度の名殘りで、すでに國家 ulus を形成した後までも殘存し、アウルック（奥魯）として存續された。これについては、別[3]章で述べるからここでの詳說はさし控えたい。要約すると、アウルックとはもともとは、出征兵士の兵裝、糧食を調達、負擔するその家族の居所をいったものである。ところが、モンゴル人の征服事業が進展し、遠征あるいは他所に駐屯するようになって後も、後方の兵站基地は出征戰士の家族の居所がこれに當てられた。しかし元朝の奥魯になると、必ずしも出征あるいは駐屯兵士自身の家族が兵站を負擔するのではなく、奥魯という組織が國の制度として確立し、そこには奥魯官が任命されて、補充、補給の事務を管掌するようになった。

モンゴルの初期の兵制はもちろん部族的組織であって、クランやトライブを基礎としていた。これは獨りモンゴルのみならず、未開民族の軍事組織に共通な現象にすぎない。チンギス・ハーンの兵制の單位である十進法で組織され十戶、百戶、千戶、さらに萬戶にまで達した。モンゴルが征服國家を形成するようになると、異民族が軍隊に編成さ

れるようになったことは、「元史」に欽察衞（キプチャック）とか阿速衞（アス）とか、そのほかの民族名が見えるが、ペルシアの史料でも同様である。また、しばしば東洋史家のあいだで論ぜられた探馬赤軍は、「元史」、兵志に『諸部族なり』とある通り、部族單位の構成を持つ遊牧民の軍隊であったにちがいない。これを探馬赤というのは、語源的にはモンゴル語で印を意味する tamaγa から由來したものであろう。遊牧民族のあいだでは、自分の家畜を他から區別するためにウマには烙印を押し、ヒツジは毛の一部を顏料で染める習慣がある。探馬赤は tamaγači であることは確かである。ただ漢字の字面として探馬を當てたのは、たまたま當時、精鋭な先鋒軍、偵察隊などを中國語で探馬[4]と呼んでいたので、音の類似を藉りて探馬と譯したものと思われる。

モンゴルのような國家において最も重大なのは軍事であったことはいうまでもない。モンゴル國家は獨り漠北時代にだけではなく、元朝のように定着社會を支配するようになってから後も、軍事國家としての本質は變らなかったことは、胡祗遹[5]その他多くの漢人のように、

本朝の最も偏重するものは、軍政にしくはなし。

と歎ぜざるを得なかったことでも知られるであろう。モンゴルの支配下にはいった諸國は例外なく軍事用の調達——稅租もしくは勞役——と壯丁の徵發に苦しめられたが、漠北時代のモンゴル人の軍事組織は遊牧民の社會の實情に適合し、それほど負擔にならないばかりでなく、かえってかれらの利益に合致していた。遊牧民の社會では、農耕社會に較べて經濟生活における女性の勞働比重が大きい。家畜の飼養と畜產品の製造は女でも充分できる。もし外敵による襲擊の危險さえなかったならば、男の仕事は女にも困難なくできる。したがって家族の壯年男子が出征してもたいして經濟的負擔にはならないし、兵裝と糧食は遊牧民が常備するもので、別に加重負擔ではない。その上、出征に成功して歸る場合には、かえって多くの掠奪品、戰利品の分配に預ることができる。このような次第であるから、モン

ゴル遊牧國家の最大の財政的負擔であるべき軍備の問題は、現實にそう負擔になるものではなかったといってよい。

しかし右に述べたような出征時の兵裝、糧食の調達、負擔のほかにも、もちろん、稅やその他の公課の制度が早くから存在した。たとえクラン、トライブというような血緣もしくは擬似血緣集團でも首長ないし指導者は必ず存在するので、保護に對する代償――封建的關係の一種といってもよい――としてある程度の現物または奉仕を、指導者は集團の成員から要求した。これは王罕をもてなしたことに關連してクブチリについての記事が「祕史」に見えるが、その內容がはっきりするのは、オゴダイ・ハーンの時からである。右に關する「祕史」の記事を安部健夫はつぎのように整理している。(1)凡ての國民から、處々の千戶等から、ハーンの勅通り、年々肉汁用の羊群中からは二歲の羯羊一頭を、百頭の羊からは一歲の羊一頭を出させた。(2)牝馬を出させて乳馬飼を設けた。(3)乳馬飼、家財守り、穀守りを出させた。(4)驛傳戶(デヤムチ)、驛馬夫(ウラガチ)を出させて驛傳を設置すべき地點をみはからって、驛傳を設置させるに、アラツェンとトクチャルの二人に整治させて、一驛傳に二十名の驛馬夫を置いた。一坐ごとに二十名宛の驛馬夫を置いた。古代あるいは漠北のモンゴル部族國家の財政の中心をなすものが qubčiri であったことは疑いない。このことばについて安部は『[6]モンゴル人がかなり古くからもっていたと思われる qubči- の觀念の精子は、いつしか中國的な「差發」の胎中にひそみこんで發育し、やがては一つの制度化されるまでに成熟してきたと見ることができるのである』と前提して、精細な包銀制の研究を展開している。同氏の研究の眼目は、包銀を中心とする元代の稅制にあったので、漠北時代のクブチリは單にその緖論として簡單に扱っているに止まる。ここで多少これを補っておきたい。

qubči- という語根の derivatives は祕史に合計箇所に見える。つぎのごとくである。

明譯	卷	葉	行
忽卜赤里	5	12	2
忽卜赤周			
科斂			
斂着			

中舌中

同右	同右	5	14	9	
同右	同右	6	27	4	
忽ト赤兀兒 中舌	拖網	8	7	5	
忽ト赤周 中	收拾着	9	30	3	
同右	科斂着	9	33	4	
同右	同右	9	33	8	
同右	同右	9	34	1	
同右	同右	11	9	10	
忽ト赤黒苔灰 中中	可科斂	12	47	8	

右の例で見ると、このことばには『税』『税を取る』という意味と、『取る』と、それから『引き網』という意味がある。

まづ qubčiri qubčiju をとってみよう。qubčiri は多くの學者によって qubči-i と讀まれている。すなわちiを對格を表わす助辭と見たのである。たとえば[7]ヘーニッシュがそうである。iは對格の助辭に讀みたいところであるし、ペルシアの史家——後に詳しく述べる——もまたこのモンゴル語を qubčur, qubjur, qupčur としている。ところがこれに對して[8]ペリオはiは對格の助辭ではなく、qubčiri が正しく、この場合對格の助辭はとらないと主張している。「華夷譯語」には忽ト赤憐（qubčirin）とし、『科斂』と譯している。どちらにしても意味は同じであるから、ここでは語尾のiをどう讀むかというような語學的な議論は避けておく。

傍譯によると名詞クブチリの意味は『税』とか『公課』とかいうことで、動詞の語根クブチは「あつめとる」ということである。qubčiri qubčiju は『税をとって』の意味である。最後の例はもちろん動詞の語根 qubči- に願望を表

わす受動不定形語尾 -qdaqui をつけたものである。前掲の一〇例のうちで、このことばの元來の意味を考えるのに參考になるのは、明譯で『拖網』と『收拾着』としてある箇所である『拖網』は「華夷譯語」では『大網』と譯しており、これは『引き網』のことであるから、それから類推して qubči- には『あつめとる』の意味があることは明かである。また卷九、三十葉、三行の qubčiju の見える文の意味は『グチュルクの支配している人民はすくなかったので、あちらこちらから（民を）あつめとってきた』ということである。この二例から考えて、qubči- の意味は明かである。だから、このことばは稅や公課の意味に使用されるようになったものであろう。

ただここで注意しておきたいのは、クブチリは「祕史」では『科斂』とされていて『差發』とはなっていないことである。ついでに「華夷譯語」でも『差發』となってはいないで『科斂』となっている。同書によると『差發』は異ることば alba に當てられている。「祕史」にはこのアルバということばは見あたらない。もっとも聖旨碑の直譯體では alba qubčiri の二語を『差發』と譯している。alba と qubčiri の區別は諸家がいろいろ論じているが、よくはわからない。[9] ポッペによると『アルバということばは、封建領主に對する人民の義務である。このアルバは、家畜とその產物に對する現物稅、領主の宮廷における奉仕、軍事的奉仕、狩獵への參加、驛傳用のウマの供出等からなる』これに對してクブチリについては『このクブチリということばは、すべての聖旨碑にアルバと並べられており「稅」を意味している。ウラジーミルツォフはそれ（クブチリ）を家畜とその生產物に對する現物稅を指す二語一義（バイノム）と、ある箇所では、見なしているが、同時にまた alba qubčiyur を「アルバと稅」と譯している』といっているが、結局ことばの詮索に終り、クブチリとアルバの相違は明かになってはいない。

安部は『山崎忠氏[10]の指摘によると、至元十三年〔一二七六年〕の「安西王〔マンガラ〕令旨」を最初のものとする蒙漢合璧の碑文では、差發をつねに alba qubčiri で譯しているという。alba は役目、貢、稅金、ないしは公の意味をもつこ

とばであるが、この附加物の添加も、これまでの qubči と差發との關係についての論證の結果に重大な支障を與えるものではあるまいと信じる』と述べている。合璧聖旨碑ではつねに alba qubčiri の二語を『差發』と譯していることは事實であるが、祕史では『科斂』となっており、また「華夷譯語」では阿勒班 alban を『差發』忽卜赤郷中 qubčirin を『科斂』と譯しているのは、いったいどうしたことであろう。ついでに記しておくが、この兩語の語尾の n はいわゆる variable -n であるが、qubčirin という形があることは、qubčir ではなく qubčiri という形が正しいことの證據であるといってよい。

稅の名稱をくどくどしく論ずることは、實はここではあまり意味がない。要するところポッペのいうように、ウラジーミルツォフにしたがってアルバ・クブチリを二語一義（バイノム）として考えてもよい。もしモンゴルの原初的な稅制のことなら、「祕史」ではクブチリということばが使用されているのだから「あつめとる」という概念をもつクブチリがそれであると考えてさしつかえあるまい。クブチリが『科斂』で、アルバが『差發』であることを證明しても、あまりここの論旨には關係はない。彭大雅が『その（モンゴルの）賦斂を差發という』と記し、聖旨の漢譯者が『差發』とし、祕史の譯者が『科斂』と譯し「華夷譯語」の著者がクブチル・クブチリンを『科斂』、アルバを『差發』としてまちまちであるが、その意味するところは要するに稅、公課ということにすぎない。

以上で明かになったことは「黑韃事略」の『差發』は qubčiri の譯語であり、qubčiri に後に alba が加えられ、arba qubčiri という二語一義（バイノム）になったが、その後さらに alba に『差斂』を、qubčiri に『科斂』を當てるようになったものであろう。そこで qubčiri とは何であるか。その本質を探究する順序になった。

結論を先きに述べて、つぎにその證明にはいるほうが便宜であろう。クブチリあるいはアルバ・クブチリは基本稅であった。モンゴルは後章で述べるように、法制上においては屬人主義 personal jurisdiction を採った。征服地が擴

大されても、被征服民族を同化したり、中央集權的帝國制を採ったりはしないで、モンゴル人の支配權を承認せしめるほかは、被征服國家の在來の制度をできるだけそのまま維持させようとした。ただ征服者であるモンゴル人と被征服民との制度や利害が衝突するような場合には、モンゴル側が優越するという原則が守られていたのみである。税制の面においても右の通りであって、古いモンゴルの制度であるクブチリは、中國においても差發或は科斂と稱され、基本税として導入され、中國の實情にそって『發育し、やがては一つの制度化されるまでに成熟して』（安部、前揭論文）いったのである。そこでつぎにクブチリがモンゴルの基本的税制であったことを立證しなければならない。

モンゴル人のあいだで君長が部下の功を賞する制度はいろいろあったが、そのうちの一つに darqan というのがある。このダルハンについては中國の史料にもイランの史料にも不足はない。[11] ウラジーミルツォフはダルハンを解放奴隷としているが、必ずしもそうとは限らない。

或は古い時代には、解放されて自由をえた奴隷もそう呼ばれていたかも知れないが『解放された』『自由になった』ということは、公課から解放される、税から自由になるという意味を強く含んでることは明かである。[12] ドーソンはラシードを引いてつぎのように述べている。

この稱號（ダルハン）を帶するものはあらゆる課税を免ぜられ、戰時に鹵獲せる分捕品を悉く我が所有となすを得、何時によらず自由に君侯に謁見するを得、又罪惡を犯すことあるも八回までは處罰を受けず、その刑せらるるは唯九回の犯罪後のことなりとす。

答兒罕ということばは、「元史」その他にしばしば見出されるが、そのなかでもっとも詳しいのは、おそらく「輟耕錄」巻一に見えるつぎの記事であろう。

答兒罕は譯して、一國の長が自由を得るを言い、勳戚に非らざれば與らず。太祖龍飛の日、朝廷草創にして、

官制簡古、ただ左右萬戸、次ぎに千戸に及ぶのみ。丞相順德忠獻王哈剌哈孫の曾祖啓昔禮、英才を以て遇せられ千戸に擢任され、號答剌罕を錫う。至元壬申、世祖勳臣を錄しての後、王宿衞官を拜して號答剌罕を襲う。

右の東西の二資料を合せてみれば、ダルハンの性質がよくわかる。ダルハンの元來の意味は『クブチリから解放されたもの』の意味であったが、後にこの特權に附隨して高い地位が與えられるようになった。このようにクブチリを免ぜられることは大きな特權であっただけに、クブチリがモンゴルの稅制において占めていた位置の重要さが察せられる。

クブチリあるいはアルバ・クブチリに關して重要な資料としては合璧白話碑がある。そのうちで最も重要な資料となるのは、鼠兒年（至元十三年、一二七六年）の日附のある安西王マンガラの令旨で、この碑文ではパクスパ文字によるモンゴル語とその中國語直譯體から成る。最初にこの碑文を取り上げたのはシャヴァンヌ[13]であるが、これは直譯體の部分で、今から見れば同氏の譯文が直譯體にだけもとづいている點に缺陷がある。この碑文の問題の箇所は、

……成吉思皇帝厘罕皇帝聖旨裏和尚也里偈溫先生達失蠻地稅商稅不揀甚麼差發休着者告天祈福者……

照依着在先聖旨躰例地稅商稅不揀甚麼差發休着者告天祈福者……

で、この文中に二度あらわれる地稅商稅不揀甚麼差發休着者の一句が問題なのである。シャヴァンヌはこれを……les taxes foncières et les taxes commerciales et n'import quelle sorte de réquisition, qu'on ne les leur applique pas……と譯している。シャヴァンヌの譯は前揭の直譯體の譯としては正しい。直譯體のこの部分はシャヴァンヌの讀みかた以外に、讀みようはない。

ここで問題になる『不揀甚麼』は、中國語としては宋代からある語で『何たるかを問わず』『すべて』の意味である。元代の白話文、直譯體では「華夷譯語」に見えるように阿里別 ali be 黯巴兒伯 yambar be を『不揀甚麼』に

當ていてる。しかし『不揀甚麼』を當てているモンゴル語は、この二つに限らない。たとえば一三五〇年の碑には 'aliba 'alba ḥubcir i ('ülu) 'üjen を『不揀甚麼差發休教當』とし、また ya'uk' ebu talbituḥayi に『不揀甚麼休頓放者』を當てている。したがって前掲の一二七六年の碑の地稅商稅不揀甚麼差發休着者はどうしても『地稅、商稅、あらゆる差發はつける（課する）をやめよ』と讀まざるを得ない。ところが、[14]近來ポッペはシャヴァンヌ博士の飜譯はモンゴル文の意味とは異ること指摘した。この部分のパクスパ・モンゴル文はたしかに、

c'a 〔γ t'amqada〕 ča buši aliba alba qubč'iri ülu ujen

となっているので『地稅、商稅以外のすべての差發はつけるな』と讀むべきで『地稅、商稅すべての差發はつけるな』ではないことは明かで、疑う餘地はない。これには「元典章」卷三十三に明白な傍證が存在する。すなわち『江南の田地（土地）のうちにあって自己の家に住む法錄先生らに對する在先の世祖皇帝の聖旨に、種田すれば地稅を納め、買賣すれば商稅を納めよ。それ（地稅、商稅）を除く以外は、どんな差發も與える（課す）なかれ、という聖旨を與えたり』である。したがってこの「安西王令旨」の白話の部分は、まさに『除地稅商稅外不揀甚麼差發休着者』と改むべきである。おそらくシャヴァンヌは他の碑にはすべて『不揀甚麼差發休當』とあるのに引きずられて『地稅、商稅、あらゆる差發はつけるな』と讀んで、疑わなかったのであろう。すなわちこれが例外的な免稅規定——地稅、商稅は免除しないで差發だけを免除する——であることに考えつかなかったのは、モンゴル文によらず、直譯體に頼ったためである。いい換れば、直譯體の譯者の誤譯であって、シャヴァンヌの誤譯ではなかったのである。

これで一二七六年の碑文の讀み方ははっきりしてくる。和尚、也里克（可）溫（ネストリウス教僧）、先生（道士）、達失蠻（イスラムの指導者）に對する部分的免稅に關する珍しいこの聖旨は、稅制そのものに關しても頗る重要な資料である。この碑文によると稅種は地稅 c'ay 商稅 t'amqa 差發 alba qubčiri が擧げられている。白話文ではアルバと

クブチリを一括して差發としている。c'aŋ はいうまでもなく中國語の『倉』の對音で、穀物稅である。これを『地稅』と譯したのは、穀物を出し入れする倉庫の意味で、穀物稅を土地に對する公課と見て『地稅』と譯したまでのことである。タムハは一般には『印』だと考えられている。商稅は商賣に對する稅だが、これを何故タムハというかは明かではない。納稅濟みのしるしに印を押したという解釋も成り立つが、殘念ながらその證據はない。しかし『商稅』のタムハはおそらくは『印』を捺した徵稅命令書からきたものではないかと思われる。[15]

さてアルバとクブチリであるが、ポッペはアルバを『現物稅』とし、クブチリを『一パーセントの家畜稅または現物納付の人頭稅』と解釋している。これはほぼ妥當な解釋かと考えられる。なんとなれば、さきに擧げた「祕史」や「元史」（太宗本紀）と一致するのみならず、ポッペが引用している一三〇四年の憲宗モンゲの聖旨（ジャルリック）とも合致するからである。西方ではクブチリは kupchur の形で知られ（ドーソンではその訛形 countchur を擧げていることは安部健夫が指摘している）右のモンゲのジャルリックには(1)年に二回に徵收する村落の住民からのコプチュルとその收入、(2)年に一回徵收する遊牧民からのコプチュルとそのに收入について記載されている。

右に擧げた資料によって見ると、クブチリは中國では差發（科斂）となり、西方ではコプチュルとなって、モンゴル帝國の全領域に擴大されていったことがわかる。西方のクプチュルはつぎに論ずるとして、アルバ・クブチリに當る差發（科斂）が、初期モンゴル東方領における基本稅であったことは、特權——有功者や宗敎者——に對する免稅が差發を中心にしていたことで明かである。クブチリが基本的な公課であったからこそ、その免除が大きな特權とみなされたものであろう。これに對して地稅や商稅は、かなり後まで附加稅とみなされていた。

モンゴルの西方領土でもクプチュルは必ず出てくる。まずロシア[16]であるが、ここでは kupčur と qalan（イランでは qilan として知られる）が公課のおもなもので、ハランは耕地に對する稅であり、コプチュル（クプチュル）は家

畜税であって中國の地税 cʻay に相當するものであろう。キプチャック王朝においては、他の諸モンゴル王朝の場合と同様に、ロシアに在來も存在した諸種の公課に加えて、モンゴル特有の公課であったクプチュルを課した。そして、ここでもクプチュルは家畜百頭につき一頭の税率を採用している。

イランのイル・ハーン王朝になると、その税制はかなり詳しくわかっており、それによって溯って漠北時代のクプチュリ制を推定させる材料がかなり知られている。イランでクプチュル制が明確な形をとったのは、前にも觸れたモンゲのジャルリック（一三〇四年）からのことで、この命令は、モンゴル人の支配下に歸して後も、在來のいろいろな税種が殘っていて苛斂誅求がはなはだしく、税種が極度に混亂していたのを匡救しようとする意圖に出たものらしい。クプチュルは一三〇四年のモンゲのジャルリック公布以前にももちろん徵集されていたが、名稱ではクプチュルでも、その税率などは地方官の思い思いにきめられていた。

安部健夫[17]が述べているように、ヤラワチによる改革税法では、クプチュルはたしかに人別税（人頭税）になっているが、クプチュルが最初はモンゴル的クブチリとして基本税であったことは、ジュワイニ[18]のつぎの記事によって明かである。

すべての國と民がかれら（モンゴル）の支配下にはいったので、かれらはその舊來の形で戸口調査を行い、あらゆる戸口を十戸、百戸、千戸に分かち、軍務と驛站の補給と、それに必要な費用及び飼料を徵集した。これらの費用は一般的公課の上に加重されたのである。そしてこれらすべての上に、さらにまたクプチュルが賦課された。

なおジュワイニがここで一般的公課といっているものは、他の箇所[19]でかれが列記している臨時税（ʻavārizat）、公的旅行者への供與（ikhrājāt 元朝の『祗應』?）、驛站の維持費（yam）、驛馬の維持費（ulagh）とその食料（ʻulūfāt）などイランの固有税種を指したものであろう。ここでもジュワイニは右に擧げた五種の公課のほかに第一にクプチュ

ルをおいている。[20]ボイルがクプチュルは『元來アラビア語の marāʾī すなわち牧地稅に當たるものであったが、後には一般に臨時的な公課であった』としているのは當を得たものではない。クプチュルは元來が遊牧民の家畜に對する稅賦であったのが、定着民に對しても賦課されるようになったので、その本來の性格が失われたため、ロシアやイランでは附加稅のような形を採ったり、臨時的なものと考えられたりしたが、課稅者たるモンゴル人支配者の立場から見るならば、これはあくまでも基本稅であった。イランのクプチュルが元來のクブチリの面影を殘した基本稅であったことは、他の公課とは違って、徵集が年に一回しか行われなかったことでも知られる。ヤラワチ稅法においてクプチュルが人頭稅に切り換えられた時にも、その重要な目的はモンゴル的クブチリの定額制を回復することにあった。さらにつぎのジュワイニの記事は、これを裏書きするものととってよいであろう。

……民からの雜稅 (ikhrājāt)、雜賦 (iltimāsāt) が多過ぎて、かれらが逃散するのはこのためであった。それで課稅はトランスオクシアーナにおいてヤラワチが施行したクプチュルによるべきである。すなわち各人の公課年額はその富と支拂能力に應じ、この定額を納附した後は、同年度に再び要求されたり、他の賦課を査定されたりはしない。こうして決定され、富裕な者は一〇ディナール、そして貧者は分に應じて一ディナールまで査定され、こうして徵收された歲入は公課 (hashar)、驛站及び使者の供與に當てられた。これ以外に民は干涉されることもなく、また非合法的なにものも取られることはなくなったし、さらに賄賂も禁止された。

右の一文のほかに、ジュワイニはしばしばクプチュルと戶口調査を一緒にして述べている。すなわち『戶口調査とクプチュルを整えるために』[21]とか『戶口調査とクプチュルの査定を始める』[22]とか見えており、これは元朝の『括戶口』に當たるもので、明かに人頭稅の形式を採っていたが、これによってクプチュルが一般に賦課された基本的公課であったことは明かである。同時にジュワイニが、クプチュルが元來は家畜稅であったことを知っていたことは、

四つ足税（marā'i-yi-chahār-pai）[23]をクプチュルといい、同種の動物の百頭ごとに一頭を納めることになっており、百頭以下の場合には納める必要はなかった。

といっていることでもわかる。

聖旨碑や「元典章」によれば元朝では佛教、キリスト教、道教、イスラム教等の聖職者は原則として差發、科斂（alba qubčir）を免除され、また功勞のある者（ダルハン）もそうであったことは、さきに述べた。おもしろいことには、これとよく似た事實がモンゴルの西方領においても見出される。イランではハーンのジャルリックによって年金を受ける者を tarkhani といったとランプトン[24]は述べているが、これは疑いもなく誤解で、タルハーニは kupčur qalan を免除された者のことにちがいない。

またイランでは和尚、也里可溫、先生、達失蠻のかわりに『qadī とアリーの子孫、または子孫と見做される者は qalān kubjur（kupčur）が免除された』[25]ことはラシードによって明かである。ラシードのこの文のようにイランでは、しばしば qalān～qilān と kupčir とが連用されているが、これはモンゴル文聖旨碑において alba qubčiri が二語同義（バイノム）として用いられていることを思い起こさせる。ハラーン、キラーンはイル・ハーン國では勞役の公課であったらしく思われる。[26]ラムプトンは現在でもケルマーン地方では qalūn は强制勞働の意味で使用され、これに動員された者を qalūni というと書いており、イル・ハーン時代のキラーン＝カラーンもまた一般的公課としての勞役奉仕だと考えているようであるが、この點あまりはっきりはしていない。もしキラーン＝カラーンが勞役であったとして、そしてそれが東方の alba に該當するものならば、アルバは勞役ということになる。そしてアルバの性格もはっきりするであろうが、東西のこの二つの公課をつなぐ糸は見當らない。

漠北時代とそれ以後のモンゴルの税制の基本がクブチリであったことは、安部健夫の元代の包銀制とクブチリの關

係の詳論と、以上にわたくしが補足してきたジャルリック及びモンゴル西方王朝のクブチリ＝クプチュルについての資料を併せ考えれば、一點の疑いも容れる餘地はないものと思う。クブチリは遊牧時代のモンゴルの公課であったために、それは當然に家畜税の性格を帶びていたので、定着社會にはいるとその性格は變化を蒙らざるをえなかった。しかしその變化は、むしろ適應ともいうべきものであった。クブチリが導入された社會の經濟によって、その變化の方向も異った。北ユーラジア平原の連續であるヴォルガ地方では、クブチリはながく主として家畜税として存在し、他方イランにおいては後には中國のように銀納されたこともあったが、家畜税の性質も失わず、また戸税もしくは人頭税にもなった。イランのような草原の遊牧とオアシスの農耕の二つが經濟的基盤である地方における基本税は、當然に二本立て——家畜税と戸數割り税——でなければならない。この點の相違がまた農耕地域である中國の元朝の税制との差違を生んだと見るべきであろう。

さて、もとにもどって、もう一度彭大雅、徐霆のいう『差發』を考えてみる必要がある。[28]ペリオが、このことばをlivraison officielle, réquisition と譯しているのに對し、シュルマンはその近著で『差發』は『差役』『差撥』とは直接の關係はないことばであるとし、『差』は official よりはむしろ imperial の意があるとしているが、この解釋はまちがっている。これは安部が北宋あたりまで溯れることばで、「金史」食貨志、通檢推排の條などから考えて『差定調發』（物力を差定して調發する）の略であるとしているのが、正鵠を得ている。[30]『差發』と『差撥』が異ることはもちろんで、後者は「元典章」などにはしばしば出てくることばで、專ら動詞として使われ『人をさし出す』ことである。シュルマンが『差發』の『差』に「公」の意味が含まれているように解するのは、根據がない。差定調發すなわち差發の『差』は『較』と同義、すなわち『くらべてみる』という意味であることは『祇緣今歲寒差甚、故比常年花較遲』『要知甲子、陳摶差大、邵雍差小』などの語から明かである。[31]かし彭大雅が『その賦斂はこれを差發と謂う』

と記しているところを見ても、當時まだこのことば一般化されたことばでなかったことが知られる。これは當時のモンゴル人も漢人も、クブチリが中國の公課と異るものであることを、はっきり意識していたことも示すものである。それではどこがちがっていたか。

それは彭大雅の右につづく續く記事を讀めば明かである。差發は『馬によって乳をしぼり、羊を須いて食す。みな民戸の畜牧の多寡を視べて、これを征（稅）す』とある。すなわち家畜稅である。これに對して徐霆の疏は『その民戸はみな牛馬、車仗、人夫、羊肉、馬妳を出して差發となす。けだし韃人の草地を分管するや、おのおの差發を出し、貴賤一人とし免かるるを得る者あることなし』と附け加えている。すなわち中國における穀物、絹、銀、銅などとちがって、家畜による物納である點が、大きな相違であった。

しかし差發＝クブチリと中國の公課とのあいだには、もう一つ大きな相違點があった。これも前引の文につぎに續く記事にはっきり示されている。『站（站）を置くの法は諸會の頭項（投下）が自ら差使の久（人の誤り）を定むるを聽す』右について徐霆は『また一項あり。おのおの差發を出して、各地分の站中の需となす。上下また一體、これすなわち草地の差發なり』と附け加えている。以上はもちろん站赤すなわち驛傳のために特別の差發が設けられていたこと、さらに換言すれば、差發＝クブチリには家畜の物納稅としての一般稅のほかに、站赤の公課としての目的稅があったことがわかる。交通、通信が軍事國家にとって最も重要な軍事施設の一つであることはいうまでもないが、とくに典型的な征服帝國であったモンゴル帝國にとって站赤は『邊情を通達し、號令を布宣す』（『元史』、百一）るのみならず『國家の軍情の大匄當のためのゆえに設立したるもの』（『元典章』、新集、舖馬）であった。モンゴルの絶大な武力の源泉は、全兵力が騎兵で編成された機動力にあったので、その機動力を驅使するためには交通、通信の整備はもっとも重要な施設の一つであった。だからモンゴル人は早くから站赤の整備に特に力を注いだ。

このような事情から站赤の維持、整備には基本税であるクブチリが目的税としてこれに當てられたのである。彭大雅、徐霆がクブチリのこの特殊性を認識したからこそ、差發を起こした條に、特に站赤に觸れたものであることは明かである。

漠北時代のモンゴル・ウルス（國）の財政はこれで一應明かになったと思う。モンゴル遊牧國家の財政は極めて簡素なもので、歳入は主としてクブチリにより、歳出は(1)宮廷の維持と行政の費用、(2)站赤に當てられ、軍費はアウルック（奥魯）の制度により、軍士が自ら負擔した。このようなのが漠北時代のモンゴル・ウルスの財政であったが、ウルス内部の諸侯、貴族、將領の所領、いい換えれば地方財政についてつぎにすこし考えてみたい。

漠北時代のモンゴル・ウルスはハーンの直轄領と諸侯の所領とに別れていた。諸侯およびその他の勳功者に賜與された所領にはいろいろあったらしいが、漠北時代における主要なものはいわゆる『投下』であった。投下はまた頭項、頭下、投項など轉寫されている。投下の意味については後章で述べるから、ここでは論じる必要はない。このことばはおそらくモンゴル語の tosya の對音であろう。このことばには役目、義務、職務、委任、奉仕等の意味がある（J. E. Kowalewski; Dictionaire mongol-russe-francais, Kasan, 1844—49）があり、一種の封建領であった。「黒韃事略」には『蘸を置くの法は、則ち諸酋の頭項が自ら差使の久（人の誤り）を定むるを聽す』と見えいるのでも、投下が何であったということの一端は知られる。この原文は『置蘸之法、則聽諸酋頭項自定差使久（人）』であって、第二句の諸酋頭項は『諸酋にして頭項なる者』と讀むべきである。シュルマンのように chiefs and leaders と讀むわけにはゆかない。諸酋とはもちろん領主のことであるし、領主になるのは家柄や勳功によって投下を賜えられたか、あるいは投下を認められた者かであるから、諸酋で投下をもたない者はありえない。彭大雅は『頭項』を『諸酋』の註のような意味で挿入したものにちがいない。右のように頭項が元來『所領を有する人』の意味に使用されて

いた證據には、やはり「事略」の『その軍馬の將帥は舊(もと)これを十七頭項と謂う』とあり忒沒眞、拙職、茶茶の誤り合觧、兀窟觧、駝欒、忒沒哥窩眞、按只觧、撥都馬、白斯馬、暮花里國王、紇忒郡王、蕭夫人、阿海、禿花、明安、劉伯林などを擧げている事實がある。もしモンゴル・ウルスの組織を封建制 feudal system とするならば（この點は本書、第四部、第二章で論ずる）以上に擧げられたものは、すべて領主、諸侯に當たる。右に引いた文中の『頭項』は所領そのものではなく、領地を有する諸侯王と解さなければならない。

投下はいわばヨーロッパ封建制の fief, Lehen に當たるもので、投下を恩賜され、あるいは投下を認められた者はそれから公課を徴集する權利を享受するかわりに、反對給付としてハーンに忠誠を致し、戰時には兵[33]を出さなければならなかった。所領＝投下の民は怯憐口（小林高四郎によれば[34] ger-in kümün『家の人』の對音）といい、投下の公課、あるいはそのうちの重要なものは阿合探木兒で、「秋澗先生大全集」、中堂事記、上につぎのように見える。

> 諸投下の五戸絲料（譯語に阿合探木兒という）は、自ら來って、就いて州郡に徴す。堂議して云う。かくの如きは、これ恩は上より出でず、事はまた一ならず、政體において未便なりと。みな大都の總藏に輸し、每歲各投下をして官を差して省に赴かしめ、數を驗して關支せしめん、と。

これをもって見れば、投下とは勳功によって恩賜された土地であることがはっきりするが、それは西洋中世の fief, Lehen とはかなり異るものであったことも明瞭である。右に引用した文の後には、さらに五戸絲は『官に納むるもの〔十分の〕七分、投下はその〔十分の〕三分を得』とあるから、投下制は、すくなくとも元朝では、日本や西洋のフューダリズムとは相當、異っていたことがわかる。すなわち漠北時代の遊牧的封建制は定着的國家としての元朝に至って變貌し、彭大雅が『諸酋の頭項が自ら差使の人を定めて、これを征す』という制度は大幅に修正されたといわなければならない。それと同時にクブチリ、アルバは投下においては阿合探木兒すなわち五戸絲に變化した。五戸絲

については後に（第二部、第三章）詳述する。

元朝における五戸絲料については前引の中堂事記に、

その法（五戸絲料）は毎戸に絲二十二兩四錢を科し、二戸計は二斤一十二兩八錢に該り、その二斤は卽ち納官の正絲に係り、內に正絲、色絲おのおの半ばする外、毎戸の賸餘六兩四錢は僭して五戸に至り、二斤の數目に滿つれば、本投下に付して支用せしめ、これを二五戸絲という。十分を以てこれを論ずれば、官に納むるもの七分、投下はその三を得。

とあるので、その大略は見當がつく。こういう州郡に散在する投下は、「元典章」にはしばしば『投下枝兒』あるいはただ『枝兒』として見えている。

ところで五戸絲料の原語は「中堂事記」には阿合探木兒となっており、これを小林高四郎は axatam(u)r に當てているが、その解は示されていない。このことばは「元典章」にも二、三箇所に見える。たとえば同書、新集、戸部差發の條に、

腹裏の漢兒百姓にして田地なきの的は、一丁ごとに兩石の糧を納め、更に包銀、絲線を納むるあり。江南の田地なきの人戸はこれ甚なる差發にも當らず、各投下がまさに得るべき的は、阿哈探馬兒官司が代支し、也かつて百姓身上に科要せざるは、好生偏負一般。

とある。この一文はなかなか面白いのであるが、その解釋說明は前揭の「中堂事記」の五戸絲料のそれと共に後に讓る。さてこの阿合探木兒だが、絲という意味であることは、J. G. Ramstedt (Kalmükisches Wörterbuch) が tamur を擧げて tamu, 'zwirnen, drehen' と結びつけていることで明かである。

以上で投下は漠北時代には功勞に對して恩賜された牧地とその民であって封建的所領に近い制度であったが、元朝

ではこれが大きく變化した。したがって漠北時代の投下（頭項）は元朝の投下とは性質が異るものであることを說明してきた。すでに安部[35]、小林[36]が指摘しているように、元朝では『投下』と『愛馬』が殆ど同義に用いられている。愛馬 aimaq は多分トルコ系のことばで、モンゴルの借用語であろう。たとえば J. T. Zenker (Türkisch-Arabisch-Persisches Handwörterbuch, 1876) はアイマックに race, tribu, Geschlecht, Stamm の譯をあたえている。現在でもヘラートの北東の丘陵地帶に Čahar Aimak という地方がある。チャールはいうまでもなくペルシア語で『四』で『四部族』という意味である。この四部族は歷史的に變遷があったらしいが、いまは Jamsidi, Ferozkohi, Hazari, Taimani とされている。右の名前から明かなように、このうちすくなくともハザリ（ハザラではない）、タイマニはトルコ系の名であり、この四部族はことごとくトルコ・モンゴル系遊牧民である。

アイマックということばは、このように部族という意味であるから、投下とは別個の制度である。ただアイマックが『部族別の人民プラス牧地』の意味であるから、これで單なる課稅對象としての所領に轉化したことは、容易に推測できるところである。

投下と愛馬の語義については、すでに白鳥[37]、ペリオ[38]、安部、小林、村上によって論ぜられているから、ここではこれ以上の論及は避けたい。さてつぎは祕史に見える『忽必』（中）qubi である。フビということばは祕史にいろいろな形で見えているが、このことばの原義は『わかつ』という意味で祕史の傍譯には『分子』となっている。ウラジーミルツォフもこのことばに注意し『所領―フビは一定數の遊牧家族（ウルス）とその生活に適する牧地と狩獵地という二つの要素から成立していた』と述べている。[39]このことばの意味を最もよく現わしているのは「祕史」卷八に見える左の文であろう。

oroču de'u deyen čimada soyulqal de'u ner un qubilaldu……gür ulusi ekede bidana de'unere ko'ut te

qubi irgenü nere'er isγai tu'urqatani čiriče'ulju qabdasun eudeteni qaqača'ulju qubilaju ög

右の文には別に疑義はない。那珂は『末の弟なる汝に、恩賞は弟どもの分前に依り分け合はん……普き(アマネ)國民を母に我等に弟どもに子どもに分民(分け與えらるる民)の名にて、毛氈の帳牆ある〔民〕を分けて板の門ある〔民〕を離して、割附けて與へよ』と譯している。フビの意味は明かで、それは采領、所領、領地であり、すなわち地土プラス人民ということである。このことばの原義は「わかつ」ことであり、右に引用した文の最後には、『わかちあたえよ』qubilaju ög と見えている。投下もフビも實は同じものとしか考えられない。あるいはこの二つのことばのあいだには微妙な違いでもあったかも知れないが、それは今となっては確めるすべもない。

最後に『引者』inje（複數、引者思 injes）にも一言、觸れておかねばならない。「實錄」、巻八に、

又成吉思合罕は、亦巴合に宣はく『札合敢不なる汝の父は、汝に二百人の媵臣を、(蒙語引者思婦人の嫁ぎに隨い往き仕うる従者、男をも女をも云う)汝に阿失黒帖木兒厨子(カシハデ)、阿勒赤黒厨子二人を與へてありき。今兀魯兀惕の民に汝往くには、遺念(カタミ)として我にその媵臣より阿失黒帖木兒厨子を一百人を與へて往け』と宣ひて取れり。

とある。ここのインジェは明かに『人』を意味しているが、前にアイマックを論じたところで述べたように『人民』が『所領』に轉化することがある。後にはこのインジェもまた領地の意味に變化した。ペルシアのイル・ハーン國では injū となり、ハーンの直轄領[40]を意味した。そしてこの直轄領はさらにハーンの一族に分與され、それからあがる收入はハーン及びその一族の生活費、行政費、軍隊の維持費等に當てられた。ただしペルシアのインジュは中央政府に對して稅を納めなければならなかった。この點は元朝時代の投下、愛馬と同じであった。インジュはこのように中央政府の直轄領 divānī とは別個の土地であった。そしてインジュを受けた妃、王子、王女等はそこに自分の家來を派遣して支配し、徵稅したが、元朝後期の投下領の如く中央政府に稅を集中して（前揭、中堂事記の文を參照）その一部を

さらに投下に還元するという程度までには至らなかった。すなわちイル・ハーン・ウルスの制度は、元朝に比して、いっそうモンゴル遊牧ウルスの面影を止めていたといえる。この原因はもちろん、中國に比してペルシアの自然條件と經濟構造がいっそうモンゴリア、中央アジアに近似していることである。換言すれば、ペルシアでは元朝の場合とはちがって、モンゴル人が完全な遊牧生活を送り得たということである。

最後に、本章において漠北時代のモンゴル・ウルスの財政を論ずる基礎的資料として使用した「黒韃事略」の差發の條の讀み方は、人によって異るので、左にわたくしの譯を掲げおく。

その賦斂はこれを差發といい、馬によって乳し、羊を須いて食し、みな民戸の畜牧の多寡を視(くらべ)て、これを征(稅)することなお漢法の上供のごとし。蘗(站赤)を置くの法は、すなわち諸酋の頭項が自ら差使の人(久は誤り)を定むるを聽(ゆる)す。近ごろ漢民は工匠を除くの外、男女を以てせず歲ごとに課し、城市の丁(おとこ)は絲(きぬいと)二十五兩、牛羊絲五十兩(回回の銀を借過して往來する使臣の食過の數を買給するをいう)鄉農は身絲(ひとごとに)百兩、米(こくもつ)は耕稼の廣狹を以てせず、歲ごとに戸に四石、漕運銀綱は諸道を合せて歲ごとに二萬錠、旁蹊曲徑にして科斂(數は誤り)されるものは、言うに勝(た)うべからず。

霆が沙漠を過ぐるに、その地には韃主、僞后、太子、公主、親族より而して下におのおの疆界あり、その民戸はみな牛馬、車仗、人夫、羊肉、馬妳を出して差發となす。けだし韃人は草地を分管し、おのおの差發を出し、貴賤一人として免るるを得るものもあることなし。また(差發の)一項あり、おのおの差發を出し、各地分の蘗中の需となし、上下はまた一體なり。これすなわち草地の差發なり。漠地の差發のごときに至っては毎戸、毎丁が銀を以て絲綿(きぬいとわたいと)を折するの外、使臣が經從するごとに軍馬、糧食、器械及び一切の公上の用を調遣し、また時を逐いて、その合用の數を計って民戸に科率す。もろもろの亡國の人、はなはだ以て苦となし、怨憤天に徹す。しかれどもついにこれをいかんともするなし。韃主は不時に草地より官を差して

漢地に出だし、差發を定む。霆が燕京にあり、胡（シギ・フトフト）丞相を差して來りて黷貨するを見るに、さらに畏るべし。下は教學行及び乞兒行に至り、また銀を出ださしめて差發となす。燕京教學行に詩ありて云う。

教學行中に銀を納むるを要（もと）め、
生徒は寥落して太（はなは）だ清貧なり。
金馬玉堂の盧景善、
明月清風の范子仁。
李舍はわずかに講德子を容れ、
張齋まさに舞雩人を受く。
相い共に胡丞相に告て、
（差發を）免るるの時は捺殺ならん。

これによってその賦斂の法を見るべし。

右の詩中の盧景善は「疏齋詞」の作者盧摯である。李舍、張齋は普通の民家というほどの意であろう。捺殺はモンゴル語 nasun で「蘇生する」「生きかえる」などの意味であろう。

註

1 田中萃一郎譯「ドーソン蒙古史」二四六頁。
2 安部健夫「元時代の包銀制の考究」、東方學報、京都、第二十四冊 一三一—五頁。
3 第三部、第三章。
4 先鋒隊を「水滸傳」などでは探馬といっている。
5 「紫山大全集」雜著、軍政の條。
6 安部、前揭論文、一三五頁。
7 Haenisch, Wörterbuch, 69.
8 Pelliot; Qubčiri-qubčir et qubčï'ur-qubčur, T'oung Pao, xxxvii.

9 N. Poppe; The Mongolian Monuments in Hp'ags-pa Script, 1957, 84—85.

10 安部、前掲論文、一三五頁。

11 ウラジーミルツォフ「蒙古社會制度史」一二六頁。

12 「ドーソン蒙古史」一二六—一七頁。

13 Ed. Chavannes; Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole, T'oung Pao, Serie 11, vol, ix.

14 ポッペ、前掲書、八五—六頁。

15 Ann K.S. Lambton; Landlord and Peasant in Persia, 1953, 86.

16 播磨楯吉譯、ヤクボフスキー、グレコフ共著「金帳汗國史」九頁 H.F. Schurmann; Mongolian Tributary Practices of the Thirteenth Century, H.J.A.S., vol. 19.

17 安部健夫、前掲論文、一二七八頁。

18 Juvaini; The History of the World Conqueror, translated by J.A. Boyle, 1958, 33—34.

19 同右、三〇頁。

19 同同右。

20 同同右、五一七頁。

21 同同右、五一九頁。

22 同同右、五二四頁。

23 同右、六〇〇頁。

24 ランプトン、前掲書、七二頁。

25 Raschid-eldin; Histoire des Mongols de la Perse, ed. M. Quatremére, 1836, 257.

26 ランプトン、前掲書、八二、四三七頁。

27 ラシードゝ前掲書、一二五六頁。

28 T'oung Pao, xxvii 164.

29 シュルマン、前掲書、三三〇頁。

30 安部、前掲書、一三五頁。

31 張相「詩詞典語辭匯釋」一三七頁。

32 安部健夫「元朝『投下』の語源考」、東洋史研究、第三卷、第六號。小林高四郎「元代『投下』の意義について」、善隣協會調査月報、第六九號。村上正二「元朝における投下の意義」、蒙古學報、第二號。

33 安部「元朝『投下』の語源考」四七六頁。

34 小林、前掲論文、八二頁。

35 安部、前掲論文、四七九頁。

36 小林、前掲論文、八二頁

37 白鳥庫吉「高麗史に見えたる蒙古語の解釋」、東洋學報、第十八卷、一五四頁。

38 Pelliot; Les mots mongols dans le Korye să, Journ. asiat., ccxii 254.

39 ウラジーミルツォフ、前掲書、一二五八頁。

40 ランプトン、前掲書、七八、八七頁。

第二部 社會構造

第一章　通婚制度

社會のもっとも基礎的な單位は家族であり、家族は婚姻によって成立するものであるから、ここではまずモンゴルの通婚制度をとり上げる。モンゴルの通婚制度が外婚制であったことに關しては疑いをいれる餘地は存在しない。モンゴル人の始祖傳說として名高い『蒼き狼』Börte čino と『慘白き牝鹿』γoai maral は古代のトーテム組織の痕跡とも見られぬこともないが、同時に外婚制の具體的表現とも考えられぬことはない。『上天より命ありて生れたる』一對の男女がオオカミはオオカミ、シカはシカとして同種類のものではなく、オオカミとシカという異種類の（あるいは異種の名前をもつ）ものであることは、多少の擴大解釋を加えるならば、外婚制を表わしているといえないこともないであろう。しかしすこぶる曖昧な一、二の資料による始祖傳說の解釋などは、とかく牽强附會に陷りやすいので、この點についての議論はこの際、一應避けておく。

「元朝祕史」はボルテ・チノとゴアイ・マラルとの子孫を直系の父系のみによって長々と列擧し、一〇代目に至って始めて再び一對の男女、すなわち Borjigidai Mergen と Moγoljin γo'a を點出し、その子 Toroγoljin Bayan その妻 Boroγcin γo'a 及び一人の家僕 jala'u とさらに二頭の去勢馬の名まで記しており、トロゴルジン・バヤンとボロクチン・ゴアとのあいだに二人の子 Duwa Soγor と Dobun Mergen が生れたこと、そして兄のドワ・ソゴルが弟のドブン・メルゲンのために妻を捜してやる記事を載せている。

ボルジギダイ・メルゲンは『蒼き狼』と『慘白き牝鹿』から生れた Bataci Qan から數えて九世だという點については一考を拂う必要がある。というのは、元來トルコ・モンゴル系民族の間には、七と九という數は一種の呪術的な意味を持っているので、祕史劈頭の長々しい系圖は、このボルジギダイ・メルゲンあたりまでは假構であると考えることも可能である。とにかく『蒼き狼』と『慘白き牝鹿』の一對のつぎに現われる一對の男女は、ボルジギダイ・メルゲンとモンゴルジン・ゴアで、この夫婦のあいだの次男であるドブン・メルゲンにいたって妻を娶る經緯が、始めてやや詳しく述べられている。

ドブン・メルゲンが娶った妻アラン・ゴアは、北方のバイカル地方から移住してきたゴリラル氏 γorilar oboq の女であって、ドブン・メルゲンの一族とはなんの關係もない部族に屬する。アラン・ゴアはドブン・メルゲンによって二人の男女を生んだが、ドブン・メルゲンが死んだ後、アラン・ゴアは夫不詳の子をさらに三人生んで、その末子が Bodončar Munqaq であるから、父系を辿るならば、ボドンチャール以前の祖先として「祕史」に列擧されている名前は、意味を失うといってもさしつかえがないにもかかわらず、バタチ・ハーン以來の系統を辿っており、且つ夫なくして子を生んだアラン・ゴアに關して神怪的說話を附與しているのは、初期モンゴル社會における高度の父系社會を暗示するものであろう。ボドンチャールの出生、すなわちアラン・ゴアが夫なくしてボドンチャールたちを生んだ事實を神怪的說話を以て說明しない限り、嚴格な父系社會の原則に一致しないことになる。したがってチンギス・ハーンの祖先の系統は、實際はボドンチャールに始まるのであって、それ以前は假構ではないかも知れないが、實際の血緣關係を示すものではないといえる。

さて、モンゴルの外婚制は、すでにボルテ・チノ、ゴアイ・マラルにおいてその要素が覗われ、ついでボルジギダイ・メルゲンとモンゴルジン・ゴア、ドブン・メルゲンとアラン・ゴアにいたっては明かに外婚制を示している。た

だハイドゥの父母カチ・クルクとノモルンとが明瞭でないが、これもおそらく例外ではありえないだろう。さらにイェスゲイ・バァトルに至っては、きわめて明白に外婚制を示している。

イェスガイ・バァトルが後にチンギス・ハーンの母になったホエルンを娶る經緯は、典型的な掠奪婚を描いている。イェスゲイはオノン河畔に鷹狩に出かけた時、メルキット部のイェケ・チレドがオンギラト部のオルフヌウト氏のホエルンを妻とするために伴ってくるのを見て、ホエルンの容色に心を動かし、兄弟を連れてイェケ・チレドの一行を追う。チレドは恐れてホエルンを捨てて逃げたので、イェスゲイはホエルンを奪って妻とする。

祕史のこの一節はなかなか文學的である。イェスゲイがホエルンを娶る一節を讀んでから、再びドブン・メルゲンがアラン・ゴアを妻とする條に戻ると、どうもこの二つは細部の差こそあれ、極めて相似しているような感じを受ける。この傳承を整理するに際して、おそらくイェスゲイの場合を多少簡略化し、ドブン・メルゲンの場合の叙述に應用したものではなかろうか。

さてつぎにチンギス・ハーンの場合になるとモンゴル人の外婚が制度として極めて鮮かに描かれている。テムデンが九歳になると、父のイェスゲイ・バァトルはかれを伴って嫁捜しに出懸ける。ホエルンの出身部族であるオンギラト部に嫁を求めようとして行き、オンギラトのデイ・セチェンの女ボルテと婚約し、デイ・セチェンの請いによってテムジンを壻 güregen としてしばし止めておくことになり、イェスゲイは出發するが、その途中タタル部の者に毒害されることになる。テムジンとボルテとの婚約の前後もまた「祕史」中の叙事詩として優れたものである。すでに述べたように、イェスゲイはホエルンをメルキット部のチレドから奪うのである。後にチレドの兄トクトア・ベキその他三百人のメルキットが、先きにイェスゲイによってチレドからホエルンが奪われたことに對する復讐としてテムヂンを襲い、ボルテをチレドの弟チルゲ・ボコにあたえる。

ところで、イェスゲイがテムジンの妻捜しに向かったのは、その妻ホエルンを掠奪してきたオルフヌウト氏のところである。イェスゲイは『[2]訶額侖額客の外家（サトカク）なる斡勒忽納兀惕（オルフヌウト）の民の處にて、彼（帖木眞）の母方の舅（ヲヂ）だちより息女を求めんとて、帖木眞を率て往った』のである。そしてオンギラット部のオルフヌウト氏のデイ・セチェンに會い、その娘ボルテを見たため、テムジンはボルテと婚約することになった。もしホエルンを掠奪したことによって、イェスゲイとオルフヌウト氏との關係が惡くなっていたとすれば、イェスゲイがテムジンのためにオルフヌウト氏から妻を娶ろうと思うことはありえない。

右の問題は些細なようであるが、實はモンゴル人の通婚關係の闡明にとってすくなからぬ關係があると思われる。掠奪婚というものは、決して無條件の掠奪を意味するものではなく、それはむしろ形式的或は儀禮的なものと見るべきである。無制限、無條件の掠奪婚なるものは、社會制度としては存在しえない。何となれば、もしそのようなことが行われるならば、それは社會秩序の破壞を意味し、それを實行する社會そのものの存立を脅かす結果をもたらすからである。掠奪婚に關する人類學的資料はすこぶる多く、一々ここに擧げる必要はない。モンゴル人とは何の關係もないアフリカやアメリカやオーストラリアの例ではなく、ここでは北方民族間の掠奪婚に關する例を一、二擧げるに止めたい。

[3]ヴィノグラードフはロシアにおける掠奪婚について、つぎのように述べている。ドニエプル盆地の古代住民であるヴィアティチ、ラディミチ、クリヴィチ、セルヴェリ人などのあいだでは、諸部族の青年が競技や祭に集まり、その機會を利用して娘を連れ去る。これは一種のかけおちであるが、豫め兩者のあいだに了解がついているのである。またある部族のあいだでは、男が娘を奪って夕方、自分の家に連れ歸り、翌朝になると娘を伴い、聘物をもって娘の家を訪ねる。この種の掠奪婚においては、必ず男と女とのあいだに豫め了解が成立しているだけでなく、双方の所屬

するクランのあいだでも了解されていたのである。

つぎに「松漠紀聞」に左のような記載がある。

契丹、女眞の貴游の子弟及び富家の兒、月夕に酒を被れば、則ち相率い、尊を携え、馬を馳せ、戲飲するに、其の地の婦女、其の多く聚るを聞き、これを觀るの間、住坐せしめこれに酒を與うれば則ち飲み、また起舞歌謳し、以て觴を侑むる者あれば、邂逅して相い契し、調謔往反し、卽ち載せて以て歸る。顧るところとならざる者は、追逐馬足し數里を遠しとせざるにいたる。其の携えて去る者は、父母みな問わずして、留むること數歲にして、子あれば始めて茶食酒數車を具えて歸寧せしめ、これを拜門と謂い、因って子壻の禮を執る。

以上の二つの例で北ユーラシアの東西における、いわゆる掠奪婚のおよその姿は知られると思う。外婚制の一形態としての掠奪婚は、その起源はしばらくおくとして、多分に形式的なものであったことには疑いない。

ところで、外婚制には普通は双分組織がともなう。双分組織というのは、簡單にいえば、例えばA群の男女とB群の男女が相互に婚姻關係を結ぶのであるが、この制度はモンゴル社會においてきわめて顯著である。これについては一々具體的な例を引くまでもなく、「元史」特薛禪傳（「祕史」の德薛禪 Dei Sečen）に、

特薛禪は姓は孛思忽兒、弘吉剌氏、世々朔漠に居る。本名は特因。太祖に從って兵を起こし、功あり。名を薛禪と賜う。故に兼稱して特薛禪と曰う。女を孛兒（祕史のボルテ）と曰い、太祖の光獻翼聖皇后にして、子を按陳と曰う。太祖の征伐に從い、凡そ三十二戰、西夏を平げ、潼關の道を斷ち、回紇の尋斯干（サマルカンド）城を取るに、みなともに功あり。歲丁亥、國舅と號するを賜う。按陳那顏は壬辰、銀印を賜い、河西王に封ぜられ、以て其の國族を統ぶ。丁酉、錢二十萬緡を賜う。旨あり、弘吉剌氏が女を生めば、世々以て后となし、男を生めば、世々公主に尙せよと。每歲、四時の孟月に賜うところの旨を聽讀し、世々に絕たず。（傍點は筆者）

右に見えるチンギス・ハーンの旨によってイェスゲ以來、また元朝の皇帝も少數の例外を除き、代々オンギラト氏と通婚關係にあったことは、「元史」その他によって明瞭に證明できる。これが双分組織であること、すなわちボルデギン氏とオンギラト氏で双分組織を構成していたことには疑いを容れない。モンゴルの双分制通婚關係についてのもう一つの資料が「祕史」五卷に見える。それはチンギスがそのアンダであるワン・ハーンとのあいだにフダの關係を結ぼうとしたことである。

親しき上に重ねて親しくならんと成吉思汗は思ひて、拙赤（デュチ）に桑昆（サングン）の妹察兀兒別乞（チャウル・ベキ）を索むるに、桑昆の子禿撒合（トサハ）に我等の豁眞別乞（ゴデン・ベキ）を換え合ひて與へんとて索むれば……

既に述べたように、ボルジギン氏とオルフヌート氏との間には双分制が成立しており、後に更にこの關係は確認されたのであるが、右の引用文に見えるように、子供が分離、獨立することを豫想して、子供に新らたなフダを結んでやることもあったことを推測せしめる。ちなみに、このチンギスの提議は拒絶されて、この場合にはフダは成立しなかったのである。

モンゴルの双分制の存在は、言語の方面からも證據立てることが可能である。イェスゲイ・バァトルがオルフヌウト氏のディ・セチェンに會った時（まだテムヂンとボルテとの婚約成立の以前のことである）、ディ・セチェンはイェスゲイに對し、いきなり『也速該忽荅』と呼びかけている。忽荅（フダ）は quda の對音では傍譯では『親家』と譯されている。これはペリオやヘニッシュが parent, Schwager と飜譯しているような單純な關係を現わすことばではなく、ウラジーミルツォフが正しく指摘しているように、姻戚關係が互いに相手方の成年男子を呼ぶ名稱であったと考えられる。ウラジーミルツォフはこのことが示す双分制組織までは氣附かなかったようであるが、フダという言葉と先きに擧げた事實によって、モンゴル社會における制度としての双分制の存在には、疑いを容れる餘地はないものと思わ

れる。

以上に述べてきたように、モンゴル人の通婚は双分制外婚だといえる。そうすると、イェスゲイはメルキット部のチレドから奪ったオルフヌウト氏の女ホエルンを娶ってテムジンを生んだのであるから、テムジンの妻は當然オルフヌウト氏から求めなければならないか、すくなくともオンギラト部の女でなければならない。ボルテが捕えられた時メルキットの者たちが、これをチレドの弟チルゲ・ボコにあたえたのは、やはりモンゴル社會の慣習である levirate (後述する) にしたがったものであろう。またチンギス・ハーンが後に『弘吉剌氏が女を生めば、世々以て后となし、男を生めば公主に尚せん』といったのは、モンゴル人の古い慣習法である双分制外婚を、聖旨の形で再確認したものと見なしてよいであろう。

ボルヂギン氏とオンギラト部のオルフヌゥト氏とのあいだに双分制外婚が成立したのは、まえに述べたようにイェスゲイがメルキット部のチレドからオルフヌウト氏のホエルンを奪って以來のことだろうと思われ、それ以前はおそらくオルフヌウト氏はメルキット部と双分制外婚關係を維持していたものであろう。ところがイェスゲイの時に、おそらくかれはオンギラト部オルフヌウト氏に對し、メルキット部との關係を破棄し、以後モンゴル部のボルヂギン氏とのあいだに婚姻關係を樹立するよう說得し、その同意をえて始めて、チレドからホエルンを奪ったものにちがいない。氏族、部族制度の下の双分制外婚においては、通婚は個人的契約ではなく、氏族あるいは部族の合意と承認の下に行われる行爲であったし、もしそうでなく、オルフヌウト氏の意志を無視した行爲であったならば、當然オルフヌウト、ボルヂギン兩氏、ひいてはオンギラト、モンゴル兩部は敵對關係にいり、テムジンとボルテとの婚姻が平和裡に行われるはずはなかったであろう。おそらくは、イェスゲイの材幹と勢威に押され、オルフヌウト氏はメルキット部との双分關係を破棄したものと考えられる。この點ではウラジーミルツォフ[4]の見解は正しい。そう考えて始めて、

メルキット部が前代の出來事（イェスゲイがホエルンを奪った事件）による怨恨をながく懷いてボルテを奪い、チレドの弟のチルゲ・ボコに――levirate[5]制に從って――あたえたことの說明もできる。當時の双分の單位については、おそらく氏族（clan 或は sib と見なしてよい、この點については後章で論じたい）であったと考えられる。モンゴル部を統一したのは合不勒合罕 Qabul Qa'an であったが、そのイトコに當たる俺巴孩合罕 Ambai'ai Qa'an が、自分の娘をタタル部の阿亦里兀惕、備嚕兀惕の兩氏にあたえるために行ったところが、俺巴孩はタタルに捕えられて、金に引き渡されたのである。この時にはモンゴル部とタタル部の氏族間に通婚關係が存在していて、モンゴル部のタイチウト氏とタタル部のアイリウト氏、ビルウト氏とのあいだには婚姻關があったものと考えられる。當時のモンゴル人――廣義の――のあいだでは、おそらく氏族單位の双分制婚姻制が普通であったと考えてよいのではあるまいか。

さて次ぎに取り上げなければならないのはレヴィレートである。いうまでもなく、レヴィレート婚とは、兄が死んだ場合、その弟が兄の未亡人を妻とする習慣であって、古くは「バイブル」に見えるヘブライ人から現代チベット地方にいたるまで廣く、永らく行われてきた制度である。この婚姻慣習はユーラジアに限らず、アメリカン・インディアンその他のにも見出される。そしてこの制度はまた一夫多妻、一妻多夫を含む複數婚の制度とも密接につながっている。

モンゴル社會におけるレヴィレートの實例は「祕史」に見える。例えば、ベスート氏の起源について「祕史」一卷には『察喇孩領忽の嫂妻（アニヨメグマ）より生れたる別速臺と云えるありき。別速惕姓となれり』とある。さきに述べたボルテをチレドの弟チルゲ・ボコにあたえたのもこのレヴィレートの原則にしたがったものである。レヴィレートは兄弟（特に兄）の未亡人のみにとどまらず、時には更に亡夫の排行の低い親屬にまで擴大されるのが、普通である。初期モンゴル社會におけるその典型的な例[7]としてチンギス・ハーンの第三女阿剌海（アラハイ）の場合がある。阿剌海はまずオングート部の

阿剌忽失（アラフシ）に嫁ぎ、阿剌忽剌の死後、その兄の子すなわちオイの鎭國に嫁ぎ、鎭國の死後はさらにその前妻の子と思われる孛要合に嫁した。最後に十三世紀のヨーロッパ人による記述を一つだけ擧げておく。すなわちカルピニ[9]には左のような記事が見出される。

人々は養えるだけ多くの妻、あるいは百人、あるいは五十人、十人とあるいは多く、あるいはすくなく妻を娶る。母親、娘、自分と同じ母による姉妹を除いては、親戚の誰とでも結婚できる。しかし、かれらは、同じ父をもつ何人かの姉妹だけを同時に娶ることができ、そして父の死後には母とさえ婚姻することができる。また弟は兄の死後、兄の妻を娶ってもよいことになっている。また別な若い親戚は彼女を娶るべきだとされている。かれらは區別なしにどんな女でも娶るし、そして高い値でかの女たちをその父から買い取る。夫の死後、女は、男がその繼母と結婚しようとしない限り、なかなか再婚することは困難である。

右のカルピニの記事には、例えば外婚制を見逃している點などで、不正確ではあるが、それでも、このカトリック僧はレヴィレートの存在だけは、かなりよく記述している。

レヴィレート婚はこのように、女の立場から見て、夫の兄や弟のみならず、夫の近緣の者との再婚を意味し、さらには自分の生んだ子でない夫の子との婚姻さえも意味する。この制度はおそらくは、男の立場からすれば、近緣の者の寡婦の保護、財産の現狀維持（分割の回避）という必要から發生したものであろう。

レヴィレートは複數婚に關係があると前に述べたが、その理由は次ぎの如くである。レヴィレートの目的の重要な點の一つは財産を分割することなく、相當の規模を保って有効に維持することであるならば、それはまた一妻多夫制につながる。そして一妻多婦制は多く生活條件の酷烈な地方に見出される。生活條件が困難な社會においては、しばしば幼兒、とくに女兒を殺す風習が行われ、そのために成年女子の數がすくなく、したがって共同婚も見られる。レ

ヴィレートはこのような共同婚の一變型と見ることも可能であろう。しかしモンゴル人に關しては、その初期の社會にあっても幼兒殺し infanticide の形迹はなく、財産保全の意圖のみが殘存していたにすぎないと考えられる。したがって「祕史」に見えるイェスゲイの場合その他は、一夫多妻の傾向が著るしく、チンギス・ハーンなどにいたっては、四オルダに四十餘人の后妃を擁していた。そしてレヴィレートはさきに述べた阿剌海の場合のように、機能を失った單なる舊慣として續けられることになっていたにすぎない。しかしながらこれは支配階級についてのみいえることであって、モンゴルの一般社會においては、レヴィレートは財産の保全手段として、後までその機能を働かせていたことは、元朝になってからの資料[10]にもしばしば見出されることで明かである。さて、初期モンゴル社會では婚姻制度は双分制外婚であったことが明かになったので、つぎにこのような婚姻制度に基く家族の形態はどんなものであったかという問題に移らなければならない。しかしその前にウラジーミルツォフのモンゴルの通婚制度に關する見解について二、三の點を批判しておかなければならない。

第一は、ウラジーミルツォフはラシード・ウッディンを引用して、モンゴルがその祖先、系譜、血統を重視していると述べておりながら、後には血統の怪しいジュチ（朮赤）をチンギス・ハーンはその長子として確認したと記している。すなわちボルテによるチンギス・ハーンの長子ジュチはボルテがメルキット部に捕えられているあいだにチルゲ・ボコによって姙娠せしめられたというかなり強い疑いがある。これはウラジーミルツォフの理解の不充分さに基いている。ウラジーミルツォフはモンゴル人が血統をよく記憶しているのを、單なる部族的誇りからと外婚制（彼はこのことばは使用していないが）からだと考えていて、双分制の意義をまったく見逃し、かつ外婚制についても何の說明も加えていない。この缺陷はかれの「社會制度史」[11]のみではなく「チンギス・ハーン傳」にも現われている。

第二に、ウラジーミルツォフはレヴィレート制の存在には觸れているが、アラン・ゴアがドブン・メルゲンの死

後、夫なくして三人の子供を生んだことだけを擧げてその例證としているが、これはレヴィレートの例とは見なし難い。レヴィレートとは決して私生兒を生むことではない。かれが引用している祕史の一節には別勒古訥臺、不古訥臺の二人がいったことばとして『この我等の母は、兄弟なる房親の人無く、男無く』とあり、ウラジーミルツォフはこの一節を夫もなく、夫の兄弟もなく、そのイトコやマタイトコもなく、と解している。したがってアラン・ゴアの場合はレヴィレートによる婚姻（「元典章」のことばを藉りれば『收繼』）ではなく、私通——すなわちレヴィレートによって規定された以外の男（多分は馬阿里黑・伯牙兀歹）——によって三人の子を生んだものであろう。したがってウラジーミルツォフがこれをレヴィレートの實例として擧げたのは不適當である。ジュチの例は、當然に父權制社會（次章に述べる）における『何人がわが牝牛を借りようとも、その牝牛の仔はわがものである』Whoso boleth my Kyne, ewere calf is mine. という中世イギリス法の原則で說明さるべきものであろう。この點はなお父權制に關する後章で觸れるから、ここではこれだけで止める。またウラジーミルツォフは「祕史」一卷[12]に見える『孛端察兒の通へる婦人りよ生れたる巴林失亦喇禿・合必赤といへるありき。その合必赤・巴阿禿兒の母の從婦を孛端察兒扯きて居りき。一人の子生れたり。沼咧歹と云へるなりき。沼咧歹は前に主格黎（祭天處）に入りたりき。孛端察兒無くなれる後、その沼咧歹を「家には常に阿當合・兀喉合歹の人住めり。彼のなるぞ」と云いて、祭天處より出して、沼咧亦惕姓と爲して、沼咧亦惕の遠祖とその人は爲れり』を引用して、氏族の成員をあたかも父母双系統の血緣組織のように解釋しているが、これは全くの誤解であって、既述のようにモンゴル社會は完全な父系的單系組織であったからこそ、ジュチも正統の長子として認められたのである。したがってジャウラダイが祭天處から逐い出された理由は、母方の血統が正しくなかったためではなく、そこには以前からアダンカ・ウリャンカダイが代々祭司としての權利をもっていたからに相違ない。なおウラジーミルツォフがこの箇所をパラデイの譯文から引用し、ジャウラダイを『ボドンチャー

ルは生前に嫡子として』と記し、註においてはモンゴル文にないと斷ってはあるが、これは正しくない。これは明譯に『孛端察兒在時、將他做兒、祭祀時、同祭祀有來』とあるによったもので『將他做兒』の一句は明譯の蛇足で、まさに削るべきであろう。

第三に、ウラジーミルツォフ[13]はイェスゲイがテムジンを壻としてデイ・セチェンの家に殘してきたことをもって母權制の名殘りだと考えているが、これも妥當ではない。この事實を擴大解釋すれば matrilocal 制の痕跡と見られないこともないが、これだけの例で母權制の存在を考えるのは、ゆきすぎであろう。

婚姻制度について最後に二、三つけ加えておきたいことがある。他の民族におけると同樣に、モンゴル人のあいだにあっては、娶る場合には結納、婚約のしるしとして別勒格 belge（しるしの意味）を與える。これは普通はテンのような貴重な毛皮やウマなどであったと思われる。また結婚後に女の母（というよりはむしろ女の家）からも、男に對してやはり同樣の贈物をした。これは「祕史」では失惕忽勒 sikül と呼ばれている。

ベルゲやシトクルはとくにわれわれの興味をひく點はない。それはきわめて普遍な慣習に過ぎない。モンゴル人の婚姻の場合に特異な慣習であり、同時に社會史的に重要なものは引者 inje であろう。インジェは明譯に媵臣とあり那珂通世は『婦人の嫁ぎに隨ひ往きて仕ふる從者、男をも女をも云ふ』[15]と註している。ヘーニッシュは Mitgift と譯している。ウラジーミルツォフはこのインジェに關し、婚嫁に際して父が女にあたえるみやげとしての人間であり、かれらは新夫の家にいって家人となり、unaγan boγol（一種の非自由民、後章參照）になるが、原則としてインジェは妻の財產になると解している。この說明は正しい。このような制度は、ヨーロッパの古代社會や近代の未開民族のうちにも普通に見られるところであって、その意義は妻は妻としての人格に附隨する財產權をもち、それは妻の家に屬し、從って夫あるいは夫の家の自由にはならない。またその相續權は、夫あるいは夫の親屬ではなく、妻の子に歸屬す[16]

る。この制度の意味は、母權制の名殘りと解釋するよりは、むしろ父系制氏族社會における妻に對する保護手段であると考えられるべきである。妻が離婚して去ったり、死亡した場合、かかる持參物は妻または妻の家に歸屬するのが通常であることも、右の考えを證するものと思われる。

モンゴルのインジェは、しかし後には大きく變化したと考えられる。インジェも始めは、たかだか從者程度であったらしい。そして妻についてきたインジェの女を夫が妾にすることも行われていた。[17] ボドン・チャールの子ハビチ・バァトルはインジェから生れている。しかし後になると、インジェも大規模になり、[18] ケレイトのワン・ハーンの弟ジャカガンブはチンギスの妃の一人になった女イバカに二百人のインジェをつけてやった。インジェは始めは、遊牧民族に當然のことで、主として人間であったが、モンゴル人が定着民族を征服し、固定した領土という觀念が出てくると、それは中國でいわゆる沐湯邑、采領のようなものに變化していった。インジェということばは「元史」その他の中國の史料には、何故か見あたらないが、[19] イランではながく殘った。もっともこれはイル・ハーン時代のことで、「祕史」に見えるインジェとは多少性格を變えたものと思われる。イル・ハーン時代の injū は王室および王室の一族の直接支配に屬する領地で、それからあがる收入は主として王室と王族の生活費に當てられたが、後には軍隊の費用にも支出されたらしい。ペルシャのインジュは祕史に見出されるような人間——むしろ物件とみなされた——ではなく、土地——人間を含めた——になった。この土地は王領とみなされたが、完全免稅の特權を享受していたわけではない。インジェが女の單なる婚資ではなく、それは女の出身の家あるいは氏族に屬するものであることは、モンゴル帝國の西方領域における例を一瞥すれば明かである。

チンギスはその家族——男女を問わず——の成員の分離あるいは獨立に際してインジェを與えたが、このインジェは受領者の完全な領地とは見なされなかった。インジェは受領者の收入の源泉とはなったが、受領者の私有ではなか

った。いわば受益に過ぎなかった。それからあがる收入は使用、受益することはできたが、インジェそのものはモンゴルの大ハーンに屬した。しかも特定のインジェからの收入は、その管理に當たる者の專有ではなく、ハーンの家族全員に分配されなければならなかった。これがインジェの發展についてのウラジーミルツォフ[20]の見解である。

またランプトンによると、イランのイル・ハーン國においては、インジェとは君主の家族の各員に割り當てられた帝室の料地であって、それからの收入は帝室とその家族全部の經費を賄うためのものであり、また時には軍隊の維持にも當てられたという。

註

1　七と九という數字に關しては附錄「笞杖刑」を參照。

2　「成吉思汗實錄」三九頁。

3　Paul Vinogradoff; Outlines of Historical Jurisprudence, vol. 11, London, 1920, 240.

4　B. Ya. Vladimirtsov; The Life of Chingis-Khan, transl. by D.S. Minorsky, London, 1930, 10—11.

5　levirate は普通に嫂婚と譯されているが、この譯語が與える通常の意味だけでは、あまりに限定されたものという誤解を與える恐れがある。レヴィレートはもっと廣い意味であって兄弟の未亡人、生母ならざる母（繼母）その他オバまで含める。

6　Vinogradoff 前揭書、一九八頁。

7　チベットの一妻多夫については多くの記述がある。この制度もレヴィレートと密接につながっている。H.R.H. Prince Peter; A Study of Polyandry, The Hague, 1963.

8　「實錄」、三二九—三〇頁に「元史」、「元史譯文證補」等を引き、詳註を加えてある。

9　Friedrich Risch; Johann de Plan Carpin, Geschichte der Mongolen und Reisebericht 1245—1247, Leipzig, 1930.

10　レヴィレートは元朝になってもモンゴル人の法制に存在し、例えば「元典章」十八、戶部四に「收繼」、「不收繼」の項があり、各々數條の判例が載せられているし、「通制條格」三、戶例にも「收嫂」、「收繼」の判例が數條見えている。しかし何れもモンゴル人（漢姓を持った者もあるが）に關する判例であると考えられる。元朝におけるレヴィレートに關しては、後に元朝の法制を論ずる際に詳說するので、ここでは觸れないでおく。

11　ウラジーミルツォフ「蒙古社會制度史」邦譯、一〇三頁。Vladimirtsov; The Lif of Chingis-Khan, chap. 2.

12　パウル・ヴィノグラドフ「慣習と權利」青山道夫譯、岩波文庫、五五—五六頁。古イギリスのこの格言は、もちろん母系制の殘存ではなく、强い父權制を現わすものと考えらるべきである。

13　ウラジーミルツォフ「前揭」一〇八頁。

14　同右、一〇八頁。

15　「實錄」三四七頁。

16　Erich Haenisch; Die geheim Geschichte der Mongolen,

Leipzig, 1948, 97.

17 「實錄」一三三頁。

18 同右、三四七頁。

19 Ann K. S. Lambton; Landlord and Peasant in Persia, London, 1953, 78.

20 「蒙古社會制度史」一一三頁。

第二章　家族構造

フォン・ハンマー・プルクシュタールは jurt を説明して『爐の火』[1]だとしている。このトルコ系のことばはモンゴル語の ger に當るのであるが、モンゴル帝國時代には、キプチャック・ハーン國、イル・ハーン國、ジャガダイ・ハーン國などでは、ゲルにとって代って使用されていたらしい。しかしユルトは[2]バルトリドも指摘しているように土地、とくに後には遊牧民の政治的集團（ulus）を養うための土地をも意味するようになった。ユルトの意義が、爐の火↓家↓土地と擴大されていった徑路を示しているものとして興味がある。初期モンゴル社會にあっては、ゲル、ユルトの中心的意味は家であったが、右の二つのことばのうちのユルトのほうが後に擴大使用されるようになったものであろう。

カマドや爐が家族結合の象徴（シンボル）とされることは、ユーラジア大陸に廣く共通するきわめて古い慣習である。中國でも『同爨』という言葉は「儀禮」「禮記」以來、見出されるし[3]、ギリシア、ローマにおいてのみならず、スラヴ族やゲルマン族においても同様であり、またわが國でもカマドが家産を意味し、また同族の象徴とされていることは衆知の事實である。

モンゴル人のあいだでは末子は主人あるいは管理者 ejen と呼ばれ、オトチギン otčigin という名で呼ぶ習慣があったことは、チンギスの末子、鐵木哥斡赤斤をはじめ荅哩臺斡赤斤、脫延朶斡赤斤等「祕史」に多く見えている。い

うまでもなくオトチギン[4]とは『カマドの君』という意味で、末子は年幼であるから、父や兄弟が外にある時も、母と共に家にあって留守をして、カマドと火によって象徴される家産を守っていたから、このように呼ばれたものであろう。この慣習はチンギス・ハーン帝國成立の後までも續いたが、この點に關してはモステール師がオルドス・モンゴル人について述べている中に、末子は通常『火と爐の守護者』gal gulumt'a sa'kxisã k'u といわれていると記している。オトチギンのオトはいうまでもなく、火花、火種の意味の ot であり、テギンは古くは突厥碑文[6]などにも見える古いトルコ系の特勤 tegin すなわち『君』の意であろう。

さて「祕史」一卷に火爐木塔[7] qolumta ということばが見えるが、これは傍譯では『火盤』となっており、爐のことである。ところがこのことばもまた物としての爐やカマドの意味から轉じて末弟をも意味するようになった。しかし「祕史」で使われているこのことばは、おそらく生命とか、一家一族というような意味であろう。すなわち「祕史」二卷に、テムジンは異母弟の別克帖兒が魚を奪ったのを怒り、弟の合撒兒とともにこれを射て殺さうとする時、別克帖兒がいう言葉に、

泰赤兀惕の兄弟の苦を受けかね、怨を誰か報い得んと云いて居る時、我を何ぞ目の毛、口の梗となせる、汝等。影より外に伴なく、尾より外に鞭なきに、何ぞかく思へる、汝等。我が火盤（ホルムタ）を勿破りそ。別勒古臺を勿廢てそ。

とある。この文で見れば、ホルムタは明かに生命を意味しているが、それは比喩的に、自分の生命と共に艱難のうちにある一家をさらに苦境に陷れるなという意味を持ち、イエ、家族のことを含むニュアンスを表わしているように思われる。ホルムタは爐やカマドを意味し、同時に火を意味し、その守護者たる末弟さらに生命——個人のと、一家一族との兩方——を象徴化していたものであろう。これは「祕史」〇卷一にまた、

己が火を滅するが如く、己が家を壞（ヤブ）るが如く……

とある句に於て『火』と『家』を相い對せしめていることでもわかる。さて右に引用した句中の『家』は、もちろんgerの譯であるが、ここに使われているゲルという言葉は、建物の意味ではなく、人の意味すなわち一家一族といった意味であることは明かである。右の句は、イェスゲイの末弟すなわちチンギスのオジ、荅阿哩臺（荅哩臺）斡赤斤が曾てケレイト部にくみしたことを責めて、チンギスがこれを遠ざけようとしたのを諫めた斡兒出、木合黎、失吉忽禿忽たちのことばである。

「祕史」のうちに見えるゲルというのは、建物としてのイェを意味するが、右のようにこのことばが同時に家族を意味することは、ちょうど日本語のイエ、中國語の家、ラテン語 domus 及びその系統をひくヨーロッパ諸語、さてはアラビア語の dâr、ペルシア語の khâne 等とまったく同様である。もうすこし詳しく述べるならば、他の諸民族におけると同じく、モンゴル人の社會においても、ゲルという言葉はもともと物質としてのイェでもなく、また家族のみを意味したものでもない。日本語のイエ、中國語の家がそうである如く、familia 系統の諸語も元來は土地、家屋、動産、奴隷をも含む財産の意味であったが、それが後には逆に原義が忘れられ、これらの財産を共有する家族のほうに重點がかかるように轉化したもので、その結果ドイツ語や英語では別の Haus, house などが專ら建物としてのイエを指すのに使われるようになった。しかし Haus, house も元來は家族の意味があったので、現在でもこのほうの意味が完全に消滅してしまったわけではない。英語の homestead, houshold などが、おそらく familia の原義に近い言葉であろう。

右に述べたようなことは、モンゴル語の場合でもおそらく同樣であって、ゲルは建物をも、人をも意味し、あるいは人と財産との總合としてのイエを意味したものであろう。右の考えを確かめるために「祕史」に見えるゲルという

言葉を全部摘出して分析檢討することも不可能ではないが、それまでの必要はあるまい。史料の取扱いに當たって統計的（？）な方法も時には役に立つが、史料は歷史そのものの性質上、史家自身の判斷がいっそう重要なことはいうまでもない。いささか餘談にわたったが、モンゴル語ゲルがちょうど日本のイエに當り、したがってこのことばが現在われわれが使っている社會科學上の用語としての『家族』に當ることの證明は、煩瑣な證明するまでもなく明かであろうと思われる。

「元朝祕史」に關する限り、このようにゲル[8]は廣義のイエに當たるので、決してモンゴルのテントや中國人のいういわゆる包（パオ）のみを指すものではない。テントだけを指すのならば「祕史」には別な言葉が見出される。「祕史」、卷二と卷一〇に豁失里渾という言葉が見えており、明譯では帳房すなわちゲルと同じ譯語が當てられているが、これはいうまでもなく qoš(i)liq の第二格である。このホシリクという言葉は、カルムィク方言にも[9] xoš という形で殘っており、移動用のテントすなわちいわゆる包（パオ）のことである。このほか「華夷譯語」にも茶赤兒という言葉があり、やはり帳房と譯がついているが、これはコワレフスキーにも見えている čačir で、建物を意味するが、この建物あるいはテントは包（パオ）式の圓形のものではなく、いまも甘肅の Monguor[10] やアフガニスタンの Čahar Aimak に見られるような四角なものを指すことは、興味ある事實といってよい。

なおカルムィク・モンゴルの親緣組織を調査した Aberle[11] は、家族を ger-bül 或は örke-bül といっているが、オルケは圓型テントの頂上の煙抜きを覆っているフェルトである。しかしボルをゲルやオルケにつけた場合には、それは共同體としての家族よりは、むしろ家族の成員を意味する。

以上に述べてきたところによって ger は yurt と同じように、初朝モンゴル時代において廣義のイエを意味することは明かになったと思われる。それでは、ユルトあるいはゲルは當時どのような形態と構造をもっていたであろうか。

いい換えれば、初朝モンゴル社會における家族は、どの範疇に屬する家族であったろうか。この問題に關しては、まず『家族』の定義が必要であるが、ここで多くの社會科學者の定義を一々紹介することはできない。通說にしたがって、それを住と食を同じくする夫婦とその直系と定義しておく。しかしこう定義したところで、そのうちには歷史的にも、地域的にも家族の型は種々様々である。わたくしがここで明かにしようとするのは、初期モンゴル社會の家族の構造的分類である。換言すれば、それは家族の歷史的分類では、どの範疇に屬するかということである。

親族呼稱と社會組織とのあいだに密接な關係のあることは、廣く人類學者によって認められているところで、この問題は人類學の中でも最も重要であり、複雜なものの一つである。實態調査の可能な現存の民族の親族呼稱の研究においてさえ、解釋がしばしば食い違いや論爭を惹起しがちなのであるから、まして資料がすこぶる限定されている初期モンゴルのそれを明かにすることは、不可能でないにしてもきわめて困難である。さらに人類學者が一般に認めているように、親族呼稱には用語の混用と外部からの借用がしばしば起るので、いっそう理解と解釋を困難にしている。とくに七百年も古く、そしてそのあいだにしばしば文化變容を經ているモンゴルの社會を取扱うなどの場合には、歷史的資料の解釋に現在のモンゴル人に關する資料を援用するには、よほどの注意と愼重さを必要とする。いい換えれば、歷史家が人類的學資料を利用するには、非常な注意を要するとともに、人類學者が歷史的資料を使用する際にはいっそう用心深くなければならない。

つぎに一例としてモンゴル語のヤス或はヤスン yasu, yasun をとって、在來の諸家——とくに歷史家——の解釋を批判してみよう。

まずウラジーミルツォフ[12]の見解であるが、「社會制度史」のうちには左の六箇所においてヤスンに言及している。

(1) 結婚はこのようなクランの成員の間では禁ぜられている。何となれば、彼等の親緣關係は血族、すなわち

我々が單系（アグナチック）と呼ぶものであり、これらの者は同一の『骨』（ヤスン）に屬するからである。

(2)　共同の先祖であるボドンチャールから出たすべてのクランすなわちオボック oboq は、同一の『骨』に屬する血族と認められ、彼等は他の『骨』に屬するクランの女を娶らなければならなかった。

(3)　この點について、ウルック uruq とは單に同一のクランの成員のみならず、共同の祖先 ebüge からの出自によって結ばれている他のすべてのクラン、すなわち同一の『骨』のすべての氏族であったということを忘れてはならない。

(4)　「ザヤ・パンヂタ」、二頁。オイラト族にあっては『クラン、すなわち血族關係の外婚的結合體』は普通に骨（ヤスン）ということばで示される。前述一〇五頁參照。しかし同時に、ヤスンということばは、どの部族に屬するかということを示す。從ってクランという概念を現わすには特別のことばがなく、父權的集團の名稱で、例えばつぎのように示す。yasun inu hošud, otoq inu göröčin dotorōn šanggas amui.（その骨はホショド、そのオトックはゴロチン、そのうちにはシャンガスがある。ザヤ・パンヂタ、二頁。ゴルストンスキー「オイラト法典」一二一頁參照。

(5)　「ブリヤート年代記」によれば、セレンガのブリヤート族のポドコロドナ・オトックは、今日彼等が住んでいる場所へ時を異にしてやってきたいろいろな氏族――家族の結合――によって成立し、これらの氏族――家族（yasun-omoq, ayimaq-yasun）は二十以上ある。

(6)　中世のモンゴル人のアイマック aimaq は、近い親緣關係にある家族の集團、部族内の分派集團を意味しており、そして種々のクラン（骨）に屬するが共同の先祖に起源する人々によって構成されていた。

ウラジーミルツォフの右に引いた文に現われた見解は、結局ヤスンとは、單系（父系）的組織すなわち外婚制社會に

おける結合紐帯ということになり、ヤスンということばは組織あるいは集團そのものを意味するのは、むしろ轉化あるいは借用かと思われる。もちろんことばというものは轉化、變化を絶えず繰り返すものであるが、ウラジーミルツォフによると、すくなくとも古代（初期）モンゴルにあっては、ヤスンは集團そのものよりはむしろ結合紐帯を意味したように考えられる。

つぎに G.[13] Baruch はサナン・セチェン (I. J. Schmidt; Geschichte der Ost-Mongolen und ihre Fürstenhauses, St. Pbg, 1829. S. 62) を引いて kiyod yasoutou Bordjigin oboghtou, ou omoughtou du clan (yasoun) des Bordjigin qui a comme sou-clan (obough ou omough) des Kiyat としているが、これはすでにペリオ[14]、アンビスが指摘しているように誤りで、意味は逆である。誤譯の指摘は別としてグルッセ、アンビス、バルーフ等は餘り根據もなくヤスンをクランと譯しているので、正確だとはいいえない。

さらにコートヴィッ[15]によると、

> クランは社會的、政治的および經濟的關係のうちにその根據をもつ、より大きく、そしてよりゆるやかな組織であるが、骨（ヤスン）は共通の起源と共同の祖先をもつ個人を結合するものである。骨は閉鎖された組織であり、單系的であり、そしてその限界ははっきりしている。クランはより簡單に變化し、消滅しさえもする。

これらの二つの組織體は相互に交錯し、異るクランの中に同一の骨の者が見出されることもある。しかし全般的には、骨とクランの關係の問題はまだ解決されていない。またウラジーミルツォフは、使用し得るあらゆる資料によってモンゴル人の組織を描いたが、ここではあまり精密でない幾つかの點を指摘するにとどまった。

コートヴィッはヤスンとクランの問題にははっきりした見解がなく、この二つのものを別に見ようとしていると同時に、ヤスンを結合紐帯と考えている。

また楊聯陞[16]はヤスンの中國語譯と考えられる「元典章」などに見られる『骨頭』について漠然と ethnic group 或は social class だといっているだけで、その內容についてはまったく觸れていない。「元典章」に見出される『骨頭』は、他のことばの譯語と同樣に、單にモンゴル語のヤスンの直譯に過ぎない。同氏の引用している「元典章」のテキストはヤスンの意義の傍證になるものとして重要である。

最後に護雅夫[17]はヤスンを『血緣』と譯しており、バルークがヤスンをクランと譯していることに反對しているが、その反對の理由がヤスンを以て組織體と見ることにあるか否かを明かにしていない。以上、ヤスンについての諸見解を紹介したが、實はこのようなフィロロジカルな考證は、實體の究明にはあまり役に立たない。わたくしはただ一個のことばにしても、その解釋がいかに多樣であるか、そして多くの歷史家が案外に他の社會科學の成果を無視し、あるいはいかにそれに無關心であるかを例示しようとしたに過ぎない。そこでわたくし自身の意見を、つぎに述べる順序になった。

オルドス・モンゴルのあいだでは『骨[18]は父から、肉は母から受け繼ぐ』という。『肉は母から』におそらく該當すると思われるのは、「祕史」三卷に、

孛端察兒　孛黑多の拏へて取れる婦人より生れたる我等〔の祖〕は、札木合〔の祖〕と腹一つの胞漿一つの者なり。

であろう。この一節はフィロロジカルに疑問がないわけではないが、ヤスンに關するわたくしの論旨と直接關係はないので論及しない。つぎに同じく卷三に、

別勒古臺　那顏は、襲兒乞惕の只骨ある人に『我が母を伴れ來よ』と云いては、髀頭箭にて射殺するなりき。

とあるが、この場合、骨（ヤスン）はメルキット部とも受けとれるが、メルキットの血筋の者と解してもよい。さら

に巻、一〇に、

孛囉忽兒の骨の故に百の禿馬惕を賜へり。

と見えるが、これは明かに血筋、血統という意である。「祕史」に牙速禿（骨頭的）yasutu とあるのは『血筋の』という意味に解したほうが妥當である。わたくしはヤスンということばは組織的概念ではないと主張するつもりはない、しかしヤスンとか骨頭とかということばは「祕史」や「元典章」に關する限り、そのコンテクストから見て、一定の明確な組織體ではなく、不定形な結合紐帶を指すものと考えられる。この考えを一層よく證明するために、後の資料ではあるが、「元典章」、「通制條格」の例を擧げたい。「元典章」巻十八、樂人嫁女體例（同一內容のものが「通制條格」巻三にも見える）に、

（樂人は）一般の骨頭と成親するを休め、樂人內で匹配（「元典章」は誤って配を聘に作る）せよ。

とあり、また同巻、四九には、

色目人の骨頭の濶端赤（ホドチ）らにたいしては刺（いれずみ）するな。

と見えている。右の第一の文で職業による社會階層――カーストほど強い差別ではないが――の意味を含み、第二の例ではそれと同時に ethnic な意味がはいっている。右に引いた二條は、ともにいわゆる直譯體の聖旨の句で、從ってモンゴル語からの逐語譯であって、元來は直接に中國語で書かれたものではないことを注意しておきたい。また Aberle はカルムイクの親緣組織について、

törel は親緣にもとずく成員としての sib に當り、そして yasun は論理上の單一の始祖をもつ歷史的な存在に當たるように思われる。

といっている。右のようにヤスンと呼ばれる結合紐帶が、家族およびそれ以上の親屬團體の構成の觀念的基礎となっ

ていたのである。そしてゲルはヤスンを同じくするとともに、住と食をともにする共同體であったとすべきであろう。

つぎにゲルの構造はどんなものであったろうか。前章で觸れたように、初期モンゴル社會においてすでに一夫多妻制が存在していた。これは決してあらゆるモンゴル人が一夫多妻であったことを意味するものではない。もっとも、打ち續く戰で成年男子が激減した場合は別であるが、その際でもおそらく女の幼兒の間引きが行われていたとすると、あまり男女の比は違わなかったであろう。だから一夫多妻を實行していたのは、上位の社會層に限られていたにちがいない。しかし社會的價値體系の點から一夫多妻が望ましい境地と考えられていたのであるから、當時のモンゴル社會を一夫多妻制と規定してもいっこう差支はないかも知れない。この制度の價値體系における位置を示す例は「祕史」にすくなくない。それを示す少々ユーモラスな挿話が卷一〇に見えている。

豁兒赤那顏（ゴルテノヤン）はチンギスに願って美人の聞え高い禿馬惕（トマト）の女を三十人娶らせてもらうことになった。かれは喜び勇んで禿馬惕の地へ行ったところが、一旦降參した禿馬惕は、怒って豁兒赤を捕えて監禁してしまう。そこでチンギスは忽都合を派遣したが、この森林の狩獵民、禿馬惕は忽都合をも捕えてしまったので、チンギスはさらに兵を派遣して征伐し、豁兒赤には三十、忽都合にはその父の孛囉忽勒の功に酬いて百人の林の民の美女を與えた。恩賜として女を賜わった例は「祕史」にはたびたび出てくる。

このように、當時のモンゴル社會においては多妻家族が多く存在した。そして同時に、それは擴大家族 extended family でもあったと考えられる。いうまでもなく多妻家族は横に擴ろがる家族、すなわち夫と複數の妻とかれらの子によって構成されるものであるのに對して、擴大家族は縱に數世代を含むもので、この兩方を併せて複合家族 composite family を成していたと思われる。擴大家族については、多妻家族ほど直接の證據は「祕史」にも見出し難いが、それを想像させる記事はないことはない。たとえば、イェスゲイがテムジンをボルテの壻としてデイ・セチェン

の家に殘してくる記事があるが、その際イェスゲイが『この子を壻とし置かん。我が子は犬を恐る。親家、我が子を狗に勿驚かせそ』とデイ・セチェンに云う。壻を家におくなら、もちろん嫁を家におくことは當然であり、異世代同居が行われていたものと考えられる。家父長制家族 pater familias（後に觸れる）としてこれが當然であることはいうまでもあるまい。そしてこのような權威をもつ家父長は eǰig（父）と呼ばれた。例えば qan eǰige という呼稱が「祕史」には屢々見出される。また家父長は ebüge とも稱されていた。

モンゴル社會に母系的組織、すなわち親族關係を女性の系統によって辿る制度が存在したか、どうかの問題には、後章で述べるように、間接的な手懸りしか存在しない。前章で觸れたように、「祕史」に現れるところでは、當時のモンゴル社會は典型的な父系社會であったと見なさるべきである。

母系制度というものは、男子が狩獵、漁撈、掠奪等を營み、他方イェに殘った女子に住居、土地、作物の管理、栽培、育兒などが委ねられる生活形態において多く見出される。いうまでもなく、このような生活形態は比較的に發達の低い狀態にある民族において見られるのである。バッハオーフェンが古代ギリシア法やローマ法の研究に基き、またモルガンがアメリカン・インディアンの調査によって母系、母權制度の存在を主張したことはよく知られている。生活形態から見れば、初期モンゴル社會においても、壯健な男子は狩獵、牧畜、戰鬪に從事し、女子と年幼、老齡の者がイェを守っていたことは確かで、末子が『爐の君』といわれ、その母が後見したことは、まえに述べた通りである。しかしながら初期モンゴル社會においては、母權制の痕跡すら見出し難くなっていた。わたくし自身としては、論理上では、母權制 matriarchy の存在は疑うが、母系制 matrilinity の存在は肯定しておきたい。しかし同時に、十二―三世紀モンゴル社會における母系制の存在は、文獻上の史料に關する限り、これを否定せざるをえない。そのような制度が曾て存在したことはありうるが、モンゴル人が歷史の舞臺に現われてきた時代には、すでにその痕迹す

ら認め難くなっており、かれらの社會はまったく別の型すなわち父權―父系制の社會であった。

初期モンゴル社會の母系制の痕迹を否定するもう一つの論據について、多少ことばを費しておく必要がある。それは古代ゲルマン族や近代の未開民族間に見られる母方の伯叔父の特殊な位置 avunculate の問題である。これらの社會にあっては、母方のオジは父と同樣の地位を占めていたといわれ、母の兄弟は父の兄弟より以上の地位をもっていたと考えられている。このような狀態は當時のモンゴル社會には見出されない。前章に述べたようにオンギラト氏はボルジギン氏と双分制通婚の關係にあったので、元朝においてはオンギラト氏の長は世々萬戸に封ぜられたが、ホエルン、ボルテ以下のオンギラト出身の妃の兄弟がとくに權威を振ったということは見出されない。また父方のオジの場合でもオイに對して特別な權威をもっていたとは考えられない。チンギスの兄弟は異腹のベルグタイを含めてハッサル、ハチウン、オトチギンの三人があるが、これらの四人がチンギスの子供達の上に特殊の影響力を揮った例は史料に見當らない。『カマドの君』オトチギンでさえ別に特殊の權威をチンギスの子たちに對してもっていたとは考えられない。またチンギスの子であるデュチ、チャガタイ、オゴタイ、トルイ、ウルチ、コルガン等がそのオイたちに對して特に權威を持ったこともない。事實はむしろ逆である。太宗オゴダイは西方遠征にバツ（デュチの子）、ブリ（チャガダイの子）、グユク（オゴダイの子）、モンゲ（トルイの子）等を遣わしたが、バツとブリ、グユクとのあいだに不和を生じたので、バツはオゴダイに對しブリ、グユク兩人が命を聞かず、反抗したと申し送った。そこでオゴダイは自分の子のグユクに對しては大いに怒り、嚴重な處罰をしようとしたが、オイに當たるブリに對しては何等の處置も行わず、その父チャガダイに委ねた。この例から見ても、當時、母方のオジはもちろんのこと、父方のオジさえオイに對してはほとんど權威をもたなかったことがわかる。またこの事件は、オゴダイは帝位にあるにもかかわらず、分家したオイのブリに對しては權威を持たなかったことを示している。右に述べたところから推定しうること

は、當時のモンゴル社會においては、家父長制が極度に發達していたという點である。

婚姻の結果として發生し、發展する親族關係が、もし母方の系統を辿って構成されているならば、それは双系組織 cognation である。もし親族關係なイエ――同一の姓（イエの名まえ）の下に共同生活を營み、子孫を一個の共通の始祖的なイエの長の後裔と見なすもの――に基いて構成されているならば、かかる組織においては、親族關係は男系（父系）を辿る。これは單系組織 agnation である。しかして親族組織における右の二つの型の發展の結果は、社會組織に頗る大きな影響をもたらす。双系組織では、その起源は男女の一對すなわち夫婦で、その家系は蜘蛛の巢狀に擴ろがるが、そのためにこのような集團の結合は强固ではない。なんとなれば、その始めは一對の男女であり、この一對の男女（夫婦）の各々はやはり一對の男女を親とし、したがって始めの一對の男女には四人の祖父母、八人の曾祖父母があることになり、その子や孫の世代もこの方式で擴ろがってゆくからである。したがってこのような複雜多岐で權威が分散している親族が、一體の社會集團として强固な結合力をもちうるはずはない。これに反して單系組織にあっては、その頂點に一人の家父長をもち、家系は一つの根から擴ろがり、枝葉に分れてゆき、したがって現存の祖父あるいは父を頂點として子、孫、オイから構成された强固な結合と緊密な組織を持つ集團が發生する。このような組織の長がいわゆる pater familias といわれ、その權力は家父長權 patria potestas と呼ばれた。ローマ法における家父長權は絶對的で、父は子を殺す權利をさえもち、無制限の財產權をもっていた。しかしギリシアにおいては家父長の權利はそれほど强くはなく、[19] ヴィノグラードフによると、ローマの家父長を專制君主とすると、ギリシアのそれは立憲制下の王に當たるという。

右に蛇足ながらローマとギリシアの家父長制について觸れたのは、モンゴル社會の發展がこれを想起させざるをえないからである。漠北統一、帝國成立後におけるモンゴル皇帝の權威は絶對的であり、また家父長（ハーンにしてエ

ブゲ）として、その一族および帝國に臨むチンギス・ハーンの地位は、まさに專制君主であり、同時に pater familias そのものであった。ギリシア、ローマのような單系組織の社會に強大な家父長權が存在したように、モンゴル社會にも單系組織で強大な家父長權が存在した。モンゴル社會が單系組織であったことは、前章で述べた。初期モンゴル社會、とくにチンギス・ハーン以前における家父長の位置と權威については、これを語る資料はギリシア、ローマの場合のように豐富ではない。しかし相當強大な家父長權が存在したことは、理論的には家父長權と單系組織との關係によって推測しうるし、またチンギス・ハーンの絶對的家父長の權威はその發展の結果だとの想像は、決して妥當でないとはいえないであろう。チンギス・ハーンの絶對的家父長的な權威は、單に偉大な征服者、實力者としての恣意にでたものではなく、モンゴル社會の家父長制を基盤として成立し、さらに强化されたものと見なさるべきであろう。以上の資料による限り、このように解釋せざるをえないのである。

以上のように、母方のオジも父方のオジもともにオイに對しては何等特別の權威をもつものではなかった。また父が死んだ時に、そのゲル――ハーンの場合にはオルダ――に對して何の權利も義務ももたず、寡婦がイエを管理したことはその例に乏しくない。イェスゲイがタタルに毒害された時、テムジンら兄弟に力を藉そうとしたオジたちはなく、ホエルンは『きりりと身拵へして、裾紮げ帶締めて』自ら子供たちを養わなければならなかった。その時、力を藉そうとした者は、晃豁壇（コンゴダン）氏の察喇合（チャラカ）という老人のみであった。これは帝國成立後においても同樣であって、例えばオゴダイが死んだ後、繼承者が決定されるまで攝政となったのは、皇后トゥラキナであった。つぎにグユクの死後三年間、やはり攝政となってオルダを守ったのは皇后オグール・ガイミシュであった。この事實に關し、青木富太郎が『相續者たる末子が一人前になっていなかったときには、寡婦が代って家長の地位につきえたのである。換言すれば、男系の、相續者として資格あるものが缺けていた場合には、母權制が復活した、と見るべきである』[20]（傍點は筆者）

という意見には遺憾ながら讃成できない。一度、しかもおそらく遠い昔に廢絕した、そして社會組織上非常に重要な影響をもつ制度が、そう簡單に『復活』するものでないことは、社會科學の常識であろう。またウラデーミルツォフやリヤザーノフスキー[22]が母權制の『殘滓』といっているものも、非常に疑問であって、かかる『殘滓』の程度ならば、いかなる父系社會にも見られる現象であるにすぎない。もし相續というような重要な制度に關して母權的遺制が見出されるとしたら、寡婦が財産やオルダを管理するよりは、むしろ母方のオジ avunculus が管理したであろう。それ故に、寡婦がイエの面倒を見るのは、父權制社會にあっても見られることであり、それはむしろ財産の分散を防ぎ、子供が成長し、あるいは繼承者が決定するまでの過渡的な措置であると考えるべきであろう。

ここで相續の問題が提起さるべきであるが、これは次章で述べる。さて、これもまた相續に關連しているが、相續制とは一應切り離して、長子の位置、長子權の問題について一言しておきたい。

末子の地位に關しては、さきに觸れた。家父長制の社會にあっては、普通は長子の地位は高いのが原則である。わたくしが今まで家族における末子の特殊な地味な地位について述べながら、末子相續 ultimogeniture という言葉を使わなかったのは、後に相續制について詳述する際に誤解が起きる懸念があったからである。したがって、ここでも長子の相續の點には觸れないでおく。

さて、もちろん長子は初期モンゴル社會の家族においても、他の家父長制社會におけるように、權威を持ち、敬意を拂われること、家父長に次ぐ者であった。ボルヂギン氏の祖ドブン・メルゲンはその兄ドワ・ソゴルの力によって、その妻アラン・ゴアを娶った。兄ドワ・ソゴルはその時、弟ドブン・メルゲンの親代りをつとめたものであろう。チンギスが若いころから、三人の同腹の弟、一人の異腹の弟の服從を受けたのは、その才幹によるものではあるが、後に一旦離散した部衆を容易に再び聚めて、その中心となることができたのは、名族ボルヂギン氏正統の嫡子で

あったからであろう。チンギスの長子ジュチは、その母ボルテがメルキット部に捕えられてチルゲ・ボコにあたえられ、妊娠したといわれ、チンギスの子ではないと疑われていた人である。しかしチンギスがジュチを諸皇子の上においたことは「祕史」三卷に『我が子どもの兄にて拙赤はあるぞ』といったとあり、さらに別の箇所十卷一でも、後繼者を議する時に『我が子どの兄は、拙赤なるぞ。何をか云ふ、汝。言へ』と先ずジュチに對して第一に意見をいわせている。さらにその後にもチンギスは『拙赤をいかんぞかく云へる、汝等。我が子どもの兄は、拙赤に非ずや。後はかく勿云いそ』と長子ジュチの權威を再確認している。またオゴダイは、西征の軍中にジュチの長子バトゥと自分の長子グユクとの爭いがあったのを裁いて、グユクに對し『この下郎は、誰の言に從いてか、兄人を口一杯に言える。獨りの卵腐れ。卽兄人の胸前に逆いたり』云々といって嚴しく責めた。バトゥがジュチ統の長子であり、かつは西征した諸統の皇子中の最年長者であったからであろう。これは相續に關するが、チンギス・ハーンがワン・ハーンにいってやったことばが「祕史」六卷に記されている。

前の日を云へば、忽兒察忽思　不亦嚕黑罕　額赤格の後、四十人の子どもの兄と云ひて罕となりしぞ、爾。

イヘの中における長子の優越は以上ではっきりしたと思われる。

最後に家父長制擴大家族の常として、それに附屬し、家族の成員に準ずる者としての家人についても一言しなければならない。モンゴル社會における奴隷ないし非自由民については別章で述べるとして、ここでは問題をいわゆる家人にのみ限っておきたい。チンギス・ハーンの祖ボルヂギダイ・メルゲンの子トロゴルヂン・バヤンは bayan といわれるだけであって富裕であったのであろう。「祕史」一卷はその家族について述べ、妻ボロクチン・ゴア、子ドワ・ソゴルおよびドブン・メルゲンがあり、さらにボロルダイ・スワルビという若黨があったと記している。札剌兀秃 jala'utu は『若い者』という意味で、この日本語が含むニュアンスに近く、那珂通世の譯『若黨』は適譯である。傍

譯には『家奴』となっており、ペリオはただ jeune という譯を採り、ヘーニッシュは Bursch としている。この種類のジャラウトは、すぐ後にでてくるボドンチャールが捕えて haran や tutqar としたという家奴的非自由民や、下層の社會階層としての boγol や qaraču とは區別さるべきものであろう。[23] 古代ギリシアにおけるイエの召使は後世の奴隷のような者ではなく、イエの下級ではあるが成員の一人とな見され、イエの祭祀にも主動的ではないが、參加を許されていたように、ジャラウトもまた恐らくは家族の準成員の地位をあたえられていたものであろう。このボロルダイ・スワルビのようなジャラウトの起源の一つを示すものは、そのすぐ前にドブン・メルゲンがマアリク・バヤウダイという者の子を家人にしたいきさつで、それはつぎのようなものである。

> 朶奔篾兒干（ドブンメルゲン）は、その三歳鹿を馬に駄けて來ぬるに、路にて一人の貧しき人その子を引きて行くに遇ひて、朶奔篾兒干「何人ぞ、汝」と問へば、その人言はく『我は、馬阿里黑　伯牙兀歹、困窮して行くなり。その獸の肉より我に與へよ。我この子を汝に與へん』と云いき。
>
> 朶奔篾兒干は、その言につき、三歳鹿の片方の腿を折りて與へて、彼のその子を伴れて來て、家の內に使ひて住みたりき。

右によれば、貧しい者や弱い者が、富者や有力者に身を投じて、その庇護の下にはいることがあったのが知られる。このような關係は封建的（フューダル）關係といえないこともない。かかる者がおそらくはジャウラトになったものではないかと考えられる。これはドブン・メルゲンがシカの肉で子供を奴隷として買ったことを意味するものではなく、マアリク・バヤウダイの子を家人にする際にあたえた一種のシンボルであり、妻を娶る時に妻の親にあたえる結納の一種である別勒格 belge のような性質のものと見た方が當たっていはしないだろうか。

註

1　Hammer-Purgstall; Geschichte der goldenen Horde, Pesth, 1840, 31.

2　ベルトリド、前掲書、一一二頁。

3　Fustel de Coulanges; La cité antique, Chap. 3.

4　邦譯「ドーソン蒙古史」二九八頁。青木富太郎「蒙古人における火と爐」高知大學、學術研究報告、第八卷、第七號。

5　Antoine Mostaert; Matériaux ethnographiques relatifs aux Mongols Ordos, Central Asiatic Journal, Vol. II, Nr. 4, 257.

6　小澤川秀美「族譜文譯註」Pelliot et Hambis; Histoire des campagnes de Gengis Khan, Leiden, 1951, 176, 177, 217.

7　ラムシュテッドには golmt" と見える。Kalmükisches Wörterbuch, 150b.

8　David F. Aberle; The Kinship System of the Kalmuk Mongols, Albuquerque, 1953, p. 9.

9　ラムシュテッド、前掲書。

10　Louis M. J. Schram; The Monguors of the Kansu-Tibetan Border, Philadelphia, 1954, Part 1. チャール・アイマックの Taimani 族のテントについては、著者の實見にもとづく。

11　Aberle 前掲書、九頁。

12　邦譯、一〇三、一〇五、一三六、一九九、三〇五、三一一の各頁。邦譯には時に不適當なもの（衒語）があるので、Le régime social de Mongols, traduit par Michel Carsow, Paris, 1948 を參照して改めた。同書、五六、五七、七四、一七〇、一七三、一七七の各頁參照。

13　René Grousset; L'empire mongol, Paris 1941. 418.

14　P. Pelliot et Louis Hambis; Histoire de campagnes de Gengis Khan, Paris, 1951. 123.

15　F. W. Cleaves; The Sino-Mongolian Inscription of 1338 in Memory of Jigüntei, Harvard Journal of Asiatoc Studies, vol. 14, Nos. 1, 2, 1951. 75.

16　Lien Shang Yang; Marginalia to the Yüan-Tien-chang, H. J. A. S., vol. 19.

17　護雅夫「元朝祕史における obog の語義」內陸アジア研究、五〇頁。

18　Antoine Mostaert; Materiaux ethnographiques relatifs aux Mongols Ordos, C. A. J., vol. 11, Nr. 4,

19　P. G. Vinogradoff; Outlines of Historical Jurisprudence, 1920—22, vol. 1, 233.

20　青木富太郎「古代蒙古の末子相續制」內陸アジア研究、第三號、一九〇頁。

21　ウラジーミルツォフ、前掲書、一三三頁。

22　V. A. Riazanovsky; Fundamental Principles of Mongol Law. Tientsin, 1937, 260—1.

23　ヴィノグラードフ、前掲書、第一卷、一五八頁。

第三章　家權と家産

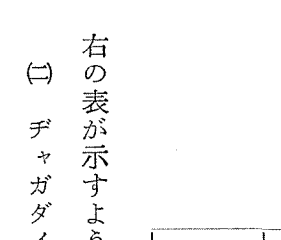
相續に關しては、まずその二つの範疇をはっきり區別しておかないと、混亂と無用の論議をまねくことになりがちである。相續には家權相續と家產相續がある。初期モンゴル社會のように經濟外的勢力が強く働いていた社會においては、第一の家權相續が重要な意味をもつ。ここで家權相續というのは、かつての日本の家督相續に比較さるべきもので、家父長權の强力な社會にあって、家父長の死去にともない、家父長に屬する一切の權利、義務を繼承することを意味する。つぎに取扱う問題はモンゴル支配者の相續であるから、家權という用語は不適當であるかも知れないが、モンゴル支配者の相續の觀念は、帝位や王位の繼承も、後に述べるように、イエの相續と變りはなかった。

チンギス・ハーン以前については、殘念ながら不明確な箇所が多いので、相續の問題としてはほとんど取り扱うことはできないことを斷っておきたい。

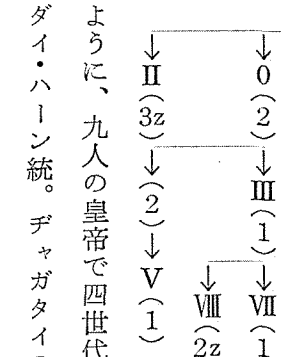
チンギスの宗室すなわち本家を繼いだのは、第三子オゴダイ、第三代はオゴダイの長子グユク、第四代はチンギスの第四子トルイの長子マング、第五代はトルイの第四子フビライである。これを相續關係の表に單純化すれば、つぎのようになる（ローマ數字は卽位の順序。括弧内のアラビア數字は排行、すなわち兄弟のうちの序列。位につかない場合には0で示し、Zは末子を示す。獨り子の場合は非常な例外だから、單に1としてとくに明示しない）。

フビライまでは簡單だから別に註釋の必要はあるまい。第三、第四、第五の三代は同一世代に屬し、そのうち二人

までが長子である。



(一)元朝。世祖フビライは第二子チンキム（眞金）を皇太子と定めたが、早逝したので、第二代はチンキムの第三子成宗ティムール、第三代チンキムの第二子ダラマバラの長子武宗ハイシャン、第四代はダラマバラの第二子仁宗アユルバリバドラ、第五代は仁宗の長子英宗シュドバラ、第六代はチンキムの長子カマラの第二子泰定帝エセン・ティムール、第七代は武宗の長子明宗ホシャラ、第八代も武宗の第二子文宗トク・ティムール、第九代は明宗の第二子寧宗イリン・ジバル、第十代も明宗の長子順帝トガン・ティムール。表にするとつぎの通り。



右の表が示すように、九人の皇帝で四世代、その中四人までが長子、末子は二人である。

(二)　ヂャガダイ・ハーン統。ヂャガタイの次ぎはその第二子ムワトガンの長子カラ・フラグ、第三代はヂャガダイの第三子エセン・マング、第四代は再びカラ・フラグ、第五代はヂャガダイの第五子バイダルの長子アルグイ、第六代はカラ・フラグの長子ムバラク・シャー、第七代はムワトガンの第三子エセン・ドワの第二子ボラク、第八代はヂャガダイの第六子サルバンの長子ニグバイ、第九代はムワトガンの末子ブリの孫トカ・ティムール（排行不詳）、第十代

はボラクの第二子ドワ。例によって表につくる。

I→0(2)→II, IV(1)→VI(1)
　　→0(3)→VII(2)→X(2)
　　→0(Z)→?→IX(?)
　→III(3)
　→0(5)→(1)
　→0(6)→→VIII(1)

右によると十代の帝位に四世代、長子が四人、末子は零。

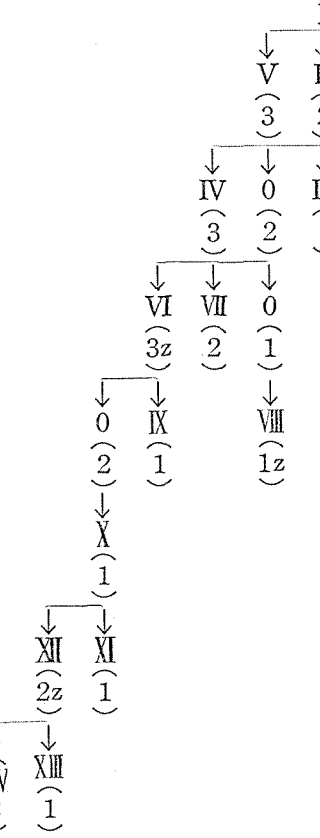
㈢イル・ハーン（フラグ統）。フラグの次ぎはその長子アバカ、第三代はフラグの第七子アーメド・テグデル、第四代はアバカの長子アルグン、第五代はアバカの第二子（末子）ガイカトゥ、第六代はフラグの第五子タラカイの長子バイズ、第七代はアルグンの長子ガザン、第八代はアルグンの第二子オルジャイトゥ、第九代はオルジャイトゥの長子（獨りのみで他の子は早逝）アブー・サイド。イル・ハーンの正統はアブー・サイドで絶える。次ぎに表をつくる。

I→II(1)→IV(1)→VII(1)
　→0(5)→VI(1)→VIII(2)→IX(1z)
　→III(7)→V(2z)

右は九代で四世代、長子四人、獨子を加えて末子は二人である。

㈣キプチャック・ハーン（ヂュチ統）。第二代はジュチの第二子バトゥ、第三代はバトゥの長子サルタク、第四代はバトゥの第三子ウラグチ、第五代はジュチの第三子ベレケ、第六代はウラグチの第三子（末子）モンゲ・ティムー

ル、第七代もウラグチの第二子トダ・モンゲ、第八代はバトゥの第二子トトカンの長子バルトの長子テレブガ、第九代はモンゲ・ティムールの長子トクト、第十代はモンゲ・ティムールの末子ドグリルガの長子（獨子）ウズ・ベク、第十一代はウズ・ベクの長子チニ・ベク、第十二代はウズ・ベクの末子ガン・ベク、第十三代はガン・ベクの長子ベルジ・ベク、第十四代もガン・ベクの第二子クルパ・ベク、第十五代もガン・ベクの第三子（末子）ネヴェルズ。表は次ぎのようになる。



右では十五代に七世代、長子は獨子を含めて六人、末子は獨子を含めて三人になる。

右の記述、とくにジュチ、ジャガダイ兩統に關しては疑問が多く、排行に關しても資料によって異っている。右の三系統については、「元史」以外に次ぎの諸書により、多少の取捨を行った。

1　d'Ohsson; Histoire des Mongols, La Haye, 1834—35.

2　Hammer-Purgstall; Geschichte der goldenen Horde, Pesth, 1940.

3 Hammer-Purgstall; Geschichte der Ilchane, Darmstadt, 1842—43.

4 Mirza Muhammad Haidar; Tarikh-i-Rashidi, transl. by N. Elias, London, 1895.

5 E. G. Browne; A Literary History of Persia under the Tartar Dominion, Cambridge, 1928.

6 Bertold Spuler; Die Mongolen in Iran, Leipzig, 1939.

7 Bertold Spuler; Die goldene Horde, Leipzig, 1943.

8 Louis Hambis; Le chapitre cvii du Yuan che, Leiden, 1945.

もちろん諸統の君主を一人ずつ精査してゆくと、卽位の順序、排行には幾多の疑問點が生ずるのみならず、名前の讀み方さえ疑問なものがすくなくない。しかし、ここではそのような考證はしばらく措くとして、相續關係の概念を得るには、右の表で足りると思われる。その結論は明かである。

ここでは、いわゆる末子相續 ultimogeniture は否定されなければならない。在來、しばしばいわれてきたモンゴル人の末子[1]相續制は實は存在しなかったのである。すくなくとも、家權相續にあっては末子相續制ではない。從來、モンゴル人の末子相續制に關しては、餘りに安易に、そして無批判に考えてきた。そのおもな理由は、ジェームズ・フレーザー[2]などが尨大な資料によって未開民族における末子相續制の存在を立證したところを、そのまま旅行者の記述などによってモンゴル社會に當て嵌めたことによるものと思われる。フレーザーのいうところによれば、牧畜あるいは火田式の粗笨農耕を營む未開社會においては、常に新しい土地を求めて彷浪漂泊する結果として、末子相續が行われるという。しかし遊牧民にはむしろ強い父權制が發生することが多く、とくにモンゴル社會が高度の家父長制社會であったことは既述の通りである。また初期モンゴル社會は常に食物を求めて彷浪して歩くような原始的社會ではなく、キシュラック（冬の住地）とヤイラック（夏の牧地）がはっきりと定まっており、そのあいだを定期的に往復し、

副次的ではあったが、農耕も營んでいたと思われる。したがってフレーザーのいうような流動的な社會ではなかった。またヴィノグラードフ[3]によると、末子相續制は極めて貧困な——可耕地のすくない——農耕社會にも發生するといい、そして末子相續は長子相續と同樣に家產の分割防止のための制度であると主張している。そうすれば、末子相續は專ら遺產相續に關する制度で、家權相續とは別のものであると考えるべきであろう。モンゴルのような高度の家父長制社會では、理論的に見ても家權の末子相續はありえないところであるし、そのことは前のチンギス後裔の諸統における相續關係で充分證明されたものと思われる。

それではモンゴル社會の家權相續は、いかなるタイプに屬するかといえば、それはおそらく次ぎの世代の者によって相續される以前に、同世代のあいだを往復する形式、すなわち世代交替相續とも呼ばるべきものであることは、さきの四つの表を一瞥することによってただちに首肯されるであろう。すなわち父から子に傳えられるまえに、しばしば直系血緣を一巡する。この相續形式は、同時に家產の分割防止にもなるが、それ以上に重要な目的とは、强力な家父長權を不斷に維持することにあると考えられる。

モンゴルの君主は人民と土地すなわち國家を一族一家の私有と見なした。これは別にかれらに限られたことではなく、封建制度あるいは中世に共通の現象であった。したがってモンゴル支配者たちが、その被支配者に臨んだ態度は、一に家父長がその一家一族の財產に對するものと變わりなく、絕對的家父長權はすなわち絕對的統治權を意味し、その逆もまた眞であった。

モンゴル人の家權相續に關しては、すくなくとも次ぎのことはいえるであろう。チンギス・ハーンによる漠北統一を境として、モンゴル社會は非常に大きく變化したが、相續の基本原則は變わることなく、ただ家父長權が統治權にまで擴大されたものと考えられる。元朝、ジャガタイ・ハーン、イル・ハーン、キプチャック・ハーンの諸家の相續

關係から判斷するに、おそらくチンギス・ハーン以前においてもモンゴルの家權相續は世代交替相續であったと思われる。チンギスの子孫の諸統が殆ど例外なしに家權或は統治權の世代交替相續を實施していたのは、一つには尨大な被征服民と廣大な領土を擁しているので、强大な權力をできるだけ不斷に、そして分散することなく、維持する必要にせまられていたと同時に、おそらくは漠北に部族生活を營んでいた當時からのモンゴルの舊慣をそのまま保存していたからであろう。部族時代においては、彼等は常に掠奪と鬪爭に當面していたので、社會集團として生き拔くためには、高度の家父長權の下に强靱な結合を持たざるを得なかった。したがって、當時においても、家父長權の不斷の維持のために世代交替相續が行われていたと推定するのは、決して妥當を缺くものではあるまい。

さて次ぎに檢討を要する問題は、家權相續は世代交替相續として、遺產相續はどうであったかという點である。それは果して末子相續であったろうか。あるいはすくなくとも、いわゆる末子的一子特權相續であったろうか。以下この點を吟味してみよう。「祕史」一卷にアラン・ゴアの沒後、ドブン・メルゲンの五人の子が、遺產を分配することを記して、

その母阿闌媛を無くしたる後、兄弟五人にて、馬群糧食を分け合ふに、別勒古訥臺（ベルグヌダイ）、不古訥臺（ブグヌダイ）、不忽合塔吉（ブハドサルジ）、不合禿撒勒只、四人にて共に取れり。孛端察兒（ボドンチャル）蒙合黑（モンカク）は弱（オジナ）くありとて、親族（ミウチ）に算へず、分前を與へざりき。

ベルグヌダイとブグヌダイの兩人はドブン・メルゲンの子である。それ以下の三人はアラン・ゴアから生れたが、ドブン・メルゲンの子ではなかった。おそらく家隷であったマアリク・バヤウダイの種であろう。しかしその點は問題にならず、ボドンチャールのみが末子で、弱年だというので、遺產分配にはあずらなかったのである。

家產相續に關しては、チンギスは生前に左のように五人の子に分配している。

母には斡惕赤斤（オトチギン）の分前となして萬の民を與へたり。母は、不足に思ひて聲をなさざりき。拙赤（デュチ）に九千の民を與

えたり。察阿歹（チャガダイ）に八千の民を與えたり。斡歌歹（オゴダイ）に五千の民を與へたり。脫雷（トルイ）に五千の民を與えたり。合撒兒（ハサル）に四千の民を與えたり。阿勒赤歹（アルチダイ）に二千の民を與たり。別勒古臺（ベルグダイ）に一千五百の民を與えたり。

いうまでもなく、オトチギンはチンギスの父イェスゲイの末子であり、ハサルはイェスゲイの第二子、アルチダイはイェスゲイの第三子ハチウンの子である。ベルグダイ[4]は排行はハッサルとハチウンのあいだにあるが、異腹の子である。弟の子にあたえられた分については姑くおくとして、長子ジュチは九千、第二子ジャガタイは八千、第三子オゴタイは五千、第四子トルイは五千の民を各々分與された。チンギスにはその下にもう二人の子ウルチとグルゲンがいたが、これはボルテの子ではなく、そのうえ當時まだ年幼であった。

右に述べた家產分配においては、長子が最も多く、以下順にすくなくなっている。これは疑いもなく、典型的な分割相續であって、決して末子相續ではありえない。もしチンギスの兄弟に對する家產分與を、假りにチンギスが父のイェスゲイに代って行ったとしても、イェスゲイの末子オトチギンに對する一萬の民の分與はいわゆる末子的一子特權相續をさえ意味しない。なぜならば、その後段に『母に斡惕赤斤に萬の民を與へて』と繰り返しているように、一萬の民は母のホエルンと彼女とともに住むべきオトチギンとに對する分與で、多分に母に對する分與の意味を含んでいる。さらに末子的一子特權相續ならば、トゥルイ、あるいはウルチ、あるいはグルゲンに何ゆえその特權があたえられていないかという事實の說明が不可能であろう。また、別の章で以前に述べたように、公主にインジェをあたえるのも、分割相續の一つの現れであると見てもさしつかえはあるまい。

このようにモンゴルの家產相續は明かに分割相續で、むしろ均分に近いとさえ云えるであろう。そしてモンゴルの相續制度が均分相續に近い分割相續であったことは、理論的にも充分推定し得るところである。家產均分は三つの場合に起りうるといわれている。その一は土地が容易に交換價値に換算されうる場合、すなわち簡單に賣買できる場合

である。その例は晩期のギリシア[5]、ローマ、ロマンス、ゲルマン諸族等が交換經濟にはいった時代に見出される。第二はイギリス[6]、とくにケント州に見出される gavelkind で、これは農民の大部分が小土地所者である場合であるが、中國の場合もこれと同一の範疇にはいるのではないかと思われる。[7]中國の場合のように、殆ど人間の勞働力のみで耕作し、相對的に常に人口過剩で、生産力の低い地方は別として、一般に農耕社會では均分相續は發生しにくい。ヨーロッパでは都市社會を除いては、イギリスのガヴェルキンド以外に均分は餘り聞かないところである。農耕地が何故——とくにヨーロッパの場合——均分相續され難いとかいう理由は簡單である。耕地には一定の資本財 instrumentum fundi ——家畜、農具、種子、勞役者等——を備えつけなければならない。そしてこれらの資本財が一定の大きさ以上の土地と結びついて始めて土地の生産力を發揮し得るので、土地が無制限に分割されたのでは、資本財の効果は減殺される。ヨーロッパにおける不動産 real property と動産 personal property の區別も耕地と資本財との不分割性から發生したものといわれている。

さてもう一つの場合は、モンゴル社會のように、土地の所有權 ownership は殆ど存在しないも同樣で、辛うじて占有權 possession 或は用益權 usufruct が認められるような社會では、家産はほとんど畜群、家屋、道具、隷民等の動産から成り、分割は容易であり、また分割によって生産力が減殺されることもない。家屋が動産であるのは、なにもモンゴル社會に限られたわけではなく、古代ゲルマン法においても同樣であった。ゲルマン族も簡單な木造の輕便小屋しかもたず、容易に移動しえたからであろう。

右のようにモンゴルの相續制度は、理論的にも分割相續であるべき可能性が多く、資料的にも既述のように均分に近い分割制であることに疑いない。しかし、ここにもうすこし附帶的説明を必要とするのは、寡婦の權利についてである。モンゴル社會における末子の地位については、しばしば觸れてきたので、ここで繰り返す必要はあるまいが、

要約すると、末子の地位はイエの象徴である火を守護し、父の寡婦である母に對し兄弟の代表として保護する。これは形式的以上で、むしろド・クーランジェ[8]が極めて文學的に描いているギリア、ローマの神聖な火を思わせる宗教的なものすら感ぜられる。この點、青木富太郎が古代モンゴル人の末子相續制を論じた論文で引用して比較している中川善之助が調査した長野縣の末子相續がきわめて『實質的』で、形式的でないのとはまさに對照的であり、モンゴルの相續制とまったく自然條件、生活條件が異る日本の相續の舊慣などとは、到底比較の材料として使用しえないものであることがわかる。この點は後に觸れる。

さて寡婦の權利であるが、モンゴル社會では寡婦は相續權をもっていなかったと考えられる。もし獨立の相續權をもっていたならば、末子とともにいる必要はないではないか。末子が家產分配に際して取分が多いのは、イエの火の守護と寡婦の保護という責任に對する代償で、寡婦は分割された家產――末子の取分――の受益者ではあるが、所有者ではない。それは先きに引用したチンギスのことば『母には斡惕赤斤の分前となして萬の民を與えたり』『母に斡惕赤斤に萬の民を與へて』がきわめて明確に語っている。

モンゴル史を讀むと、女性がなかなか活躍している。とくにチンギスの母ホエルンなどは、「祕史」を讀むと、その不屈の意志、毅然たる態度に感動をさえ覺えさせられる。それはそれとして、寡婦が監國、すなわち次代のハーンが卽位するまで攝政となった例は、太宗オゴダイの寡婦トゥラキナと定宗グユクの寡婦オグル・ガイミシュが監國した例がある。その後では、四家が分立して以後に、ヂャガタイ・ハーン國のハラ・フラグ（ヂャガタイの孫）の寡婦アルグナが監國となっている。[9]ハンマー・プルグシュタールの表によるとアルグナは第五代のハーン位を襲ったことになっているが、實際はおそらくこれはトゥラキナ、オグル・ガイミシュのように攝政であったものであろう。末子が年老いた母である寡婦を保護したと同樣に、後繼者がないか、あるいは末子が年幼の場合には、寡婦が家產を管理

したものと考えられるが、右の例を寡婦の相續權と解釋することが誤っていることは明かである。モンゴル社會における女子の所有權は、以前に述べたように、その家父長――イエと云うほうがより妥當であるが――から婚嫁の際にあたえられたインジェに限られていたものと思われ、そしてインジェの自由處分權は夫にも、夫のイエにもなかったのではあるまいか。それは次ぎの例が示していると考えられる。(「祕史」卷八)チンギスは功臣ヂュルチェダイに妃の一人イバカを恩賜した。自分の妾を報償にあたえるのはよく見られる習慣である。その際チンギスはイバカに對し、

札合敢不(ラヤカガンブ)なる汝の父は、汝に二百人の媵臣(インジェス)を、汝に阿失黑(アシク)　帖木兒厨子(テムルカシワデ)、阿勒赤黑厨子(アルチク)二人を與えてありき。今兀魯兀(ウルウト)惕の民に汝往くには、遺念(カタミ)として我にその媵臣より阿失黑　帖木兒厨手を一百人を與て往け。

といった。これはインジェは夫に所有權がないことを示している。それ故にこそ、チンギスはわざわざイバカに對して、かたみわけとしてインジェの半分を自分に贈ることを求めたわけである。

モンゴル相續制に關するわたくしの見解は以上のようなものであるので、同じ問題を論じた青木富太郎の所說とは當然異なる結論に達した。そこで同氏の說に對する私の考えを極めて簡單に述べておきたい。

青木は結論として『要するにこの(古代モンゴルの)末子相續制は末男子による家督相續を意味し、財產については分割相續であった』(傍點は筆者)といっている。青木は日本の家督を想起しながら、こう述べているにちがいないことは、そのまえに中川善之助の長野縣の舊慣の調査を二度も引用していることで知られる。しかしモンゴルの相續制に對するの比較材料に日本の農村をもってくることは、時間的にも、空間的にも妥當を缺く。十二、三世紀のモンゴル社會と比較するためならば、當然古代か中世の社會、例えば西アジアとか、古代ゲルマンとか、ヨーロッパ中世とか、時間的にも比較に近く、または自然環境においても、經濟生活においても類似の社會を選ぶべきであろう。また

青木が家産は分割相續だというのは當たっているが、家督は末子相續だというのは誤っている。家督ということばを獨特な意味で使っているならばいざ知らず、日本の法律用語の意味で使用するならば、モンゴル人に末子家督相續の慣習があったというのは誤りである。家督とは、日本の法制上の用語としては、一門一族の長を意味し、家督相續とは家産のみならず、一門一族の長としてのすべての權利義務を繼承することで、この相續形式は長子相續の典型的なものと見做されていることはいうまでもあるまい。そうすれば、モンゴル社會における相續とは、まったく別個のものといわねばならない。むしろ家督にもっとも近いのはローマの pater familias やイギリスの householder であろう。モンゴル社會において末子が相續し、寡婦がその受益者となり、或は逆に寡婦が管理し、末子が受益者となったのは――これは末子の年齡に關係があった――死去した家長のオルダとその維持に必要な家産であった。父權社會、すなわち單系家系の社會組織において、青木が主張するように、寡婦が家長となることは考えられない。監國、攝政は管理者の意味であって、決して家督あるいは相續者ではありえないのである。同氏はオトチギンが四十歲以上になっているにもかかわらず、母ホエルンが家長であったというが、そのようなことを推定せしめる記事は「祕史」には見當らない。母を意味する言葉は、いうまでもなく eke で、このことばに家長という意味はないし、ホエルンが ejen と呼ばれた例もない。オトチギンすなわち末子は、しばしばエジェンと呼ばれているが、これは爐の火の守護者すなわちオルダの主という意味である。

モンゴル法制史の研究者として多くの論考を發表した青木の努力に對しては、私は敬意を表するものであるが、同氏が古代モンゴル社會において末子『家督』相續が行われたとし、また母權が『復活』したというような議論を受けいれることは不可能である。

註

1 たとえば青木富太郎「古代蒙古の末子相續制」ユーラシア學會研究報告「內陸アジアの研究」（昭和三十年）。

2 W. Frazer; Folklore in the Old Testament; 1918, I, 422—3.

3 前掲 Vinogradoff; Historical Jurisprudence, vol. I, 286.

4 「蒙韃備錄箋證」で太子諸王の條に王國維がいうところは正しいと思われる。

5 前掲 Vinogradoff; Historical Jurisprudence, vol. 1, 276.

6 Vinogradoff; Villanage in England, 1927, 207.

7 仁井田陞「中國の家」「東洋の家と官僚」（昭和二十三年）所收。

8 Fustel de Coulanges; La cité antique, édition Libraire Hachette, p. 21.

9 von Hammer-Purgstall; Geschichte der Ilchane, 1842—43, II, Stamtafel, I.

第四章　血緣組織

チンギス・ハーンが繼嗣を定めることを議した時、ヂャガダイがジュチの血統に關して疑いを挿しはさんだので、ジュチは怒ってヂャガタイに摑みかかった。チンギスは兄弟の爭いを見て默然としていた。そこにいあわせた功臣の一人ココシュスがヂャガダイを諫めたことばのうちに、チンギスの漠北統一以前におけるモンゴル人社會の狀態を實に生き生きと描寫した一節がある。祕卷史十一

爾(ミマン)だち生るる前は、星ある天は廻り（變動）てありき。多き國民(クニタミ)は、反き居(ソム)りき。臥處(フシド)にも入らず、掠(カス)め合ひたりき。地皮(チヒ)ある地は醱(ヒルガヘ)りてありき。普き國民(アマネクニタミ)は、反き居(ソム)りき。衾(フスマ)にも臥(フ)さず、攻め合ひたりき。かかる時には、〔互に〕用心して、〔外に〕行かざりしぞ。〔行けば〕鬪ふことなりしぞ。〔一族〕親(シタ)みて、〔外に〕行かざりしぞ。〔行けば〕殺し合ふこととなりしぞ。

この一節ほど、十一―十二世紀のモンゴルの社會を印象的に描いた史料は他に見あたらない。「祕史」が史料としてみならず、文學的にも珠玉である所以の一つは、實にこのようなところにある。しかしいまは文學としての「祕史」を論ずるつもりはない。

このような社會にあっては、無組織の集團では生存できないので、何等かの組織された集團によって生存していかなければならない。ロバートソン・スミス[1]のことばを藉りれば『砂漠の困難な生活と外部のものとの不斷の戰爭狀態

において、種族が生きて行きうるのは、相互扶助と內部での爭いの回避と個人の利害を血屬の利害へ從屬させることによってのみ可能なのである』この目的を達するためには、いうまでもなく家族以上の組織が必要である。そしてこのような組織體は、農耕民の場合では、まず血緣團體が成立し、ついで地緣團體が發生し、この二つの種類の結合紐帶が交錯する聚落を構成するが、聚落そのものの結合は、組織としては地緣によるものである。

ところがモンゴル社會のような移動する遊牧社會においては、血緣紐帶が斷然優勢で、地緣關係はほとんど働いてはいなかった。チンギス・ハーンによって漠北の遊牧民、狩獵民が統一され、地域的原理を含む政治團體が成立する以前においては、廣義のモンゴル人――トルコ系部族を含む――の社會は專ら血緣あるいは擬似血緣によって結合された團體か、あるいはいくつかこのような集團のむしろルースな連合體で成立しているだけで、集團間にはしばしば鬪爭が繰り返されていた。

ウラジーミルツォフが正しく指摘しているように、このような初期モンゴル社會には『氏族制度の下にあり、又はあった多くの他民族と古代蒙古人を峻別する特殊的獨自的なもの何一つとして』[2]なかった。當時のモンゴル社會における家族の直ぐ上位の集團は、このように當然 sib 或は clan の一種でなければならなかった。シブとは、眞實あるいは擬似に拘らず、共通の出自を持つ傳統的な集團で、系譜の原理は父系もあり、母系の場合もある。したがってシブは氏族と譯してもさしつかえない。クランとは、それに屬する地域內に同一の出自をもつと信ずる者が居住する父系的集團で、ある程度は地緣集團であり、配偶者および子孫が同一箇所に生活するものである。したがってクランやシブは氏族とも地族とも譯してよいであろう。

モンゴル人の家族組織についてはすでに述べたが、それには强い父權制が認められるので、この點ではシブよりはクランに近い。しかしクランには地緣的要素が强調されているので、地緣的要素の稀薄なモンゴル社會に適用するの

は、どうかという議論もでるかも知れない。しかしモンゴル人の場合『地點』は移動するが、しかし父系とその配偶者、子供が住居を共にする（unilocal）という意味で、クランと規定しても不都合はないと思われる。在來も父權、もしくは父系で、したがって agnatic な社會は多くクラン組織と呼ばれてきたので、モンゴル社會もまたクラン社會あるいは氏族社會と呼んでもよいように思われる。もちろん、完全に同一の社會は二つとはないものなので、同じクランという名で呼んでもローマ、アラビア、ゲルマン、アメリカン・インディアンその他もろもろの社會にはおのおの相違は存在し、また日本の氏族はもちろん外國のクランとは異る。しかしその根底に横わる結合の原理が同一であるならば、同一の名稱で呼んでもさしつかえはないであろう。あまりに relativistic な見解に固執するならば、社會科學という學問は成立しないことになる。たとえば家族には多くのタイプがあるが、もっとも基礎的な結合單位として家族という用語を一般的に使用するのと同樣である。こういう意味でのクランあるいは氏族が初期モンゴル社會における家族のすぐ上位の社會集團として存在していたことには疑いはない。それでは、當時のモンゴル社會では氏族は何と呼ばれていただろうか。

「祕史」にしばしば見える家族の直ぐ上位の血緣集團を指すと思はれることばには oboq と uruq がある（yasun については既に第二章で述べた）便宜上、まずウルフを取り上げよう。チンギスとジャムハとはウルフであった。チンギスはジャムハに對し『肝の親族ならずや、我等』祕史卷三 heligen ü uruq busutu bida といっている。第二章で既に引いたが、同じく「祕史」卷三には、この二人の血緣關係を說明したことばとして『孛端察兒　孛黑多の拏へて取れる婦人より生れたる我等〔の祖〕は、札木合〔の祖〕と腹一つの胞漿一つの者なりき』と見える。さてこのモンゴル文は

Bodončar boqdo-yin bariju abuqsan eme-dečе töreksen ba, Jamuqa-lu'a ke'eli niketen keke qaqčatan büle'ai ba.

である。小林譯は「實錄」とほとんど變りがない。ハーニッシュ譯 (Erich Haenisch; Die geheime Geschichte der Mongolen, Leipzig, 1948, 32) では左のとおりである

Wir, die wir von der Frau stammen, welche der heilige Bodonstchar geraubt hat, kommen mit Dschamucha aus einem und demselben Mutterleib, einem einzigen Fruchtwasser.

ところがペリオ譯 (Paul Pelliot; Histoire secrète des Mongols, Paris, 1949, 154—55) ではつぎの通りである。

Nou sommes nés d'une femme qui avait été prise par l'auguste Bodončar; avec Jamuqa, nous provenons d'un même ventre, mais d'une semence différente.

右の文の解釋を試みるまえに、テムヂンの出自を明かにしておく必要がある。「祕史」卷一によると、その祖先 Jadiradai はボドンチャールが掠奪してきた姙婦が生んだ子で、それ故にヂャダラト氏 Jadarat (jada は他人の意) となったもので、同じ女を母系の先祖とするチンギスとは、父系においては異っているわけである。この事實を知っていたペリオは、その知識に引きずられて Nous provenons d'un même ventre, mais d'une semence differente. と譯し、かえって原文から離れてしまったものであろう。右の一文は、やはり『母系は同じである』という意味に解すべきであることに疑いはない。父系の點には觸れてはいないのである。

さてチンギスとテムヂンはウルフの間柄と呼ばれ、そしてこの二人は母系の共通先祖をもっているが、父系の先祖は異るのである。右の事實は、さらに現代のモンゴル方言によっても裏附けることができる。

ラムシュテッド (G. J. Ramstedt; Kalmückisches Wörterbuch; Helsinki, 1935. 451a) は uruG を母の側の血屬と說明し、且つそれは omoG ほど廣くないものと云っている (omoG は oboq であるが、後に觸れる)。またスメト、モステール兩師 (A. de Smedt et A. Mostaert; Le dialect Monguor parlé par les mongols du Kansu occidental,

IIIe parte, Pei-p'ing, 1933, 479) もやはり uruG とは盟約による親戚、母の側の親戚と說明し、またオルドス方言を注記して uruk を foetus と譯している。これは祕史の客客 keke であり、傍譯の胞漿（「實錄」小林譯同じ）に當たる。ここで第二章で引用したオルドス・モンゴルのあいだに『[3]骨は父から、肉は母から受け繼ぐ』という諺のあることを思い出しておく必要がある。

まえに、わたくしはしばしば初期モンゴル社會における母權制を否定した。その意味は父權制に相い對するものとしての母權制を否定したのである。いうまでもなく、近來の人類學はバッハオーフェンやモルガンの唱えた素朴な Mutterrecht, matriarchy を否定する方向にあるのであるが、母系制は原始あるいは未開社會の多くに共通するものと考えられている。初期モンゴル社會は、すでに述べたように、完全な父權制社會であった。しかしウルフを以上のように理解してよいならば、これは母系制——ウラジーミルツォフ、リヤザーノフスキー、青木富太郎などのいうような母權制ではなく——の殘滓と見られないことはない。ウラジーミルツォフが、ウルフはオボフよりは狹い母系の血屬だといっているが、その意味はよくはわからない。ただしそれは結合紐帶が明確でないというような意味であると解釋してよいならば、どうやらわかると思う。父權制社會、特に初期モンゴルのようなきわめて高度な父權制社會において、過去の殘存物である母系的結合を示す言葉が、かなりルースな意味に使用されることは、極めてあり得ることである。

いかなる社會においても、血緣組織の原理が完全に agnatic であるとか、反對に百パーセントに cognatic であるとかいうことはありえない。問題は、この二つの原理のどちらが、どの程度に優勢であるかということである。たとえ一方が支配的な社會においても、必ず他は二次的な、あるいは表面には浮ばないでも、補助的な役割を果しているものである。たとえばゲルマン人の [4]Sippe は双系的であるが、それ以前には單系的であってその痕跡が殘存してい

たといわれている。モンゴル社會においても、父系—父權制ではあったが、ウルフなどに恐らく母系の痕跡を留めていたものではなかろうか。

このようにウルフは元來、母系的な結合を意味していたので、十一—二世紀のモンゴル社會においては、それは當然に明確な組織ではありえなかった。したがってウルフということばは、オボフがつねに——[5]護雅夫が指摘しているように——特定な集團を指すのに反して、むしろ漠然とした意味合いしかもたなかった。それゆえに、ウルフは非常に古いことばであることを推察せしめるし、また現にトルコ・モンゴル系の最古の資料の一つである突厥碑文にもそれは[6] uruγ'sïratayïn の形で見出される。

このようにウルフは、父權社會ではすでにその母系組織としての機能を失ってしまい、單に血緣あるいは血緣關係——父系と母系或は双系——にあると認められるものすべてを指したもの、すなわち双系血屬 kindred を意味していたものと思われる。護が幸いこの言葉に關して「祕史」から多數の用例を擧げているので、便利である。ただ同氏は『子孫』という點にこだわっているが、未開社會の血緣組織においては過去、現存、未來の世代は繼續しているものと考えられているので、血屬などという一般的な語彙は、およそ考えうる全世代を含むことは當然である。だから、ウラジーミルツォフがウルフを子孫、分枝、親族、血族、同族の意味としているのはむしろ正しい。

護がウルフの構成員は『同一血緣 yasun のもの』と考えたことには、以上に述べたような理由で讃成できない。元來、ウルフの結合のシンボルは keke であって yasun ではなかった。同氏は結論で次ぎのように述べている。

[7]「元朝祕史」に用いられている yasun, uruq, oboq なる語は、何れも、血緣を規定的紐帶とする自然發生的な基礎的社會集團を意味するが、血緣の濃度は、この順に濃厚となり、その包括する範圍は、この順に狹くなるものである。

以上の說に對しては、わたくしが以上で述べてきたところから、同意できないのは明かである。同氏によるとヤスン、ウルフ、オボフは集團の大小という量的な相違と考えられているが、わたくしはこれをすくなくとも發生論的には性質の相違する、あるいは機能の異るものと考えたい。

そこでウラヂーミルツォフに從って古代モンゴル社會では『他[8]の時代の民族では起り得なかったであろうというような、全然特殊的なものは見當らない』とすれば、ウルフは社會制度上、なにに當てたらもっとも妥當であろうか。

わたくしの見解では、ウルフはこのように kindred にもっとも近いと思う。しかしこの場合、ゲルマン族の Sippe の場合と同じように、ウルフはすでにその本來の組織と機能を喪失し、父權社會にあってわずかに一般的な血緣關係を指すことばとして殘存していたものであろう。ただ時には、さきに引用した「祕史」の句のように、母系的關係が表面に浮びでることもあったので、われわれはウルフが當時はすでに血緣を指す廣い generic なことばになっていたにも拘らず、その過去の母系的意義を推察することができるのである。

最後にもう一つ附け加えておきたい。[9]フォン・ハンマー・プルグシュタールは、モンゴルの血緣關係語彙を擧げた中に Urugh 言及し、これを Aimak, Oimak と近いことばだと考え、後者の原義を『骨』であると述べている。そしてまた Abulghazi を引いて『この家族 (Oghus Chan) の名は五つの Uruk (verwandte Häuser) すなわち Uighur Kiptschak, Kangli, Kallatsch, Karluk を含んでいた』と記している。これによって見ても、ウルフは父系的クランではなく、母系的シブに近いものであったことがわかる。何となれば、アブルガジが擧げているような五つの部族は、母系的には相互に何等かの繫りはあったかも知れないが、父系的、クラン的な結合であるには、あまりに相互に離れすぎている種族であったからである。

なおフォン・ハンマーは ayimaq〉oimaq と oboq〉omoq を混同し、同一のことばとしているらしく、白鳥庫吉もこれによっているらしいが、すでにペリオ[10]が指摘しているように、この兩者は別のことばである。アイマックについては第四部、第二章で述べる。

まえおきがながくなったが、以上の解釋に立って「祕史」を眺めなおそう。

都蛙鎖豁兒なる其の(朶奔篾兒干の)兄は、四人の子ありき。然ある程に都蛙鎖豁兒なるその兄は無くなれり。都蛙鎖豁兒無くなれる後、その四人の子は、朶奔篾兒干叔父を親族（ウルフ）と爲さず、侮りて分れて棄てて起てり。朶兒邊姓となりて、朶兒邊の民と彼等は爲れり。一卷

ウルフを母系組織と見れば、ドブン・メルゲンはドワ・ソゴルの子とは同一母系に屬しないから、分離することはあり得る。

その母阿闌媛を無くしたる後、兄弟五人にて、馬群糧食を分け合ふに、別勒古訥臺、不古訥臺、不忽　合塔吉、不合禿　撒勒只四人にて共に取れり。孛端察兒　蒙合黑は弱くありとて、親族（ウルフ）に算へず、分前を與へざりき。一卷

ブフ・カタギ以下三人の父はドブン・メルゲンではない。ここには双系ないし母系の痕跡が現われてきていると見ることもできるであろう。

合荅安、脫朶延二人は、子孫（ウルフ）なりき。一卷

右はウルフを子孫の意味に廣く使った例である。

母なる土地に到らしめて、男の怨ある篾兒乞惕の民を、彼等の懷も空になしたり。彼等の肝も牛にしたり、我等。彼等の位も空になしたり。親族（ウルフ）の人をも失はしめたり、我等。彼等の殘れる者どもを掠めたるぞ

我等。簸兒惕の民をかく壞りて退かん。三卷

右ではウルフは非常に廣い意味で使われていることがわかる。

泰亦兀惕を子孫の子孫（uruq-un uruq）に至るまで、灰の如く刮き拂ひ誅滅せり。五卷

これは『子孫の子孫まで』という譯語は妥當ではない。ペリオも jusqu'aux descendents de leurs descendents と譯し、ヘーニッシュもまた同様に bis auf Kind und Kindeskind としている。これは當然、現在のタイチウト族の全員という廣い意味である。

君を塔兒忽臺（タルクタイ）を手に掛けて來つるならば、正主の君を手に掛けたる人を汝等を、族（ゾク）（ウルフ）を擧げて斬らしめらるるなりき。五卷

これもまえの文と同様の意味である。

成吉思　合罕は、大評議を一族（ウルフ）にて一つの房に入りて議り合へり。五卷

合戰の評議をするので、身邊の血緣につながる諸將を集めたもので、そんな際には父系の血緣のみとはと限らなかったのであろう。チンギスが長子ジュチにワン・ハーンの娘を娶り、その代りにサングンに自分の娘をあたえ、フダ（双分制通婚關係）を結ぶように提議した言葉に對してワン・ハーンの子サングンがいう、

我等の親屬（ウルフ）、彼等の處に往かば、門後に立ちて專ら正面を望むなり。彼等の親屬（ウルフ）、我等の處に來ば、正面に坐りて門後を望むなり。五卷

これはワン・ハーンの近い血緣を指すものとしか考えられない。

普き民の割附を割附けたる事を、裁斷を裁斷したる事を青き迭卜帖兒（デブテル）（青冊）に書物に書きて記錄して、子孫の子孫（ヤソッギツギ）（uruq-un uruq）に至るまで、失吉忽禿忽（シギフトフ）の我に謀りて論（アゲツラ）ひて、青き書物白き紙に記錄したるを勿（ナ）改めそ。

改むる人は、罪あるとなれ。八巻

久後我が子孫（ウルフ）は、我等の位に坐て……子孫の子孫 uruq-un uruq に至るまで、亦巴合（イバカ）の位を勿断（ナ）そ。八巻

合撒兒（カツサル）の子孫（ウルフ）一人に〔その位を〕知らしめ、阿勒赤歹（アルチダイ）の子孫（ウルフ）一人に知らしめ、斡惕赤斤（オトチギン）の子孫（ウルフ）一人に知らしめ、別勒古臺（ベルグダイ）の子孫（ウルフ）一人に知らしめん。かく思ひて、我が子孫（ウルフ）一人に知らしめて……一巻十

以上の三例は確かに子孫という意味に使用されている。

唐兀惕（タングト）の民の母父を子孫の子孫 uruq-un uruq に至るまで木忽里（ムクリ）　木思忽里（ムスクリ）を無くなし……二巻十

右は母と父 eke eči̇ge に對しているから双系の子孫の意味であろう。

又侍衞の番直の宿老を前に知りたりしものの親族（ウルフ）より任して……二巻十

これはむしろ當時の父權制から見て、男系の血屬と考えたほうがよいかも知れない。最後にもう一例を擧げよう。それはオゴダイ・ハーンが病んだ時、師巫が云ったとして

親族（ウルフ）の人より〔身替（ミガワリ）せば〕可からん……二巻十

と見える。これは當時のシャマニズムを示すもので、病氣の際に卑屬が身代りになることをいったものであるが、この時は弟トゥルイが身代りになり、そのためにトゥルイは早逝したと傳えられている。ここでウルフと稱されているのは、もちろん現存の父系卑屬を指している。すなわち極めて狹い範圍を示すものである。

いちいち例を擧げるのは、これぐらいで止めておきたい。これを要するに、ウルフは明確な限界を持たない血緣、擬似血緣を指す一般的 generic 名稱であるが、先きに引いたチンギスとヂャムカの關係の例が決定的であると思われ

る。繰り返せば、ウルフはもともと母系血屬を指したものが、父系―父權社會において廣い双系血屬、時には限定されない父系血屬をも意味するようになったものであろう。

さて、つぎにオボフを考える順序になった。オボフについては、護が丹念に用例を抜き出しているので「祕史」に關する限りでは、材料はほとんど出盡している。わたくしとしてもすこしばかり、信頼できる他の種の資料を提出し、かつはオボフの解釋を試みたい。

ラムシュテッド（前揭書、二八五頁b）は omoG を geschlecht, stamm, clan としており、母系的要素も認めているようである。つぎにスメト、モステール（前揭書、二九八頁）兩師は omoG を『クランの名、家族の名』として左のような例文を揭げている。

tsi omoG yani　あなたの家族の名はなにか。

muni omoG nõDziäi　わたくしの家族の名は Ngo です。

nige omoGni k'un　同じ家族の名をもつ人。

モステール師は最近、そのオルドス・モンゴルに關する豐富、正確な知識の一端を明かにしたが、そのうちでつぎのように說いている。

モンゴル人[11]がクラン制度の下で生活していた時代は、遠い昔に過ぎ去ってしまった。元朝に成立した封建的な大組織にあって、そしてそのご明代おいても、モンゴル・クランは、變化した形においてではあったが、存續した。モンゴリアが滿洲人の帝國に吸收されると、クラン制度は事實上、終末を遂げた。現存まで殘っているものは、決して多くはない。まずクラン名 omok がある。それから外婚制があるが、これは平民のあいだではもはやかってのように嚴しくは守られていないが、貴族のあいだでは嚴重に義務づけられている。

つぎにアメリカの人類學者アバーリの調査に觸れておきたい。アバーリは別にモンゴリストでもなく、モンゴル史ないしモンゴル語の知識を缺いてはいるが、人類學者としては專門家である。かれの調査の對象となったのは避難民としてアメリカに居住したカルムィク人であるが、おもにカルムィクの血緣組織を調査し、これをエール大學の Cross Cultural Area Files の創設者 G.P. Murdock の方法で整理したものである。さてアバーリによると[12]、カルムィクの主な集團は Dörbed, Torgod, Buzava でこの集團は nöteg といわれているそうである。この nöteg はおそらく nutuq～nuntuq であろう。またブザバは zun に分かれていると、アバーリは報告しているが、これはもちろん ǰaγun～ǰaγun であろう。nöteg は äämag に分れており、äämag はまた otok と呼ばれる。アバーリは äämag は文語の aimak に當たるといっているが、これは明かにアーバリの誤りで、既述の如く äämag は oboq／omoq に當たるものである。äämag は二〇〇から五〇〇〇人に達する大集團だというが（この點は現地調査でないから、あまり信頼はおけない。だいたい利害關係のない時には數字は誇張されるのが例である）、その成員は相互に顔見知りであるそうである。ただしそれは血緣集團ではなく、むしろ地緣集團だという。äämag と家族との中間の集團として hotan があり、これは一地點に同住、共働作業を營む血緣集團であり、その大きさは普通、數家族、最大五〇家族程度だという。hotan もちろん qoto(n) であろう。

護は[13]「祕史」に見えるオボフの用例を調べた結果、オボフは必ず個有名詞と結合されているという結論に到達した。この結論は、はからずも先きに引用したスメド、モステール兩氏が nom de familie, nom de clan と云っているのと一致している。ちなみにペリオ[14]も同樣の見解をもっていた。これは非常に重大な點である。クランというものは、父系―父權制の下に核家族 nuclear family から發展したものであるから、クランは通常その始祖の名を以てクラン名とする。

モンゴルのクラン組織は「祕史」一卷の各クランの系譜を一瞥すれば極めて明かである。それに一瞥を與えるだけで、モンゴル社會がいかに典型的なクラン組織であったかということが知られる。これをヨーロッパのクラン組織と比較するならば、その類似に一驚を喫せざるをえないであろう。

オボフの型態がクランであることについては殆ど疑いを容れる餘地はないとして、つぎにオボフの機能を觀察してみよう。それははたしてクラン的機能をもっていたであろうか。クランには種々の機能があるが、その消極的な方面は共同作業によって代表され、その積極面は復讐であるといわれている。共同作業がモンゴルのクラン生活に最もよく現われているは、いうまでもなく原則としてオボフ(クラン)は夏の牧地である negüdel と多の住地である nuntuq をともにしていたという點である。すなわち廣い意味で unilocal であった。しかしもちろん例外はあるのであって、すでにウラジーミルツォフ[15]が指摘しているように、バヤウド氏は分散して遊牧し、一部はチンギス・ハーンとともに、一部はタイチウト氏と一緒になっており、またヂャライル氏のようにそれ自體が氏族で多くの支族 sub-clans をもち、他の多くの氏族とともに生活していた。しかしこれは、どんな社會にも見られる例外であって、決してオボフの unilocality を妨げるものではない。

さてクランの消極的、あるいは平常的な機能は確めることがなかなかむずかしく、かえって積極的機能のほうが史料には多く現われてくる。ここのようなクランの積極的機能のもっとも顯著なものの一つとして復讐があることはよく知られているところである。クラン社會における復讐は、その成員に加えられた危害はクラン全體よって報復されるべきだという原則に基いている。この種のクラン的復讐は、「祕史」のうちでもかなり重要な部分を占めており、それを讀むとあたかも中世のゲルマン族の物語中の復讐を讀むような氣がする。例えば、アンバガイ・ハガンの復讐の物語をとってみよう。アンバガイ・ハガンは、始めて『普き忙豁勒(モンゴル)を管(ウシハ)きたる』 qamuq mongγol meden

aba カブル・ハガンの祖父の弟の孫であるが、いまのブユル湖とフルン湖のあいだのウルシュン河畔に住んでいたタタルのアイリウト氏、ビルウト氏にその娘を嫁がせるために送っていったところが、かねて契丹と通じていたタタルのために捕えられ、契丹に引き渡されて處刑された。その時、アンバガイ・ハガンは『塔塔兒[16]の民に孳へられたり、我。五つの指を瓜剔(ハガ)すまで、十の指を磨滅(スリヘラ)すまで、我が仇を報い試みよ』といった。アンバガイ・ハガンの後を繼いだフトラ・ハガン（カブル・ハガンの子、アンバガイ・ハガンのオイ）はタタルと十三度戰ったが、ついに目的を達しなかった。チンギスの父イェスゲイもまたこの復讐の戰いに參加し、タタルを擊ったが、つぎにはイェスゲイもまたタタルのために毒殺され、ここにモンゴル部とタタル部とのあいだの怨恨、血醒い復讐は世代をかさねて行われることになり、ついにチンギス・ハーンによってタタル部が滅ぼされるに至って、ようやくこの血の報復は終りを告げたのである。

モンゴルとタタルとのあいだの復讐は、クランというよりは、むしろクランの聯合體である部族(トライブ)（後章で述べる）のあいだの報復であるが、同一の部族內のクランのあいだの復讐も「祕史」に見える。チンギスのアンダであったデャダラン氏のデャムハの弟タイチャルがチンギスの部下のジュチ・ダルマラの馬群を掠奪したので、ジュチ・ダルマラは後を逐い、タイチャルを殺して馬群を奪回した。そこでジャムカはデャダラン氏のクランを率いてチンギスに戰を挑み、チンギスは敗れて退却したので、ジャムカはチノス氏（このクランはチャラカイ・リンクの系統でチンギスに屬していた）の一族を『七十の鍋に煮て、捏兀歹(ネウダイ)　察合安(チャハアン)　兀洼(ウワ)の頭を斬りて、馬の尾に拖きて』去った。

クラン社會に共通の vendetta とか blood feud が、もし無制限に行われるならば、それはどちらか一方の側が完全に殲滅されるまで繼續するし、クランの個人に加えられた危害がクラン對クランの全面的葛藤になり、これが際限なく繰り返されるならば、社會そのものの危機を招來する。そこで一般に未開社會においては、人命賠償が發生し

た。人命賠償はゲルマン部族法では Busse といわれ、アングロ・サクソン法では wergild と呼ばれた。このような制度は中世ヨーロッパだけではなく、廣く世界の未開社會に見出される。さてモンゴル社會においては、クラン的復讐は、はたして賠償の形を採ったであろうか。この點に關しては「祕史」にははっきりした證據が見出されないが、元代の資料に人命賠償制の存在を立證するものがある。つぎにこれについて簡單に述べる。

中國においても、極めて古い時代には賠償制が行われていかも知れないが、中國には早くから制定法が確立されたので、賠償制の痕跡は見出されなくなってしまった。また中國では比較的近くまでも地方的慣習としての賠償制は殘存していたらしいが、すくなくとも成文法においてはそのような痕跡すら認められない。

ところが元朝になると、中國法制のうちに歷然と人命賠償が出ている。いうまでもなく元朝は中國歷代の王朝の中で成文法を持たなかった唯一の時代である。[18] しかし元朝の法制は「元典章」「通制條格」のような一種の判例集によってかなり詳細に知ることができる。これらの資料によると、燒埋銀、私和錢という制度があり、これは故意、過失に拘らず、殺人罪に適用されたものである。燒埋銀と私和錢については[19]附錄で詳しく述るからここでは省略する。た燒埋錢が單なる罰金あるいは弔慰金ではないということは、それが時に[20]償命錢と呼ばれていることでも明かなことを注意しておくに止める。

中國法には人命賠償制が存在しないのに、元朝においてのみ燒埋錢、私和錢、償命錢の制度が見出されるという事實は、それがモンゴル固有法に基くものと考える以外に、說明の方法はない。そこでこれはモンゴル部族法に起源をもつものと考えなければならない。もっとも元朝時代に人命賠償が制度として採用されたのは、中國にも當時まだ地方的、慣習的には古代的遺產である人命賠償が殘存していたからだと考えられる。しかし中國の成文法にはその痕跡さえ、元時代を除いては、とどめてはいないのである。ここで面白いのは、アングロ・サクソン語の wergild の wer

は『人』で、gild は『償う、拂う』意味であるので、中國語の償命錢という言葉は、アングロ・サクソン語の wergeld と完全に一致することばであることである。制度の根底に同一のものが存在すると考えない限り、このような言語上の符合一致は說明しえないであろう。

元來、ウェアギルドやブッセのような人命賠償金制度の特色は、その額が被害者の身分によって異ることで、アングロ・サクソン法の場合などでは、例えば『一二〇〇の男の賠償金は一二〇〇シリンガ』Twelfhyndes mannes wer is twelf hund scyllinga. とか『一二〇〇の男の賠償金は一二〇〇シル』Twyhyndes mannes wer is twa hund scill'. とか記されている。[21] ところが「元典章」に見える限りでは、大體において一律に銀五十兩となっている。これはおそらく「元典章」に現われるケースの原告が元代の身分階級の一つとしての漢人と南人に限られていたからで、漢人、南人の身分は五十兩と規定されていたものであろう。その證據に、ドーソンはペルシア史家を引いて『チンギス・ハーンの法では、一人のムスルマンを殺した者は金四〇バリシュを償わなければならないが、中國人の生命は驢一頭の價値しかない』とオゴダイ・ハーンがいったとしている。[22] したがって、元朝においても償命錢の多寡は身分によって差のあったことは、充分に考えられるところである。

右に述べたところで、モンゴルにはクラン社會の一大特色であるクラン的復讐も人命賠償もともに存在していたことは明白になったと思う。つぎに、やはりクラン社會の特徵である他のクランに嫁いでいった婦人の保障については、どうであろうか。このことについては、すでに前章で觸れた。モンゴル社會にあっては、妻はその出身クランから財產を inje として持參するが、これは妻に屬していて、夫の自由にはならない。再嫁する時には、インジェはもって去るのである。また婦人は他のクランに嫁いでも、自分の出身クランとは密接な關係にあった。すなわち通婚によって結ばれた二つのクランは、相互にホダとなるのである。これらの點に關しては前章で詳述したところであるか

ら、ここに繰り返す必要はあるまい。

第三に幼弱者に對する保護がある。「祕史」には孤兒を養う記事がよく見えるが、同書九卷にチンギスがそのアンダのクイルダルの功を賞して子孫末代まで『孤兒の恩給』abliγa をあたえ、また功臣チャガン・ゴアの子孫に對しても同樣にしたことが見える。このアブリガという言葉の用法は現在では多少意味が異っているしいが、當時はおそらくクランの幼少な者に對する保護を意味していたものではなかろうか。

最後に、もう一つやはりクラン社會の特徵である追放、放逐について見よう。クランからの追放が行われたことは、たとえばボドンチャールが妻のインジェである女に生ませたヂャウレダイが祭祀所から追い出されたので、別にオボフを立ててヂャウレイト氏になったことが「祕史」一卷に見える。祭祀所は原文 jügeli であるが、この祭祀に參加する權利のあるのはクランの正當な成員に限られているので、ヂャウレダイはその母、あるいはかれ自身の出自か、その他の何かの理由によって放逐されることになったものであろう。また、そのまえにドブン・メルゲンも兄の子たちに『棄てて起』たれ、兄の子たちは別にオボフを立ててドルベン・オボフになったことが見える。しかしクランからの追放がもっともよく描かれているのは「祕史」二卷に見えるホエルンとその子たちがタイチウト氏に棄てられる一條である。この部分のテクストには、はっきりしない點もあるが、概要はつぎのとおりである。イェスゲイがタタルに毒害された後のことであるが、前にやはりタタルに捉えられ、契丹に引き渡されて殺されたアンバガイ・ハーンの二人の夫人オルベとショカタイが先祖の祭祀を催した。ホエルンはその場におくれて行ったが、オルベとショカタイはホエルン母子が祭祀に參加するのを拒否し、ホエルンたちを『棄てて起』ち、タイチウトの一族はホエルン母子をその牧地に殘して移動をはじめた。これを見たコンゴダン氏のチャラカ翁(オヤナ)はタイチウトの移動を止めようとしたところが、トドエン・ギルテ（カブル・ハガンの末子）は『深き水乾きたり。光る石碎けたり』といい捨てて、一同は出發

し、チャラカに對し『いかで止むる、汝』といってその背中を槍で刺した。

この事件の原因はよくわからないが、とにかくイェスゲイの一家すなわちキャト氏が、ボルジギンの正統であるタイチウト氏から、理由は何であれ、放逐されたことを意味するものである。

また「祕史」〇卷一に、チンギスは叔父（イェスゲイの弟）のダアリダイがケレイト部に味方したというので『眼の背處（カゲ）に黜（シリゾ）けん』といったことが載っているが、これもまたクランの成員が、クラン社會の慣習法に違反した理由で放逐さるべきことを意味している。なおこれと似た慣習があったことは、[23]ウラジーミルツォフがラシード・ウッディンとドーソンによってチンギスの言葉として、

何人たるを問わず、我がクランの者にして jasaq の定めに背いたる者があれば、最初は言葉でこれを戒めよ。もし二度目に背いたならば、強い言葉を以てせよ。三度目には Balčin-Qulčur の遠所に送れ。

とあるのを引いているが、これもクラン的追放、すなわちクランの慣習法に違反した者に對するクラン的保護を享受する權利の剝奪を指すものであったろうと思われる。

初期モンゴル社會が、典型的なクラン社會であったこと、そして人類學やその他の社會科學でクランと呼んでいるものに當たるのが oboq であることには疑いをいれる餘地ない。[24]護はオボフをクランと譯すことに反對してるらしいが、いうまでもなくクランという言葉は、もともとはスコットランドの高地人（ハイランダー）の制度であって、これを人類學、社會學で借用し、一定の型の社會を指すために用いているものである。クランの定義は、學者によって多少の相違はあるが、以上においてオボフについて述べ來ったところから、オボフをクランと譯すことは、社會科學におけるその定義から當然のことと考えられる。

註

1 W. Robertson Smith; Kinship and Marriage in Early Arabia, 1903, 37.

2 ウラジーミルツォフ、「蒙古社會制度史」、一三三頁。

3 第二章、註5。

4 H. Brummer; Deutsche Rechtsgeschichte, 1887, II, 114—6.

5 護雅夫「元朝祕史における Oboq の語義について」ユーラシア學會研究報告、第三冊所收。

6 小野川秀美「突厥碑文譯註」滿蒙史論叢、第四、註五五。

7 護雅夫、前揭論文、八一頁。

8 ウラジーミルツォフ、前揭書、一三四頁。

9 von Hammer-Purgstall; Geschichte der goldenen Horde, 1840, 31.

10 Paul Pelliot; Les mots mongols dans le 高麗史 Korye să, Journal Asiatique, ccxvii, 1930, 254.

11 Antoine Mostaert; Matériaux ethnographique relatifs aux Mongols Ordos, Central Asian Journal, Vol. 11, Nr. 4, 246.

12 David F. Aberle; The Kinship System of the Kalmuk Mongols, 1953, 8.

13 護雅夫、前揭書、五三頁。

14 ペリオ、前揭書、二五五頁。

15 ウラジーミルツォフ、前揭書、一四三頁。

16 「成吉思汗實錄」一六頁。

17 同右、一二四—五頁。

18 第四部、第一章參照。

19 附錄八參照。

20 「元典章」十二、吏部六、吏制の條に『事主（被告）を將て省會、寧家せしめ、苦主（原告）は未だ償命錢を徵せざる者は、卽ち聽候させて、償を徵せしむ』とある。この文中の『償命錢』は燒埋錢に同じである。

21 ヴィノグラードフ、前揭書、第一卷、三一二頁。

22 田中萃一郎譯「ドーソン蒙古史」三五七頁。

23 ウラジーミルツォフ、前揭書、一三六頁。

24 護雅夫、前揭論文。

第五章 社會關係

十二、十三世紀のモンゴルはクラン社會であった。多くのクランのあいでには、おのおの大小、強弱、上下の差別が存在し、またクラン自體の內部にも身分制度があり、クランの完全な成員ではない非自由民もあった。いいかれば、當時のモンゴルのクランの內部では、すでに階層化も相當に進行していたものと考えられる。

イェスゲイ・バアトルを始祖とするキャト・ボルジギン氏がニルン nirun として最高の家系を誇るようになったのは後のこととしても、チンギスが出たボルジギン氏が代々モンゴルの名族であったことはほぼ事實であろう。すでに述べたように、モンゴルのクランの相續制度は世代交替相續であったから、直系、傍系の決定はむずかしい。しかしウラジーミルツォフのことばを藉りれば『草原の貴族』というものは例外なく、かなり遠く系譜を遡ることができたことは確かである。[1] ウラジーミルツォフが引用しているラシード・ウッディンによると『彼等すべての者は詳細且つ明確な系譜を持っている。先祖や父祖の系統を記憶するのは蒙古人の習慣である。新らたに生れた子供には、他の民族が「同一の國民から」というように、その子の系統を明かに說明する。このため、自分の部族や系統を知らない者は一人もいない。蒙古人を除けば、眞珠の粒のようにして自分の系統を保存するアラブ人以外に、他の民族にはかような習慣は存在しない。……蒙古人には古くから自分の自出とクランとを保存する習慣があった。彼等には他民族のように子供への訓戒の資たるべき宗教も信仰もないので、新らたに生れた子供へは父母がその出自を說き、そのクラ

ンについて話してやる。このような掟を彼等は常に保っており、實際この掟は常に尊重されている』

しかし『草原の貴族』を決定する要素はもちろん出自だけではない。そこでは個人的才能が重大な役割を勤め、出自には疑問があっても、優れた個人は貴族の祖先となる。例えば、ボルジギン氏の始祖であるボドンチャールの出自には疑問がある。嚴格な父系制の社會にあっては、父方の系統の不明なことは、そのクランの地位に大きな關係を持つが、いうまでもなくボドンチャールの父は不明であったか、あるいはかれの父の家隷（ボゴル）であったらしい。しかしこのことは、ボルジギン氏が有力になると、神話的な粉飾が施され、神怪な傳說が添加され、かえって特異な系統ということになった。またボドン・チャールが捉えてきた姙婦が生んだデャダラダイからも、後に最も有力なクランの一つになったデャダラン氏が成立し、有名なジャムハはこのクランの人であった。

ボルジギン・オボフはボドン・チャールの次代において早くもバアリン、デャウレイト、デャラダンの三オボフを分岐し、直系のメネン・トドンの孫の時代にはノヤキン、バルラス、アダルキン、ブダアト、ウルウダイ、モンクトの六つのオボフ、ついでハイドの二世代目においてはタイチウトをはじめ八つのオボフを分岐し、そしてその次代のカブル・ハガン、アンバガイ・ハーンの時には全モンゴル部族の長となった。そのカブル・ハガンから三代目にイェスゲイが出たのである。カブルの後を襲ったのは弟のアンバガイであるが、カブルには七子があり、アンバイガイが不慮の死を遂げた後には、全部族を統べるに足るオボフはなく、多くのオボフのあいだの結合は弛緩したらしい。こういう狀態にあってイェスゲイは一方ではモンゴル部を結合し、他方では宿仇であるタタル部と戰ったが、かれもまた橫死を遂げるにいたった。アンバガイ死後のボルジギンにおいてはイェスゲイがしだいに有力になり、自らキャト氏を立てたぐらいであったが、その不慮の死はふたたびモンゴルを混亂に陷し入れた。

チンギスの系統はこのように、出自は確かに『草原の貴族』にちがいなかった。しかしイェスゲイの死後、ホエル

ンとその子たちが、ボルジキンの正系でもっとも有力なタイチウトに放逐されて、非常な困苦を嘗めたことでも明かなように、系統は貴族ではあったが、名實を併せた眞の貴族になるためには、チンギス個人の才能によらなければならなかった。この點『草原の貴族』は農耕社會や市民社會の貴族とは、いささか類を異にするものであった。

同じくボドン・チャールを共同の先祖として、ともにボルジギンに屬するタイチウトとキャトとの不和は何が原因であったかは「祕史」に語られていないが、この兩クランの爭いにはかなり深刻なものがあった。タイチウトに執拗に逐いまわされたテムジンは、やむなくフダ（姻戚）であるオングット部オルフヌート氏のデイ・セチェンに救いを求め、さらにケレイトのワン・ハーンがかつて父のイェスゲイとアンダ（盟友）の仲だったので援助を乞わなければならなかった。またテムヂンらがタイチウトに棄てられたと聞いて、メルキットはイェスゲイとの古い怨恨を思い出して、テムヂン追討に一役を買った。この時、テムジンを助けたのが、その幼少時代のアンダであるむしろ血緣からいえば遠いヂャダランのジャムハであった。

このように流動、浮沈が激しく、つねに激烈な生存競爭を闘わなければならなかった『草原の貴族』は身分的には確かに貴族で、noyan（複數 noyad）と呼ばれ、平民 qaraču や隷民 boγol ——後に述べる——と異っていた。このようなノヤンの稱號にはウラジーミルツォフ[2]が擧げているだけでも九つ、女には二つあった。後になると稱號はさらにふえる。平民や隷民もいろいろな地位や職業を表わす名稱で呼ばれていた。

ここでは稱號や地位に附せられた名稱の一つ一つを擧げる必要はない。貴族はハーンを頂點としていろいろな稱號で呼ばれていた。ハーン、ハガーンの稱號の言語學的考證はすでに充分論議されているので、ここでは省略する。ハーンあるいはハガーンは貴族階級中の特殊な稱號で、各部族に必ずあったものではなく、部族の連合體（コンフェデレーション）の首長であったか、あるいはとくに大きい部族の長、または征服部族の首領であった。ケレイトのトグルル・ハーンは金朝か

ら王の稱號をあたえられ、それゆえにワン（王）・ハーンといわれたが、かれはケレイト部族連合の首長であった。このワン・ハーンはテムジンがモンゴル部族連合のハーンに推戴されたことを聞き、

帖木眞なる我が子を罕（ハーン）と爲したるは甚だ善し。忙豁勒（モンゴル）に君（ハーン）なく、いかに過（すご）さん、汝等。（祕史卷三）

といったのは、ハーンの意味をすこぶる端的にあらわしている。すなわちハーンは個人の才幹によって氏族、または部族連合を建設して、その指導者となるものをいった。ハーンはノヤンの出身でなければならなかったが、ハーンの稱號を戴くには、それに相當する才能、功績も必要としたのである。ハーンに推戴されたノヤンはその才能によって部族を強盛に導く義務と責任を引き受けることになる。封建關係の基本的原理の一つは、主君と家來のあいだの盟約による君主の保護に對する家來の奉任であり、家來の功績に對する君主の恩賜という相互的反對給付の關係である。「祕史」卷三にアルタン、クチャル、サチャ・ベキが話しあってテムジンをモンゴル部のハーンに推戴する時、テムヂンにいったことばのうちに、

戰う日に汝の號令に違はば、我等の家業（なりはい）より妃婦人より離れさせて、我等の黑き頭を地の土に棄てて去れ。平けき日に汝の協議（額耶）を壞（やぶ）らば、我等の男どもの家業より別れさせて、主なき地に棄てて去れ。

ということが見える。この一文は封建的契約關係を極めて端的に表現している。右の文を解する上において後段に見える額耶ということばには多少の問題がある。このことばは傍譯では『商量』、總譯では單に『事』、那珂譯では『協議』、小林譯でも『協議』、ペリオ譯では avis, ヘーニシュ譯では Bund となっている。右の一文を熟讀すれば、前段と後段が相い對應していることがわかり、その意味するところは、戰時、平時における主從關係を規定した一種の誓いであることは明かである。こう解釋すれば『額耶』の譯としては、ヘーニッシュが最もよく文意をとらえていることになる。したがってこの一文は、モンゴル社會における主從關係は西洋のフューダル・システムにおけるそれに

非常に近いことが知られる。

當時のモンゴル社會においては、主君（エジェン）は家來が服從、奉任の契約（誓い）を守る限り、これに保護、恩賞をあたえる義務があり、この義務は給付と反對給付の關係にほかならなかった。これがハーンとノヤンとのあいだの基本的人間關係であった。

チンギスの傳に有名な『バルジュナ河濁水の誓い』はこの封建的關係をよく表している。『濁水の誓』（飲渾水）は「祕史」ではすこぶる簡略であるが、那珂[3]はこの部分に詳細な註を加えている。その大略はつぎのようなものである。チンギスはワン・ハーンに不意を襲われて、部下は潰滅し、わずかに少數の家來（ノコル）を從えるのみで、バルジュナ河のほとりに遁げた。食糧もなく散々であったが、ジャバルが野馬（クラン）を射止め、河の濁水でその肉を煮て食い、濁水を飲んだ。チンギスは手を擧げて天に祈り、

我をしてよく大業を定めしめば、諸人と甘苦を同じくすべし。いやしくもこの言を渝（かえ）ば、河水の如きあり。

といったので、諸將はみな感激して泣いた。これこそ封建的主從關係の誓と見てよい。

このような誓いによってチンギスはそのノコル（このことば最初は「盟友」という意味に使われていたが、後には家臣の意味になった）の忠誠をかちえて、征服事業を進め『毛氈の帳裾ある國民』すなわち漠北の諸遊牧部族を平定、統一し、虎の年（一二〇六年）オノン河源の地にクリルタイを催して、二度目の卽位を行った。この時、チンギスは麾下の勳功ある者に對し、約束どおりに賞賜した。その詳細は「祕史」卷八に見える。

君主といえどもノコルとの契約（額耶 eye）は、これを必ず守らなければならなかった。もし君主の義務に反した行爲を續けるならば、ノコルは君主に叛くことができた。その例はワン・ハーンである。ワン・ハーンはチンギスの父イェスゲイとのアンダ（誓い合った盟友）であったが、君主の器量ではなく、のちにチンギスと戰って破れるのだ

が、チンギスは父との關係を思ってかれを助けていた。ワン・ハーンが窮境にある時、チンギスはかれを救って厚遇を怠らなかった。この時、ワン・ハーン自身の一族や貴族たちがいったことばとして、つぎのようなことが「祕史」巻五に見えている。

我等の此の罕阿合（罕なる兄）は、乏しき性あり、臭き肝を懷きて行くなり。兄弟を殺せり。合喇乞荅惕にも入りたり。又部衆をも苦めたり。今これをいかにか爲ん、我等。先の日を云へば、七歲なるを篾兒乞惕の民虜へて去りて、黑き花紋の牯羸の裘を着せて、薛涼格〔の河邊〕の不兀喇客額兒にて蔑兒乞惕の碓を擣きたり。忽兒察忽思不亦噜黑罕なる彼の父は、却て蔑兒乞惕の民を破りて、その子をそこに救いて來つれば、又塔塔兒の阿澤罕は、十三歲なるを母ごめに又虜へて去りて、駱駝を牧はしめ行く時、阿澤罕の羊飼を率ゐて逃れて來たるぞ。又その後乃灣より怕れて躲れて、撒兒塔兀兒の地なる垂木嗹に合剌乞荅惕の古兒罕の處に住きたるぞ。そこに一年を盡さず、却て背き動きて、委兀惕　唐兀惕の地に沿ひて行くに、困窮して、五匹の牯羸を拘へて乳を擠りて、駱駝の血を剌して飲みて、一つ盲（片目）の黑騸の黃馬にて困窮して帖木眞なる子の處に來つれば、科斂を斂めて養へるぞ。今帖木眞なる子の處にかく行きたるを忘れて、臭き肝を懷きて行くなり。いかにか爲ん、我等。

もし君主が君主らしくない行動をした場合には、家來はこれを主從契約の破棄の根處とすることができた。こうしてワン・ハーンは家來に棄てられ、悲慘な最後をとげるのである。

しかし、もし君主が君主の義務をはたしているのに、家來がこれに背くのは、重大な罪であり、非行であるとされた。その例はいくつも史料に見出されるが、その最もよく知られているのはチンギスのアンダで後に敵になったジャムハが捕えられたことに關しての話である。ジャムハは戰に敗れて五人の家來（ノコル）と共に逃げたが、この家來たちは主に背いてジャムハをチンギスの手に引き渡した。チンギスはこれを見て怒り、

正主の君（tus qan）に手を致せる人をいかんぞ存らせられん。かかる人は、誰にか伴（ノコル）とならん。

正主の君に手を致せる人をば、その族（ウルフ）に至るまで斬らしめよ。

といって、ジャムハの面前で斬ってしまった。これと反對なケースは、同じワン・ハーンの家來であったカダク・バートルの場合である。ワン・ハーンはチンギスの兵に圍まれたが、カダクは奮應してワン・ハーンを逃がし、自分はチンギスに降った。チンギスは『正主の君を廢つる能わずして「命を助かり逃去れ」と云い、禦ぎ合ひたる丈夫にて彼はあらずや。伴（ノコル）となるべき人なり』といって、ワン・ハーンを逃がしたカダクにかえって恩賞をあたえて部下にした。

右に述べたような個人關係が君主と家來の關係を規定していた。だから當時のモンゴル社會の支配階級の結合は、封建關係とみなしてさしつかえない。主從の契約（誓約）をなし、双方ともに自己の義務——君主は家來に保護と恩賞をあたえ、家來は君主に忠誠と奉仕をする——をはたすことによって支配階級は成立していた。こうして君主は家來に各々任務を與えたが、その任務は「祕史」卷三に、

Yük yük tušibai tani.

とあるように、權限の委任であった。この文は那珂譯では『己も己も委任せり、汝等に』となりており、那珂は脫文があるかも知れないと疑っている。しかし右の文は、そのままで理解できる。tuši は職務、義務、委任、信託、奉仕等の意味をもつ。十三世紀以後、モンゴル帝國時代にはその派生語 tušiyal は封建的領地を指すものであった。元朝における『投下』『頭項』などが、このことばの對譯であることは明かである。このようにハーンとノヤンおよびノコル、ノヤンとノコルその他ピラミッド型身分關係の相互間には嚴格な行爲の規範が存在し、それらの規範の違反は嚴重な所罰の對象になついたと同時に、道德的にもっとも恥すべき行爲と見なされていた。Yük yük tušibai tani

という句は、このように西洋のフューダリズムにおけるいわゆる investiture あるいは enfeoffment を描いたものと理解すれば、なんらの疑問もありえないであろう。

さきに引用したジャムハを裏切った五人の家來（nökör, 明譯「伴當」）は、おそらく貴族（noyad, 明譯「官人」）であったと思われるが、ジャムハはこれを罵って、

……下郎（qaračų, 明譯「丁民」）の奴（boγol, 明譯「奴婢」）は君（qan, 明譯「罕」）に手を下したり……奴なる家人（nekün, 明譯「家人」）は、本の主（eǰen）を圍みて襲い捕ふるとなれり。

といった。那珂博士は『下郎の奴』『奴なる家人』と譯している。これは qaračų boγol, boγol nekün と各々は同格名詞である。要するに『卑しいやつ』といった罵詈のことばの繰り返しであろう。これでわれわれは、當時ハラチュ、ボゴル、ネクンなどいう下層民があったことを知る（ハラチュ、ボゴルは後に說くように階級的名稱であるが、ネクンはむしろ職種であろう）。

右のヂャムハのことばは、ノコルはノヤンに屬し、廉恥を知る者だがハラチュ、ボゴル、ネクンなどはノヤンの規範によらない卑しい者たちだ、ということを意味している。ここには封建的階級意識がきわめて明白に打ち出されている。それではノヤンに從屬する下層民とは、どんなものであったろうか。

右に引用したジャムハのことばから始めよう。ノヤンに對するものとしてハラチュやボゴルが擧げられている。ただしハラチュ、ボゴルが身分を表すのに對してネクンは職種あるいは地位——例えば扎也 ǰaγa などのように——を現わす名稱であることを注意しておく必要がある。ハラチュはいうまでもなく『黑い者』との意味で、モンゴル人は白を吉祥、高貴の色とし、黑を不吉、卑賤の色としたからであろう。しかし社會階級としてのハラチュドが、はたして社會的にどんなものであったかは、なかなか摑めない。さきの引用文のことばでは明譯に『丁民』としているが、

これもよくはわからない。しかし丁民という以上、非自由民、隷民ではなく、自由民であったことはおそらく確かであろう。しかしハラチュの権利と義務の範圍はよくはわからない。ただ丁民とあるので、隷民、あるいは奴隷（後に說く軀、奴婢など）すなわち人格を認められず、したがって納稅の義務もない者とは異っていたことだけは確かである。かれらは納稅の義務を負い、同時に君主の保護を受ける權利を有する平民であったらしく思われる。しかし主人からはノコルと呼ばれることはなかったらしい。

元朝になってからのことであるが、「元典章」新集、兵部にハラチュの社會的地位を示す面白い材料がある。

舖馬は死人を載せず。

延祐七年十月日。江南行臺が御史臺の咨を准けたるに、中書省の札付を承奉したるに、兵部の呈に、通政院の關を准けたるに、蒙古文字の譯該に（いう）。延祐七年三月二十一日に奏すらく、俺通政院の衆官人每が商量したるに、薛禪皇帝の時分に『歿んだ人は、舖馬の裏から曾て將ち出し去り來らしめず』と。近間哈剌出人每が歿ね呵、舖馬の裏から將ち出し去り、站赤の百姓每が生受しむあり。

如今、先例により、哈剌出人每が歿ねば、舖馬の裏から將ち出し去らしめざれ呵、怎生と麼道ば、那般者と。各枝兒（投下の分地）の裏に、各衙門の裏に知らしめる文書を行者と麼道。在前の似く、誰が歿んでも、舖馬の裏から將ち出す的は休めよ、と麼道ば、聖旨ありて、此を欽めと。關して照驗を請い、欽依施行せしむ。此を准けて、本部が議し得たる上項の通政院が奏して奉ぜる聖旨の事理は、擬合すらく、各衙門に行移し、欽依施行せしめん。具呈す、照詳あれ。此を得て、都省は除外、仰せて欽依施行せしむ。

右の咨文の趣旨は、世祖の時代にはハラチュの遺骸を送るに驛馬を使用することは禁止されていたが、この禁令がしだいに弛緩して、驛馬でハラチュの柩まで送るようになったために、その禁令を再確認することであった。というこ

とは、ハラチュはモンゴル人だが平民なので、朝廷の公的機關を使用することは許されていなかったが、後にはそれがモンゴル人なる故に默認されたるようになったことを示している。だからハラチュはモンゴル人としてある程度の權利はもっていたが、ノヤンのような特權はなかったということである。いいかればハラチュはモンゴル人ではあったが、支配階級とは認められていなかったのである。

充分な資料に基いているとはいえないが、ハラチュは自由民であったが、もちろん獨立の遊牧集團をなしていたものではなかったと思われる。おそらくは有力なクランに從屬するクランではなかったかと考えられる。絕えず襲撃、掠奪、戰鬪がくりかえされていた時代にあっては、弱小なクランは强力なクランとのあいだにクラン單位で支配、服屬の關係を結び、保護を受けることに對する反對給付として從屬を誓ったものであろう。ハラチュについては資料が乏しいので、一應右のように規定しておき、比較的資料の多いボゴルを明かにすれば、ハラチュも自ら明かになるかと思われる。

ボゴルは祕史にしばしば見えるし、ウラジーミルツォフもかなり詳しく述べているので、祕史や西方史料に見えるボゴルについては、ここでは省略し、專らウラジーミルツォフが言及していない中國の資料によって考えてみたい。

ボゴルはすでに述べたように「祕史」の明譯では『奴婢』と譯され、また「華夷譯語」でも同樣の譯語があたえられている。さて元代において『奴婢』とはどんなものであったかというと、幸いにも元代の書物である「別本刑統賦解」にその法律上の定義が極めて明かに示されている。つぎのとおりである。

人と稱するは奴婢に及ばず。

人の賤しき者は奴婢より甚しきはなし。人類に係ると雖も、律にありては畜產と同じ。良人（自由民）と相い犯せば、すなわち加減の例あり。ただ奴婢を殺傷する者は、事主（被害者である良人）を殺傷するの坐（罪）に

同じ。その諸條のうちにただ人と稱するものは、奴婢はみな與らず。

『人と稱するは奴婢に及ばず』という律の解釋は、元代と宋代ではすこしちがう。宋代の「粗解刑統賦」の同條の解釋はつぎのとおりである。

人と稱するは奴碑に及ばず。

被盜の家の人と稱して、婢に及ばざるの諸條のうちに、婢に及んで人を人と稱せざるは、その賤しきを言うなり。

官婢の良に從う者（解放された者）は以て人と稱するを得。未だ良に從わずして人と稱するは、詐冒に同じ。

右の二解を較べてみると、奴婢は（粗解では「婢」だけ）宋元ともに人格を認めず、物件とされている。ただ元代ではそれがさらに明確な形をとり「畜產と同じ」すなわちウシ、ウマ、ヒツジなみと規定され、ただ盜賊が奴婢を殺傷した時のみ、良人を殺傷した罪に准ずる。このことは同時に主人が自己あるいは他人の奴婢を殺傷した場合には、殺傷に當らぬことを意味している。その判例は「元典章」巻四十二「殺奴婢娼佃」に見える。これによると、

1　軍人、官吏など加害者の場合は無罪。

2　主人が加害者の場合も無罪。

3　良人（自由民）が加害者の場合は減罪。

4　奴婢が加害者の場合は有罪。

となっている。ただし元の法制は判例法[4]であるから、裁判官の『比例』（判決の基礎となる判例）によって量刑に、かなり大幅な差違が出てくることはいうまでもない。

元代の文獻にはしばしば驅、軀、躯（驅口、軀口、躯口）などいうことばが出てくる。これは奴婢と全く同じである。ただ大體において奴婢は文語で、モンゴルのボゴルに當てたものだが、驅のほうは主として口語文、モンゴル語

直譯體に使われている（もちろん例外はある）。

それではボゴルの起源は何であるか、という問題をすこし論じてみよう。「祕史」にはボルゴということばは、たくさん出てくるから、そのを集めて歸納し、結論を出すこともできる。しかし、實はそんな煩わしい手數をかけなくても、明確な史料が「通制條格」卷二に出ている。それは哈罕皇帝（オゴダイ・ハガーン）の甲午年（一二三四―五年）のつぎの聖旨である。

甲午の年に欽奉せる哈罕皇帝の聖旨。達達、回回、契丹、女直、漢兒人等を論ぜず、もしこれ軍前に虜し到れる人口ならば、（主人の）家にあって住坐せしめ、躯口となし……

この條にはまた、

諸人の驅口は錢物に同じ。

と見えているから、さきの「別本刑統譜解」もこれによったものであろう。

右の第一の例でボゴルは捕虜に起源を有することが明かになった。このことは「祕史」にいくつも例が見出されるし、またウラジーミルツォフがラシードを引いて『チンギス・ハーン[5]の時代には、戰爭と侵寇の結果として被征服民族が多數に出來たが、これはもう單にボゴルとのみ呼ばれていた』と記しているのとも完全に一致する。

ここで右の文に見える一句が非常に重大な意味を含んでいることを注意しておきたい。それは『達々……を問わず』捕虜はすべて驅口とするということである。『達達』はモンゴルという意味である。「元典章」「通制條格」その他、元の法律文書では、何故か、はっきりはわからないが、達達とある場合には必ずモンゴル人を指している。いわゆるタタル部のみを指すものではない。

右の例から見て、元代にいたっても、中國內にさえモンゴル人のボゴルがいたことになる。これをさらに確めるた

めにやはり「條格」の一條を引こう。

嬸母を收繼す。

大德八年五月、中書省は樞密院の呈（をうく）。蒙古の軍驅の王火你赤が病故したるに、その妻の張秀兒は服を守ること六年。本使（主人）の菊米娘子は秀兒をば强要して火你赤の親姪の王保兒に配し、妻となさしむ。禮部が議し得たるに、王火你赤の妻の張秀兒の服制（服喪）はすでに滿ち、その姪の王保兒が收繼を行わんとするは、蒙古の軍驅に係るといえども、終にこれ漢姓あり、嬸母を收繼するは大倫を濁亂す。擬合すらくは、禁止せん。省は准す。

すこしく注釋を加える必要があろう。『收繼』は嫂婚 levirate のことである。問題になっている軍驅（軍人に屬する奴隷）がレヴィレートを行うというのだから、このことから見てもモンゴル人であることに疑いはない。ただながらく中國に住んで漢人と通婚し、漢姓までつけていた者であろう。したがって禮部では、王火你赤を漢人に准ずるものと見なしてレヴィレートを禁止した。このように民族的にはモンゴル人ボゴルである者が、後までもかなり存在していたことが知られる。また『斷沒』といって罪を犯した者も軀の身分に落された。

箭內亘[6]、有高巖、蒙思明の諸家は、元代の階級制度を論ずるに當たって、モンゴル社會の內部における階級分化を見落し、社會階級を種族（あるいは民族）によって說明しようとしている。この點については、別章[7]で批判を加えているので、ここで繰り返す必要はない。モンゴル社會には、漠北時代において、すでにすくなくとも支配者、貴族階級たるノヤッド、平民（完全な自由民ではないが）であるハラチュッド、隷民（非自民）たるボゴルチュッドの三階級が存在し、モンゴル世界帝國の成立以後にあっても、この階級制は崩れなかった。民族、種族と社會階級は別個の制度である。したがって種族階級などという表現そのものが矛盾である。モンゴル民族が元代の支配階級であったとい

うのは完全に誤りで、モンゴルのうちの支配階級が元代の支配階級であったといい換えなければならない。

ハラチュッドは、あるいは西アジアやヨーロッパの奴隷 slave に對應させてよいかも知れない。こまかくいえば、いろいろ相違はあるが、巨視的（マクロスコーピック）にみれば、物件とされている以上、ボゴル（驅）が奴隷だというのは一向にさしつかえない。ただボゴル＝驅は比較的に容易に、そしてしばしば解放されて、自由民になったり、時にはノヤンになったこともある。たとえばメルキットの部衆は『子孫の子孫に至るまで灰を吹拂ふが如く滅し』つくされ、その殘された『彼等の妻子は、抱くべき者どもをば抱き』『門に入らしめるべき者どもをば門に入らしめた。』（秘史巻三）この文の明譯は『他的其餘妻子每、可以做妻的、做了妻、做奴婢的、做了奴婢』となっている。文章だけから見れば、生き殘ったメルキットはことごとくボコルにされたと解してもさしつかえない。ところが、このメルキットからグチュ、また同じくメルキットのような運命を辿ったタイチウトからはココチュ、タタル部からは有名なシギ・フトクトその他多くの後の偉大なノヤンたちを出していることは、衆知の事實である。

元朝時代になっても驅や奴婢が『放良』（解放）されて『良人』（自由民）になることは、しばしばあった。元來、ボコル＝驅は主人の家に屬する者で、官に屬する者ではなかった。前に擧げた軍驅というのも、軍の部隊に配屬された驅ではなく、軍戸に屬する驅であったことは、文脈から明かである。主人が『良書』（解放證明書）をあたえたり、また主人と離れた驅（孛蘭奚）で良人になる者もあった。ただし軀が良人になった場合には、「籍記」（戸籍に登錄）し、納稅（當差）の義務が發生する。それで元代には稅收を增すために政府が放良することもしばしばあった。放良の條件として『贖身錢』を舊主に支拂うのが普通であったし、さらに年限を定めて軀になる者もあった。『重驅』といって驅の驅もあった。驅が放良された場合には、重驅も放良される規定であった。「通制條格」巻二また政府が放良を命ずる場合もあった。その面白い例を擧げよう。これも「條格」に見えているもので、有名な河西出身の儒者高智耀の『儒

驅』が放良された件である。

中統四年。分揀、附籍を經ざる漏籍の儒人は、或はもとこれ儒人にして、壬子年（一二五二―三年）に別に名色と作して附籍し、幷せて戸頭が身故したるも、子弟の文を讀書し、高智耀が收到せる驅儒は、仰せて實に從って分揀し、委に文學に通ずる者は、收係して差に當らしむるの外、諸色人の戸下の子弟にして讀書して深く文學に通ずる者は、ただ本身の差役を免ず。

これは儒者で『軍前』（戰爭中）に捕えられて驅にされた者を放良することをいったものである。

モンゴル社會は極めて流動的な社會であった。これは經濟的基盤が遊牧であったことによるものと考えられる。遊遊生活は定着農耕社會とちがって、かなり不安定な社會であることは、すでに前の諸章で說明しておいた。こういう社會は、どうしても能力主義、實力主義を採らざるをえない。したがって社會は固定せず、權力の交替も激しい。個人についていえば實力、能力が大きくものをいう社會である。モンゴル人がアラビア人のように『眞珠の粒のごとく』[9]に、自分の系統を保存』したことは事實であろう。しかし、それ以上に實力主義、能力主義を重んじたことも確かである。チンギス・ハーンが漠北の遊牧民の一部族に生れて、ユーラジアを覆う大帝國を建設できたのも、こういう社會環境によるところが多い。同時に實力主義は兩刃の劍で、モンゴル諸國の成立以後、爭亂が絕えず、帝國の崩壞を早めたのも、またこの實力主義の當然の結果であった。

したがって、モンゴル社會における階級というものは、定着農耕社會のそれとはちがって、それほど嚴格なものでもなく、また固定したものでもなかった。能力のある者は容易に指導者になれた。傳統的な定着社會と異って、指導者はつねに自分自身が能力ある者であった。出自（ヤスン）は重要ではあったが、すべてではなかった。實力者は指導者、支配者になることによって、自らのヤスンを創造することができた。モンゴル人は異なる人種、宗教、文化に

對して極めて寛容であったとはよくいわれるところであるが、これもまたモンゴル社會の流動性、非固定性の結果であろう。

モンゴルの社會階級はノヤッド、ハラチュッド、ボゴルチュドの三階級に大きく分けられる。そしてその各々の内部は、さらに地位、職種、領地の種類などによって多くの階層に分れていた。このような階層や、または特殊な祭司者（例えば「祕史」のテブ・テンゲリのようなシャーマン）とか、その他右の三階級の各々の内部にも幾多の階層が存在していたが、その一つ一つには明かなものもあるし、いまだ不詳なものもすくない。これらについてはモンゴル・ウルスの行政組織と法制を論ずる時に、ふたたに觸れることにしたい。

註

1　ウラジーミルツォフ「社會制度史」一〇三頁。
2　同右、一七〇頁。
3　「實錄」二四一―八頁。
4　本書、第四部、第一章。
5　ウラジーミルツォフ、前揭書、一五六頁。
6　箭内亙「元朝社會の三階級」「蒙古史研究」所收。有高巖「元代における婚姻に關する法律」史學雜誌、四、五、七。同「元代の訴訟裁判制度」蒙古學報、一。同「元代の婚姻に關する法律の研究」東京文理大紀要、一〇、蒙思明「元代社會階級制度」燕京學報專號之十六。
7　第四部、第一章。
8　蒙思明、前揭書、六九―一一三頁。
9　ウラジーミルツォフ、前揭書、一六〇頁。

第三部　軍事と行政

第一章　ウマと騎射戰術

モンゴリアの北部は多くの山脈が四方に走り、そのあいだには河川によって潤される高原性の草原が横わっている。チンギス・ハーンが出る以前のモンゴル人は、この高原性草原においてヒツジ、ウシ、ウマ等を飼育するかたわら、農耕と狩獵を營んで生活していた。

山嶽にかこまれた高原性草原の南には、平原性の、より乾燥した草原がひろがっていたが、そこはすでにタタール、ケレイト、ナイマンのような強力な部族によって占據されていた。チンギス・ハーンのもとにモンゴルが狹い、高原性草原を出て廣大な平原性草原に進出すると、かれらの遊牧生活も變化せざるをえない。武力による收奪は、自ら農耕を營む必要を消滅させ、耕地は捕虜——主として漢人[1]——に經營させ、モンゴル人自身は機動戰闘に不可缺なウマとヒツジの飼養に專心するようになった。このような狀態をよく描いているのは孟珙の「蒙韃備錄」で、それによればモンゴル人はウマ一頭に對してつねにヒツジ六、七匹を飼養し、馬乳を飲み、ヒツジの肉を食べ、また中國の北邊に侵寇し、コメやムギを掠奪して食糧にしたという。孟珙がモンゴルに使いしたのは、一二二〇年ごろ、すなわちチンギス・ハーンの漠北統一後、十數年を經た時代であって、モンゴルの經濟が農牧混合から遊牧に變化した後のことである。このような變化がモンゴル人の經濟に起こったことを、しかし孟珙はもちろん知るはずはなく、ただ當時、見聞したところをそのまま記したにすぎない。

さて「元史」[2]の著者が『元は朔方に起こり、俗は騎射に善く、因って弓馬の利を以て天下を取』ると正しく指摘しているように、モンゴルの軍事的成功の最大の要因の一つがウマの使用法にあったことは、なに人も否定できない。しかし騎射、すなわち馬上から弓を射るということだけならば、これは非常に古い。西方ではスキタイ人、東方では月氏、匈奴の時代から戦闘的遊牧民の武力の根源は騎射にあった。十三世紀のモンゴル時代にいたるまでさえも、騎射戦の歴史はすでに二〇〇〇年にもなる。このようにモンゴル以前においても遊牧民の戦術はつねに騎射戦にその基礎がおかれていた。しかし十三世紀以前にも、以後にも、モンゴルほど騎射戦を有効に使用した民族は他にない。したがって騎射戦術、すなわち遊牧民の武力のクライマックスは、モンゴルによって完成されたといってもよい。それなら、モンゴル騎兵の絶大な威力は、いかなる理由にもとづくものであろうか。

「蒙韃備錄」の著者孟珙が漠北に使してから十一、二年後、オゴダイ・ハーンの宮廷を訪れた同じく宋人の徐霆の紀行に基づいて彭大雅が撰した「黑韃事略」という紀行がある。これによると、モンゴルの子供は、三歳になると鞍に縛りつけられてウマに乗せられ四、五歳の時には、もう小さな弓矢を馬上から射ることを教えられる、と記されている。しかしこの記事は、モンゴル人が騎射に巧みな理由を説明しようとしただけで、あまり意味はない。三つか、五つの歳から騎射を學ぼうが、もっと成長してからでも大したちがいはない。しかしともかく、平原的草原に降りてきた後のモンゴル人は、ことごとく若い時から騎射を仕込まれるようになったことは事實である。このころになると、チンギス・ハーンの若い時代のようにウマに不足はなかった。あらゆるモンゴルはウマをもち、[3]兵士になるものは、十五歳になると、必ず一人で二、三頭から四、五頭のウマを所有していた。

馬具としては、鞍は木製で上にヒツジの革を張り、鐙(あぶみ)もまた木を剜ったものであった。乗馬に鐙は不可缺ではないが、騎射にははなはだ便利である。[4]スキタイ時代には鐙はなかったが、匈奴も鐙はまだ使用していなかったと思われ

る。アルタイのパズリュック出土のカーペットの文様に表現されている騎馬も、脚のおき具合から見てどうも鐙はつけていなかったと考えたい。モンゴル時代初朝の馬具は、おそらく鞍、轡、おもがい、手綱ぐらいのものであったろうと思われる。最後に蹄鐵の問題があるが、人間が乘って長距離を走らせるためには、ウマの蹄を保護してやる必要がある。蹄鐵といっては都合がわるいので、ウマグツといったほうがよい。ウマグツが始めて使用されたのは、かなり古い時代だと想像される。遊牧民はスキタイ時代から革の長靴をはいていたのだから、はじめは革のウマグツが使われたものと思われる。しかし蹄鐵すなわち鐵のウマグツが使用されるようになったのは、[5]パルティア時代のことであるらしい。したがってモンゴルはもちろん鐵製ウマグツも使用したものと考えられるが、モンゴル初期には、まだ鐵は貴重であったから、全部のウマが蹄鐵をつけていたわけではない。「黑韃事略」によると、當時のモンゴルは鐵と木のウマグツ（脚澁）を使っていたという。[6]脚澁という文字は「五代史記」に見えると、王國維がいっている。それによると、甘州では木製のウマグツに孔を四つあけ、ウマの蹄にも同じ孔をあけてウマにクツをはかせており、木澁と稱したという。またラクダの脚には鮫（ヤク）の皮でつくった革グツをつけさせたというのである。これから想像すると、モンゴル人も早くからウマグツを知っており、おそらく最初はウマの蹄を革でつつむとか、堅い木でつくった木澁を使用したが、のちには鐵製のものが一般化したものだと考えられる。

つぎにモンゴルはウマの身體を保護するために、なにか鎧のようなものを着せていたろうか、どうかという問題がある。ヨーロッパのある年代記[7]によると、タルタルのウマは鎧をつけていたということになっているが、これはおそらく誤りであろう。さきにもいったように、モンゴルは戰爭にはつねに數頭のウマを伴って行き、それは消耗品の一種としか見なされてはいなかった。かれらは渴すればウマの血を飲み、皮を浮袋にして水を渡り、骨で鏃（やじり）を製したといわれているほどである。それにこの記述には、タルタルのウマは『大きく、強い』と書いてある。モンゴルのウマ

が強いことは確かだが、決して大きくはない。それは通常 pony といわれる小さい種類に屬している。こういう誤りがある以上、タルタル騎兵のウマが鎧を着ていたという記事も同じく誤りであると見てさしつかえあるまい。あるいはモンゴル・ウマは毛が非常に長く垂れ下っているのを見誤ったものかも知れない。ウマ鎧どころか、反對にモンゴル騎兵のウマの裝具は、きわめて輕裝であった。これは「黑韓事略」に『その鞍、轡は輕簡にして、以て馳騁に便に、重さ七、八斤（約四・五キログラム）に盈たず』とあることから見ても明かである。同書によると鞍は前部が高く、後部が平らだというから、現在も遊牧民が使っているものに似ている。特色のあるのは圓形の鐙である。圓形鐙は靴のかかる面積が廣いので、馬上での身體の運動に便宜で、とくに弓をひく時に身體を安定せさる効果がある。この圓形鐙は、いまでもモンゴルは使用している。

モンゴル・ウマの特色として第一に擧げられるのは、小型なことである。それは平均一三ハンド（ウマの大きさは、肩から地面までの高さで、一ハンドは一〇・一六cm）というから、これを例えばアメリカのカウ・ボーイが使う普通のウマの一五・五ハンドに較べても、かなり小さいことがわかる。もう一つの目だつ特色は、毛がおそろしく長いことである。またモンゴル・ウマはほとんど手入れをしなくてもよく、放牧だけで飼料はやらない。この點は現在も十三世紀時代でも變りはなく、「黑韃事略」にも『その馬は野牧し、芻粟なし』と見えている。冬でも雪をかきわけ、氷を破って枯草を喰べる。それでヒツジなどはウマのあとについて歩いて、餌にあずかるのである。モンゴル・ウマはその性質が穩かなことと耐久力が強いことで有名である。小さいだけに速度は早くはないが、脚の丈夫なことはロバみたいで、險峻な土地で乘りまわしてもあぶなくない。しかしモンゴルは一頭を連續的に乘りまわすことはしない。ウマはしばしば乘り換えるのが普通である。

モンゴルは出征から歸還すると、ウマを水草の豐富な牧地に放牧し、充分に休養させるが、冬になるとテントの附

近に集め、飼草の量を制限して、贅肉を落とす。出陣中もなるべく食わせないようにする。こうすることによってウマは、數百キロ馳けても汗はあまり出なくなる。

牡ウマのうち、もっとも優秀なものは種ウマとして殘し、他は多く去勢することになっていた。去勢ウマと牝ウマは別群にしておき、種ウマはこの二群とは種つけの時以外は分離しておいた。ウマの群は多い時には四、五百頭を一群とすることもあって、この程度の馬群でも牧人（冗刺赤 ulaačï）二人で管理、調教したという。[8] その調教師すなわちウラチにはモンゴルはすくなく、ほとんどが西域人と漢人で、とくに西域人が多かった。[9] 種ウマ一頭につき牝ウマ五、六十頭の割合であった。「黑韃事略」によると、種ウマを『移刺馬』といっていた。この移刺のモンゴル語對音は、おそらく ere であろう。エレということばは『男性、牡、强い、勇ましい』などの意味がある。このことばは、あるいは契丹の氏族名移剌（亦刺）と關係があるかも知れない。モンゴルでも名まえに動物名をつける習慣はよく知られている。さて「事略」には、

その牡馬の十分に壯好なるものを留め、移刺馬種となすほか、餘のものは多く扇（去勢）す。ゆえに强壯ならざるなし。移刺なるものは公馬なり、かつて扇せず、騍馬の群を專管して、扇馬隊には入らず。扇馬、騍馬はおのおの自ら群隊をなす……騍馬が群を出ずれば、移刺馬は必ずこれを咬踢して歸らしむ。或は他の群の移刺馬が踰越し來れば、この群の移刺馬は必ずこれを咬踢し、擊（撃）って、しかして別あり。

という記事が見えている。文中の公馬という語は、普通には戎馬の意味であるが、普通は種馬は軍用や勞役には使わないから、たぶん氏族や部族の首長の所有という意味であろう。「騍馬」は「課馬」すなわち牝ウマ（「輟耕錄」卷七）のことである。

調教は生後一、二年たつと草原を縱橫に馳けまわさせて鍛え上げ、その後はじめて人間が乘って騎馬の訓練を實施

する。このあいだに蹴ったり、噛んだりしないように調教するとともに、とくに念をいれるのは嘶なかないように注意することで、これは騎兵戦術上、敵に所在を氣づかれないために、きわめて重要な訓練である。したがってモンゴル騎兵のウマは數百、數千頭集まっても嘶きの聲を聞きくことはなかったという。またこうして嚴重な調教を受けたウマは、下馬しても繋いでおく必要はなく、その場所から逸走することはない。晝間は一切食らわせず、夜にいって放牧してから夜明にいたるまでは、自由に草を食わせることなっていた。

モンゴルのウマはまえにいったように、毛の厚いポニーである。おそらく、中世のモンゴル・ウマもいまと同じようであったとは考えられるが、この點に關して詳しいことはわからない。ただモンゴルの中央アジア征服後においては、西トルキスタンの大きく、脚の早い種類を導入したことには疑いない。さきに述べたように、ウラチ（調教師）には回回（西域人）が多かったということから見ても、この推定には根據がないことはない。おそらくはチンギス・ハーン以後は、必要に應じてモンゴル・ウマと西域ウマの兩方の種類を使い分けたものと考られる。すなわち、山地では脚の丈夫なモンゴル・ウマを、平地では脚の早い中央アジア系のものを使用したのであろう。

このようなウマを使用するモンゴルの騎馬戰術の特色は、いうまでもなくその優れた機動力にあった。モンゴルの遠征には貴賤ともに家族を伴い、動産は携えて行くのが常例であった。[10] そして宿營の時には、テントを立てたり、取り拂ったり、食事をととのえたり、また武器、馬具、衣服、テントその他のものの作製や修理は、みな婦人の任務であった。換言すれば、婦人は兵站、輜重、後方部隊ともいうべきものであった。これは當然で、强壯な男子はすべてが戰鬪員である遊牧民の場合、城郭もない根據地に家族を殘しておくことはできなかったからである。もっともモンゴル帝國が成立し、カラコルムのような首都が建設されて以後は、必ずしもこの慣習は實行されなかったが、それでも遠征に家族を伴うことはしばしばであった。根據地や都市に家族を殘して出征する場合にも、家族の一部、とくに複

數の妻のうちの何人かは、やはり遠征に伴うのが常であった。これについては「蒙韃備錄」にも『その俗、出師には貴賤を以てせず、多く妻孥を帶びて行き、自らいう（これを）用うるに行李、衣服、錢物の類を管せしむと。婦女は氈帳を張立し、鞍馬、輜重、車駄等の物の事を專管し、極めてよく馬を走らせ、衣るところは中國の道服の類の如し』と見えている。こういう慣習が後に奥魯（ayuruq→a'uruq）として制度化されたものであろう。奥魯については別章で述べる。後のことではあるが、[11]ラシード・アッディンによれば、フラグ・ハーンの西方遠征には、その妃のうちの二人と長子を伴い、他の家族はモンゴリアに殘しておいた。これは何もフラグ・ハーンのような地位にあった人だけに限られていたのではない。この遠征の先鋒隊長であったキトブハは一二六〇年にレバノン山の東方でエジプトのマムルーク兵に慘敗を喫した。勝利をえたエジプト軍はキトブハの宿營を襲い、その妻子、家從を捕虜にした、ということをペルシアの史家[12]マクリーズは記している。これによって見ると、このころになっても、遠征に家族を伴っていたことがわかる。

モンゴルは敵に近接すると、いかなる小部隊であっても必ず優秀な騎士の小部隊を、一〇〇キロ・メートル前後の距離まで四方に偵察のために先發させる。これらの偵察隊は、敵の所在を確かめ、地形、道路、城寨、食糧調達の可否、牧地の有無などを偵察する。その間、主將は必ず高地に陣營を構まえ、巡邏の騎を出してたえず附近を驚戒させ、夜に入ってもテントには必ず鞍をつけたウマ二頭を殘し、他は草地で草を食わせる。宿營には日沒前に火を燃やして食事を終わり、夜になってからは丘の蔭や森のなかなど、外部から見えにくい場所に移動した。

チンギン・ハーンの兵法の根本原則は、一言でいえば、勝利の確率が大きくなければ戰わないということに盡きる。かれはモンゴル統一にいたる以前には、危險を冒して戰ったこともあるが、その後においては、結果が不確定な戰はほとんどしていない。一二一九年から一二二五年にわたるかれの西域遠征中で、相當のモンゴル部隊が敗れたの

は、部將シギ・フトフトがヒンズー・クッシュ地方東部で、ホラズムの王子ジェラル・ウッディンと戰った時ぐらいのものである。この時の戰闘では、モンゴル軍三萬に對してホラズム兵は六萬ないし七萬に達していた。チンギス・ハーンはシギ・フトフトの敗報に接して、西トルキスタン南部から急遽、大軍を率いて戰場に向い、シギ・フトフトを戒めたといわれている。さきに述べたキト・ブハの敗戰においては、エジプト兵十二萬に對してモンゴルはわずかに一萬人にすぎなかった。このような事例は別として、モンゴルの兵法は、いわゆる『利[13]を見ざれば、進まず。動靜の間に敵の强弱を知る』であった。

モンゴル騎兵の使用法は、當時のペルシアやヨーロッパに見られたような重裝騎兵の密集隊形ではなく、數騎づつ分散して廣汎な土地を絕えず馳驅し、敵兵を分斷したのち、個々に擊破する戰術であった。こういう戰術をとるためには、運動が自在で、輕捷な騎兵を必要とし、そのためには小廻りがきかない、大きく早いウマよりは、よく訓練された溫順で、小柄で、敏捷なモンゴル・ウマのほうがいっそう適していた。モンゴル兵自身も一騎打ちのような個人的武勇ではなく、つねに數騎を單位とする團體戰闘をとるような訓練を受けていた。このような合理的戰術の前提が、大きい機動性にあったことはいうまでもない。

戰闘における勝敗の鍵が兵力の量的優勢にあるとすれば、それは戰場に兵力を集中する機動性の優劣にかかっている。モンゴルのような輕裝騎兵で、換えウマを伴うとすれば、一日二五〇キロまでの速度は困難ではなかった。もっともこれは軍隊のみで豫定された特定の戰場に行軍する時の速度で、家族と兵站の速度は、ラクダやウシ車を使用していたのだから、はるかにおそかった。從って、遠征に際しての長距離移動はこの半分以下であったろう。しかしこれを歩兵隊あるいは歩騎混合隊に較べれば、驚くべき速度だといわなければならない。歩兵の行軍能力はせいぜい四、五〇キロで、しかも毎日この速度で行軍し續けるならば、戰場に到着して直ちに戰闘狀態にはいることはできなか

ったであろう。この點でも騎兵ははるかに有利であった。とくに平常たえずウマに乗り慣れているモンゴルにとっては、ウマで行くことは何の苦痛でもない。[14] マルコ・ポーロによれば、モンゴル人は十日間ウマに來り續けることができ、急な時には二日半ウマから下りずに驅けさせたという。

つぎに當時のモンゴルの兵力總數を考えてみたい。チンギス・ハーンが漠北を統一したころの領域は、東は興安嶺から西はアルタイ山脈、北はバイカル湖から南はゴビ砂漠にわたっていた。當時、この地域に住んでた遊牧人口については、史料上の手懸りはない。參考までに、この地域よりもすこし小さい現在のモンゴル人民共和國の人口はほぼ百萬である。チンギス・ハーンのモンゴルの兵數は中國の文獻ではよくわからないが、ペルシアの資料にもとづいたエルトマン[15]によれば、つぎのようである。

チンギスの親衛兵	一、〇〇〇
中軍	一〇一、〇〇〇
右翼軍	四七、〇〇〇
左翼軍	五二、〇〇〇
ジュチ	四、〇〇〇
チャガダイ	四、〇〇〇
オゴダイ	四、〇〇〇
グルガン	四、〇〇〇
オトチギン	五、〇〇〇
ジュチ・ハッサルの王子等	一、〇〇〇

イルチギダイ	三、〇〇〇
ホエルン・エケ	三、〇〇〇
豫備軍	一、〇〇〇
合計	二三〇、〇〇〇

チンギス・ハーン死去前後のモンゴル帝國の版圖は、東は滿州、西はイラン、北はシベリア、南は北中國に膨張した。この廣大な地方の征服と維持に、わずか二十三萬程度の兵力を使用したにすぎない。これに對し一二三五年にオゴダイ・ハーンの下で調べた北中國の人口は四百七十五萬餘だというし[16]、他方中央アジアやイランでは數十萬に達していた大オアシス都市もあり、たとえばサマルカンド[17]は十萬戸であったというから、その人口は四、五十萬におよんでいたと考えてよいであろう。西方史家の傳えるところによれば、チンギス・ハーンの西征の時に、サマルカンド防衛のためにホラズム帝ムハマッドが動員した兵數は十一萬であったという。[18]このような情況から見れば、モンゴルの總兵力二十三萬はきわめて少くないものといわなければならない。

モンゴルの間斷ない東西南北の征戰に使用した兵數の少なさに較べて、その効果は著るしく大きい。そしてその最大の理由は、モンゴル騎兵の機動力にあった。兵數がいかに多くても、機動力が低いならば、特定の戰場に投入しうる兵力がすくないのは、自明の理である。算術的計算によっても、機動力が五倍であるなら、五倍の敵軍に對抗しうるわけである。このように考えれば、人口すくなく從って動員數も限られていたモンゴルが未曾有の征服事業をなしとげた重要な原動力の一つが機動性であったことは明かである。しかしこれは野戰についていえることで、攻城戰では別である。攻城戰については、後に觸れる。

註

1 「蒙韃備錄」に『近來、掠中國之人、爲奴婢、必米食而飽』とある。孟珙が漢北に使したのは、チンギス・ハーンの十六年、すなわち一二一一年のことであるから、かなり早くから中國人に耕作させていたものと考えられる。

2 「元史」巻一〇〇、馬政。

3 「黑韃事略」

4 Karl Jettmar; Die frühen Steppenvölker, der eurasiastische Tierstil, Entstehung und sozialer Hintergrund, 1964, 15.

5 R. Ghirshman; Iran from the Earliest Times to the Islamic Conquest (Penguin Edition), 1954, 285.

6 王國維「蒙古史料四種校注」の黑韃事略注。

7 W. W. Rockhill; The Journey of William of Rubruck to the Eastern Parts, 1253—55, London, 1900, p. xxx.

8 「黑韃事略」

9 「蒙韃備錄」

10 同右。

11 M. Quatremère; Histoire des Mongols de la Perse écrite en persan par Rashid-eldin, Paris, 1836, p. 147.

12 Henry H. Howarth; History of the Mongols from the 9th to the 19th Century, London, 1888, vol. 111, p. 169.

13 「黑韃事略」

14 A. C. Moule, Marco Polo, the Description of the World, vol. I, pp. 71—73 にモンゴル騎兵のウマや武器についての叙述があるが、繰り返しが多く、要は本文で述べたということにかわない。

15 Franz von Erdmann; Temudschin, der unerschüterliche, Leipzig, 1862, S. 455.

16 「元史」巻五十八。

17 「長春眞人西遊記」

18 Erdmann 前掲書、三八四頁。

第二章　武器と武裝

西方の史家[1]によると、モンゴル騎兵は弓矢、彎刀、斧のほかに鏃、篩、錐、針、糸などの携待を命令され、身體には革製の甲冑を着ていた。甲は鐵片で補強されていたという。この點に關しては「黑韃事略」にも記述がある。「事略」によれば、甲には柳葉甲、羅圈甲があったというが、前者はおそらく革甲に細い鐵片を縫いつけたものではないかと思われる。後者には「革六重」という註がついていることから考えると、たぶん鞣皮を六板重ねた甲ではないだろうか。

つぎに弓としては頑羊角弓というものが擧げられている。頑羊とはおそらく大角羊でモンゴル語 teke で、「五體清文鑑」[2]の說明には『山羊に似て角頗る大きく弓面を貼るのに用いる』となっている。この大角羊はゴヒ地方に棲む argali (Ovis ammon) といわれる、野生ヒツジのうち最大の種類にちがいない。

もし頑羊をアルガリだとすると、その角を弓面に張ったので、この名まえが出たものと考えられる。「事略」に見えるこの頑羊角弓に『角面連靶、通長三尺』という註がある。この角面とは、おそらく後に述べるように、モンゴルの合板弓 compound bow の弓身の斷面が楕圓形をなしていることをいったものであろう。連靶というのも、後に記すように、モンゴル弓の中央に嵌められている握りの部分を指すもので、それが他の部分と接合されていることを連靶と表現したものと考えられる。長さは三尺というから、ほぼ一メートルの短弓である。

弓はその形から見て、長弓と短弓と弩の三種があり、構造上からは單板弓と合板弓の二種になる。モンゴルの弓はこのうちの合板短弓である。これは騎射用としては、その操作の便宜から見て、はるかに長弓に優っており、また打撃力の點からは單板弓の比ではない。

合板弓もその主要部分は木である。しかし一片の木ではなく、數片の木を角と動物の腱とで複雑に張り合わせたものである。普通、合板弓は二片の先端の部分、同じく二片の内側の部分、一片の握りの部分と合計五片に分れている。このうち先端の部分の構造は比較的に單純で、木片の間に角片を挟んだものもあるが、木片だけのこともある。ところが他の二つの部分の構造はかなり複雑である。先端部分の斷面は、ほぼ正三角形に近く、木片の心を角と腱で覆っている。他の部分も同様であるが、ただ斷面は弓身の部分では平たい三角形、握りの部分は楕圓形をなしている。この五つの部分以外にもう一つ先端部分に弦を通すための突起が嵌めこまれている。これらの部分は、膠でかたく張り合わされ、強化を必要とする接合部は革紐でしっかりと結びつけられている。五箇に分けてつくられる各部分の木片はそれぞれの目的に合致した、異る材質を使用する。そして最後に樹皮か薄い革で表面を包み、ワニスを塗りつける。こうしてできた弓は、握りを中心にして左右（あるいは上下）は完全に對應していなければならない。

右に述べたような合板弓から發射された矢のもつ運動エネルギーの量は、實驗[3]によれば、モンゴルの合板弓はイギリスの長弓に較べて四〇パーセント以上多いそうである。しかしこの種の合板弓は、なにもモンゴルだけに限ったものではなく、中央アジアや西アジア全域で使用されたものである。モンゴル弓の強さについては「備錄」に『弓は必ず一石以上』という記載がある。石斗というのは、日本でいう『何人張り』にあたる弓の強さであるが、元朝時代の弩の強さについては「絜[4]（挈）四石斗力、柱子弩二石斗力」という記錄があるから「一石以上」の弓というのは、かなりの強弓であったにちがいない。ついでにいっておくが、元朝の礮の力は梢といい、五梢礮から十五梢礮まであ

った。

モンゴル騎兵は、この強力で、しかも弓身が短くて騎射に便利な合板弓を使用した。日本やヨーロッパには合板弓はなかった。合板弓の製作に不可缺の、大きな角をもつ動物が、これらの國にはいなかったからである。Ovis ammon（大角羊）や Ovis poli（マルコ・ポーロ・ヒツジ）はモンゴリア、中央アジア、西アジア以外には見出せなかったからである。遊牧民はすべてかなり古い時代から合板弓を使用していたと考えられるが、その歴史や、地域と民族による相違の詳しいことは、まだわかっていない。しかしモンゴル騎兵の威力の源泉は、ウマとともに合板弓にあったことは爭えない。モンゴル騎兵は、おそらく歩兵の合板弓に較べてはより短く、輕い弓を使用し、矢もあまり重いものは使わなかったと思われる。モンゴル騎兵は遠距離[5]から矢を放ち、またウマを馳けさせながら背後の敵に向っても射撃したといわれているから、おそらくこの推定は正しいと思われる。モンゴルの弓矢は、おそらくそのウマの使用と同じく大集團の機動戰に適應するようにできていたものにちがいない。モンゴルの遭遇戰法については「黑韃事略」など中國の資料にも、西方の資料にも見えていて、だいたいのところは一致している。敵軍に會えば、まず順次に前鋒の騎馬隊を繰り出し、矢を浴せて時をかせぎ、そのあいだに本隊は展開布陣し、敵の左右、前後に逼り、機が熟すると、全軍が四方から矢を集中し、敵陣が亂れると、刀を揮って突擊する。これが常法であるが、もし敵陣が堅固で容易に崩れない場合には、ウシ、ウマを敵陣に驅り立て攪亂をはかる。もしそれでも敵陣が崩れない時には、持久戰に入り、常に小部隊が敵陣の周圍を驅けめぐり、時々矢を射かけ、こうして敵が疲勞し、糧食、燃料、水などが缺乏するのを待って突擊を加える。このような野戰における持久戰でも、多數の家畜によるモンゴルの補給は有利な地位にあった。

つぎに矢であるが、「事略」などは『箭鏃は、すなわち骨を以てす。從って鐵を得るなく、後來、回回を滅ぼし、

始めて物産あり……』としてあるが、チンギス・ハーンの漠北統一以前にも、鏃に使用する程度の鐵があったことは明かである。ただ當時は、鐵はすこぶる貴重視されていたから、狩獵などには骨簇を使用したものと考えられる。骨簇には多くラクダの骨を使用した。普通の矢のほかに、信號用の鳴鏑はもちろん使用されていた。

弦を引くことによって、弓に貯えられたエネルギーは矢に轉移されるのだが、その場合、矢の重量が大きければ大きいだけ、エネルギーの轉移の効率は高い。しかし矢の飛ぶ距離はそれだけ短かくなる。この原理は弓射を知っている者なら、誰でもわかるはずである。これから見て、おそらくモンゴルは遠距離用の輕い矢と近接用の打撃力の大きい、重い矢の兩方を使用したものと考えられる。「事略」によれば、笴（やがら）には沙柳を用いたという。

利器としてもっとも重要なのは灣刀（環刀）であった。それは刃面が薄く、大きくそり反っていて、比較的短いものであり、柄も短く、片手用であった。このほか槍も使った。モンゴル兵は騎射を主とするから、楯の類は當然あまり使用しなかったが、特殊な目的のためには使った。「事略」によると、楯には旁牌、圓牌の二種があった。前者はかなり長大（幅三十寸、縱六十寸）なもので、革製あるいは木製であった。旁牌とはただの楯のことであるが、ここではおそらく陣地用のものを意味しているのであろう。同じようなものに拐子牌というのがあり、この方は攻城の際に城から撃ち下してくる石礮などを防いだものと思われる。つぎに圓牌は圓形で小型なものである。「事略」によると、圓形楯にも鐵製と木製の兩種あったらしく、鐵製の方は頭を覆って冑の代用にもしたものらしく、これは騎上で使用した。

モンゴル騎兵の裝備は右に述べたようなもので、これはまったく野戰、機動戰向きであった。そしてこの種の戰いにおいて、モンゴルが『その長技は弓矢を第一となし、環刀これに次ぐ』（事略）といわれているのは正しい。しかしこの種の裝備が、堅固な城壁で防備された都市攻撃用でないことは明かである。そこで、中國や中央アジア、西アジアの

都市は必ず堅固な域壁によって防備されていたので、別個の攻撃方法を用いなければならなかった。

モンゴルは都市を攻撃するまえに、その附近の村落をすべて破壊し、村民は壯年男子を除いてことごとくこれを殺戮する。壯年男子は捕虜として伴い、目標にした都市に着くと、域壁に向って對壘の築造に使役し、また攻城の最先頭に驅り立て、モンゴル兵が督戰隊になって攻撃させる。「蒙韃備錄」にはなく「黑韃事略」には見えているモンゴル兵器に『礮』というものがある。記事はつぎの通りである。『城を攻むには、すなわち礮（砲）あり、礮には棚あり、棚には網索あり、以て索を挽く者の蔽となす。向きに鳳翔を打つに、專ら力めて城の一角を打ち、嘗て四百座を立つ』礮、砲は投石機の一種で西アジア、中國、ヨーロッパには中世以前から知られていた。中國では礮は漢代からあったといわれている。回轉軸を臺上に置き、これに直角に腕木を、一方を短く他方を長く固定し、後者の先端に石を置き、前者の先端には重りをつける。腕木の短い方を地面まで引き下ろして急にはなすと、石は飛び出す。この原理によって、重いものを遠距離に投擲する機械が礮、砲である。「事略」の記事を見ると、木製臺上に回轉軸を固定し、短い方の腕には重い錘りをおき、長い方の腕木を人力で地面まで引き下ろしてその先端に投石をおき、急にはなして遠距離に飛ばしたものと考えられる。文中の棚は木組みの發射臺で、網索は城壁上から投下する矢、木片、石塊等から砲手を保護するための裝置と考えられる。「宋史」[6]によると咸淳九年に回回砲（礮）を製造したが、同時に『護陴籬索』という、きはめて有効な防禦用器具も造った。これは砲の發射する石彈から建物を防禦する設備で、稻藁をたばね、丈夫な索で緊縛し、建物の屋根と周圍を覆い、それに泥漿（漆食）を塗りつけたものである。この裝置によって、元軍の礮から發射される石彈を防いだ。これは「事略」の時代より三十餘年も後のことになっているが、投石機が使用されると、當然これに對する防禦法も工夫されたはずであるから、投石機そのものに對する敵側からの矢や投石に對する防禦裝置も考えられたにちがいない。この護陴籬索の例から見て、礮の發射臺と射手を保護する設備の

ことを『棚に網索あり、以て挽く者（射手）の蔽となす』といったものであろう。

いずれにせよ、このような投石機はモンゴル起源の武器ではない。かれらはこれを西アジアか、中國かのいずれかからか學んだものにちがいない。あるいは、おそらくは中國と西域の兩方から導入したと考えのが妥當かも知れない。ドーソン[7]によれば、チンギス・ハーンは中國とペルシアにおいてその時代に使用されていた、あらゆる武器を製造するための工匠をすでにもっていたという。したがってチンギス・ハーンの西征に使用した礮が中國式の機械であった可能性もないこともないが、おそらく西トルキスタン侵入後まもなく、ペルシアの工匠を得てペルシア式投石機を製造したこともありうる。

宋元時代やイル・ハーン時代の史料[8]に關する限り、當時使用された攻城機械は投石機であると思われる。火砲、火箭、火鎗などということばは、しばしば見出されるが、これらは松脂その他の燃燒物に火をつけて、それを弓や投石機で敵城に打ちこんだもので、發射および彈丸に火藥等の爆發物を使用したという、確實な文獻上の證據はないと考えられる。宋の攻略に西域人阿老丁、亦思馬因等が造った砲を使用し樊城、襄陽の攻擊に威力を發揮したことは有名である。とくに亦思馬因傳の『機發、聲震天地』という句は、一讀すれば爆發物で巨石を投擲したように受け取れないことはないが、もちろんこの記事だけでは不充分である。またペルシアの史料[9]にもこれに對應する記事があり、フビライ・ハーンの要請により、南宋攻擊のためにバールベック（いまのレバノンにある）とダマスクスからターリブとその三子アブー・バールク、イーブラヒム、ムハマッドとその他の砲匠を元朝に派遣し、かれらは巨大なフランク（ヨーロッパ）の投石機を造り、城寨を攻めるために大きな効果を發揮したことになっている。しかしこれは當時、中國には存在しなかったような巨大な、そして新式な——ヨーロッパ式の——投石機を意味するものにすぎないと考えられる。なお襄陽攻略に關するマルコ・ポーロの記事もよく知られているが、これによればマルコはドイツ人とキリスト

教徒の工匠を各一人を伴っており、かれらに命じて投石機[10] mangan を造らせたとある。これらの記錄から見ると、元軍が南宋攻略に使用した『砲』は、モンゴル初期のものと異り、ラシード・ウッディン[11]によると、マング・ハーンはフラグ・ハーンをペルシァ征討に派遣するに先き立ち、北中國（キタイ）に使者を派遣して鑛油性燃燒物 naft を投擲する機械の製作、用法に熟達した工匠一千家族を徵募して、フラグの遠征隊に送った。この記事は一見すると、「元史」や「マルコ・ポーロ旅行記」の記事と矛盾するようにも思われる。ペルシアの史料では、投擲機は中國の工匠によってつくられたと記し、中國の史料では逆になっている。しかしラシード・ウッディン自身もある時には、ペルシアから工匠を中國に送ったといい、ある時には中國工匠がペルシアに派遣されたと記しているのである。しかし、この二つの記事は別に矛盾でも何でもなく、モンゴルは中國人であろうと、西域人であろうと、必要に應じて適當に使用したものと考えるべきであろう。中國式やペルシア式のものとするよりは、ヨーロッパ式の新しい型の投石機のようにも考えられる。

註

1 田中萃一郎譯「ドーソン蒙古史」岩波文庫版、上卷、二八六頁。
2 田村實造、今西春秋、佐藤長編「五體清文鑑譯解」上卷、一六一五。
3 W.F. Paterson; The Achers of Islam, Journal of the Economic and Social History of the Orient, vol. ix, Nov., 1966, 78—79.
4 「國朝文類」卷四一、「軍器」の條。
5 「ドーソン蒙古史」上卷、二九一頁。
6 「宋史」卷一九七。
7 「ドーソン蒙古史」上卷、二八九頁。
8 「宋史」卷一九七。A. C. Moule; Quinsai with Other Notes on Marco Polo, Cambridge, 1957, 72.
9 Moule 前揭書。
10 Luigi Foscolo Benedetto; Marco Polo, il milione, Firenze, 1928, 139.
11 Histoire des Mongols de la Perse par Raschid-eldin, traduite par Quatremére, 1834, 133. カートルメールは naft に關する脚註で、投擲機について數頁にわたる詳細な記述をしている。

第三章　兵員の補充と物資の補給

モンゴルの戰法は、以上で述べたように、騎兵による高い機動性を利用して、戰術地點に壓倒的な戰鬪員を短時間に集中、投入するもので、その主要兵器は弓であった。チンギス・ハーン晩年の總兵力二十三萬は當時にしても相對的には決して大きい數字とはいえない。しかもそのころ、すでにモンゴル人活動の舞臺はモンゴリア、中國北部、中央アジアにまたがっていたことから見れば、むしろすくなきに過ぎるものといってよい。しかしながら全軍騎馬隊で高い機動性をもち、同時に站赤 jamči[1] の制度によってすこぶる効率のよいコンミュニュケーションの手段を全占領地域に施いていたのであるから、二十三萬という兵數は、當時のいかな國家の步兵隊あるいは步騎混合隊に對しても、相對的に決定的優位を保持しえた强大な軍隊であった、といわなければならない。

この二十三萬という兵力は、モンゴル遊牧民を主體とし、多少のトルコ系遊牧民を加えたもので、平時は遊牧を營み、戰時には卽時に動員可能な員數であった。そしてこのうちのかなりの部分は、ほとんど常時、遠征に從事していたわけである。したがってつねに兵員、ウマ、兵器、その他の裝備、時には糧食を遠距離に補給する必要があった。モンゴルの軍隊としての性格に關しては、ペルシアの史家[2]ジュワイニにおもしろい記事がある。かれはモンゴル軍について記して『それ(モンゴル軍)は農民のようなものである。かれらは qubčir[3]（主として家畜による基本稅）、臨時稅、公けの使者に對するウマと食料の供給を行う驛傳の維持などを含む負擔を課せられていた』ジュワイニが『農民

のような』といっているのは、當時のイランの兵士は支配者から給與を受けるが稅は負擔せず、農民は自ら衣食して稅を拂っていたので、このようにいったものであろう。中世の西アジアや中國とかヨーロッパの制度から見ると、軍隊に徵集され、戰爭に驅り出されながら、なお自ら稅を負擔するというのは、不思議な制度だと考えられたにちがいない。この點については「黑韃事略」にも記載がある。それによると、モンゴルの各戶は例外なくウシ、ウマ、車、兵器、人夫、羊肉、馬乳を稅として納め、そのほかに驛傳（站）の維持も負擔した。原文では『民戶』となっているが、モンゴルである限りすべての民は同時に兵であるから、結局ジュワイニの記しているところと同じことを述べているわけである。

しかしながら、たとえモンゴル遠征軍がその平常の兵器、糧食などの大部分を現地調辨するのが原則であったにしても、遠征地の狀態、情況によってはそうできないことも起りうる。また、それ以上に重要なのは、兵員の補充であった。すでに述べたように、攻城戰の場合は先頭に地方民を驅り立てて、攻擊するというような手段によってモンゴル兵の損害をすくなくしたが、それでも攻城ごとに多少の消耗は免れることはできない。さらに野戰においては、つねに相當の損傷を覺悟しなければならない。さらにモンゴル軍の中核はつねにモンゴル人によらなければならなかった。そこで有效な戰鬪員補充組織が必要になる。

こうした戰鬪員の補充と兵站あるいは補給のための組織が、「元史」「元典章」そのほか元代の史料にしばしば見える奧魯の制度であった。しかし奧魯は阿兀魯（黑舌）aʼuʼruq という形ですでに「元朝祕史」にも出てくる。「元史」に見える世祖第七子の奧魯赤はこの aʼuʼruq に名稱語尾 -či をつけたものであることにまちがいない。ラシード・ウッディンを檢して見ると、この皇子の名は oqruqči となっており、これはモンゴル語の auɣruq→auʼruq であることを示している。[5] ポール・ペリオは白鳥庫吉の說である奧魯の ol 對音說を駁して aɣruq, oɣruq, "camp à l'arrière"

(pour les bagages, les vieillards, les femmes) といっていているが、ペリオ説が正しい。

「祕史」にはアウルックということば、數箇所に見えているが、その同じことばに對する傍譯が異っている點は、注意に値いする。わたくしが檢索した限りでは、つぎの如くである。

	卷	葉	行	譯
a	四	一八	二	老小營
b	四	一八	三	老小營
c	八	四	三	家每
d	八	四	八	家每
e	八	四	九	家每
f	一〇	七	七	老小營
g	一一	一八	一〇	營盤
h	一一	一九	六	營盤
i	一一	三七	一	老營
j	一二	二〇	二	老營

右の例のうちのiとjは「老營」となっているが、これではまったく意味をなさない。老小というのは、家族という意味である。書寫の誤りであろう。さて右表によって明かなように、アウルックを老小營と譯している箇所四、家每（家族の複數すなわち家族の集團）とするもの三、營盤とするもの二である。しかしどの譯語が多いか、すくないかということは大した問題にはならない。問題はアウルックに對して、なに故に三つの異なる譯をつけたかという點で

ある。そのうち老小營と家毎はあまりちがはない。ただ老小營は集合名詞であり、單なる家族の複數ではないということだけである。しからば形式上は家毎も老小營も家族の複數にちがいない。そこで問題は、營盤である。「祕史」では一般に「營盤」は nu(n) tuq の譯語で、アウルックを營盤と譯しているのは、まったくの例外である。すでに觸れたように、ヌトゥクはトルコ系の遊牧民のキシュラックすなわち多の住地、牧地――同時に本據――に當たるものである。その意味ではアウルックはヌトゥクとは別のものといってもよいが、關係がないことはない。なぜなら、移動しない時、すなわち多の期間や出征中以外には、アウルックは當然ヌトゥクのなかにおかれているからである。換言すれば、ヌトゥクは牧地を含む遊牧民の本據――「元史」卷一〇〇、馬政の條に見える「本地」――であったからである。右のように解釋すると、アウルックを老小營、家毎および營盤と三通りに譯しているのは、かえってアウルックの性質を明かにするものといってよい。それは確かにいくつかの同系統の核家族の集まったもの（家毎）であり、同時に一定の組織と機能をもつもの（營）であり、そしてその通常の位置は本據の牧地（營盤）內にあったのである。そこで漠北時代のアウルックについて、「祕史」はどのように描いているかを一瞥しよう。つぎの一節[6]はアウルックの本質を簡明に說明しているものといってよい。

チンギス・ハガーンのアウルックは、ハリルト湖（の岸）にあった。アウルックに殘っていた者を、ジュルキン族は（その）五十人の着物を剝いだ。十人を殺した。

これでアウルックとは、元來は家族とその召使などの居所、すなわち本據を指すことは明かになったと思う。しかし右の記事だけでは、アウルックはあたかも常に一定の土地に存在するような印象をあたえるかも知れない。しかしつぎの記事[7]で明かなように、大規模なアウルックはテントを載せた家車 ger-terge(n) をもち、多くの荷車、ウマ、ウシ、ラクダ、ヒツジ、ヤギなどの大群を率いて、しばしば移動していた。つぎのような記事[7]もある。

家車、大きいアウルックが移動している時、止まっている時、整備しておくことは容易ではない。

モンゴルが渓谷に沿ってアウルックをおいていた時代には、特別な情況の時を除いてアウルックの長距離移動の必要はなかったものと考えられるが、かれらが草原上に進出して、征服事業を開始すると、頻繁に移動するようになり、ラクダや車も多く使用することになったものであろう。この時代になると、各部族は戦争や防禦の必要上かなり大きな集團をなしていたものと思われる。その上、アウルックはますます組織化され、出征者の家族のみならず、敵によるアウルックの攻撃に對してもある程度の戦闘行爲ができるほどになった。これはチンギス・ハーンのメルキット族征服後にかれらのアウルックが反亂したのに對しチンギス・ハーンのアウルックが反撃、鎮壓したことを述べた、つぎの一節[8]から覗うことができる。

また、さきに降伏したメルキットのアウルックから反亂が起こった。しかしこちらのアウルックにいた家來たちが、かれらに打ち勝った。

アウルックはこのように出征軍の根據地としての重要性をもつようになり、それは留守部隊としての性格も兼ねることになった。したがってアウルックにも相當の護衛部隊が置かれ、重要な人物がその長（奥魯赤）に任命された。たとえばオゴダイ・ハガーンが金の征伐に出陣する時、チャガダイは「[9]アウルックは立派な人物に委任して出陣されよ」といっている。またチンギス・ハガーンの末子オトチギン[10]は、父の西域親征中はモンゴリアにあるイェケ（大）・アウルックの留守居役を命ぜられた。

遠距離の出征となると、各部隊のアウルックもまた本隊に附隨して遠く移動するようになった。一二五二年、フラグ・ハーンのペルシア遠征中、モンゲ・ハガーンの命を受けて西域に使した常徳の「[11]西使記」に、つぎの記事が見えている。

（一二五九年四月十二日）里丑城を過ぐ、その地に桑棗あり、西征の奥魯この地に屯駐す。

文中の里丑城がどこに當たるかはわからない。しかし前後の記事から察すると、この時、常徳はすでにアム河を渡っており、この文のすぐ後に「馬蘭城を過ぐ」と見え、馬蘭はメルヴだと思われるから、メルヴとアム、ムルガーブ兩河下流の間にあったオアシス町であろう。當時、フラグはすでにバグダードを破壊し、イル・ハーン朝の首都に選んだアジェルバイジャーンのタブリズにいたので、常徳はおそらくタブリズに向っていたものと思われる。この記事からフラグ・ハーンの西城遠征中には、そのアウルックははるか後方のカスピ海東方の地に置かれていたことになる。そしてペルシア全土の平定後、アウルックはさらに西方に移動したものであろう。

カートルメール[12]はそのラシード・ウッディンの譯註においてペルシアその他の西方の史家を多數引用してアウルックを論じている。かれはアウルックということばの原義はテントであるが、しだいに變化して宿營、陣營、そしてついには『女、子供、奴隷、大行李（gros bagage）』を意味することになったとしている。そしてアウルックの任務は、移動する遠征軍の後方についておくれないように進むことで、そのためにテント、補給品その他を大きな車に載せて運び、アウルックには相當兵力の護衛隊を付した。豊富な根本史料にもとづくカートルメールの解釋は正しいとは思われるが、かれの説明はもっぱら遠征におけるアウルックに關するものであり、時代的にはフラグ・ハーンの西方遠征（一二五三―五八年前後）のことである。この時期は、東方ではマング・ハーンの時代に當たり、フビライ・ハーンが中國征服に活躍していたころである。しかし東方ではまもなく（一二六〇年）フビライ・ハーンは元朝を建てた。元朝はかなり中國の傳統的王朝の色彩の強い制度を採用することになり、モンゴル諸王朝のうちでもっとも定着社會的な王朝であり、したがってアウルックも、カートルメールが描いたような遠征軍の大行李といったものから、定着國家の制度に變化していったのである。

このように漠北時代においてすでに、アウルックは單なるヌトゥクの殘留家族の集團から發展して、モンゴル兵の本據、根據地、留守部隊、そしておそらくは出征軍に對する兵員補充、物資補給の基地のような性質をもつ制度に變化していったことが認められる。ところが、さらに下って元朝時代になると、アウルックの制度は、『奥魯』として中國に移植され、出征軍に對する兵員の補充、物資の補給の組織として、軍政上きわめて重要な地位を占めるようになったのである。つぎに元朝のこの『奥魯』について述べよう。

アウルックの本質は、すでに前に明かにした。この制度は、元朝になると、このことばの漢字音譯『奥魯』として「元典章」「元史」をはじめ、諸書にすこぶる多く現われてくる。このことばを簡單、明瞭に定義した文は「國朝文類」につぎのように見えている。

軍が出でて征戍し、家の鄉にあるを奥魯といい、州縣の長官が結銜して奥魯官を兼ね、以てこれに莅(のぞ)む。これその槩なり。

この文章は「經世大典」からそのまま採ったもので、元朝の制度としての奥魯を簡單ではあるが、きわめて正確に定義している。この文は「經世大典」の序錄、軍制の條に見えるので、元朝にあっては奥魯は軍事組織の一部とされていたことは明かである。

しかしながら、定着民族である中國人を征服して建てた元朝は、漠北時代のモンゴル・ウルスとは情況は大いに異る。漠北時代においては、きわめて小數の例外を除いては、兵はすべてモンゴル人であり、そうでなくても遊牧民ではあった。中央アジア、西アジアにはオアシスの定着民もいたが、草原の遊牧民もすくなくはなかった。しかし中國本土はこれらとはまったく變わって、すべて定着民の地であり、遊牧民は存在しなかった。占領地を支配するためには、當然兵力が必要である。中國を征服したモンゴルは、遊牧民の軍隊をそのまま中國にもちこんできたが、西方に

おける定着民に對すると同様に、かれらは中國人の軍隊も編成して、補助兵力として使用するようになった。しかし騎馬兵であるモンゴルをはじめ他の遊牧民の兵（探馬赤軍）と中國兵（漢軍）とははっきり區別されていた。

兵員の徴集法もまた遊牧民と定着民とでは異っていた。モンゴルその他の遊牧民の場合は、十五才以上七十才までの男子はすべて兵員と見なされた。これらの遊牧兵は戰時には全員出動し、平時には遊牧を營むこと、漠北と異ることはなかった。これらの遊牧部族が中國においても、依然として、すくなくとも中國北部においては、遊牧を營んでいたことは明かである。「元典章」巻三十六八葉に見えている記事によると、中統三年に中國北部におよそ三〇―三五キロの間隔をおいて「水草の好き地面に營盤（ヌトゥク）一所を安置」せしめた。これは阿里不花（アリク・ブハ）の亂の直後でまだ征討の大軍の往來が激しかったからでもあるが、とにかく騎馬隊の往來のために、農耕地帶に相當の牧地をつくらせたことを示している。また至元年間、世祖に仕えていた胡祗遹[13]が地方行政について述べている文章のうちに『各村の荒閑の官地、牧馬の營盤』ということを書いている。胡は山西で地方官をしていたことがあるから、おそらくその地方のことを記したものであろうが、村落の附近にまで遊牧民のヌトゥク（營盤）があったことは明かである。このような狀態は元初だけではなく、後にいたるまで繼續したことは「大元馬政記」元貞元年（一二九五年）の條にもつぎのような記事がある。

例として帖麥赤（temči, ラクダ飼い）は官の駝（ラクダ）を牧放し、九月より初めて本州（固安州、北京附近）の良渠、留禮、西內村等の處に到り、下年四月に至って終わり、上都に往き、冬より春に至り、並びに圈を立てずして餵飼し、倶に百姓の地內において牧放し桑、棗の果木を嚼齧するを致さしめ、諸樹が死損す。

右によると、かれらは北中國から內モンゴリアにかけて遊牧していたことなる。このような現象は、濕潤高溫な南部を除き、かなり廣汎圍に行われていたと思われる。「馬政志」[14]や「元史」には元朝の『牧馬之地』として『東は耽羅を

越え、北は火里禿麻を踰え、西は甘肅に至り、南は雲南に暨り、およそ十有四所。また大都、上都より以て玉倆伯牙、折連怯朶兒に及び、地は週廻萬里、監牧の野ならざるなし』と記されている。ここに見える地名には不詳なものもあるが、とにかく東は耽羅（濟州島）、北は火里禿麻（バイカル海附近）、西は甘肅、南は雲南にわたる廣大な地域にわたり、牧地に適する地方はみな遊牧に使用されていたことが知られる。

このように、モンゴルは元朝においてもその遊牧制を維持していたのであるから、アウルックの制度もまた存續せざるをえなかった。しかしながら定着、農耕地方にアウルックをもつことになると、勢いそこに變化が生ぜざるをえない。すでに述べたように、アウルックの制度は氏族、部族のような血緣團體を基礎とし、遊牧經濟を營む社會の必要から自然に發生したものである。ところが、モンゴルのように定着社會を征服し、領地として支配することになると、どうしても漠北時代そのままの素朴な組織では、アウルックの機能が果せないようになる。チンギス・ハーンの漠北統一によって、モンゴルは完全な草原遊牧民になり、遠距離遊牧を營み、しばしば遠距離に出征するようになった時、すでアウルックは自然發生的な形態から發展して、モンゴルの軍事組織の一部に組みこまれるようになった。この段階におけるモンゴル社會は、それ自體が戰爭を目的とする一大軍事組織に組み換えられ、社會のほとんどあらゆる機能は軍事目的に奉仕することを目的とした。このような社會にあっては、軍と民、軍政と民政とは不可分である。もちろん、ウラジーミルツォフ[15]が詳細に分析しているように、當時のモンゴル社會は複雜な構造をもち、階級的あるいは階層的な區別も存在したが、行政的には强固な軍事國家として編成されていたのである。チンギス・ハーン以前には、廣い意味でのモンゴルのうちには草原遊牧民もあれば、山地の農牧併用の遊牧民もあり、森林地帶の狩獵民も、漁民さえもあった。チンギス・ハーンの國家が成立すると、狩獵は、訓練あるいはスポーツとしては行われたが、生活手段としては必要がなくなった。ましてヌトゥクにおける副業的な農耕は完全に捨て去られてしまい、漠北

における農耕はもっぱら漢人その他の農耕民の手に委ねられ、農産物の不足分は交換か、收奪によって補うようになった。漠北の農民の大部分は、戰爭による捕虜として連れてこられた人々であった。

右のような狀態から脫して、人口の多い定着農耕地域である中國を征服して、そこに王朝を建てるようになると、モンゴル遊牧社會においてのように、社會全體を軍事的に組織するということはできなくなった。軍政卽民政といったような制度は不可能に近いし、かりに可能であったとしても中國人を盡く軍隊組織に組みこむことは、征服者であるモンゴル政權にとっても危險である。こういう事情のもとで、モンゴルは中國においては漠北とは異る制度を採らざるをえなかった。[16]後章で詳しく述べるように、元朝は形式においてかなり中國的制度を採用したが、實質において、そして特に重要な方面では、モンゴル的制度を強く維持することに努めた。その意味で奥魯の制度もまた同樣であった。奥魯は投下（愛馬）[17]や慣習法[18]などとともに、元朝におけるモンゴル的制度の代表的なものの一つにかぞえられてよい。

しかし元朝の制度のように、軍戸と民戸、軍政と民政というように明確に區別することになると、アウルックの性格は曖昧なものにならざるをえない。兵員の部族的あるいは氏族的集團としての奥魯は民政の對象である。しかし奥魯をそのもう一つの面である出征兵士の補充機關および兵站基地と見るならば、それは軍政に含まれるべき性質のものである。事實として、元朝では本來、奥魯は軍政に屬するものとされていた。これは「國朝文類」などに奥魯が「軍制」の條に含められていることでも疑う餘地はない。しかしながら實際には、奥魯は行政上の機關としての取り扱いも受けるようになった。この點について考えてみるまえに、元朝の軍事制度を一瞥しておく必要がある。

元朝の軍事制度は、(1)作戰計畫とその遂行、(2)軍隊の編成、裝備、兵站、交通、通信などの後方組織の運營に分かれていた。いまのことばでいえば、軍令系統と軍政系統との二つがあった。そして、軍令は樞密院、軍政は中書省

兵部の掌るところであった。樞密院の長官は樞察院使で、職品としては丞相、平章政事その他と同じ從一品であったが、この職には、中書令と同様に、代々皇太子がかつくことになっていた。元の樞密院の制度は形式上は宋、金とはあまり異るところはなかったようである。それは軍令の最高機關すなわち參謀本部のようなものであり、征戰には行樞密院という總司令部のようものをおくのが常例であった。しかし元の樞密院の制度については史料がすこぶる乏しく、よくわかっていない。奥魯は、その軍政機關としての性格上、もちろん樞密院には屬さないで、兵部の管轄下におかれていた。

兵部は中（尙）書省の六部の一つで、その長官は平章政事であった。奥魯はこの兵部の出先き機關であった。[19]元朝地方行政制度については別章で觸れるが、地方行政區劃は行省、（道、）路、府、州、縣、（錄事司）などに分かれ、そのほかにモンゴル封建領である投下があった。しかし直接に民政に當たるのは府州縣であり、府州縣の長官にはモンゴルと漢人の二重制度が施かれ、モンゴル人長官は達魯花赤 daruγači といい、漢人のほうは府尹、知州（州尹）、縣尹であったが、このような地方官を管（治）民長官と總稱した。元代の史料には達魯花赤、管民官ということばがよく見えるが、このことである。さきに引用したように、府州縣長官が奥魯を兼職するのが普通であったことからも、奥魯には兵政よりも民政の色が濃いことが知られるであろう。地方官廳は中書六部の合同出先機關のようなものであり、地方の上級官廳には六部（吏、戶、禮、兵、刑、工）のおのおの職掌が見られるが、府州縣のような下級官廳ではその區別は、はっきりしたものではなかった。それで府州縣では達魯花赤や管民長官、すなわち尹に奥魯官を兼任せしめるのが常例であった。このことは「元史」[20]に、

府州司縣の達魯花赤及び治（管）民長官に命じ、本職を妨げずして、諸軍奥魯を兼管せしむ。

とある。しかし奥魯は兵部管掌事項であるから、蒙古、色目人がこれに當ることになっていたにちがない。ただし奥

魯は主として州縣レヴェルの業務であったとはいえ、もっと上級の地方官廳にも存在していたことは、奥魯總管府という路と同じレヴェルにある地方官廳があったことによっても知られる。

しかし奥魯總管府になると、これは完全に兵部系統の機關で、萬戸の下に附設された機關であった。千戸にも奥魯官――府縣の場合と異り專職――が任ぜられた。そして千戸以下の場合には附近の百戸を集めて千戸單位の奥魯とし、これに奥魯官をおいた。この場合、千戸單位に編成されたのは奥魯としての千戸であって、個々の百戸が統合されたものではなかった。このように、地方の萬戸府にはそれぞれ奥魯の事務を專管する奥魯官がおかれ、その職品は從四品ぐらいであったらしい。地方の萬戸奥魯に對して、中央には蒙古都萬戸奥魯官があったが、もちろんこれは兵部に屬していたものである。職品は「元典章」には正五品となっている。奥魯はその性質上、地方機關であったから、兵部の奥魯官というのは、おそらく中央における連絡機關にすぎなかったものと考えられる。[23] 元朝の官制としての奥魯官は、「元典章」によればつぎのようなものであった。

內任	正五品	蒙古都萬戸奥魯官
外任	從五品	奥魯官　各衛　蒙古　萬戸副同
	正六品	各衛副奥魯官
	從六品	蒙古萬戸翼副奥魯官
	從六品	唐鄧均三千戸所奥魯官
	正八品	蒙古軍千戸副奥魯官
	從八品	各翼副奥魯官

このように奥魯官は「元典章」などにも『軍民職』――例えば各道宣慰副使都元師のように――として記載されては

おらず、軍職であるが、その地位も右のように決して高いものではなく、その性格は地方官と見なさるべきものであった。

さて奥魯が漠北時代の軍民一體制からこのような元朝時代の民政的な色彩の濃い軍政に移る過渡期があったことは知っておく必要があろう。元朝の奥魯制が確立されたのは、中統四年に世祖が十路奥魯總管を置いた時であるが[24]、すでにチンギス・ハーンの汴攻略に際して西城人晁思麥里（イスマイリ）にアウルックの業務を取り扱わせたことが「元史」[25]に見えている。中統四年に世祖が元朝の奥魯制[26]を確立した時にも、それは樞密院と同時に制定され、樞密院の管轄下に置かれた。しかし樞密院の出先機關である行樞密院は、征伐の時にのみ置かれ、出征が終わると廢止される機關であったので、本質的に地方機關である奥魯は、しだいに軍政機關、ついで民政機關へと實質上、移行していったものと考えられるのである。こういう移行過程は早くも至元初年に起こったらしく、「元史」[27]によれば至元五年に路の奥魯官を廢止して、その業務を管民官に移管している。しかしながら、その時においても、路府州司縣の達魯花赤は特に達魯花赤衙門を設置しなければならなかった。また奥魯に對する課税、勞役に關しては、樞密院の許可文書を必要とした。さらに奥魯正官（首領官）の事故、不在の際も以次官（次席）が代って職をとることは禁止されていた。これはおそらく奥魯官から漢人、南人を排除するための措置であったろうと考えられる。

しかし奥魯は、はっきり樞密院の『節制』（指揮）下にあった。ところがこのいわゆる『軍民異屬』[28]の制度は、江南征討の際になって始めて修正され、軍官が民職を兼ねることができるようになった。さらに民官が軍職である奥魯官を兼攝することも行われるようになったが、奥魯の性質から見て、民職である管民官が武職たる奥魯官を兼攝するということは、當然の成り行きであったといわなければならない。しかしながら、その時においても路府州司縣の達魯花赤は達魯花赤衙門を設置し、奥魯に對する課税と勞役に關しては特に樞密院の許可を必要とした。さらに奥魯の

正官（首領官）の事故、不在の際にも以次官（次席）が代って職をとることは禁止されていた。これもまた漢人、南人を奥魯から排除するための措置であったと考えられる。

ここで觸れておかなければならない點がある。以上でわたくしは、アウルックがモンゴル的あるいは遊牧的制度である點を強調したが、元朝の奥魯が完全に蒙古、探馬赤（部族、遊牧民の軍隊）の制度で、漢軍には適用されなかったというのではない。「元史」にはしばしば『漢軍奥魯』という文字が見出される。しかしこの場合の奥魯は、漢人軍隊の場合でも、その補給、補充は出身地が直接負擔させられたという意味であって、漢人社會にもアウルックのような制度が設立されたという意味ではない。ただ軍隊の補充、補給をその軍隊の編成された地方の義務と定めただけで、アウルックそのものが設置されたわけではなかった。本質的には性格がまったく異るのではあるが、單に漢軍の兵站と兵士徵集組織を指して奥魯といったものに過ぎないと理解さるべきであり、アウルックとは異種のものであった。

さて制度上、奥魯というものは右のような組織をもっていたのであるが、その實際の運營面ではどのようなものであったか。一般の民政に對してどんな關係があったか。この問題を考えてみたい。

すでに述べたように、奥魯の機能は(1)出征、征戍の軍隊への兵站補給、(2)兵員の補充の二つが主要なものであったので、元朝下の中國においても蒙古奥魯は廣く地方に分散していた。このような元朝のモンゴル奥魯は、おそらく風土的情況によって、北ではやはり遊牧を營んでいたが、また南の方では主として農耕に從事していたモンゴル奥魯も存在した。農耕を營むことになれば、當然漢人と混居することになる。元代には、むしろ農業を營む奥魯を漢人と雜居させる方針が採られたこともあったことは、王惲[29]が『さきに、一切の蒙古奥魯をしてまた民宅に編間せしめ、これをして雜耕せしむ』と書いていることでも知られる。しかし遊牧兵の奥魯の南の限界が黄河の線からさらに南へ延びていたとは、自然條件の上から考え難い。

奥魯はその性質上、出征の場合などには遠征軍とその奥魯の所在は、相互にひどく遠距離にあることもしばしば起こりうる。しかし征戰の場合はやむをえないとしても、永い期間にわたる屯戍の場合には、物資等の輸送に多大の費用を必要とし、またその他の不便がすくない。たとえば、元朝初期においては、内モンゴリアにあった上都を守る兵は西川（四川西部）に奥魯をもち、また西川の屯戍軍の奥魯は山西にあったので『毎歳の轉餉、勞費にたえず』という狀態であった。そこで、ついに至元十九年にいたり、上都の戍軍を西川に還し、以後上都の守備には山西の兵をもってこれに當てることになった。しかし上都と西川というような遠距離に、屯戍軍とその奥魯が分れていたのは極端な場合としても、奥魯制が不經濟、不便なことは明かである。奥魯は軍政と民政の両方にまたがらざるをえない機構であったので、時がたつにつれてその缺陷が現われてきた。當時、地方官をしていた胡祇遹はつぎのようにいっている。

本朝の最も偏重するものは軍にしくはなく、最も紛亂せるものは軍政にしくはなし。貧富强弱が百倍相い懸たるは偏重に非ずして何ぞや。大にしては綱統なく、細にしては紀目なきは、紛亂に非ずして何ぞや。

右は漢軍奥魯について述べているのかも知れないが、必ずしもそうばかりとは限らない。紛亂の原因は、たしかに奥魯制の二重構造そのものにあった。それは一面においては軍戸でありながら、他の面においては民戸と同様の取り扱いを受けることもあって、二重の負擔を課せられることも珍らしくはなかった。奥魯官の業務は、兵部のほかに樞密院と戸部の両方に關するので、その事務の煩雜、停滯ははなはだしかった。

遊牧社會に發生したアウルックの制度には、定着社會に移植するには本來、無理な面があった。それに加えて、元朝は軍事に關する限り極度に祕密主義を採ったので、もともと民政的要素の强い奥魯についてさえ、法規や記錄の類は整備、保存されていなかったか、そうでないとしても奥魯官のような地位の低いものには示されなかったらしい。胡祇遹が指適したような奥魯の紛亂は、結局、元朝の軍事組織の基底を動搖させ、別[31]章で述べるように投下の

衰退と相い俟って、元朝崩壊の重大原因の一つになったものと考えられるのである。

註

1　驛傳の制度は古代から東西ほとんどの帝國に存在した。アケメネス、ローマ、サラセン、中國などはみなこの制度をもっていた。しかしモンゴルのジャムはそのうちのどの系統に屬するかは明かでない。しかしおそらくはトルコ系西域人も通じてサラセンの制度を移植したものと考えられる。

モンゴル語の jam, jamči や、元代の諸資料に現われる站赤の語源については C. Pauthier (Le livre de Marco Polo, etc.; Paris, 1865, 335) が中國語の『站』起源説をとなえて以來、多くの學者がこれにしたがい、白鳥庫吉「高麗史に見えたる蒙古語の解釋」東方學報、十八卷、二號、二二〇―二二八頁）も同説を採ったが、これについてはなお疑問の餘地がある。ペリオ (Paul Pelliot; Notes on Marco Polo, II, 1963, 748) はマルコ・ポーロの諸テクストで iamb その他の形の語尾に b を附してあるのは、子音 -n を -m に發音することを防ぐためであるといっている。ルブルック（前揭書）、ジュワイニ（前揭書）等もみな -b はない。アルメニア語も iam である。それで中國語「站」はトルコ語 yam, モンゴル語 jam からの借用語であるといっている。すでに羽田亨（「元朝驛傳雜考」東洋文庫叢刊、第一附篇、六四頁以下）が指摘しているように、元朝時代の急遞舖と站赤とは別個のものであることは疑いない。元の急遞舖は金の制度を襲ったものであるが、站は元朝獨自のものであったと考えられる。制度上は兩者はともに兵部の管轄下にあったが、その目的は異っていた。急遞舖は一般的な公文書の送達機關であるのに對し、站は軍事上の機關であった。

2　J.A Boyle 譯、第一卷、三〇頁。

3　安部健夫「元時代の包銀制の考究」東方學報、京都、第二四冊、特に二三一―五頁。

4　Djami el-Tevarikh par Fadl Allah Rashid ed-Din éditée par E. Blochet; tome II, 1911, 367, n. 1.

5　白鳥庫吉、前揭書、一九九頁。Paul Pelliot; Les mots mongols dans le Korye sa; Journal asiatique, ccxviii, 1930, 259.

奥魯については村上正二「元朝兵制史上における奥魯の意義」東洋學報、三〇卷、三號がある。右の論文はわたくしの舊稿「元朝奥魯考」北亞細亞學報、第一輯の發表後、その批判として同氏によって書かれたものである。わたくしの舊稿では奥魯ということばのモンゴル語比定で白鳥説を紹介したが、當時はペリオの論をうっかり見逃していた。しかし村上もペリオの名に觸れることなしに、ペリオの説を襲っている。語義の問題よりも重要なのは、制度としての奥魯の本質で、この點で村上説は誤っていると思われる。村上説を承認できない理由をつぎに簡單に記しておきたい。

制度としての奥魯については、わたくしがこれは兵員の徵集、兵站等の基地、一種の軍管區と解するに對し、村上は主として「典章」の記事によって「家族共同體」であるとしているが、「家族共同體」とは一體何を意味するか理解し難い。おそらく氏は、ウェーバーの「家族共同體」などを想起しつつ執筆したものと思うが、それなら「家族共同體」はおかしい。また、もし Hausgemeinschaft, communauté de famille か family community とするならば、それは意味を取り違えている。また同氏の引用している多くの「典章」、「通制條格」の文章からは同氏の言うような奥魯が『家族共同體』の集團であるというような意味は全然出てこない。村上の所論のうちには、奥魯に直接關係のない部分がすくなくないが、特に重要な點は、奥魯を構成する正軍戶と貼軍戶は土地を共有にしていた、と主張している點である。同氏はこのような正軍戶と貼軍戶が集まったものを『家族共同

體」と稱しているが、このような用法は他に例なく同氏の創用であろう。かりに、この集團に「家族共同體」という名稱を與えることの適否は別としても、そのままとしても、土地共有の點は承服しえないところである。同氏は「元史」兵志、一、至元十八年六月の條の『樞密院議。正軍貧乏無丁者、令富强丁多貼戶、權充正軍、應役、驗正軍物力、却令津濟貼戶、其正軍仍爲軍頭如故。或正軍實係單丁者、許傭雇練習之人應役、丁多者不得傭雇、軍官亦不得以親從人代之』（村上とわたくしの句讀は多少違う）という一文、および「通制條格」巻二、軍戶の條に『諸正軍并貼戶戶下合併裏（村上が「裏」としているのは誤讀であろう）攢戶、今次手狀稱。乙未壬子二年另戶附籍或漏籍、如軍籍內有姓名者、依舊與戶頭同戶當軍、如無姓名者、收係當差』の文を引いて共同所有地の證としているが、この二條を平心に讀むに、いかに眼光紙背に徹する人でも、よもやこの二條から『土地共有』の證據を搜し出すことはできないであろう。蛇足であるが意味を云えば、前者は正戶にたまたま貧乏で壯丁がない時には、貼戶を正軍戶の代りとして役に當て、もし正軍戶が金持であるが壯丁が一人よりいない場合には、他人を雇って軍役に出してもよいが、ただし壯丁が多くいたり、また軍官の場合には代人を許さない、というまでのことである。後者は同文が「典章」戶部、三、籍冊に載っている。その大意は、乙未壬子の二度の戶籍整理に際して別籍にし、あるいは漏籍したものは、今回正軍戶及び貼戶の戶下として、もし軍籍に登錄されておれば、もと通りに戶頭、貼戶と共に軍に出し、もし登錄されていなければ民戶として科差に當てる、というまでのことである。ここには土地共有の問題などは全く出てこない。ちなみに戶下とは隷屬戶のことである。また同氏は「通制條格」のつぎの一條を引いて同じ論據としている。『保定路正軍崔忠告。貼戶孫元不曾告給公憑、將田土一頃典與張澤等種養、全家老小在逃。戶部議得。正軍貼戶既同戶當軍、破買地土、合相由問、據張澤等典訖孫元地土、別無告到官司公憑、亦不曾由問正軍、既崔忠替當孫元軍役。其元拋下事產、擬令正軍崔忠種養爲主、收到子粒等物津貼軍錢、合該典價候孫元還家、依理歸結』この文を解說して村上は『右の文は正軍戶の崔忠と貼軍戶の孫元とは同戶卽ち兵籍上同一の軍戶を構成する者で、ともに軍役に當てられており、正軍戶崔忠の軍錢は貼軍戶孫元の津貼するところであったので、孫元はそれを津貼せんがため、壹頃の田土を耕作していたが、貼軍戶がその田土を處分するに際してこれを正軍戶との交涉なしに行ったから、その行爲は無效であるというのである』と述べているが、氏の讀みの當否はしばらく措き、以上の三條のどこに『共同所有地』ないし『家族共同體』の存在を明證するものがあろうか。もし同氏が强いてそう主張するならば、それは『家族共同體』『共同所有地』の言葉に對する概念の混亂に外ならないであろう。さらに同氏は「通制條格」十六、田令の左の一條を引いている（左の句讀は村上の句讀を訂正した）『至大元年十月。中書省、樞密院呈。冠州貼軍戶張著告。正軍周元、於大德八年、欺昧本家、將濼下桑棗地伍拾參畝、暗地賣與伊另籍軍戶房親周二等爲主。禮部議擬。卽係違例成交、擬合（村上「合」を「分」に作る）改正、令張著依價收贖、周元姪周義却告、張著又將伯父周元節次賣與義等地土伍段（村上「段」を「投」に作る）、欲驗舊價收贖。本院看詳。正軍貼戶、驗各家氣力、津貼、一同當軍、破賣田產、許相由問、恐損同戶氣力、今周元與周義等、雖是有服（村上「服」を「限」に作る）房親、却係另戶、已後周元無力、累及張著、除例前已買地土、擬合革擬。例後、合無依禮部先擬、同戶張著驗價收贖、今後諸軍戶典賣田宅、先須於官給據、明立問帳、具寫用緣故、先儘同戶有服（村上「服」を「限」に作る）房親幷正軍貼戶、如不願者、依限批退、後方問隣人典主、成交、似不靠損軍力、都省准呈』右に關し村上はこれは「正軍戶と貼軍戶とは共有田土の所有權を相互に濫用し合って相爭ったため、この共同體的な軍戶の制は容易に維持し難かったのである」と說明している。本文の村上の

讀みには誤りが多い。同氏は「有服」を「有限」と二箇所で誤讀しているが、これは通制條格のテキストの「服」の字がいかにも「限」字と間違いそうな字體であることによるものであろう。しかしながらこの場合「有服」でこそ意味が通ずるので、「有限」では何のことかわからなくなってしまう。その他二、三の文章上の誤讀は別として、右の二文はいわゆる土地先買權を規定したものに外ならない。しかもこの文中には、逆に同氏自身が主張する『土地共有』説に對する反證と思われるものが含まれているのではないか。先買權が認められている以上、賣却は認められていることは當然である。先賣權があるにせよ、賣却が許されている以上、いかにして『土地共有』が維持されうるであろうか。この一事のみによっても、村上の奥魯土地共有共同體説は崩壊せざるを得ない。

私はポレミックを好むものではない。しかし村上は『岩村の論文を拜見するに及び、余の見解とは根本的の相違を悟った』といっている。その第一は語源の問題であるが、これは前述の通り白鳥説とペリオ説が對立し、わたくしはたまたま白鳥説を採ったが、これに固執するものでないことはわたくしの論文に明記してある。村上はペリオと同一の意見を出したわけである。第二に元朝成立後の奥魯が一種の徴兵區、兵站區劃という兵制上の制度であることは村上もわたくしの意見と一致している。最後に、村上とわたくしとの相違は、奥魯内の軍戸の土地が共有制であったか否かの點にある。もし共有制であったとしたら、これは元代社會史上の重大問題である。ただここに斷言しておきたいことは、村上の引用した資料のみからは、元朝奥魯における幾個かの家族集團による土地共有制などは斷じて出てこないということである。

6　「元朝祕史」巻四、一八葉、裏。

7　同上、巻一〇、七葉。

8　同上、巻八、四葉。

9　同上、巻一二、二〇葉。

10　同上、巻一一、一三七葉。

11　秋澗先生大全文集（四部叢刊本）、巻九四。

12　M. Quatremère; Histoire des Mongols de la Perse par Raschid-eInid, Paris, 1836, 98—101.

13　「紫山大全集」巻二十三、縣政要式。

14　「元史」兵志の記事は「大元馬政志」そのままで、おそらくこれを引き寫したものであろう。

15　ウラジミルツォフ、前揭邦譯、一三四—一〇〇ページ。

16　本書、第四部、第一章。

17　同右、第四部、第二章。

18　同右、第四部、第一章。

19　同右、第四部、第二章。

20　「元史」巻九八。

21　同右、巻八二。

22　「元典章」第七。

23　同右。

24　「元史」巻四。

25　同右巻一二〇。

26　同右、巻九八。

27　同右。

28　同右、巻九九。

29　「秋澗先生大全文集」巻八六、論屯田五利事狀。

30　「元史」巻九九。

31　本書、第四部、第二章

第四章　行政の基礎的組織

モンゴル時代の行政上の諸制度のうちで daruγači ほど廣く行われ、かつ重要なものは他に見當らないといってよい。このことばは、モンゴルの西方王朝と元朝において、中央、地方を通じてもっとも廣く民政機關その他に見出される官名で、殘存は現在においても中央アジア、イランなどにさえ見出される。

この官名は「元朝祕史」巻十一、十二において數箇所に見出される。いずれも西域を征討して荅魯合臣 daruγačin を置いたことを記したものである。傍譯では『官名』『鎭守官名』となっている。また「黑韃事略」には『民を管するは、すなわち達魯花赤』という說明がある。「親征錄」には『時に上、すでに西域を定め、達魯花赤を各城に置いて、これを監治す』とあり、また「元史」巻二には、同じく『遂に西域諸城を定め、達魯花赤を置いて、これを監治す』と見えている。後者は前者をほぼそのまま襲ったものにすぎない。またこの二つとも、おそらくは「祕史」の記事によったものだと考えて、さしつかえはなかろうと思われる。「祕史」には續集、巻一と巻二に答魯合臣、答魯合思として舌中　舌中
數箇所に見える。

ふたたびサウタウルの民を取ってしまってから、チンギス・ハガーンは命令を下して、城市ごとにダルガチンを置いたが、ウルゲンチの城市からヤラワチ、マスクトという父子の二人、クルムシという氏族のサルタウルがきて、城市の法、慣習をチンギス・ハガーンに申し上げたら、法のように治めよ、といわれて、その子のマスク

トとクルムシをわれわれの側のダルガスとともに、ブガル、セミスゲン、ウロンゲチ、ウダン、キスガル、ウリヤン、グセンダリル等の城市を治めさせるために任命し、その父のヤラワチをつれて、キタイの中都の城市を治めさせるためにつれてきた。サルタウルの人からヤラワチ、マスクトの二人は城市の法、慣習ができるので、キタトの民を治めさせにダルガスとともに任命した。

右の文が「親征錄」「元史」の前引の箇所に當たることは疑いないが、「祕史」のほうがはるかに詳しい。これによると、チンギス・ハーンは中央アジアの大オアシス都市にモンゴルのダルガチとともにその地方の出身で法規や慣習に通じているイスラム教徒を地方官として任命したことになっている。ただこの場合にヤラワチ、マクスト等の西域人イスラム教徒が、後の元朝の管民官のようにダルガチの下にあったものか、あるいはかれら自身も元朝の色目人のようにダルガチに任ぜられたのかは明かでない。しかし、とにかく文章では daruγas lu'a tušiba となっているので、これらの西域人はダルガチではなかったと考えるほうが妥當のようである。したがってまだチンギス・ハーンの時代にはダルガチは必ずモンゴルでなければならず、モンゴル以外は他の官に任ぜられたもので、色目人が達魯花赤になる資格を認められるようになったのは、元朝成立以後のことと考えたほうがよいようである。ちなみに、右のヤラワチ（牙剌哇赤）は「元史」卷二、卷一五九に見える牙老瓦赤と同一人であろう。

さてこの daruγači(n)，daruγa(s)，達魯花赤の語源、語義については、東西の東洋學者が古くからしばしば論じているので、ここで繰り返す必要はない。ただ語義に關する諸家の說が二つに分かれていることだけを述べておくに止める。その第[2]一は語根 daru- の『押えつける、鎭壓する、彈壓する、勝つ』という意味に重點を置き、地方の支配官、特に城市の支配者と考える說で、大部分の學者はこの解釋をとっている。第[3]二の解釋には、このことばには、また『印を押す』という意味があるので、官印を保管する地方官を意味するという說である。しかしこの二つの說明は

ともに正しいのであって、語原上は『押す』であるが、官廳事務の責任者、すなわち官印を押捺する者という意味でダルガチン、ダロガ、達魯花赤などと呼ばれていたものであろう。特に元朝の達魯花赤については、さきに引用した「黒韃事略」の記事をはじめ、資料は決してすくないことはない。しかし、そのうちでもっとも要を得ているのは「草木子」[4]に見える左の説明であろう。

元の路、府、州、縣はおのおの長官を立てて達魯花赤といい、印信を掌り、以て一府、一縣の治を總ぶ。判署にはすなわち正官を用い、府にあってはすなわち總管、縣にあってはすなわち縣尹なり。達魯花赤とは、なお華言の荷包上の壓口の捺子のごときなり。また古言によれば總轄の比(たぐい)なり。

著者葉子奇は、後段において語義を説明しているが、官職としての達魯花赤は印信を掌する地方の長官だと定義している。ただし達魯花赤を總管や縣尹と同じだとしているのは正しくない。元朝の地方制度は二重制度で、モンゴルあるいは色目（西域人）の達魯花赤と漢人――稀れには南人――の管民官が同一官廳、官署に併せ任ぜられていた。葉子奇はこの事情を知らなかったとも考えられるが、あるいは知ってはいたが達魯花赤はモンゴルか色目ではあっても、事實上は尹と同じ官職だというので、總管や尹になぞらえて説明しようとしたのであるかも知れない。

しかしながら「草木子」の説もまた不完全であることは、西洋の東洋學者の多くが達魯花赤を何か地方の治民長官と考えているのと同様である。すくなくとも元朝の達魯花赤に關する限り、そんなものではなかった。この官名は非常に廣汎な範圍にわたる職掌を意味していた。達魯花赤と一と口にいっても、元朝自體の分掌による民職あり、軍職あり、諸職あり、匠職までも含まれ、そのほかに雜職もあった。また職品から見れば、上は正二品すなわち右丞、左丞、集賢院使、同知樞密事、大司農、御史大夫と並ぶ者から、下は正八品すなわち下級の書記や、あまり重要でない出先き機關の所長ぐらいの者までであった。すこし煩瑣にわたるが、達魯花赤の全職名を「元典章」巻七、職品の條に

よって抽出、つぎに列擧しよう。

正二品

上都留守司本路總管府達魯花赤

正三品

內任

上都留守副達魯花赤兼本路總管府副達魯花赤

昔保[5]赤八喇哈孫達魯花赤

只哈[6]赤八喇哈孫達魯花赤

外任

上路總管府達魯花赤（民職）

軍民安撫司達魯花赤（軍民職）

李店文州蒙古漢軍元帥府達魯花赤（軍職）

上萬戶府達魯花赤（同）

漕運萬戶府達魯花赤（同）

副達魯花赤（萬戶府？）（同）

海船達魯花赤（同）

京畿都轉運司達魯花赤（同）

諸路總（管府）達魯花赤（匠職）

從三品

內任

昔保赤八喇哈孫副達魯花赤

只哈赤八喇哈孫副達魯花赤

外任

大都路都總管府副達魯花赤（民職）

下路總管府達魯花赤（同）

中下萬戶府達魯花赤（軍職）

諸總管府達魯花赤（諸職）

諸總管府達魯花赤（匠職）

正四品

外任

散府達魯花赤（民職）

兵馬都指揮使司達魯花赤（諸職）

寶鈔都提擧司達魯花赤（同）

淮東淮西屯田打捕總管府達魯花赤（同）

諸路金玉人匠總管府副達魯花赤（匠職）

從四品

外任

上州達魯花赤（民職）

副達魯花赤（同）

正五品

內任

上都提擧萬億庫達魯花赤

大都南北兩城兵馬都指揮使司副達魯花赤（諸職）

檀州採金都提擧司達魯花赤（同）

寧夏府路田使司達魯花赤（同）

上千戸所達魯花赤（軍職）

諸衞千戸達魯花赤副同千戸同（同）

外任

中州達魯花赤（民職）

從五品

內任

庫達魯花赤

外任

下州達魯花赤（民職）

達魯花赤署令（諸職）
河渠大使達魯花赤（同）
安西路河渠營田司達魯花赤（同）
諸提擧司達魯花赤（同）
大同路廣濟庫達魯花赤（匠職）
監造諸般寶具達魯花赤（同）
諸路提擧司達魯花赤（同）

正六品

外任
上都警巡院達魯花赤（民職）
大都左右警巡達魯花赤（同）
上都萬盈倉達魯花赤（諸職）
廣積倉監支納達魯花赤（同）
提擧司達魯花赤（匠職）

從六品

外任
赤縣達魯花赤（民職）
上縣達魯花赤（同）

正七品
外任
中縣達魯花赤（民職）
咸平府甲局達魯花赤（匠職）
太原路軍器人匠達魯花赤（同）
從七品
外任
下縣達魯花赤（民職）
上都八作司達魯花赤（諸職）
管懷孟等處人匠打捕達魯花赤（同）
正八品
外任
達魯花赤錄事（民職）
燒鈔東西庫達魯花赤（諸職）

雜職
正三品
達魯花赤（高麗・雲南）

副達魯花赤 安南高麗

從四品

拱衛司達魯花赤

正五品

達魯花赤 尚食御衣

右の表で明かであるように、達魯花赤は元朝のほとんどあらゆる官廳、官署に遍在し、モンゴル人による支配の根幹を形成していた。かれらは右表のように、單に中央、地方の一般行政において重要な地位を占めていたのみではなく、投下[7]のような特別地區においてはもちろん、奥魯のような軍政機關から、出征軍の最高機關である行樞密院にさえも配屬されていた。しかし行樞密院における達魯花赤の職能は明かではない。中央の高級官廳の場合にも達魯花赤は存在したが、それはこれらの官衙の下部機構にのみ置かれていた。これは達魯花赤が、もともと占領地の行政を目的とする制度であったことを示しているものといえよう。ただ御史臺と宣慰司には達魯花赤の名が見えない。宣慰司に、なにゆえ達魯花赤が置かれなかったかはわからないが、御史臺はモンゴル人以外の官吏の彈劾、監察の機關であり、行政、民政の機關ではなかったからであろう。モンゴルに關しては、別にその司法、行政の機構であった大宗正府が置かれていた。なお達魯花赤が具體的にいかなる機關に配屬され、いかなる職能を果していたかという事例は、「元典章」や「元史」、とくに前者にすこぶる豐富に見出される。

さきに、達魯花赤の daru- の語義は人民を彈壓、支配するという意味ととるよりは、『印を捺押する』と理解するほうが妥當であると述べた。そこで達魯花赤の掌印の職務の實際がどんなものであったかを調べてみよう。この點に

ついては「元典章」に幸い二、三の關連記事があるが、巻十三「吏部」七の「掌印」の條がもっとも詳しい。官印を掌る專官としては知印という職があった。正從七品ぐらいの低い職ではあって、中央で任命されて地方に赴任する、いわゆる流官であった。しかし知印は中央官廳すなわち樞密院、六部、その他の特設官廳と、地方では行省に置かれるのみで路、府、司、縣にはなかった。それで路以下の地方官廳においては、官印は達魯花赤が自ら保管し、管民長官が使用するのが常例であった。ただし達魯花赤に事故ある場合には管民長官、管民長官が事故ある時は以次官（次席）がこれに當った。印信の使用には首領官（官署の長）と令史が合議することになっていた。このように民政機關における決定權は、達魯花赤がこれを掌握していたといってよい。

このように民政の施行に當たって重大な權限と責任をもっていたので、達魯花赤は蒙古、色目に限られ、漢人と南人はこの官職からは排除されていた。元朝では、官廳の長はモンゴルあるいは西域人で漢人、南人は次席というのが常例――例外はあるが――であった。この原則が地方行政に適用されたのが達魯花赤制度である。これはある意味において達魯花赤は一種のお目付、監督者のようなものであったということになる。事務に練達な達魯花赤は、もちろん行政事務を自ら握っていた。あまり練達でもなく、中國語に通じていないので、直接民政にあたる、いわゆる親民官の實際事務はできないにしても、すくなくとも地方官署の最高の權威者ではあった。したがって無能な達魯花赤にはおもしろい話[8]も傳えられているし、また地方における達魯花赤の地位を非合法的――漢人、南人で達魯花赤の地位につこうとすること――に獲得しようとする試みも決してすくなくなかった。その理由は、達魯花赤は親民官であり、財政關係の業務を管掌することが多かったから、したがって正規の俸錄以外にも、もし欲するならば、多くの收入をうる途が開けていたからであろう。まえに掲げた「元典章」からの拔萃表を一瞥しても、このことは明かである。財政業務についで達魯花赤が重要な機能を勤めたのは、治安關係すなわち警察においてであった。この點についての元朝

の資料は「元典章」に多く見出される。「元典章」や「元史」の記事から判斷すると、財政と治安のほかには、重要なものとして戸口、奥魯、站赤、運輸等があった。

まえに述べたように、すとくなくも史料に關する限り、ダルガチ制は中國よりも西域のほうが早かったと考えられる。それはモンゴルの占領地支配は西域が古かったので、當然であるといえる。十六世紀においても東トルキスタンのホータンに Darugha[10] といわれたモンゴル系部族がいたし、また人名としても存在した。西トルキスタンではわたくし自身、村の役人のことを daroga といっているのを聞いたことがある。ダロガということばの分布はこのように中央アジアから東北インド[11]にまで擴ろがっており、現代でもある程度は使用されている。この點ではイラン[12]でも同樣である。これらの地方におけるダロガの意味を現地調査や文獻によって調べてみると、(1)町や村の長、(2)警察官、(3)徵稅人の三つの範疇に大別できる。モンゴル支配下のロシアにおけるダロガは、元朝におけると同樣に財政、警察事務を主管するものであったらしい。ロシアにおけるモンゴル千戸、萬戸にはダロガが置かれ、徵稅を掌っていた。また封建領地、都市、町、村落にもやはりダロガがいて、財政と警察を扱っていたが、モスクワ大侯領などにもダロガが派遣されており、モスクワスキー・ダロガと呼ばれていた。しかし原則としてダロガは大都市を除いてはロシアでは常駐せず、ロシアにおけるモンゴル王朝の根據地であるヴォルガ河流域のサライから、時に應じて派遣されたものと思われる。またダロガということばは、當時ビザンティムでも daregas として知られていた。

註

1 箭内亙「蒙古史研究」(昭和五年)の「元代社會の三階級」のうちに『達魯花赤』(三〇六―三一三ページ)という項がある。元朝の達魯花赤について述べたものであるが、これは主として元代社會の『階級』制度が官制に現われたものとしての觀點からの論考であり、達魯花赤制全體の考察にはおよんでいない。蒙思明の「元代社會階級制度」(民國二十七年、哈佛燕京學社)のうちにも達魯花赤に論及しているが、箭内と同樣の觀點に立っている。ダロガ、達魯花赤についての論考は決しくすくなくないが、ほとんどが語源、語義に關するものである。主なものをつぎに揭げる。Eduard Chavannes; Inscriptions et pièces de chancellerie chinoise de l'époque mongole, T'oung

Pao, series 2, 6, 9.

白鳥庫吉「高麗史に見えたる蒙古語の解釋」東洋學報、十八卷、二號、昭和四年。

Paul Pelliot; Les mots mongols dans le Korye ša, Journal asiatique, ccxviii, 1930. 白鳥論文の批評。

Frances Cleaves; Daruga and Gerege, Harvard Journal of Asiatic Studies, vol. 16, 1953.

Nicholas Poppe; The Mongolian Monuments in Hp'ags-pa Script, 1957, Comentary 5.

2　Chavannes 前掲論文。

3　Paul Pelliot; Notes sur l'histoire de la Horde d'Or, 1950, 72—73, note 1. ここでペリオはまた daruγači (n) とトルコ語 basqaq をまったく同じ意味だといっている。ついでにア・ヤクボフスキー（羅爾綱吉譯「金帳汗國史」昭和十七年、一一五ページ）でダルガとバスカクはともに最高行政官職だが、別個のものだと述べている。

4　漢字音「章木子」、雞側鳶。

5　普保赤はモンゴル語 siba'uči の對音で鳥、-či は人を意味する接尾詞、八剌哈孫は balaγasun で城壁のある町である。普保赤八剌哈孫とは、鷹狩に使う海青（gelfacon の一種）の捕獲、飼養、訓練をする鷹匠の町である。「元史」「元典章」その他に見える。『打捕鷹坊』のことである。元朝では職業による居住區域が定められていた。

6　只哈赤は jiγa（魚）-či で jiγači balaγasun は宮廷の食膳に供する魚を取る漁人の區域である。

7　本書、第四部、第二章參照。

8　同右、四五〇ページ參照。

9　節內頁、前掲書。節內は投下達魯花赤に關する「典章」のうちの一條「投下達魯花赤」だけを擧げているが、同書、卷九「投下」だけでも數條あるし、同書にはその他に達魯花赤に關する條は、數十におよんでいる。節內の達魯花赤に關する任官制限——蒙古、色目に制限——は投下達魯花赤についてのみのことのように解しているが、これは「典章」の「投下達魯花赤」だけを參照したにすぎないからであろう。「典章」全體に散見する達魯花赤關係の文を見ると、そうでないことは明白である。達魯花赤は元來モンゴル的制度であり、投下もまたそうである。したがって「元典章」では投下における達魯花赤に關する命令、規定等を一箇所にまとめて掲げることによって、達魯花赤一般を拘束する例としているに過ぎない。一般にいう達魯花赤とは制度上、何の相違もなかったのである。

10　N. Elias and Denison Ross; The Tarikhi-i-Rashidi of Mirza Muhammad Haidar, Dughlát; A History of the Moghuls of Central Asia, 1895, 67, 316, 321.

11　Henry Yule; Hobson Jobson(new edition edited by William Crooke), 1903, 297—8.

12　Ann K. S. Lambton; Landlord and Peasant in Persia, 1953, 426. Gerhard Doeffer; Türkische und mongolische Elementeim Mittelpersischen, 1963, 319—323.

13　von Hammer-Purgstall; Geschichte der Goldenen Horde in Kiptschak, das ist der Mongolen in Russland, 1840, 238.

George Vernadsky; The Mongols in Russia, 1953, 219, 288.

ヤクボフスキー、前掲書。

第四部　元朝の制度

第一章　判例法の實體

『元典章』の性質

「元典章」――それはどう見ても法典とはいいえない性質のものである――が中國歷代の法律書の中で特異な位置を占めていることは否定できない。その特異な點の中でも最も目立っていることは、その大部分が判例を以て埋められているという點であろう。從ってそれは判例集というべき種類のものであろう。

元一代を通じて、ついて法典の完成を見るに至らなかった事情については、既に仁井田陞[1]が論じている。歷代、完備した法典に慣れてきた漢人としては、成文法典の存在しないことに對しては、大きな不滿と、同時に不安の念を抱かざるをえなかったに違いない。漢人がしばしばこの事を云っているのは、當然のことであろう。しかしながら飜って考えてみるに、慣習法に久しく慣れきたったモンゴル人が成文法典の編纂に冷淡であったこともまたやむを得ないところであった。從って元朝としては、漢人に對する限りにおいて、當初は金の泰和律を準用すれば足りると考えたのも當然であろう。金律の準用は至元八年において禁止されたが、その時までには、すでにある程度の命令と判例が集積されていたので、非常な不便は伴うことなく準用を禁じえたものと考えられる。あるいは大きな不便がないほどに判例が成立していたからこそ、金律準用の禁止が行われたのであるかも知れない。

かりに元朝が漢人臣僚の議を入れて成文法典を編纂したにしても、これは漢人のみに對する法典になったに違いな

い。モンゴルはモンゴルの慣習法をもっていた。その大部分がムスリムであった色目人はイスラム法によっていた。中國の傳統的思想に基く法と、モンゴルの慣習法と、イスラム法とを、一つの法典に編纂するなどいうことは、事實上不可能であったろう。したがって、もし元朝に法典編纂の意圖があったとしても、それは必ず漢人に對する法典を意味していたに相違ない。ところが漢人の成文法典の必要に對しては、元朝はその漢人臣僚が熱心なほど熱心にはなり得なかったのではあるまいか。至元八年前後までには一應、判例も成立したので、必要に應じてその後は隨時命令を出すことによっても充分に事は足りた。ただ成文法典に慣れた漢人としては幾分の不安が醸し出されざるをえないのもまた當然のことであった。このような感情の表白をわたくしは鄭介夫[2]や王惲[3]のことばのうちに見出すのである。しかし同時に胡祗遹のように、モンゴル支配者の意を察して、極めて謙遜な希望を洩している人もあったことを知らなければならない。胡祗遹[4]はいう。

> 卽今、上は省の部より、下は司縣に至るまで皆法官を立てて而も法の檢すべきなし。泰和の舊律は敢て憑倚せず。蒙古の祖宗の家法は漢人は盡く知る能わず。亦明文を頒降するなく、未だ遵依施行する能わず。去歲、風聞するに、省の部は泰和律を取りて、聖上の燕閒を伺い、奏讀せんことを擬定せりと。愚料らく、聖人は萬幾、豈書生老儒の縷縷として聽聞すると同じき能わんや。若し復、泛にして而して切ならざれば、之を聞くに必ず倦怠に至り、一に上意と合わざらん。臣子たる者、敢て塵瀆せず、早定し能わざらん。愚見、自ら揆らずして竊かに謂えらく、宜く先ず廢すべからずして急切なる一、二百條を選んで、祖宗の成法に比附し、情意が相い同じければ、注するに蒙古字、蒙古語を以てし、解釋が粗ぼ明らかなれば、進讀すべきに庶し。時定ってか庶幾せん。上に道の揆るあり、下に法の守るあるに庶幾く、則ち天下は幸甚ならん。

この文を讀んで、そこに漢人の半ば諦めの情を感ずるのは、果してわたくしのみであろうか。そこには、漢人臣僚の

成文法典編纂への希望に對するモンゴル朝廷の冷淡な態度が感ぜられるように思われるのである。こういったところで、わたくしは元代という特殊狀態の下において成文法典編纂の技術的困難さを、決して輕視しようとするものではない。ただ漢人に對する法典だけなら、强い必要があり、モンゴル朝廷がそう意圖したならば、それは必ずしも不可能ではなかったろうと考えるまでのことである。その際に起るのは、異る法體系を有する蒙古、色目、漢人等の間の牴觸をいかに調整するかの問題であった。

さて「元典章」刑部を通讀して感ずることは、それが形式的に整理されていないことと、論理的に排列されていないことであるが、しかしそれは決してさほど亂雜なものではないという事實である。わたくしが算えたところでは刑部には九百條近くが收載されている。このうちのほとんど大部分は具體的な判例であって、その意味において抽象化した、包括的な條文に比して、いっそう個々の事件への適用が容易である。ただし問題は、具體的な、個別的な規定——仁井田陞のことばを藉りれば kasuistik ——のうちに含まれていない事件にぶつかった時に、どうするかということである。しかしこの問題の解決もさほど困難なものではなかった。このような際に採られるべき手續は、「典章」のいたるところに見出される。その際の手續とこの程度の法規、判例に通ずることはさほど困難なものではない。文書の形式、文體も普通のものとは違っていたであろうが、それはそれなりに定型的なもので、慣れるならば却って容易なものではなかったろうか。

「典章」刑部が原則的には、漢人關係の判例を集めたものであることは疑いない。時に蒙古、色目に關係しているものも見えるが、それは漢人と相關したものであるに過ぎない。たとえば、「典章」、五三の「哈的有司問」の一例などは、一見色目に關する命令のようにも思われるが、これは色目に關すると共に漢人のイスラム共同體に對しても適用される判例としてとくに收載されたものかも知れない。ここのことは、現代の中國ムスリム共同體の組織からも充[5]

分推定できるところである。

また「典章」には時々『扎撒』ということばが見受けられるが、これはことばのみで内容はさらに明かでない。これは當然のことで、蒙古朝廷の根本政策は、蒙古は蒙古、色目は色目、漢人は漢人という屬人主義に立っていたから、モンゴルの法である扎撒を漢人を對象とする法律書に入れる必要もなく、また一般に知らしめることも欲しなかったものであろう。前引の胡祗遹の文に、

蒙古の祖宗の家法は、漢人は盡く知る能わず。

とあるのもまたこの事情を語るものであろう。胡祗遹は蒙古、色目、漢人の法の各々異ること、それを一個の共通の jus gentium に編成することの不可能を知っていたればこそ、

宜く先ず必ず廢すべからずして急切なる一、二百條を選んで、祖宗の成法に比附し、意が相い同じければ、注するに蒙古字、蒙古語を以てし、解釋粗ぼ明らかなれば……

といったものであろう。すなわちは最少の希望として、蒙古（多分、色目も）、漢人にともに通ずる根本法のみでも、せめて成文化したいという願望の表明ではなかったであろうか。こう考えてくると、元朝一代を通じて一般的法典の完成を見なかったのは、もし法典編纂の困難にあったとすれば、それは未梢的な技術的困難さにあったのではなく、各々法體系の異る蒙古、色目、漢人に普遍的に共通するユス・ゲンティゥム編纂の困難さにあったと考えるべきであろう。そして漢人に關する限りでは、漢人と蒙古、色目との接觸點をさえ調整すれば、他は漢人の傳統的規範、慣習によらしめておいて差支はないと考えていたものであろう。「元典章」刑部に見える命令あるいは斷例が極めて小部分を除いて、盡く中國の傳統的法を繼承しているものであることは、右の推定を裏附けるものであろう。また、これによって漢人の熱心さに較べて、元朝が漢人法典の編纂に對してむしろ冷淡さを示したことも理解し得るであろう。

このように元朝における法典の編纂という問題には二つの意味が含まれていたと考えなければならない。一つは普遍的法典編纂の問題であり、他は漢人法典のそれである。普遍的法典すなわち蒙古、色目、漢人に共通な一般的法典の編纂に關しては、わたくしの知る限りでは、かかる意圖を示す資料は見當らない。また元朝が曾てかかる試みをしたものとは考えられない。何となれば、本稿において述べるように、元朝の中國統治の根本的態度は分離主義、すなわち諸種の社會集團——種族、宗教等による——を segregate しておくという方針だったと考えられるし、またおのおの固有法の異るこれらの集團に普遍的に適用しうる法典の編纂も技術上、かなりの困難を伴ったであろう。また、漢人の法典に關しては、以上に略述したように、元朝の法思想は「元典章」に見える『從其本俗法』の原則——ただし唐宋時代における意味とは、多少異ることは後に論ずる——による屬人主義であると考えるならば、『元典章』『通制條格』の類は漢人に對する命令、法規、判例の集成に過ぎないと結論しなければならないであろう。しかし同時に、それ故にこそ、これらは、とかく浮文飾詞になりがちな中國の成文法典とは違って、生まの資料として他に比肩するもののない貴重なものである。

註

1 仁井田陞『元朝刑法史考』蒙古學報、二。

2 『歷代名臣奏議』六七。

3 『秋澗先生大全集』九〇。

4 『紫山大全集』一一。

5 岩村忍『中國回教社會の構造』第二章。

6 仁井田陞、前揭書、六四ページ。リヤザーノフスキーは最初は Popov の見解を襲って「元典章」は蒙古固有法に基くものと考えていた (V.A. Riasanovsky; Customary Law of the Mongols, 1929, 23—4)。しかし同氏は後にこれを訂正して「元典章」は元代の漢人の法を代表するものであると云っているが (Riasanovsky; Mongol Law and Chinese Law in the Yuan Dynasty, 1936, 266—7)「元典章」を code と考え、またその全部を蒙古語からの飜譯だと考えている (ibid. p. 287)。「元典章」には蒙古文直譯體の部分があることは周知の事實であるが、その全部が蒙古語からの飜譯であるとは、到底考えられない。地方官署で處理し得る些細な事件までが、一々蒙古語に飜譯されたとは想像できない。また蒙古語直譯體は聖旨にのみ限られていることを、ついでに指摘しておきたい。リヤザーノフスキーは別に言及してはいないが、問題は『典章』一、三、『蒙古字』の中の、

……今より以後は凡有の圖書を注して頒降するには、並に蒙古新字を用い、仍ち其の國字を以て之に副とし、所有の公式の文書は

咸其の舊に遵う。

の一節の解し方であろうが、州以下には譯史を設けなかったことが「典章」一二、四一に見えているから、右の詔は蒙古字を用いるのは璽書のみに限ると、當然解すべきであろう。

捜索と逮捕

弓手

犯人を直接逮捕し、通常の犯罪の防止の任に當るのは弓手（弓兵）である。弓手については「元史」一〇〇の弓手の條および「元典章」五一の「設置巡防弓手」にその設置規定が載せられている。[1]「元史」と「典章」の記事の相違は、その冒頭の文が異るのと、「元史」には終りにさらに二、三の關係規定が追加せられているのみで、他は多少の文字の異同を除き、ほとんどまったく一致している。弓手に關する元朝の制度の基幹は、この中統五年の規定によっている。「元史」の記事が、直接あるいは間接に「典章」に收載されたこの規定に基いていることもまた明白である。

中統五年以前には、盜賊等の逮捕についての詳細な規定もなく、弓手の設置、盜賊等の逮捕あるいはその逃走等の場合における責任者に對する罪賞についての規定を缺いていたため、追捕が嚴重に行われず、もし事件後三箇月以內に逮捕できない時には、責任者が賠償しなければならないという罰則があった。このような缺陷を匡正するために設けられたのが、中統五年の規定である。この條格の發布によって弓手の設置が確立されたわけである。それによると民戶の數に應じて弓手を置き、弓手の長の外に當該行政官署の長が提控官を兼ねることになっていた。その設置の基準は州城、縣城に置かれた弓手のほかに州城、縣城のあいだが遠隔である場合には、五〇―七〇里ごとにそのあいだにある二〇戶以上の村には弓手を設置しなければならない。但し二〇戶以下の場合には、その多寡に應じて戶數を增加させ、全く店舍がない所には五〇―七〇里ごとに新らたに二〇戶に達する戶數を置かせる。また關津、渡口には必

ず店舎を設置し、弓手の設置は必ずしも五〇―七〇里の例によらず、邊遠の地においては行省の處置に委ねられる。弓手は直接に、捕盗官である縣尉の指揮の下に置かれる。縣尉が治安警察の直接の責任者であることは、「典章」九、陳垣氏校補に、

縣尉は巡捕を專一にす。

至元八年二月。尚書省吏部が尚書省の箚付を承奉せるに、刑部に判送せるに、呈に、下縣も亦中縣の例に依て縣尉一員を月設して捕盗を專一にすべきの事。都堂の鈞旨を批奉するに、吏部に送り、講究して可否を擬定し、連呈せよと。此を奉じ、當部が呈して奉ぜる尚書省の箚付の該に、議し得たるに、下縣の巡尉は定數を取勘するを俟ち、擧呈して定奪するの外、上中縣の已に月設の縣尉ある去處に據ては、今後は本官は縣事を署押すべからず、止巡捕の勾當を專一にせよと。

と見えている。

つぎに弓手の設置は、各路において投下戸、軍站、人匠、打捕鷹房、斡脱、窑冶等を問わず、一〇〇戸を單位としてそのうちから中等程度の生計をしている一戸を選び、そこから男丁一名を取って、弓手に充て、その代りに差發を免除する。ただしこの免除された差發は、役に當たらない殘りの九十九戸が均等に負擔する。右によって弓手というものが、一種の地方警察のような性質のものであったことがわかる。弓手は犯罪の防止、犯人の逮捕等に當たるものであり、右に述べたように民戸を選んでこれに當てたので、軍役とは別である。

まえに記したように、これらの弓手には、中統五年の規定によると、武器が支給されることになっている。ところが、もし弓手が地方警察のようなものであったとすると、もちろんそのうちには漢人がいたので、いな主として漢人の民間の者であったに違いないのであるから、ここに元朝の政策であった民間で武器を私藏するを禁ずる方針と牴觸

するのではないかという問題が起きる。元來、この命令は廣く民間ということにはなってはいるが、漢人、高麗人、江南平定後には南人を含め、これらのいわゆる『新附』の民の反抗を防止するためのものであった。したがって民間人の武器携帯の禁令は、時の情勢によって緩緊があった。もともと民間軍器私藏の禁は中統三年の李璮[4]の叛によって刺戟されたものであるが、當初は必ずしもあらゆる漢人に武器を禁じたものではなかった。「元史」刑法志、四には、

もろもろの漢人が兵器を持するはこれを禁ず。漢人にして軍たるものは禁ぜず。

と見えているが、この規定は至元十六年以前の規定であって、同年にはつぎの命令によって置き換えられ、武衛軍以外の漢人はすべて武器を持つことを禁止された（典章、三五、三）。

至元十六年……如今弓箭を帶着て兎子、野鷄を射るを行うありて、說謊、做賊がこれによりて生ず……漢兒人のうちで弓箭を取拿的は嚴に治罪を行う……側近にある的の武衛軍を除くの外、別个の漢軍毎は出軍すれば、軍器を把てよ。回れば、軍器毎をば庫を置いて納めよ。奥魯[5]のうちに來りたる的に軍器を拿たしめるなかれ。

漢人等の武器所持の禁は、その後ますます嚴重になり、至元二十一年には、漢人打捕戶[6]が弓箭を持つことや、神前に本物の弓箭を備えることさえ禁止された。このような情勢の下にあって、弓手の武器が問題になることは當然であった。しかし防盜、防犯、逮捕、捜索の任にある弓手に武器を所持させないでは、任務を有効に遂行し得ないことは明白である。もっとも中都路の弓手は武器携帯を許されていたので、地方からは弓手にも武器の携帯を許可するよう上申があり、弓手が武器を所持しないため、武器を有する盜賊に對して拱手傍觀よりほかに手の下しようのない實情を訴えてくるものがあった。そこで至元二十三年にはやむなく、平常は武器を官庫内に藏して置き、ただ盜賊が勢のはなはだしい時にだけ出庫して使用させ、鎭壓後は再び庫に返還させるといった處置をとらざるをえなかったことは、

つぎの通りである（典章、三五、二）。

……新附の弓手に、もし已前に置到せる器杖あらば、各處の簿尉、巡檢を責令し、數を盡して拘收し、庫を置いて收貯せしめ、たまたま盜賊が生發するあれば、緩急を斟酌して逐旋に關撥し、追捕の事が畢れば庫に還さしむ。なお本處の達魯花赤をして提調施行せしめよ。

ついで至元二十七年にも、弓手の武器についてつぎのような規定が出ている。

弓箭は庫の裏に頓放す（典章、三五、二―三）。

尚書省の咨。至元二十七年五月二十四日に奏し過れる事の內の一件。江西行省の官人等が文書を與え將ち來るに、吉贛等の處の地面は、湖南、廣東、福建と這の地面とが相い連著するあり、每年草賊が生發するので、軍器を出備し、弓手人每を聚集せしめ來れるが、年時江南の地面の漢兒、南人に弓箭（沈本、弓手に作る）を把らしめず、禁斷せる時分に、這裏的弓箭（沈本、弓手に作る）を拘收しおわりたるが、如今漢兒の城例裏に依着して與うればと、說い來りたるあり。俺が商量するに、在先中書省の官人が奏すらく、每一個の路裏に十副の弓箭、散府裏、州裏に七副の弓箭、縣裏に五副の弓箭を把らしめれ呵、怎生麼道奏したるに、是也、那般者麼道聖旨ありたり。如今、那體例に依著し、路裏に十副、散府、州裏に七副、縣裏に五副を執把しめ、城子裏の達魯花赤、達達、畏吾兒、回回人每をして管著させよ。若し賊を收捕するの勾當あれば、巡軍に弓箭を執把しめ、勾當なきの時には、拘收して庫裏に放著呵怎生麼奏するに、那般者、好人根底委付者麼道聖旨あり。此を欽め。（蒙古文直譯體）。

右は、まえの至元二十二年の命令と趣旨においては同じで、ただ常備の弓箭の數を明示したにすぎない。弓手の軍器については、さらに大德七年になって、左のような命令が發せられている。（典章五一、九―一一）。

巡捕の弓箭を添給す。

大德七年正月、江浙行省が准けたる咨に、松江府の申に本府の合該の捕盜の弓箭は別に見在なしと。照し得たるに、近中書省の咨に、各處の捕盜の官兵の弓箭は、奏して聖旨を奉じたるに、路裏は一十副、散府、州裏は七副、縣裏は五副、巡檢は三副、此を欽めと。參詳するに、各處の捕盜の弓箭は、官が爲めに給付するや、惟しは復た捕盜の衙門が自ら置備を行うべきや合無を未だ審かにせず。咨して照詳を請う。刑部に送って照擬せしめたるに、回呈に、照し得たるに、大德三年五月の中書省の箚付に、近御河、會通河の河道は、北は大都より南は江淮に抵り、係官の諸物を遞運し、富商、客旅が經行するため、多く盜賊が生發するあり。兩次、脫思禿哈竝に扎魯忽赤徹里等を差官して各處に前詣せしめ、盜を弭ましむるの方略を講究し到りたり。盜を致す源は、蓋し見設の巡捕の去處は地里が寫遠にして、設くるところの弓兵並に官給の弓箭の數少なるにより處（？）防すること頻併にして、前に去けば後が空になり、賊徒は空隙を窺伺し、往往にして弓箭を懸帶し、軍器を執把し、恣に出沒して盜を爲すにより、其の捕盜の官兵はなお空手にして而して刀劍を拒ぎ、衣甲なくして而して箭鏃を禦ぐ。彼は强くして我は弱く、實に擒捕し難しと。議し得たるに、大都の李二寺より迤南の河南省の管下の歸德府界の古宿遷城まで河の上下に沿うて巡捕三十處を安置し、元設は一十五處、昶添せるは五處にして、拘該州縣一十一處は、內に已設の州判、縣尉を就用するもの八處、東光、任城、清海の三縣の水路（沈本、洛に作る）の驛程では元設の簿尉をいま主簿に改め、縣尉を添設して巡防を專一にせしむるを除くの外、有一十九處では舊設の巡檢司を革去し、改めて巡防の捕盜官を設け、色目と漢兒の人員は從九品級にして、合用弓手（沈本弓箭に作る）は相離、遠近、緊埂を斟酌、上は五十名、或は四十名、或は三十名とし、見役を除くの外、數ざる者は、各々該州縣に於て當差の戶の內から差撥し、如し更に數かざれば、隣近の去處から差取せよ。なお、每處の官給の弓箭は一十副にして、色目人員に從って例に依って關防し、如し差故あれば、其の次官が上に依って施行せよ。捕盜の正官は懸帶を許

すと。これがため都省は、大德三年四月二十三日、奏すらく（以下「之を欽め」まで蒙古文直譯體）。江南から不揀甚麼錢物が來れ呵、河（沈本何に作る）道の裏を經由し、做買賣的もまた那河道裏を行くので、盜賊をなすもの多い上頭、去年皇帝根底奏し、省裏、臺裏、也可扎魯忽赤裏から人を差して整治し、而して理會的人每をして一處に商量せしめ、三十處の巡防捕盜の衙門を立て、その內の八處に州判、縣尉があり、更に三處の下縣では主簿が尉を兼ね、有主簿兼尉は賊盜の勾當を提調すれ呵、民訟の公事を耽誤せん。這の三個の下縣裏には縣尉を添設すれ呵、怎生。又巡檢司を革罷して、一十九處の巡防捕盜の衙門を粗設し、每處に色目を一員、漢兒を一員、各々兩箇人に委付し、若し這般に設立し呵、弓手が敷かないことがあれば、附近の百姓們（沈本、門に作る）の內から差撥すれば、怎生。又、賊人每が兵器を執把するあるに、這弓手每が却って軍器なければ、每處で一十副の弓箭を給與し、用ゆる時には、執把せしめ、用いざる時には、各處の色目人員をして提調、收管せしめよ麼道。商量して奏するに、那般者と。此を欽め。都省除外、合用弓箭（沈本、用字を脫す）はすなわち巡檢司が舊有るを就用、減併するを除くの外、仰せて數ざるの數目を照驗し、合屬に行移し、官が應付施行せよ。今、見奉を承り、移して都省の咨を准くるに、議し得たるに、路府州縣の巡防捕盜の衙門が弓箭を懸帶するは已に定例あり、各處の巡檢は每處で量って、三副を給せしむ。咨して上に依って施行を請う。

このように弓手は、例外を除き、平常は武器はもたなかったものである。武器に對する當時の用語としては『兵器』『軍器』『器杖』等で、禁令には『弓箭』と特定していることもあるが、公用語としては『軍器』という言葉であらゆる種類の武器を包含していたもので、とくに弓箭に關しては嚴重な取扱をしていた。弓手に對しては平常は弓箭はもちろんのこと、その他の刀槍等の携帶も原則としては禁ぜられていた。それなら、警棒や十手のようなものは携帶したかというと、それは明かでないが、その程度のことは想像される。しかし器杖を禁ずるとすると、『杖は兵器及

び杵棒の類を謂う』（刑統賦疏）とあるから、杵棒以下のもの、すなわち十手取縄の程度の器具以上のものはもたなかったことになる。また「元史」兵志、四には悶棒を持たせたと見えるが、この悶棒（明黄一正、「事物紺珠」一九に、悶棒とは粗棒也と見える）とは明かではないが、たぶん杵棒以下のもの、すなわち今の警官が持っている警棒か、昔の捕手の十手程度の役にしか立たぬ種類のものではなかったろうかと想像される。したがって弓手というものはせいぜい徳川時代の捕手ぐらいの装備をもっていたにすぎないと見てよいであろう。身分上も捕手のようなもので、前述のように民戸のうちから選んで、税を免除する代わりに、労役を提供せしめたものにすぎない。

弓手は右のように制度の上からいえば、末端の極めて低い地位にあったものであるが、實際上では犯罪の捜索、逮捕、検視の補助、下調、看守の補助、そのほか警察のあらゆる方面に干與したもので、その職權上の勢力はなかなか大きなものであり、したがって職權濫用の例もすくなくはなかったらしい。弓手のこうした振舞に目に餘るものがあったことは、胡祇遹が『弓手は考掠を擅まままにし、威福を作す』（紫山大全集、二三、一八）といっていることによっても、その一端は覗い知ることができるであろう。「典章」五一、一二、「獲賊隨時解縣」の例に、賊を捕えたら、隨時に縣に身柄を送致して取調べ、當該州府に護送した上で、審理すべしと見えており、人吏、弓手にまかせて拷問してはならぬ、と斷ってあるところから見れば、單に犯人逮捕を行うに過ぎぬ弓手までが拷問を行った事例も多いことを示すものであろう。「元史」兵志、四に見える各處の弓手がしばしば人命を害うたので、弓手に役すること三年に限り、ふたたび一般民戸にもどらしめ、他の民戸と交替せしめるとあるのは、這般の事情を物語るものにほかならぬであろう。弓手の職權濫用の弊は、元代の散曲[7]などに『門軍、弓手』と竝稱されて、賄賂を取ることが歌われていることなどから見ても、貪汙はなはだしく、小民を苦めること一通りではなかったことが、容易に想像される。實例は「典章」に散見するが、その一つを左に掲げてみよう（四二、一〇―一一）。

年幼を驚死せしむ。

至元八年七月　日。尚書刑部の來申に、南樂縣の弓手張全は賊人趙三を捉え、賊の驢皮を搜尋するに因って、韓成の男五兒を驚死せしめたるの事。責め得たる張全の招伏。不合、韓成の屋東に於て賊の驢皮が石上に墜ちんとし、盛粥の瓦盆一個ありて拖下し、地に就いて棚碎し、韓成の男の五兒が西間に於て啼哭せるため、以て嚇し得て驚搖するに因て身死するを致し、又不合、趙三の頭髮を捽著して地に在き、出門して鐵爪子及び棒子を用て沿身を毆打し、又不合、韓成の熟牛皮半張と靴材を要訖したるが、事が發して回付せり。又不合、南樂縣に於て招責が實ならざる罪犯なり。省の部が議し得たるに、張全の犯すところは、賊人趙三を搜すによって韓五兒を驚死せしめたるは、卽ち被差應補の人に係るの外、韓成の熟牛皮と靴材の據と、旣已に回付せり。議するに治罪し難し。止趙三を鐵爪を用て毆打し、並に南樂縣の招責が實ならざる據と、量って四十七下に擬し、合に仰せて照驗施行せしむ。

この具體的な判例の中に現實の弓手の姿が髣髴としている。この事件の被害者は革職人であろう。弓手が小兒に對して手荒なまねをして、ひきつけさせるか何かして、小兒はついに蘇生しなかったのであろう。賊を捕えると毆り倒して、髮の毛をつかんで地上に倒し、門外に出で、めちゃめちゃに毆りつけた。また被害者韓成からは、お上に手數をかけるとか何とか云って、なめし皮半張と靴材を强要した。この事件では、小兒を驚死せしめたのは、公務執行上の行爲として責任を阻却され、被害者から强要した物品は發覺すると、直ぐ返却したのでこれも無罪。第三の犯人趙三を鐵爪で毆打したことと南樂縣での取調べに僞證した二件のみが有罪となって、四十七打の笞刑に處された。

前に述べたように、弓手は、元來は役務徵發の一種として民戶に課せられた義務であったし、從って弓手の地位というものは極めて低いものに過ぎなかったのであるが、彼等は直接に民衆に對して警察權を行使する立場にあったの

で、一般民衆に對する勢威は頗る大きいものになった。弓手の地位は上り、おそらくは、それは義務から轉じて、むしろ特權的なものになったのではあるまいかとさえ考えられる。利權があるうえに稅をさえ免除されるのであるから、弓手の地位はおそらく株のようなものになったのではあるまいか。從って弓手がさらにその下に部下や手下を使用するようになったのは、當然のことであろう。時代はすこし溯って北宋の資料であるが、「作邑自箴」[8]に『弓手、手力』と竝べてあるところを見ると、どうもこの手力というのは、字面からも、弓手の手下であるように考えられる。わたくしの知る限りでは、元代の資料には手力という言葉は見當らない。しかし胡祗遹が、農を務めないで穀類を消費するやからとして擧げている、

儒釋道醫巫工匠弓手曳刺（紫山大全集、二二、二三）。

の最後の『曳刺』が手力に當るような氣もする。既に王國維[9]が考證しているように、曳刺は唐以來知られている北方民族の言葉であった。それ自身が既に身分的には半公半民制度である弓手の、さらに下に使役される部下に變ったものではなかろうか。

弓手の役目は、前述のように盜賊の取締が主要なものであったが、そのため捕盜の任務は嚴格なものであった。失盜の任務は嚴格なものであった。失盜すなわち盜賊を逮捕しそこねた時には、三段の期限を附し、一期を一カ月、合計三カ月の期限とし、强盜の場合には一カ月で捕え得ないと笞刑十七打、竊盜の場合には七打、二ケ月では强盜の場合は二十七打、竊盜は十七打、三カ月になれば、强盜は三十七打、竊盜は二十七打に處された。しかし、もし期限內に賊の半數を捕えれば、失盜の罪は免除された。その代り犯人を捕えた場合には給賞の制もあった。これは大德六年の通例、その他にも散見する。（「典章」、四九、八）

諸の人が强盜を告獲すれば、每名に官は賞錢として至元鈔五十貫、竊盜は二十五貫を給す。親獲する者は之に

倍す。強盜を獲ること五人に至れば一官を與う。其の捕盜官及び應捕人が、若し本境で盜賊を失過し、而して別境で作過の賊人を捉獲する者は、功過を相い折するを聽し、數外で合に理賞すべきの者は、常人に比して半ばを減じ、強盜を獲て五人に至れば、捕盜官は一資歷を減じ、十人に至れば、應捕人には一官を與え、捕盜官は一等を陞す。其の他處の公文を承け、及び諸人の告指して、而して獲る者は論賞の例に在らず。

これによってみると、應捕人すなわち弓手は一般人が犯人を捕えた場合の賞金の半分を給される定めであって、この通例は屢々確認されている。そしてこの賞錢は、各所において徵收した罰金[10]の中から支出されることになっていた。なお捕盜の成績のよい弓手は、官を授けられる定めであった。つぎに引く元貞二年の例は、五十四件の強竊盜を逮捕した弓手が功によって巡檢の官を得たので、その後この例によって官を求める者が多かったらしく、そのため獲賊の功に對して恐らく賞錢のみを與えると定めたものであろう。それが前引の大德六年の通例に至って、十人を捕えれば、一官を與えるという定めになったものと思われる（「典章」、五一、一五）。

獲賊は錢を賞し、官を賞せず。

元貞二年八月。中書省の咨に、刑部の呈に、會驗するに、聖旨の條畫內の一欵（巡捕の條格を見よ）を欽奉するに、欽遵するを除くの外、至元二十四年十二月、濟南路の保申に、弓手張平が節次强竊盜賊を捉獲すること五十四起にして、前に尙書省は巡檢に充つるを擬せり、在後に賊を獲たる人が、往往にして例を指し、告言するは、實に通例を礙ぐと。參詳するに、今後諸人が賊を獲れば、擬すらくは欽依給賞すべし。具呈す。照詳あれ。都省は呈を准し、除外、咨して欽依施行を請う。

こういう弓手に對する賞罰の外に、弓手が收賄を犯した場合には、その弓手は罷免するが、同戶の內の次丁（以次丁）すなわち排行が當人の次ぎに當る者を代って出さしめ、弓手とする規定ができた（「典章」、四六、一九）。

弓手が贓を犯せば、次丁をして役に當らしむ。

至大三年十月　日。福建宣慰司が江浙行省の箚付を承奉するに、近松江府の申に據るに、合屬に額設せる弓手は俱に農民に係り、少しく巡逮を諳んじ、其の間に多く機察竝に作過の警迹人を濫用するあり。巡鹽捕賊して遇々盜賊を失過する有れば、却つて苗頭の弓兵をして三限に獲ざるの責を甘受せしめ、苗僉の弓兵をして惟だ日の久しからんことを慮らしめ、家私を消廢せしむ。受贓は斷革するの例あるを知るも、往往にして親識人等を買使して出錢を冒作し、人數に過付し、虛捏（揑？）、欺作、取受す。官に赴いて陳告すれば、其の被告の弓兵は對證を待たずして便ち招承を行い、以て斷革を圖る。此に因って里正人等は、常に僉補を以て由となして、百姓を煽惑、擾害す。今後、若し濫設の機察人等を革去し、有苗の弓兵を僉到し、果して取受あれば斷革し、伊の家の次丁を以て役に當らしむれば、少しく僥倖の患を革めんか。照詳を乞うの事。此を得て省府は、濫設の舊有の機察人等は已經に遍行して革去するを除くの外、議し得たるに、僉到せる弓兵が果して取受ありて告發され、官に到るあれば斷革し、伊の家の次丁を以て役に當つ。如し委に次丁なければ、別に差補して相應。例となるの事理に係るに緣り、尚書省に移咨して定奪し去りたる後、今尚書省の咨を准くるに、該に、送って刑部の呈に據るに、議得するに、弓兵を僉差するは、須く有丁の戸の內に於て僉撥すべく、豈單丁の家もて應充するあらんや。若し贓を犯せば、合に已に擬せるに依って、革めて本戸の以次丁をして應役せしめて相應。具呈す、照詳あれ。都省は咨して、上に依って施行を請う。

右の一例は元代の弓手制度の實情を覗うになかなか面白い資料である。弓手は一般の民戸の出身ではあるが、警察關係の制度や規則にもすこしく通じているので、機察人や警跡人を濫用して巡鹽捕賊の任に當たっている。しかし盜賊を逃せば、前に述べたように三限を期して逮捕の責任を負わせられ、失敗すれば賠償を負い、または刑罰を受けなけ

ればならない。ここに苗頭、苗僉、有苗等というのは、どういう意味かよくわからないが、おそらく新参というようなことであろう。弓手は往々失過した盗賊の逮捕のために財産を費消することがあるので、收賄、强要などが罪になることを知りつつ、敢て惡事を犯して罪に問われることが多い。他方、里正などの村役人はこのような事情を利用して、弓手の割當にかこつけて騒ぎや不安を醸成する。里正、主首、社長などの村役人が、弓手とはその指揮命令の系統が異ることは、「柴山大全集」巻二十三にも『弓兵は職分あり、里正人侵占するを得るなかれ』と見えているが、實情は地方の有力者たる里正などが、弓手を左右していたことが知られる。弓手の僉補はおそらく里正の上申に俟ったものでもあろう。このような事情が語られているのである。そこで機察人、警跡人といった危険な人物の濫用を制限し、また弓手が罪を犯す時には、本人は早速罷免し、ただし弓手の役に當っている、その同じ民戸から別な者を代りに出すことにしたものであろう。この文の末尾によれば、弓手の役の該當者が二人以上ある戸でないと役に當てないことになっている。これは既に述べた「設置巡防弓手」の條格に『中戸の一名を取り』とあるから、この條格制定の時以來、既に男丁二人以上を有する中程度の戸を弓手の役に當てることにしていたものであろう。このように弓手には役得や職權濫用もすくなくなかったが、反面においてその嚴重な規則によって、とくに失盗の賠償や『三限不獲之責』のために苦むことも多かったに違いない。おそらく、惡人は弓手たらんこと欲し、善人は却ってこれに當るを免れんことを欲したものであろう。

さて、わたくしは、さきに弓手の補助的役割を勤める者として手力、曳刺などを考えたが、その他に祗候、警跡人（機察人）なども存在した。しかし元代における警察の中心が弓手制度にあったことは明かである。手力、吏刺、祗候に關しては今のところ充分な資料を檢出できないので、弓手との關係も明かではない。しかし元の警察制度において弓手についで重要であり、かつ當時の社會資料として興味の多いのは警跡人である。つぎにこの警跡人について述

べることにする。

註

1　「元史」兵志の弓手の條と「元典章」五一、一―二、「設置巡防弓手」とははなはだしく一致する。「元史」と「典章」の記事の異同は「元史」の成立を考えるにも重要であると思われる。この類は以下に論ずるから一例としてここに兩者を對照してみよう。

弓手（元史）

元制、郡邑設弓手、以防盜也、内而京師有南北兩城兵馬司、外而諸路府所轄州縣設縣尉司巡檢司捕盜所、皆置巡軍弓手、而其數則有多寡之不同、職巡羅專捕獲、官有綱運及流徒者、至執兵杖導送、以轉相授受外、此則不敢役、示專其職焉

世祖中統五年、隨州府驛路、設置巡馬及馬步弓手、驗民戶多寡、定立額數、除本管頭目外、本處長官兼充提控官、其夜禁之法、一更三點、鐘聲絕、禁人行、五更三點、鐘聲動、聽人行、有公事急速及喪病産育之類、則不在此限、違者笞二十七下、有官者笞七下、准贖元寶鈔一貫、州縣城池相離遠處、其間五七十里所有村店及二十戶以上者、設巡防弓手、合用器仗必須完備、令本縣長官提調、不及二十戶者依數差補、若無村店去處、或五七十里創立聚落店舍、亦須要及二十戶數、其巡

設置巡防弓手（元典章）

中統五年八月初四日、欽奉聖旨、道與中書省、在先遇有失盜、其各管府司爲無罪賞、並不嚴行根緝、三月不獲、便令本處人賠償、這般體例、今後革罷、再休行者、仰照依立定罪賞、設置巡捕弓手防禁捕捉盜賊條格　遍行諸路、一體施行、内一款、隨州府驛路、置巡馬及馬步弓手驗民戶多寡、定立額數除本管頭目外、本處長官兼充提控官、其夜禁法、一更三點、鐘聲絕、禁人行、五更三點、鐘聲動、聽人行、者有公事急速喪病産育不在此限違者笞二十七下、有官者笞一下、准贖元寶鈔一貫、州縣城子相離窩還去處、其間五七十里、所有村店及二十戶以上者、設巡防弓手、合用器仗必須備足、本縣長官提控、若不及二十戶者依數差補、若無村店去處、或五七十里創立聚落店舍、亦須要及二十戶數、其巡軍另設、不在戶數之内、關津渡口必當設置店舍、弓手去處不在五七十里之限、若沿邊州縣及相去地里窩還去處、從行省就便定奪於本路不以是何投下、當差戶計及軍站人匠打捕鷹房斡脫窑冶諸色人等戶内、每百戶内取中戶一名、充役、與免本戶合著差發、其當戶推到合該差發數目、却於九十九戶内均攤、若有失盜、勒令當該弓手、立定三限盤捉、每限一月、如限内不獲、其捕盜官强盜停俸兩月、竊盜一月外、據弓手如一月不獲、强盜決二十七下、竊盜七下、兩月不獲、强盜決二十七下、竊盜一十七下、三月不獲者、强盜三十七下、竊盜二十七下、如限内獲賊數及一半者、全免正罪、至元三年、省部議、隨路戶數多寡不同、兼軍站不該差發、似難均攤、擬合斟酌京府司縣合用人數、止於本處包銀絲線并正納包銀戶計内、每一百戶選差中戶一名當役、本戶合當差發稅銀、卻令九十九戶包納、從之、四年、除上都中都已有巡軍、其所轄州縣合設弓手、俱於本路包銀等戶選丁多强壯者充、驗各處州縣戶數多寡驛程緊

五七十里創立聚落店舍、亦須及二十戶數、其巡軍別設、不在戶數之内、關津渡口必當設置店舍、弓手去處不在五七十里之限、若沿邊州縣及相去地里窩還去處、從行省就便定奪於本路不以是何投下、當差戶計及軍站人匠打捕鷹房斡脫窑冶諸色人等戶内、每百戶内取中戶一名、充役、與免本戶合著差發、其當戶推到合該差發數目、却於九十九戶内均攤、若有失盜、勒令當該弓手、立定三限收捕每限一月、如限内不獲、其捕盜官强盜停俸兩月、竊盜一月外、弓手如一月不獲、强盜的決一十七下、竊盜七下、兩月不獲、强盜再決二十七下、竊盜一十七下、三月不獲者、强盜再決二十七下、竊盜二十七下、如限内獲、數及一半、全免本罪、

又中書省　劄付該、先欽奉聖旨節文、州府驛路設置巡防弓手、不以是何戶計諸色人等、每一百戶内取中戶一名、充役、其本戶合當差發、卻於九十九戶内均攤、欽此、已經遍下外、今來講究得、隨路戶數多寡不同、兼軍站等戶不該差發、似難均攤、今斟酌、京府州縣用合人數、止用本處當包銀絲線並

慢設置、合用器杖各人自備、八年、御使臺言、諸路宜選壯年熟閑弓馬之人、以備巡捕之職、弓手數少者、亦宜增置、除捕盜防轉、不得別行差占、十六年、分大都南北兩城兵馬司、各主捕盜之任、南城三十二處、弓手一千四百名、北城一十七處、弓手七百九十五名、十三年、省臺官言、捕賊巡馬先令執持悶棍以行、賊衆多有弓箭、反致巡軍被傷、今議、給各路弓箭十副、府州七副、司縣五副、各令置備防盜、從之、延祐二年、從江南行御史臺請、以各處弓手人等往往致害人命、役三年者罷之、還當民役、別相應戶內捕換。

右の對照で明かであるように、双方の前文に當る部分は異る。『隨州府縣驛路』から『全兒本罪』に至る間は、「典章」の細字の注を元史では本文に繰り入れた以外は二、三の文字の相違のみであるが、ただ一つ夜禁を犯した者、有官者は「元史」では『笞七下、准贖元寶鈔一貫』となっているに對し、「典章」では『笞一下、准贖元寶鈔一貫』となっており、准贖は同額であるが、笞に一と七の違いがある。一見すると、元代の最低刑は大體において笞七下であるから、「典章」の誤りと思われるが、そうではない。「典章」三、九、三「老疾贖罪鈔數」の例に

元貞元年六月……諸犯罪人、若年七十以上十五以下及篤廢殘疾、不在杖責、理宜哀矜、每杖笞一下、擬罰贖罪中統鈔一貫相應……

とあるから、これは『笞一下ごとに元寶鈔一貫を贖するを准す』と讀むべきであろう。刑法志、禁例にも『違者笞二十七、有官者聽贖』とあるから、これは贖罪を許し、その基準として笞一下を中統元寶鈔一貫と定めたものである。つぎに「元史」の『定立二限』は『三限』の誤りである。そして末段に至っては「元史」は「設置巡防弓手」以外からも資料を仰いでいるが、本稿に擧げるように、それらも殆んど「典章」の他の部分に見出される。

正納包銀戶計、每一百戶選差中戶一名當役、據本戶合該差發稅銀、却令九十九戶包納、似爲長便外、中都巡軍擬、於侍衞親軍內摘差四百人、與元設巡軍一處應役、至元三年　月十三日聞奏過、奉聖旨、依着您商量的、行者欽此。

2　本書、第四部、第二章。安部健夫「元代投下の語原考」東洋史研究、三、六。小林高四郎「元代の投下の意義について」善隣月報、六九。村上正二「元朝における投下の意義」蒙古學報一。

3　小林高四郎「元代斡脫錢小攷」社會經濟史學、四ノ一一。村上正二「元朝に於ける泉布司と斡脫」東方學報、一三ノ一參照。

4　「元史」世祖記、二。

5　本書、第三部、第三章參照。

6　「通制條格」二七、九。禁約軍器。至元二十一年四月十六日。中書省奏、在先欽奉聖旨、漢兒人休執把軍器者。軍人打捕戶每弓箭休教執把呵怎生。商量來、奏呵、奉聖旨、敎罷了者。欽此。同、二七、八。供神軍器。至元二十一年十一月。中書省。南京路宣慰司呈。見欽奉聖旨、遍行各處禁斷、拘收軍器。除欽依外、今訪聞得、隨所廟宇往往有諸人供獻鞭簡鎗刀弓箭等項軍器幷旌旗鑼鼓斧鉞儀仗。儻有觸人就用、致使愚民枉遭刑憲。刑部議得。今後民間、若有違犯之人、捉拿斷罪。都省准擬。

7　元の散曲、特に「陽春白雪」に見える劉時中の作品には、當時社會狀態を髣髴とせしめる好資料の存在することは入矢義高氏の高教によって知るをえた。

且說一年中事例錢、開作時各自與、庫子每隨高低預先除去、軍百戶十錠無虛、攢司五五拿、官人六六除、四牌頭每一名是兩封足數、更有合干人把門軍弓手殊途、那里取官民兩便行法、赤緊他賄賂單宜左道術

於汝安乎。これは上は軍百戸から下は弓手に至るまでの役得を諷したものらしく、合千人あれば（すなわち事件が起るごとに）把門軍（門番）や弓手は、それぞれよろしくやると云うのであろう。

三二百錠貲本錢、七八裏去斡取、作揑作曾縮卷假如名目、偷俸錢表裏相符、這一个圖小倒、那一個苟俸禄、把官錢視同己物、更狼如盜跖之徒、官攢庫子均攤着要、弓手門軍那一个無、試說這厮每貪汙。

右は官錢をごまかすことが横行したことを歌ったものであろう。役人どもが官錢を見ること私物の如く、弓手、門軍に至るまで同様な振舞をしていたものであろうか。これらによって見るも、弓手はまず公人と云い得る中の最低の者であったので、曳剌、手力、警跡人などになるとそれ以下、到底役人の範疇にも入らなかったものではあるまいか。

8　「作邑自箴」九。弓手手力置牌、書單名、親自輪撥、批注優重緩急、合選擇驅使者、曉諭合當人知、仍置使曆。

9　王國維、「古劇腳攷。曳剌本契丹語、唐人謂之曳剌河、薈唐書房琯傳、瑢臨戎謂人曰、逆黨曳剌河、雖多、豈能當我劉秩等、遼史作拽剌、百官志有拽剌軍詳穩司、旗鼓拽剌詳穩司、千拽剌詳穩司、猛拽剌詳穩司、又云走卒謂之拽剌、武林舊事作爺老、其所載官本雜劇有三爺老大明樂、病爺老劍器二本、當卽遼之郤剌也、元馬致遠薦福碑雜劇中、尙有曳剌、爲胥役之名、此卽遼志卒謂之拽剌之證。

10　「典章」、五一、一二、一五、一七。

警　迹　人

「元史」刑法志、三に、

諸竊盜初犯、刺左臂。謂已得財者。再犯刺右臂、三犯刺項。强盜初犯刺項、並充景跡人、官司以法拘檢關防之。其蒙古人有犯及婦人犯者、不在刺字之例。

と見えるが、これは「典章」四九、七―八に載せられている「强竊盜賊通例」中の左の一條に對應するもので、この一條は「典章」には屢々引かれている。（大德五年十二月二十六日の通例）

諸竊盜初犯、刺左膚（謂已得財者）再犯刺右膚、三犯刺項。强盜初犯刺項、並充警迹人。官司拘檢關防、一如舊法。其蒙古人有犯及婦人犯者、不在刺字之例。

この二つのテキストを較べてみると、もちろん「典章」の方がよろしい。「元史」では細字の注を本文に入れ、『一如舊法』を『以法』に、警迹人を景跡人に變えている。「元史」では本來は注であった『謂已得財者』を本文にいれ

たので、ちよっと解し難くなっている。同文は「典章」四九、二二の「偸頭口賊依强竊盜刺斷」の斷例の一款として、

諸竊盜初犯、刺左臂、再犯刺右臂、三犯刺項、並充警跡人。官司拘檢關防、一如舊法。其蒙古人及婦人不在刺字之例。

と見えている。さらに同書、四九、四七には「警跡人拘檢關防」の例に「大德五年十二月二十六日、奏准强竊盜賊例內一款」として

諸竊盜初犯、刺左臂、再犯刺右臂、三犯刺項。强盜初犯刺項、並充警跡人。官司臨時拘檢關防、一如舊制。欽此。

として引かれている。右のほぼ同文の通例に見える『一如舊法』或は『一如舊制』という句を「元史」では『以法』に變えているが、これは「典章」四九、四七に載せられている「盜賊刺斷充警跡人」に見える中統五年の左の聖旨に基いていることを意味している。(典章、四九、四七)

盜賊は刺斷し、警跡人に充つ。

中統五年八月初四日。欽奉せる聖旨の條畫內の一款。强盜にして死に該らず、幷に竊盜は、本罪を斷ずるを除くの外、初犯の者は右臂上に强盜一度の字號を刺し、强盜再犯なれば死に處し、竊盜再犯の者は斷罪する外、項上に字を刺し赦に會うと雖も亦字を刺す皆司縣が籍記し、警跡人に充て、村坊をして常切に檢察せしめ、遇ま出處、經宿し、或は他處に移るあらば、鄰佑に報じて知らしむ。若し五年にして犯さざる者は、主首と鄰人が除籍を保申す。如し能く告げて强盜一名を捕獲すれば、二年を減じ、二名なれば籍を除す。竊盜一名ならば、一年を減ず。其の籍に附せる後、若し再犯するあれば、終身籍に拘す。應據(あらゆる)警跡人は緝捕を除くの外、官司は出入を追逐し、營生(なりわい)を妨礙するを得ず、此を欽め。

右の聖旨によって、先きに擧げた「元史」の記事竝に「典章」の他の箇所に見える前掲とほぼ同文の規定の解釋は、極めて明瞭になるであろう。すなわち元來、警跡人に關する規定は、中統四年の聖旨をその法源とするものであって、この聖旨はその後の通例、斷例においてその一部が引かれ、或は別個の項が加えられた。例えば、聖旨に見える功賞としての除籍、籍記後の再犯は終生拘籍する等のことは、他の斷例の中に入り、大德五年の通例には、これらの項が落されている代わりに、警跡人には全然關係なく、刺字に關する一項が挿入されている。このことは「元史」刑法志の淵源を考える上に重要な資料であろう。刑法志は、右に明かな如く、一應整理された通例である大德五年の通例に最も近い。刑法志が「經世大典」、憲典[2]に基いているとすれば、その憲典自身は、このように一應整理されて隨時發布を見た通例を採錄したものであろう。しかしこのように整理された通例というものは、右の大德五年の通例に、

近ろ強竊盜竊の斷例が一ならざるため

と見えるように、斷例が區々で裁判官が、その據るべき判例を見出すに困難している、という狀態を救濟するために發布されるのが普通であった。

さて元代の強竊盜に對する刑罰法規には、總則的な「强竊盜賊通例」（典章、四九、七―九）があり、二百條に餘る斷例が「典章」に收載されている。中統五年八月四日の聖旨に見える如く、强竊盜犯人は『本罪を斷ずるを除くの外』すなわち通例、斷例に從って笞刑、杖刑、徒刑等に處した後、一種の附加刑として犯人を警跡人に指定したものである。徒刑の場合においては鑛山、屯田、土木工事等の處で勞役に從事せしめ、所定の期間を過ぎて放免された後、元籍に歸って警跡人に充てられることになっていた。犯罪の搜索に密偵、スパイを使い、密告を奬勵するとか、犯罪者の同類を使用するというやり方は、世界中どこにもあることで、取り立てて云うほど珍しいことではないが、元代の警跡人のように完全に制度化され、且つ搜索、逮捕に大きな役割を持った例はすくないであろう。それでは强竊盜以外に

も警跡人に充てられる犯罪はあったであろうか。

「典章」四九、三〇に左のような例が見えている。

僧が師叔の物を盗むは刺字す。

皇慶二年四月　日。福建道宣慰司は江浙行省の箚付を承奉するに、建康路の申に據るに、句容縣の申に、僧人華祖仁の狀告に、至大四年四月初七日に綿線三十兩、紅絹一疋、苧布一疋、中統鈔四定を盜まれたりと。賊の僧曹勝哥を捉獲して、不合、師叔華祖仁の鈔物を盜み得たるの招詞を取訖せり。本省が看詳するに、僧人が犯すありて、如し法眷に係れば、師祖より而して下は子孫姪弟、同派は親屬に比同して免刺す。例と爲るの事理に係れば、移して中書省の咨を准るに、送って刑部の呈に據るに、議し得たるに、僧人曹勝哥の招する所は、不合、至大四年三月二十八日夜、師叔華祖仁の綿線、布疋、鈔定を偸盜したるの罪犯にして、既に斷じて發付して還俗せしめ、賠贓を追徵せり。擬すらくは例に比して、刺字して警跡人に收充して相應。具呈す、照詳あれ。都省は擬を准し、咨して、上に依り施行を請う。

右の例は、同寺の僧は原則としては同居の親屬と見做されるので、彼等の間の相盜は刺字を免ぜられるのであるが、この場合は還俗を命ぜられ、還俗すれば刺字に當るので、從って警跡人に充てられたものであろう。このような例は他にも二、三あるが、例として「典章」に見えるものは、問題點は警跡人に充てるか、否かではなく、すべて刺字に當たるか、否かという點である。從って强竊盜にして刺字に當たる者は、總て警跡人に充てられたものと見做して、差支えはあるまいと思われる。これを證するもう一例だけ、左に擧げておく。（「典章」五〇、一〇）

子が父に隨って發冢せるは刺斷す。

皇慶二年四月　日。福建宣慰司が江浙行省の箚付を承奉するに、中書省の咨を准るに、寧國路の申に、太平

縣の胡長壽の告に、姚德勝と男の姚富、並に義姪の方應榮とが胡州判の墳墓を掘發し、開棺して銀子等の物を盜訖せりと、各々の招詞を取り訖り、姚德勝と方應榮は例に依り刺斷して居役せしむるの外、姚富の據と、若し强盜の從賊の一例に比して刺斷せんにも、終に是れ父の命に聽從せるなり。事は通例に干すれば、咨して定奪を請う。此を准けて、送って、刑部の呈に據るに、議し得たるに、姚富の招する所は不合、父の姚德勝と方應榮に隨い、胡州判の墳墓を掘發して開棺し、銀子等の物を盜み、數內を姚富と伊の父姚德勝と二分に分ちたり。首賊の姚德勝と從賊の方應榮は刺斷し、居役せしむるを除くの外、參照するに、姚富の犯す所は、若し子が父の命を聽けるを以て刺配を量免せんにも、却つて、姚富は終に伊の父とともに贓物を分受したるは明白なり。罪は原免に遇えるも、合に首と從に同じく定論し、例によって刺字し、警跡人に收充して相應。具呈す、照詳あれ。此を得て、咨して、上に依って施行を請う。

右の一例においても、警跡人に充つるか否かは、刺字に該當するか否かの點に係っていることが明かに示されている。犯罪は、强竊盜罪及びこれに准ずる犯罪で、必ず刺字に該當する。むしろ、より單純化すれば、刺字は自動的に警跡人に充てられることになっていた、と解しても差支ないであろう。

警跡人の字面はいろいろに書く。警迹人、景迹人、景蹟人などとも書いたらしい。この制度も元朝に始まったわけではない。北宋の李元弼の「作邑自箴」にもつぎのような文が見える。

自來、景蹟は、頑惡にして文簿に載するの人、如し改悔を肯じて前非を作さず、却つて業次に服し、良民となるを願う者は、仰せて縣を經て自ら陳し、憑を待ち、犯すところと後來の行止を勘會し、當に議して頑惡の姓名を除落すべし。

右の景蹟人は元代の警跡人の先蹤であるとはいえ、元朝のそれとは制度としては、根本的に異っている。「作邑自箴」

の記事によると、宋の景蹟人は罪を犯し、文簿に前過を記載された者が、自らの生計を立てて再犯をしなければ、籍を除かれるという制度であったと解される。ところが元代の警跡人はこれと異って、強竊盜賊に對する附加刑として科された刑罰的な役であったことは、前引の諸條によって明かであろう。

なお警跡人に關しては、右に述べた規定の他に二、三のこまかい規則が附加されている。それは元籍轉發、衙賀、排門粉壁等である。警跡人が元籍を離れ、或は他に宿泊する場合には、保申しなければならぬことは、既に中統五年の聖旨に見えている。この聖旨には元籍轉發、衙賀、粉壁等の點が明かにされていないが、つぎのよう例が大德七年に出されている（典章、四九、四七—八）。

警跡人は元籍に轉發す。

大德七年四月　日。江西行省が中書省の咨を准くるに、河南省の咨に、歸德府の申に、本府の知府趙朝散の關に、聖旨を欽奉するに、節該に云云前を見よ省府相い度るに、應據（あらゆる）刺斷して釋放せる强竊盜賊は、元籍に轉發して警跡人數に充つと。聖旨の竊管し出入せしむるなかれとあるに欽依するに、今各處の官司は並に嚴に檢察を加えず、亦粉壁を明立し、上下半月ごとに參官せしめず、縱に出外せしめ、過犯を作すも、元籍の官司は一向に無罪にして、以て盜賊極めて多きを致す。累經刺配の强盜が出外するに獲ざれば、給由を許さず。若し應捕人が財を得て疎放し、或は拒捕を畏れ、事が發して官に到れば、官吏は斷罷して敍せず、應捕人は犯人に等を加えて斷罪する等の事。本省が看照するに、警跡人等が別境で作過（あくじ）するに、本管の官司の檢察を失するあるの罪名の通例の定到せるを見ず。咨して、照詳を請う。此を准（う）けて、刑部に送るに、照し得たるに、大德五年十二月二十六日に於て奏し准（ゆる）されたる强竊盜賊例內の一款に、照し得たるに、各處が申稟するに、斷を經たる强竊盜賊の衙賀、拘檢、關防の定例並に當該官司が覺察を失するあるの罪名を見ずと。本部が議し得たるに、斷放せる强竊盜賊は元

籍の官司に發付し、籍記して警跡人に充て、門首に紅泥粉壁を置立し、姓名と所犯を開寫し、上下半月ごとに、官に赴きて衙賀せしめ、本處の社長、主首、鄰佑をして常に檢察を加えしめ、但たまたま出處、經宿し、或は他處に移れば、須く告報して知るを得るを要す。違う者は卽便に官に申して追究し、若し覺察を失し、放って別に非違を作さしむれば、情を量って斷罪す。捕盜官は專一に提調し、用心して關防せよ。如し拘檢が嚴ならずして、別に過犯を作さしめば、亦治罪し、任が滿てるときに解由の內に開寫す。警跡人は、若し能く賊を獲、改過し、五年犯さざる者は、欽依除籍す。如し呈するところを准さるれば、遍行照會して相應。具呈す、照詳あれ。都省は擬を准し、咨して上に依て施行せしむ。

右に見える衙賀、參衙、參官は、また公參ともいう。警跡人は元籍所轄の官署において簿籍に登錄し、元籍所在地外への旅行、他處での宿泊には、屆出を要する上に、每月上半期、下半期に各一回所轄官署へ出頭することに定められていた。この定期的な出頭を衙賀、參官、公參などと稱した。粉壁とか紅泥粉壁というのは、或は排門粉壁ともいい、罪を犯した者の門に紅泥で姓名と罪名を書いて衆に知らしめることで、これは「典章」の隨所、「元曲」その他に屢々見えるところである。排門粉壁は別に警跡人のみに限らず、官吏の贓罪以下あらゆる罪に適用される。排門粉壁の罪名は、どうも通例があったのではないらしく、特に規定あるを除き、裁判官の判斷で行ったものではないかと考えられる。

つぎに除籍すなわち警跡人を免ずる條件は、旣述のように、中統五年の聖旨では、左の如くである。

一、五年を經て再犯しない者。

二、强盜二名を逮捕した者（但し强盜一人を逮捕した場合は二年を減ずるから、三年を經て强盜一名を捕獲すれば、除籍される）。

三、竊盜一名を逮捕すれば、一年と計算するから、五名で除籍され、或は强盜一名と竊盜三名でもよい。

ところが、この條件はその後、至大元年九月の警跡人獲賊功賞の例では、（「典章」四九、四八）

今後、如し能く自ら首告し及び竊盜を捕獲せる者は、毎一名に一年（沈本、半に作る）を減じ、五名にて除籍し、餘に名數あれば、常人が賊を獲るの例と作して理賞し、若し獲るところの賊數が減除に及ばざる者は、當該の官司をして據（しょうめいしょ）を給せしめ、以て通理するに憑らしむ。

という規定になり、もし警跡人が多く盜賊を捕獲した場合には、除籍して警跡人を免ずるのみならず、常人が盜賊を捕獲した例（弓手の項參照）に準じて賞錢をさえ給することになった。そして、もしその捕獲數が一時に減除に充たない時には、所轄官署から證明書を發行しておき、後に更に捕獲の功があった際に、前後通算して處理する定めになった。この規定は左のように、後に延祐六年三月に公布された盜賊通例にも載せられている。（「典章」、新集、刑部、一一）

各處に籍記の警迹人は衙賀、拘檢し、若し五年を經て犯さざる者は、主首、隣佑が保申して除籍するを聽し、如し能く告げ及び强盜を捕獲する者は、一名ごとに二年を減じ、二名にて除籍す。竊盜は、一名ごとに一年を減じ、五名にて除籍す。餘に多（名？）數あれば、例に依って理賞す。除籍の後に再犯すれば、終身拘籍す。

しかし警跡人を利用しての盜賊の逮捕が實効を擧げた反面、彼等が離境し、他の官署の管轄區域に到って、惡事を働いたことも多かったらしく、警跡人を離境せしむるなという禁令は屢々出ている。

以上に述べたように、警跡人制度は元朝の捕盜、警備の組織において重要な一環をなし、弓手の直接の看視、指揮の下に盜賊の逮捕、捜索に當った。この制度は「典章」四六、弓手犯贓次丁當役の例に見える如く、弓手によって濫用せられる弊害もあり、また前述のように他境に赴いて盜を犯すなど、いろいろ不都合もあったが、犯罪捜索の手段

として効果を擧げたこともまた確かである。

註

1　有高巖は「並充景跡人」を強盜には景跡人、監視人を附する定めであった」と解しているが（同氏「現代の盜殴殺傷事件の研究」史潮、一〇、一、三頁）これは當然「並に景跡人に充つ」と讀むべきで、犯人を景跡人として籍記し、使用するという意味であることは、以下の本文によって明かである。

2　市村瓚次郎「元朝の實錄および經世大典に就きて」。箭内亘「蒙古史研究」外篇。安部健夫「大元通制解說」東方學報、京都、一。

3　「典章」四九、八。應配役人、逐有金銀銅鐵洞冶屯田堤岸橋道、一切工役法處、驗就工作、令人監視日計工程、滿日疎放、充警跡人。同一〇、流遠出軍地面にも强盜合徒囚數、帶鎖居役、滿日、收充警跡人。

檢　驗

諸種の犯罪のうちでも最も、重要視されたのが殺人犯であったことはいうまでもない。「典章」四二、諸殺門は實に七十八條、新集に四條、さらに「陳氏校補」に見えるもの九條の多きに及び、「典章」、四三には檢驗の一門が設けられて六條、「新集」には二條、「校補」には一條が、それぞれ見られる。古今東西を通じて社會の秩序を脅すものとして、殺人が最も重要視せられ、且つその處罰が最も愼重に考慮されたことはいうを俟たない。殺人犯に對する刑罰は原則として死刑であるから、殺人犯に對する用刑には特に愼重な考慮が拂われた。從って「典章」においても、前述の如くその諸殺門は四二、四三兩卷にわたり謀殺、故殺、扼殺、鬪殺、誤殺、戲殺、過失殺、殺親屬、殺卑幼、奴殺主、殺奴婢倡佃、因姦殺人、老幼篤疾殺人、醫死人、自害、雜例、檢驗、燒埋の諸門に分たれている。右のうち檢驗に關する條は、本集に六例、「陳氏校補」に一例、新集に三例が收錄されている。

檢驗すなわち檢屍は、古く五代[1]において既に專書が著わされたといわれているが、宋代には有名な「洗寃錄」「平寃錄」が出現した。元代になってもこの傳統は繼承され、「洗寃錄」に新らたに「聖朝頒降新例」が附加されたもの

が梓行され、さらにまた武宗の至大元年には「無寃錄」が海鹽縣令の王與なる者によって著われた。

新例すなわち「洗寃錄」に附加された元代の新例及び「無寃錄」に對して「典章」に見える檢驗の諸例を比較對照してみると、「典章」と多少の出入はあるが、大體共通の例が五條存在する。右の中には題名が同一のものと、そうでないものとがある。つぎの通りである。

一、檢屍法式　「典章」四三　三、被盜殺死免檢　「典章」四三
檢驗法式　新例　作耗賊殺人免檢　「無寃錄」
屍帳式　「無寃錄」　四、軍民詞訟約會　「典章」五三
屍帳例　强盜殺傷錢主隨卽合檢驗「無寃錄」
二、屍帳不先標寫正犯名式　「典章」四三　五、無檢驗骨殖例　「典章」「陳氏校補」
屍帳用印關防　新例　檢驗骨殖無定例　「無寃錄」
屍帳仵作被告人書字　「無寃錄」

「典章」新例と「無寃錄」が一致するものは右の通りであるが、後出の二書は「典章」の類[2]からの抄出であろう。

さて檢屍法式（新例の檢驗法式、無寃錄の屍帳式）は左の如き一定の型を持っていた。

某路、某州、某縣、某處、某年月日、某時に檢驗し到れる某人の屍形は、某字幾號を用て勘合、書塡し、生前の致命の根因を定執し、後に標注す。

一、仰面（略）

二、合面（略）

一、對衆して定驗し得たる某人の委因　　致命

一、檢屍人等

正犯人某[3]　　干犯人某[4]

干證人某　　地鄰人某

主首某[5]　　屍親某

仵作行人某[6]

右の件の前項の致命の根因に、中間に但(もし)脫漏、不實、符同、捏合あり、屍傷を增減するあれば、檢屍官吏人等は情願して、罪責を甘伏して詞なし。これ實なるを保結す。

某年某月某日

司吏某押

首領官某押

檢屍官某押

右のような屍帳式すなわち檢屍報告の作成、提出を必要としたが、その檢屍に關する法式は、次ぎの例に見える規則によった。（「典章」、四三、二―四、新例、「無寃錄」屍帳例）

大德八年三月　　日。江西行省は中書省の咨を准くるに、刑部の呈に、省の判送を奉ずるに、河南行省の咨に、歸德府の申に、竊かに見るに、各處の有司が人命を以て重しとなさず、凡そ毆傷して身死する者あるに、隨卽に飛申、檢驗せず、初檢の官司が屍狀を申到するありと雖も、復檢の官司は屍前に卽到する能わず、以て屍は已に發

變し、復檢し能わざざるを致す。既に復檢の官司が復檢し能わざるを見て、初檢の官吏は因って而して作弊し、已死の人が自縊し、或は投井、焚燒、殘害して、身死せると揑合し、中間に別に信ずるに堪えるの顯迹なければ、必ず須く追究して往來補答すべきに、州縣の司吏を扣換（喚?）して通行揑合し、原告の詞因を虛套し、原告の絕詞の文狀を嗾賺するは、唯に官吏が通同すること此の如きのみならず、死者をして幽冥の寃、何に由ってか雪ぐを得しめん。本省が看詳するに、屍傷を檢驗するに、或は差を受けても時を過ぎて發せず、或は牒が到り、まさに受くべくして而して受けず、或は親しく臨視せず、或は他處の官司の請官、檢驗を承くるに、或は官に可那（かわり）あるに而して缺を稱し、或は鄰近に牒すべくして而して遠き者に牒し、或は驗するに因って而して驗せず、或は要害致死の因を明定せず、或は定めて而して當らず、或は驗するところの事狀を漏露し、或は初檢の屍狀をば復檢の官司と扶同して檢驗する等の事、情弊紛紜として概擧する能わず、理として宜く罪例を明定し、通行遵守すべしと。施行の間に、又江西福建道奉使宣撫の呈に據るに、亦此の事となす。都堂の鈞旨を奉じたるに、刑部に送り、議擬し、連呈せよと。此を奉じ、本部が議し得たるに、屍傷を檢驗するは、已に常式あり。近年以來、親民の官が、人命を以て重しとせず、往往にして推延、發變せしむるを致し、及び親臨、監視せず、轉じて公吏、行人に委し、復檢の官と遞相扶同して屍狀を裝揑し、輕重を移易し、情弊多端なり。擬すらくは、まさに法を設けて關防すべし。もし奉使宣撫の言うところに依らんに、縷細となすに似たり。本部は、今參酌して屍帳を定立し、屍身の一仰一合を圖畫し、各路をして一樣に板印し、字號を編立して勘合し、印を用いて鈐記し、州縣に發下して置簿、封收せしむ。如し檢屍に遇わば、隨卽に時刻を定立し、附近の干碍せざるの官司に行移し、急速に人を差して公文を投下し、仍（なお）正官を差委し、首領官、慣熟せる仵作行人を將引し、元降の屍帳三幅を就賫し、速かに停屍の去處に詣り、まさに聽檢すべきもの並に行凶人等を呼集し、躬親しく監視し、衆に對し眼同に、上よ

り下に至り、一一分明子細に檢驗し、屍に沿って應有傷損を指說し、卽ち原畫の屍身上に于て被傷の去處を比對し、長濶深淺の各各の分數を標寫し、端的に要害致命の根因を定說し、檢屍の官吏は上に於て署押し、一幅は苦主に給付し、一幅は粘連入卷し、一幅は本管の上司に申連し、仍苦主並に聽檢の一干人等の連名の甘結を取り、式に依って備細に開寫し、當日に保結、回報し、各處の相離るる里路は承發、檢驗の日時を明白に稱說して、本管の上司に飛申し、其の復檢の官吏は、上に依って復檢し了畢れば、亦屍帳一幅を苦主に給付し、一幅は入卷し、一幅は上吏に申報す。如し違慢あり、或は牒到って而して受けず、屍變せしむるを致す者は、正官は三十七下に決し、首領官吏は各四十七下に決す。其の親臨監視せず、轉じて公吏に委して檢驗せしめ、幷に增減して實ならず、輕重を移易し、致命の因依を定執して明かならず、或は初復の官吏が相見て、屍狀を符同する者は、正官は招を取り、事の輕重を量って斷罪黜降し、首領官吏は各五十七下に決して罷役し、仵作行人は七十七下に決し、財を受くる者は枉法と同じく論じ、任滿つれば、解由內に開寫す。本路には、另に文簿を置き、推官をして收掌せしめ、如し司屬が人命の公事を申報するに遇わば、隨卽に簿に附して檢擧し、但違犯あれば上に依って究問す。若し因循にして、駁問を行わざれば、罪は推官に及ぶ。推官なければ、掌司の首領官が提調せよ。廉訪司の職は提刑にあり。所在の處では、先ず人命に干碍する事目を取會し、詳かに原置の文簿卷宗に照刷を加えて體問し、若し此に似たるの違犯あり、或は犯人の招指が同じからず、官吏が作弊、枉禁し、幷に解由內に隱漏する者は、事の輕重に隨って理斷すれば、少しく前弊を革むるを望むに庶からんか。如し呈を准すを蒙らば、遍行照會して相應。いま定擬せる屍帳屍凶の式樣をば、在前に具呈す、照詳あれと。都省は擬を准し、今屍帳の式樣をば錄連して前に在り。除外、まさに移咨を行うべく、咨して照驗を請い、合屬に遍行し、上に依って施行せしむ。

右に明かなように、檢屍には初檢と復檢とがあった。前揭の樣式の屍帳を各路で印刷せしめて、隷下の各州縣に送付しておき、初檢すべき官は直ちに首領官、仵作行人を率いて現場に赴いて檢視し、屍帳に書入れを行う。復檢の官もまた初檢官と同樣の法式で檢屍し、屍帳に記入する。この檢屍の法式は前引の例に詳述されている。しかしながらこの檢屍報告書の形式を嚴格に行い、檢屍の際に正犯人（正犯）、干犯人（從犯）を直ちに書入れることには弊害があったので、後には必ずしもこの形式は嚴格に遵守することなく、もし正犯、從犯の區別が明かでない場合においては、行凶とのみ書し、或は被告人として書さしめるに止めることになった。從って、前揭の檢屍法式、或は檢屍法例の書式に、行凶或は被告の二字が附加されることになったわけである。左に延祐二年の檢屍法式の修正を揭げておく（典章、四三、四一五）。

屍帳には先ず正犯の名色を標寫せず。

延祐二年三月。江西行省が中書省の咨を准くるに、御史臺の呈に、江南行臺の咨を准くるに、廣東廉訪司の申に、竊かに謂らく、刑名の重きは殺人より嚴なるはなし。獄情の初めは必ず檢驗を先にすと。蓋し、事體は多端にして、情態は萬狀なり。同謀して共毆し、而して誰が是れ下手の重き者なるかを知るなきものあり。同謀して殺人し、而して誰が初に造意せるかを定むるなきものあり。甲が行凶し、而して苦主が乙と讎嫌し、而して妄りに行凶するものもあり。乙が行凶し、而して在下の人をして承當せしむるものあり。此の如きの類は、未だ枚擧するに易からず。いま省の部が定到せる屍形格式は、內に於て是れ正犯、干犯の名色を開寫するため、檢驗の際、如し是れ事體明白にして就場（そのば）に認めて、是れ致命の痕傷なるものは、正犯人をして下に畫字せしむれば、則ち事體に於て害なし。設（もし）若苦主が其の私怨に因って告ぐるところ實ならず、倉卒の間に疑似して定まらざれば、必ず須く子細に推鞫して方て其の情を得べく、就場に若し便ち被告の行凶人を抑令して正犯人下に畫字せしめ、以後

に鞫問し得て却って他人に係れば、則ち異日必ず正犯に非らざるを指原し、以て醜異の階をなさん。若し干犯人下に於て畫字せしめ、苦主は未だ何人が致命の痕傷を承當せるかを見ざれば、則ち必ず隨時に詞ありて、肯て屍形を承領せざらん。或は是れ被告の二字を添寫し、被告正犯人となし、下に於て畫字すれば、則ち原降の格式に比べて同じからずして、上司は必ず違錯を駁問するをなさん。其の有司の官吏が臨屍檢驗の際に事情を變亂するは、多く此に因て致す。今後は正犯人は須く預先に刊定せず、若し當場に行凶致命を認定し、事情明白なるものは、則ち屍帳上に明白に標寫し、行凶正犯某人となして畫字せしめ、設若事情が疑似し、未だ辨明し易からざるものは、則ち標寫するに、被告行凶人となして畫字せしむれば、已後は推鞫が明白にして事に於て疑なく、獄情は辨じ易く、刑は寃濫が鮮からん。然れども此の事は通例に干す。本臺が具呈す。照詳あれ。此を得て、送って、刑部の呈に據るに、照し得たるに、大德八年正月、中書省の札付を承奉するに、刑部が議し得たるに、屍傷を檢驗するは已に常式（檢屍の法令を云う）あり。いま見奉を承り、本部が議し得たるに、先きに各處にて屍傷を檢驗するに多く奸弊を生ぜるため、是を以て參酌し、屍帳を立定し、屍身を圖畫して、各路に遍行して遵守せしむるは、蓋し弊を救い、奸を防ぎ、事に於て明白なるを得、而して寃滯なきを期するなり。いま廣東道肅政廉訪司の言うところは、屍帳上に預先に正犯、干犯の名色を標寫するは、事に窒碍ありと。今後は凡そ屍傷を檢驗するに、若し當場に致命の痕傷を定執するに差なく、行凶人等の審問が明白にして、別に疑うべきものなければ、正犯人は下に於て畫字し、若し事情が未だ定まらず、首從が未だ分たれざれば、止行凶或は被告人となして畫字せしめ、如し初復檢驗の定執が明白にして、而して行凶人が在逃し、卒急に敗獲し能わず、或は屍親を召呼するに未だ到らざるものは、原檢の屍帳をば權且に粘連入卷し、印を用て關防し、正賊を獲るを候って屍親を召到し、至る日に畫字せしめて結付するを聽せば、差池せざるに庶からん。如し呈を准すを蒙らば、遍行照會して相應。此を得て、

都省は咨して、上に依って施行せんことを請う。

右の例は檢屍法式を修正したものとして注意に値いするばかりではなく、元朝においては、諸種の法例はすくなくとも規定上、形式上は嚴守されていたことを示すものとして重要である。檢屍の定式は、檢驗の際に作成すべき屍帳には正犯、從犯を明記すべきことになっていた。しかし前述の大德八年の檢屍の例によれば、檢屍は卽刻行い、直ちに屍帳を形式通りに作成して、上司に申報しなければならない。ところが事件の性質によっては、檢屍と同時に犯人、或は正犯、從犯の區別を明かにすることが不可能なことがあるはいうを俟たない。しかるにもかかわらず、規定はかなり固く守られ、これに違反すると當該の檢驗官は上司に彈劾されるので、そこに情弊が釀成されざるをえなかった。延祐二年の例はかかる弊害を除いたもので、在來の定式に行凶、或は被告の文字を添加して、未だ明かでない場合においては必ずしも正犯、從犯を明記するを要しないことにしたものである。

さてそれなら、初復の二人の檢驗官は、いかなる官吏を以てこれに充てたかというと、名目上は左の例に見えるように初檢官は縣尹、復檢官は縣の達魯花赤もしくは副達魯花赤とされていたらしいが、實際上はおそらく、典史、司吏等であったろうと思われる。ただし[8]公吏すなわち公人、吏人に轉委して檢驗させることは許されなかった。つぎに違錯に關しては、左のような罰則があった（「典章」、新集、刑部、四二）。

初復檢驗の官吏が違錯す。

延裕七年六月　日。江浙行省は中書の咨を准くるに、秦阿楊の狀告に、男(むすこ)の婦(つま)の劉買奴が在逃せるによって、夫の秦二と諸城縣、徐官莊の親家劉三牛の處に前去して根尋せるに、趙德、徐成が夫の秦二をば行打、腳踢して、身死せしめたるに、初復檢屍の官吏は檢出せる致命の傷損をば除去し、病を患って身死すと揑作して、回報せる等の事。此を得て、前の龍興路の推官李承直を差委して、親詣前去せしめ、益都路の官一同と文卷を參照

せしめ、追問し得たるに、趙德が徐成を使令して秦二をば踢打し、身死せしめたるに係る。一干人等の招詞を開到して另に行するの外、初檢官田良、典史陸藝、司吏何源通等並に復檢官、典史、司吏並に日照縣副達魯花赤忽倫哈牙の各狀は、招指するところ相同じければ、初檢官縣尹田良、復檢官副達魯花赤忽倫哈牙をば各杖六十七下、先職に二等を降し、典史、司吏は一體に斷遣、罷役、不敍するを除くの外、咨して合屬に遍行、照會し、施行せしめんことを請う。

右の違錯が何によったかは明かでない。しかし違錯した縣尹と副達魯花赤は各々杖六十七、二等を降されたところを見ると不枉法の罪であって、取受して犯人を免れしめたわけではあるまい。これに比して、恐らく實際に檢驗に當った典史、司吏等の罪は重いから、これらの胥吏は多分取受したものであり、縣尹と副達魯花赤は上司として監督不行屆の責任を問われたものと考えられる。

『刑名の重きは、殺人より嚴なるはなし』という考えから檢驗には右に述べたように、愼重な取扱がとられた。ところが右に引用した例でもわかるように、たとえば屍帳の作成一つでも嚴格な定式があったほどであるから、檢屍に際しても形式化された前例、規定に囚われて、種々の弊害が發生せざるを得なかった。その一つは死因が極めて明白であるにもかかわらず、檢屍を待たなければ埋葬できないことである。特に群をなした强盜が大擧して襲い、大量の殺戮をなした場合など、檢驗が遲れがちで悲慘な情況が見られた。つぎの例はそれである。（「典章」、四三、七）

盜に殺死されたるは免檢す。

元貞元年七月。江西行省が吉州路の備せる吉水縣の申を據たるに、縣丞王將仕の牒に、鬪毆して人命を殺傷すれば、有司は卽時に官を委して檢復し、行凶人を責問せしめ、法に據って處斷するの外、强盜が千百、群をなして軍器を執把し、良民をば圖財、殺死するものあらば、官司は卽時に檢驗すれば、猶お暴露を免れしむるに、動

もすれば月餘を經て到らず、事主は敢て擅便に安埋せず、號哭して棺に伏し、免檢を告求せざるなきも、定例なきため檢屍の官は敢て擅に准さず。作耗の賊徒が人を殺すは、鬪毆して殺傷し、身死せしむると同じくし難し。今後は、若くはなし、民戸が爭鬪して殺傷し、身死せしめたるは、例に依って檢復するを除くの外、强盜が殺傷したる據と、事主をして隨時に兩鄰、社長に告知して、在身の痕傷を看視せしめ、指實して陳告すれば、官司は埋を准し、檢驗を行うを免ず合無。照驗を乞う。此を得て、理問所に送り、議し得たるに、如し作耗の賊人が人命を殺傷したるに係れば、言うところ相應。省府は擬を准し、仰て照驗施行せしむ。

檢驗の勵行は、また檢驗官の權限の濫用と收賄を生じた。病死の場合には、檢屍が行われたか否かは明かではないが、つぎの例から推しておそらく兩鄰、社長などが病死と認めた場合には、官の檢屍はなかったものと思われる。しかし疑點があれば、檢驗をしたもので、このことを利用して死狀に疑問があるという言いがかりをつける官吏があり、家人は事の紛糾や埋葬の遲滯を恐れて、贈賄することがあったものであろう。（「典章」、新集四三、六）

丘縣尹が病死人をば檢驗して取受す。

延祐五年六月　日。袁州路が江西廉訪司の牒を准けたるに、分司の牒を准けたるに、該に、延祐三年六月初十日、贛州路、贛縣の劉元八の告に、陳氏慶一を娶って妻となせるに、病に因って身死し、埋殯し了當りたるに、有丘縣尹が人を差し、元八を監して開棺、檢驗したるに、委に病に因って死したるに、本縣の官典、司吏に鈔定を取受せられたりと。追問し得たる縣尹丘恢の狀招に、延祐三年四月二十五日、有鄭茂珍が告するに、女の外甥陳氏慶一娘が劉元八に嫁して妻となれるが、本婦が何に因って身死せるかを知らず、司吏鑪鼎の狀外に審責し出せる鄭茂珍の浮詞に信憑し、元告の情詞を變易し、身死不明に係るに擬し、例に違って開棺、檢驗し、有根隨人の應徐兒は劉元八に對說して、有中統鈔五定を官人に送って計求、照覈せしめたるが、二十八日に至り、有

劉元八が將到せる鈔五定をば應徐兒に分付し、轉じて恢に付與して收接せしめたるが、六月初五日に至り、分司が下馬(とうちやく)したるに、惟劉元八が告發せんことを恐れて、卽ち前の鈔をば應徐兒に分付して收留、回付せしめたるに、元主に到らず。招伏これ實なり。議し得たるに、縣尹丘恢の招するところは、不應(ふつおう)にも陳氏慶一の身屍をば例に違って開棺、檢驗し、劉元八の中統鈔五定を接受して己に入れ、月餘を經隔して、繼に應徐兒をして回付せしめたるに、曾て主に到らざるの罪犯なり。量って笞三十七下。見任を解き、別に求仕を行わしむ。斷遣の間に、釋免に欽遇したるの外、各役の一節のこととなると、申して行臺の札付を奉じ、移して御史臺の咨を准け、呈して中書省の札付を奉じ、送って刑部の呈によるに、議し得たるに、縣尹丘恢の招するところは、不合にも、輒ち司吏鐘鼎が審責せる鄭茂珍の元告の狀外の浮詞に憑り、情節を變易し、劉元八の病死せる妻陳氏慶一をば例に違って開棺、檢驗し、屍骸を暴露し、劉元八の中統鈔五定を受要し、分司が下馬(とうちやく)したるため、却って過錢人[10]應徐兒に分付して、主に回さしめたるに、到らず。その犯すところを詳(かんが)うるに、牧民に居り難し、罪は原免に遇えるも、擬すらくは、見任を解き、雜職內に敍用して相應(しかるべし)。具呈す、照詳せられよ。都省は擬を准し、仰せて上に依って施行せしむ。

このように檢屍は明白な殺人以外にも、疑わしきあれば行ったもので、變死はもちろん檢驗の對象になった。變死體に對しては、あたかも morgue のような施設があり、變死體が發見され、身許不明の時には屍體を保存して、心當りの者の點視に供した。左の例は、モルグの屍骸が溫暖の時季に變亂して悲慘の狀を呈するので、埋葬して木牌を立て、死者の形を寫すことにしたものである。（「典章」、四三、六）

屍首は檢驗して埋瘞す。

至元十一年七月初七日、御史臺が中書省の札付を承奉するに、來呈に、山東遼東道提刑按察司の申に、遇ま身

死して不明の人あり。官司が初復檢し訖りて、埋瘞を行わず、屍をば棚樹棧閣に移し、以て風日の曝吹し、蛄蛞が咕嗢するを致し、時に夏月に値えば、皮膚は綻裂し、脂肉は潰流して天地に薫觸し、神明これを見て感傷せざるなし。卑司はいま改めんことを擬せんとす。如し屍體を初復檢しおえれば、屍親に責付して埋瘞せしめ、遇ま屍親なきものは、屍をば停屍の地主、鄰佑に責付して、權に收埋せしめ、木牌を插立し、年顏形貌を標寫して、行旅をして見て以て廣傳し、屍親をして、知って而して來って、認めしむれば、實に棧閣に愈り、以て風俗を厚くせん。兵（刑？）部に送って定擬するに、回呈に、議し得たるに、按察司の擬するところを准せば、是れ相應と。都省は呈を准す。

また『漂流せる屍首は埋瘞す』の一例にも、南北の河道に死體が漂流して慘狀を呈しているので、これを拾い上げて河岸に埋葬し、木牌を立てて、形貌を寫し、身寄りの者を捜し、もし殺人であるならば、犯人の捜索に資せしめる由が述べられている。この一條は、當時の南北の水運の情況を知る好資料であるとともに、その水運の盛と、同時に盜賊の横行を語るものとして興味がある。（『典章』、四三、六）

漂流の屍首は埋瘞す。

延祐五年三月　日。……監察御史劉世傑承事の呈に……大都より驛を給し、通州に至り、站船に倒換して清州、長蘆、臨靑、濟州等の處を經由して建康に至るに、僅かに月餘に及ぶ。歷るところを親睹するに、河水の中に、時に復た漂流せる被死の人屍あり。合面し、仰臥し、波に順って而して下り、手足は舒張し、裸形の者これあり。沿身に傷を帶ぶる者これあり。皮肉潰亂する者これあり。連衣、繩を用て綁縛する者これあり。諸を路人に訪ぬるに、所以を知るなし。愚憶らく。通惠、御河、會通等の水、南北は江淮河海を通貫して京城に達す。其の間、富商大賈並に得代、還家、聽除、任に之くの官員人等が往來經行す。上項の屍身は、多く圖財戕殺及び挾

仇致命、鬪毆誤傷に係り、或は主と奴が相い害するあり。奚ぞ一一遍數する能わんや。因って急流、頽波に拋棄するに、其の水は混混として晝夜を舍かず、浸經すること日久くして脹爛腐潰し、迹の尋ぬべき無きを望むに似たり。此れ賊人の主意なり。經過の官民は豈これを見ざらんや。畏避、引匿し、視て以て常となし、恬然として略々顧みて問わず。致死せる不明の身屍は、冤を黄泉の下に銜み、安ぞ伸雪する能わんや。殺人の賊徒は生を塵世の間に偸み、幸いにして免るを得。卑職が斯の事を目睹せるや、未だ言わざるを容れず。擬すらくは、合に遍行して、當該官司を督責し、法を設けて嚴に禁治を加え、此の似く犯すところを致すなからしむべく、如し時ならずして儻ま此等の人屍の漂流して、其の所管の地界に至るに遇わば、卽ち合に打撈、出水して本屍の沿身の傷損するの有無、何等の衣服を穿帶せるかを檢驗し、疑うべきの顯驗を搜求し、男女各各の形貌を木牌に書寫し、尸をば岸側に埋瘞し、就便に牌をば墳前に釘立し、以て屍親の識認に備え、仍便に開坐して鄰境の官司に行移し、多方犯人を緝捉、得獲し、研究して明白ならば、例によって處斷せば、惟に無辜の死者はその冤を償うを得るのみならず、抑も屍骸を暴露し、天地に薰觸し、和氣を乖傷するを致さざらん。呈して照詳を乞う……本部が議し得たるに、河道に漂流の無主の屍首の事は、理まさに監察御史の遍行照會を准すべく、上に依って施行して相應……。

以上によって、檢驗に意を盡したことを知ることができる。以上に多く引證したように、檢驗に關し、度々嚴重な命令が出ており、またその例が「典章」に多いところを見ても、このような例が單なる浮文飾詞であったとは考えられない。

註

1　有高嚴「元代の訴訟裁判制度の研究」蒙古學報、第一號、二三―二二　　六頁參照。

2　仁井田陞「元典章の成立と明德典章」史學雜誌、五一、九。同「永樂大典本大德憲章綱考」同、五二、四。

3　犯人、謂本身被告、應合坐罪者（吏學指南）。

4　干犯、謂相因致罪者、漢后紀曰、坐染其罪（「吏學指南」）。

5　屍親、謂死者之親也。宋曰血族。今曰屍親。又曰苦主。取被害之義也（「吏學指南」）。

6　仵作中人也。偶者偶也。作者任事也。爾雅曰、偶者合也。陰陽相合則成偶、謂得中也。仵字從人、從午、故萬物至午則中正也。又午位屬火、火明、破諸幽暗、所以午作名中人也（「吏學指南」）

　幼學須知、仵作行人驗尸人也、仕學大乘云、仵字從午、萬物至午則中正矣。又午屬火火明則破暗、檢屍以申冤忿也。亦猶是耶。兎冤錄。仵作行人。注云、檢尸使令通稱。清要錄云、鄭以送喪爲業、世所謂仵作行人者也。卽檢使也。然れども至て賤しき役なり（「雅俗漢語解」）。

7　被告、謂爲人所訴者（「吏學指南」）。

8　公吏、謂公人吏人之通稱也。公人、謂倉庫秤揩諸司祇候公使禁卒之類。吏人、謂請俸掌管文書者（「吏學指南」）。

9　枉法、不枉法の罪については「典章」四六に左のように見える。

　諸職官及有出身人等、今後因事受財、依條斷罪。枉法者、除名不叙。不枉法官須殿三年、再犯不叙、無錄客減一等、以至元鈔爲則。

　（略）

　不照法

　一、饋獻、牽率、津助、人情、推收、過割、因事索要勾事紙筆等錢及倉庫院務搭帶分例關津批驗等錢、其多端、不能盡擧。

　一、與錢人、本宗事無理、或有罪、買囑官吏、求勝脫免、雖已受贓其事未曾枉法結絶、合從不枉法科斷。

　右には解し難い點もある。杖六十七という罰は枉法には見えず、不枉法に存在する。また降等も不枉法の罰である。

10　過錢人とは、賄賂等の取次ぎをする者であろう。

拘禁

元代には犯人を監獄に收容して、その自由を制限すると云うような、いわゆる自由刑は、原則としては、もちろん存在しなかった。すくなくとも漢人[1]に關する限りでは、傳統的な笞、杖、徒、流、死の五刑がそのまま適用されていた。徒、流の二つは、一見したところ自由刑らしくも見えるが、實はそうではない。その目的は、徒刑では鑛山、窯場、鹽井、土木工事等、流刑では北人は『南方湖廣之鄉』、南人は『北方遼陽迤北之地』（「元史」、五〇）において種田、驛站その他に從事せしめることにあるので、犯人に對し懲罰の意味において肉體上の苦痛を與えるのが主目的で、同時にその勞働力を利用しようとするものであった。從ってここで拘禁というのは、刑罰としての懲役や禁錮の意味ではなく、

容疑者、或は未決、又は執行を待つまでの間の犯人を收容する意味に外ならない。また輕罪および民訟關係の被告や證人を拘禁することは禁ぜられていた。この點については「典章」四〇、一〇―一一に左のような記事が見える。

情を詳かにして罪囚を監禁す。

大德九年九月。……愚民が法を冒し、小にしては詞訴あれば、根連株逮し、動もすれば什佰に至り、係累が途に滿ち、囹圄は市を成す。相爭田地、婚姻、債負、家財、毆詈、干證の類に至っては、勾せられて官に到れば、罪は輕重となく、卽ち監して入禁し、動もすれば旬月を經、誅求横取し、百端擾害すること言うに勝うべからず。若し制令を申明して嚴に戒飾を加えざれば、則ち吏弊は除かれざらん。今後は姦、盜、詐僞の杖罪以上の罪狀が明白なれば、例に依って監禁し、其の餘の相爭田土、婚姻、家産、債負、毆詈、笞より以下の雜犯の罪名及び扳連干證の人は、前に似て監收するを許さず、止(ただ)隨衙、待對せしめ、若し果して情犯あり、罪を畏れて逃避し、根捉されて官に到れば、本犯に比し、等を加えて斷決す。

すなわち民事關係の被告および輕罪犯人は、拘禁せずに、必要に應じて隨時出頭せしめることとし、逃亡した場合には、逮捕の上、罪一等を加える定めであった。

さて罪囚はどのように監禁されていたかといえば、まず罪の輕重によって罪囚の牢房[2]を別け、また男囚と女囚は別にした。牢舍內では、重罪人は晝間は兩手を杻し、一方の足を匣し、夜は兩足を匣したが、輕囚は手足は自由であった。獄具としては枷、杻、鎖、鐐があったが、枷は長さ五尺以上六尺以下、幅一尺四寸以上一尺六寸以下の木製であった。重さは、死罪囚には二十五斤、徒罪は二十斤、杖罪は二十五斤のものを用いた。杻は長さ一尺六寸以上二尺以下、幅三寸、厚さ一寸であり、鎖は長さ八尺以上一丈二尺以下、鐐は連鐶、重さ三斤であった。匣というのはよくわからないが、「典章」四〇、一二の「罪囚は匣を暖む」の例に、

典獄の道は、暑には則ち枷、杻、匣床を洒掃、滌盪し、冬は則ち給するに被絮、暖匣を以てし、諸處の罪囚の禦寒の紙被、暖匣の柴薪の據（ことととなる）と、例として皆有司が應付す。

と見え、また同「匣禁」には、

晝は雙足を杻し、其の一足を匣し、夜は則ち並に雙足を匣す……江南諸處の官府が牢に在りて匣床を設置せるは、本と所禁の囚徒が罪を畏れて、疎虞するの患を防備する爲なり。

とある。[3]匣床が「三才圖會」に見えるようなものであり、明の呂坤の「實政錄」に記されているような刑具だとすると、右の文とすこし喰い違いがあるようにも思われる。

犯人の食糧[4]は、原則としてその親屬が差入れをしたが、親屬がない者にあっては官が支給し、また親屬があっても貧窮な者も同様の扱いを受けた。牢房の洒掃、冬期における暖匣の規定については、前に述べたとおりであるが、衣料についても親屬があれば、これに差入れをさせ、親屬がなく、或は貧困な場合には、官が給すること、食料の場合と同様であった。飯を煮る柴薪[5]や燈油もまた官給であった。

また病囚についても規定[6]がある。時によってちがっていたらしいが、大體は病狀を十段階に分ち、十分とし、二分を初病として報告し、七分か八分に及んで難治の重態とし、九分に至って死徵（死候）とするのが通例であったらしい。病囚を管するのは官醫提擧司で、病囚の診斷は月番の醫工がこれに當り、藥餌は惠民局から支辨した。「典章」四〇、一五―一六の例は拘禁竝に病囚の處置について詳しいから、全文を擧げておく。

病囚には醫藥を考證す。

至大二年三月。江西廉訪司が奉ぜる行臺の劄付に、浙西廉訪司の申に、本道の鄭僉事の牒に、罪囚の病は則ち醫を差して看治せしむるための（事？）、及び照し得たるに、江浙行省は大德四年九月に中書省の咨を准けたる

に、備せる千奴總管の釐革の事の內の一件に、今後は司縣は重刑あるに遇えば、本犯の實情、干礙ある一切の追會の未完の事件を問出し、幷に路に申して行移、追勘するを聽せば、早く結案が完備するを望むに似たりと。刑部に送るに、議し得たるに、凡そ重囚あらば、司縣は的實の情款を問定し、卒急に未完を追會し、言うところに依准して本路の總管府に解付して行移、追會せしめて相應と。都省は擬を准し、施行せしむ。近鎭江等の路を按治するに、體知するに、各處の罪囚は疫病によって傳染、死損するありと雖も、亦淹禁して決せざるに由て以て此の如きを致す。其れ庸醫が用藥差誤するも、從って稽考するなし、略々行して取會し到りたるに、鎭江路は大德十一年正月二十二日より以後至大元年十月終に至り、計るに、死損の罪囚は三十三起、一百六名なり。參詳するに、理として合に各處に遍行し、今後は巡尉が但强竊盜賊を獲れば、情由を略問し、時を畫して所屬に牒解、審責し、已招が的實にして別に寃枉なければ、前例に照依して隨卽に路に解りて追勘し、輕き者は公同して疾早に疎決し、重き者は結案して申覆し、當該の佐貳の幕職が欽依點視し、若し枉禁し及び淹延して決せざる者あらば、卽當に推官と首領官に咨擧し、常に檢責を加え、務めて囚をして寃滯せしめざるを要す。病めば則ち須く良醫を差して胗視せしめ、法の如く治療し、司獄、獄卒並に病囚の親屬は常切に藥湯飲食を看視し、仍用いたる藥方、品味、分兩、製度と六脉の數、治法の源流、病勢の增減の結罪の文狀を取り、儻し遇ま死損あれば、逐一に開坐し、官醫、提領、醫學敎授とをして一同に仔細に考較せしめ、但し胗脉、處方、用藥、治療が稍々法の如くならざるに涉らば、事に從って究問せよ。如し果して方脉、治效に精通して年を經れば、囚の多寡を量って醫職に保充す。仍每季、前に依って官醫提擧司に備牒し、更に考證を爲し、若し差錯あらば、由を具して回報し、如し提擧司の考驗が當らざれば、罪またこれに及ぶ。夫れ是の如くなれば、則ち枉禁淹延は其の簿書に訊ね、非理の死損は其の治法に考え、既に有司の官醫は互いに相い警懼し、各々罪の歸するところあるを知らば、囚をして

冤滯なからしめ、死は非理ならざらしむるに庶からん。然れども、此れ醫藥を考證するは通例に係る。合に行して、會議施行されよ。此を准けて照詳を乞う。憲臺が相い度るに、隨路の應禁の罪囚は、廉訪司が毎季に官を摘んで審錄するは已に定例あり。今、見申に據るに、本官の言うところは甚だ公當に協う。仰せて上に依って施行せしめ、今後は期に依って審錄し、淹延、死損の違錯を致す毋れ。

まえにも述べたように、拘禁は嫌疑者、未決、刑の執行を俟つ者等に對する處置であるから、刑獄の速決ということが屢々強調されていることは、右に引いた一條にもよく現れているし、「典章」四〇、九の左の二條によっても覗われる。

罪囚の淹滯を擧行す。

諸隨處が罪囚を季報するには、當該の上司は皆須く詳視すべく、但し淹滯あれば隨卽に擧行し、其の各路の推官には旣に刑獄を專理せしむ。凡そ所屬の去處の察獄の平かならざるあり、繫獄の當らざるあらば、卽ち推問明白に本路に咨申し、理に依って改正するを聽す。若し推問が已に成るに、他司が審理して、或は不盡不實なるあらば、却って推官の招伏を取り、罪を議す。

審察して冤滯を致さず。

諸の見禁の罪囚は、各處の正官が毎月、分輪檢視し、凡そ禁繫が廉ならず、淹滯して決せず、病患なるに治せず、幷に囚糧を給すべきに、時に依って給せざるものは、並に須く事に隨って究問すべく、肅政廉訪司官の所在の處は、上に依って審察し、其の在都の罪囚は、中書刑部、御史臺、札魯花赤が各々須く官を委して、季ごとに審理し、冤ある者は辨明し、遲き者は催問し、輕き者は斷遣すべく、冤滯を致すなかれ。

なお獄醫に關しては、別に「典章」三二、一〇に「獄醫を試驗す」の一條があって、任用試驗を規定している。つぎ

の通りである。

獄醫を試驗す。

延祐四年三月。中書省の咨に、刑部の呈に、省判を奉ずるに、茶陵州の民戸の譚時昇の陳言に、路府州縣の獄醫は皆これ醫工提領の差撥に據憑して醫治せしむるに、中間、多くは方脈を諳んぜざるの人に係り、或は公法を畏れざるの人を雇覓し、惟利をこれ務め、代名して役に當らしむ、但罪囚が病を患うあれば、其の獄卒人等は止これ病證の分數を報答し、其の當該の案分は以て案卷を補襯するの用となす。かくの如くにして死損すれば、戸傷を初復檢驗するの官吏は鄰封に往來するを以て念となし、暗に仵作行人をして會情して屍帳に符合せしめて上司に申覆す。其の間に抑屈すること萬端なり。今後は官醫提領が差到せる醫人は、提調刑獄官が醫工提領をして再三試驗せしめ、方に收係するを許す。監察御史、肅政廉訪司が糾彈し、但收係するに方脈を諳んぜず、因って而して罪囚を死損するあれば、提調官と幷に官醫提領は科決、黜斷し、合屬に發下して民と一體に差に當らしむ。刑部に送るに、議し得たるに、獄醫を差撥するは、合に言うところに依って試驗して委用し、如し或は方脈を諳んぜず、醫工を濫選すれば、官醫提領人等は情を量って科罪し、提調官も亦究治に行う。仍ち濫選の人をば革去する外、屍傷を初復檢驗するの官吏が、私かに相い會情、符合するの一節のこととなると、已に准呈せる通例あり。別に再議し難し。具呈す、照詳あれ。此を得て都省は呈を准し、咨して上に依って施行を請う。

前引の至大三年の例の中には、罪囚が病氣にかかった時には、その親屬をして看病せしめるという條が見える。同樣の規定は、妊娠中の女囚についても存在する。すなわち「典章」四〇、一六に、

孕めるの囚は產後に決遣す。

中統四年七月。中書省が奏准せる條畫內の一款に、婦人が罪を犯せるに、孕むあり、拷し及び笞杖に決すべき

者は、須く産後百日を候ちて決遣すべし。産月に臨む者は、召保して聽候せしめ、出産二十日にして復(また)追して入禁せしむ。保なく及び死罪を犯すものは、産時に婦人をして入禁して有侍せしむ。

なお僧侶、尼僧も牢房を別にしたことは、「典章」四〇、陳垣の「校補」に、

僧尼は各處に監禁す。

至元二十八年。……今後、僧尼の罪犯は、奸盜徒罪以上なるも監收するを得ず。ただ召保して隨衙せしむ。如しまさに監すべき者あらば、仍ち異處せしめ、混雜するなからしめよ。

と見えている。右によると僧尼は、通常の場合は、相當重い罪を犯しても拘禁されることなく、身元引受によって保釋され、單に官署に定時に出頭するのみであり、拘禁を必要とする際にも、他の罪囚とは別房に置かれることになっていた。

さてこのように拘禁している罪囚、牢舍等の管理、取締に當るのは司獄、獄典であり、直接に罪囚を監視するのは牢子（或は禁子、獄卒ともいう）である。司獄の官は、大都路は正八品、上路は從八品、下路は正九品、散府、上州は從九品（「典章」、二二、六六）というから、捕盜官である巡尉と大體同じ程度で、極めて低い官である。しかし司獄の命令系統は、巡尉とは違って廉訪司に直隷していた。司獄の任務は左の「典章」新集、六「司獄が刑を用うるを禁ず」の條に明かである。

司獄の職を設くるは、囚禁を專らにし、寃なる者は錄問して申明し、滯る者は事に隨って申擧す。

司獄は罪囚の拘禁にのみ關する職で、搜索、逮捕、審問、斷罪等には携わらない。司獄の下には獄典がおり、さらに牢子があって一切の牢獄の管理に當っていたが、右のような現場官吏の外に、牢獄、拘禁を監察する制度があった。すなわち「典章」四〇、二一には、つぎのような一條が見える。

幕職が分輪して提控す。

中統四年七月。中書省が奏して准されたる條畫內の一款に、在獄の罪囚はみな佐二の幕職に委し、一員を分輪して提控せしめ、須く三日に一次、親しく牢內に於て點視し、每月一替し、若し枉禁及び事に淹延ありて決せざる者あらば、隨卽に檢擧し、月の終りに囚の數、姓名、施行の次第を具して牒し、次官に送下し、仍お合屬に報ぜよ。

これらの獄吏が、或は罪囚を非法に虐待し、賄賂を取る等のことがあったので、牢獄の監察を強化する必要があったものか、至元七年に地方から典史、吏目に牢獄、罪囚の監察を兼職せしめよとの上申[7]があったが、刑部は『各州の司縣、典史、吏目は案牒を專管するに係る』という理由でこれ却下し、佐貳官をして提控禁囚を兼ねしむること、中統四年の制と同じくせしめた。

牢獄の監察、罪囚の虐待防止の命令は、その後、至元二十三年の『見禁の罪囚を提控す』（『典章』、四〇、二一―二二）にも出ている。その後も弊風が已まず、往々にして取調が濟まない中に牢死する者があったので、元貞三年には、左の如く、在來の例を總括した內容を以て發せられている（典章、四〇、二二）。

罪囚を死損するは究治す。

元貞三年正月。行御史臺の咨の該に、監察御史の呈に、江南の府州司縣の罪囚は、江北に比べて多きとなす、重刑は往往にして追會が完からず、未だ結案を經ずして死し、典刑を明正にする者は甚だ少なく、輕囚も亦監繫して死に致す者あるも、官司は視て以て常となす。深く恐るるは、中間、枉直辨ぜず、寃抑を申ぶるなきを。今後、各處の官司を嚴責し、如し合に監繫すべきの人あらば、疾早に追問して斷決し、淹禁を致すなかれ。疾病あれば、則ち罪の輕き者は召保し、罪の重き者は醫をして看治せしめ、仍親屬をして入待せしめて痊愈を期し、或

は不幸にして身故するあらば、月報の內に於て明白に、某人は何の罪を犯すに因り、幾年月日より收禁し、其の事を追會して未だ完からざるに、其（某？）日、これ何の病症に因り、これ何の醫工が對し、これ何の親屬、及び日に申せる病症の分數、身死せる月日、行移せる某所の官司、初復檢驗、他故の有無を開寫し、此の如く備細に廉訪司に牒呈し、一一照勘し得て、如し監收すべからざるに監收し、疎決すべくして疎決せず、及び非理にして死損する者は、嚴に究治を行う。仍毎歲の終りに死せる罪囚の數目を具して開申せよ。

また大德九年にもこれに追加する左のような規則が出されている（「典章」四〇、二二）。

牢獄は分輪して提點す。

大德九年八月、湖廣行省が中書省の咨を准るに、照し得たるに、各處の見禁の輕重の罪囚は數多にして、卽目、仲夏盛暑なるに、牢禁が修治をなさず、穢氣蒸散し、疾疫を生ずるを致す。有司が醫療を加えず、因って人命を死傷するは、誠に哀憫すべし。今後、佐貳の幕官に委し、分輪して牢獄を提點せしめ、及び推官をして獄卒を督責して、常に洒掃を加えしめ、三日に一次、獄に詣り、湯藥を點視し、枷杻匣具は須く潔淨にし、仍凉漿を備うべく、若し多月に遇わば、例に依って絮布、暖匣、蓆薦等の物を官給し、病む者には卽ち藥餌を給し、醫をして看治せしめ、所を失うを致すなかれと。都省は咨して、上に依り施行せんことを請う。

右のように拘禁に關しては、かなり詳しい規定が發せられており、その內容は囚人の保護が充分に考慮されていたことを示している。またこれは反面から見れば、囚人が屢々虐待されていたことの證據と考えられもするが、個々の地方の現實の狀態はともあれ、すくなくとも元朝の政策としては、拘禁に對して充分の注意を拂っていたことだけは、疑いを容れる餘地はないであろう。今まで引用した諸例によれば、當時としては寧ろ罪囚に對して過度の留意をしていたのではあるまいかとの思いさえ生ぜざるを得ない。「元典章」は體裁を整えて公布した法典ではなく、判例や、

隨時發布される命令、規則の類を官吏の行政、司法の執務上の參考に類聚したものに過ぎないのであるから、これらの例が單なる粉飾の具であったとは考えられない。事實、すくなくとも下級官署が右の如く實行することを期待した規則や命令と見てさしつかえあるまい。「典章」四〇、二三には、罪囚に對する取締が寛に過ぎたのか、獄内で飲酒し、或は獄卒が女囚と姦し、又逃亡した等の例が左のように見えている。

禁約して獄内にて飲酒するを得ざらしむ。

大德九年二月。湖廣行省は中書省の咨を准くるに、所委の官帖哥歹等の呈に據るに、省劄を奉じ、會通、御河の上下の盜賊を拯治して邳洲に至りたるに、本州の獄卒が在禁の重囚と飲酒し、及び婦囚と姦宿し、因って而して故らに縱ち、反獄在逃すること二十名なり。當夜、提牢官の孫州判は州にあり、後に歸德府が招を取れるため、本官は虛つて、防送して出外せりとなして、回申したる等の事を體知したり。各各の招伏を取り訖りたり。遍行を乞う。今後、牢門並に桎床、鎖鑰は提牢官に從って收封關防し、禁約して酒をば禁に入るを得ざらしめ、獄卒人等も亦酒を飲むを得ず。違う者は痛く斷ずるを行い、罪は提牢官に及べば、疎虞あること少きを望むに似たりと。此を得て、州判孫溫等の罪は另に行うを除くの外、刑部に送り、議し得たるに、司獄を設立するなきの去處（とこう）では、提牢官をして鎖鑰を封收せしめ、禁約して獄内にて酒を飲むを得るなからしむ。如し准呈を蒙らば、本省に照會して相應（しかるべし）。都省は擬を准し、咨して上に依って施行を請う。

これによって見れば、罪囚の待遇について中央が餘りに嚴重な命令を出しているので、地方の官署は違錯を恐れ、却って獄規を紊亂することがあったように考えられるのである。

註

1　元朝の法制は主として屬人主義を採り、刑罰の方法もまた『從其本俗法』と考えられるから、笞、杖、徒、流、死の五刑の如きも從って

主として漢人に對する刑罰だったと思われる。但し元朝の笞杖刑が歷代と異り、成數を用いず、七で終る端數を以てしたことに關しては附錄一を參照。

2　仁井田陞「支那近世戲曲小說の插畫と刑法資料」東亞論叢」第五輯八四―五頁參照。

3　「典章」四〇、一〇。

罪囚分別輕重。

中統四年七月。中書省奏准條畫內一款。隨路州府司縣牢房、須要分別輕重異處、不得參雜。婦人仍男子與別所。雖有已蓋房舍、若窄隘、不能揀分、卽仰別行添蓋。據合用材料價錢、申覆客慰司、委官覆實、相同、就便於官錢內放支、關部、照會。若全無設置牢房、仰創行起蓋、却不得因而多破官錢、違錯。如違、究治施行。

4　典章、四〇、一一―一二。

罪囚無親給糧。

中統四年七月。中書省奏准條畫內一款。獄囚有親屬者、並食私糧。無親屬者、官給每名日支米一升、於雀鼠耗內支破。雖有親屬、若貧窮不能供備、或家屬在他處住坐、未知者、糧亦官給。至元九年九月、中書戶部承奉中書省判送、據御史台備監察御史呈、今因錄囚、體知得、大都路司獄司見禁囚人每日合用糧食、有司獄司官止於街市鋪所逐旋借了(?)、鋪戶取要加耗、中間剋減石斗、在後却於官倉內撥還、不惟如此、囚人隨時不得食用。合無、令司獄司排月用印信文字、驗罪囚實數、於合支倉分開坐、至月終通行計算、類報總管府、轉申上司准除。乞照詳事。得此、送戶部、定擬得。依准御史台所呈、似爲相應。都省准呈。議得、仍自今後、無供給囚人、每名大例月支米二斗五升、奉此。大德元年三月。中書省咨、御史臺呈。中統四年、欽奉云云、欽此。看詳、司縣罪囚、既係事發到官、必須磨問取責、追勘明白、然後申解。其無家屬或貧窮、不能供給糧食者、亦合欽依元奉聖旨事意施行。具呈照詳。送刑部、議得、隨路府州囚糧已有定例、據司縣罪囚、若有必須追勘事理、卒急不能申解、委無供送人等、欽依、支破相應。都省除外、請依上施行。

5　「典章」四〇、一三。

罪囚衣絮。

大德六年三月。湖南道宣慰司、爲各處見禁無家屬供送罪囚冬衣。潭州路、每名支木(布)絮紙被各一床、衡州路、依孤貧人例、每名支土布二十尺。幷據桂陽路申、照到江西省咨准、無依倚供送囚人、每名支麻布二丈六尺。成造絮襖一領、於年銷錢內除破、終無定到每名各支則爲。爲此、具呈。奉到湖廣行省劄付、照得、近據本道呈、見禁無家屬供送重囚冬衣、照依江西行省例、每名支麻布二丈六尺、成造絮襖一領、於年銷錢內除破。爲之、移准中書省、照驗、及行下本道、依例應付去後、今准中書省咨、該、送刑部、照得。大都路見禁罪囚冬衣、合准行省所擬、依例應付、價鈔於年銷錢內除破相應。具呈照詳。都省准呈除外、咨請照驗施行。

6　「典章」四〇、一四。

罪囚患病分數。

大德四年二月、江西道廉訪司准瑞州路牒呈。據官醫提領所備奉官醫提擧司指揮、爲病囚分數事。以二分作一分、爲初病。以十分作五分、爲死候。照得、至元三十一年八月二十七日、准分司牒、該、官醫提擧司會集高醫、講究得、病囚初病作二分、申報。增至七分八分、爲難治。至九分爲死證。今據見申、終是未奉明文、伏請照詳。准昌路牒呈、備達魯花赤關、該、罪囚患病、今江南一分至三分之病方報一分、四分之病方報二分、五分六分報作三分、七分報作四分、以此誤人性命。今後、若依腹裏講究定體例、至七分爲重證、合古人治病之理。爲此、行據官醫提擧司講究得、罪囚初病作一分申報、增至九分、爲死證。緣係通例、牒請會議、申奉行臺劄付、移准御史臺咨。議得、罪囚患病、理宜從實申報。咨請照驗施行。

7　典章、四〇、二一。

佐職提控罪囚。

至元七年六月。御史臺奉尚書省劄付、據刑部呈、順天路總管府備易州知州楊絜等七處見職官連名狀申。契勘諸犯刑名罪囚、比之官司鞫問、在於不泄、其獄吏等不思犯人罪之輕重、務求財利、私下凌虐、不堪其苦。罪重者得財反輕、罪輕者無財反重。罪重反輕者、有恃而不伏。罪輕反重者、有所畏而屈招。使官司不得實情、不能歸結。以此參照。最爲重事人命所係、關於利害。切見、諸路總管府經歷知事兼獄官、提擧刑名、合無、照依上例、各州典史吏目不妨本役、常川提控罪囚、似爲不致違錯。得此、申乞明降。本部參照。各州司縣典史吏目係親管案牘、似難兼委。若令州縣佐官兼提控囚禁、似爲便當。省府准擬、仰遍行、依上施行。

審問

至元二十四年に推官が設けられて以後、刑獄は推官が專ら掌ることになった。しかし推官設置の以前においても、以後においても鞫獄、すなわち罪囚の審理が別に變ったわけではない。ただ在來と違ったのは司法を專任とする職が設けられたことのみで、判決は推官設置以前にも、以後においても取調べに當る正官一人によって下されたのではなく、正官一同の合議制によったものである。これはすでに中統四年以來の定制で、罪囚の鞫勘はすべて達魯花赤、管民官が合議して行うことになっていた。中統四年以前においてもそうであったろうが、なかなか實行されず、特にモンゴル人達魯花赤の場合には言語の關係もあり[1]、屢々通事[2]、必闍赤などに委せて審問させることもあったので、これを禁じた。また至元五年には再び『同問』すなわち正官による合議制の嚴守[3]と典史の推問の禁止を命じているところを見ると、實際にはなかなか合議制は實行されなかったものと考えられる。實務上の問題としても、行政官が同時に司法を行うことには無理がある。近代以前の時代においては總て何の國においてもそうであったように、元代でも政治とは財政（徵稅）と社會秩序の維持が殆どそのすべてであった。[4]行政官の主なる任務は財政であり、この義務と司法とを兼務することは困難であった。司法には相當の專門知識を必要とした。特に元朝のように、成文法を採らず、

判例によった場合ではそうである。またモンゴル人は殆ど中國語を解さなかったから、通事や必闍赤に鞫問を委していたに違いない。おそらくこのような事情から、刑獄を専管する官の必要が起り、至元二十四年に正式に推官が設けられることになったものと思われる。

鞫問については「至元新格」につぎのような規定がある（「典章」四〇、一七）。

囚を鞫するには理を以て推尋す。

至元二十八年六月。中書省が奏准せる至元新格内の一款に、諸の罪囚を鞫問するには、先ず元發の事頭を参照し、本人の詞理を詳審し、合用の證佐を研窮し、信ずべきの顯迹を追究し、若し或は事情が疑似なるも、贓仗已に明かにして而して隱諱して招せざれば、須く連職の官と與に立案、同署し、法に依って拷問す。其の告指が不明にして證驗なきものは、先ず須く理を以て推尋し、輒ち拷掠を加うるを得ず。

右は鞫問の方法を規定したもので、犯罪の動機、犯人の申立、證據の取調を行い、犯行が明かであるのに、自白をしない場合には、正官が合議した上で拷問を行うが、但しそれは法（規定）によった拷問でなければならぬ。ところがもし證據が不充分な時には、理をもって尋問し、拷問をしてはならぬ、という趣旨であろう。このような規則が出ているところを見ると、おそらく推官が獨斷で、規定によらぬ拷問を加えたことがあったのであろう。さて、その不法な拷問とはどんなものであったろうか。

不法な拷問として禁ぜられたものの一つに『王侍郎の繩索』というのがあった。これは實際にはどんなものかよくわからないが、つぎのような記事が「典章」四〇、二に見える。

罪囚を鞫問するには、笞杖枷鎖、凡そ諸獄は已に聖旨の定制あるに、阿合馬（アーマッド）が權を擅にして以來、專ら酷吏を用いて刑部の官となす。謂（たとえば）如、刑部侍郎王儀、尤も慘刻と號す。自ら繩索の法を創用し、能く一繩を以て囚を縛

し、其の遍身を痛楚せしめ、若し後に稍や重ければ四肢は斷裂す。いま刑部で王侍郎の繩索と稱す。理に非ずして苦虐すること、此より甚きはなし。

前後のコンテクストから察して、この拷問はおそらく繩で四肢を緊縛して血行を止めて苦めたものであろう。そこで已に降せる定制に照依して、並に王侍郎の繩索を用ゆるを得ず。所據各處の推官、司獄より以て押獄、禁子人等に至るまで、皆まさに循良の人を用うべくんば、刑は平、政は理を得るに庶からん。

ということになって『王侍郎の繩索』は禁止されるに至った。

なおいわゆる『法外慘酷』な拷問には、陶器や瓦の破片の上に罪人を坐らしめるようなことも行われ、また脫衣させて背上を打ち、死に至らしめるようなこともあった。この『法外』或は『非法』の拷掠としてかぞえられているのは、『繩縛犯人』すなわち王侍郎繩索のごときもの、『磁芒刺膝』すなわち陶器の破片の上に坐らせるもの、『鞭背、精跪』すなわち脫衣せしめ石上に長時間正坐せしめるもの、『遊街拷掠』、『遇夜問事』等がある。最後の二つはどんなものであるかというに、『遊街拷掠』はまた『遊街號令』ともいうが、その實體はよくわからない。兇惡な犯人を捕え、その殘黨がまた捕捉されない時などにこの方法を用いたというが、時にはこの拷問のために死ぬ者もあったところを見れば、よほど殘酷な拷掠に相違ない。『遇夜問事』というのは、どこの國にもよくあったことだが、つぎの一例はなかなか興味がある（「典章」四〇、五―六）。

近年以來、一等の酷吏は晝には則ち飽食して安寢し、夜に鞫獄して囚を問う。意謂えらく、暮夜の間は人は必ず昏困して禁じ難く、而して燈燭の下では自ら情を肆まにすべくして而して妄作すべしと。以て蚊蚤の皮膚を嚙し風霜の肌體を裂くを致さしむ。まま品官の、爲事する有るに、鞫問の官吏は先ず本人をして其の前に跪かしめ、問官は案に據って假寢し、或は榻上に熟寢し、睡覺に至って、方めて其の人に招するか招せざるかを問い、また

は偃臥し、或は茶を啜り、酒を飲み、故意に遷延し、百端凌虐し、必ず招を得て而して後に已む。眠らせないで身心を昏迷させて訊問することは、こうして大徳四年に『夤夜に罪囚を鞫問するを得ず』として禁止された事實によって、この手段が屢々用いられていたことを示すものであろう。

右のほかに銅錢を赤く燒いて犯人の兩腿に押しつけ、これを『炮烙』といい、また油紙を用いて兩脚を燒き、顔面を強く毆打して不具にするというようなことは屢々あった。これらの『不法』或は『非法』の拷問は、度々の禁止にもかわらず、なかなか止まなかった。しかし拷問を全く禁止していたわけではない。重罪犯人の場合まで一樣に禁止することは困難であったのは左に見える（「典」章四〇、八）。

罪過あるの人は體例によって問う。

延祐四年正月二十四日。江西行省が中書省の咨を准くるに、延祐三年十一月十三日、奏過したる事の內の一件に（以下直譯體）今秋、聖旨を奉ぜるに、罪過あるところの人が指證が明白なるに肯て招せざれば、硬問すべきところの人は、强盜を除くの外、問事の官人毎、首領官は圓聚して商量し、體例に依著して、甚麼杖子を使って多少杖數を打つべきかを明白に札子を立てて圓署せよ。體例に依らずに、人の頭の髮や鬢を揪提し、腳の指頭上を跧著し、軟肋裏を搠打し、鐵索上、石頭、磚上に精に跪膝させ、田地の上に一兩日も跪著させて問うことは、遍く文書を行りて禁止せよ、と聖旨ありたれば、文書を行り來れり。俺は商量するに、罪過を犯せる人毎を、若しこれ輕重を分たず、一概に都て這般に行えば、恐怕く窒礙ある一般なり。今後は罪過あるところの人毎が、若しこれ贓證が明白であるのに、罪を避けて招狀を肯ぜないならば、重い罪過ある的を除き、已に了せる聖旨に依著して札子を立てて訊問せしめ、其の餘の雜犯は、問事の官人毎が事情の輕重を量著し、分外せしめず、在先の體例によって問えば怎生と奏すれば、那般せよ麼道聖旨ありたり。これを欽め。都省は咨して、欽んで上に依って

施行を請う。

右によると、普通の犯人が罪證明白な時に、白狀させるために硬問（拷問と同じ）する際には、合議の上で杖の大きさや打數を決めて、文書に記し、これに合議の官が一同で圓署してから行い、慘虐な拷掠を禁止したのであるが、强盜のような兇惡犯は例外としたものであろう。しかし、それでも輕重を分たずに、そうすることは不可能なので、强盜はもちろん、その他の雜犯でも事情の輕重により、拷掠の可否を考えて、處置する餘地を殘したものと思われる。

さて刑獄專門の推官が設置されてからは、司法は專ら推官によって掌られることになった。これは、さきに述べたように至元二十三、四年のことで、この時代には既に非常に多數の斷例が出ており、一般の行政官では判例にかなった判決が困難になっていたので、このような制度が設けられることになったものであろう。しかしながら、司法專門の推官ができたといっても、推官が獨斷で判決することは許されず、制度の上ではあくまで正官、首領官との合議決定が必要であった。從って推官の設置は、一應は行政と司法との分離のように見えるが、實は右に述べたように、判例が繁多なために行政官が司法事務を正しく行いえないので、便宜のための處置であったと考えられる。元來、司法、行政の分離は國家機能の實際的、技術的必要から發生した便宜的手段である。從って司法、行政の分離は、世界いたるところで比較的早くから見られる現象である。しかしこれは近代國家における三權分立の理論と混同されてはならない。しかも近代國家にあってさえ、三權は必ずしも明瞭に分離されているものではない。さらに三權分立の目的は、本來、國家機關の專横を防止するにあるのであるから、國家權力をできるだけ强力に維持しようとする中國の專制王朝において、權力分立の思想が許されるわけはない。元朝における行政と司法の分離は、當然技術的なものと見なさるべきで、しかも分離といっても判決の形式はやはり行政官と司法官の合議制を採っていた。これは明かに技術的な分離であることを示している。しかも常識的に、もし司法官が法を適用し、行政官が法を執行すると考えるな

らば、行刑は行政機關が掌るべきであるが、實は拘禁は監察の系統に屬し、さらに刑の執行は行政機關の所轄であった。これを要するに、中國王朝の制度にあっては、たまたま形式においては近代國家に似たものが存在しても、その目的、精神においては全く別個のものと考えるべきであろう。元朝における刑罰の過程が、各々權限の異る多くの機關に分屬していたことは、技術上の手段に過ぎなく、同時に犯人の取扱いの公正を圖るためであったと考えられる。このことは、左に揭げる推官の職掌に關する文書に明かに見られる（「典章」四〇、一七―八）。

推官は刑獄を專管す。

元貞二年七月。御史臺は中書省の劄付を承奉するに、江浙行省の咨に、紹興路の申に、至元二十四年、推官一員を添設し、到任以來刑獄を專管し、一同に刑名に署押して、官に到り、文字を行移し、其の餘の府事を管せずと。元貞元年閏四月二十三日、浙東海右道廉訪司の牒を准くるに、該に、吳祥等の取受の公事の牒呈の內に、推官南承務と其の餘の府官一同が署押、檢照せるに、至元二十五年八月、江淮行省の咨を准けたるに、刑部の呈に、益都路の推官たる王承務の呈に、切に見るに、隨路の推官は府官と與もに一體に府事を通管し、凡そ罪囚を鞫問するに遇わば、必ず須く完問すべきに、同署の人或は他故にて齊わざれば、未だ敢て獨員に鞫問せず、罪囚は獄に盈ち、淹禁して決せず。今後は、委して隨路の推官をして刑獄を專管せしめ、其の餘の一切の府事は並に簽押せず、また餘事、差占なく、凡そ刑名、詞訟に遇わば、推官が先ず窮問を行い、須く獄成するを要め、其の餘の府官と再び審責を行いて案牘文字を完備し、或は淹禁するあれば、責は推官にあらしむれば、隨路の推官が職を失し、局を越えるの罪を免るべく、抑も以て少しく朝廷の設官、恤刑の意に副わんか。本部が參詳するに、若し推官王承務の呈を准し、刑獄を專管せしむれば相應。都省は呈を准し、遍行照驗せしむ。

右の文書によれば、推官は新設されたが、依然として一般の府事（ここでは官吏の收賄は官廳內のこととして、一般

の犯罪とは別に扱われている）に府官と同署するようなことが行われていた。また推官が犯人を取調べるに際して、他の府官（行政官）が不在のため遅延して刑の執行がおくれた。そこで犯人の取調には推官のみがこれに當り、獄成（求刑）した上で、その他の府官と共に再審を行い、判決文を作成することにし、こうして初審から合議して裁判をおくらせることを避け、合議は再審の判決にのみ限ることとしたわけである。ここで『再び審責を行い、案牘文字を完簽す』といっているのは、おそらく事實調べは推官が行い、合議の際には文書審理のみを行うことを指したものであろう。

右に續いて、また左の文書が載せられている。

大德七年八月　日。江西行省は中書省の咨を准けたるに、該に、刑獄を推鞫するは、大いに其の他の庶務と同じからず。諸の囚事の發する源は巡尉より起る。司縣官吏の公明廉敏なる者、固より亦これあり。然れども推問の術、その要を得ること少し、況や雜進の人は、十常八九は事情を洞察すること能わず、專ら捶楚して獄成を期するを尚ぶのみ。甚しきは賂を受け、法を枉げ、是非を變亂し、輕重を顚倒するに至る。獄をして枉濫なからしめんと欲するも、それ得べけんや。兼ねて囚徒の犯すところ、小なれば則ち徒、流に決し、大なれば則ち人命の係るところにして、詳審を加えざれば、政を害すること實に深し。事が既に路に到れば、推官は應に須く、先ず自ら文卷を細着し、詞理を披詳し、言に察し、色に觀れば、その情を得るに庶からん。且つ古は、察獄の官は先ず五聽[6]を備う。州縣に就ての審理の如きは、尤も且つ心を究むるは、此れみな推官の責なり。若し差調もて外に奪い、餘事が其の中を擾さば、獄事に留情せんと欲すると雖も、得べからざるのみ。いま擬するに、路府の推官は舊に仍り刑獄を專管し、刑名、追會の文字を通署し、其の餘の事務は並に簽押せず。諸官府も亦差占せず。凡そ罪囚あれば、推官が先ず實情を究問するを行い、須く獄成を待ちて通審、圓署し、事が刑を加うべきならば、

同職の官員と與に問い、刑名を掌管するの司吏は、推官が見役の人吏內に於て選擇することを聽し、姓名を具し、廉訪司に申して照驗し、同寮の官が阻當、移換するを得ず。路府の長官は通行提調し、長司、首領官は文案を主管し、合に追會すべきものは、常に檢擧を加う。違うものは、推官が直ちに省の部に申するを許し、仍各道廉訪司をして嚴に糾治を加えしめ、若し推官が差を承けたるに、卽ち上に申せずして、輒ち本職を離るる者は、亦治罪を行う。其の巡按の官は平反、寃抑、在禁の淹延、輕重の起數を取具して本路に行移し、推官の任が滿つるを候ちて、解由內に開寫し、以て其の殿最を考え、約量して陞降するに憑らしむ。路府州縣の佐官は元奉の聖旨の事意に欽依して分輪提控し、須く三日に一次、親ら牢內に於て點視し、若し淹延する者あらば、隨卽に咨擧せよ。除外、咨して上に依って施行を請う。

右の一條は推官の職能を說明して餘すところがない。これによって推官が刑獄を專管するという意味が極めてはっきりする。刑獄には法律の專門的知識すなわち斷例に精通することが必須條件なので、單に公平、淸廉、明敏なだけでは務まらない。そこで推官という司法專任の官が必要であり、推官は技術的な職として他の一般行政には干與することがない。他の府官は推官の事實審理と求刑が終るのを待って始めて、立合審理を行う。しかし右を見れば、府官の通審、圓署なるものは、單に形式にすぎないことは明瞭である。また推官は刑名を掌る部下の司吏を現員の中から自由に選擇することができた。ただしこの際は廉訪司に上申することになっていた。これらは、たぶん司獄以下拘禁を掌る司吏のことであろう。ここにも司法、行政の分離が原理的なものではなく、技術的な理由によったことが看取される。推官の所管事項は刑部に屬し、身分的には、地方官廳に所屬している。そして他方、司獄は系統の異る廉訪司に直接に屬しているが、司獄の選任は推官に委任されている。このような複雜な——むしろ混雜した——關係は、元朝の制度一般がそうであるように、原理的に構成されたものではなく、實際に當って個々の問題を技術的立場から解

決していったことによるものであろう。

さて右に述べたように、至元二十四年以後は、事實審理と求刑は推官が專門に行うことになったが、第一審の判決は正官の合議で行った。しかし刑には重刑と輕罪の二種があり、笞、杖に該當する罪が輕罪で、配流、死罪は重刑とされた。「至元新格」（『典章』三九）によると、杖五十七までは司縣、六十七から八十七までは散府州軍、百七までは宣慰司、總管府の權限に屬し、配流と死罪は刑部の權限であった。

輕罪の判決、執行の手續は地方のみで『例に依って處決』することができたが、例がない場合には、至元二十四年以前には取調べに當った首領官吏、それ以後は恐らく推官が文書に詳細に記して署押し、行省を經て刑部に上申して指揮を待たなければならなかった。重刑となると、事は面倒であった。重刑の事實審理は地方で行ったが、當該官署の責任者は調書と求刑書を作成して、按察司、後には廉訪司に送付し、これを受けた監察官廳である廉訪司はこの文書を審査し、もし誤審がないならば路に回付し、路はこれに判決を與えて、刑部に上申して回報を待つ仕組みで、もし廉訪司が誤審ありと認めれば、再び初審の官廳に還付して、審問をやりなおさせた。このような煩瑣な手續のために、重刑にはなかなか決判、執行が行われなかったらしい。葉子奇の「草木子」巻三に、

天下の死囚、審讞已に定まるも、亦刑を加えず、皆囹圄に老死す。

とあるのは、別に元朝の『寛刑政策』よるものではなく、一にこのような煩瑣な手續のためであったものと考えられる。そのために、重罪の未決囚が牢獄に盈ちて、却って悲慘の狀を呈し（『典章』三九。七）、

亦敢て擅便に決與せず、是を以て淹禁すること數年にして杜絕すること能わず、及び凍餓して死する者が往往にしてこれあり。

というようなこともあった。重刑囚が數年も未決のまま、すなわち審理、求刑の遲延、廉訪司の駁問、刑部の回報の

遲延等によって十數年も繫獄されるという狀態も稀れではなかったらしい。元朝のみではなく、一體に中國王朝の制度は形式主義で、規則或は前例に違反した官吏は意圖の有無を問わず處罰された。元朝では官吏の違例に對して極めて嚴格な態度を採ったから、下級官廳における犯罪の審理、求刑に當る官吏は違錯、違例の罪で駁問されることを恐れ、小心翼翼として、すこしでも疑いがあると、遷延して決斷し得ず、なかなか上司に申報しなかったものらしい。特に元朝では前述のように、成文法規が貧弱で、判例に照依して求刑しなければならず、その判例が多數、煩瑣であったので、容易に結案（判決）し得なかったのであろうと思われる。「典章」四〇、二〇に、

各處の重囚の追勘すでに完く、別に疑うべきことなきに、其の當該の首領官吏が肯て心を用いて文案を參照せず、姓名を標寫して妄りに疎駁を行わるるを畏懼し、故さらに其の事を延ばして、卽ち結案せざれば、一體に究治す。

とあるのは、この間の消息を傳えるものであろう。

註

1　本書、四五〇ページ參照。

2　この『通事』はおそらく、怯里馬赤ことであろう。怯里馬赤は草木子、卷四に『怯里馬赤蓋譯史也。以通華夷言語文字。昔世祖嘗問、孔子何如人、或人應之曰、是天的怯里馬赤。世祖深善之』と見えている。

3　「典章」四〇、一七、B。

4　元代の行政の末端すなわち縣政が、現實面において如何なるものであったか、その行政事務はどんな事項を取扱っていたか。私の考えるところでは、當時の縣政とは財政と治安、換言すれば稅の取立と社會秩序の維持がほとんどその全部であったろうと思われる。縣の行政事務の實際を覗う好資料としては「紫山大全集」二十三、縣政要式がある。左に掲げておく。

置軍民站匠諸色戶計各鄉保村莊丁口產業鼠尾薄一扇。各戶留空紙一面于後、凡丁口死亡或成丁、或產業孳畜增減消乏、社長隨卽報官。于各戶下、令掌簿吏人卽便標注。凡遇差發絲銀稅糧夫役車牛造作起發當軍、檢點簿籍、照各家卽目、今增損氣土、分數科撥、不偏枯、不重幷、使奸吏不能欺謾、至於土田（土田の誤）婚姻驅良頭匹負債一切詞訟、一一憑籍照勘。此籍如一縣之大圓明鏡、物來卽應、奸醜莫逃、續有分房析居復業還于（？）驅爲良等戶、亦依上標附、又置交參分外來寄居別投下諸雜戶計簿一扇（此の一節不詳）、以備互相爭訟。二簿一一從實、無得漏落包套。隣佑主首社長互相保結。不實者罪之。各村荒閑官地及牧馬營盤、亦抑（仰？）于各村下標注。此籍旣定、別寫一扇、申州申府頓放、互相照勘…司縣者親民之官、日與小民相親、情僞易見、不能欺蔽、責任不

可不專。不專則怠惰推遷、紛亂繁冗、久不能決。故罪有五十七十（十字は衍）以下、司縣決之。小民所爭訟、不過婚姻債負良賤土田房舍牛畜鬪毆而已。所犯若無重罪、司縣皆當取決。

5　註1、2參照。

6　五聽が「周禮」に見えることはいうまでもないが、裁判官の心得、手續に關して「紫山大全集」二十三、折獄雜條に見える左の一條は元代の官廳事務の實際を知る上に有用な資料である。

五聽之法、當熟知言察條理明鍊事四者。胷中了然、且無一偏之喜怒。雖百冗坌集于前、皆可談笑而決。何必疲弊精神、怒罵揮斥、榜掠捶楚、然後爲得也、若夫情見勢屈而不可得、先之以正言、申之以感悟、無不從者。柔能勝強、弱能勝剛。溫言可以化人、理到之辭不可不諷。聽獄之法、靜則明、明則百姦不能逃。其形切忌躁急、躁急則已心先亂、譬如撓水搖鏡焉。能鑑物哉。細民之所爭、若無異事。不過婚姻良賤錢債土田戶口鬪毆姦盜而已。此皆縣令之職令。賢則必不至于上告司府。至府而不能決、決不能服人。良恥可也。素餐之誚、孰大於是。當置狀簿詞一冊、便給縫印、官府抑訖每日新狀、當直司吏隨卽當廳附籍、便令承發司布散。合該人吏既畢、隨手朱書吏人姓名於隨狀條下、次日便令覆說無理、無理者便退、於元告人有理者施行。但凡州縣可決者、隨卽批送、必不可決者、狀尾批令自勾。此亦減吏權而除冤窮滯也。

屬人主義

二十五年前、箭內亘は元代における蒙古、色目、漢人、南人の差別待遇に關して精細な論考を發表し、その後、蒙思明も一書を著わしてほぼ同樣の問題を論じた。箭內はこのような區別を論じて、

題して元代社會の三階級という、卽ち蒙古、色目、漢人の謂なり、稱して階級というも、固より印度に於ける階級卽ち所謂 caste の如く、相互の差別の峻嚴なるものにはあらず。然れども此の三者が元代の社會において常に明瞭に區別せられ、色目は決して蒙古たる能わず、漢人は決して色目又は蒙古たるを得ず、而して其の國家より受くる待遇に於いても、常に多少の差等の相互の間に認めらるるのみならず、大體に於て其の人種言語風習歷史地域を異にせるなり。單に之を身分と稱するは決して當らず、之を階級と稱すること必ずしも不當ならず。

といっている。蒙思明は箭內と大體に於て同樣の見解を持しているが、箭內が漢人、南人を一つとして取扱ったのに對し、これを二つと見なしている。また箭內は主として政治上の觀點に立たって、この問題を論じた。しかし蒙思明

はさらに資料を博捜して社會、經濟面からこの問題を考究しているが、法制史の觀點からは極めて簡單にしか考察していない。

私は箭內の精細なる考證には散意を表するものであるが、この差別を以て身分にあらずとすることには讃意を表し難い。箭內のいうように人種言語風習歷史地域を異にするならば、民族の別と稱してもわるくはないが、蒙古、色目、漢人、南人の別は必ずしも民族の別によらなかったことは、箭內自身の擧げている資料によっても明かである。さらに同氏は『身分』ということばを退けて、漠然たる意味を持たせて階級といっている。また蒙思明はこれを種族階級としている。いま、わたくしはこれらの用語の適否の問題を論じようとは思わないが、元朝下の蒙古、色目、漢人、南人の別は、綜合して考えると、種族、身分を含む社會集團と見ることが適當であると考えられる。

さて、中國に外國人がはいってきたのは極めて古いことと思われるが、このような外國人のうちで中國に歸化永住する者は別として、旅行者や一時的居住者などに對する法的處遇については唐宋以來の規定があった。この問題に關しては、桑原隲藏に詳しい論考[3]があり、蛇足を要しない。元代における外國人となると、支配者がモンゴル人である上に、多種多樣の外國人がはいりこんできたので、上述のようにいくつかの明確な社會集團が成立し、事態は極めて複雜になった。箭內及び蒙の兩氏は元代の身分階級制を詳論しているにもかかわらず、このような社會集團の存在の結果として發生する相互間の法體系の調整機關たる『約會』の問題には觸れていない。元代の身分階級には種族的要素が多分に存在することは明白な事實であって、この點、蒙が種族階級と稱していることには根據がある。しかし蒙は種族階級とは稱しながら、漢人と南人の別を立てて四種族階級としていることには、論理的な矛盾が含まれているといわなければならない。このような論考に見られる用語の混亂——わたくし自身も決して例外ではない——は諸氏の思考の混亂によるものではなく、事實そのものが混亂していることに基くものである。前項においても指摘したよ

うに元朝の制度は原理的に構成されたものではなく、その時々の事情、必要に應じて問題を技術的に解決するために成立したものが多い。從って元朝の制度は論理的構成を持ってはおらない。この點は、元朝の諸種の制度を考える上に、特に注意を要する點である。

さて異民族が混住し、身分集團が存在する社會なり、國家なりでは、そこに必ず異なる法體系の間の調整が必要とされる。異民族なり、身分集團なり、それ自體の內部における係爭、犯罪の場合には、事は簡單である。しかしながら異民族間、異身分間の係爭の場合には、社會の構成が簡單で、國家權力が充分に强力であれば、一方的に屬地主義 Territorialprinzip を採ることができる。しかしながら元代のように多くの民族が雜居し、國家權力は强大であるが、支配者たる蒙古、色目の間ですでに法が異り、被支配者である漢人が人口において絕對多數を占めているような場合においては、屬人主義 Personalprinzip を採らざるを得なかった。ところがこの屬人主義を採るとすれば、二つのカテゴリーより存在しない場合には、兩者の間の係爭、或は兩者にまたがる犯罪に際しても簡單で、强力な側の法に從わしめ得るであろう。ところが支配者であるモンゴルは別にして、色目にも多くの種類があり、さらに、北方民族を含む漢人あり、華中、華南の中國人たる南人ありという狀態で、複雜を極めていた。モンゴル人は嚴然たる支配者で、原則としては、どこにおいても、他のいかなる種族との間の紛爭においても、モンゴル固有法の拘束のみを受け、また他種族、特に漢人、南人に對しては常に優越した法的特權を享受していた。

色目人は蒙古、漢人、南人を除く、他のあらゆる種族を一括した總稱であるから、その包含する範圍は頗る廣い。色目人は蒙古人に次ぐ地位を占めていたので、しばしば『蒙古色目』と稱して『漢人南人』に相い對せしめられていた。これは色目人が法的身分においてモンゴル人と同等であったと解すべきではなく、漢人南人が便宜上一括されて取り扱われていたように、數がすくなく、しかも種族的にはトルコ、ペルシャ、アラビヤ、インド、ヨーロッパその他

の各民族を含み、宗教的にはイスラム教、キリスト教、ヒンズー教その他までを含んでいたので、これまた便宜上蒙古と共に一括して取扱われたものであろう。

蒙古、色目に對する裁判管轄權は、國初に制度がまだ整わなかった時代には、漢人に對すると同じく斷事官（札魯忽赤）にあった。この時代において、蒙古人は別として、色目人もまた彼等の固有法によって裁判されていたかどうかはよくわからない。しかしドーソンによるとつぎの話が傳わっている。オゴダイ・ハーンが或る日、兄ジャガダイと共に遊獵に出た歸りに、ムスリムが水に入って浴しているのを見て、ジャガダイは蒙古の習慣では春夏、日中に水浴するを禁じているので、その法によって直ちにこのムスリムを死刑にしようとした。ところがオゴダイはこれを止めて、判決を翌日に延期し、人を遣わしてひそかにバリシュ貨一枚をその水中に投ぜしめ、そのイスラム教徒に對しバリシュ貨を水中に落したので捜していたと申し立てるように告げさせた。翌日、訊問に當って、その通り申し立てた。人をやって水中を捜させると、果してバリシュ貨が見つかったので、釋放された。この逸話はオゴダイの仁慈を示す話として傳えられているが、いうまでもなくイスラムには禮拜の前に沐浴すべき規定があるが、このイスラム法の規定と蒙古法とは牴觸するので、このような便宜手段が考え出され、且つ實行されたことを示しているものと思われる。從って、この例から推して、既に早くからモンゴルは異民族に對して屬人法を認めようとする傾向があったと考えてさしつかえあるまい。初期において、大宗正府の斷事官が色目人を裁くに當っては、色目人の法により、或はすくなくとも彼等の法を考慮して裁いたものと考えられる。初期においては大宗正府は蒙古、色目、漢人の一切の刑罰、詞訟を管掌したが（『元史』、八七、一）、後にはそれは（同）、

致和元年、大都所屬の蒙古人と幷て怯薛、軍站、色目と漢人が相い犯すものは、宗正府に歸して處斷し、其の餘の路府州縣の漢人、蒙古、色目の詞訟は悉く有司に歸し、刑部が掌管す。

と定められた。もちろん蒙古人の犯罪は、蒙古人が裁くという原則は變らなかった。また色目人に對しても特設の法廷があったことは、「元史」百官志（八九、三三）に、

都護府、秩從二品、舊州城及び畏吾兒の漢地に居る者に詞訟あれば、則ちこれを聽く。

と見えていることによって知られる。もし元朝が屬人主義を採ったと考えることが正しいならば、各種の色目人に對しても各々別個の法廷を設けたと考えてさしつかえはないであろう。しかし實際においては、色目人とはいっても、その壓倒的多數はムスリムであったから、イララム法に通じた色目人に委かせればよいわけであった。「元史」五〇に、

諸哈的大師には止掌教と念教をなさしめ、回々人の應有刑名、戸婚、錢糧の詞訟は並に有司に從ってこれを問う。

という一條がある。これは「典章」五三、一一に見える左の例と同一のものであろう。

皇慶元年三月　日。福建省宣慰司が江浙行省の札付を奉ずるに、中書省の咨を咨けたるに、至大四年十月初四日、特に聖旨を奉じたるに、哈的大師は只他毎の掌教と念經を管せよ。回回人の應有的刑名、戸婚、錢糧の詞訟と大小の公事は、哈的毎が問うを休めよ。有司の官をして體例に依って問わしめよ。外頭に設立し來れる衙門並に委付し來れる的の人毎を革罷させよ麼道、聖旨ありたり。此を欽め。（蒙古文直譯體）

外頭とは他方のことである。哈的はもちろん qāzi でイスラム律法學者である。有[5]高巖のいうような『取締』の意味は、言葉そのものにはない。ただし現代中國の回教徒の共[6]同體の指導者が阿衡（ペルシャ語 aqund）であり、それ以前は伊媽目（imām）であったから、元代においては或はカージが近代のアホンやイマームの位置を占めていたのかも知れない。しかしながら右の文から見ると、やはり法學者ないし法官と解した方が妥當と思われる。また同氏は哈的大師を哈的と大師と別けて讀んでいるが、これはもちろん一語である。右の文はカージがムスリム間の裁判一切を管

掌するのを禁止し、掌教念經のみに限る旨の命令である。掌教とは禮拜の指導、念經とはコーランの讀誦である。このような禁止令が出たことは、それ以前においてはカージがムスリムの社會で元朝の司法機關とは獨立に司法を掌っていたことを示すものである。これは近代中國の回教共同體の例から推測して、決してありえないことではない。むしろ、極めてありそうなことである。さて右に引いた命令によっては、ムスリムすなわち色目人がイスラム法による裁判を禁止されたことにはならない。おそらく右の命令は、カージであるならば、官司に關係なく獨立にムスリムの裁判を行うことができる、というイスラム的制度の全面的適用を禁止したのみであって、色目人の裁判に色目人、そして當然にカージを以て充てていたことには疑いない。また右の禁止令によって、皇慶元年までは元朝の任命を受けない一般のカージが色目人に對してイスラム法による裁判を行っていた事實が知られる。こう考えてくれば、すでに愛宕松男が指摘している「元史」二四を始め、その他に見える、

至大四年十二月……回回哈的の司屬を罷む。

の一句は、イスラム法による色目人關係の裁判の廢止を意味するのではなく、單にカージを專管する官署の廢止を意味するに止まると考えるべきではなかろうか。

元代の色目人に關しては、さらに陳垣[8]の考證があり、資料の博捜を極めているが、その社會史、制度史的考察において缺けるところがあるのは遺憾にたえない。羽田竑[9]に愛宕[10]は陳垣とは見解を異にしており、元朝における蒙古、色目の文化上の獨自性を認めている。以下に述べるように、わたくしもまた、制度上において蒙古、色目の高度の特權を認めるものであるが、同時に蒙思明が論ずるところとはちがって蒙古、色目の權利は必ずしもその全部が漢人の抑壓という犧牲においてのみ強行されたものではなく、征服者である蒙古人の優越性は認めつつも蒙古、色目、漢人三者の竝存を意圖したものであると考えたい。

あわせてここで一言しておきたいことは、『其の本俗の法に従う』といっても、この原則の適用にも自ら限界があるということである。それは行政上の必要によって當然制限された。一例を擧げれば（「典章」、五七、一六）、

禁回回抹殺羊做速納。

至元十六年十二月二十四日……如今直北從八里灰田地裏、將海青來底回回每、人宰殺的我不吃麼道、搔擾貧窮百姓每來底上頭、從今已後、木速魯蠻回回、朮忽回回每、不揀是何人殺來的肉、交吃者、休做殺羊者、休做速納者。若一日合禮拜五遍的納麻思上頭、若待加倍禮拜五拜、做納麻思呵、他每識。

と見えている。この一例は全文甚だ難解で、解し得ない箇所もあるが、この部分は多分つぎのように讀むべきであろう。

回回が羊を抹殺して速納を做すを禁ず

至元十六年十二月二十四日……如今、直北の八里灰の田地の裏から、海青をば將ちて來る底の回回每が、別人が宰殺した的は、我は吃わず麼道、貧窮なる百姓每を搔擾し來りたる上頭、今より已後は木速魯蠻回回、朮忽回回每に、是れ何人が殺し來れる的の肉たるを揀ばず、吃らわしめよ、羊を抹殺させるなよ、速納を做さしむるなよ。若し一日に合に禮拜五拜すべきところの納麻思の上頭、若し禮拜五拜を加倍するを待ちて、納麻思を做せ呵、他每識れよ。

右の大意は、バイカル附近産の鷹狩に用いる海東青（ゲルファルコン）を持ってくるムスリムたちが、異教徒が屠殺した獸の肉は食べないといって、自ら羊を取って屠殺するので、民が苦んだ。そこで命令を出してこの速納（アラビヤ語 sunna）すなわち戒律を禁じた。ただしこの際にも、イスラムの戒律には考慮を拂っている。イスラムの戒律では、異教徒が屠殺、料理した食物を食べることを禁止してはいるが、やむを得ない場合には、食べてから納麻思（ペ

ルシャ語 namāz) すなわち日に五回の禮拜に加えて、さらに五回の禮拜を行えば差支ないことになっている。この事實を考慮して、かかる命令を出したものであろう。

さて蒙古人に對する裁判管轄權が一般司法機關に委ねられていなかったことは、以上に述べたところでも極めて明白であるが、さらに詳しく述べておきたい。蒙[11]は「元史」迭木兒傳の一節、

大宗正府が奏すらく、累朝の舊制は、凡そ重刑を議するには、必ず蒙古大臣が決す。

を引いて、この文中の『重刑』とは蒙古人の重刑犯人であろうといっており、蒙古人の裁判には特設の司法機關があったろうと述べている。そしてその證據として「元史」一〇二、八の、

諸の蒙古人が官に居て法を犯し、論罪がすでに定まれば、必ず蒙古の官を擇んでこれを斷じ、杖を行うも亦かくの如し。

を引いている。この推定は確かに正しい。「典章」三九、八に左の一條が存在する。

蒙古人自ら相い犯せる重刑は有司が約會す。

至元十二年二月。中書刑部は平陽路の申に據るに、宋都歹奧魯萬戶府の關を准くるに、蒙古軍人が自ら婚姻、良賤、債負、鬪毆、詞訟、和奸の雜犯を相い犯すを行えば、官兵の捕捉に係わらざる者は、合に本奧魯に從って就便に歸斷すべく、其の餘の人命に干礙するの重刑、利害公事、强竊盜賊、印造僞鈔の類は、卽ち聖旨を欽奉して定立したる罪賞にして管民官の應捕の事理に係れば、合に有司をして約會せしむべく、歸問が完備すれば、有司に從って結案せしむべし。明降を乞う。此を得て議し得たるに、蒙古軍人が自ら相い犯すに、若し蒙古奧魯の人員あれば、合に京兆、南京と與に一體に施行すべく、如し奧魯を管領する頭目なければ、止官司に從って歸問せよ。具して中書省に呈して照詳し、都省の鈞旨を批奉し、本部に送り、呈を准けて施行せしむ。

右によると、蒙古軍人で輕罪を犯した者は、所屬の奥魯[12]すなわち所屬の軍管區において直ちに斷罪し、重罪犯の場合には司法機關と犯人所屬の奥魯の長官とを約會せしめる、というのである。これは蒙古軍人であるから、所屬の奥魯の長官と約會せしめたので、ここにいう有司はもちろん蒙古人有司である。

蒙古人が法的に特權的ステータスを享受していたことは、左のような刺字[13]を免ずる例が出ている一事から推測されている。

諸の竊盜の初犯は左臂に刺し已に財を得た（る者を謂う）再犯は右臂に刺し、三犯は項に刺す。强盜の初犯は項に刺し並に警跡人に充つ。官司が拘檢、關防すること一に舊法[11]の如くせよ。其れ蒙古人に犯あり、婦人が犯すものは、刺字の例に在らず。（「典章」四九、七。大德五年の例）

諸の審囚官が强愎自ら用い、輒ち蒙古人をば刺字するものは、杖七十七下、除名し、已に刺字せるはこれを去る。（「元史」一〇三、一一）

ついでに色目人について見ると、「元史」一〇四、二一には次ぎの如く見える。

諸の色目人が盜を犯せば、刺を免じて科斷し、本管の官司に發し、法を設けて拘檢せしめ、限內に改過する者は、其の籍を除き、本管の官司の發付するなき者は、有司に從って收めて景迹人に充つ。

右によると色目人は蒙古人と同樣に刺字を免ぜられる。ただし所屬機關のない民間の色目人は警跡人にされる。これは蒙古人にはないことで、ここに蒙古人と色目人のステータスの相違が見られる。左のような一例もある。（「典章」四九、二八―九）。

八剌哈赤人等が賊を作せば刺斷す。

大德六年、御史臺の咨に、中書省の箚付に、近ごろ來呈に據るに、南北兩城兵馬司等の處の囚徒を審斷する

に、內に、作過(あくじ)すること一十餘次の强竊盜賊あり。在前に曾て敗獲せりと雖も、自來曾て刺斷せず。亦斷を經たるも曾て刺字せず。その所由を詢うに、八刺哈赤(バラガチ)等に應當するに係り、或は怯薛に應當するの人の驅口に係る。今後は正蒙古人を除くの外、其の餘の色目、漢人は、これ何の職役たるを以てせず、但(も)し强竊盜賊を犯せば、俱に各一體に刺斷す、具呈す。照詳あれ。刑部に送って照擬せしむるに、回呈に、議し得たるに、前項の八刺哈赤に應當する人等が賊を作せば、擬すらくは、まさに大德五年十二月二十六日に奏して准されたる定例に欽依して、蒙古人並に婦人は刺を免ずるを除き、其の餘の人員は例に依って刺字すべく、詔赦釋免に會うと雖も一體に刺字すべし。所有(あらゆる)の好事(おめでた)を做すによって特に聖旨、懿旨を奉じて釋放する賊人は、時に臨み宜く都省に從い區處して相應(しかるべし)。此を得て照得するに、刺斷の通例は已(すで)に各處に遍行し、欽依施行し、餘は部の擬を准す。

右は八刺合赤(バラガチ)（門衛）或は怯薛(ケシユク)の驅口等に關したものであるが、とにかく正蒙古人の被使用人、驅口以外は全部刺字の例に入れられている。蒙古人、婦人、色目人等は刺字の例に入らないが、その被使用人は刺字されたものである。大德五年の例には、蒙古人と婦人のみが明記されていて、色目は見えないが、「典章」四九、『舊賊が再犯すれば出軍せしむ』の條にも色目人は刺さないとあるから、色目人は蒙古人に準ぜられたものであろう。しかしながら、前引の例において八刺合赤や怯薛の驅口は刺字の例に入るか、入らないかが問題になっていることは注意に値いする。蒙古、色目に特權を與えることのみが目的であり、蒙思明の考えるように、不平等、差別待遇のみを意圖していたのであるならば、彼等の使用人にまで特權の範圍を擴大するか、しないかなどいう問題は起るはずはない。ところがこのような疑問が提起されているところから見ると、事情は蒙思明が考えるほど、しかく簡單ではないようである。右の例では八刺哈赤、驅口は怯薛に隷していても、結局刺字の例に入れられたわけであるが、このような問題が一應でも提起されたことには理由があろう。わたくしの考えるところでは、蒙古色目と漢人との法的處遇の相違が、主として

各々の個有法の相違に基くものとすれば、かれらの隷下にある被使用人もまた主人の個有法によるべきである、という解釋も採り得るからである。右の大德六年の例をわたくしは以上のように解する。しかしながら、右の中には『正蒙古人を除くの外、其の餘の色目、漢人はこれ何の職役たるを以てせず、但し強竊盜賊を犯せば、俱に各一體に刺斷す』とあり、また『蒙古人並に婦人は免刺するを除き、其の餘の人員は例に依って刺字す』とあることは、一應問題になる。これは蒙古人の隷下の八剌哈赤、驅口と解し、免刺をそれだけに限り、蒙古人以外の者の八剌哈赤、驅口は刺字すると解すべきであると考えられる。もし字面通りに解すると、色目人も刺字されることになり、眞向から大德五年の定例及び同八年の例と抵觸するからである。大德五年の定例が出た翌年、そして大德八年の例のわずか二年前に、それらと牴觸する例が出されたとは考えられない。この點、わたくしは有高[15]と見解を異にする。

さて蒙古人、色目人が刺字の例に入らない理由は、主として蒙古人、色目人には刺字という刑罰が彼等の個有法にはなかったからであろうと考えられる。蒙思明のように、この事實を單に征服者の被征服者に對する差別待遇、不平等待遇にのみ基くと考えることは、いささか妥當を失しているであろう。被征服者といえば、色目人もまた漢人と等しく被征服者であるから、色目人と漢人との間の差別待遇を說明することは困難である。まして何が故に漢人、南人を區別したのであろうか。箭內はその「元代社會の三階級」において漢人南人が著るしく不利な位置におかれた事實を詳細に指摘したが、その說明には甚だ苦慮したらしく見える。同氏が『漢人冷遇の理由』として擧げているのは、(1)　最後まで抵抗したこと、(2)　漢人を警戒したことの二箇條である。しかしながら、今これを考えれば、この二つの理由は、甚しい『冷遇』の根據としては、あまりに薄弱なように思わざるを得ない。しかしながら元朝における漢人の位置が、色目人に比して著るしく不利であり、箭內の說くように『冷遇』されていたことは、否定し得ない事實である。この疑問に對するわたくし自身の見解をここで詳細に述べることは差し控えたいが、つぎの點を考慮すべき

であると思われる。(1) 蒙古人は漢地征服の久しい以前に西域と充分接觸していたため、漢文明を唯一最高の文明とは考えなかったこと。(2) 蒙古人の社會制度、經濟組織は中國よりもむしろ西域方面と共通のものがあったこと。(3) 行政（主として財政）官としては漢人と同樣、或はより優れた色目人を早くから採用していたこと。わたくしは蒙古人は漢人を意識的に冷遇したと考えるよりは、むしろ政治上その他で漢人の活動範圍が著るしく狹まかったことの自然的な結果として、元朝における色目、漢人の地位の差が發生したと考えたい。例外的事實は別として、こう考える方が全體の狀態の說明には一層適切であるように思われる。元朝はその法制において屬人主義を採用した。その結果として漢人に對しても當然に原則としては漢人の法によらしめた。その最大の證據は「元典章」である。安部、仁井田が指摘しているように、「元典章」の類、「元史」刑法志等現存の諸書に見える元の實體法は、その大部分が中國の傳統的法制に基くもので、蒙古法の影響の如きは極めてすくない。これは私が前に指摘[16]したように、これらが漢人に對する法であった事實に基くものと考えられる。被征服者が自己の法によることを許されたことは、それのみで元朝は漢人を意識的に特に冷遇、彈壓しようとしたものではないことを示している。これを例えばムスリム・アラブ人の征服が、常に征服地のあらゆる法、制度のイスラム化を種々の手段、武力、或は經濟的差別待遇等によって强制した事實に較べると明瞭であろう。もっとも、わたくしは征服者である蒙古人に歸服した色目人中の或る者が、特別の權利、待遇を享受していたことを決して否定するものではない。ただ個別的な事實を以て漢人に對する不平等待遇とし、これを擴大して、全般に擴張解釋することの危險は避けるべきであろう。漢人に對する極度の差別待遇の例として最も屢々引かれるのは「元史」刑法志の、

諸の蒙古人が漢人と爭って、漢人を毆れば、漢人は還報するなかれ。有司に訴えるを許す。

の一條である。これはおそらく「通制條格」二八、さらに完全には「典章」四四、八に見える左の例に基いたもので

あろう。

蒙古人が漢人を打てば、漢人は還すを得ず。

至元二十年二月。中書省刑部が兵部の關を准くるに、中書省の箚付を承奉するに、照し得たるに、近ろ怯薛歹たる蒙古人員に各處の百姓が吃的を應付するを肯ぜず、安下する房子を與えずと。兵部に箚付し、合屬に遍行し、上に依って應付せしめたるに、今また體知し得たるに、各處の百姓が前の依く吃的粥飯、安下の房舍を應付するを肯ぜず、相い爭い、中間に事端を引惹し、甚だ不便を致す。仰せて合屬に遍行し、叮嚀に府州の司縣、村坊、道店の人民に省諭して、今後、遇ま怯薛歹たる蒙古人員が經過する去處あれば、理に依って粥飯、宿頓安下の房舍を應付し、相い爭うを致さしむるなかれ。如し蒙古人員が漢兒人を毆打すれば、漢兒人は還報するを得ず。證見を指立して、所在の官司に於て赴訴せよ。如し違犯の人あらば、嚴に斷罪を行う。上に依って施行を請う。

右の文を「元史」刑法志では前後を切り取り、ただ『蒙古人が漢人を毆っても、打ち返すを得ず』という意味にしてしまった。「典章」によると、この規定は決して蒙古人一般に適用されたものでないことは、文脈によって明かである。特に怯薛という重職にある蒙古軍人に對し漢人が故意に食物、宿舍を供與することを同盟拒否したという事情があり、その間の爭いに蒙古軍人が漢人を打ち、これに對して村民が大擧して襲うようなことがあったので、この例となったものである。この事實を立證するものとして「通制條格」二七、一一と同、二八、二四に見えるつぎの二例を擧げておこう。

漢人が蒙古人を毆る。

至元九年五月十九日。中書省が欽んで聖旨を奉ずるに、漢兒人每が多く人衆を聚集して、達達人每根底閧打するありと聽き得たるが、這般の體例は那裏にあるか。您每嚴に禁約を加えよ。此を欽め（直譯體）

蒙古人の粥飯。

至元十年十月。中書省が體知し得たるに、蒙古人員が公けに因って、外に在って經行するの去處で、百姓が喫的を應副するを肯ぜず、亦た安下の房舍を與えずと。今後過し隨朝の蒙古人員が、公けに因って外に在りて經過する去處では、例に依って、粥飯と安下の房舍を應副し、蒙古人員は却ち因て而して理に非ずして百姓を搔擾するを得ず。

右の二條を見れば、すでに早くから蒙古人に對する漢人の抵抗が見られ、漢人が多數集まって蒙古人を襲い、また公用で旅行する蒙古人に食物、宿舍の供與を同盟拒否する等のことがあった。これに對する至元十年の命令の如きは、むしろ頗る穩かなもので、その末尾には規定（依例）の食物と宿舍を提供するのみでよいことを明示し、且つ蒙古人に對しては、この命令をかさにきて不法に民を騷がすべからざることを定めている。このような事態の結果として、前揭の至元二十年の命令が出されたものであろう。こう考えると、かかる命令なら近代における最も開明した占領軍でも出す命令で、別に不思議はない。特に蒙古人の横暴を示すものではあるまい。コンテクストが不明になるほどに、切り刻んだ「元史」によってのみ、この問題を採り上げた論者の誤った解釋は、當然訂正さるべきである。

さて、蒙古人に對する漢人の犯罪は、蒙古人の法によって所罰された。これは支配者である蒙古人としては、當然の處置であった。つぎにその例を擧げる（「典章」四九、二二）。

漢兒人が頭口一個を偸めば也九個を賠す。

至元二十九年九月　日。御史臺の咨を准くるに、中書省の箚付を承奉するに、該に、近ごろ至元二十九年正月十一日に奏過せる事の內の一件に（以下直譯體）、達達の家の頭口を偸んだ的の賊每からは九個を斷沒し、重き者は敲せ。輕き者は斷放せよとあるに、漢兒の賊每を那般に斷ぜざる有り。衆人商量して說えよ麼道、聖旨あり

たり。俺は月兒魯那顔等衆官人毎に根底商量せるに、如今、漢兒の賊毎が頭口を偸め呵、也那體例に則依して九個を賠了し、重的は敲し、輕的は刺斷し、漢兒の田地裏諸般の錢物を偸んだ賊毎に根底ては、在先の聖旨に依著して斷ずれ呵、怎生麼道、商量して奏すれ呵、那般者麼道、聖旨ありたり。此を欽め。

頭口[14]を盜んだ者は、一頭に對して九頭を賠償せしむることは、蒙古では近世まで行われていた（達達は蒙古人）。多數を盜んだ者および累犯は死刑に處された。右の例は一見したところ、漢人に對して極めて重刑を以て臨んだように見える、すなわち重ければ敲（死刑）に處した。しかし、これは漢人に對してのみの刑ではなく、特定の場合には蒙古の個有法を漢人にも適用することを示したものである。さらに一例を擧げよう（「典章」四九、一九―二〇）。

土居の人の物を剜豁せるは、常の盜に依って論ず。

延祐四年九月　日。江西行省が中書省の咨を准くるに、刑部の呈に、順德路の申に、推官朱承德の牒に、廣宗縣が獲せる賊吳九兒と逃れたる賊熏大禿兒は王德義の瓦房の後墻を剜開、窟穴して財物を偸みたるに、若し剜房子の例に依って斷遣せんに、未だ外路と大都と一體なるや否やを審かにせず。申して照驗を乞う、と。本部が議し得たるに、札魯花赤が奏し准されたる前例に、蓋し怯薛歹、諸色人等が車駕に隨從し、及び野處行營の家は、凡そ資囊、行李は盡く車輛、帳房に隨い、居止の去處には又城郭、垣籬なし。剜房、豁車の盜あるに遇えば、重法にてこれを縄し、人をして敢て輕くし犯さしめざる所以なり。今、內外の官府等が、往往にして州、城、村落にて穿窬、取財、伏轅して物を竊むの賊徒をば、依上の例によって一體に科斷するは、甚だ朝廷立法の意を失す。此を以て參詳するに今後は、如し土居の人民の房舍、行駕の車輛をば剜豁して財物を取る者あれば、竊盜に照依して贓を計って罪を定め、强取する者は强盜を以て論ぜん。具呈す、照詳されよ。此を得て、皇慶元年三月十三日（以下直譯體）奏過せる事の內の一件に、也可札魯花赤が俺に根底文書を與えたるに、根脚裏に成吉思皇帝の時分

に札魯花赤を立て呵(て)、諸王、駙馬、各怯薛歹(ケシユクダイ)、各愛馬(アイマック)の蒙古、色目人毎の姦盗、詐僞、婚姻、駈良等の事を管せしめ來れり。至元二十二年、漢人に罪過あれ呵(ば)、也俺(また)をして管せしめ來りたり。前者(さき)に姦盗、詐僞、婚姻、駈良等の事を歸斷し有りと、明白に文書を與え將(も)ち來れる有り。俺は商量するに、四怯薛、諸王、駙馬、外頭の達達、色目、兀魯思(オロス)千戸毎の姦盗、詐僞は、自ら其の間裏に詞訟の勾當(じけん)あれ呵(ば)、札魯花赤をして歸斷せしめれ呵(ば)、怎生(いかが)と奏すれ呵(ば)、聖旨を奉ずるに、那般(そうせよ)者と。此を欽め。欽依するを除くの外、今見呈に據るに、都省(それはそれとして)除外、咨して欽依施行を請う。

右によれば、住居に穴を穿って盜むことは、蒙古法によって重刑に處されることになっているが、この慣習法は蒙古人や蒙古人に從う色目人の特殊な生活條件において適用されるべきで、漢人の住居の場合には適用し得ざることを認めたものであるにすぎない。從って蒙思明が考えるように、元朝の立法が不公平で、同一犯罪に對して蒙古、色目に輕く漢人、南人に對して常に苛酷であったと、一概に結論することはできない。もし不平等の點がありとすれば、それは蒙古法は漢人にも適用されたが、漢人の法が蒙古、色目に適用されることはなかったか、すくなくとも極めて稀れであったという點であろう。わたくしはさきに蒙古、色目、漢人、南人の別は身分と種族を一つにしたような一種の社會集團としての區別であると述べた。これを箭內は階級といい、蒙思明は種族に重きを置いて種族階級と稱した。しかし、この四つの別は頗る曖昧である。すでにいったように、元朝の制度は甚しく實際的、技術的なもので、決して論理的には構成されていない。この四種の別も極めて明確さを缺く。既に箭內[18]も指摘しているように、「元史」一三に、

至元二十一年八月、軍官の格例を定擬し、河西、回回、畏兀兒等を以て、各官品に依って萬戸府達魯花赤に充て蒙古人と同じくし、女直、契丹は漢人と同じくし、若し女直、契丹の西北に生れ、漢語に通ぜざる者は、蒙古

人と同じくし、女直が漢地に生長すれば漢人と同じ。

と見えている。箚內はこれを解して云う。

此の記事によれば、三階級の內容にも時に例外なきに非らざりしが如し。卽ち後半の文は其意義稍々明瞭を缺くも、試みに之を解釋せば、女直又は契丹人たりとも、西北卽ち蒙古の本地に生れ、且つ蒙古語に熟達し漢語に通ぜざるものは、之に蒙古人と同一の待遇を與へ、女直人にして漢地に生れたるものは之を漢人と同一視するの謂なるべし。而も此の場合に於いても猶ほ之を蒙古人といひ、漢人といひしにあらざるべく、又此の如きは特に萬戶府達魯花赤任命の場合に限られしものなるやも知るべからず、又何れの場合に於いても、此かる解釋の行はれしや否やに就いては明證なきなり。尙ほ此の文の前半は、色目といへども蒙古人と同じく萬戶府達魯花赤となるを得べしとの謂にて、決して色目人は蒙古と同一なりといふにあらず。

右は女直、契丹は本來ならば漢人の範疇に入れらるべきであるが、それが色目という中間の一段階を飛び越えて、蒙古人と見做される場合さえあったことをいっている。しかし同氏の說には疑問がある。西北に生れて漢語を知らず、蒙古語を話す者は、やはり蒙古といい、達魯花赤に任命され得たのみならず、おそらくはすべての點で蒙古人と同一待遇を受けていたものと考えられる。そう考えた方が妥當であろう。それは、獨り蒙古人は人種や宗教の別にこだわらなかったという一般的な事實からの推論であるだけではなく、またつぎの一條によっても裏附けられる（「典章」四九、三二―三）。

女直が賊を作せば刺字す。

延祐四年三月　日。行省が中書省の咨を准くるに、刑部の呈に、濟寧路の申に、賊人張不花の狀招に、年は二十五歲、根脚（しゅつじ）は女直人氏なり。招伏に、通犯すること竊盜二次なり。不合（ふつごうにも）、延祐二年五月初六日に首賊魏驢兒

と情を同じくして、事主(ひがいしや)の張五の家の窖に埋めたる粟四石を偸盜し、不花は一石五斗を分け訖りたるが、未だ曾て食用せず。捉えられて官に到りたるに、不花を五十七下に斷じ、疎放して家に還せり。一次は不合にも延祐三年二月二十二日夜、二更前後に於て木だ獲られざる首賊魏驢兒の情を同じくするを受けて、事主の周臘住の猪四口をば發賣し到りたる價錢中統鈔六十六兩を、首賊の魏驢兒は鈔四十一兩を分け訖り、不花は鈔二十五兩を分け訖り、節次に破使したるが、不花は捉えられて官に到りたり。招狀は是れ實なり。此を得て照し得たるに、大德八年奏して准されたる盜賊の通例內に、節該に（以下直譯體）漢兒、高麗、蠻子人を除くの外は、俱に色目人に係る有れば、合に軍に出すべき的(もの)にて、明白に問い了りて隱諱なくば、各路官、府司をして例に依って發遣せしめよ。此を欽め。欽遵するを除くの外、張不花をば刺配せんと欲するも、未だ女直は色目と同じきか、同じからざるかを審かにせず。誠に差池を恐る。張不花をば例によって杖斷六十七下するを除くの外、聽候して明降を乞う。此を得て、女直人はこれ色目、漢人と同じく除授するや否や。移して吏部の關を准けたるに、照し得たるに、至元六年三月、承奉せる中書省の箚付に、隨路の見任並に各投下に拟設し到りたる達魯花赤は、內に於て多く女直、契丹、漢兒人等あり。省府が公議し得たるに、回回、畏吾兒、乃蠻、唐兀人員は蒙古人に同じく勾當(やくめにつく)するを准許するを除き、女直、契丹、漢兒人に於ては、擬すらくは革罷すべく、如し根脚(しゆつじ)あればまさに管民官內に取用すべしと。奏して聖旨を奉ずるに、那般者(そうせよ)と。欽奉すること此の如し。仰せて聖旨の事意に欽依して施行せよ。仍(なお)、見に部に到りたる達魯花赤は實に從って照勘し、各各の員數を分揀し、擬定して申呈せよ。此を奉じて、關もて照驗を請う。此を准けて、本部が議し得たるに、猪を偸める竊盜の張不花は女直の人氏にして、若し色目と同じからざるに擬せんにも、照し得たるに、大德八年に奏して准されたる盜賊の通例の節該に、漢兒、高麗、蠻子人を除くの外は、俱に色目に係ると。此を欽んで參詳するに、前項の賊人は旣にこれ女直にして蒙古と同じからず。

況や兼て姓あり、色目と同じくし難し。合に漢兒と一體に刺字すべく、宜く都省に從て聞奏し、遍行照會して相應（しかるべし）。具呈す。照詳されよと。此を得て、都省が議し得たるに、今後は女直が賊をなせば、既に色目に非ず、部の擬に依准し、漢兒と一體に刺字す。咨して、上に依って施行を請う。

右の例は、前に引いた元史の曖昧な記事に光明を投ずるものであろう。盜賊張不花の竊盜事件を色目人、或は漢人の何れと見做して罰すべきかが問題の點である。色目人として扱えば免刺され、漢人なら當然刺字すべきである。張不花は漢姓を持ち、名は蒙古名である。そこで「元史」一三の前引の記事に對する箭內の疑問が、既に當時に於て提起されていたことがわかる。すなわち達魯花赤に任ぜられている女直、契丹、漢人をどうするかという問題である。おそらく、これらの女直、契丹、漢人等は「元史」一三に見えるような例に准じて、蒙古人として任命されていたのであろう。そこで、この竊盜事件は達魯花赤受任の資格問題にまで發展して、吏部の解釋が訊された結果、大德八年の通例（「典章」四九、一一）に、

漢兒、高麗、蠻子人を除くの外は、俱に色目人に係るあり。

と見える文の解釋の問題になり、結局は回回、畏吾兒、乃蠻、唐兀は、蒙古人の達魯花赤と同樣に達魯花赤の適格者であるが、女直、契丹、漢人は不適格と判定された。同時に問題の張不花は、蒙古人と同じではないから、もちろん女直として漢人の範疇に入れられて、刺字されることになった。

以上によって見ると、「元史」、一三の文は根脚（出自）、或は種族が女直であろうと、契丹であろうと、蒙古で生れ、且つ育って、漢語を知らない者、卽ち漢人化していない者は、蒙古人と見做されたものであり、從ってこのような女直は漢人でも色目人でもなく、また逆に漢地に生長した女直、契丹は一樣に漢人の範疇に入れられたものと解すべく、さらにこれは單に達魯花赤任命の適格問題にのみ限られたものでないことが知られる。右の延祐四年の例は、

この問題に對する元朝の公式見解を最も明瞭な形において表現しているものとして、極めて貴重な資料であると考えられる。

この項を終るに當って、誤解を避けるために一、二附け加えておきたい點がある。わたくしは、箭內の『階級』蒙思明の『種族階級』という用語そのものに對して異を立てるつもりはない。ただ右の用語の適否には疑いをもつものである。しかし、これは重要な點ではない。既に兩氏がこの問題に關して詳細な論證を試みているにもかかわらず、ここで再びこの問題を取り上げた理由は、兩氏が見逃している資料がまだ「元典章」に存在することもその一つであるが、同時にいっておきたいことは、元代における蒙古、色目、漢人、南人の法的ステータスにおける差別は、主として元朝の屬人主義的政策の結果であって、意識的な差別待遇政策のそれではないということである。また箭內、蒙兩氏が多くの資料によって證明しているところの蒙古、色目に比して漢人は元朝の政治、軍事機構に參與したことが著しくすくないという事實もまた、意識的な差別待遇政策に基くというよりは、むしろ全體としての元朝の制度に對する適格、不適格の問題であったと考えたい。すなわち元朝の制度下においては、漢人官吏は直接人民に接する比較的低い地位には必要、不可缺であったが、傳統的漢人王朝とは構造の異る元朝の政治、軍事の中樞には不適當であったものと考えられる。

以上においては、主として公法上における元朝の屬人主義について述べた。私法上では、唐以來の原則たる『從其本俗法』の原則が適用されていたことはいうまでもないが、私法上の屬人主義は本稿の範圍外である。元朝における特殊な、異色ある裁判制度としての約會は、以上に述べたような特殊な屬人主義の理解に基いて始めて闡明され得るであろう。つぎに約會について述べる。

註

1　箭内亙「元代社會の三階級」蒙古史研究所收。

2　蓋思明「元代社會階級制度」燕京學報、專號之十六。

3　桑原隲藏「蒲壽庚の事蹟」岩波書店版、五〇—六五頁。

4　d'Ohsson; op, cit., liv. 11, pp. 92—94.

5　有高巖「支那に於ける外人の待遇」史潮、三ノ三、一〇五頁。同「元代の訴訟制度」蒙古學報、一、二九頁。

6　岩村忍「中國回教社會の構造」第二章參照。わたくしが華北の一部、内蒙古で行なった實態調査によると、その地方のムスリムは、一般中國人の社會内に混住しているのではなく、清眞寺を中心とする一定範圍に segregate して、特殊な共同社會を構成している。この事實は溯って元、明、清代の回教徒の居住狀態に光明を投ずるもので、史料の缺陷を補うに足るものと思う。これらのムスリムの共同體においては、その社會秩序の維持は清眞寺の長たる教長がこれに當っている。わたくしが包頭で採取した例によると、ムスリム法に違犯した者は、時には教長の命によって體刑（笞刑）に處せられることがある。これによっても中國ムスリムの社會構造の一端が察せられるであろう。ムスリム共同體の指導者は現在は阿衡（アホン）という資格を持つ教長であるが、曾てはそれは伊瑪目（イマーム）であった。從って元代においてそれが哈的（カーヂ）であったことはもちろん考えられるが、元代のようにムスリムの勢力が強大であった時代においては、或は各共同體にはイマームとは別にイスラム法官であるカージがいたのかも知れない。

ちなみにラチネーフスキーがこの一條の前半を Le grand maître des ha-ti [kadi] se bornera à faire lire les livres saints par les maîtres (tchang-kiao). と解しているのは誤譯である。(Paul Ratchnevsky; Un code des Yuan, 205. Paris, 1937.)

7　前註參照。

8　陳垣「元西域人華化考」

9　羽田亨「元朝の漢文明に對する態度」狩野教授還曆支那學論叢所收。

10　愛宕松男「元代色目に關する一考察」蒙古學、第一冊。

11　蒙思明、前掲書、三四頁。

12　本書、第三部、第三章參照。

13　刺青、刺字は强盜、竊盜幾度というような文字を左右の臂、頸、額等にいれずみする刑である。刺字を消したことが屢々「典章」に見えるが、その方法は左の文にあるように燒いたり、別の刺青でごまかしたものであろう（「典章」、新集、刑部、一四、例前除元刺字難補刺）。

警跡人王万四竊盜訖習遠楊進家花毯衣物。勾責得王万四招供。先於至元二十七年、竊盜分宜県劉十一学麻。事發、刺訖左臂。至元三十年、用艾火炙除……王万四將先犯刺字用火炙去、刺成人頭龍形、遮蓋疤癥。

14　いうまでもなく金の「和泰律」を指す。

15　有高巖『元代の盜殴殺傷律の研究』史潮、十、一、七—八頁。

16　本章、第一節參照。

17　頭口とは駱駝、馬、牛等を指し、羊、山羊等は頭匹としたらしい。

18　箭内亙、前掲書、二六五頁。

混合法廷

元代の約會すなわち一種の混合法廷については既に有高[1]が論じているが、同氏の見解には補足すべき點もあり、ま

た約會の本質に關してわたくしは博士の考えに全面的には讃意を表しかねるので、ここに改めて約會について卑見を述べておきたいと思う。

約會はたしかに元に特有の裁判制度であったには違いないが、約會ということばそのものは、例えば（「典章」四一）、

……送って本部の呈に據るに、約會し到れる禮部の官一同……

あるいは（「通制條格」九、六）、

……本部が吏部を約會し、一同が議し得たるに……

などの例のように、單に合干部分（關係官廳）と合同協議することで『約し會する』の意にすぎなく、特別の意味はない。裁判するという意味の動詞としては『約問』（「典章」五三、一一、同三四等）という語も使われ、また『會問』[2]も約會と同義に使われている。しかし元朝における約會ということばは、多くの場合において特殊な意味に限定されて用いられ、そしてそれには二つの異なる意味が含まれていた。

有高は『これ（約會）に依り犯人や被害者の言葉の不自由、習俗の相違などに因る不便不利は大抵補正され、一方の主張のみで他を壓迫するといふ弊も少く、比較的公平に裁判事件が行はれたものと思われる』[3]と述べ、また『約會というものは……元代の色目人や僧侶のやうな種々の人々に不平なからしめんがため行った頗る適切なものであった』[4]と説明している。また同氏は『儒者、佛僧道士又は軍人、醫師、樂人、投下（戶?）、竈戶等は色目人等と共に幾分か普通の漢人南人の庶民と異っていたから、夫等の利益、權利擁護の爲にかかる特別の制度が起された』と考えている。このような説明は不適當、すくなくとも不充分である。

約會は有高が『特別裁判』といったように、一般の裁判とは別個のものであった。そしてこれも同氏がいっているように、三約すなわち關係者が出席しないならば、幾度も催促するというような手數をかけたもので、このような特

殊な制度が、単に『比較的公平に裁判事件』を行うという目的のために成立したものとは考えられない。『言葉の不自由、習俗の相違』などいう不便は、元代ではあらゆる行政面につきまとっていたので、裁判にのみ限ったことではない。『色目人や僧侶のような種々の人々に不平なからしめんがため』に特別に約會を設けたといっているのも、決して約會制度の必要性の説明にはならない、何故ならば、一般の裁判そのものの目的が不平なからしめんための制度であるからである。また色目に限らず軍人、醫師、樂人、投下戸、竈戸に對して約會が適用れた事實に對して、有高はこれらの人は『幾分か普通の漢人南人の庶民と異っていたから』だと説明されているが、これも首肯し難い。これらの人々が『幾分か』漢人と異るというだけの根據で、果して煩瑣な手續を要し、能率の擧らない――『三約不至』などがその例である――特別法廷が必要であったろうか。また軍人、醫師、樂人、投下戸、竈戸等のどの點が漢人、南人と法廷を異にせしむるほどの必要を生ぜしめたのであろうか。このように考えてくると、同氏の説明は不充分であることを免れず、約會の本質には觸れていないように思われる。そこで約會に關する資料をもう一度、さらに詳しく吟味してみる必要がある。同氏は「元史」一〇二、刑法志、職制に見える約會に關するつぎの六條を擧げている。

一、諸の有司は、事が蒙古軍に關するものは、管軍官と約會す。

二、諸の管軍官、奥魯官及び鹽運司、打捕鷹坊、軍匠、各投下が管領する諸色人等は、但(もし)强竊盜賊、僞造寶鈔、略賣人口、發塚、放火、犯姦及び諸の死罪を犯せば、並に有司に從て歸問す。其の鬪訟、婚田、良賤、錢債、財産、宗從、繼絕及び科差不公を自ら相い告言する者は、本管に從て理問す。若し事が民戸に關する者は、有司に從て約會して歸問し、並に有司によって追逮し、三約して至らざる者は有司が就便に歸斷す。

三、諸の州縣の隣境の軍と民の相い關する詞訟は、元告は就ち被論の（側の）官司が歸斷し、約會の例に在らざるも、斷じて理に當らざれば、上司に赴いて陳訴するを許し、罪は元斷の官吏に及ぶ。

四、諸の僧、道、儒人が爭うあれば、有司は問う勿れ。止三家の掌る所をして會問せしめよ。

五、諸の哈的大師には止掌教、念經を掌らしめ、回回人の應有の刑名、戸婚、錢糧、詞訟は、並に有司に從て之を問う。

六、諸の僧人が但姦盜、詐僞、人命の致傷及び諸の重罪を犯せば、有司が歸問す。其の自ら相い爭って告するものは、各寺院の住持、本管の頭目と歸問す。若し僧俗が田土を相い爭えば、有司と約會す。約會して到らざれば、有司が就便に歸問す。

右の諸條の讀み方は、有高とはすこしく異る點がある（同氏は句讀を施しただけであるが）。こまかい讀み方の相違は、姑くおく。右のうち五については、すでに前項で論じた。この條は、元朝における屬人主義を示すものとして約會と間接的關係はあるが、約會それ自體には直接の關係はない。ただこの條が「元史」刑法志の約會に關する部分のうちにはいっていることは、屬人主義と約會との關係を主張するわたくしの說に對する一傍證であると思う。

さて「元史」、刑法志に見える右の諸條は、いずれもその典據となった例が「典章」或は「通制條格」にも見えている。いま試みに、檢索し得たものを擧げてみるが、なかには同一のものが數箇所に散見するものもある。

一に當る例は隨所に見えるが、つぎに前に一度引用した「典章」三九、八の例をとってみよう。

蒙古人が自ら重刑を相い犯せば、有司が約會す。

至元十二年二月……蒙古軍人が自ら婚姻、良賤、債負、鬪毆、詞訟、和奸、雜犯を相い犯すを行い、官兵の捕捉するに係らざる者は、合に本奧魯に從て就便に歸斷すべく、其の餘の人命に干礙するの重刑、利害公事、强竊盜賊、印造僞鈔の類は、卽ち聖旨を欽奉して定立せる罪賞にして管民官の應捕の事理に係り、合に有司をして約會して歸問完備せしめ、有司に從て結案せしむべし。

右には蒙古軍人に對する特別な取扱いが、はっきり出ている。ただしこれは一般蒙古人に適用される原則ではなく、蒙古軍人にのみ關するものである。後に述べるように、蒙古軍人以外で約會の適用を受ける者は、刑事犯は有司が處理し、輕罪と詞訟（民事）だけを約會にかけるのであるが、蒙古軍人の場合には、輕罪と詞訟は所屬の奥魯がこれを處理し、重罪は奥魯の頭目と有司が約會する定めであった。この事實は、この場合の約會が、決して蒙古人という種族に對する特別待遇ではなく、軍人という位置に對する考慮であることを示すに足るものであろう。

すでに蒙思明が論じているように、蒙古人であるが貧窮のため奴隷になった者、海外に賣られた者もあったほどである。これは前にも述べたように、蒙古人には種族という觀念が稀薄であったので、種族的には蒙古人でない者でもその生地、言語、習慣等において同じければ、みな蒙古人と見做された。反對に、血において蒙古人でも、つぎのように（「典章」一七、六。「通制條格」二、九）、

……達達（モンゴル）、回回、契丹、女直、漢兒人を論ぜず、如しこれ軍前にて虜到したる人口にして、在家住坐して駈口となり……

といったように、蒙古人で奴隷の扱いを受けた者もある。したがって蒙古人としての特權を完全に享受し得たのは、蒙古軍人だけであったし、時には血における純粋の蒙古人はわざわざ『正蒙古人』（「典章」三九、九）と斷っている。前引の文の達達が、蒙古人を意味することはいうまでもない。

二に照應する例の一、二をつぎに掲げよう（「典章」、新集、刑部五二）、

軍民が相い關する詞訟は、姦盜、詐僞、刑名の重事を犯せば、例として有司に從て歸斷するを除くの外、兩爭地土、鬪毆、婚姻、良賤、家財、債負、宗從、繼絕等の事は、合に約問を行うべく、三遍にして來らざれば、管民官が歸斷す。

右と同樣、或は補足する例は、「典章」刑部、約會の項その他にしばしば見えている。この種の規定は、重罪はこれ

を有司が處置し、輕罪及び詞訟は約會せしむることを意味している。同一の例でつぎのような直譯體の文がある（「典章」五三、三二）。

軍と民の詞訟は約會す。

至大元年　月　日。行省が中書省の咨を准くるに、至大元年五月十八日に奏過せる事の一件に、軍と民とが相い犯す的の勾當があれ呵、賊情、人命等の重い罪過の的は、管民官をして歸問させよ。其の餘の家財、田土、鬪打、相爭等の輕い罪過の的は、軍と民と官が約會して著問せよ麼道、世祖皇帝、完澤篤皇帝の時分に那般に行し來れりと、樞密院の官人毎が奏過せりと、俺に文書を與えたるに、蒙古軍人が自ら其の間に相い告するの勾當があれば呵、院の官人毎が問えよ。其の餘の軍と民との相い犯すは、甚麼勾當を揀ばず、有れ呵、約會して著問せよ麼道、奏し了れりと、俺に根底文書を與え來れり。俺が商量し來るに、人命、賊情等の重い罪過の的を約會して、著問せしむれば、他毎の頭目は自底の體例なきを知って、推調して約會の處へ來らず、月日を遷延し、詞訟を逗留し、中間に窒礙が多し、爲甚麼と道說う呵、那箇の田地の裏を揀ばず、殺死され或は傷けられた人あれ呵、或は强盜が錢物を劫奪し、錢主を殺死、打傷すれ呵、隨卽に合に檢驗すべきあるに、若し約會の處に早く來到せざれ呵、天氣が熱き時には尸首が變爛し、人命的勾當が干く落後す。甚麼做賊（原文罪につくる）說謊たるを揀はず、其の間に對付するありて縱ち來らせ呵、自己を護向し、久しく人を禁著すれば、很（原文狠につくる）だ生受するありて可憐見なれ呵、先きに世祖皇帝の時分に行し來れる的の體例に依り、重い罪過の的は管民官をして歸問せしめ、輕い罪過の的は約會して歸問せしめ、若し三遍約會しても來らざれば、管民官をして就便に歸斷せしむれ呵、怎生と奏すれ呵、聖旨を奉ぜるに、那般者と。此を欽め。

右は軍民相關の事件の裁判の沿革を知る上においての好資料である。軍民相關の犯罪、詞訟は原則としては、約會す

べきであるが、重罪で遷延を許さない場合に、被告側の頭目が言を左右に托して出席せず、事件を結著し得ないことが往々あったので、重罪は約會を要しないことにし、輕罪の場合には必ず約會せしむというのである。なおこの『軍民詞訟約問』には他に二例が收載されている。その大要はつぎの如くである。

第一は、蒙古軍人の相犯は管軍官と樞密院で處置し、蒙古軍人と一般民との相關事件は、軍官と民官で約會して處置してきたが、右に引いた例にも見えるように不便があるので、至大年間に至って蒙古軍人と一般民との相關事件の中の重罪は管民官、輕罪は約會とするという解釋を定めたものである。第二は、離營の軍屬、及び餘丁に關しても右の規定を適用することを定めたものである。『離營軍屬』とはおそらく所屬の奥魯に在住しない軍人、家屬の意であろう。餘丁が一種の豫備軍人であることはいうまでもない。

つぎに、第三は非常に讀みにくい文章である。すなわち管轄の異る行政單位の境界で、軍と民との間に訴訟があった場合には、原告は訴えられた側を管轄する有司が處斷し、約會は行わないが、もしその有司が不當の裁斷をなした時には、上訴を許し、もし裁斷が不當の場合には、右の有司は罰せられる。これに對應するのは左の例であろう（「典章」五三、一四）。

原告は被論の官司に就て問う。

至元六年十二月。御史臺が中書省の札付を奉ぜるに、來呈に、山東東西道提刑按察司の申に、各州縣の軍と民の相い關せる詞訟は、合に舊例に依り、原告は被論の（側の）官司に就て陳告すべきやいなや等の事。省府が相い度るに、隣近の州縣と本管の司縣との軍と民の相い關する詞訟は、擬すらくは、被論の官司に就て歸對せしむ。仰せて照驗施行せよ。

右の「典章」の例は「元史」刑法志とすこしく異り、約會の字面が見えないが、軍民相關の詞訟であるから、約會に

關する事件にはまちがいない。

第四はつぎの例に當たる。（「典章」五三、三〇）

儒、道、僧は官が約會す。

至元三十年正月。福建行省が中書省の咨を准くるに、樞密院の呈に據るに、至元三十年正月初九日に奏過せる事の內の一件に、脫脫叉木等の行宣政院の官人每が文書を與え將ち來るに、這裏的和尙每、先生每、秀才每が一處に爭差の言語があったの呵、和尙每の爲頭兒的、先生每の爲頭兒的、秀才每の爲頭兒的が一同に問わず、先生秀才每は管民官根底、私地下に告げ、先生每を管著する的の秀才每が頭兒となって一同に問わず、管民官と和尙を管する頭目とが一同に問うあり。如今、和尙每的、先生每的、秀才每が一處に、若し爭差の言語あれ呵、和尙每の爲頭兒的、先生每の爲頭兒的、秀才每の爲頭兒的が一同に問えよ麼道、聖旨をば將ち來りて、說い將ち來れるあり。俺が商量するに、去年、俗人と和尙每と爭差の言語あるに、和尙每の爲頭兒は管民官と一同に問いて斷ぜよ、和尙每根底斷ぜしむるな麼道、聖旨を與え將ち去き來れり。如今、和尙は一處に先生每、秀才每と爭差の言語あれ呵、管民官と一處に問わしめず、和尙每の爲頭兒的、先生每の爲頭兒的、秀才每の爲頭兒的に一同に問わしめよ麼道、聖旨を與え將ち去け呵、怎生か麼道、奏すれ呵、那般者麼道。此を欽め。（直譯體）

つぎに第五に照應する例は、すでに前項で擧げたように「典章」「通制條格」等に見えるところと照應するものであるから、右を參照されたい。

最後に第六は「典章」一三、六—七に見える例にあるつぎの文に當たる。

皇慶二年六月十七日。今後、管民官は和尙每を管するを休めよ。在先の聖旨の體例に依著して、奸盜、詐僞、致傷人命、但重き罪過を犯せる的は管民官が問えよ。這的之を除くの外、和尙每は自ら其の間、甚麼を揀ばず相

い告する的の勾當があれ呵、各寺院裏住持する的の和尚の頭目が結絕せよ。僧俗が田土を相い爭いて告せる勾當あれ呵、管民官と、各寺院裏住持する的の和尚の頭目が一同に問いて斷ぜよ。合に問うべきの勾當あらば、管民官の衙門裏聚會して斷ぜよ。和尚の頭目が約會して到らざれば、管民官が體例に依って斷ぜよ。（直譯體）

右に例示したように「元史」刑法志の約會の諸條は「元典章」に見える例と相い照應する。右の引用は煩を恐れて全文を擧げることは避けたが、「典章」の文は通常、刑法志の記事の數倍に及ぶもので、刑法志ではこれらの前後を削り去っているのである。これを見ても、「典章」と刑法志との中間に「經世大典」の憲典が介在したとはいえ、刑法志がいかに不完全なものであるかがわかる。しかし約會に關してのみ、刑法志の記事が不完全なのではない。「元史」刑法志全體がすこぶる不備、不注意な編纂物なのである。さて「元典章」においては約會に關する例は左の如く、刑法志に較べて遙かに多いし、約會に關する記事はその他多くの箇所に散見している。

僧人詞訟各寺頭目約會	典、三三	儒人詞訟有司問	五三
蒙古人自相犯重刑有司約會	三九	僧俗相爭	同
僧道做賊殺人管民問者	同	元告就被論問	同
諸色戶計詞訟約會	同	投下並探馬赤詞訟約會	同
儒道僧官約會	同	竈戶詞訟約會	同
醫戶詞訟約會	同	軍民相干詞訟	典章新集
樂人詞訟約會	同	僧俗相干詞訟	同
投下詞訟約會	同	戶計司相關詞訟	同
畏吾兒等公事約會	同	財賦佃戶詞訟	同

軍民詞訟約會　　同　　畏吾兒若無頭目管民斷　　同

都護府公事約會　　同　　回回諸色戶結絕不得的有司歸斷　　同

右は主としてその內容において約會に關するもののみを擧げたまでで、一部に約會に言及している例は、なおはなはだ多い。

右に擧げた諸例を全部ここに揭げるのは餘りに煩瑣にすぎるから、これを避けるが、「元史」、刑法志の不備、不完全な條はしばらくおいて、「典章」の例を通覽してみると、約會の意味がかなり明瞭になってくる。

約會とは、さきにいったように『約して會する』こと一般を指したものである。しかし「典章」で使用されている約會ということばは、二つのカテゴリーに分け得る。その第一の典型的な規定は、さきに擧げた「蒙古人自相犯重刑有司約會」の條である。これは蒙古軍人——單なる蒙古人ではなく——に關するもので、ここでは蒙古人という種族的地位と軍人という身分が結合された特權が示されている。すなわち蒙古軍人の輕罪、詞訟（民事）は所轄の奧魯、すなわち軍管區の長官が處置し、刑法上の重罪は奧魯長官と有司が約會して處置する。これは色目以下の場合とはかなり異っている。

色目人に關する約會の例は、「典章」五三、三〇に、

諸色の戶計の詞訟は約會す。

至元二年二月　日。聖旨を奉ずるに、總管府を立つる條畫の內の一款の節該に、投下並に諸色の戶計は、遇し刑名、詞訟あらば、本處の達魯花赤、管民官に從て本管の官を約會して斷遣し、如し約會せるも至らざれば、就便に斷遣施行せよ。

つぎにもう一つ例がある。

畏吾兒等の公事は約會す。

大德五年七月二十一日。聖旨を欽奉するに、在先、易都護が爲頭たる畏吾兒每、的勉迭林が爲頭たる哈迷里每、畏吾兒每、漢兒每、河西每、蠻子每、哈剌張（每？）[8]の根底、回回の田地の裏の那箇を揀ばず、諸王、公主、駙馬每の根底、各投下每根底に有する的の畏吾兒每、哈迷里每の軍站、差役は、甚麼的を揀ばず、對證する的、合に問うべき的の勾當每が、他每的に若し有れば、脫因納、長壽、答失帖木兒、伯顏、買住、帖童等の都護府的官人每が管著し、外頭の城子の裏にある的の畏吾兒每、哈迷里每が、別箇の百姓每と一處に、對證する的、合に問うべき勾當を、他每に有れ呵、委付せる的の他每の頭目と城子の裏の官人每と一處に對證せしめて、問いて斷ぜよ、と道い來ると、這般に宣諭しありたれ呵、自意に問う的の人每、他每は怕れざるや、那甚麼。（直譯體）

右とほぼ同樣の例がある。つぎに引こう。

都護府の公事は約會す。（「典章」五三、三四）

皇慶二年三月　日。聖旨を欽奉するに、都護府の官人等が奏すらく、薛禪皇帝の時分に、完者禿皇帝の時分に、曲律皇帝の時分に、亦都護が爲頭たる畏吾兒每、的勉迭林が爲頭たる哈迷里每、漢兒、河西、蠻子、哈喇章の回回の田地の裏にては、那裏の裏を揀ばず、諸王、公主、駙馬の各投下にある的の畏吾兒每、哈迷里每の軍站、差發は、怎生を揀ばず、合に對證すべき的、合に問うべき的の勾當が他每に有れ呵、禿魯不花が爲頭たる都護府の官人每が識れよ。外頭の城子の裏にある的の畏吾兒每、哈迷里每が、共に別箇の百姓と一處に合に對證すべき的、合に問うべき勾當的が他每にあれ呵、所委的頭目が城子裏の官人每と一同に約會して問えよ。對證して斷ぜよ。一面に問う的の人は、怕れざるや、那甚麼。更に這の都護府の官人每よ。這諭を了したれ呵、體例なきの勾當を做せ呵、百姓をして生受せしむれ呵、他每よ、怕れざるや、那甚麼。聖旨。鼠の年の七月十六日。上都にあ

るの時分に寫き來る。（直譯體）

右とほぼ同樣であるが、すこし簡略になった例が延祐六年に出ている。（「典章」新集、五四）

畏吾兒に、若し頭目がなければ、管民官が斷ぜよ。

延祐六年四月二十一日。聖旨を欽奉するに、節該に、如今、亦（交は誤り）都護が爲頭たる畏吾兒的、勉迭林が爲頭たる哈迷里の致傷人命、姦盜の公事は、管民官をして歸問せしむるを除き、其の餘の軍站の差發（帖は誤り）は、甚麼を揀ばず、合に對問すべきの公事があれば、朶歹等の都護府の官人毎が管せよ、管民官は侵犯するを休めよとの外、畏吾兒、哈迷里毎の自己の其の間裏公事があれ呵、委付し來れる頭目毎が斷ぜよ。若し百姓と相い爭う的の公事あれば、委付し來れる頭目毎と城子裏の官人毎が一同に歸斷せよ。若し畏兀兒、哈迷里の頭目毎がなければ、管民官が例に依って斷ぜよ。此を欽め。（直譯體）

右の諸例には、どうもはっきりしない點があり、また何故にこのようなほぼ同樣の例をしばしば示したものかわからない。しかしながら右を通覽すると、色目人の權利の擁護は、かなり廣い範圍で約會によって保證されていたに違いなく、輕罪、民事以外の重罪も、すくなくとも延祐六年の例までは特記されていないから、頭目を有する色目人は、蒙古軍人に準ずる處遇を受けていたと解し得るのである。何故ならば、延祐六年の例に始めて頭目ある色目人は致傷人命、姦盜の重罪を除き、他は一切約問すると見えるからである。すなわち至大、延祐の間において重罪が管民官の管轄に移ったので、それ以前はこの點も蒙古軍人に準じていたと考え得るのである。從って右に擧げた諸例は、色目人の處遇の變遷を示しているものではあるまいか。この點についてわたくしも確信をもっているわけではないので、一試案を提出して、批判、敎示を仰ぎたいと思うのである。

さて以上において蒙古、色目の約會について述べたが、つぎにその第二のカテゴリーに關して述べてみよう。蒙古、

色目の約會は、以上で明かなように『蒙古軍人』と『頭目ある色目人』という種族と身分（或は地位）、換言すれば元朝の制度の中における、すなわち公認せられている組織の中にある蒙古、色目にのみ與えられた特權で、それは當然かかる社會集團の元朝に對する奉仕の反對給付であったと考えられよう。それ故にこそ一般蒙古人及び組織外の色目人は、この特權の享受から除外されていたのであろう。この線に沿って考てくれば、第二の範疇に屬する約會も、また自ずから明かになる。ただしその前に、この第二の範疇に屬する約會とは、何であったかを明かにしておかなければならない。

蒙古軍人および頭目のある色目人が、各々その裁判管轄權を持っていたように、他の特殊な集團、たとえば宗教敎團などもそれ自體の裁判管轄權を、すくなくとも或る時期にはもっていた。この點に關して重要な資料となるのは、左の例文である。（「典章」五三、一〇）

儒人の詞訟は有司が問う。

皇慶元年二月。江西廉訪司が江南行臺の箚付を奉ずるに、……浙西廉訪司の申に、江浙等處儒學提擧司の申に、杭州路鹽官州儒學の狀申に、至大四年二月十八日に儒人沈麟孫が伊（かれ）の弟沈壽四が簷地等の處を侵占せるを告せるに、鹽官州に移文して約問せるも、有の鹽官州は欺凌滅視し、又例に依て約問せず、徑直に勾擾せりと。此を以て參詳するに、儒人の相い干する公事には、學官が一同に約問するは、乃ち天下の通例なるに、今鹽官州が故らに定例に背（もと民に作る）き、學校を沮壞せり。卑司が參照するに、儒人と民とは一體に抄籍し、別籍の僧、道、軍、站（もと民に作る）戸とは同じくし難し。今後、學校に干礙するの事を除くの外、其の鬪訟、戸婚等の事は、若し有司に從て歸結せば、紊煩せざるに庶からんも、例と爲すの事理に係るに緣て、本臺が看詳するに……行臺の言うところは、儒學提擧、敎授等の官が有司と約會して歸問すれば、訟訟が紊煩して不便なるも、事は通例に干

す、宜く合干部分に從て定擬して相應きならずや。具呈す。照詳あれ。此を得て、送って刑部の呈に據るに、照し得たるに、至大四年四月二十六日に欽奉せる聖旨の節該に、（以下「此を欽め」まで直譯體）和尚、先生、也里可溫、答失蠻、白雲宗、頭陁教等を管する各處の路府州縣の裏に有る的の他每の衙門は、都て革罷せしめ了り、印信を拘收し了れよ。歸斷するの勾當あれ呵、管民官が體例に依って歸斷せよ。此を欽め。欽遵するを除くの外、今見奉を承けて、本部が議し得たるに、學校の設は實に風化の原、人材の自るところなり。其の師儒の官は、當に教養して、成を作すを以て務となす。在籍の儒人に果して違枉、不公不法あれば、一切の詞訟は例に比して、合に有司に從て歸問して相應。具呈す。照詳あれ。都省は仰て照驗施行せしむ。

右の例の中で、重要な點は籍の問題に言及している、

儒人と民とは一體に抄籍し、別籍の僧、道、軍、站戶とは同じくし難し。

の一節で、これによってみると、元朝では諸種の社會集團は、別籍によって區別されていたと考えてさしつかえない。從って元朝の屬人法から云えば、籍によって裁判の管轄が違っていたわけである。儒者は一般民と同範疇の籍[9]に入れられているから、儒者には約會の權利は與えられていないことになる。これに對して、同じ漢人でも僧侶、道士、軍人、站戶は別籍であるから、約會の權利を享受していたと考えられる。

このように考えれば、種族、身分による蒙古、色目、漢人南人の約會以外に、別個に漢人南人自身の社會のうちにも約會があったことがはっきりしてくる。そして後者の約會は、前者の約會とは自ら性質の異なるものであることが知られる。

右に揭げた例に僧、道は別籍であると記し、さらにその後に、

和尚、先生、也里可溫、答失蠻、白雲宗、頭陁教等を管する各處の路府州縣の裏にある的の他每の衙門は、都

て革罷せしめ了り。印信を拘收し了れよ。

とあるが、この一節は「元史」二四に、

僧、道、也里可溫、管失蠻、頭陀、白雲宗の諸司を罷む。

とあるのに對應するもので、これらの宗教教團專管の官署の廢止を意味するものであって、籍と裁判管轄の問題ではない。

さて宗教教團が社會集團として認められ、その所屬の人が別籍になっており、別籍であるが故に他の集團との係爭において約會を認められていたと同樣に、特殊な職業もまた社會集團として公認され、約會の權利を認められていた。それは醫戶、樂人、竈戶等であった。つぎに例を擧げる。（「典章」五三、三〇）

醫戶の詞訟は約會す。

元貞元年六月。聖旨を欽奉するに、節該に、醫人が百姓毎と一處に爭差的詞訟がある的時節には、管民官と醫人毎の頭目が一處に約會し、本管の官が斷遣し、如し約會しても至らず、及び斷に伏せざる者は、部に申して究問す。此を欽め。（直譯體）

右によってみると、醫人の約會はその組織において蒙古、色目のそれとは異るように考えられる。醫人の約會においては、判決を行うのは管民官であって、醫人の頭目は單なる立會人にすぎない。從ってこの意味における約會は、眞の混合法廷とはいい難い。蒙古、色目の約會は雙方同一の立場で協議を行ったと考えられるから、この點で醫人の約會は蒙古、色目のそれとは性質に違いがある、と見てさしつかえあるまい。（「典章」五三、三〇―三一）

樂人の詞訟は約會す。

大德三年七月初二日。中書省が奏して聖旨を奉ずるに、樂人毎に根底管民官毎の勾當が遲慢し、哏しく生受せ

しむと說うあり。問う的の勾當あれ呵、樂人を管する的の頭目が、管民官毎と一同に問えよ。此を欽め。（直譯體）

樂戸は一般民とは別の取扱を受けており、この職業集團は一般民との通婚を禁ぜられていた。（「典章」一八、四六の諸例參照）また（「典章」五三、六）、

樂人の子女に係らざるに、抑て娼となさしむ。

とあるところを見れば、樂人は青巾紫抹（「典章」一五、三一）の賤民集團と同樣に見做されていたらしい。娼は樂戸から出したものであろう。マルコ・ポーロ[10]が大都（北京）には外國の使臣等を接待するために二萬人の娼婦がおり、彼女達は官設の頭目に屬すると述べているのは、或は樂戸のことであるかも知れない。とにかく、樂戸は獨立の一社會集團として法制上認められていたことは確かであるが、その身分は賤しいものであった。それにもかかわらず、樂戸にも約會が認められていたところから見ても、元代の約會が特權を擁護するための制度であったとは解しがたい。すなわち約會とは、種族、身分、宗教、職業等の別により、法的に別個の社會集團と認められるものには、全部適用される制度であったと思われる。そして儒者は右の何れの範疇にも入らず、從って一般民と同籍に登錄されており、その結果として約會もなかったものであろう。つぎに「元典章」刑部、約會門には「竈戸詞訟約會」の一例が見えるが、その內容には別に變ったことはない。ただこれによって我々は、竈戸もまた特殊な職業集團と見做されていたことを知るのみである。ただ竈戸の約會もまた醫戸、樂戸のそれと同一の範疇に屬することを記すに止めておく。

註

1 有高巖「支那における外人の待遇—特に元代の約會制に就いて」、史潮、三ノ三。同「元代の訴訟裁判制度の研究」蒙古學報、一、二七—二九頁。

2 「牧民忠告」にも會問の條に訟有相約而問者云々と見える。

3 有高博士『支那に於ける外人の待遇』一八〇頁。

4 有高博士「元代の訴訟裁判制度の研究」二九頁。

5 同右。

6 目には『僧人詞訟各寺頭目約會』に作り、本文には『和尚頭目』に作る。

7　Hamilik の誤音である。

8　後出の皇慶二年の例には哈喇章に作る。Yule & Cordier; The Book of Marco Polo, Vol. 2, p. 72. New York, 1903.

9　「雪冤」の項の註4に擧げた『柴山全集』からの引用文參照。縣司には多くの種類の鈔紙があったらしい。

10　岩村忍「マルコ・ポーロの研究」上卷、三八七頁參照。

附　元典章・通制條格引用文

凡　例

一、重要な引用文のみに限って全文を掲げた。
二、陳氏元典章校補によって校訂した。
三、小註は著者による。

典章三二

試驗獄醫　延祐四年三月中書省咨刑部呈奉省判茶（元作茶）陵州民戶譚時昇陳言路府州縣獄醫皆是據憑醫工提領差撥醫治中間多係不諳方脈之人或雇覓不畏公法之人惟利是務代名當役但有罪囚患病其獄卒人等止是報答病證分數其當該案分以爲補襯案卷之用如是死損初復檢驗尸傷官吏以鄰封往來爲念暗令仵作行人會情符合屍帳申復上司其間抑屈萬端今後官醫提領差到醫人提調刑獄官令醫工提領再三試驗過方許收係監察御史肅政廉訪司糾彈但有收不諳方脈因而死損罪囚將提調官幷官醫提領科決黜斷醫人嚴加懲斷發下合屬與民一體當差送刑部議得差撥獄醫合依所言試驗委用如或不諳方脈濫選醫工官醫提領人等量情科罪提調官亦行究治仍將濫選之人革去外據初復檢驗屍傷官吏私相會情符合一節已有呈准通例別難再議具呈照詳得此都省准呈咨請依上施行

三三

和尚頭目　皇慶二年六月十七日聖旨（聖上當有欽奉二字）爲僧官教和尚每生受經文的勾當怠慢的上頭除宣政院外其餘僧司衙門革罷了來如今帝師爲頭講主每衆和尚等教奏和尚每根底交納稅糧著鋪馬祇應寺院裏安下使臣越著生受經文的當（當上當有勾字）上位祈福祝壽的勾當裏生有阻礙麼道說有今後管民官休管和尚每者依著在先聖旨體例奸盜詐僞致傷人命但犯重罪過的管民官問者除這的之外和尚每自其間不揀甚麼相告的勾當有呵各寺院裏住持的和尚頭目結絕了者僧俗相爭田土告的勾當有呵管民官與各寺院裏住持

的和尚頭目一同問了斷者合問的勾當有呵管民官衙門裏聚會斷者和尚頭目約會不到呵管民官依體例斷者他門（當作們）誰遲慢了勾當呵監察廉訪司官人每依例（例字衍）體例察者和尚每無衙門麼道管民官休搔擾者納稅糧呵依著羊兒年體例亡宋時分有來的常住田地並薛禪皇帝與來的田地內休納稅糧者收附江南已後諸人布施與來的置買來的租典來的田地有呵依在先體例納稅糧者鋪馬祇應不揀甚麼雜泛差發休當者更各寺院裏定體來者講主長老每休替換者或在先委付來的和尚身故了呵委付本寺裏好學識的講主長老者本寺裏無呵別個寺裏好學識的講主長老內衆僧美愛的委付者這般宣諭了別了的管民官和尚每不怕那甚麼

三五

拘收弓手軍器　至元二十三年三月江西行省據江州路申見設巡捕弓手別無軍器照得腹裏弓兵俱有置備器仗江南與中原地里不同崇山峻嶺盜賊俱各執把軍器刼掠人財殺傷人命弓手不敢置備器仗止是坐視而已無由捉獲乞照詳事照得至元二十一年十一月據龍興路所申盜賊事理本省與按察司講究各處盜賊生發蓋因見設巡捕弓手別無執把軍器巡警致令如此檢會到欽奉聖旨條畫內一款節文州縣城子相離窩遠去處其間五十七里所有村店及二十戶以上者設置巡防弓手合用器仗必須足欽此已經施行去訖今准江淮行省咨本省平章政事說十月初六日欽奉聖旨楊總攝奏將來有南人每執把著軍器行有奉聖旨火魯火孫丞相您在前禁約著來麼（當有道字）俺在前行來奉聖旨你到那裏好生的嚴切禁約者欽此咨請除軍人合資軍器令本管軍官營局造作與軍人行使毋令街下諸人私造私賣執把行使事准此本省參詳若將前省官行下各路弓手置備器杖拘收其弓手俱係新附之人遇有盜賊若無執把軍器且恐不能捉捕議得新附弓手若有已前置到器仗責令各處簿尉巡檢盡數拘收置庫收貯遇有盜賊生發斟酌緩急逐旋關撥追捕事畢却行還庫仍令本處達魯花赤提調施行

弓箭庫裏頓放　尚書省咨至元二十七年五月二十四日奏過事內一件江西行省官人每與將文書來吉贛等處地面湖南廣東福建這地面相連著有每年草賊生發呵出備軍器聚集弓手人每收捕來時江南地面漢兒南人休把弓手（當作箭）禁斷時分這裏的弓手（當作箭）拘收了來如今依著漢兒城子裏

與了的體例裏與的說將來有俺商量的先中書省官人奏每一個路裏十副弓箭散府裏州裏七副弓箭縣裏五副弓箭教把呵怎生麼道奏呵是也那般者麼道聖旨了來如今依著那體例路裏十副散府州裏七副縣裏五副教執把城子裏達魯花赤達達畏吾兒回回人每教管者若收捕賊的勾當有呵巡軍根底教執把弓箭無勾當時拘收庫裏放著呵怎生麼道奏呵那般者好人根底委付者麼道聖旨了也欽此

禁斷軍器弓箭　至元十六年御史臺札付奉中書省札付欽奉聖旨內一欵節該闍里帖木兒說有民每莊家每在先休教拿弓箭者道來如今帶著弓箭射兎子野鷄行有說謊做賊因此生麼道說有俺與省家官人每一同商議的漢兒人裏頭拿著弓箭的嚴行治罪的文書行麼道商量來除側近有的武衞軍外另个漢軍每出軍把軍器者回來將軍器每置庫納者與魯裏來有的軍器休教拿怎生奏呵奉聖旨那般者欽此仰欽依施行又奉中書省札付樞密院呈與都省商量定本院官奏如今各路打捕戶每問將來俺弓箭合把那不合把如今明白與文字交依中統四年行來時聖旨達達畏吾兒回回斡脫達魯花赤打捕的巡馬司當作弓手監弓手每交把弓箭呵怎生奉聖旨依著先聖旨行文書交把弓箭者欽此

三九

蒙古人自相犯重刑有司約會　至元十二年二月中書刑部據平陽路申准宋都歹與魯萬戶府關蒙古軍人自行相犯婚姻良賤債負鬬毆詞訟和奸雜犯不係官兵捕捉者合從本與魯就便歸斷其餘干礙人命重刑利害公事强竊盜賊印造僞鈔之類卽係欽奉聖旨定立罪賞管民官應捕事理合令有司約會歸問完備從有司結案乞明降得此議得蒙古軍人自行相犯若有蒙古與魯人員合與京兆南京一體施行如無管領與魯頭目止從官司歸問具呈中書省照詳批奉都堂鈞旨送本部准呈施行

四〇

禁斷王侍郎繩索　至元二十年二月御史臺備奉中書省劄付刑部尙書集賢院侍讀學士呈照得鞫問罪囚笞杖枷鎖凡諸獄已有聖旨定制自阿合馬擅權以來專用酷吏爲刑部官謂如刑部侍郎王儀尤號慘刻自創用繩索法能以一繩縛囚令其遍身痛楚若後稍重四肢斷裂至今刑部稱爲王侍郎繩索非理苦虐莫此爲甚今來參詳應內外官司凡推勘罪囚

獄具自合照依已降定制並不得用王侍郎繩索所據各處推官司獄以至押獄禁子人等皆當選用循良人庶得刑平政理擬合諸路一體禁約施行得此本省咨請依上施行

禁治遊街等刑　一見奉至元新格節該官府皆須平明治事當日合行商議發遣之事了則方散一款節該凡問罪囚須與連職官員立案同署依法推理近年以來一等酷吏晝則飽食而安寢夜則鞫獄而問囚意謂暮夜之間人必昏困而難禁燈之下自可肆情而妄作以致蚊蚤之噆皮膚風霜之裂肌體間有品官爲事鞫問官吏先使本人跪於其前問官據案假寐或熟寢榻上至於睡覺方問其人招與不招又復偃臥或啜茶飲酒故意遷延百端凌虐必得招而後已國家赤子乃使刻薄之人殘害如此若不明立案禁貽害無窮除今後朝廷委問並各處緊急重事許官員從便推問不爲定例其餘夤夜鞫問罪囚並合禁斷行省議得鞫問罪囚必須圓坐以理推尋刻薄之徒無故夤夜問事擬合禁治

有罪過人依體例問　延祐四年正月二十四日江西行省准中書省咨延祐三年十一月十三日奏過事內一件今秋奉聖旨有罪過的人指證明白不肯招合硬問的人除强盜外問事的官人每首領官圓聚著商量了依著體例合使甚麼杖子打了多少杖數明白立著札子圓押著不依體例將人頭髮鬢揪提著腳指頭上蹂著軟助裏搠打精跪膝鐵索上石頭磚上田地上一兩日跪著問麼道遍行書禁了者聖旨有呵行了文書來俺商量來犯罪過的人每若是不分輕重一概都這般行呵恐怕有窒礙的一般有今後有罪過的人每若是賴證明白避罪不肯招伏呵除重罪過的依著已了的聖旨立著札子訊問也者其餘雜犯問事的官人每量著事情輕重不教分外了依在先體例問呵怎生奏呵那般者麼道聖旨了也欽此都省咨請欽依施行

罪囚淹滯舉行　諸隨處季報罪囚當該上司皆須詳視但有淹滯卽擧行其各路推官旣使專理刑獄凡所屬去處察獄不平繫獄有不當卽聽推問明白咨申本路依理改正若推問有已成他司審理或有不盡不實却取推官招伏議罪

審察不致寃滯　諸見禁罪囚各處正官每月分輪檢視凡禁繫不廉淹滯不決病患不治幷合給囚糧依時不給者並須隨事究問肅政廉訪司官所在之處依上審察其在都罪囚中書刑部御史臺札魯火赤各須委官審理寃者辨明遲者催問

輕者斷遣不致寃滯

詳情監禁罪囚　大德九年九月行臺准御史臺咨奉中書省劄付據吏部主事賈廷瑞言近年以來府州司縣官失其人奉法不虔受成文吏舞弄出入以資漁獵愚民冒法小有詞訴根連株逮動至什伯係累滿途囹圄成市至於相爭田地婚姻債負家財毆詈干證之類被勾到官罪無輕重卽監入禁動經旬月誅求橫取百端擾害不可勝言若不申明制令嚴加戒飭則吏弊不除今後除姦盜詐僞杖罪以上罪狀明白依例監禁其餘相爭田土婚姻家產債負毆詈自答以下雜犯罪名及扳連干證之人不許似前監收止令隨衙待對若果有情犯畏罪逃避根捉到官比本犯加等斷決庶獄訟清簡小民得遂生理可以少副聖明欽恤之意本部參詳如准所言誠爲允當具呈照詳送刑部議得主事賈奉訓所言事理蓋爲路府州縣官吏不能奉職至有差池若牧民官選擇得人自然不至寃濫以此參詳小民犯法中間情罪輕重不一擬合臨事詳情區處如有不應違枉等事廉訪司照刷究治相應都省准擬仰依上施行

罪囚暖匣　至元二十九年十二月行臺據本臺照磨等呈會驗欽奉聖旨條畫內一款節該朝廷所行政令承受官司稽緩不行雖有施行不復檢舉致有弛廢者糾察欽此切詳典獄之道暑則酒掃滌灑枷杻匣床冬則給絮被暖匣柴薪例皆有司應付卽目正是冬月誠恐各處官司不爲用心措辦致使囚徒失所呈乞照驗施行得中書省原行各路見禁罪囚先欽奉聖旨節該輕重異處不參雜婦人仍與男子別囚禁無親屬官給米糧內有病患醫人看治在獄罪囚皆委佐貳幕職分輪一員提控夏月須管將牢房酒掃冬月煴煖如有不行依前提控或提控不嚴及罪囚患病不卽申報如法看治除獄卒痛行斷罪外據提控司獄官取招申省輕者責罰重者別議施行

匣禁　延祐四年六月袁州路奉江西行省劄付近據龍興路申切謂刑罰國之大柄有功者賞有罪者罰理當然也伏惟聖朝車書萬里四海爲家刑獄之制理宜歸一切見江南有司見禁重囚晝杻雙手匣其一足夜則並匣雙足未審腹裏重囚如何禁繫如蒙明白定擬使江南腹裏刑禁歸一實爲平允申乞照詳得此移准中書咨該送刑部議得內郡江南諸處官府在牢設置匣床本爲防備所禁囚徒畏罪疎虞之患然各處所行事有不同從前未有定制況無死罪以下或法重而情輕或法輕而情重晝夜桎梏則恐致慘傷姑息任情則或生不測似

難一概定論擬合令所在主司佐幕之官臨事詳情隨宜匣禁如有挾私凌虐徇情故縱者驗事輕重治罪具呈照詳都省咨請依上施行

罪囚燈油　至元三十年三月湖廣行省劄付據澧州路申爲支罪囚柴薪燈油等事得此照得欽奉聖旨節該所管州城今後除重刑待報其餘詞訟公事就便斷決者您府州司縣除此別有甚麼勾當獄囚無親屬者官給口糧每名日支糧一升雖有親屬若貧難不能供給或家屬在他處住坐未知者糧亦官給病患者於本處醫人內輪差應當看治每月一替若有死者委官檢驗有無他故隨卽推治施行及囚人造飯柴薪驗無供送人數從實支破過夜燈油日支一斤外據囚人多衣俱於年銷錢內應付欽此今據見呈移准中書省咨送刑部照擬得行省見禁無家屬供送飯食罪囚合用燒柴燈油擬於年銷錢內應付咨請照驗施行

疾囚醫人看治　中統四年七月中書省奏准條畫內一款囚病患主司申提牢官驗實於本處醫人內輪番應當看治每月一替若有死者委官驗復有無他故隨狀推治施行

病囚考證醫藥　至大二年三月江西廉訪司奉行臺劄付浙西廉訪司申本道鄭僉事牒爲罪囚病則差醫看治及照得江浙行省大德四年九月准中書省咨備千奴總管釐革事內一件今後司縣遇有重刑問出本犯實情干礙一切追會未完事件幷聽申路行移追勘似望早得結案完備送刑部議得凡有重囚司縣問定的實情款卒急追會未完依准所言解付本路總管府行移追會相應都省准擬施行近按治鎭江等路體知各處罪囚雖有因疫病傳染死損亦由淹禁不決以致如此其有庸醫用藥差誤無從稽考略行取會到鎭江路自大德十一年正月二十二日以後至大元年十月終計損罪囚三十三起一百六名參詳理合遍行各處今後巡尉但獲强竊盜賊略問情由畫時牒解所屬審責已招的實別無寃枉照依前例隨卽解路追勘輕者公同疾早疎決重者結案申覆當該佐貳幕職欽依點視若有枉禁及淹延不決者卽當咨擧推官首領官常加檢責務要囚不寃滯病則須差良醫胗視如法治療司獄獄卒並病囚親屬常切看視湯藥飲食仍取用過藥方品味分兩製度同六脉之數治法源流病勢增減結罪文狀儻遇死損逐一開坐令官醫提領醫學教授一同仔細考較但胗脉處方用藥治療稍涉不如法者隨事究問如果精通方脉治效經

年量囚多寡保充醫職仍每季依前備牒官醫提擧司更爲考證若有差錯具由回報如提擧司考驗不當罪亦及之夫如是則枉禁淹延訊其簿書非理死損考治法旣有司官醫互相警懼各知罪所歸庶使囚無冤滯死不非理然此考證醫藥係干通例合行會議施行准此乞照詳憲臺相度隨路應禁罪囚廉訪司每季摘官審錄已有定例今據見申本所言甚協公當仰依上施行今後務要依期審錄毋致淹延死損違錯

孕囚產後決遣　中統四年七月中書奏准條畫內一款婦人犯罪有孕應拷及決杖笞者須候產後百日決遣臨產月者召保聽候其產後二十日復追入禁無保及犯死罪產時令婦人入禁有侍

鞫囚以理推尋　至元二十八年六月中書省奏准至元新格內一款諸鞫問罪囚必先參照元發事頭詳審本人詞理研窮合用證佐追究可信顯迹若或事情疑似贓仗已明而隱諱不招須與連職官員立案同署依法拷問其告指不明無證驗可據者先須以理尋不得輒加拷掠

推官專管刑獄　元貞二年七月御史臺承奉中書省劄付江浙行省咨紹興路申至元二十四年添設推官一員到任以來專管刑獄一同著押（當作署押）刑名行移文字不管其餘府事元貞元年閏四月二十三日准浙東海右道廉訪司牒該吳祥等取受公事牒呈內推官南承務與其餘府官一同署押檢照至元二十五年八月江淮行省准尙書省咨刑部呈爲益都路推官王承務呈切見隨路推官一體通管府事凡遇鞫問罪囚必須完問同署之人或有他故不齊未敢獨員鞫問罪囚盈獄淹禁不決今後委令隨路推官專管刑獄其餘一切府事並不簽押亦無餘事差占凡遇刑名詞訟推官先行窮問須要獄成與其餘府官再行審責完僉案牘文字或有淹禁責在推官可免隨路推官失職越局之罪抑以少副朝廷設官恤刑之意本部參詳若准推官王承務呈專管刑獄相應都省准呈遍行照驗

幕職分輪提控　中統四年七月中書省奏准條畫內一款在獄罪囚皆委佐二幕職分輪一員提控須三日一次親於牢內點視每月一替若有枉禁及事有淹延不決者隨卽檢擧月終具錄囚數姓名施行次第牒送下次官報合屬

究治死損罪囚　元貞三年正月行御史臺咨該據監察御史呈江南府州司縣罪囚比江北爲多重刑往往追會不完未經結案而死明正典刑者甚少輕囚亦有監繫致死者官司視

以爲常深恐中間枉直不辨冤抑莫申今後嚴責各處官司如有必合監繫之人疾早追問斷決勿致淹禁遇有疾病則罪輕者召保罪重者令醫看治仍令親屬入侍期於痊愈或有不幸身故於報內明白開寫某人因犯何罪自幾年月日收禁追會其事未完自其（當作某）日因是何病症是何醫工對是何親屬及日申病症分數身死月日行移某處官司初復檢驗有無他故如此備細牒呈廉訪司一一照勘得如有不應監收而監收應疎決而不疎決及非理死損者嚴行究治仍每歲終具死訖罪囚數目開申

牢獄分輪提點　大德九年八月湖廣行省准中書咨照得各處見禁輕重罪囚數多卽目仲夏盛署恐牢禁不爲修治穢氣蒸薰致生疾疫有司不加醫療因而死傷人命誠可哀憫今後委佐貳幕官分輪提點牢獄及令推官督責獄卒常加酒掃每三日一次詣獄點視湯藥枷杻匣具須要潔淨仍備涼漿若遇冬月依例官給絮布暖匣席薦等物病者卽給藥餌令醫看治毋致失所都省咨請依上施行

禁約獄內無得飲酒　大德九年二月湖廣行省准中書省咨據所委官帖哥歹等呈奉省劄拯治會通御河上下盜賊至邳州體知本州獄卒與在禁重囚飲酒及與囚婦姦宿因而故縱反獄在逃二十名當夜牢官孫州判在州後爲歸德府取招本官虛作防送出外回申等事取訖各各招伏乞遍行今後牢門並桎床鎖鑰從提牢官收封關防禁約不得將酒入禁獄卒人等亦不得飲酒違者痛行斷罪及提牢官似望少有疎虞得此除州判孫溫等罪另行外送刑部議得無設立司獄去處今（當作令）提牢官封收鎖鑰禁約獄內無得飲酒如蒙准呈照會本省相應都省准擬咨請依上施行

四二

驚死年幼　至元八年七月　日尙書刑部來申南樂縣弓手張全因捉賊人趙三搜尋賊贓皮驚死韓成男五兒事責得張全招伏不合於韓成屋東賊贓皮將墜石上有盛粥瓦盆一箇拖下就地棚碎韓成男五兒於西間啼哭以致嚇得因驚搐身死又不合將趙三頭髮捽著在地出門來用鐵爪子及棒子沿身毆打又不合要訖韓成熟牛皮半張並靴材事發回付又不合於南樂縣招責不實罪犯省部議得張全所犯因搜賊人趙三驚死韓五兒卽係被差應捕之人外據取要韓成熟牛皮靴材旣已回付難議治罪止據將趙三用鐵爪毆打並南樂

縣招責不實量擬四十七下合下仰照驗施行

四三

檢屍法式　某路某州某縣處某年月日某時檢驗到某人屍形用某字幾號勘合書填定執生前致命根因標注于後

（略）

一對衆定驗得某人委因　　致命

一檢屍人等

正犯人某　干犯人某

干證人某　地鄰人某

主首某　屍親某

仵作行人某

右件前項致命根因中間但有脫漏不實符同捏合增減屍傷檢屍官吏人等情願甘伏罪責無詞保結是實

某年某月某日　　司吏某押

首領官某押

檢屍官某押

大德八年三月　日江西行省准中書省咨刑部呈奉省判送河南行省咨歸德府申窩見各處有司不以人命爲重凡有告毆傷身死者不行隨卽飛申檢驗初檢官司雖有申到屍狀復檢官司不能卽到屍前以致屍已發變不能復檢既見復檢官司不能復檢初檢官吏因而作弊捏合已死之人作自縊或投井焚燒自傷殘害身死中間別無堪信顯迹必須追究往來補答扣換州縣司吏通行捏合虛套原告詞因啜賺原告絕詞文狀不唯官吏通同如此使死者幽冥之寃何由得雪本省看詳檢驗屍傷或受差過時不發或牒至應受而不受或不親臨視或承他處官司請官檢驗或有官可那而稱缺或應牒鄰近而牒遠者或因驗而不驗或不明定要害致死之因或定而不當或漏露所驗事狀或將初檢屍狀與復檢官司扶同檢驗等事情弊紛紜不能概擧理宜明定罪例通行遵守施行間又據江西福建道奉使宣撫呈亦爲此事奉都堂鈞旨送刑部議擬連呈奉此本部議得檢驗屍傷已有常式近年以來親民之官不以人命爲重往往推延致令發變及不親臨監視轉委公吏行人與復檢官司遞相扶同裝捏屍狀移易輕重情弊多端擬合設法關防若依奉使宣撫所言似爲縷細本部今參酌定立屍帳圖畫屍身一仰一合令各路一樣板印編立字號勘合用印鈐記發下州縣置簿封收如遇檢屍隨卽定立時刻行移

附近不干碍官司急速差人投下公文仍差委正官將引首領官吏慣熟仵作行人就賫元降屍帳三幅速詣停屍去處呼集應合聽檢並行凶人等躬親監視對衆眼同自上至下一一分明子細檢驗指說沿屍應有傷損卽于原畫屍身上比對被傷去處標寫長濶深淺各各分數定說端的要害致命根因檢屍官吏於上署押一幅給付苦主一幅粘連入卷一幅申連本管上司仍取苦主並聽檢一干人等連名甘結依式備細開寫當日保結回報明白稱說各處相離里路承發檢驗日時飛申本管上司其復檢官吏依上復檢了畢亦將屍帳一幅給付苦主一幅入卷一幅申報上司如有違慢或牒到而不受致令屍變者正官決三十七下首領官吏各決四十七下其不親臨監轉委公吏檢驗幷增減不實移易輕重定執致命因依不明或初復官吏相見符同屍狀者正官取招量事輕重斷罪黜降首領官各決五十七下罷役仵作行人七十七下受財者同枉法論任滿於解由內開寫本路另置文簿令推官收掌如遇司屬申報人命公事隨卽附簿檢擧但有違犯依上究問若因循不行駁問者罪及推官無推官者掌司首領官提調廉訪司職在提刑所在之處先行取會干碍人命事目詳加照刷原置文簿卷宗體問若有似此違犯或犯人招指不同官吏作弊枉禁幷解由內穩漏者隨事輕重理斷庶望少革前弊如蒙准呈遍行照會相應今將定擬屍帳屍凶式樣在前具呈照詳都省准擬今將屍帳式樣錄連在前除外合行移咨請照驗遍行合屬依上施行

屍帳不先標寫正犯名色　延祐二年三月江西行省准中書省咨御史臺呈准江南行臺咨廣東廉訪司申窩謂刑名之重莫嚴於殺人獄情之初必先於檢驗蓋事體多端情態萬狀有同謀共毆而莫知誰是下手重者有同謀殺人而莫定誰爲初造意者有甲行凶而苦主與乙讎嫌而妄行凶者有乙行凶而令在下之人承當者若此之類未易枚擧今省部定到屍形格式於內爲是開寫正犯干犯名色檢驗之際如是事體明白就場認是致命痕傷者令正犯人下畫字則於事體無害設若苦主因其私怨所告不實倉卒之間疑似未定必須子細推鞫方得其情就場若便抑令被告行凶人於正犯人下畫字以後鞫問得却係他人則異日必指原非正犯以爲翻異之階若令於干犯人下畫字苦主未見何人承當致命痕傷則必隨時有詞不肯承領屍形或是添寫被告二字作被告正犯人於下畫

字則比原降格式不同上司必爲駁問違錯其有司官吏臨屍檢驗之際變亂事情多因此致今後正犯人干犯人不須預先刊定若是當場認定行凶致命事情明白者則於屍帳上明白標寫作行凶正犯某人畫字設若事情疑似未易辨明者則標寫作被告行凶人畫字庶望已後推鞫明白於事無疑獄情易辨刑鮮冤濫然此事干通例本臺具呈照詳得此送據刑部呈照得大德八年正月承奉中書省札付刑部議得檢驗屍傷已有常式云檢屍法例今承見奉本部議得先爲各處檢驗屍傷多生奸弊是以參酌定立屍帳圖畫屍身遍行各路遵守蓋欲救弊防奸期於事得明白而無冤滯今廣東道肅政訪司所言屍帳上預先標寫正犯干犯名色事有窒碍今後凡檢驗屍傷若當場定執致命痕無差行凶人等審問明白別無可疑者正犯人於下畫字若事情未定首從未分止作行凶或被告人畫字如初復檢驗定執明白而行凶人在逃卒急不能敗獲或召呼屍親未到者聽將原檢屍帳權且粘連入卷用印關防候獲正賊召到屍親至日畫字給付庶不差池如蒙准呈遍行照會相應得此都省咨請依上施行

屍首檢驗埋瘞　至元十一年七月初七日御史臺承奉中書省札付來呈山東遼東道提刑按察司申遇有身死不明之人官司初復檢訖不行埋瘞將屍移於棚樹棧閣以致風日曝吹蛄蚵咕噉時值夏月皮膚綻裂脂肉潰流薰觸天地神明見之無不感傷卑司今欲擬改如初復檢過屍骸責付屍親埋瘞遇無屍親者將屍責付停屍地主鄰佑權行收埋插立木牌標寫年顏形貌使行旅見以廣傳令屍親知而來認實愈棧閣以厚風俗送兵部定擬回呈議得依准按察司所擬是爲相應都省准呈

漂流屍首埋瘞　延祐五年二月　日行中書省准中書省咨御史臺呈准江南諸道行臺咨據監察御史劉世傑承事呈嘗謂刑罰中寃抑雪和氣流行風雨時若然後庶事康哉萬物遂矣蒙御史臺將卑職奏准前職欽遵前來之任自大都給驛至通州倒換站船經由清州長蘆陸州臨青濟州等處至於建康僅及月餘親覩所歷河水之中時復有漂流被死人屍合面仰臥順波而下手足舒張裸形者有之沿身帶傷者有之皮肉潰亂者有之連衣用繩綁縛者亦有之訪諸路人莫知所以愚憶通惠御河會通等水南北通貫江淮河海達乎京城其間富商大賈並得代還家聽除之任官員人等往來經行上項屍

身多係圖財戕及挾仇致命鬬毆誤傷或有主奴相害奚能一一遍數因而拋棄於急流頽波其水混混不舍晝夜浸經日久脹爛腐潰似望無迹可尋此賊人之主意也經過官民豈不見之畏避引匿視以爲常恬然略不顧問致死不明身屍卿寃於黃泉之下安能伸雪殺人賊徒偸生於塵世之間幸而免卑職目覩斯事未容不言擬合遍行督責當該官司設法嚴加禁治毋致似此所犯如不時儻遇此等人屍漂流至其所管地界即合打撈出水檢驗本屍沿身有無傷損穿帶何等衣服搜求可疑顯驗男女各各形貌書寫木牌將尸岸側埋瘞就便將牌釘立墳前以備屍親識認仍便開坐行移鄰境官司多方緝捉犯人得獲研究明白依例處斷不惟無辜死者得償其寃抑不致屍骸暴露薰觸天地乖傷和氣也呈乞照詳得此咨請照詳准此本臺具呈照詳得得此送據刑部呈照得至元十一年七月云云至都省准呈奉此除遵依外今承見奉本部議得河道漂流無主屍首事理合准監察御史遍行照會依上施行相應具呈昭詳得此都省准呈除外咨請驗遍行所屬依上施行

被盜殺死免檢　元貞元年七月江西省據吉州路備吉水縣申縣丞王將仕牒鬬毆殺傷人命有司卽時委官檢復責問行凶人據法處斷外有强盜千百爲羣執把軍器將良民圖財殺死者官司卽時檢驗猶免暴露動經月餘不到事主不敢擅便安埋無不號哭伏棺告求免檢爲無定例檢屍官不敢擅准作耗賊徒殺人難同鬬毆殺傷死今後莫若除民戶爭鬬殺傷身死依例檢復外據强盜殺傷合無令事主隨時告知兩鄰社長看視在身痕傷指實陳告官司准埋免行檢驗乞照驗得此送理問所議得如係作耗賊人殺傷人命所言相應省府准擬仰照驗施行

四四

蒙古人打漢人不得還報　沈本校補俱無報字今補之　至元二十年二月中書省刑部准兵部關承奉中書省劄付照得近爲怯薛歹蒙古人員各處百姓不肯應付吃的不與安下房子劄付兵部遍行合屬依上應付去訖今又體知得各處百姓依前不肯應付吃的粥飯安下房舍致有相爭中間引惹事端至甚不便仰遍行合屬叮嚀省諭府州司縣村坊道店人民今後遇有怯薛歹蒙古人員經過去處依理應付粥飯宿頓安下房舍毋致相爭如蒙古人員毆打漢兒人不得還報指立證見於所在官司赴訴如有違犯之人嚴行斷罪請依上施行

四六

弓手犯贓次丁當役　至大三年十月　日福建宣慰司承奉江浙行省劄付近據松江府申合屬額設弓兵俱係農民少諳巡捕其間多有濫用機察並作過警跡人巡鹽捕賊遇有失過盜賊却令苗頭弓兵甘受三限不獲之責令苗僉弓兵惟慮日久消廢家私知有受贓斷革之例往往買使親識人等冒作出錢過付人數虛捏（當作揑）欺詐取受赴官陳告其被告弓兵不待對證便行招承以圖斷革因此里正人等常以僉補爲由煽惑擾害百姓今後若將濫設機察人等革去僉到有苗弓兵果有取受斷革令伊家以次丁當役少革僥倖之患乞照詳事得此省府除濫設舊有機察人等已經遍行革去外議得僉到弓兵果有取受告發到官斷革令伊家以次丁當役如委無次丁別行差補相應緣係爲例事理移咨尚書省定奪去後今准尚書省咨該送據刑部呈議得僉差弓兵須於有丁戶內僉撥豈有單丁之家充應若有犯贓合依已擬革令本戶以次丁應當相應具呈照詳都省咨請依上施行

四九

强竊盜賊通例　諸竊盜初犯刺左臂（謂已得財者）再犯刺右臂三犯刺項强盜初犯刺項並充警迹人官司拘檢關防一如舊法其蒙古人有犯及婦人犯者不在刺字之例

諸人告獲强盜每名官給賞錢至元鈔五十貫竊盜二十五貫親獲者倍之獲强盜至五人與一官其捕盜官及應捕人如本境失過盜賊而捉獲別境作過賊人者聽功過相折數外合理賞者比常人減半獲强盜至五人捕盜官減一資歷至十人應捕人與一官捕盜官陞一等其承他處公文及諸人告指而獲者不在論賞之例

剜豁土居人物依常盜論　延祐四年九月　日江西行省准中書省咨刑部呈順德路申推官朱承德牒廣宗縣獲賊吳九兒與逃賊董大禿兒將王德義瓦房後墻剜開窟穴偷盜訖財物若依剜房子例斷遣未審外路與大都是否一體申乞照驗本部議得札魯花赤奏准前例蓋爲怯薛歹諸色人等隨從車駕及野處行營之家凡有資囊行李盡隨車輛帳房居止去處又無城郭垣籬遇有剜房豁車之盜所以重法繩之使人不敢輕犯今內外官府往往將州城村落穿窬取財伏轅竊物賊徒准依上例一體科斷甚失朝廷立法之意以此參詳今後如有將土居人民房舍行駕車輛剜豁而取財物者照依竊盜

計贓定罪强取取者以强盜論具呈照詳得此照得皇慶元年三月十三日奏過事內一件也可札魯花赤俺根底與文書根腳裏成吉思皇帝時分立札魯花赤呵諸王駙馬各怯薛歹各愛馬蒙古色目人每姦盜詐僞婚姻駈良等事交管來至元二十二年漢人有罪過呵也交俺管來前者姦盜詐僞婚姻駈良等事歸斷有明白與將文書來的說將來有俺商量來四怯薛諸王駙馬外頭的達達色目兀魯思千戶每的姦盜詐僞自其間裏有詞訟勾當呵交札魯花赤歸斷呵怎生奏呵奉聖旨那般者欽此除欽依外今據見呈都省除外咨請欽依施行

達達偸頭口一個賠九個　至元二十九年三月中書省咨據札魯花赤呈准上都札魯花赤咨兎兒年三月二十五日據律律官人等上位奏去年禿禿哈奏有來賊每根的九個家斷沒者麼道如今賊每聽得多有起意偸來的根底體例裏合敲底敲做伴當偸來的每根底七十七下一個根底九個斷沒九個頭口無呵他的女孩兒駈人斷沒人頭口裏准折斷沒呵十五歲以下當作十五歲以上身材到底他的女孩兒有呵五個頭口裏准折斷沒十五歲以下十歲以上三个頭口裏准折斷沒十歲以下或女孩兒或驅人他的有呵斷事的札魯忽赤斟酌斷沒者商量來麼道奏呵依著您的言語者合敲的罪囚每奏將來者體例裏合斷的那裏斷者麼道聖旨了欽此

漢兒人偸頭口一個也賠九個　至元二十九年九月日准御史臺咨承奉中書省劄付該諸本該字在於字下近於至元二十九年正月十一日奏過事內一件達達家偸頭口的賊每根底斷沒九個重的敲了輕的斷放有漢兒賊每不那般斷有衆人商量說者麼道聖旨有來俺月兒魯那顏等衆官人每根底商量來如今漢兒賊每偸頭口呵也則依那體例賠了九個重的敲了輕的刺斷者漢兒田地裏偸了諸般錢物的賊每根底依著在先聖旨斷呵怎生麼道商量來奏呵那般者麼道聖旨了也欽此

偸頭口賊依强竊盜刺斷　大德七年四月江浙行省准中書省咨該陝西行省咨檢會到中書省至元二十九年正月十一月奏過偸盜頭口賊人斷例及大德六年中書省奏准定到盜賊斷例諸本賊盜斷作斷賊盜又偸頭口的賊人依著蒙古體例敎賠九個斷放云云坐到斷例一款諸竊盜初犯刺左臂再犯刺臂三犯刺項並充警跡人官司拘檢諸本拘字作初關防一如舊法其蒙古及婦人不在刺字之例欽此不見開到合刺面賊除將偸頭口

賊人權依今次定到竊盜刺臂斷放了當今後若有捉獲此等賊人除已依上刺臂斷放外緣係通例咨請定奪又准江西河南行省咨亦爲此事未審於何處刺字准此送刑部議得該偷頭口的賊人已蒙都省奏准依著蒙古例斅賠九個據刺字一節合依奏准强竊盜例一體刺斷遍行照會相應都省准擬

八剌哈赤人等作賊刺斷　大德六年御史臺咨奉中書省劄付近據來呈審斷南北兩城兵馬司等處囚徒內有作過一十餘次强竊盜賊在前雖曾敗獲自來不曾刺斷亦有經斷不曾刺字詢其所由爲係應當八剌哈赤等或係應當怯薛之人驅口今後除正蒙古人外其餘色目漢人不以是何職役但犯强竊盜賊俱各一體刺斷具呈照詳送刑部照擬回呈議得前項應當八剌哈赤人等作賊擬合欽依大德五年十二月二十六日奏准定例除蒙古人並婦人免剌其餘人員依例刺字雖會詔赦釋免亦合一體刺字所有因做好事特奉聖旨懿旨釋放賊人臨時宜從都省區處相應得此照得刺斷通例已經遍行各處欽依施行餘准部擬都省仰照驗施行

僧盜師叔物刺字　皇慶二年四月　日福建道宣慰司承奉江浙行省劄付據建康路申句容縣申僧人華祖仁狀告至大四年四月初七日被盜訖棉線三十兩紅絹一疋苧布一疋中統鈔四定捉獲賊僧曹勝哥取訖不合偷盜得師叔華祖仁鈔物本省看詳僧人有犯如係法眷師祖而下子孫弟姪同派比同親屬免剌係爲例事理移准中書省咨送據刑部呈議得僧人曹勝哥所招不合於至大四年三月二十八日夜偷盜訖師叔華祖仁棉綫布疋鈔定罪犯既已斷發付還俗追徵賠贓擬合比例刺字收充警跡相應具呈照詳都省准擬咨請依上施行

女直作賊刺字　延祐四年三月　日行省准中書省咨刑部呈濟寧路申賊人張不花狀招年二十五歲根腳女直人氏招伏通犯竊盜二次不合於延祐二年五月初六日首賊魏驢兒同情偷盜事主張五家埋窖粟四石不花分訖一石五斗未曾食用被捉到官將不花斷訖五十七下疎放還家一次不合於延祐三年二月二十二日夜二更前後受未獲首賊魏驢兒同情偷盜事主周臘住豬九口除將猪四口發賣到價錢中統鈔六十六兩首賊魏驢兒分訖鈔四十一兩不花分訖鈔二十五兩節次破使不花被捉到官招伏是實得此照得大德八年奏准盜賊通例內節該除漢兒高麗蠻子人外俱係色目人

有合出軍的明白問了無隱諱令各路官府司依例發遣欽此

除欽遵外欲將張不花刺配未審女直同與不同色目誠恐差池除將張不花依例杖斷六十七下外聽候乞明降得此爲不見女直人是否同色目漢人除授移准吏部關照得至元六年三月承奉中書省劄付據隨路見任並各投下拟設到達魯花赤於內多有女直契丹漢兒人等省府公議得除回回畏吾兒乃蠻唐兀人員同蒙古人准許勾當於女直契丹漢兒人擬合革罷如有根腳合於管民官內取用奏奉聖旨那般者欽奉如此仰欽依聖旨事意施行將見到部達魯花赤從實照勘分揀各各員數擬定申呈奉此關請照驗准此本部議得偸猪竊盜張不花女直人氏若擬不同色目照得大德八年奏准盜賊通例節該除漢兒高麗蠻子人外俱係色目欽此參詳前項賊人既是女直不同蒙古況兼有姓難同色目合與漢兒一體刺字宜從都省聞奏遍行照會相應具呈照詳得此都省議得今後女直作賊非色目依准部擬與漢兒一體刺字咨請依上施行

盜賊刺斷充警跡人　中統五年八月初四日欽奉聖旨條畫內一款强盜不該死并竊盜除斷本罪外初犯者於右臂上刺强盜一度字號强盜再犯處死竊盜再犯者斷罪外項上刺字（雖會赦亦刺字）皆司縣籍記充警跡人令村坊常切檢察遇有出處經宿或移他處報鄰佑知若經五年不犯者聽主首與鄰人保甲除籍如能告及捕獲强盜一名減二年二名除籍竊盜一名減一年其附籍後若有再犯終身拘籍應據警跡人除緝捕外官司不得追逐出入妨礙營生欽此

警跡人拘檢關防　大德五年十二月二十六日奏准强竊盜賊例內一款諸竊盜初犯刺左臂再犯刺右臂三犯刺項强盜初犯刺項並充警跡人官司臨時（諸本無時字）拘檢關防一如舊制欽此

警跡人發元籍　大德七年四月　日江西行省准中書省咨河南省咨歸德府申准本府知府趙朝散關欽奉聖旨節該云云見前省府相度應據刺斷釋放强竊盜賊轉發元籍收充警跡人數欽依聖旨羈管無令出入今各處官司並不嚴加檢察亦不明立粉壁上下半月參官縱令出外別作過犯元籍官司一向無罪以致盜賊極多累經刺配强盜出外不獲不許給由若應捕人得財疎放或畏拒捕事發到官官吏斷罷不敍應捕人與犯人加等斷罪等事本省看詳警跡人等別境作過不見定到本管司有失檢察罪名通例咨請照詳准此送刑部照

得於大德五年十二月二十六日奏准强竊盜賊例內一款照得各處申稟不見經斷强竊盜賊衙賀拘檢關防定例並當該官司有失覺察罪名本部議得斷放强竊盜賊發付元籍官司籍記充警跡人門首置立紅泥紛壁開寫姓名所犯每上下半月赴官衙賀令本處社長主首鄰佑常加檢察但遇出處經宿或移他所須要告報得知違者卽便申官追究若失覺察放令別作非違量情斷罪捕盜官專一提調用心關防如拘檢不嚴別作過犯亦行治罪任滿解由內開寫警跡人若能獲賊改過五年不犯者欽依除籍如准所呈遍行照會相應具呈照詳都省准擬咨請依上施行

警跡人獲賊功賞　至大元年九月　日江西行省准中書省咨刑部呈切謂近年已來水旱相仍歲時饑歉百姓流移不能自存因而爲盜滋蔓數多有司無以勸導致使斯民不能遠惡遷善除強竊盜賊斷例已有常憲外改過者別無自新之條爲此檢會到中統五年八月內欽奉云々又照得大德五年十二月二十六日奏奉云々又諸盜未發而自首者原其罪能捕獲同伴者仍依例給賞除欽遵外本部參詳凡所在官司籍記警跡賊人除捕獲強盜已有定例今後如能自首告及捕獲竊盜者每一名減一半當作年五名除籍餘有名數作常人獲賊例理賞若所獲賊數不及減除者令當該官司給據以憑通理若除籍後再犯者終身拘籍如此庶幾遞相勸善塞爲惡之門啓自新之路如蒙准呈遍行照會相應具呈照詳都省准呈咨請依上施行

五〇

子隨父發塚刺斷　皇慶二年四月　日福建宣慰司承奉江浙行省劄付准中書省咨甯國路申太平縣胡長壽告姚德勝與男姚富並義姪方應榮掘發胡州判墳開棺盜訖銀子等物取訖各各招詞除將姚德勝方應榮依例刺斷居役外據姚富若比強盜從賊一例刺斷終是聽從父命事干通例咨請定奪准此送據刑部呈議得姚富所招不合隨父姚德勝與方應榮掘發胡州判墳墓開棺盜訖銀子等物數內姚富與伊父姚德勝分訖二分除首賊姚德勝從賊方應榮刺斷居役外參詳姚富所犯若以子聽父命量免刺配却緣姚富終與伊父姚德勝分受贓物明白罪遇原免合同首從定論依例刺字收充警跡相應具呈照詳得此咨請依上施行

五一

添給巡捕弓箭　大德七年正月江浙行省准中書省咨松江府申本府合該捕盜弓箭別無見在照得近准中書咨各處捕盜官兵弓箭奏奉聖旨路裏一十副散府州裏七副縣裏五副巡檢三副欽此參詳各處捕盜弓箭未審合無官爲給付惟復捕盜衙門自行置備咨請照詳送刑部照擬回呈照得大德三年五月承奉中書省劄付近爲御河會通河道北自大都南抵江淮遞運係官諸物富商客旅經行多有盜賊生發兩次差官脫思禿哈並扎魯忽赤徹里等前詣各處講究到弭盜方略致盜之源蓋因見設巡捕去處地里寫遠所設兵並官給弓箭數少處防頻併前去後空賊徒窺伺空隙往往懸帶弓箭執把軍器恣行出沒爲盜其捕盜官兵猶空手而拒刀劍無衣甲而禦箭鏃彼强我弱實難擒捕議得自大都李二寺迤南河南省管下歸德府界古宿遷城沿河上下安置巡捕三十處元設一十五處剏添五處除拘該州縣一十一處內就用已設州判縣尉八處東光任城清海三縣水洛（當作路）驛程元設簿尉今改主簿添設縣尉專一巡防外有一十九處舊設巡檢司革去改設巡防捕盜官色目漢兒人員從九品級合用弓箭（當作手）斟酌相離遠近緊埂上至五十名或四十名或三十名除見役外不敷者於各該州縣當差戶內差撥如更不敷隣近去處差取仍每處官給弓箭一十副從色目人員依例關防如遇差故其次官依上施行捕盜正官亦許懸帶爲此都省於大德三年四月二十三日奏江南不揀甚麼錢物來呵經由何（當作河）道裏來有做買賣的也那河道裏行有爲盜賊多的上頭去年皇帝根底奏了省裏臺也可扎魯忽赤裏差人整治去來而令與理會的人每一處商量立三十處巡防捕盜衙門內有八處州判縣尉更有三處下縣主簿兼尉有主簿兼尉提調賊盜勾當呵就誤民訟公事這三箇下縣裏添設縣尉呵怎生又革罷巡檢司剏設一十九處巡防捕盜衙門每處色一員漢兒一員各委付兩箇人若這般設立呵弓手不敷有於附近百姓門（當作們）內差撥呵怎生又賊人每有執把兵器這弓手每却無軍器每處給與一十副弓箭用着時執把者不用時各處色目人員提調收管者麼道商量來奏呵奉聖旨那般者欽此都省除外合用（各本無用字今補）弓箭除就用減併巡檢司舊有外仰照驗不敷數目行移合屬官爲應付施行今承見奉移准都省咨議得路府州縣巡防捕盜衙門縣帶弓箭已有定例各處巡檢每處量給三副咨請依上施行

獲賊賞錢不賞官　元貞二年八月准中書咨刑部呈會驗欽奉聖旨條畫內一疑見巡捕條畫除欽遵外至元二十四年十二月濟南路保申弓手張平節次捉獲强竊盜賊五十四起前尙書省擬充巡檢在後獲賊之人往往指例言告實礙通例參詳今後諸人獲賊擬合欽依給賞具呈照詳都省准呈除外咨請欽施行

五三

儒人詞訟有司問　皇慶元年二月江西廉訪司奉江南行臺劄付御史臺咨奉中書省劄付來呈江南行臺咨浙西廉訪司申江浙等處儒學提擧司申杭州路鹽官州儒學狀申至大四年二月十八日儒人沈麟孫告伊弟沈壽四侵占簷地等處移文鹽官州約問有鹽官州欺凌滅視又不依例約問徑直勾擾以此參詳儒人相干公事學官一同約問乃天下通例今鹽官州故背定例沈本背字作爲沮壞學校卑司參詳儒人與民一體抄籍難同別籍僧道軍民戶當作站戶今後合無除干礙學校之事外其鬬訟戶婚等事若從有司歸結庶不紊煩緣係爲例事理本臺看詳如准浙西廉訪司所言庶革紊煩之弊准此看詳行臺所言儒學提擧教授等官與有司約會歸問詞訟紊煩不便事干通例宜從合干部分定擬相應具呈照詳得此送據刑部呈照得至大四年四月二十六日欽奉聖旨節該管和尙先生也里可溫答失蠻白雲宗頭陁教等各路府州縣裏有的他每的衙門都教革罷了拘收了印信者歸斷的勾當有呵管民官依體例歸斷者欽此除欽遵外今承見奉本部議得學校之設實風化之原人材所自也其師儒之官當以敎養作成爲務在籍儒人果有違枉不公不法一切詞訟比例合從有司歸問相應具呈照詳都省仰照驗施行

哈的有司問　皇慶元年三月　日福建宣慰司奉江浙行省札付准中書省咨至大四年十月初四日特奉聖旨哈的大師只管他每掌敎念經者回回人應有的刑名戶婚錢糧詞訟大小公事哈的每休問者交有司官依體例問者外頭設立來的衙門並委付來的人每革罷了者麼道聖旨了也欽此

原告就被論問　至元六年十二月御史臺奉中書省札付來呈山東東西道提刑按察司申各州縣軍民相關詞訟合無依舊例原告就被論官司陳告等事省府相度鄰近州縣與本管司縣軍民戶計相關詞訟擬就被論官司歸對仰照驗施行

諸色戶計詞訟約會　至元二年二月　日欽奉聖旨立

總管府條畫內一款節該投下並諸色戶計遇有刑名詞訟從本處違魯花赤管民約會本管官斷遣如約會不至就便斷遣施行

儒道僧官約會　至元三十年正月福建行省准中書省咨據樞密院呈至元三十年正月初九日奏過事內一件脫脫叉木等行宣政院官人每與將文書來這裏的和每先生每秀才每一處有爭差的言語有呵和尚每的爲頭兒的先生每的爲頭兒的一同不問先生秀才每管民官根底私地下告著管先生每的秀才每爲頭兒一同不問管民官與管和尚的頭目一同問有如和尚每的先生每的秀才每（脫的字）一處若有爭差言語呵和尚每爲頭兒的先生每爲頭兒的秀才每爲頭兒的一同問者麼道與將聖旨來的說將來有俺量的去年俗人與和尚每有爭差的言語呵和尚每的爲頭兒管民官一同問了斷者管民官（校補無管字今從沈本）和尚每根底休教斷者麼道聖旨與將去了來如今和尚一處先生每秀才每有爭差的言語呵管民官一處休交問和尚每的爲頭兒的先生每的爲頭兒的秀才每的爲頭兒的一同問者麼道聖旨與將去呵怎生麼奏呵那般者麼道欽此

醫戶詞訟約會　元貞元年六月欽奉聖旨節該醫人百姓每一處有爭差的詞訟的時節管民官醫人每頭目一處約會本管官斷遣如約會不至及不伏斷者申部究問欽此

樂人詞訟約會　大德三年七月初二日中書省奏奉聖旨樂人每根底管民官每的勾當遲慢說哏敎生受有問的勾當呵管樂人的頭目與管民官每一同問者欽此

畏吾兒等公事約會　大德五年七月二十一日欽奉聖旨在先易都護爲頭畏吾兒每的勉迭林爲頭哈迷里每畏吾兒每漢兒每河西每蠻子每哈剌張根底回回田地裏不揀那箇諸王公主駙馬每根底各投下每根底有的畏吾兒每哈迷里每軍站差役不揀甚麼的對證的合問的勾當每他每的若有呵脫因納長壽答失帖木兒伯顏買住帖童等都護府的官人每管著外頭城子裏有的畏吾兒每哈迷里每和別箇的百姓每一處對證的合問的勾當他每的有呵委付了的他每的頭目與城子裏官人每一處交對證著問了斷者道來這般宣諭了呵自意問的人每他不怕那甚麼

軍民詞訟約會　至大元年行省准中書省咨至大元年五月十八日奏過事一件軍民相犯的勾當有呵賊情人命等重

罪過的教管民官歸問其餘家財田土鬬打相爭等輕罪過的軍民官約會著問者麼道世祖皇帝完澤篤皇帝時分那般行來樞密院官人每奏過與俺文書蒙古軍人自其間裏相告的勾當有呵院官人每問者其餘軍民相犯不揀甚麼勾當有呵約會着問者麼道奏了俺根底與文書來俺商量來人命賊情等重罪過的交約會著問呵他每的頭目知自底無體例推調著約會處不來遷延月日逗遛詞訟中間窒礙多有爲甚麼道說呵不揀那箇田地裏被殺死或被傷人呵或强盜劫奪錢物將錢主殺死打傷呵隨卽合檢驗有若約會處早不來到呵天氣熱時尸首變爛人命的勾當干落後了不揀甚麼做罪當作賊說謊那其間對付有縱來呵護向自己久禁著人呵很生受有可憐見呵依先世祖皇帝時分行來的體例重罪過的交管民官歸問輕罪過的約會著歸問若三偏約會不來呵交管民官就便歸斷了呵怎生奏呵奉聖旨那般者欽此

又（軍民詞訟約會） 延祐六年七月江浙行省准樞密院咨准中書省照會河南行省咨蘆州路備和州烏江縣申准縣尹王承務關照得至元三十一年定例管民官與魯官運司並投下相關公事管民官與各管官司約會一同歸結如行移三次不至止從管民官勾攝一千人等依例歸結重者申部詳斷外切照本縣所管諸色等處軍屬家小與民相參住坐今後莫若除在營軍人與民相關依例約問據離營軍屬餘丁爭鬬等事聽管民官勾問庶得事體歸一本省若依所擬凡遇軍民相干詞訟在營軍人依例約問離營軍屬餘丁若依腹裏管民官就問緣迤南路府州縣衙門俱無兼管與魯職名伏慮未應宜令合干部分定擬相應咨請照驗准此送據刑部呈議得河南行省咨稟軍民相關詞訟除犯姦盜詐僞刑名重事例從有司歸斷外據兩爭地土鬬毆婚姻良賤家財債負宗族斷絕等事合行約問三偏不來管民官歸斷已有欽奉聖旨通例行之已久別難更議具呈照詳得此得此都省除已移咨河南行省依上施行外可照會依上施行

都護府公事約會 皇慶二年三月 日欽奉聖旨都護府官人每奏薛禪皇帝時分完者禿皇帝時分曲律皇帝時分亦都議爲頭畏吾兒每的勑迭林爲頭哈迷里每漢兒河西蠻子哈喇章回回田地裏不揀那裏諸王公主駙馬各投下有的畏吾兒每哈迷里每軍站差發不揀怎生合對證的合問的勾當他每有呵禿魯不花爲頭都護府官人每識者外頭城子裏

有的畏吾兒每哈迷里每共別箇的百姓一處合對證的合問的勾當他的有呵所委的頭目城子裏官人每一同約會問者交對證了斷者一面問的人不怕那甚麼更這都護府官人每這般宣諭了呵無體例勾當做呵交百姓生受呵他每不怕那甚麼聖旨虽兒年七月十六日上都有時分寫來

五七

禁回回抹殺羊做速納　至元十六年十二月二十四日成吉思皇帝降生日出至沒盡收諸國各依風俗這許多諸色民內唯有回回人每爲言俺不訖蒙古之食上爲天護助俺收撫了您也您是俺奴僕却不訖俺底茶飯怎生中麼道便教吃若抹殺羊呵有罪過者麼道行條理來這聖旨行至哈罕皇帝時節自後從貴由皇帝以來爲俺生的不及祖宗緩慢了上不花剌地面裏答剌必八八剌達魯沙一呵的這的起歹心上自被誅戮更多累害了人來自後必闍赤賽甫丁陰陽人忽撒木丁麥木丁也起歹心上被旭烈大王殺了交衆回回每吃本朝之食更譯出木速合文字與將來去那時節合省呵是來爲不曾省上有八兒瓦納又歹尋思來被呵不合大王誅了那時節也不省得如今直北從八里灰田地裏將海青來底回回每別人宰殺來的俺不吃麼道搔擾貧窮百姓每來底上頭從今已後木速魯蠻回回每尤忽回回每不揀是何人殺來的肉交吃者休抹殺羊者休做速納者若一日合禮拜五遍的納麻思上頭若待加倍禮拜五拜做納思（思字衍）麻思呵他每識著別了這聖旨若抹羊胡速急呵或將見屬及强將奴僕每却做速納呵若奴僕首告呵從本使處取出爲良家緣財物不揀有的甚麼都與那人若有他人首告呵依這體例斷與欽此

典章新集刑部

禁司獄用刑　至治元年四月　日福建廉訪司奉江南行臺據監察御史阿剌不花承事馬徵事呈延祐五年十二月初二日吉安路申永豐縣李壽三等聚衆捉獲賊人李壽三羅四等招供係首賊周篾博糾合行劫吉水州夏家永豐縣余家財物竪立紅旗聚衆等事獲問得首贓周篾博先於吉水州供招止曾與徐五等同謀聚衆行劫被武司獄於延祐六年十月初十日入禁之初拷打勒令招指稅家同謀不禁箠楚省記得儻人陳一大劉元道黃茂可於官妄指各人撰造妖言等因喚責得獄典萬彧等指證武司獄委曾令牢子劉懋周訊杖拷打脚底及武司獄挐起木棍自將周篾博拷打是實參詳司獄之

設職專囚禁冤者錄問申明滯者隨事申舉周篏博撰造妖文事體非理本路未經取問司獄武楨先就禁內輒加拷掠已是不應又逼令妄指平民陳一大撰造妖言劉元道黃茂可接受關文及被周篏博當廳指出被拷妄指讎人情由本官嗔怒就牢復將周篏博自用木棍打傷繫破枷頭有此越分殊失委任之意得此施行間延祐七年三月三十日欽奉詔赦釋免今來照得大德八年江南道行御史臺准御史臺咨承奉中書省札付刑部呈刑獄不便事內一款獄事不修司獄之責牢獄皆凶穢之地前人有畫地爲獄設愿不入之語苟司獄官如能用心使獄卒常常除掃潔淨暑天洗滌枷杻時令暫出乘凉冬月糊塞窻戶措置煖匣拘鈐囚糧不致剋減病則親臨看治囚有冤滯枉禁者具實申明少免冤濫今司獄之官少得其人或自有私過畏避本屬因循緘默獄事不治所以撫字之官不以恤刑爲心有不應收禁而收禁有不應枷鎖有例應疎放故作遲延者看詳司獄直隸廉訪司蓋與常知各處獄情今後督責司獄事如法每月具報收除起數有無冤滯開申憲司其司獄官吏有犯許移文憲司取問責罰以稱直隸之責亦免有司挾恨羅織之患仍仰本府提牢正官常切依期加意點覈奉此常謂司獄之職專管獄事掃除牢房滌洗枷杻時其衣食病則親臨看治設有冤枉申達本道廉訪司此其職也今吉安路司獄武楨不思職分之所當爲乃將囚徒周篏博等擅用訊杖木棍拷打逼令妄指平民似此違越濫用刑法深負司獄之責罪經釋免若不申明誡恐積漸倣效深爲未便如蒙札付各道廉訪司常加檢舉若有似此違枉人員各處當該官司隨卽具由申牒本道廉訪司嚴行究治非惟官有分內之事人免法外之苦抑亦恤刑之一端也具呈照詳得此憲臺除外仰照驗依上施行

初復檢驗官吏違錯 延祐七年六月 日江浙行省准中書咨秦阿楊狀告因爲男婦劉買奴在逃與夫秦二前去諸城縣徐官莊親家劉三牛處根尋趙德徐成將夫秦二行打腳踢身死初復檢屍官吏將檢出致命傷損除去揑作患病身死回報等事得此差委前龍興路推官李承直親詣前去與益都官一同參照文卷追問得係趙德使令徐成將秦二踢打身死開到一干人等招詞除另行外初檢官田良典史陸藝司吏何源通等並復檢官典史司吏並日照縣副達魯花赤忽倫哈牙各狀招指相同除將初檢官縣尹田良復檢官副達魯花赤忽倫哈牙各杖六十七下降先職二等典史司吏一體斷遣罷役

不敍外咨請遍行合屬照會施行

丘縣伊將病死人檢驗取受　延祐五年六月　日袁州路准江西廉訪司牒准分司牒該延祐三年六月初十日贛縣劉元八告娶陳氏慶一爲妻因病身死埋殯了當有丘縣尹差人監元八開棺檢驗委因病死被本縣官典司吏取受訖鈔定追問得縣尹丘恢狀招延祐三年四月二十五日有鄭茂珍告女外甥陳氏慶一娘嫁劉元八爲妻不知本婦因何身死信憑司吏鐘鼎狀外審責出鄭茂珍浮詞變易元告詞情擬係身死不明違例開棺檢驗有根隨人應徐兒對說劉元八有中統鈔五定送官人計求照覈至二十八日有劉元八將到鈔五定分付應徐兒轉付與恢收接至六月初五日分司下馬惟恐劉元八告發卽將前鈔分付應徐兒留回付不致元主招伏是實議得縣尹丘恢所招不應將陳氏慶一身屍違例開棺檢驗接受劉元八中統鈔五定入己經隔月餘纔令應徐兒回付不曾到主罪犯暈笞三十七下解見任別所求仕斷遣間欽遇釋免外據各役一節申奉行臺札付移准御史臺咨呈奉中書省札付送據刑部呈議得縣尹丘恢所招不合輒憑司吏鐘鼎審責鄭茂珍元告狀外浮詞變易情節將劉元八病死妻陳氏慶一違例開棺檢驗暴露屍骸受要劉元八中統鈔五定爲分司下馬却行分付過錢人應徐兒回主不到詳其所犯難居牧民罪遇原免擬合解見任於雜職內敍用相應具呈照詳都省准擬仰依上施行

畏吾兒若無頭目管民斷　延祐六年四月二十一日欽奉聖旨節該如今交當作亦都獲爲頭畏吾兒的勑迭林爲頭哈迷里除致傷人命姦盜公事交管民官歸問者其餘軍帖當作站差發不揀甚麼合對問公事有呵朶歹等都護府官人每管者管民官休侵犯者外據畏吾兒哈迷里每自已其間裏公事有呵委付來的頭目每斷者若與百姓每有相爭的公事呵委付來的頭目每與各城子裏官人每一同歸斷者若无畏吾兒哈迷里頭目每呵管民官依例斷者欽此

回回諸色戶結絕不得的有司歸斷　延祐七年二月日江西廉訪司奉行臺劄付准御史臺咨奉中書劄付延祐六年九月二十二日奏過事內一件世祖皇帝聖旨累朝皇帝聖旨敎諸色人戶依本俗行者麼道至今諸色人戶各依著本俗行有自其間裏合結絕的勾當有呵結絕者結絕不得的有司裏陳告敎有司官人每歸斷呵怎生奏呵奉聖旨那般者欽此

都省仰欽依施行

典章九　闕文

縣尉專一巡捕　至元八年二月尚書吏部承奉尚書省劄付判送刑部呈下縣亦合依中縣例另設縣尉一員專一捕盜事批奉都堂鈞旨送吏部講究擬定可否連呈奉此當部呈奉尚書省劄付該議得下縣巡尉候取勘定數擧呈定外奪據上中縣已有另設縣尉去處今後本官不須署奉押縣事止令專一巡捕勾當

典章四〇　闕文

僧尼各處監禁　至元二十八年行宣政院照得中書省條畫內一款諸犯罪者對問其間分別輕重然後監禁枷鎖男女異處今體知各處大小僧司衙門凡有僧尼人等爲事不問所犯輕重被訴虛實便行監禁枷鎖及將僧尼混雜同禁未便使院合下仰今後僧尼罪犯奸盜徒罪以上不得監收止令召保隨衙如有應監者仍令異處毋得混雜若有不應監禁枷鎖僧尼定將當該判署官吏究治施行

典章新集刑部　闕文

巡尉司囚月申　延祐四年七月　日袁州路准江西廉訪司牒檢會中統五年欽奉聖旨條畫內一款云巡尉司獲盜當隨發本縣欽此又奏准至元新格內一款云正官分輪檢視欽此除欽遵外今體知各處巡尉司每遇捕獲强切盜賊並不隨時略問情由牒解有司歸勘淹延月日因而致命者有之每月不申報上司无從稽考深爲未便爲此牒可照驗令巡尉司每月將應有捉獲見禁賊徒開具敗獲監月日幷取到略節招詞不行牒發緣由依期申報合屬通類牒呈憲司如无亦具執結申報以憑體察先具依牒呈施行

通制條格二七

漢人毆蒙古人　至元九年五月十九日中書省欽奉聖旨聽得漢兒人每多有聚集人衆達達人每根底閧打有這般體例那裏有您每嚴加禁約者欽此

二八

蒙古人毆漢人　至元二十年二月十二日中書省兵部奉中書省劄付該近爲怯薛歹蒙古人員各處百姓不肯應付喫的不與安下房子等事仰叮寧省諭府州司縣村坊道店人民今後遇有怯薛歹蒙古人員經過去處依理應付粥飯宿頓安下房舍無致相爭如蒙古人毆打漢兒人不得還報指立證見

於所在官司陳訴如有違犯之人嚴行斷罪

蒙古人粥飯　至元十年十月中書省體知得蒙古人員因公在外經行去處百姓不肯應副喫底亦不與安下房舍今後遇有隨朝蒙古人員因公在外經過去處依例應副粥飯安下房舍蒙古人員却不得因而非理搔擾百姓

第二章　封建的領地制

中國的州縣制度

元朝の地方支配の制度はしばしば變ったが、その最高機關は行省であった。征伐や大規模な叛亂に際しては行院[1]（行樞密院）が置かれることもあったが、原則としては行省が地方統治の最高機關――むしろ最高連絡機關――であり、その下に路[2]、府、州、縣があり、別にこの上に道があり、それには宣慰司を置くものと、行省直轄のものとの二種類があった。行省の數は時代によってちがっていたが、江南平定以後は十或は十一で、そのうち山東、山西、河北は行省ではなく、「元史」地理志に『中書省は山の東西、河北の地を統べ、これを腹裏と謂う、なお內地と云うがごとし』とあり、また「經世大典」序錄に『山の東西、河北の地を以て腹裏となし、都省に直隷し、餘は則ち行中書省これを治む』とある。右に見える『腹裏』或は『內地』は行省に對するもので、より正確にいえば『內地』は『行省』に對し『腹裏』はやはり「元典章」に屢見する『外頭』に對する。おそらく內地、行省は文言で、腹裏、外頭は吏牘語であろう。何にせよ、『行省地面』すなわち『外頭』は一般行政區劃であったに對し、山東、山西、河北は元朝の特別行政區域であって、その行政は行省とは著しく異っていた。この論考のテーマは、主としてさらに特殊な地方制度である投下、愛馬に關するものであるが、それは順を追って述べるとして、まず外頭＝行省についてすこしく觸れておきた

い。行省の沿革については「經世大典」錄序の「各行省」の條を引用しておくのが最も適當であろう。

國初には軍と民のことを分任し、或は行省と稱し、定制なかりき。すでに都省を立て、車駕が都省に行幸し、官の從って都に留まるものは、またこれを行省という。征伐のことあれば、すなわち或は行省を置き、行樞密院と迭に廢置す。中統、至元の間に、始めて分ちて行中書省を立つ。尚書省あれば、すなわち行尚書省となす。尚書が廢さるれば、すなわち行省はなお中書と稱す。初め行省を以て稱とするものは、便宜承制の權宜ありと雖も職名なし。都に留まる所謂行中書省なるものは、別に官を設けず、都省の留まるものによるのみ。その各處に行中書省を立つるは、事によって官を設くるも、官は必ずしも備わず、みな省官を以て出てその事を領す。或は才て參政僉事、同僉の類を置く。その後、丞相を設くるに至って、その官はみな宰を以て某處の省事の繫銜を執行せしむ。すでにして外に重きを嫌い、改めて某處行中書省平章となす。右丞、左丞、參政の如くにして、その體はじめて都省と侔しからず。參政の下にまた嘗て再び僉省を置き、後にまた廢す。いま天下の行省およそ十、しかして廢置、遷革あるものは篇に著す。

行省に相い對する機關としては、軍令機關たる行樞密院のほかに行御使臺があったが、これは略して行臺といわれ、その機能が司法、行政の監察にあったことはいうまでもない。元代中國における官署、官名はもともとは殆ど行字を附していたらしく、獨り行省、行院、行臺のような高級官廳に關するのみではなかった。縣令やその屬官にいたるまで行字を冠していたらしい。明の臨榜[4]によれば、

嘗て宛平西山の棲隱寺を過ぐるに、一斷碑を得たり。刻に宛平の舊牒あり。令、丞、簿尉は俱に行を稱す。想うに元の時、或は他官を以て縣事を行せしならん。抑も胡人は遷徙常ならず、夏は則ち北に徙る。故に各官は多く行を稱す。

という。遺憾なことには臨榜はこの建碑年を逸しているが――斷碑というから或は碑文の末尾を闕いていたのかも知れぬ――その内容、文章から見て古いもので、おそらく元朝建元以前に屬するものではないかと思われる。縣令、縣丞、簿尉にまで『行』を冠した例は、私の知る限りでは元代の他の文献、碑文には見えないところである。行字の意味はおそらく右の文に續いて臨榜が、

我が朝（明）、これより前、北都いまだ定まらず、なお行在と稱し、各衙門はみな行字あり。今に及んで行僕寺、行都司は疑うらくはこの例ならん。

といっている。モンゴル語の yabu- には「いく」という意味のほかに『する』『なす』『おこなう』という意味があることから見ても、單に「他官を以て行す」というだけの意味ではなく、中央官廳以外の出先き官署すべてを指したものであろう。おそらくモンゴル人はその征服の初期においては、あくまでもモンゴリアを本地とし、中國を單なる征服地、或は出先きの分地とみなしていたものと思われる。ついでにいっておくが、「元典章」その他に見える『行踏底（的）聖旨』の行踏は『執把的聖旨』の執把と連なって習用される語で『とりもち、携えゆく聖旨』の意味である。行踏は元曲などにも見え、例えば「漢宮秋」には、

休怪我不曾來往乍行踏

とあり、青木正兒、吉川幸次郎、入矢義高、田中謙二の注には『行踏亦往來意、忍字記劇、他莫不是共街坊婦女每行踏、又宣和遺事、妾平康潑妓、豈是天子行踏處』とある。また徐嘉瑞の「金元戲曲方言考」にも『手廝把着行踏』（喬夢符散曲）、『向娼門買行踏』（無名氏散曲）を擧げ、行踏を走路と譯している。右の諸例によって、元代における行踏の意味は『行ったり來たり』すること以外の意味はない。すなわち行踏の行は單に「いく」という意味に過ぎない。さらに白話碑の例を擧げるならば『孫眞人根底宣諭執把行的聖旨與了也』（虎年七月二十八日）は『孫眞人に宣諭し、執把し

行くところの聖旨を與えたり』（但しモンゴル語原文とはすこし違っている）であるし、また『……焦德閏爲頭先生每根底與了執把行的聖旨』は『……焦德潤を頭と爲すの先生每にたいし執把し行くところの聖旨を與えたり』でモンゴル語原文とも正確に一致する。大體において聖旨碑では『行的』を使い、「元典章」では『行踏的』を用いているが、そのあいだに意味上の相違はなく、單に慣用か、或は修辭上そうなったと考えるべきであろう。從って「典章」に時々見受けられる『自行踏逐』は行路とは關係なく[6]、踏逐（職務を行うこと）は別個の言葉である。モンゴル語 yabu- には「ゆく」と「おこなう」の兩義が含まれているように考えられるが、行踏的聖旨という表現に關する限り、それは『いく』『往來』『走路』の意味であって、その聖旨がどんな命令、規定に關するものかというようなことを示しているものではない。

從って行踏的聖旨は執把的聖旨と同じもので、聖旨の種類、或は內容を指すものではない。この點についてはまたポッペ[7]も同じ趣旨で論じている。パクスパ文字聖旨碑に見える barïγu yabu'ayi bičig は白話碑[8]では執把行的聖旨に當たる。barïγu はいうまでもなく corv. imperf. で『持ちて』『保存して』の意で、yabu'ayi という形はモンゴル文語には見えないが、これに近い形は二、三の方言に存在する。ポッペはシャヴァンヌ、ポズトネイエフ、ウラジーミルツォフ、レウィキー、ラムシュテッドの譯を引いたのち barïγu yabu'ayi を『かれら（聖旨を與えられた者）がつねに身につけ、持ち歩くべき』と譯し『保持すべき』と意譯している。すこしくわき道にそれたが、これで『行踏的聖旨』は『執把的聖旨』と同じ意味で、『執把行的聖旨』が縮められたものであることは明白になったと思う。

元の地方行政制度においては、明淸などに較べて、出先き機關の權限がはるかに强かったが、實はそれは在來考えられていた以上に强かったと思われる。というのは、元代には投下、愛馬のような特殊な領地が一般的な行政區劃の間に介在していたことによっている。投下、愛馬の語義、制度としての構造、この二つの異同、相互の關係などについては後に述べるが、とにかくこれが部族的封建制とも名づけらるべき一種の封建制であったことにはまちがいはな

い。元代においては宋、明、清などに較べて、地方や出先機關の權限が大きかったことは疑う餘地はなく、その理由は(1)元朝以前のモンゴル人の制度が封建的であったこと、(2)元朝の成立後もなお征伐が續いたことによるものであろう。しかしこれと同時に、地方では元朝が中國的な中央集權制度を目標としていたこともまた否定できない。元朝のこういう態度、政策を示す例は資料にこと缺かないが、前に引用した「經世大典」の文だけでも明かであろう。中央に權限を集中しようとした具體的な證據は、「元典章」にも隨所に見られる。「典章」を一讀すれば、ずいぶん瑣細な事項、事件にいたるまで中央（省部）にいちいち請訓しなければならなかったことがわかる。その結果としていわゆる『往來申報文案之弊』がはなはだしくなり[9]『司縣の人員、人の事を主るなきも、塡補を蒙らず、錢穀は准除するを得ず、軍、民戶は交參して、開收するを獲ず、田畝は推稅するを得ず』という狀態になり、地方行政を阻滯すること著しかった。中央と地方との間に、文書の往來がいかにはげしかったかは、前引の「紫山文集」のうちで胡祗遹が詳しく述べている。また「典章」兵部、遞鋪門の諸條を見れば、瑣細な往復文書が殆ど急遞鋪の機能を癱瘓せしめたことがよくわかる。こうした『申報文字』の弊のよっておこった原因は、元朝の政策が『省、部、臺、院は人の心思なり、府、州、司縣は手足十指なり』という考えに、もとづいていたからにほかならない。いい換えれば、その中央集權的政策にあったのである。

投下、愛馬の制度は、元朝のこういう中央集權制を推進しようという中央の政策に對する重大な障害にならざるをえなかった。しかし征服國家としての元朝の基礎はいうまでもなくモンゴル人の兵力にあり、愛馬はそのモンゴル兵力を培養する根源——後に說明する——であったし、さらに有力な諸王、功臣の所領たる投下を廢止することは、もちろん不可能であった。そこで行政上では投下、愛馬を溫存し、經濟上では莫大な賜與を行った。賜與を行った理由は、投下、愛馬を一般行政區劃から切り離された特權地區として認めた代わりに、財政上ではすくなくとも一部分は

中央の管轄下におこうとしたことによるものと思われる。いい換れば、投下、愛馬の財政権の一部分――全部では決してない――を取り上げた代償として、賜與が行われたものであろう。

このように、中央集権制と部族的封建制との妥協が、元朝の地方行政の根本であった。ところが在來、中國的な制度の面は「元史」その他によってかなり判明しているが[10]、モンゴル的、換言すれば部族的な面は、はなはだ不充分にしかわかっていない。中國側の公的史料は、元朝に關する限り、中國的な面のみを取扱い、たとえば「典章」その他のような生(なま)な資料においてさえも、モンゴル的な面が現われるのは、極めて偶發的にすぎない。これは當時においては、漢人は、たとえ官にあっても、モンゴル固有の制度については知らされなかったことによるものであろう。胡祗遹がいったように『蒙古の祖宗の家法は、漢人は盡く知る能わず』[11]という狀態によるものであったに相違ない。

投下、愛馬という特權領地の財政は、いわゆる五戸絲によって賄われていた。ところが、この五戸絲が阿合探馬兒(探馬兒という文字も散見する)に當たることはわかっていても、その語義や內容は在來一向に明かにされていなかった。しかし五戸絲、阿合探馬兒を論ずる前提として、まず投下、愛馬の制度を明かにしておかなければならない。[12]

註

1　安部健夫「元の支那統治」、「異民族の支那統治」所收、昭和十八年。

2　元代の文書にはよく「府州司縣」と見えるが、司は錄事司。制度上は郡はなかったが、一般には郡縣ということばもしばしば見られる。

3　「國朝文類」所收「經世大典」序錄、京邑の條。

4　「苑署雜記」元朝行移の條。

5　愛宕松男「元朝に於ける佛寺道觀の稅粮について」、塚本博士頌壽記念佛敎史學論叢、二五三ページ、註3。

6　この箇所は入矢義高氏の敎示によるところ多い。

7　N. Poppe; The Mongolian Documents in Hpags-pa Script, 1957, p. 86.

8　E. Haenisch; Steuergerechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft, 1940, Tafel I.

9　「紫山文集」卷二十一。

10　安部、前揭書。

11　本書、第四部、第一章參照。

12　小林高四郎「元代の投下の意義について」善隣協會會報、六九號。

部族的封建制度

前節で簡單に述べたように、元朝の地方制度は腹裏と外頭に分かれていた。この腹裏、外頭ということばは、おかしなことばで、吏牘語或は法制用語としてはおそらく元朝以前には存在せず、元代の語彙としてもたぶんモンゴル語の譯語であろうと思われる。しかし原語が何であるかは、よくはわからないが、外頭は或は čölge かもしれない。腹裏は俗語、吏牘語であるにかかわらず、たとえば「典章」においても、白話體や直譯體のみならず、文言體の部分にも出てくる。しかるに、それに當たる文言は出てこない。外頭ということばはあまり屢々は見られないが、それが腹裏以外の地、すなわち行省であることには疑いない。腹裏のように裏のつくことばは俗言だとみてよいと思うが、完全な俗言なら肚子裏、肚裏でもよさそうなもので、この第二のものは祕史の傍譯にも見えている。ところが完全な俗言の肚字を使わず、むしろ文言である腹字を用い、しかも腹中などとせずに腹裏としたのはいわば雅俗混合といってよかろう。また直轄地とか主要部分とか中心地とかの意味を漢字で表現したいならば、古くからの內地ということばを使えばよいはずである。現に「元史」その他ではこの文字を使っているのである。それにもかかわらず、腹裏という字面を終始使用して變らなかったのは何故であろうか。腹裏とは、具體的には河北、山東、山西であり、意味としては元史に『內地というが如し』とある。腹裏を內地と解するのは明清を通じてのことであり、荻生徂徠の「明律國字解」(卷七、卷十五)には『緣邊腹裏トハ邊塞ノヘリニ添タル府州縣ヲ云又沿邊ト云腹裏ハ中國ノ中ニアル府州縣ヲ腹裏ト云也』『腹裏地方トハ元朝ノ比ヨリ云詞ニテ各邊ト云ハ地ヲ云長城ニソヒタル府州縣ヲ云也沿海ハ海ハタノ府州縣也腹裏ハソレニ對シ九邊ヘモ隔リタル中ノ地ヲ云也』とある。また清代の「六部成語註解」にも『腹裏卽內地之謂』また「通

俗篇」にも「元典章」を引き『腹裡、猶云內地、今律、盤詰奸細條、有緣邊關塞及腹裡地面文』と見えている。それで明清においても、腹裏を以て緣邊の地に對する內地と解してきたことは明かであるが、その意味は元代のそれとは異っていたにちがいない。元代においては、文言體の文書においてさえ腹裏という飜譯臭のある俗語を使用し、內地その他の表現を故意に避けたことには、何らかの理由を考えずにはすまされない。外頭という表現はむしろ稀れで、行省或は行省地面のほうが普通であることを思えば、この疑問はいっそう濃くなる。もちろん行省ということばも元代に始まることばであるが、これは文言としておかしいことばではないし、行省に對する俗語としては外頭という表現が存在する。それならば、何故に腹裏に對應する文言的表現が使われなかったか。これは元代の腹裏は內地でもなく、もちろん畿內などとはいい得ない特殊な地域であったからだと考えるよりしかたがない。

この問題に對する回答をここで先きに述べてしまえば、腹裏はその地方制度において外頭すなわち行省とは著しく異っていたし、また中國人的立場からいう緣邊に對する內地という意味でもなかったからである。この相違點とは、腹裏においては、戶計の數からいって、一二三六年をとってみると、投下、愛馬が全體の四三パーセント強（四六〇—二頁參照）を占めていたことである。それでは、いったい投下とは何か。それは『行省地面』（外頭）といわれていたこの一般行政地域とは、どうちがっていたか。つぎにまず制度としての投下の意味を考えてみたい。しかし論者は、或は問うかもしれない。腹裏とはいっても、『腹裏路分』などいうことばがあり、腹裏といえども路、府、縣に分れている點で、外頭の行政區劃と異るところはないではないかと。しかし中國的名稱は何であれ、腹裏の半ば近くが投下、愛馬によって構成されていたことは、動かすべからざる事實であり、すくなくとも腹裏に關する限り、投下イコール愛馬であったことを順を逐って論證してゆきたい。

投下は夙に箭內亙が指摘しているように、「[1]遼史」に『頭下』と見え、また[2]小林高四郎が擧げているように「黑韃事

略」には『頭項』として出ており、これらの字面が元代の投下と同一のことばを表していることは、前者は「遼史」の文、後者はその他に郝經の「陵川文集」胡祇遹の「紫山文集」、許有壬の「中州文集」等によって、いささかの疑いをさしはさむ餘地もない。

さてその投下ということばは、モンゴル語のなにに當てるべきであろうか。この語義の問題は、同時に制度としての、その内容と併せ考えてみる必要がある。投下についてもまた「經世大典」[3]に説明が見える。

古は諸侯が國を分って治む。天子は卿を命ずるのほか大夫、士以下は、その君みな得てこれを命ず。いまは郡縣の官を制するに、みな命を朝廷に受く。ただ諸王の邑司にその受賜するところの湯沐の地を與え、自らその人を擧ぐるを得。しかれども必ず名を以てこれを朝廷に聞して後に職を授け、他官に通ずるを得ざるは、蓋しこれを愼むなり。

この一文は投下の變遷を示すものとしておもしろい。前段では、まず古代の中國的封建制が郡縣制に移ったことを述べ、ただし元朝にあっては、諸王にはその邑司として湯沐の地を分地して賜與することをいっている。このことについては後にもっと詳しく觸れるが、その場合においても諸王は朝廷の認證を得なければならないことを記している。秦漢以來、郡縣制になれてきた當時の中國人としては、元朝の投下を古代の封建になぞらえざるを得なかったのであろう。そしてそこに多少のモディフィケーションさえ加えれば、かれらの見方は正しかった。定着農耕國家としての中國の封建制と遊牧國家としてのモンゴルの封建制とでは、もちろん相當程度の喰いちがいがある。しかし元來、封建制——日本のそれ及び西洋の feudalism も含めて——というものには共通の特色、換言すれば最大公約數が存在し、それは(1)主として政治制度であり、(2)地方分權制であったということである。この意味でモンゴルの投下、愛馬の制度が、當時の中國知識人に古代の制度を想起せしめたのは、理の當然といわなければなるまい。

さて『諸王の邑司にその受賜するところの湯沐の地を與え、自らその人を擧ぐるを得』という一段の意味は、「黒韃事略」の『薩(シャムチ)を置くの法は、すなわち諸酋の頭項が自(みずか)ら差使の久人の誤(あやま)りを定むるを聽(ゆる)す』に對應するものであろう。すなわち漠北時代におけるモンゴル國家では、他の封建國家のように諸酋――諸侯――は、自分の頭項――領地――において自由に部下を任命し、自由に賦役を課す權利を認められていた。ちなみに、この點についてはすでに安部[4]に詳しい研究がある。ただ歳課ということばや科斂、差發などに當たるモンゴル語 qubčiri の語尾の i は對格を示すものでないことは、後に述べるようにすでにポール・ペリオが指摘している通りであることだけをここで指摘しておく。

さて漠北時代の頭項と元朝の投下では、右の「黒韃事略」と「經世大典」の文によれば、同じようで實はそこにすでに或る程度の開きがあった。というのは前者の差使（差發の徴集に當たる使臣）は自由任命制で、後者の邑司（差使と同じである）は認證制であるという相違がある。實質は部下に所領を分與するという點では變らないのであるが、たとえ形式的にでも認證制をとっている以上、すくなくとも兩者の底を流れる思想的背景は異っていた。もっと直截にいえば、漠北時代の部族的封建制が中國的郡縣制とすこしく妥協した結果であったにほかならない。

元代の投下が『湯沐の地』と定義されるようになったことには、それだけのいわれがある。モンゴル人が中國北部を征服すると、かれらはこれを『湯沐の邑』、すなわち投下イコール部族的封建制に改編しようとした。これは耶律楚材によって反對されたが、實際に成立したものは封建制と郡縣制の並存――そして或る程度の――妥協の産物であったことは、投下、愛馬がながく元朝の地方制度のうちに根を下ろし、その名をとどめたことだけでも明かであろう。投下が『湯沐邑』と定義されたことは、投下のモンゴル語の語源を考える上に、また大きな光明を與えるものと思われる。

モンゴル語 (Kowalewski, 1835—6) に tusya(n.), tusyaqu(v.), tusyal(n.) などということばが見える。このことばは相互の關係、職務、奉仕、委任などという意味である。また中央アジアのモンゴル部族 Ölöt 方言に tušal (Ramstedt, 412) ということばがあり、これも地位、職務、義務、委任などのほかに領主、諸侯などの義があることを見れば、投下や頭項が右の對音であることに疑いをさしはさむ餘地はない。これこそ「元史」に『詔して功臣を封じ、戸口を食邑となし、十投下という』と見えるものに完全に符合するではないか。ところがここにこまったことには、小林高四郎も指摘している通り、「元史」には投下と愛馬の兩語が使用されている上に、「山居新語」には、ごていねいにも『各愛馬卽各投下』という説明までがついている。それならば投下と愛馬とは全く同一のものであろうか。もし頭項、頭下、投下がモンゴル語の對音であるとすれば、愛馬 aimaq とは一應はちがうと見ておかなければならない。愛馬については白鳥庫吉の考證があり、これに對するペリオの批評もあり、ことばそのものはここではあまり論議する必要はないが、兩氏はともに制度としての愛馬には觸れるところなく、また投下との關係についても默している。

愛馬——すくなくとも元朝においては——が投下と同意義に使用されたことは、「山居新語」よりもさらに確實な資料がある。前に述べたように、中國人はモンゴルの制度にうとかったからという理由で、「山居新語」の記事に一應疑いをさしはさむこともできるが、實は投下イコール愛馬が正しいことは、もっと確實な、公的な資料によって證明することができる。それはモンゴル語と直譯體中國語との對譯のいわゆる聖旨碑である。

但屬宮觀庵廟的水土、園林、碾磨、解典庫、浴堂、店舍、鋪席、船栰、車輛、竹葦、醋麵、不揀甚麼、差發休要者。更咱每明降聖旨旣有呵、推稱着各枝兒投下、於先生每根底、不揀甚麼、休索要者。

gün-gon 'ammiao de ele ḥari yatan usun baḥ tegirmed gey-dèn-k'u ḥala'un usun dèm k'ebid oṅḥocas terged ḥulud śirge k'önörge dece 'aliba 'alba ḥubcir i bu 'abtuḥayi. basa bidanaca neres ḥaḥas 'anu orḥsad jarliḥ

böe'tele 'ayima'ud daca 'ala šiltaju.

まず右のヘーニッシュのパクスパ文字轉寫に一つだけ訂正しておきたい點がある。差發に對應するモンゴル語をhubčir とし、-i を對格の助辭に讀んでいるが、これはさきにもいった通りペリオ[10]に從って正しくは hubčiri と轉寫すべきであるし、またパクスパ原文を檢しても qubčiri であり qubčir-i ではない。その他の右のモンゴル文直譯體の讀み方や注釋はここでは避けておく。

さて右のモンゴル語 'ayima'ud は直譯文では『各枝兒投下』となっている。これで元代の公式文書でも投下と愛馬は同じものとされていたことが知られる。アイマックが投下と譯されたことは一見奇異に感ぜられぬことはない。アイマックをなぜ愛馬と譯さずに、投下――これもさきに述べたようにモンゴル語である――と譯したのであろうか。ここで考えられるところは、すくなくとも當時の中國語では投下は愛馬よりも熟した――耳なれた――ことばであったということである。だいたい中國人は外國語を漢字に轉寫する際によく字面のいたずらをする。愛馬も、後に說くように、馬を飼う遊牧民の集團やその土地――牧地――を意味するから、愛馬としやれたと解することもできる。たとえば探馬赤はたぶんモンゴル語の tam'ači で、元史その他にいう部族軍すなわち遊牧部族の騎馬兵だとすれば、中國語の探馬――「水滸傳」などに見える騎乘の先鋒、偵察隊――をもじったものかも知れない。ついでながら探馬赤を t'amači, t'amqači の對音だとする考えは、表音の點からなら差し支えはないが、意味の上からは未だ疑問なきを得ない。論者は遊牧民は自己の馬を他と識別するために馬に烙印を押す習慣から出たというが、これは羊を識別するために色を塗るのと同樣で、その可能性もないことはない。しかしそうなると、馬が部族の共有財產だという前提が必要となる。何故ならば、「元史」や「經世大典」に探馬赤則諸部族也とあるから、部族ごとに馬を區別するためにt'amqa すなわち烙印を押したことになるからである。ところがこれは我々の知っている事實に反する。すくなくと

も十三世紀のモンゴル部族に關する限り、家畜が部族の共有財産ではなかった。家畜は完全に核家族（ニュークリアー・ファミリ）に屬する私有財産であったし、さらには部族——tribe, clan, sib 等に近い集團として——ごとに家畜を識別するなどということは、全く意味をなさいからである。數部族の家畜がなんらかのめじるしを必要とするほど近くで遊牧するとか、部族のような大集團の單位で相い接して越冬するなどということは、多少とも遊牧の實體を知る者にとっては全然考えられないところである。採馬赤＝t'amači／t'amqači／t'amqa にはもう一つの難點がある。白話碑に商稅（物品稅 取引稅）として見えることばの原語は t'amqa で、これはたぶん商品の賣買に際して徵稅濟みの印を文書に押したことから出たものと思われ、t'amqa が商稅であるということは當時の通念であった。取引稅ないし物品稅として廣く使われていたと同一の語根を持つことばが、遊牧部族の軍隊の意味に使用されたということも、考えてみれば疑問を抱かざるを得ない。この問題を疑問として提出しておきたい。

さて投下となると、これは表音と表意の二つの點からモンゴル語と中國語とぴったり合致するといってよかろう。というのは、投下は封建的領地すなわち君主から「下されたもの」であるからだ。投下ということばには、元代において普通の中國語の動詞として「下す」「おくる」などの意味があった。一、二の例[11]を擧げよう。

(1) 諸州縣がおのおの村分を管するには、遠きを以て近きにつき、併せて一鄉となし、或は一保となして鄉頭、里正、保頭、節級以下を設立し、さらに設くるところの鄉司の人員あり、差發を合着し、本縣の文字、一切の勾當を投下す。

(2) 附近の干碍せざる官司に行移し、急速に人を差して公文を投下せよ。

この文の投下は、決していまわたくしの論じている投下ではないことは明白である。また「吏文輯覽」巻四、投下の條には『投下卽呈付也』と見えている。そこですでに慣用され、熟していた投下という文字を藉りきたって、モンゴ

ル語の tusya に當てたと考えるのには、充分の根據があると思われる。ついでに記しておくが、前にもいったように投下は頭項とも寫されている。頭項は「元朝祕史」二卷の『赫乞』の傍譯として見えている字面で、中期モンゴル語 heki が「あたま」の意味であることはいうをまたない。投下、頭項は領地と同時に領主の意味にも使用されているから、頭項という寫音もまた投下と同じく文字の遊戲的なにおいがないこともない。

右の聖旨碑の文には、もう一つ注解が必要である。それは 'ayima'ud になぜ『各枝兒投下』という譯をつけたかということである。『各』はもちろん原語が複數の語尾をもつからである。問題は『枝兒』である。ところが說明は案外簡單である。枝兒とはもちろん「もと」に對する「えだ」の意味である。ところが元代の公文書においては、枝兒はだいたい一箇所の投下領という意味に用いられている。多くの例を擧げる必要はない。「典章」九卷に、

……臺の官人每が俺根底に文書を與え(てい)う、各投下の各枝兒に分撥(わけやたえ)したる城子の裏(うら)には、他每(かれら)が委付(にんめい)せる達魯花赤あり……

と見える。これで枝兒の意味は分明であろう。投下にはいわゆる『分地』や『飛び地』があったともいえるし、或は投下は一箇所に限らず、あちこちに分散、存在している所領でもあったともいえる。

投下と愛馬は、このように遊牧封建制の構造において表裏一體のものであった。しかしここでもう一度、資料によってだめ押しをして、わたくしの論據をかためておきたい。「典章」八卷の「禁治驟陞品級」は元末に混亂した官吏の任命に關する一條であるが、そのうちにつぎのような文が見える。

……各投下に欽用の人あらば、只その愛馬のうちから選ばしめて委付(にんめい)せよ。

これで投下と愛馬は同じものではないが、相互に重さなり合うものであることは明かになった。もうすこし敷衍するとモンゴルの西方領城ではアイマックは封建領と一致していた。その證據に西部ヒンズークッシュ山脈に現存

するチャール・アイマックがことごとく部族名を冠しており、さらにヒンズークッシュ山脈の Hazarajāt に Besud（別速惕），Zangi（桑哥?），Burjigai（孛兒斤?），Tatar（達達），Qitai（契丹）等の部族名が見られる（筆者の現地調査による）。元朝の腹裏においては、多く投下と愛馬とは一致していたと考えられるが、行省地域においては必ずしもそうでなかったと思われる。江南地方にも投下が存在したことは「元典章」によって知られるが、この投下はおそらくは『湯沐邑』としての投下封建領であったにちがいないが、愛馬ではなかったろうと思う。後に、より詳しく述べるように、南部においては部族的封建領としてのアイマックは、自然的條件から成立しえなかったと考えられる。腹裏の投下、愛馬については第七節で詳しく述べるが、この部族的封建領が前代から漢人世侯の地とオヴァラップしていたことは、興味ある事實といってよかろう。（愛宕松男「李璮の反亂とその政治的意義」東洋史研究、六ノ四）封建的漢人世侯は中統の初期に姿を沒するが、その代わりに出現したものは中央集權的郡縣制ではなく、すでにモンゴルの北中國攻略の當初から徐々に移植されつつあった投下と、そして中國的郡縣制との混合形態に外かならなかった。郡縣制が實現されたのは、むしろ舊宋の領地であって、ここでは投下は存在したが、それは愛馬ではなく、單なる湯沐の地に過ぎなかった。つぎに、もうすこし投下と愛馬とについて考えてみたい。

愛馬と投下が同じ意味に使われていたとしても、この二つが完全に一致するとは限らない。事實、同じではなかった。どうしてか。愛馬と投下の一部が重なり合っていた。いい換えれば、この二つは重要な共通要素を分ちあっていたにすぎない。これを説明するまえに、アイマックとはなにかという問題を片附けておく必要がある。

近頃、ポッペ[12]はアイマックをつぎのように説明している。

この聖旨碑に使われているアイマックということばは、より近い時代のそれとはちがう意味を持っている。アイマックは同一の地域において遊牧するユルトの群、すなわち fratria sui generis の名稱である。このようなア

イマックにはいろいろの大きさがあった。いくつかのアイマックが一つの otok を構成していた。アイマックは clan ではなかったが、血縁ある家族が集まったもの、或は sub-tribe で、異なる sib（モンゴル語の yasun）に屬する者さえ含んでいた。根本的には、アイマックは古い clan すなわちいわゆる oboγ の分裂によって生じた血緣關係にある家族の結合體であった。アイマックの確實な證據は、共同の牧地すなわち nutuγ の所有である。後に、十七紀にはハーン國、すなわち以前の大領土がアイマックと呼ばれた。現在においては、モンゴル人民共和國とブリアート・モンゴル社會主義共和國のアイマックはロシア語で paṙiOH すなわち行政區劃と呼ばれている。

右の說明をポッペは、一言にして『行政上の集團』といっている。かれのいうように、現代ではモンゴル語のアイマックは行政區劃にすぎない。今ではそれは單に土地だけを意味するが、古い時代にはそうではなかった。現在でもブリアート共和國やモンゴル共和國とはちがって、古い時代の遺制を殘しているアイマックがないことはない。ヒンズー・クッシュ山脈の西北隅、アム河の南、パロポミサス山脈のうちに Chahar Aimak といわれる地城がある。いうまでもなくチャールはペルシア語で「四」の意味で「四つのアイマック」である。この「四アイマック」の一つ一つが何アイマックであるかは、わたくしの問いに答えた人によって異っていた。明らかに後世につけられた思うペルシア語名を除くと、Taimani, Hazari, Moghol など、疑いもなくトルコ・モンゴル名が見出される。ここのアイマックが部族を指すことには、筆者自身の現地調査からみて一點の疑いもない。前に引用したポッペの說明と全く合致する。

そこで、愛馬とは一定の部族に屬する人と土地ということになる。トルコ・モンゴル的な行政上の組織といってよい。他方、投下は君主から賜與、或は承認された一種の封建領で、中國の元朝ではその遊牧的性格の大半は失われたが、投下領主であるモンゴル人はまだその部族的社會構造を失ってはいなかった。從ってモンゴル人の眼から見れば、投下は愛馬と同じことであった。投下はハガーンから恩賜された領地であったが、それは領主個人よりはむしろ領主の

部族領とみなされていたことは、まことに當然である。投下と愛馬は同一の制度――部族的封建領土――であったがしかしそれを領主或は部族長が取得した經緯がちがっていた。換言すれば、名目は異っていたが、實質は同じであった。こう解釋する以外に途はない。

以上で、元朝においては投下と愛馬は、ほぼ同じ意味に用いられていた理由が説明されたと信ずる。すなわち投下は恩賜された土地と人民であり、愛馬はその所有者たる部族であった。このように考えると、なにゆえ西方ではアイマックといい、東方では主として投下と稱されたかということがわかる。モンゴル帝國の西方領土の大半は遊牧地域に屬していたので、部族的制度をそのまま適用することが可能であった。換言すれば、モンゴルの部族的封建制の面が強調された。モンゴル的制度を殆どそのまま移植しても、別に大した支障は起らなかったから、この制度の名稱もまたそのまま何の躊躇もなくアイマックと呼ぶことができた。ところが中國においては、愛馬と投下は殆ど同じものであったが、さきに述べたように些小の違いがあった。中國的中央集權王朝を目指した元朝では、當然に部族的封建制であるアイマック的要素をできるだけ削減して――これについては後に再び觸れる――賜與としての『湯沐の地』の面を強調しなければならなかった。從って實質的には大きな違いがないにもかかわらず、名目的には賜與という意味の tusya にあたる投下の名を以て呼んだものであろう。すくなくとも、公的には部族的封建領を意味する――すなわち獨立的、自治的なにおいの強い――アイマックを避けざるを得なかったものであろう。こう考えると、中國の文獻には壓倒的に投下と見え、愛馬ということばは例外的にしか出てこない理由の説明にもなるように考えられるのである。

村上正二[13]は投下と愛馬を區別し、愛馬を以て後出のものとしている。これは以上で説いたように誤りである。投下と愛馬は同一の制度を異った角度から見たに過ぎないことでは、なお議院制と政黨政治のようなものである。また同

氏は位下を投下とも區別しているが、これも正しくない。位下は投下のうちで諸王、后妃の投下に對する尊稱に過ぎない。この點、安部の所論が正しい。また村上は『位下、投下、本使戸と三段階が存在していた』と述べているが、これは『本使戸下』の誤讀で、『その使の戸下』という意味である。この『本』は本人、本主、本戸、本官、本處などの『本』で、指示代名詞であり『本使戸下』（典章十七他）というのは『その使（主人）の戸下』の意味である。戸下については後に說く。村上の引く一條は『乙未、壬子の二年。本使の戸下に附籍せる人口は、各年の軍籍內に曾て攢報せざれば、並に仰せて收係して差に當らしむ』と讀むべきで、斷じて『本使戸』とは讀めるものではない。ついでに同氏は『本投下』ということばをよく使用しているが、これも限定指示代名詞の『本』で、本投下などという投下が存在したものではない。たとえば同氏は「秋澗文集」に、

外將每戸賸餘六兩四錢。僭至五戸滿二斤數目、付本投下支用、謂之二五戸絲。以十分論之、納官者七分、投下得其三焉（傍點は村上）

を引いているが、この『本投下』も『その投下』である。また同じく、

卽不見諸投下差設本投下梯己民匠、敬受令旨或受宣勅有姓達魯花赤、合無一體革去（傍點は村上）

はつぎのように讀むべきこと明かである。

卽ち諸投下が差設せる本投下の梯己の民匠、令旨を敬受し或は宣勅を受けたる有姓の達魯花赤は、一體に革去すべきやいなや（合無）を見ず。

と讀むべきで『諸投下』は投下一般に對する規定の適用を意味し『本投下』はこの規定が適用される個々の投下を指す。このような文章上の表現は、元代の吏牘では慣用である。もう一つ指摘しておきたいことは、同氏は、投下は「元史」や「元典章」や「通制條格」に五投下、十投下と見えることによって、その他の投下の存在を疑っているが、後

に詳述するように通稱五戸絲、正しくは五戸絲料、二五戸絲、或は阿合探馬兒こそ投下（愛馬）の基礎であり、それ故にこそ「元史」食貨志、歲賜の條に百以上に及ぶ五戸絲領地すなわち投下を列擧しているのである。五投下、十投下は投下の主要なものを擧げたに過ぎないのである。『主要なもの』という表現があまりに抽象であいまいだというならば、つぎのようにもっと具體的に五投下、十投下を規定できる。ちかごろ、吳晗はその「投下考」（讀史劄記）において元朝初朝のいわゆる五投下、十投下を論じて『此五投下後徵取爲探馬赤軍、平金平宋、均爲主力』といっているのは、正鵠をえている。五投下が兀魯兀臺、忙兀、札剌兒、弘吉剌、亦乞列思（人名にして部族名）のようなモンゴルの有力部族をいったものであり、この五投下が東宮に屬していたことは、五投下の意義を明瞭に示すものである。いうまでもなく元朝の最高軍事機關であった樞密院の長官たる樞密院使は、皇太子の兼ねるところであった。五投下、十投下は元朝兵力の中核を形成していた蒙古軍、探馬赤軍の供給源であった。後に詳しく述べるように數百戸程度の小投下領は單なる『湯沐の邑』にすぎなかったが、五投下や十投下やその他の巨大な投下――たとえばキプチャック・ハーンの平陽投下の如き――は同時に蒙古軍、探馬赤軍の兵力の培養地としての意義をもっていたにちがいない。直接的な資料がないので斷言はできないが、おそらく數百戸程度の小投下といえども、一朝有事の際には、おのおの分に應じた兵數を供出していたものであろう。これは、投下が封建領土であるとの前提が正しいならば、理論的に當然そうあるべきはずである。

ところが在來、學者の間には投下の封建制を否定する議論が往々にして見られた。その主たる論據は「元史」耶律楚材傳のつぎの一節である。

帝（太宗）、州縣を裂きて親王、功臣に賜うを議す。楚材曰く。土を裂き、民を分てば嫌隙を生じ易し。金帛を以て之に與うるに如かずと。帝曰く。已に許せり。奈何せんと。楚材曰く。若し朝廷が吏を置き、その貢賦を收

め、歳終に之を頒ち、擅に科徴するなからしめば、可ならんと。帝その計を然りとなし、遂に天下の賦稅を定め、二戸ごとに絲一斤を出さしめ、以て國用に給し、五戸に絲一斤を出さしめ、以て諸王、功臣に湯沐の資を給す。

たとえば近來、吳晗[14]は右の記事によって『蓋し太宗紀の諸王、功臣に土地を分賜するの詔の本意は裂土分民となす。楚材の進むるところの策は、則ち給するに五戸絲を以てすとなし、以て湯沐の資とせんとす。地方の正官は均しく朝廷に由って署置す。各位下はただ達魯花赤を設置し、地方官吏に由って租賦を代收して投下に轉交し、投下の主と五戸絲戸とは僅に間接の經濟關係あり。治權は朝廷に歸し、投下の主は則ち坐して金帛の富を享くるは、これ彊幹、弱枝の策にして、固より法を前代に取り……』といっている。このような推定は全く阿合探馬兒（五戸絲プラス二五戸絲）の誤解、いや五戸絲と二五絲に關する知識の不足に基いたものである。つぎにいわゆる『五戸絲』制の何たるかを明かにし、さらに楚材の建議は實は容れられず『裂土分民』すなわち封建制が部族的（トライバル）封建制に近い形において實現されていったことを論證したいと思う。

註

1　卷三十七。
2　小林、前揭論文。
3　「經世大典」投下の條。
4　安部健夫「元時代の包銀制の考究」、東洋學報、京都、二十四冊。
5　木華黎附傳。
6　小林、前揭論文。
7　白鳥庫吉「高麗史に見えたる蒙古語の解釋」、東洋學報、第十八卷、二號。
8　P. Pelliot, Les mots mongols dans le Koryŏ sā, Journ. Asi., ccxvll.
9　ヘーニッシュ、前揭書、五八頁。
10　Pelliot, Qubčiri～qubčir et quči'ur～qubčur, T.P., xxxvii.
11　「通制條格」卷二十二。元典章、卷四十三。
12　ポッペ前揭書、註五三、a。
13　村上正二「元朝に於ける投下の意義」、蒙古學報、一號。
14　近來の代表的意見は吳晗の「投下考」（讀史劄記、一五九六年）であろう。

五戸絲とは何か

こで阿合探馬兒と五戸絲の問題にかえろう。阿合探馬兒が五戸絲であることは、小林高四郎[1]が「秋澗文集」[2]によって論じているが、これは「元史」その他によっても明かなので、問題は阿合探馬兒の語義と「秋澗文集」の五戸絲に關する記事をどう讀むかという點にある。この文の讀み方を試みるまえに、まず語義を探ってみよう。

「華夷譯語」に阿危、阿兀と見え『寬』と譯語の附されていることばが、阿合に當たることには疑う餘地はない。用法としては你客都克先　迭列該阿危に一了的天下寬、阿兀土撒に寬恩など當てているから、語義そのものには疑義はない。またラムシュテット[3]によるに ayū に二義あり、その一つには gross und weit の譯が附され、すなわち「華夷譯語」の『寬』に當たるという。モンゴル文語では ayui である。さて探馬兒は同じくラムシュテットに tamr。と見え、これはたぶん文語の tamu- すなわち『絲を撚る』に關係あることばであろうといっている。語義は一應これだけにしておいて、つぎに問題の文を讀んでみよう。原文はつぎの如くである。

諸投下五戸絲料（譯語曰阿合探馬兒）自來就徵於州郡。堂議云。如此是恩不上出、又不一於政體、未便。奏准、皆輸大都總藏、每歲令各投下差官赴省、驗數關支。

小林の引用しているこの前段の文には別に疑問はないが、一應讀み下しておく。

諸の投下の五戸絲料（譯語に阿合探馬兒という）は自來、就いて州郡に徵す。堂議にいう。かくの如きはこれ恩、上に出でず、また政體において一ならずして、未だ便ならず。奏して准（ゆる）さるれば、みな大都の總藏に輸し、每歲、各投下をして官を差して省に赴かしめ、數を驗して關支せしめんと。

ところが、問題は小林が言及していない後段にある。愛宕[4]は以下の部分も引いている。

其法、每戸科絲二十二兩四錢。二戸計該絲二斤一十二兩八錢。其二斤卽係納官正絲。內正絲色絲各半外、將每戸賸餘六兩四錢僭至五戸、滿二斤數目、付本投下支用。謂之二五戸絲。以十分論之、納官者七分、投下得其三焉。

右の文をまず讀み下し、つぎに說明を試みよう。

その法五戸絲料は、毎戸に絲二十二兩四錢を科す。二戸計では絲二斤一十二兩八錢に該る。その二斤はすなわち官に納むる正絲に係わる。（その）內で正絲、色絲おのおの半ばす外、毎戸の賸餘六兩四錢を將て、僸めて五戸に至らば、二斤の數目に滿たして、本投下に付して支用せしむ。これを二五戸絲という。十分を以てこれを論ずれば、官に納むるもの七分、投下はその三を得。

右の文は五戸絲問題解決への鍵なのであるが、その解釋は決して簡單なものではない。內容が相當こみ入っているから、理解の便宜上、まず大意をつかんでおく必要がある。それは『五戸絲とは一戸につき絲二十二兩四錢の稅で、そのうち一斤を中央に、六兩四錢を投下に納める稅法である』ということである。これだけなら簡單であるが、この簡單な事實を、なぜ右の文のように複雜ないいまわし方にしたのであろうか。

投下戸に對して一戸當り二二兩四錢を徵收すると、一戸では二斤一二兩八錢（四四兩八錢）である。二戸を一つの徵稅單位として、その稅額二斤一二兩八錢のうち二斤（三三兩）は中央に納付する。すると殘額は一戸當り六兩四錢になり、それをこんどは五戸を單位とすると、同じく合計二斤（三三兩）になり、これを投下に納める。中央に納める二斤を五戸絲といい、これは後に交付金として投下に還元される。戸計が直接に投下に納める分を二五戸絲という。五戸絲と二五戸絲との十分比は七對三である。この七對三は四捨五入した十分比で、百分比では七一・四對二八・六パーセントである。中央に納める二斤は正絲と色絲と半々であるが、正絲とはたぶん一定の規格品で、色絲の色は雜色の色で、規格外の種々の絲ということであろう。右の說明で五戸絲の意味だけは明かになった思う。それでは投下に對する直接稅はどうして二五戸絲と呼ばれたのか。

二五戸絲の二は徵稅單位としての二戸を意味するものであり得ないことは、二五戸絲とは、より嚴格にいうと、阿

合探馬兒の一部であり、換言すれば阿合探馬兒は五戸絲と二五戸絲から成るものだという事實から明からである。そうすればこの二は二斤を表わしているので、二斤五戸絲の略といわなければならない。その說明はこうである。投下の稅額は二戸單位で四四兩八錢、それから五戸絲の三二兩を控除すると、殘額一二兩八錢になり、五戸では合計三二兩になる。これでおもしろいことがわかる。五戸絲は二戸で三二兩、二五戸絲は五戸で三二兩、共に二斤である。すなわち投下への直接稅も、再交付を受ける間接稅も、共に二斤を單位とした稅制であった。以上が阿合探馬兒、通稱五戸絲の正しい解釋である。

さて右の五戸絲の說明はまた「元史」食貨志、歲賜の條の疑問を解決する材料にもなる。歲賜の條の前文にはつぎのような記事が見えている。

> 凡そ諸王及び后妃、公主はみな食采の分地あり……其の賦は則ち五戸にして絲一斤を出すも、これを私徵するを得ず。みな諸有司の府に輸して、當にこれを得るべきところの數を視て、これを給與す。

右の『五戸にして絲一斤を出す』というのは、わたくしがこれまで解說してきた王惲の記事と明白に喰いちがっている。なぜか。元史の右の記事は例の粗漏であることは、「元史」自體の以下に見える記事によって明かである。すなわち「元史」は續けて各投下——元史の編者は投下を歲賜のうちに一括している——の五戸絲の上り高を羅列している。それは數十例に達するが、アット・ランダムに二、三の例をとってみよう。哈赤溫大王の濟南路の投下は、延祐六年には二一、七八五戸、五戸絲九、六四八斤であり、同年定宗の大名路の投下一二、八三五戸、五、一九三斤、つぎに汴梁の速不臺の投下は同年五七七戸、二三〇斤である。多少の出入はあるが、大體のところ二戸に一斤の平均になっている。從って前文の「五戸にして絲一斤を出す」という記事とも明白に喰いちがう。だから、この記事は中統元年の定制以前の事をいったもので、當時においてはまだ五戸絲、二五戸絲の名稱もなく、單に阿合探馬兒と呼ばれてい

たものであろう。前文と統計の數が喰いちがっているのは、たぶん憲宗の聖旨による二戸一斤の五戸絲と五戸一斤の二五戸絲（すなわち中統定制の半分の税額）の意味を「元史」の編者は知らなかったのであろう。

ついでにいっておくが、王惲が幸いに記錄してくれている右の記事は、もっと形式的な體裁、かみしもを着けた形――それだけにあいまいな形――では「經世大典」序錄にもみえている。本文の題は「宗親歳賜」となっているが、歳賜のみではなく、投下税について右の「秋澗文集」の文と同じ制度――封建領としての投下――を述べているものである。毎五戸出絲一斤とあるから、これもまた中統元年以前の事に屬する。曰く、

國朝、諸宗戚勳臣の食采の分地は、凡そ路、府、州、縣（投下といわず一般行政區畫の名稱で呼んだだけである）はその私人を薦めて、以て監となすを得るも、秩錄、受命は王官の如くにして、而して歳月を以て通じて選調するを得ず。その賦は、則ち毎五戸にして絲一斤を出さしむるも、これを（分地＝投下は）私徵するを得ず、みな有司の府に輸し、（有司は投下の）當に得るべきの數を視て而してこれ（五戸絲）を給予す。その歳賜は則ち銀、幣にしておのおの差あり。始め太宗の時に定まり、而して憲宗の日に增す。その文牘稽うべし。世祖が江南を平定するに至り、おのおの益すに民戸を以てす。時に科差いまだ定まらず、みな折支（換算拂い）するに鈔を以てし、而して成廟してまた賜を加う。於戲、大統に宗ありて事權紊れず、分支に則ありて恩澤遺さず。規模宏遠なるかな。

右の文中の私人を那可兒（ノコル）に、監を達魯花赤（ダルガチ）に讀み換えれば、文意はただちに明かになるであろう。投下達魯花赤の選調については後に觸れる。

さて秋澗文集の記事は投下の本質を考える上で、極めて重要である。投下は地方の一般行政區劃（路府州縣）とは異る財政構造を持っていた。しかも狹義の五戸絲によるその歳入は、始めは投下、或はその枝兒が存在する行政區劃の管理下にあったが、これが中統の初期には中央（戸部）の管理に移され、その一部（三〇パーセント）のみが交付金（歳賜）と

して投下に還元されることになった。だから投下は政治的には依然としてアイマック（部族）的な支配方式を持ち、一般行政區劃の管轄外にあったが、財政的には阿合探馬兒の七〇パーセント（五戶絲）は中央政府の管理下におかれていた。これに關して具體的な例は他にも見えるが、「秋澗文集」中堂事記の一文を、ここでは擧げておこう。

阿吉赤大王の奏告は、先きに聖旨を奉ぜるに、太原路の五戶絲の內から皇后合孛に支與する一百五十定の內に支し訖（おわ）りたるを除くの外、一百二十定を缺くため、仰せて本路の五戶絲料の內から、中統一年を始めとなし、分ちて三分となし、年ごとに支與せよと。

右の文の意味は、皇后の投下に還元すべき五戶絲がまだ交付されていないので、未交付分一二〇定を年に四〇定づつ、三ヵ年で還元するということである。どうせ出さなければならぬものだから、早く出せばよいはずだが、そこは元朝の對投下政策で、財政的に投下をコントロールする必要があったからであろう。五戶絲を中央政府が出し澁った例は、さらに胡祗遹紫山文集雜著が、

諸投下の五戶絲銀および諸の犒賜等についても、時に依って應副するを肯ぜず……

といっているのでもわかる。

前述のように、阿合探馬兒とは『廣い、大きい絲料』という意味であるが、それは一戶單位の徵稅法ではなく二戶、五戶を單位とする徵稅法であったから、こういわれたに違いない。何故このような徵稅法をとったかということは、よくはわからない。しかし想像はできる。第一には投下の一般民が漢人なので、傳統的な五戶單位を採用したこと、第二には投下の行政官はモンゴル人――「投下の構造」の項參照――であったので、計算が樂なように納稅額を常に二斤という整數にしたものではあるまいか。

しかし前引の奏文のように、阿合探馬兒から投下の取り分を控除して中央に送付したものではなく、その全額を一

應『みな大都の總藏に輸し、毎歳、各投下をして官を差して省に赴かしめ、數を驗して關支せしめ』たものであろう。おそらく、五戸絲すなわち阿合探馬兒の七〇パーセントは中央に納入し、二五戸絲すなわち三〇パーセントは中書省、戸部の管轄する投下の官倉に一旦收貯してから、さらに投下に交付し、阿合探馬兒官が毎年大都に出張して數量を報告し、帳簿を合わせたものと思われる。これはつぎの「典章」[5]の二條を併せ考えれば推定できる。『諸王の各位下がまさに關すべき五戸絲、歳賜の緞疋、軍器を般運するには、官司の脚力にて般運するあり……」、「……各投下が合に得るべきのものは、阿合探馬兒官司が代支す」

以上のように、阿合探馬兒は一應は五戸絲に當たると見てさしかえない。その點は楊瑀山居新語や王惲中堂事記のように五戸絲すなわち阿合探馬兒と解してもよい。ただ、より嚴密、正確にいうならば、阿合探馬兒とは五戸絲と二五絲を含む投下領に限った特別税制と解すべきである。このように考える根據としては、ここに決定的な證據となる資料が存在する。それは「典章」卷二十四、戸部十、投下税の項に見える一條であるが、問題はその讀み方にあるので、まず原文を掲げ、つぎに讀み下し、さらに意譯と多少の註解を加えたい。

投下税糧許折鈔

至元二十年八月行省准中書省咨六月初七日奏過事內一件奏去年江南的戸計哥哥兄弟公主駙馬每根底各各分撥與來的城子裏除税糧課程外其餘差發不著有旣各投下分撥與了民戸多少阿合探馬兒不與呵不宜的一般俺斟酌了奏呵怎生呵那般者聖旨有來如今俺商量來如今不著差發其間却科取阿合探馬兒不宜每一萬戸一年這裏咱每與一百定鈔替頭裏却江南於係官合納的糧內斟酌要鈔呵怎生奏呵奉聖旨那般者旣與了民戸呵却不與阿合探馬兒呵濟甚事雖那般呵他每根底分明說將去者這裏必闍赤每根前說與也教理會者爲江南民戸未定上不揀甚麼差發未曾科取如今係官錢內一萬戸阿合探馬兒且與一百定鈔者已後定體了呵那時分恁要者各投下說將去欽此都省除已依

驗各投下撥定戶計合該鈔數行下萬億庫先行放支外咨請行下合屬依上於原撥定各投下人戶今歲合納係官稅糧內驗所撥戶數該合寶鈔照依彼中米價扣算石斗折收寶鈔申解本省發來餘上糧數依理徵收施行

投下の稅糧は鈔に折するを許す。

至元二十年八月。行省、中書省の咨を准く。六月初七日、奏したる事の內の一件。奏すらく『去年、江南の戶計で哥哥、兄弟、公主、駙馬每に根底、各各分撥し與えたる城子裏、稅糧の課程を除くの外、其の餘の差發は著けざるあり。既に各投下に民戶を分撥し與えたるに、多少の阿合探馬兒も與えざる呵、宜しからざるが一般。俺斟酌して奏せん呵、怎生』と。『那般者』と聖旨ありたり。『如今、俺商量したるに、如今、差發を著けざるの其間、却て阿合探馬兒を科取するは宜しからず。一萬戶ごとに一年に這裏咱每が一百定の鈔を與え、替頭裏却て江南で係官の納むべきの糧の內で斟酌して、鈔を要れば、怎生』と奏すれば呵、聖旨を奉ずるに『那般者』と『既に民戶を與えたる呵、却て阿合探馬兒を與えざれ呵、甚の事を濟せんや。那般なれども、他每根底分明に說き將ち去け者。這裏の必闍赤每根前說き與え、また理會せしめよ。江南の民戶は未だ定まらざるがため、甚麼差發をも揀ばず、未だ曾て科取せず。如今、係官の錢の內の一萬戶の阿合探馬兒から且く一百定の鈔を與え者。已後、定體すれ呵、那の時分には、怎が要者。各投下に說き將ち去け。此を欽め』と。都省は已に各投下に撥定したる戶計の合該の鈔數を依驗して萬億庫に行下し、先ず放支を行わしむるの外、咨して請うらくは、合屬に行下し、上に依って原撥定したる各投下の人戶が今歲納むべき係官の稅糧の內から、撥せるところの戶數の合該の寶鈔を驗し、彼中の米價に照依し、石斗を扣算し、寶鈔に折收し、本省に申解して發來せしめ、餘上の糧數は理に依って徵收施行せよ。

つぎに揭げる意譯にはまず二、三の注解を必要とする。城市を領地と譯したのは、投下支配の中心としての城市を以

て投下を代表せしめているからである。このことばはパクスパ・白話對譯文では balaqad(pl.) となっている。差發は諸稅と譯した。『替頭裏』を左の譯文では『代り財源』と解したが、これにあたるモンゴル語は oron a で、これは單に『その代りに』という意味だが、同時に『缺けたもの（或は人、地位など）を補塡する』ことにも使われる表現である。たとえば龍兒年十一月初五日の聖旨に、

這高眞人替頭裏做提點

がパクスパ文では、

ene Li ṭao k'em gao jinzin u oron a

となっているのでも明かであろう。意味はもちろん『高眞人の代理として』『高眞人の代りに』ということである。『雖那般呵』の『雖……呵』はおそらく bö'esu であるが、必ずしも條件文を表わすものではない。依理は『理に依って』と讀んでは意味が通じない。これは規定、規則の意味である。この句は直譯體の常套語で、パクスパ文字碑文では yosu'ar となっている。さて語學的な注はこのぐらいにしておいて、この文は右の讀み下しだけでは誤解のおそれがあるから、意譯を副える必要があろう。

投下の稅糧は紙幣に換算して納付することを許可する。

至元二十年八月、行省は中書省からつぎのような公文を受け取った。六月七日、中書省が奏上したうちにつぎのような件がある。『去年（まえに）、さきの皇帝の兄、弟、姪、壻などに賜わった江南の民戸には、稅糧だけを課し、その他の諸稅は一切取りませんでしたが、すでに各投下に民戸を賜わった以上、民戸がなんの阿合探馬兒も納めないのは、よろしくないと思います。わたくしたちが適當に處理して、改めて奏上したいと思いますが、いかがなものでしょうか』と奏上したところが『そうせよ』と皇帝が申された。それで、さらにつぎ

のように奏上した。『このごろ、わたくしどもが考えましたるところ、現在諸税を取り立てていないにも拘らず、その上、阿合探馬兒も取らないのはよろしくありません。それで投下の一萬戸ごとに中書省から百定の紙幣を與え、その代り財源としては、江南地方から中央に納入すべき税糧のうちから適當に處理して、紙幣で取ることにしては、いかがなものでありましようか』と奏上したところ、聖旨が降って『そうせよ。すでに投下に民戸を與えた以上、民戸が阿合探馬兒を納めないのはよろしくない。そのような事情なのだから投下に對して、はっきり云ってやれ。中書省の必闍赤（ビチクチ）に申しつけて、知らせてやれ。江南の民戸はまだ整理されていないのだから、今のところ諸税は一切課さないようにせよ。いま、官錢のうちの一萬戸分の阿合探馬兒から一百定の紙幣を投下に與えよ。そして後に民戸の整理ができ上り、體例が定まった時に、阿合探馬兒を取ることにせよ、と投下に云ってやれ。これを欽めよ』とあった。そこで中書省は、各投下に賜わった戸數を調べて、それに該當する紙幣を萬億庫に下してまず支出するが、請うらくは、所屬の諸官廳に文書を送り、以上に述べたところによって、投下の民戸の數を調べ、民戸が今年、中央に納入すべき税糧のうちから、江南地方の米價に基いて百定に相當する米を取り、さらにそれを紙幣に替えて中書省に送付し、殘りの地税と丁糧は規定によって處理されたい。

右の譯文中おそらく問題になる點は『既各投下分撥與了民戸多少阿合探馬兒不與呵不宜的一般』を『すでに各投下に民戸を賜わった以上、民戸がなんの阿合探馬兒も納めないのはよろしくないと思います』と譯した點と『既與了民戸呵却不與阿合探馬兒呵濟甚事』を『すでに投下に民戸を與えた以上、民戸が阿合探馬兒を納めないのはよろしくない』と譯した箇所であろう。右の文中の『與』の主格である民戸が略されているので、直譯すれば『（民戸が）與える』であるが、おそらくモンゴル文では ogür で、それに『與』字を當てたものに違いない。だからこの意味は『民戸が納

入する』ということで、投下や中書省が與えるという意味ではない。

ついでにいっておくが、先きに引いた「典章」の『江南無田地人戸包銀』の條の『……延祐七年四月二十一日。奏すらく、腹裏の漢兒の百姓の田地なき的は、毎一丁に兩石の糧を納め、更に包銀と絲線を納むるあるに、江南の田地なきの人戸は、これ甚る差發にも當らず、各投下のまさに得るべき的は阿合探馬兒官司が代支す』という狀態が、以後ながく續いたことを示すものであろう。延祐七年にいたっても『江南の民戸いまだ定まらざるが上』という理由で、中央に納入すべき五戸絲がそのまま投下に交付、還元阿合探馬兒官司代支されていたもの思われる。こういう狀態で、元朝の中央集權的政策は極めて不徹底なものに終ったといってよい。元朝が敢て投下を整理せず、この部族的封建制度の存在を許容した理由は、投下領主の抵抗ということもあったが、同時に中國內地の所々にモンゴル及びその他の西北の部族民の領地を置いて地方の押え、或は有事の際の軍事基地とするためであったと考えられる。元代にこれら部族民或は遊牧民が北中國內地を移動していたことは明かである。資料はすくないが、ないことはない。たとえば「通制條格」卷二十八につぎのような記事が見える。

至元二十九年二月二十六日、御史臺奏すらく、昔寶赤每、貴赤每、合剌赤每、探馬赤每、官の頭口を放つ底每、阿速每、駱駝を放つ底每、八兒赤每、河西每、禿魯花每、往來し行する的每、上位の聖旨なき底、省家の文字なき的が、百姓根底に氣力を使って茶飯、草料を要るあり。百姓每哏だ生受するあり……

右の文中の昔寶赤は鷹匠、貴赤は忽赤、忽只、火里赤とも書き、警備隊である。八兒赤は博爾赤とも書き、宮廷の食物を掌る官で、禿魯花はいわゆる質子軍であることは白鳥高麗史に見える蒙古語の解釋シャヴァンヌ Inscriptions et pièces de Chancellerie chinoise, etc, ペリオ Les mots monogols dans le Koryŏ sā などがいっている通りである。また阿速はプラノ・デ・カルピニやギョーム・ド・ルブルク、マルコ・ポーロ、マスーディ等のいわゆる Asi 或は Alan でカフガズから南ロシャ平原に住んでいた遊牧民で、早くからモ

ンゴル人に歸附した。列傳の杭思忽はじめ「元史」にもかなりのアス人が見えており、阿速衞などもあったことはよく知られている。河西がタングット人であることはいうまでもない。『往來し行する的』は單なる旅行者ではなく、いわゆる『往來使臣』のことであり、右の『行』は「いく」ではなく『任務にある』意味である。頭口は馬、牛、羊、山羊のたぐいである。だから右の文によっても部族民や遊牧民が中國內地を移動していたことがわかるし、そしてその大多數が投下の部族民であったことは想像に難くない。

いや、これは決して單なる想像ではない。投下の枝兒（分地）すなわちアイマックの牧地が諸處に存在し、遊牧民の部族がこれらの分地の間を轉々としていたことは明かである。「紫山文集」（卷二十三、雜著、縣政要式）にはつぎのように見えている。

……また交參（戶）、分外より來って別の投下に寄居するの諸雜の戶計の簿一扇を置き、以て互相の爭訟に備え、二簿は一々實に從いて漏落包套をするを得ず。鄰佑、主首、社長は互相に保結し、實ならざる者は、これを罪す。各村の荒閑の官地及び牧馬の營盤もまた仰（原文、抑に誤る）せて、各村下において標注せしめ……

右の文中の營盤が nuntuq で牧地であることはいうまでもない。さらには「條格」卷二にも『諸の迤北の隨營（遊牧民、營は營盤のこと）で、nuntuq の諸色（いろいろのという意味で色目人とは限らない）の戶計の壬子年籍の役に隨處に前來して、庄子を看守（投下の經營をいう）し、頭匹を牧收し、或は諸處に寄留する人等』とある。さらにこのような遊牧民往來の情況は、「大元馬政記」にも明かに見えている。「通制條格」「紫山文集」及び「馬政記」等を併せ讀むならば、中國內地におけるアイマックが所々に散在していたことが明瞭になるであろう。甚しいものになると郝經の記しているように、

……いま王府また一道をば細分して、諸妃、王子をして各々その民を征（稅）せしめ、一道の州、郡は分けて五、七十頭項（投下）となるに至り……

というものもあった。このような投下分地の分散が行われたのは、前述の通り、もちろん牧畜の便宜（家畜は一箇所で飼うより移動する方が有

効である によるものであったが、それは同時に他のいかなる封建制においても見出されるこの制度の特色である地方分権、すなわち王↓諸侯↓家臣といった『上より下に』ピラミッド型になる封建的構造を示すものである。右の「陵川文集」の一節こそ、投下の封建領たる事實を證する最も確實な資料の一つであるということができる。

註

1　前掲論文。
2　中堂事記。
3　G.J. Ramstedt, Kalmükisches Wörterbuch, 1935.
4　「蒙古人政權治下の漠地に於ける版籍の問題」、「羽田博士頌壽記念東洋史論叢」所收。
5　本集、卷九、吏部三。新集、戶部。
6　本章「投下制の破綻」の項參照。
7　「陵川文集」河東罪言。

投下の構造

投下の內部構造については、幸いなことに「元典章」卷九、吏部三に投下に關する十三條が載せられており、その他に散見する資料と併せ考えれば、ほぼその輪郭は推知しうる。

投下が主として腹裏に集中していたことは、第七節で詳しく述べるが、これは『腹裏の州城の諸投下官司』というようなことばが、「元典章」などによく見えることでもわかる。投下の支配は一般行政區劃とちがって、モンゴルの傳統的な制度によっていた。

投下が郡縣的なものであったか、或は封建的なものであったかという問題の解決の極め手は、投下の代官ともいうべき達魯花赤の任命權が中央に握られていたか、或は投下にあったかということにある。もっと詳しくいえば、投下が單なる賜與としてのいわゆる湯沐の邑であったならば、そしてその行政が中央から派遣された、或は中央によって

任命された行政官によって支配されていたならば、またその結果として投下領主が單に五戸絲の三〇パーセントのみを與えられていたに過ぎないならば、投下は實質的には一般行政區劃とあまり異る存在ではない。

事實において、投下達魯花赤の任命權の問題は、元朝歷代の大問題の一つであった。この問題の經緯は「典章」九卷の改正投下達魯花赤の條が最もよく語っている。この一條はモンゴル文直譯體で、しかも省略が多く、かなり難解な文章であって、讀み下しただけでは解し難いので、一應原文を揭げ、つぎに讀み下し、且つ解說しよう。

改正投下達魯花赤。

延祐五年正月。江南行臺准御使臺咨。延祐四年六月十七日。本臺官奏過事內一件。監察每文書裏說。（沈本、校補ともに說に誤る。いま故宮舊藏元刊本によって改む）各投下達魯花赤、太祖皇帝初起北方時節、哥哥弟兄每商量定、取天下了呵、各分地土、共享富貴、麼道。世祖皇帝卽位以來、立著法度、諸王分到的城子、交他每各自委付達魯花赤有。這勾當行了多年也。近間、帖木迭兒別了世祖皇帝聖旨、無故、將各投下委付來的達魯花赤罷了、只交委付次二官的上頭、失了諸王的心麼道、臺官每題奏來。帖木迭兒却回奏（各本、奉に作る、いま意を以て奏に改む）了有。合依舊交他每委付達魯花赤、麼道說有。俺商量來、他每說的是有。依著他每說將來的言語行呵、怎生、秦呵、您說的（諸本的字なし、いま意を以て的字を添う）是。這勾當都是帖木迭兒有。是諸王分定的有。禿剌那演也不愛有、麼道聽的來。您行與省家文書者。各投下達魯花赤、依著在先體例裏、從他每委付者、麼道聖旨了也。欽此。呈奉中書直劄付。照得、延祐四年六月二十二日、秦過事內一件。在前、諸王每委付的各路府州縣達魯花赤每、交委（諸本、委を做に誤る）付達魯花赤、大數目裏交委付爲頭達魯花赤者、麼道奏。奉聖旨、行了來。近日、臺官每奏。各投下的城子裏、只依著已前行來的體例、交他每委付爲頭達魯花赤者。大數目裏休委付者、麼道有聖旨來。近間、也孫帖木兒、晉王朶劉捏等大王也說。是俺投下的勾當有。依先例委呵、怎生麼道、俺根底與了文書有奏呵、奉聖旨、我者也這般說來。自世祖皇帝時分、定體來的勾當有。依先例只交各投下委付、爲頭達

魯花赤者、麼道聖旨了也。欽此。已經移咨中書省、劄付吏部、欽依施行去訖。今據見呈、除外、都省仰照驗施行。投下の達魯花赤を改正す。

延祐五年正月。江南行臺が御史臺の咨を准けたるに、延祐四年六月十七日に本臺官（御史臺官）が奏したる事の內の一件なり。監察每が文書裏說（設は說の誤り）う。『各投下の達魯花赤は、太祖皇帝が初め北方に起れる時節に『哥哥、弟兄每が商量して、天下を定取すれば、各々地土を分ち、共に富貴を享けん』麼道。『世祖皇帝が卽位して以來、法度を立て、諸王に分けたる城子は、他每をして各々自ら達魯花赤を委付せしむるあり。這の勾當の行わること多年なり。近間、帖木迭兒は世祖皇帝の聖旨に別き、故なくして各投下が委付したる的の達魯花赤をば罷めさせ、ただ次二官（次席）だけを委付せしめたる上頭に、諸王の心を失いたり』麼道臺官每が題奏したり。帖木迭兒も却って回奏したるあり。『まさに舊により他每をして達魯花赤を委付せしむべし』麼道說うあり。俺（臺官）が商量したるに、他每（監察）の說う的は是なるあり。他每の說將來的言語に係著て行えば怎生、と奏すれ呵、『您の說は是なり。這の勾當は都て帖木迭兒なるあり。これ諸王が分ち定めたる的なり。禿剌那演もまた愛まざるあり、麼道聽きたり。您、省家（中書）の文書を行與者。各投下の達魯花赤は在先の體例裏依著り、他每の委付するに從えよ』麼道聖旨了也。此を欽め。呈して中書省の劄付を奉じたるに、照得するに、延祐四年六月二十二日に奏したる事の內の一件なり。『在前に、諸王每が委付する各路府州縣の達魯花赤每は達魯花赤を委付せしめ、大數目（中央の定員）の裏から爲頭の達魯花赤を委付せしめん』麼道奏し、聖旨を奉じて行したり。近日、臺官每が奏せるに『各投下の城子裏では、ただ已前に行い來れる體例に依著して、他每をして爲頭の達魯花赤を委付せしめよ。大數目裏委付するを休めよ』と麼道あり。聖旨ありたり。近間、也孫帖木兒、晉王朶劉揑等の大王もまた說う『これは俺投下の勾當なり。先例に依って委すれば、怎生か』麼道俺根底文書を與えたるあり、と奏する呵、聖旨を奉じたるに『我者也這般に

說いたり。世祖皇帝の時分より定體して勾當するあり。先例に依って、ただ各投下をして爲頭の達魯花赤を委付せしめよ』麼道聖旨ありたり。此を欽め。已經に中書省に移咨し、吏部に劄付し、欽依施行せしめ去り訖りたり。いま見呈に據は、除外、都省は仰せて、照驗施行せしむ。

右の讀み下し文もまた難解でないとはいわないが——特に引用文が重なっているので——よく讀めば、意味は明かである。この條はまず投下の起源、すなわち天下を取るに功勞あった諸王に對する賜與であることを述べ、世祖の時に至っても投下達魯花赤の任命權は投下にあったが、帖木迭兒丞相（元史二列傳卷九十二）は世祖の定制に反して、主席の達魯花赤の任命權を投下から奪って中央におき、投下には次二官すなわち副達魯花赤以下の任命權のみを殘した。この新政策は當然、投下領主の强い抗議となって現われ、監察の進言もあり、帖木迭兒もやむなくこれに從って舊制に復した。このことは「元史」（本紀。卷二十七）には簡單に『詔して諸王、駙馬、功臣の分地は、舊制に仍って自ら達魯花赤を辟せしむ』と見るだけである。帖木迭兒が丞相の時代、わずかの間だけ投下達魯花赤も中書吏部の管轄下におかれたが、まもなく再びそれは『投下的勾當』（權限）と認められるようになった。これによって投下の行政權は殆ど元一代を通じて動かなかったことが知られる。

ただし達魯花赤の任用は嚴重に制限されていた。その根脚（出自、出身）は必ず正蒙古人と定められていた。ところが漢地の行政ができるような正蒙古人はすくなかったので漢人、南人、女直人、契丹人などがモンゴル名を使って達魯花赤になっていた。これに對する禁止令が出され、モンゴル人以外では根脚の正しい色目人のみが達魯花赤に任官する資格を認められた。投下達魯花赤には一般の管民官と同樣に一箇所に在官の期限があり、これは大體例（扎撒）によって三年と定められていたので、嚴格に施行されており、一の投下から他の投下へ、一の枝兒から他の枝兒へと遷轉して歩いたものらしい。かれらはもちろん投下達魯花赤から奥魯達魯花赤に轉任もできた。このように遷轉の例は定め

られていたが、各投下領主が自らその達魯花赤を選ぶことは、太祖以來、投下の既得權であった。

投下の爲頭（主席）達魯花赤の下には、後に延祐年間に副[2]達魯花赤が設けられ、さらに州縣なみに提控案牘などのような下僚も設けられていたが、それもすくなくとも名前から見れば、哈剌帖木兒とか禿忽魯とかモンゴル人や色目人だったと思われる。しかし投下枝兒は多くは前代からの州[3]縣行政區劃をそのまま單位としていたらしいので、胥吏は地方の事情に明るい漢人が採用されていたものであろう。また『係官投下州縣』ということばもよく見えるから、諸王、功臣の投下以外に直轄領の投下もあり、すくなくともこの種の直轄投下領は州縣を行政單位としていたことは明かである。

しかし、投下州縣の場合には、前節で郝經の言を引いて述べたように、一州一縣においてさえも、多くのアイマックに分割されていたらしい。それでは、何故そのようにアイマックすなわち投下が分散していたのか。これはたぶん遊牧の必要から出たものであろう。家畜の飼養に當っては、廣い範圍で移動させることが望ましいのである。遊牧民の家畜に病氣がすくない最大の原因は、かなりの距離を定期的に移動するからだといわれている。この方法は單に牧草のためだけではなく、遊牧は一箇所の固定した牧場で家畜を飼う方法に較べて、遙かに有利、有効なのである。從って中國內地で遊牧する時にも、おそらく枝兒を轉々と移り歩いたものと思われる。だから投下としては枝兒が分散しているほうが都合がよかった。その證據に胡祇遹は冗費と事務の繁多を除く利を說き[4]、

此の如くなれば、則ち州縣を併するは、實に善政となす……難ずる者は必ず曰わん「これを併すれば、則ち頭項投下は『これ大いに然らず』と言うあらん」

と書いている。右の文は領主が投下を細分することを欲していたことを明白に示している。

一つの投下の枝兒が各處に散在していたとはいっても、そうでないもの、例外ももちろんあった。枝兒は散在したほ

うがよいことは前述の通りであるが、廣大な地域の全部が一箇の投下に屬しているならば、必ずしも飛び地を必要とはしない。このような例は、たとえば拔都大王の中國における投下に見られる。「陵川文集」によると平陽道山西は、全土その投下であったという。こうなれば一族、家臣への領地の再配分は行っても、必ずしも飛び地は必要としなかったであろう。前節に引用した「通制條格」の文にカフカズ、南ロシアの遊牧民 Alan=Aas（阿速）が住民から勝手に食物や飼料を取り上げたとあったが、アラン人や Kipčaq 人（欽察）が多數中國に在住していたのも、一つにはこの種の大投下があったことによったものであろう。平陽、すなわち後の晉寧路がジュチ統の投下であったことについては「元史」太宗紀に『斡魯朶（オルダ）、拔都（バトウ）に平陽府』を賜うとあり、また世祖紀、中統二十五年の條には『平陽投下總管府を省（あらため）て平陽路に入る』と見えている。元代の文獻で投下總管府とあるのはむしろ稀れで、多くは投下の代官ともうべき達魯花赤の名稱をとって達魯花赤總管府となっている。投下達魯花赤は一般行政區劃の達魯花赤とは區別されなければならない。葉子奇の「草木子」（卷三下）にいうように『元の路、州、縣には各々長官を立て達魯花赤と曰』ったもので、地方では路、道、府、州、司、縣を問わず、長官はすべて達魯花赤といい、蒙古人或は色目人をこれに任じ漢人、南人はすべて以次官以下に當てられていた。この種―大數目―の達魯花赤は中央によって任命され、すべて中央の區處を受けるので、投下達魯花赤とは區別されなければならない。モンゴル固有の素朴な制度においては、制度の機能も名稱も未分化で、裁判官その他、判決を下す權限を持つ官をすべて扎魯花赤と稱したように行政官――軍政、民政ともに――はみな達魯花赤といった。中央アジア、西アジアにいまも村役人や警察官を daroga というのはモンゴル支配當時の遺制である。

さて前引の胡祇遹の文には、續いて左のような記事が見える。

……難ずる者は必ず曰わん「これ（州縣）を併すれば、則ち頭項（投下）は『これ大いに然らず』というあらん」（地）土

城邑は舊の戸口に仍り、差撥（發の誤り）は舊の各頭項の設くるところに仍り、達魯花赤（達魯花齊）は舊に仍り、官制禮儀既に（同じく）官の總府となるもの、敢て故なくして州縣を呼召、凌辱せざらん。然らば則ち何ぞ苦んで願わざるや。

右の一文は、投下が中央政府の行政區劃とは異種の地區であることを明瞭に示している。換言すれば、元朝が中國王朝であったのは、中書省の管轄下にある地域（樞密院は軍事に關しては、投下への命令權を持っていたと思われる）のみで、投下はこれとは別個の組織を有する一種の封建領であったことがわかる。

「典章」九卷に見える投下に關する十三條と相い竝んで投下についての貴重な資料は、「通制條格」の戸令である。以下これらの史料に基いて投下の構造をすこしく掘り下げてみよう。

中國に諸王の投下を賜與分撥したことは、「元史」太宗本紀、八年の條に六月、戸口を括して、新らたに百十餘萬を加えたとあり、同七月には詔を下して眞定を太后――ホエルン――の湯沐の地とし、また『中原諸州の每戸を諸王、貴戚に分賜し』斡魯朶（オルダ）、拔都（バトウ）の兄弟すなわち金帳汗には平陽府、茶合帶（チャガダイ）には太原府、古與（グユク）には大名府を與えたことが見えており、その他の投下の名が連らなっている。前にいった「條格」の記事は、この時の戸口整理と投下に關するものに外ならない。こうして中國における投下の制は太宗の時に立てられ、以後原則的にはこの時の制度が元末まで存續したが、元の投下が制度としての體裁が整えられたのは、世祖の至元八年のことであった。

しかし太宗の時代においてさえ、投下のような封建制の設置には反對があった。反對者はもちろん漢人系の人たちであり、その代表者は耶律楚材であった。太宗紀には『耶律楚材、非を言う。便ち遂に各位に命じて、ただ達魯花赤を設けしめ、朝廷は官吏を置き、其の租を收めて、これを頒かち、詔を奉ずるに非らざれば、兵賦を徵するを得ざらしむ』と見えている。また「名臣事略」などを見ると、楚材の諫言が容れられたようにもとれるが、實際は投下の勢力が強く、なかなかそうはいかなかったらしい。「元史」の『其の租を收めてこれを（投下に）頒ち』とある『租』は前に

もいったように五戸絲だけで、二五戸絲の徴集權は投下にあり、中央に納めることになっていた五戸絲でさえ、實は投下に交付金として還元されていたのである。原則として投下税が五戸絲に限られ、雜賦は課されていなかったことは、「通制條格」二巻に見える左の條によって明かである。

非法に賦斂す。

大德八年三月。中書省は御史臺の呈（を准けたるに）脫脫大王位下（投下）を管領する諸路の本投下（その）總管府が令旨を敬奉するに、親管の戸計内にて、毎年、年銷錢として中統鈔貳百定を科徴し、本府（その）の官吏の俸錢、使臣を祗待する飲食と作すも、曾て中書省の定奪を經由したるや、いなやを見ずと。兵部に送り檢會し到りたるに、至元二年三月、聖旨を欽奉して中書省に諭せるに（曰く）去歲、諸王と共に議定したる條劃の内の一節の節該に（曰く）哈罕（オゴダイ）皇帝、先帝世祖の聖旨に依り、各投下に分ち到れる民戸につきては、五戸絲を除くの外、甚麼（どんな）差發を揀（えら）ばず、科要せしむるな。此を欽めと。參詳するに、所在の人戸は俱に國家の赤子に係り、いづくんぞ彼此の分あらんや。近年以來、各投下の官員は恃頑して、常調を同じくせず。あらゆる須（もち）いるところの物色は、悉皆本管の人戸に科撥す。擬すらくは、合に遍行照會し、今後一切の横科の錢物は並に禁止を行い、椿配せしむる勿れ。如し違えば、監察御史、廉訪司が其の投下を追問するに從い、若し必然（かならず）用うべき物色あれば、中書省を經由して定奪せんと。都省は呈を准（ゆる）す。

まえにもいったように、投下税が阿合探馬兒一本に統一されていたというのは原則上のことで、官賦としての他の雜賦が元一代を通じて存在しなかったというのではない。まして、いろいろな形における王府の額外（定額以外）の搾取はいうまでもない。投下の實情がいかなるものであったかは、郝經の「河東罪言」が最もよくこれを語っている。これは金帳汗の投下であった平陽道についていったものであるが、他にも同じような例があったことは想像に難くない。

ちなみに「元史」食貨志、歳賜の條によると、拔都の父、朮赤大王位として『五戸絲は丙申年（一二三六年）に平陽の四萬一千三百二戸、戊戌年（一二三八年）に眞定、晉州の一萬戸を分撥す』と見える。さて河東罪言に曰く。

……竊かに惟うに、國家封建の制度は私を獨りせず、本幹を強め、親賢と共享し、以て大公を示す。既に本國を分ち、諸王をして世々に享けしむるは、殷周の諸侯の如し。漢地の諸道は、各々侯伯をして本道を專制せしむることは、唐の藩鎭の如し。また諸侯をして漢地の諸道を分食せしめ、侯伯の各々所屬あるは、則ちまた漢の郡國の如し。尊卑は相い維し、强弱は相い制し、衆と共に進退、比次ありて、敢て相い踰せず。條貫の井井たること農夫の畔の如し。公賦を分撥して、私食をなさしむるは、則ちまた一代の新制にして、未だ失と爲さず。平陽一道は拔都大王に隷し、また兼ねて眞定、河間道內の鼓城等の五處は、以て最尊に屬籍す。故に分土は、獨り大にして、戸數は特に多く、諸道の如くただ十戸四斤絲、一戸包銀二兩を納めしむるも、また自ら困せず。近歲、公賦は舊に仍りて而して王賦はみな金を貢せしめ、銀、絹、雜色を用いず。是を以て獨り諸道より困す。河東の土產は、菜は桑より多く、地は麻に宜しく紡績、織布を專らにす。故に大布、卷布、板布等あり。自ら衣被するより外、價直を折損して白銀に貿易し、以て官賦に供す。民は淳に、吏は質にして而も一道の課銀は獨り天下に高し。造って器皿となし、萬里に輸獻するは、則ち王府たるに負かざるなり。また必ず黃金を貢せしむるに、始めは白銀十折、再びすれば則ち十五折、また再びすれば二十、三十に至る。折して白銀二兩に至らば、黃金一錢を得。布を賣りてより白銀を得るに至り、また黃金を得るに至るには、その費を十倍し、筐篚の紡績を空にし、婦女の釵釧を盡して、なお未だ數に充たず。榜掠、械繫されて、苦楚に勝えざるも、敢て逃命せず。則ち已に極まれり。いま王府はまた一道を將て細分し、諸妃、王子をして各々その民を征稅せしめ、一道の州、郡は分れて五、七十頭項投下となるに至る。一城或は數村を得る者あれば、各々官を差して臨督し、また漢の王、王子

諸侯に分てる如しと雖も、各々官吏を衣食せしめて足らず。況や金を貢するより外、また誅求の藝(かぎり)なきおや。ここにおいて轉徙、逃散し、帝王の都邑、豪傑の淵藪、禮樂の風土、富豪の人民は荒空、蕪沒し、盡く窮山、餓水となり、人は自ら相い食む。始めは則ち諸道に視(くらべ)て獨り尊しとなせるも、乃ち今は困弊の最たり。

右の引用文は明かで、別に注解をつける必要はないが、ただ『十戸絲四斤』というのは、五戸絲二斤を倍數でいったまでに過ぎない。とにかく投下、特に有力な諸王の投下は殆ど完全な封建領で、中央政府の區處を受けることは極めてすくなかったと思われる。右の文中の官賦は中央に送納する五戸絲であり、王賦は投下自身の稅賦であるが、後者の中には二五戸絲以外に、投下が取り立てるいろいろな名目の稅賦が含まれていたことは明かで、投下領主は思うがままに苛斂誅求し得たものと考えられる。

河東罪言のうちで、制度史の立場から特に注意に値いするのは『いま王府はまた一道を將(もっ)て細分し諸妃、王子をして各々その民を征稅せしめ一道の州、郡は別れて五、七十頭項となり……各々官吏を差して臨督し……各々官吏を衣食せしめ』たという記事である。これこそ典型的な封建制ではないか。封建制にはいろいろ定義のしかたがあるが、極めておおざっぱにいって、封建制[6]の政治面は㈠段階的主從關係、㈡分權、㈢支配權の武力的背景であろう。投下はこの意味で完全に封建制であった。投下は元朝の皇帝から賜與され、或は領地として承認されたもので、皇帝と投下領主は上下の主徒關係――個人的(パーソナル)關係――にあり、その投下領主はさらにその投下を『細分』し、細分された領地――『枝兒』の大部分はこれであったろう――は各々枝兒の領主が支配していた。だから元朝が成立した後においても、投下、愛馬の實態は制度的には漠北時代と大差はなかったといってよい。この意味で、投下制は農耕社會――たとえばヨーロッパや日本――の封建制とも本質的には異るところはない。ただ支配階級たるモンゴル人が遊牧民であったことが違うぐらのところである。しかし元代になると、モンゴル人はもはや遊牧民――特に經濟制度において――ではなか

った。武力の基礎としての家畜の飼養という點では依然として遊牧的であったが、その經濟生活は經濟外的な手段による收奪經濟に轉化していたのである。

註

1　第三部、第四章參照。
2　「典章」卷九、設副達魯花赤の條。
3　「典章」卷九等に『投下州縣』という表現が見えるが、これは『投下と州縣』ではなく『投下であるところの、或は投下の州縣』の意味である。
4　「紫山文集」雜著、論併州縣の條。
5　著者の實地調査による。なお Ann K. S. Lambton; Landlord and Peasant in Persia, 1953, Glossary. を見よ。
6　たとえば Feudalism in History, edited by R. Coulborn, 1956, pp. 3—11.

戸計の編成

元朝時代における『括戸口』[1]の大規模なものは、二度行われた。最初は太宗オゴタイの乙未年籍（一二三五年）、ついで憲宗マングの壬子年籍（一二五二年）が行われたが、世祖フビライの至元八年（一二七一年）に至り、詳細な體例――規定――が設けられた。その由來は「通制條格」卷二の左の通例前文に見えている。

至元八年三月、聖旨を欽奉せるに、尚書省の奏に（いわく）、乙未年に元欽奉せる合罕皇帝オゴタイの聖旨に（いわく）、抄數し到れる民戸は、諸王、公主、駙馬の各投下の官員が分撥し、已に定まりたりと。壬子年に欽奉せる先帝マングの聖旨に（いわく）、新に從い、再び抄數を行えと。當時、前行尚書省は曾て子細に不揀せず、今に至るまで二十年間、戸計を爭理するに、往復取勘し、裁決する能わざるは、深く便當ならず。今次、諸色の人戸（もろもろの種類の人戸ということで、西域人のことではない）を取勘し、累降の聖旨を檢會し到り、欽依して、各各の戸計を分揀、定奪し、擬し到りたる逐款の體例（つぎのごとし）。所據（これによって）の取勘し到れる合（まさ）に差發に當つべき口數は、已降の聖旨に依り、再び添額せず、並に額內の

當差の人戸を協濟せしむるの事。奏を准され、隨路の府、州、司、縣の達魯花赤、管民官吏、管軍官及び是れ何の投下を以てせざるの諸色人等（各種の人戸）に仰せて、尚書省の奏せるところの條畫の事理に照依して、施行せよ。

右のような經緯によって辛未年籍（一二七一年）と戸例――戸計に關する規定――が公布されたのであるが、右の前文を有する二十七條の體例並に以下に見える諸斷例、軍戸に關する體例等は、元朝の戸計に關して最も重要な資料を提供するものである。以下、主としてこれに基いて戸計の編成を述べてみたい。ただしこの至元八年の改革は、單に戸計についての體例を定めたもので『括戸口』ではなかったことは、胡祗遹（第七節參照）の文で明かである。

『括戸口』というのは、いうまでもなく稅――勞役を含む――を徵收するために戸計を調査、整理することである。戸計とは同居の家族を含むのである。だから單に戸とか人戸とか戸口といってもよい。投下では五戸を單位としたことは、さきに述べたように、五戸絲の例で知られるが二五戸絲のように二戸單位も存在した。しかし基本的な單位としては、五戸制であったと考えてさしつかえないであろう。

戸には多くの種類があったが、これを法的――權利、義務の關係――な面から分類すれば、軍戸と民戸になり、原則として軍戸は軍役に服する代りに差發は免除された。軍戸は軍籍に登錄された戸計で、漢人の場合でもそれは一種の軍管區である奥魯の管轄に屬し、中書省及びその系統の官署に屬する民戸――後述の匠戸その他を含む――とは明瞭に區別された。ただし漢人軍戸で『身役なきの戸數』は差發に該當した。身役とは成年男子（成丁）で軍役に服することである。

また站戸というものがあったが、これは站赤（ジャムチ）の維持、管理に當る戸計で、元朝では站赤は專ら軍事組織と規定され、樞密院の所管であり、軍戸の一種であった。この站戸にも一般軍戸と同樣に漢人站戸があった。軍戸、民戸を問わず、戸計の構造は單一の同居家族のみではなかった。戸計には往々一種の奴隷である驅戸が附屬していたが、驅戸は

次節で述べるように獨立した戸計とはみなされなかった。軍戸であれ、民戸であれ、戸計には戸下或は戸下戸という戸が附屬しており、これは獨立戸計の一つの構成單位とみなされていた。戸下はおそらく獨立の戸計としての擔稅能力のない戸をいったものであろうが、法的には戸計を『協濟』[2]するものとされていた。從ってそれは戸長と同籍に登錄され、戸計の一部分とみなされた。しかし戸下は附籍戸とは異るように考えられる。戸下はたぶん戸長の血屬であって、未だ獨立しない家族をいったものであろうが、附籍戸は必ずしも血屬ではなかったらしい。ついでに一言しておくが、戸下は下戸とはちがう。下戸は上戸、中戸、下戸で、貧富の相違によるものである。上、中、下の各戸計の區別がどんな基準で定められていたかは明でないが、その相對的な貧富は「條格」三卷に聘財すなわち婚姻の際に男家が女家に出すいわゆる bride price の多寡が規定されているので、大體の推定はつく。つぎの如くである。上戸は金一兩、銀五兩、絲段六表裏、雜用絹四十匹。中戸は金五錢、銀四兩、絲段四表裏、雜用絹三十匹。下戸は銀三兩、絲段二表裏、雜用絹十五匹。

右のように複雜な內部構造をもつに加えて、戸計にはさらに非獨立的な貼戸というものが附屬していた。貼戸とは差發或は軍役を『津貼』する戸計という意味である、從って貼戸は軍戸の場合には法的には同戸として當役し、民戸の場合でもやはり同戸として差發に應當した。貼戸のほかに裹攢合併戸というものもあったが、これも『同戸當軍』などとあるところから見て、たぶん戸下および附籍戸と貼戸との中間的存在ではあるまいかと考えられる。いいかえれば、同居せず、籍も異るが、といって貼戸のような隷屬的な戸計でもなく、軍丁を出すために一つ以上の戸が共同した單位を思わせる。ただし裹攢合併戸或は合併裹攢戸は軍役に關するのみ、すなわち軍戸に限られているものだったらしく、稅制上のものではなかっと推測される。

以上のように、戸計は軍戸と民戸の二つに大別でき、軍戸には站戸を含み、それはさらに一方では蒙古、探馬赤、

投下の軍戸（條格卷二）と、他方では漢人軍戸とに別れていた。軍戸の權利は差發の免除であり、義務は軍役に服することであった。これに對して民戸は、係官民戸或は大數目すなわち一般行政區劃の民戸と投下民戸に分かたれ、前者は一般の差發に當り、後者には五戸絲、二五戸絲の義務があった。

ところが元朝の制度は甚だ複雜で、民戸はさらに雜多に分類されていた。この分類には二つの基準があって、その一つは職能による分類、他は本俗——民族、宗教——によるものであった。前者としては、例えば急遞戸（軍戸である站戸とは別である）車站戸、牛站戸（但しこれは中國にはなかった）犬站戸、匠戸、打捕戸、鐵冶戸、竈戸、駕船戸、儒戸等々である。これらの戸計は、單に稅と勞役を提供する係官戸とはちがって、各官署に直屬し、特定の職能を果たす代りに一般的な納稅、勞役を免除されていたものである。たとえば打捕戸、詳しくは打捕鷹房戸は皮貨（鳥獸）を官に納付し、差發には當らなかった。また儒戸は『文學に通ずる』（條格卷二）者は、儒者その人（本身）の差役は免除されたが、戸計としては差發の義務を負わされていた。納稅について儒者は明かに先生（道士）、和尙（僧侶）とは區別されていた。すなわち、前者は部分的免除であったに對して、後者は完全免除に近い特權を享受していた。[3]

右に述べたように、軍戸は當役、民戸は當差という各々別種の義務を背うていたという事實からだけ見るならば、この二種類の戸計の間に大きな違いはないように思われるかもしれないが、實際には軍戸は特權階級であった。軍戸が具體的に民戸に比して、どんな特權的地位に置かれていたかという證據を提出するのは困難であるが、例えば軍戸は奧魯官という軍事行政官に所屬し、しばしば救恤を受けたり、その他の特別の保護を得ていた。また軍戸が身分的に民戸の上位にあったことは、軍戸軀或は軍軀といわれる一種の奴隷は、戸長（戸長）が自己の軍籍內にある者と報告さえすれば、自由民になれたことでもわかる。「條格」（卷二）のつぎの一條によって知られる。

乙未、壬子の二年に本使の戸下の漏籍の人口（軀口と同じ、すなわち奴隷）が、よりて外に在りて籍を另ち、或は曾て附籍せず、

在後に本使が却て軍籍内において軀となし、攢報せるの人は、卽ち仰せて良（自由民）となし、貼軍戸計に充つ。

特權を享受したのは軍戸だけではない。一般（係官）の民戸に比しては匠戸、打捕戸等さきに擧げた專門職能戸（ただし娼戸、樂戸はちがう。これは次項に說くように賤民（驅）と同列だった）の戸計もそうであったし、西域人もそうであり、投下人戸も同じであった。一般に色目人（西域人）は大きな特權を有し、元朝ではしばしば禁例を出してこれを抑制しようとしたが、なかなか實行されなかった。というのは、元朝法制の基本原理が『從本俗法』という屬人法であったので、西域人に對しては『回回戸例』による原則を認めざるを得なかったからである。[4]

投下に屬する戸計もしばしば特權を享受した。前項で述べた拔都の平陽投下のような例もあり、投下の戸計は領主やその代官（達魯花赤）の恣意によってずいぶん法外な誅求も蒙ったが、同時に半面では係官民戸とちがって、すくなくとも、はじめは阿合探馬兒だけで濟むことも多かったし、州縣の場合とは異って出身（官歷）のない漢人でも官吏になれた。從って平陽のような苛斂誅求の投下から逃げ出す者もあったが、反對に自ら投下に遁入する者もすくなくはなかった。たとえば、後者の場合では『係官當差の人戸が往往にして諸王位の曳剌、祗候に投充』（條格　卷二）することがあった。前者の場合は「典章」「條格」にしばしば見える人戸の招收、拘收、收戸というのがそれである。これは、投下が一般行政區劃である州縣の人戸を投下に移轉させて投下戸とすることである。これに對する禁例はしばしば出ている。いまその一例を擧げよう。（條格　卷二）

至元十九年十月。詔書を欽奉せる內の一款。元降の聖旨に、諸投下は戸計を招收するを得ずとあるに、近年、諸投下が往往にして、干礙せざるの人戸を濫りに收拾するを行う。これがために已に中書省をして文字を遍行せしめて、禁斷し去り訖んぬ。違う者は、理に依って究治せよ。諸人もまた州縣の人戸及び辨課處所の係官の田土の各人の已業を將て、諸投下の處に呈獻するを得ず。

投下が州縣の係官人戸を投下に起移（移住）させたのは、一つにはそれによって投下の收入が增すからでもあったが、實は人戸のほうが自ら進んで投下に遁入することも多かった。右に引用した例のように、大地主などが自分の所有地を名目的に投下に獻上し、實質的には差發を免れようとしたこともあったし、また普通の民戸が稅金のがれ、勞役のがれ、借金のがれに、一般官署の權限の及ばない一種の治外法權地區たる投下に逃げこむこともあった。中央政府としては、これは戸數の減少、從って財源の減少を意味するので禁例を出したのであって、投下の强制移住から人民を保護するためではなかった。當時の支配者にとっては、人戸は單なる收入源であって、人道的見地に立って投下の橫暴から人民を守ろうとする政策などをとるはずはなかった。投下が移住を勸誘するのを招收、拘收などいったのに對し、自ら進んで投下に移住するものを州縣の側では冒戸と呼んでいた。

投下民戸の稅や勞役の負擔が、時には州縣に較べて輕かったことは、州縣に籍がありながら、投下戸と詐稱する者があったことでもわかる。「條格」二卷に見えるように『趁避隱藏』は死刑、財產沒收の嚴罰であった。すなわち稅金のがれ、勞役のがれは、極刑で罰せられたほどの罪であったのに、投下という大きな拔け穴があったのである。差發の點でも特典を享受し『各投下に分到せる民戸は、五戸絲を除くの外、甚麼（どんな）差發をも科要せしめず』條格二卷というオゴダイ皇帝以來の原則は大體において遵守されてきた。また次節に述べるように、投下內にあっては軀——奴隷——さえ州縣の民間の軀に比して放良——解放——の機會が多かった。極めて少數の强兵を賴りに、廣大で戸口の多い中國を支配した元朝としては、中國各地に散在する投下を常に强力に維持、培養する政策を採ったのは當然のことである。

だが誤解してはいけない。投下戸の稅賦が輕く、投下の人民が現實において係官、或は大數目人戸に較べて優遇されていたということではない。以上は元朝の政策について述べたまでで、欽察汗の平陽投下のようにひどい搾取も、しようと思えばできたのである。中世の常として、元朝でも人民などいうものは、搾取の對象以外としては考えられ

ていなかったが、それでも係官人戸に關する限りでは、稅賦は公的には一應は額定されていた。すなわち、官吏の恣意では課稅できなかった。しかるに投下では、一見したところでは、阿合探馬兒以外の稅賦はないように見えるが、これはあくまで官賦すなわち中央に納付する賦課（五戸絲）に關することで、王賦すなわち投下領主の搾取を規制し得るものではなかった。從って表面的に見るならば、投下の稅賦は州縣の一般行政區劃に較べて輕かったといえるが、實際上では領主の恣意的な搾取が甚しかったと見るべきであろう。善意の領主の場合には、投下の民は係官戸に比して輕賦の惠みに浴したであろうが、そんなことは寧ろ例外に過ぎなかったに違いない。他方、後に述べるように投下の一種の治外法權の下に西域の斡脫（オルクツク）（金融業者）や漢人の豪富、奸黠の徒が、領主や代官の威光を笠に着て、民衆を虐げること甚しかったものと思われる。封建制度の下の代官というものは、いつの代、どこの國でも、民衆怨嗟の對象であった。特に元朝の投下領のように大部分が不在領主の場合では、達魯花赤を制する者もなく、たとい善意の達魯花赤があっても、奸黠な手下の漢人の惡行を抑える能力はなかった。

餘談に屬するが、元代のモンゴル人官吏は上下とも殆ど漢語を解さず、一に漢人の譯史、通詞に頼っていたので、わる者通譯に乘ぜられることが多かった。つぎの話（西湖遊覽志餘）は投下のことではないかも知れないが、奸惡な漢人に操られた善意の達魯花赤の話である。靈隱寺という寺に金をためこんで、他人に貸しつけていた僧があった。借り手がなかなか返濟しないので、僧は縣署に訴え出た。借金した連中は驚いて譯史に賄賂を使った。達魯花赤は『この僧は何をいいにきたのか』と尋ねた時、譯史は『この僧は功德圓滿になったので坐化——坐禪したまま死ぬこと——したいからといって、お許しを願い出たものです』と答えた。そこで達魯花赤は殊勝なことだ、と許可を與えた。僧は貸金回收の願いが聞きとどけられたと思い、喜んで官署の門を出たところが、待ちかまえていた借り手連中は、僧をひっかついで城門の外に行き、手足を縛り、薪を積んだ上に、ころがして燒き殺してしまった。投下でもこれに類すること

は多かったにちがいない。

それでは、こういう投下領地はいったいどのくらいあったか。また投下領地の占める比重はどんなものであったか。時點として丙申年（一二三六年）をとってみれば、投下戸數（五戸絲戸）は七六〇、七五〇戸愛宕、前掲書である。これに對し同年の全戸數は約一、七四〇、〇〇〇戸であるから、全戸數において投下戸が占める比率は四三パーセント強ということになる。この統計の時點は一二三六年にとったわけであるから、右の比率は以後かなり變化したものと考えられる。特に世祖の時代になると全國が平定され、元朝の領地は大いにふえたが、元朝の中央集權政策と、もう一つ江南は牧畜に不適當であるという理由から、愛馬の意味における投下はあまりふえたとは考えられない。ただし愛馬ではない投下はもちろん江南にも設定されていたことは、前に引用した至元二十年（一二八三年）の聖旨によっても明かである。とにかく初期においては、華北における擔稅戸總數の四三パーセントにも達するものが投下領であった。この比率は徐々に減少していったとしても、しかしなお投下の存在は、元朝の地方制度上の大きな特色を形成していたことは疑うことができない。

國土の行政という面からみれば、一應は中國的中央集權制を採用した元朝にとって、投下のような一種の治外法權地域の存在は、政府の機能の運營上イマナスであったにちがいない。しかし萬一の際の根據地として、またモンゴル兵力の培養源として、投下は不可缺のものであった。投下は單に諸王、功臣を滿足させるための恩賜だったのではないのである。投下が元朝の支配の大きな支柱だっただけに、その消長は元朝そのものの盛衰に強い影響力を持たざるをえなかった。この點に關しては最後に述べるが、その前に元朝時代の奴隷制に觸れておく必要がある。

註

1　愛宕松男、前掲論文。

2　「通例條格」卷二。

3　道觀、寺院の場合でもその盡くが完全免稅の特典を享受していたわ

けではない。マクリージ所載のチンギス・ハーンのイエケ・ヤサ、第十條には宗教者に對する免稅が見え（V.A. Riasanovsky; Fundamental Principles of Mongol Law. 1937, p. 83）リヤザーノフスキーは no taxes and duties と譯しているが、實はこれは qubčur（モンゴル語では qubčiri）でリヤザーノフスキーの記事に賴るわけにはゆかない（M. Minovi & V. Minorsky; Nasir al-Din Tusi on Finance, B.S.O.S., vol. X, p. 783）元の法制の一大特色は casuistic な點にあるので、イエケ・ヤサのクブチリ免除の規定をあらゆる稅の免除と擴張解釋するわけにはゆかない。第十條はあくまで qubciri alba(n) の免除と解さるべきであろう。そうすると白話及びパクスパ聖旨碑における免稅規定の不統一及び愛宕が論じている（前掲論文）「典章」卷三三「法錄先生」との矛盾も解決し得るのではないかと思われる。

4　第一章、判例法の實體參照。

奴隷制

誤解や本論の趣旨に直接關係のない論議を避けるために、まずここでわたくしのいう『奴隷』の意味を明かにしておきたい。ここで「奴隷」というのは、通念に從って、法的に人格を認められていない人間、いいかえれば物件として扱われる者をいう。中國の奴隷制についてはすでに仁井田陞[1]に詳しい論考があり、元代の驅に關しても史料を豐富に擧げているので二、三を除いて、餘り附け加けるところはない。ただ本稿のテーマに關係ある點にのみ多少觸れることにしたい。

元代では驅は躯又は軀とも書き、驅口、驅戶、戶驅などいう表現も見られる。また元代の官文書に『口』と見えるものも多くの場合、驅を意味している。われわれのいう『人口』ではない。元代の『人口』の『口』は頭口の『口』で、奴隷や動物の類である。

元代の驅について第一に考えてみるべき問題は、その起源である。驅の起源はおよそつぎの三類に分け得る。

一　戰爭の捕虜

二　罪人またはその家族

三　人身賣買

右の順序で說明してゆこう。第一類は、おそらく數の上からいって最多數を占めていたものと思われる。『軍前』――戰鬪――で捕虜となった者はすべて驅にされた。これは廣い意味の戰爭ではなく、戰鬪での捕虜で、何も被征服民全部を指すものではなく、まして降伏者（投拜）はこのうちにはいらない。その證據には「條格」三卷の「被虜平民」の條にはつぎのように見える。

至元二十五年六月。中書省は御史臺が備せる監察御史の呈（を准けたり）。若し叛亂の去處ありて各軍が人口を虜し得たれば、合委の按察司の官は軍（官）民官とともに審問して分揀し、從賊の妻屬を、公據を出給して各軍に分付し、如し公據なければ、卽ち虜掠の良人（一般民）と一體に斷治せんと。刑部が議得するに、迤南の叛亂にて收捕せる各軍の拿住せる人口は、如し監察御史の呈するところを准して公據を出給すれば相應ならんと。都省は擬を准す。

右の文中の從賊というのは、賊（反徒）そのものではなく、賊に强制されて行動を共にした良人（一般民）のことである。これによって見ると、これらの良人およびその家屬は奴隷にはされず、ただ敵軍――反徒も含む――およびその家屬のみが驅とされることがわかる。

戰鬪で捕虜になった者は『すべて』とわたくしがいったのには意味がある。在來、多くの歷史家、箭內互、[2]有高巖、[3]蒙思明[4]などはことごとく、元代の民族或は種族による階級差別という點を强調してきたが、これが誤りであることは既に指摘した。第一章參照このような誤った推論に對する最大の反證は、元代には『蒙古驅』といわれたモンゴル人の奴隷が存在した事實である。たとえば「通制條格」二卷にも、

甲午年。哈罕皇帝（オゴダイ）の聖旨を奉じたるに、達達、回回、契丹、女直、漢人等を論ぜず、如し是れ軍前にて虜し到れる人口にして在家主人（の家）住坐し、驅口と做（な）り……

と見えている。もし元代の階級が種族や民族に基くものならば、モンゴル人奴隷（達達とは元代におけるモンゴル人の汎稱である）が存在し得るはずはない。達達（蒙古）驅というのは、おそらくモンゴル時代初期や、その後のモンゴル族内部の爭いにおいて捕虜になったものであろう。モンゴル人で驅になることは後にはなくなったか、或は極めて稀れになったことは想像できる。しかし或る論者たちがいうように、モンゴル人全體が支配者であり、支配階級を構成していたと考えるのは、全くの誤謬であることは明かである。たとえ達達驅は例外であったとしても、征服後まもない初期においてさえ中國在住のモンゴル人のうちには支配階級に屬しない平民もすくなくはなかった。「條格」三（巻）に、

中統三年三月二十八日。中書省奏すらく、達達民戸は、壬子年に是れ青冊（ココ・デブテル）戸籍簿上に附籍すると雖も、元（もと）達達百戸牌子の裏（うら）にありて差發に當れる的（もの）は、各投下に分付して差發、身役に當らしめんと。聖旨を奉じたるに、准（ゆる）さる。

と見えている一條により、これは疑う餘地もない。これ以上、ここで元代種族階級論への反論を蒸し返す必要もあるまい。とにかく軍前の捕虜は、軍戸驅或は軍驅といわれ、それを捕虜にした軍人の奴隷になった。ただしこれは、たぶんいわゆる『親驅』の一種であろうが、前に述べたように一般の驅に較べては、容易に放良されて良人（平民）になれた。

つぎに罪人およびその附屬戸は驅におとされた。これはいわる係官驅或は官驅であって、よくはわかならないが官驅は官署に附屬し、おそらく各種の勞役に無制限に使役されたものと思われる。民戸驅の場合は、論理的にいえば驅が物件である以上、差發の對象になるのは筋が通らないが、「元史」食貨志には『丙申年、乃ち科徵の法を定め……毎丁、歳に粟一石を課し、驅丁は五升』とあり、また『至元十七年……毎丁、粟三石、驅丁は粟一石』と見えているから、

驅といえども課稅の對象にはなっていたらしい。しかし驅戸が獨立の戸計として課稅されたはずはないので、これはおそらくは驅を所有する戸計は成年の驅（驅丁）一人ごとに、一定の稅額が附加されたことを意味するものであろう。人格が認められず、法的に物件として扱われる驅がたとえ間接的にではあっても納稅者となるのは、いくら昔でもあまりに非論理的であろう。

罪によって驅にされるのは、始めは別に重罪人とは限っていなかった。罪を犯した官吏は斷沒されることがあり、また民間の殺傷事件では、よく加害者を被害者或はその家屬に與えて驅とならしめた。しかし、これは後に改められて、重罪のみが斷沒に處されることになった。斷沒の具體例は「元典章」に多く見えるが、「條格」二卷のつぎの二條はその一般的規定である。

諸の刑を犯せる官員は、已經に朝廷が家屬幷に戸下の人口を斷沒せば、並に已斷に照依し、合屬に發付して收係せしむ。

諸色人等が事を犯すのためによって、罪名の輕重を問わず、一例に人口、財產をば斷沒して事主被害者に給し、或は斷ずるところの官員が分訖し、中間また犯すところの情罪が斷沒に及ばざるの人口あり。いま擬すらくは、在前、已經に欽奉せる聖旨幷に諸王の令旨に（曰く）、忽都虎官の文字にて斷過せる者は、別に定奪なきを除くの外、其の餘の斷事官、府州の達魯花赤、官員が擅に自ら斷訖せるの人は、重刑を犯せる者は另に定奪を行うを除くの外、其の餘の雜犯人等は改正して良民平となし、收係して差に當らしむ。

右の官驅もまた一般の戸驅に較べては放良——後に述べる——の機會が多かったらしい。

さて最後に人身賣買には自分を賣るものと他人を賣るものとがある。或は借金のために身を賣り、或は金錢の必要から身を賣るもので、終身のこともあれば、一定の年限を定めて契約し、その期間、驅となるものもあり、これは期

限が終了すると、また良人にもどる。人を賣るのは、子供を買ってきて、驅として賣るものである。

こういう定義の下では――定義そのものに對する異議は別として――元代の驅が奴隷の範疇に入ること、一點の疑いもない。「通制條格」二卷には明かに、

諸人の驅口は錢物と同じ……

と見え、また奴婢については「別本刑統賦解」には、敷衍されて、より詳しくつぎのように見える。

人と稱するは奴婢に及ばず。

人の賤なる者は、奴婢より甚しきはなし。人類に係ると雖も、律にありては、ただ畜産と同じ。良人と相い犯せば、則ち加減の例あり。ただ盜賊が奴婢を殺傷する者は、殺傷せる事主の坐に同じ。其の諸條の中、人と稱する者は、奴婢みな與らず。

奴隷を物件とみなす法思想は、宋代から引き繼がれたもので、元代に於てはそれをそのまま驅に適用した結果『驅は錢物に同じ』という表現をとったものと考えられる。奴婢を驅、畜産を錢物と讀み換えたに過ぎない。人格を認めないことは同じである。しかし元代の驅を以て前代からの制度だとみる必要はない。奴隷制はモンゴルにも古くからあったもので、驅はモンゴル語の boγol[5] に當てたことばであろう。

「通制條格」や「元典章」の驅、「賦解」の奴婢が法的に人格が認められない原則が適用されたケースは、「典章」や「條格」に屢見する。「賦解」の『ただ盜賊が奴婢を殺傷する者は、殺傷せる事主の坐に同じ』という但書は、被害者が盜賊を殺傷した場合の坐罪に該當するという意味である。また驅を殺傷した場合の刑罰は「元典章」刑部に多くの判例が見出される。加傷は問題にはならない。殺害の場合でも、驅に罪や過失ある場合には本使（主人）はもちろん無罪であるし、本使が理由なくして驅を殺しても、たいていは罪を問われなかった。驅が驅を殺傷した場合には、凡

人（一般人）の間での殺傷の罪に准ずる刑を課された。また良人（自由民）が他人の驅を殺した場合には、燒埋錢を徴された。燒埋錢は人命賠償 wergild, Busse のことであるが、これについては別稿[6]に述べるからここでは觸れない。また放良奴すなわち良書（解放證明書）を持つ解放奴隷を本使が殺した場合には、舊例（金の泰和律）に准じ、凡人に比して罪四等を減じた。すなわち驅は良人になっても、なお一段と低い身分にあるとみなされていた。また本使（主人）のない驅は牛馬羊等の家畜と同列に闕遺、モンゴル語では孛闌奚 bulanggir として、主のない家畜同様に扱われた。

また驅が良人と通婚することは、元初には de facto としては認められ、特に男驅が良人の女を娶って子を生めば、その驅の死後には子は良になる慣習も認められていたが條格[7]原則としては「典章」や「條格」にしばしば見えるように、良賤婚は禁止されていた。

以上、驅の社會的身分について概略を述べてきた。身分（ステータス）とか社會階級というものは、最も端的に刑法において表現されるものなので、以上では主としてこれを法的な面からみてきたが、中國の奴隷制については仁井田に詳しい論考があるから、ここではこれ以上觸れる必要はない。ただ元が異民族のいわゆる征服王朝であったということから、特に奴隷制がはなはだしかったとか、驅が社會的に虐遇されていたとかいうことはいえない。事實はむしろ逆であった。すでに述べたように、元代の驅は前代からの繼承であり、却ってその地位は改善されたといってもよい。たとえば「典章」巻四十二に主人が佃客を殺したケースの判例が載っているが、その一つの判決文につぎのような一節がみえる。『いま江浙の弊は貧民はなはだ多く、みなこれ主戸に依托して雇賃し、或は地を佃し、客となって過日するも、すなわち客戸に非らざれば、買致せるの驅奴なり。亡宋已前には主戸が生殺し、佃戸を視ること草芥にしかざりき。歸附してより以來、すこしく前弊を革め、時宜を斟酌して禁止す』これを見ても、元代における驅の地位は多少とも改善されたといってよいであろう。遊牧民の社會においては由來、階層（ストラティフィケーション）化が進まないのが常例である。ここで、

この問題にこれ以上、論及することはできないが、これは遊牧民の經濟生活がしからしめたのである。モンゴルのボゴルは一種の奴隷とみられているが、實は定着社會における奴隷とは、大きな開きがあったことを注意しておく必要がある。從って元朝が身驅に對して比較的寛容であったことは、別に異とするに足らないであろう。

經濟史的に、元代の驅がいかなる役割をつとめていたかという點になると、遺憾ながら資料がまことにすくない。ただ投下の軍驅になると、「條格」三卷によって、親驅丁が五十人以上數百人に及ぶものもあったことがわかる。これは投下の軍戸であり、特に富裕な戸であったので、もちろん特殊なケースであったろうと思われる。しかし、すくなくとも元朝の初期にはしばしば征討のことがあり、いわゆる『軍前虜到』の驅が多かったことは推測できる。從って軍驅はかなり容易に放良され得たとしても、投下軍戸はなお常にかなり多數の驅を所有し、これによって家畜の飼養、田土の耕作等を行うことができたと考えられる。また都市においても多數の奴隷が存在したことは仁井田、有高また蒙思明などの引用している史料で明かである。蛇足ながらもう一つ附け加えおくと、「宛署雜記」民風一、土俗の條に掲げられている黃仲文の「大都賦」にも元の大都の繁盛をうたって『酤戸なんぞ泰きかな、斗大の金字を扁す。富民なんぞ奢れるかな、龍盤の綉紋を服す。奴隷は雜處して辨ずるなく、王侯は竝び驅せて分かたず』といっている。

さて、ここにすこしく奇異に感ぜざるを得ない一事がある。前に述べたように、投下の戸計は稅賦の點で特權を享受し、加うるに多數の驅による豐富な勞働力を有していたにもかかわらず、元代の資料には朝廷がしばしば投下に禁令を出して人戸の拘收、招收を停止せしめようとしたことである。この問題の解決の鍵は、前に述べた郝經の「河東罪言」の一節にあるとわたくしは考えるのであるが、投下戸計の減少、勞働力の不足、ひいては投下制の破綻こそは、元朝衰退の重大な一要因と考えられるので、つぎにこの投下制の衰退を考えてみたい。

註

1 仁井田陞「支那身分法史」昭和十七年、第八章。
2 「元代社會の三階級」、蒙古史研究所收。
3 「支那に於ける外人の待遇」、史潮、三ノ三。
4 「元代社會階級制度」、燕京學報、專號、一六。
5 ボゴルについてはウラジーミルツオフ「蒙古社會制度史」（邦譯、生活社刊。昭和十六年）を參照。
6 附錄三參照。

投下制の破綻

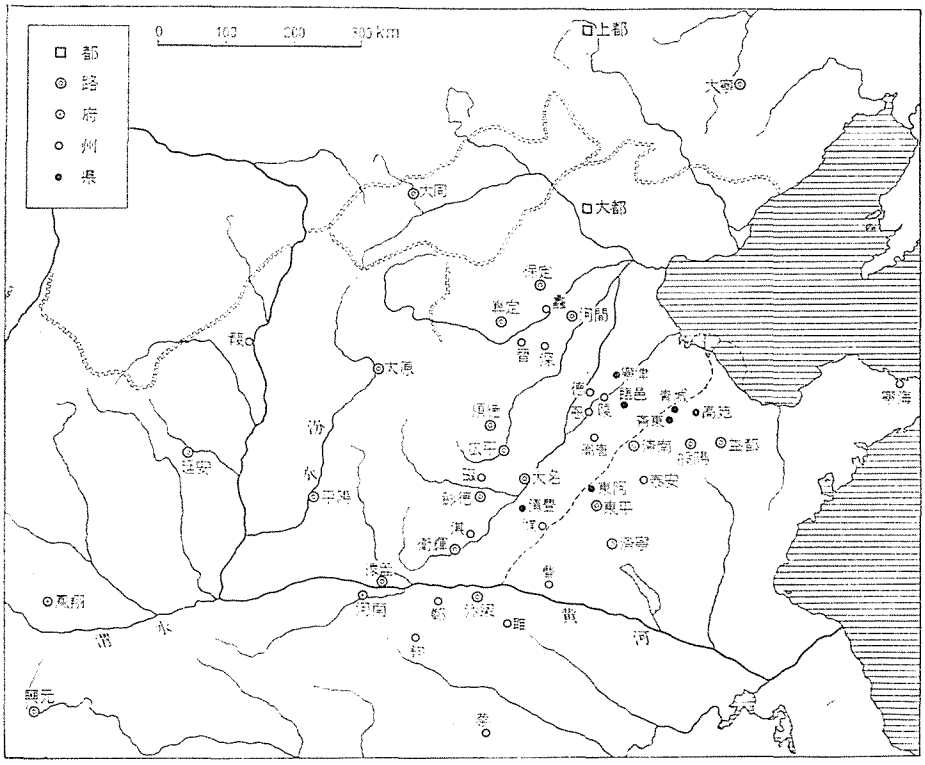
投下は元朝の根幹たる部族の基地であった。そこではモンゴルおよびその他の北方、西方の部族が、その固有の制度を維持し、可能な範圍——自然條件が許す範圍——において牧畜も試みていた。そして右に加うるに、投下はその經濟的基盤としていわゆる五戸絲を有していた。しかし家畜の飼養、特にいわゆる遊牧形態（ノーマディズム）における家畜の飼養には、中國本土では北部と西北部を除いて他の地方は適してはいない。その北部や西北部さえ純粹遊牧には好適とはいえないし、さらにこれらの地方では土地利用法としては、牧畜よりも農耕のほうが遙かに有利である。從って中國にせっかく設けられたアイマックも、しだいに牧畜經濟の單位としては衰退してゆかざるを得なかった。

特に馬匹は元の兵力の基幹であった。しかるに自然條件が馬の飼養に好適でない中國においては、いかに努力しても馬政がうまくゆくはずはない。遊牧地帶に良馬を產し、馬に疫病のすくないのは、第一には馬には乾燥した草原が適し、第二には長距離の移動が馬の保健に役立つからである。かかる條件は北中國でさえこれを充たし得ない。しからば中南部においてはいうまでもあるまい。こうして元代では、しだいに馬の數が減少し、また質の低下もこれを防ぐことはできなかった。

以上は單なる推定ではない。「大元馬政記」によれば、泰定二年に太僕寺（馬政の官署）卿の燕帖木兒は『各處の官馬の數

目、舊より短少せり』と奏したとあり、またその前年には渾丹なる者――投下領主或は達魯花赤であろう――が『各愛麻(アイマック)の馬、耗損多し』と奏したことが見えている。このような狀態で、馬の飼養はしだいに減少していったらしい。この點についてさらに續ける前に、まず投下戸計一般の減少に觸れておく必要がある。

投下には大きな財政的特權、すなわち投下の直接歳入である二五戸絲と中央から還元交付される五戸絲以外には雜賦がなかったにもかかわらず、また一部の者は投下の庇護下に差發を免れるために自ら投下に移住、或は遁入したにもかかわらず、投下の擔稅民戸は次第に減少し、投下は或は中書省の許可の下に、或は擅斷に、一般行政地域から戸計を招收、拘收せざるを得なかった。戸計の拘收、招收に對しては、元朝はしばしば禁令を出し、その例は「典章」「條格」に多く見出される。この一見不可解な事實を解釋する以前に、投下戸計の減少の狀態を一瞥しておこう。幸いに「元史」食貨志、歳賜にはこの統計が見出されるから、つぎ

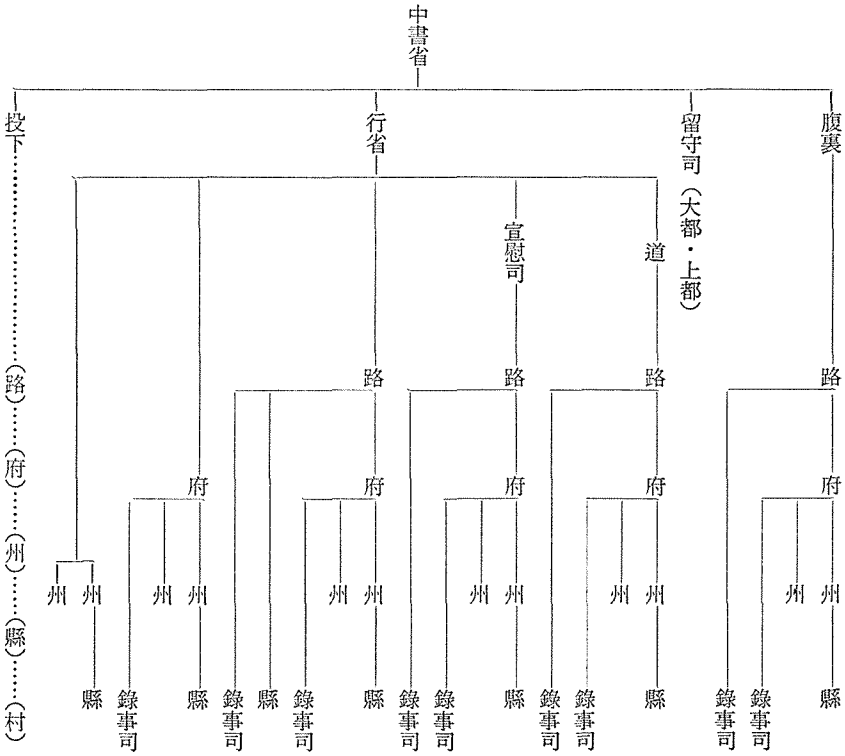


元代投下分布圖

に擧げる。比較の便宜上、投下の所在および丙申年（一二三六年）に分撥（割當）した戶計と延祐六年（一三一九年）の實有（擔稅）戶計だけを掲げる。

所在	丙申年（一二三六）	延祐六年（一三一九）
寧海州	一〇、〇〇〇	四、五三二
般陽路	二四、四九三	七、九五四
濟南路	五五、二〇〇	二一、七八五
益都路	六二、一五六	二八、三〇一
恩州	一一、六〇三	二、四二〇
太原、眞定	五七、三三〇	一七、二一一
大名	六八、五九三	一二、八三五
眞定路	八〇、〇〇〇	一五、〇二八
河間路	四五、九三〇	一一、一四〇
東京路	四七、七四一	一七、八二五
高唐州	二〇、〇〇〇	六、五三〇
濟寧路	三〇、〇〇〇	六、五三〇
？	一二、六五二	三、五三一
濮州	三〇、〇〇〇	五、九六八
延安府	九、七九六	一、八〇九
東平	三九、〇一九	八、三五四
廣平	一〇〇	七〇
大名	一〇〇	三八
東平	一〇〇	七八

元代地方行政系統圖



東平東阿縣	一〇、〇〇〇	一、六七五	河間路陵州	一、三一七	五五九
泰安州	二〇、〇〇〇	五、九七一	河間路寧津縣	一、七七五	七二二
德州	二〇、〇〇〇	七、一四六	河間路臨邑縣	一、四五〇	三五四
眞定	一〇〇	三九	曹州	一〇、〇〇〇	一、九二八
順德路	一四、〇八七	四、四四六	東平	六八〇	三八九
廣平路洺水州	一七、三三三	四、七三三	懷孟	一〇〇	五〇
廣平路磁州	九、四五七	二、四〇七	大名清豐縣	一、七一三	一、三〇七
廣平路	一五、八〇七	一、七〇三	平陽	一四四	一〇〇
河間路齊東縣	一、〇二三	三六六			

右の表の數字によって戸計の減少を論ずるまえに、「元史」のいわゆる『食采の分地』が單なる『湯沐の地』ではなく、多分に軍事的意味を持った封建領地であった傍證を、くどいようだがもう一つだけ擧げておきたい。右の表の前文だけを讀めば、これらの諸地方は歲賜としての收入源としか見えないが、その所在を考慮に入れるならば、それが投下であり、元朝はこれらの投下を漠北の投下、或は西域のアイマックと同じくモンゴル兵力の培養基地と考えていたことが明かになる。すなわち右の諸地方は盡く中國北部にある。ところが「經世大典」屯戍の條を檢すると『蒙古軍を以て河洛、山東に屯し、天下の腹心に據らしむ』と見えている。右表に現われた諸地方はまさに『蒙古軍を屯せし』めた地方と一致する。從って「元史」、食貨志、歲賜の條の分地が、完全な意味の投下であったことを疑うことはできない。ただしわたくしは投下は中國北部にのみ存在したものだというのではない。アイマックとしての投下はその性質上、中部や南部には存在することはできなかった。これは遊牧の性質上、自明の理である。しかしながら單なる湯沐の地としての投下は中、南部にも存在した。このことは「典章」新集戸部に『江南の田地なきの人戸はこれ甚差發にも當らず、各投下がまさに得るべき的は阿合探馬兒官司が代支す』と見えているので明かである。この種の江南の投

下はアイマックではなく、換言すれば部族的封建領ではなく、西洋や日本の中世の封建領、或はさきにいったような『湯沐の地』であり、いわゆる『裂土分民』の制で、中央の區處は受けなかったが、北部における如きアイマックではなかったものと思われる。江南の投下においては、おそらく投下領主は、自分の代官（達魯花赤）を任命し、阿合探馬兒を徴集することを以て滿足していたものであろう。

さて右表の數字によると、一二三六―一三一九年の八二年間に軒なみに戸數が減少し、むしろ多少の減少は稀れで、ひどいのになると十分の一近くも減っている。これは一體どうしたことか。天災、兵亂などを考慮に入れても、八二年という寧ろ長期にわたって、戸計が自然的にこんな大幅の減少をきたすわけはない。この現象は戸計の移動、すなわち投下から一般行政地域への移住、逃亡流離の結果としか考えられない。このような逃戸の現象は何も右に擧げた投下民戸に限ったわけではなく、州縣の民戸も同様で、三分の一乃至二分の一の減少を示した。魯國公主の投下のあった濟寧路では胡祗遹が總管の時代（至元十九年、總管となる）に逃戸八千戸（紫山文集、雜著）であったという。そして、かれは逃戸が歸還しない原因としてつぎの十條を擧げている。

一、拋下の事産なく、來るも居る所なく、錢債を缺少し、來るも償う能わず。
二、他處にて生理（なりわい）を得。
三、元籍が本鄉に非ず、すでに鄉に還る。
四、漂流すでに久しく、地理は寫遠にして力の接掣、移徙するなし。
五、遠方に流移して商賈となり、工匠となる。
六、元拋せる產業はすでに他人の有するところとなる。
七、夫亡じ、妻は他人に適す。

八、父母すでに老死し、子孫は原籍を知らず。

九、子孫は人に贅となる。

十、流寓によりて戸絶す。

それなら他鄉に流移、流寓の逃戸は、そこでどうしていたかというと、胡祗遹は曰く『主戸を廢して客戸となり、人の田を分耕し、簷軒に托棲す』という狀態であった。おそらくは他鄉——たぶん、遠くは比較的稅賦の輕かった江南に逃げていった者もすくなくなかったろう——に逃亡し、或は小作となり、或は季節的農業勞働者として轉々と移動し、または都市で働き、器用な者は工匠にでもなったものであろう。

逃戸の激增による稅の減收は、殘りの戸計に肩替りさせられた。稅は額定されているのだから、そうするより外はない。逃戸の實情について胡祗遹はいう。

逃戸の分數を見在戸に披散し、繼いで逃戸あれば、則ちまた然り。假如（たとえば）某村、某年の元抄せる十戸は、累歲逃訖すること七戸、八戸にして、見在は三戸、二戸にて十戸の差發に抵當し、以て應當前（すす）まざるに至り、竟にまた逼迫、逃去し、遂に空村と成る。また空村の拋下せる分數を將（もっ）て普く一縣に散ず。近年、見在戸の當るところの差發を以て、これを初定の元額に較ぶれば、豈ただに十倍のみならんや。

このような實情であったので、漢人で實務に詳しい胡祗遹のように、戸籍の再調査、再編成を考えた者もあった。曰く『壬子に戸を籍して今に到る三十餘年、上策は再び籍し、籍を以て定となすにしくはなし』つぎに中策と下策を述べているのだが、右のような逃戸の狀態における拔本策は『括戸口』すなわち全國的な擔稅力の調査をやりなおし、『入るを量って出るをなすの法』を定めることだと胡は述べている。

しかし括戸はついに行われなかったらしい。第五節で述べたように、至元八年には戸計の整理は新しい體例で行わ

れたが『括戸口』までは行われなかったのである。壬子年（憲宗二年、一二五二年）から三十餘年というと至元の末年に當るが、この時代に至ってもなお壬子籍を規準にして『入るを量』っていたものらしい。

このような民戸の減少によって投下の受けた打撃は、一般の州縣に較べて、より大きかったことは當然である。その理由は以下を讀めば明かになると思う。さてこの民戸の減少に對處するために、投下は附近の州縣から戸計を强制的に自分の領地へ移住――拘收、招收――せしめる手段をとらざるを得なかった。中書省としては、州縣から投下への戸計の移動は中央への歲賦――係官差發――の減少をきたすので、これに反對であったが、しかし投下の窮乏化を放置しておくことはできないので、許可制とした。すなわち『いま體知し得たるに、諸投下が使臣を發し、告して奉じたる聖旨及び令旨の文字もて、本路の官司を經由せずして經直に州縣に於て開讀して民戸、人匠を拘刷し、便ち拘收、起移を行い……』條格卷二というように、中書省で許可した拘收はかまわないが、直接の拘收は禁止した。

さて、それでは何故、投下の戸計が逃亡せざるを得なかったか。その理由の第一は、農民は投下では安心して農耕に努めることはできなかったからである。たとえ、歲賦がすこしぐらい輕くても――後に述べるように必ずしもそうではなかったが――投下の部族が勝手に家畜を放牧して、耕地を荒したのでは、農業は成り立たない。現在の中央アジアや西アジアでも、農耕民はつねに遊牧民の家畜が耕地、果樹園を荒らすのに苦しんでいる。遊牧民が支配者たる投下においては、これは想像にあまるところがあったにちがいない。いや、これも決して單なる想像、推定の類ではない。「馬政記」にはつぎのように見えている。

成宗皇帝。元貞元年十月。中書省（の咨に）、大司農司の呈に據るに、大都路の備せる固安州の申に（曰く）。本處の年例に帖麥赤（テムテ）が官の駝（ラクダ）を牧放することあり。九月初より本州の良渠禮、西內村等の處に到り、下年（よくねん）四月の終りに至り上都に往くに、冬より春に至り、並に圈（かこい）を立てて餵養せず、俱に百姓の地內に於て牧放し桑、棗、果木

を嚼齧せしむるを致し、諸樹死損す。會驗し到れる詔赦內の一款の節該(に曰う)。國民の用財はみな農に本づくと。所在の官司は、先皇帝の累降の聖旨に欽依し、歲時に勸課し、耕作の時に當っては、不急の役は一切停罷し、農を妨ぐるを致すなかれ。公吏(使)人等は必ず差遣すべき者に非らざるは、輒ち下鄉せしむるを得ず。なお軍馬を禁約し、これ何の諸色人(しゅるいのひと)たるを以てせず、縱に頭疋を放ちて食踐せしめ、桑、果、田禾を損壞せしむるを得るなかれ。違う者は治罪し、賠償せしめん。乞うらくは、合屬に行下し、禁治するの事。都省は宣徽院に劄付して禁約せしむ。また兵部に下し、更に行移をなし、上に依って施行せしむ。

右の文には、係官のラクダとあり、地面が投下領とは明記していないが、行文(コンテクスト)からみて遊牧部族が、固安州(北京南方)を冬の牧地として横行していたさまがよく描かれている。この部族が探馬赤であることは末尾に『兵部に下し、更に行移を爲し』の一節でも明かである。いうまでもなく帖麥赤はモンゴル語 temeči (temegeči)で『ラクダ飼い』のことであるから、當然アイマックである。同じようなことがらが「秋澗文集」中堂事記にも見える。左の如くである。

詔書を欽奉するに、今後、各處の應(あらゆる)有の久遠に安屯し、幷に時暫に經過する軍馬の用ゆべき粮食は官倉內より數を驗して支給し、却て人民を騷擾するを得ず。各處の管軍官、管民官に仰せて、遞互に相い照せよと。省府が照得するに、卽(いま)目春首、まさに二麥滋榮し、桑果生發し、五穀を布種するの時分。切に恐るらくは、經過の軍馬幷に屯住寨營する人等が、頭疋を牧放し、田禾を食踐し、桑果樹木を啃咬し、及び酒食を强要し、物件を欺奪し、搔擾不安にし、農民の歲計を失悞し、通行の客旅を阻礙せんことを。

右の文中に『久遠に安屯し』といっていることを見ても、投下のアイマックに關していることはまちがいない。前引の「馬政記」の文ほどには明白ではないが、遊牧民部族の季節的移動に觸れていることは確かである。

右の「馬政記」や「秋澗文集」に見えるような狀態で、農地が家畜に踏み荒らされ、また桑や果樹が枯されては、

たまったものではない。たとえ税賦は輕くても、肝心の農業そのものが成立しないでは、農民は逃亡するよりしかたがなかったであろう。その税賦にしたところが、投下民戸が特典を與えられていたのは、中央政府の管轄權の及ぶ五戸絲の範圍においてのみで、實際の行政は封建制の特色で、すべて投下自身の權利と責任で處理され、中央の干渉は不可能であった。從って中央政府が原則としていわゆる五戸絲を定め、その他は『不揀甚麼差發、休科者』と命令しても、文字通りの實施は不可能であった。もし投下領主が欲するならば、殆ど意のままに苛斂誅求ができるのが實情であった。

ここで思い出すのは、前に引いた郝經の「河東罪言」である。チンギスの孫、キプチャック・ハーン拔都大王の投下であった山西の平陽は、古來形勝の地。物産豐かで、文化の高かった地方であるが、この投下の情況は民は『轉徙、逃散し……富豪の人民は荒空、蕪沒し、盡く窮山、餓水となり、人自ら相い食む。始めは則ち諸道に覘(くらべ)て獨尊となせるも、乃ち今は因弊の最たり』ということになった。その原因は、この投下の不在領主であったロシアのキプチャック・ハーンが金銀を『萬里に輸獻』せしめたことにあった。平陽投下ではその特産品である織物を銀に交易し、その銀で各種の器物——食器、裝飾品、馬具等であったろう——を作って貢納せしめた。また平陽が特に苦しんだのは、金の貢獻であったらしい。平陽投下には黃金を貢獻せしめたが、民戸は黃金一に對して銀一〇から一五、二〇と次第に不利な交換率で金を買わざるを得なくなった。こういう狀態の裏には例の斡脫といわれた西域商人の活躍が潛んでいたにちがいない。郝經は續けていう『折して白銀二兩に至らば、黃金一錢を得。布を賣りてより白銀を得るに至り、また黃金を得るに至るには、その費を十倍し、筐篚の紡績を空にし、婦女の釵釧を盡して、なお未だ數に充たず。榜掠、械繫されて苦楚に勝えざるも敢て逃命せず、則ちすでに極れり』しかし郝經の末尾の句は修飾の文章であって、實情は大いに『逃命』していたのである。それ故にこそ、投下は常に中央政府の命に反しても、しばしば戸計の招收、

拘收を行わざるを得なかったのである。

こう考えてくると、さきに擧ぎた投下戸計の減少の說明がつく。すなわちその原因は(1)家畜の放牧による農業の破壞、(2)投下の苛斂誅求であった。そしてこの(2)のうちには、わたくしとしては獨り投下領主の誅求のみならず、斡脫の搾取も含ませたい。たとえば平陽投下の金の歲貢であるが、由來中國では金の產出は多くなかった。しかし一步、西北に出るとアルタィ地方という金の大產地があり、アルタィの金を中國に持ってくるのは西域人であった。從って、平陽投下は斡脫商人にとって絕好の市場だったにちがいない。そしてこれらの斡脫はおそらく金銀の兩替を營み、また歲賦を納める民戸に高利で金を貸したものであろう。他方において斡脫は漠北時代（村上正二「元朝に於ける泉府司と斡脫」東洋學報、東京、一三ノ一）からのモンゴル支配階級との密接な關係によって投下の財政代理人のような役割を演じ、投下の財政に干預すると共に、投下の名において民戸を搾取していた。『諸投下、使臣を差し……民戸、人匠を拘刷し、便ち拘收、起移を行い、及び錢債を取索して騷擾す』（條格卷二）というのは、おそらく斡脫錢のことであろう。投下に住む斡脫は投下領主や民戸に金融したのみならず、附近の州縣の民戸にも金を貸し、その取り立てにいわゆる『官府と結搆』して投下の權威を笠にきたものであろう。しばしば投下の名が利用されたことは、他にも例がすくなくない。たとえば白話碑に『各枝兒の投下を推稱し、先生根底不揀甚麼（からどんなもの）でも索（とる）要するを休めよ』とある。『推稱』はモンゴル語 sitaγu で『かこつける』という意味である。これは何も斡脫とは限らないが、大部分が斡脫であったことは疑えない。この連中が特權を享受し、暴利を貪っていた例は、元代の史料に多く見出される。「秋澗文集」（島豊筆補）から一つだけを拾っておこう。曰く『いま本路（大都路）の回回人戸を體察し到れるに、壬子年の元籍幷に中統四年の續抄は計二千九百五十三戸にして、內に於て多くは富商大賈、勢要兼幷の家に係り、その興販、營運は百色、民利を侵奪す』という狀態であった。ここにいう回回はアラビア人、ペルシア人であり、ウイグルは右の數にはいっていないこと、かれらはすべて斡脫であったこ

とは、後文を讀めばわかるから、ここで改めて考證はしない。

さらに投下の財政に打撃を與えた重大原因として、中央政府の管轄下にあり、投下の基本稅たる阿合探馬兒の七〇パーセントに當る狹義の五戶絲が、必ずしも投下に還元されなかったことが擧げられる。阿合探馬兒の三〇パーセントに當る二五戶絲は、始めから投下の取り分であったが、五戶絲は他の歲賜——金、銀、織物等——と同樣に、投下をコントロールする一種の手段として、これは一應は中央の管轄下に置かれてから、改めて投下に還元されたものである。この五戶絲の還元が、必ずしも阿合探馬兒設定の精神に遵い、また慣行通りに行われなかったことは、例の胡祗遹が述べている。つぎの如くである。但しこの一文には脫文と思われる箇所があり、また文章自體にも格はずれの點があるから——一體に胡祗遹の文章（雜著）がそうであるように——例によって句讀を打った原文を揭げ、つぎに讀み下そう。

前省官自謂、于國盡忠、斬惜財物、不敢妄支虛費。遂于諸投下五戶絲（原文尺に誤る）銀、遂賜（二字衍ならん）暨諸犒賜等物、不肯依時應副、巧計開除、不滿合得元數。所與之物、金銀匹段、亦皆低歹、不堪使用衣着。今次事發、爲人首告假銀、足爲明驗。實失諸王心、怨歸於上。何足以爲忠。古人親親之義、分寶玉于伯叔之國、時庸展親。恐不當如是。

前の省官は自ら謂えらく『國に忠を盡し、財物を斬惜し、敢て妄支、虛費せず』と。かくて諸投下の五戶絲銀および諸の犒賜等の物についても、時に依って應副するを肯ぜず、巧計もて開除し、合に（投下が）得るべきの元數に滿たず。與うるところの物、金、銀、匹段もまたみな低歹にして、使用、衣着に耐えず。今次、事が發し、人に假銀を首告されたるは、明驗となすに足る。實に諸王の心を失し、怨は上に歸す。何ぞ以て忠となすに足らんや。古人が親を親むの義は、寶玉を伯叔の國に分ち、時庸に親を展るは、恐らくはまさに是の如くなるべからず。

右に見える『假銀』とは「典章」二十に『假銀は驗し得て、黑色の滲眼を微帶せば、俱に鑛成せるに係り、委に是れ白錫にて造到せる假銀なり』とあるから、錫を含む品度の低い銀のことである。このように中央の官署は節約という名目の下に、五戸絲の還元や歲賜を故意に遲らせ、しかも粗惡品を投下に押しつけることがあった。

投下制の破綻は直接には、右に述べてきたように、(1)元朝の一般的現象たる民戸（擔稅戸計）の減少（逃戸）、(2)遊牧部族の横行による農業の衰退、(3)五戸絲の還元の缺陷等によるものと考えられるが、より根本的には部族的封建制そのものに藏された矛盾の發展の結果だと見てよい。元代の貨幣經濟については、別に論ずるが、宋代以來、流通經濟が發達し、すでに廣域經濟の下におかれていた中國は、元朝によってこの現象をさらに促進せしめられた。そのような經濟構造のうちに投下のような部族的封建制を持ちこむことそれ自體が、すでに大きな矛盾であった。鈔法の施行によって刺戟され、發展しつつあった國內の流通經濟と西域商人による國外貿易の發展は、廣域流通經濟と投下封建制との間の矛盾を加速する一方であった。そしてこの場合、破綻するのは、より後進的な投下であることは明かである。元の鈔法もまた失敗に終ったが、これは次章で述べる。投下こそは、元朝の軍事的威力の基幹であった。そしてこの投下制が破綻すると、元朝はその存在の基礎が搖ぎ出す。元朝が案外あっけなく倒壞したのも、こういうところにその重大な原因の一つがあったのではないだろうか。

投下財政の破綻は、他方では元朝の財政に多大の負擔を負わせた。「元史」食貨志を檢すると、投下には五戸絲が交付金として還元されるのみならず、そのほかに江南平定の後は江南の戸鈔を賜わり、また別に歲賜として銀、緞匹等——時には鈔——の莫大な額を支給されていた。この歲賜は二五戸絲の如き投下の固有權でもなければ、五戸絲のような既得權利でもなかったが、それでも慣行として認められていたものである。從って投下が奏すれば、每年與えられる慣例であった。食貨志に見える定額の歲賜のほかに、額外賞賜も時に應じてあったことは、桑哥（元史本傳）が歲出を節

減するために分地――すなわち投下――に對する額外の賞賜を節することを請うたのでも知られる。投下に對する額定、額外の賜與が中央の財政を著しく窮乏せしたことは、さらに成宗の時代、大德三年には宣徽使月赤察而等に命じて『自今、一切の賜與はみな奏するなからし』め、また翌四年にも左丞相荅剌罕の言によって『自今、諸位下（投下）の事の錢穀に關するものは、輒ち入って聞することなからしめ』たことでもわかる。このように投下の破綻は、單に元朝兵力の基底を搖るがしたのみならず、元朝の財政惡化に拍車をかけることになった。元朝の財政的破綻は、單に鈔法の失敗にのみ基くものではなかったのである。そして中央財政の惡化は投下の財政に響き、投下財政の窮乏は中央財政にはねかえり、かくして惡循環（ヴィシアス・サイクル）が續いていった。

元の滅亡の大きな原因の一つとして、確かに鈔法の崩壞が擧げられる。原理においては、元の鈔法ははなはだ合理的であり、且つモンゴル帝國という廣域經濟圈にすこぶる適した制度であった。ただその實施面において、幾多の缺陷を藏していたことは事實である。鈔法はいうまでもなく元に始まるものではなく、元は宋、金の制を襲ったにすぎない。ただ元に至って鈔法は徹底的に施行され、通貨として殆ど近代的制度に近い樣相を呈したわけである。それだけに、往々歷史に見られるように、失敗した最初の實驗であるといえる。元の鈔法に對するこういう見方は、何もわたくしだけの見解ではなく、すでに元末、明初に存在していたことは、史料に散見する。その代表的なものは葉子奇（草木子、卷三、下）で、かれはいう。『その法鈔法ついに廢す。嗚呼。蓋し嘗てこれを考うるに、その法の善からざるに非らざるなり……これ（鈔法の崩壞）元のついに術なくして亡ぶる所以なり』鈔法の崩壞が元の滅亡をもたらしたという考えは、國家財政に關する限りは正しいが、鈔法の崩壞のみを强調することは、行き過ぎであることは以上に述べた通りである。

註

1 E. Haenisch; Steuergerechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft, Tafel 2.

第三章　紙幣制とその崩壊

動態的考察

この論考は元代の通貨の靜態的研究ではない。いいかえれば鈔の由來とか、デノミネーションとか、兌換規定とか、僞・模造の罪に對する刑罰とか、鈔そのものの樣式、形態とかの研究ではない。これは元代通貨の動態的な考察である。それも元朝の特殊な幣制によって惹起された通貨インフレーションの經濟史的な考察であり、靜態的な記述は極めて簡略に、必要な範圍に止めた。

中國における紙幣の起源は宋代にあるといってよい。鈔の起源は唐の飛錢に求められないこともないが、飛錢は一般的な通貨と見做すことはできない。なぜならば、飛錢は一般的な價値の尺度、交換の媒體、富の蓄積手段等ではなく、一種の有價證券として遠距離取引の決濟手段がそのおもな機能だったからである。宋の交子、金の會子などになると、これらはかなり强く紙幣としての性質を持つことになった。元代の鈔はこれらの交子、會子等に做ったものにはちがいないが、兩者の間には數點のすこぶる重大な相違がある。宋、金の紙幣の主要な機能は、その發行額の如何を問わず、あくまでも硬貨の補助通貨であった。ところが元代になると、鈔が唯一の法貨と規定され、多少の硬貨も流通していたとはいっても、それは前代とは逆に補助貨としてであり、その額も極めて少額にすぎなかった。このよ

うな元代の鈔は最初は兌換券として發行されたが、財政支出の增大にともない、兌換は停止され、一種の管理通貨制がとられた。そして元代においてしばしば繰り返された經濟外的――軍事・政治的――原因による通貨管理制度の弛緩にともなってインフレーションが生起した。元代のインフレーションは大體のところ一二八五年（至元二十二年）にはじまり、一二九〇年（至元二十七年）以後一三〇〇年（大德四年）ごろまでは小康を維持するが、翌年から再び發行高が膨張し、以後は慢性的インフレーション狀態になり、至正十二年以後の發行高は文字通りスカイ・ロケッティングの樣相を呈して、元末に及ぶのである。（グラフ參照）

さて普通にインフレーションといわれるものは、商品量に對する通貨量の增大によって惹起される現象であって、その結果として顯著な繼續的物價騰貴が現われ、同時に通貨の流通速度が加速される。流通速度の加速は、さらに物價騰貴を促進し、このような物價の上昇は必然的に政府の支拂を增大せしめ、不換紙幣の發行はますます增加し、いわゆる惡循環（ヴィシアス・サイクル）が起こる。その結果は通貨制度の全面的崩壞ということである。

元朝のような强力な軍事國家にあっては、通貨制度の崩壞そのものだけでは王朝の沒落の直接原因にはならない。元朝の財政的基盤は武力による經濟的搾取であった。從って、もし元朝が完全に中國を抑えるだけの武力を有していたならば、直接的收奪によってもその經濟的必要を充たすことはできた。モンゴル人の征服初期における中央アジア、西アジア、ロシア、中國などを見れば、これは明かである。ところが元朝における武力の源泉たる投下制の弱化（第二章參照）により元朝の武力は低下し、もはや武力による收奪も不可能となっていた。こういう事態が大德一一年―一三〇七年以後のインフレーションを、救うべからざるものとしたと考えるべきであろう。

靜態的な通貨史の研究であれば、すくなくとも宋代から說き起こすべきであろうが、この論考は經濟史的な立場からする元朝一代の紙幣インフレーションの動態の考察を目的としているので、その必要はない。いいかえれば、この

論考は、元時代に見られる極めて特徴的な經濟現象の一つを動態的に採り上げるものである。

中統以前の楮幣

元の太祖チンギス・ハーンの丁亥の歳（一二二七年）に何實（元史、一五〇巻）が山東博州（聊城）において鈔法を施行したのが、おそらくモンゴル時代最初の幣制であろう。博州はモンゴルの侵入に際して、戰亂の巷と化し、人心不安で經濟活動は殆ど停止の狀態に陷ったので、何實は絹絲を準備（リザーヴ）として紙幣を發行した。これによって物資の流通が促進され、經濟が回復し、民生を利するところ多かったといわれている。何實は北京の人で、その曾祖搏霄は財政的手腕に富んだ人であったし、祖父の鼎敬、父の道忠は共に金朝に仕えて北京留守に陞ったというから、かれ自身武將であったとはいえ、財政、經濟についても知るところがあったと思われる。何實が博州で實施した鈔法については、詳しいことはわからない。しかし金制に倣い、それを地方的な便宜手段として實施したものであったろう。

太宗オゴダイ・ハーンの時代になると、詔を降して交鈔を印造せしめたという。大體、元朝の制度のこととなると、前には耶律楚材、後には劉秉忠が殆ど必ず顔を出すが、この時にも楚材が出てくる。當時、于元という者が交鈔の發行を上奏したが、楚材は金朝における交鈔制度の失敗と、その結果としての惡性インフレーションの事實を指摘し、『萬貫（交鈔の單位）を以てただ一餅に易え』るといった事態になり、却って國家財政の破綻を招來したと說き、交鈔の發行限度を嚴格に遵守すべきことを進言した。（「元史」耶律楚材傳）

太宗本紀によると、交鈔を發行したのは丙申年、すなわち一二三六年のことで、これがおそらくモンゴル時代において公式に鈔法を實施した最初であろう。他方、楚材傳の記事を讀むと、かれが不徹底な宋遼金時代の紙幣制度失敗

の事實をよく知り、幣制における發行限度の必要を強調し、『いま交鈔を印造せんに、宜しく萬錠を過ぎざるべし』といっている。當時の鈔の購買力についてはつぎに觸れるが、錠というのは元代では五〇貫であるから、一萬錠は五〇〇、〇〇〇兩である。楚材の進言は、太宗時代のモンゴル帝國の財力としては極めて妥當、合理的な線を打ち出したものといえる。太宗時代の華北の物價や賃銀についてはもちろん詳しいことはわからないが、大體の見當はつかないことはない。

その一つは胡祗遹「紫山文集」一卷「二十二、寶鈔法」の記事である。

> 中統建元、鈔法初めて立てられ、公私貴賤、これを愛すること重寶の如く、これを行うこと流水の如し。交鈔一貫にして絹一匹を買い、鈔五、六十文にして絲一兩を買い、米は石に鈔六、七佰文、麥は石五、六佰文、布一端は、鈔四、五百文なり。[1]

この文の前には、『請うらくは今日の事を以てこれを言わん。元寶貫鈔（すなわち中統元寶鈔）これを行うこと十有餘年』とあるから、胡祗遹がこの文を書いたのは至元十年前後であることが知られる。さらに後文に、『目今、毎歲、鈔を印すること八萬餘錠』とあり、これに當たる年は八六、二五六錠「元史」鈔法を發行した至元九年であることがはっきりする。つぎに同じく至元九年前後の資料として、魏初の『青崖集』卷四奏議にもつぎのような記事がある。

> 目今（至元九年前後）、大都にて人夫を供役せしむるに、春より秋に徂（およ）び鹽糧、工價を支すと雖も、寔に農務において妨害するところあり。これがために就問し得たる戶部の鹽糧料の令史燕珍の呈（曰く）、毎夫一名、日に工價鈔一錢三分を支すと。鹽糧は計るに一分に該（あ）たり、工項は計るに鈔一錢四分に該たる。人戶が歲計を妨ぐるを慮るあれば、おのおの工價と鹽糧を得るを除くの外、更に鈔或は一錢有零を貼して人夫を顧覓し、代替せしめん。[2]

太宗の八年と至元九年の隔たりは三十四年であるので、至元九年の資料によって太宗の八年における生活水準を推定することはすこしく問題であるとは思われるが、わたくしは大差はないと考える。というのは、至元の初期にはまだ紙幣インフレーションは起っていないからである。インフレーションが始まるのは至元十三年に『銀鈔相權』大法の廢止、すなわち兌換を停止した時からであって、至元九年の發行額はまだ八六、二五六錠、すなわち四、三一二、八〇〇貫に止まっていた。したがって、太宗の八年と至元九年とにおける領土の廣狹を考えても、前者における一〇、〇〇〇錠と後者の八六、二五六錠との間の發行高の差によって物價や賃銀に大差が生じたとは考えられない。この時代は元朝の發展期に當たり、異民族の支配下にあったとはいえ、華北一帶は大モンゴル帝國の中心地として經濟的活動が活潑になり、特に大都の繁榮には著しいものがあった。大都がモンゴル帝國內の貿易、商業の一大中心であったことは、他にも資料があるが、たとえば黃仲文の大都賦（沈榜、「宛署雜記」上）によく窺われる。長いものなので全文を擧げることはやめる。『順なれば、卽ち南商の藪となり、平なれば、則ち西賈の派となる』云云とある。よく當時の商賣の殷賑を描いているが、これは同時に華北一帶の商業、貿易の市場としての狀態を代表したものと見てさしつかえあるまい。從って、こういう活潑な內外の經濟活動のためにも、充分な準備金銀鈔本の裏附けのある、そして便利な決濟手段、交換の媒體としての楮幣に對する需要は大きく、需要に對して供給——發行額——がむしろすくなきに過ぎたといってよい。右のような考慮から、ここで太宗の八年と至元九年の物價、賃銀の水準をほぼ同一と前提して論じても大きな誤りはあるまいと思われる。

魏初の記事によると、日に工價すなわち勞務手當一錢三分、鹽糧すなわち食費一分、補償金一錢ぐらいとして合計約二錢五分になる。これを當時の公定の標準賃銀とすれば、年間九一二・五錢すなわち約一貫である。公定賃銀はいつの時代でも標準よりは低いものであり、特にこの場合はなかば强制勞役に近いものであるから、低く目に見て年間

一人當たり平均生活費を一兩（貫）前後と見做すことができよう。

他方、太宗の七年に行われた括戸口すなわち擔稅戸數調査では、一百一十餘萬戸（『元史』卷一）となっている。人口にすれば五、六百萬と考えられる。假りに人口を六、〇〇〇、〇〇〇人とすれば、右のように年平均生活費を一人當り最低一兩として、總所得は六、〇〇〇、〇〇〇兩である。いかに流通經濟の水準が低い時代でも――これは同時に通貨の流通速度の遲いことを意味するから――六、〇〇〇、〇〇〇兩以上の國民總所得に對して發行高五〇〇、〇〇〇貫は、以上の事實から推定して極めて妥當、或はむしろ最低線に近いものであったといえよう。交鈔の發行高は『よろしく萬錠（五〇〇、〇〇〇貫）を過ぎざるべし』という楚材の言は、單に大數をいったのではなく、經濟財政的に相當の根據を持った說と見てさしつかえあるまい。

さて太宗の時代において、一應は中央發券制度が芽ばえたとはいっても、封建制（第二章參照）の下にあった元代では封建領地、特に分地とか位下といわれた宗室の投下領においては、地方的な發券が行われていた。たとえば『元史』（卷一六〇）劉肅傳によれば、潛邸時代のフビライ・ハーンの領地であった邢州においても、安撫使劉肅が『楮幣を行い、公私これに賴った』と見えている。また莊聖皇太后、すなわち睿宗トルイ・ハーンの皇后、すなわち世祖の生母の分地であった眞定でも楮幣が行われたことは、王惲の「秋澗文集」（卷五十四）大元故眞定路兵馬都總管史公神道碑銘に見えている。それによると、眞定路では楮幣紙幣を發行したが、その流通範圍は眞定路に限定されていた。楮幣發行の目的は充分なリザーヴを保有する交換手段たる楮幣によって通貨の信用を高め、これによって流通經濟を促進し、その結果として食料、衣料等の必需品の生產を確保することにあった。しかし、これ以外にもう一つ重要な目的があった。それは官府が通貨發行權を較固獨占することによって手數料收入を得ることと、緊急な必要に際しては準備金銀以上の發行を行って支出に當てることであった。眞定路の幣制にはまだ宋金の制を襲って『界』すなわち通用期限が附されていた。その界

は、二年もしくは三年であった。史公神道碑『界』のような期限を有したということは、この楮幣はまだ完全な意味での紙幣とはいえなく、一種の證券類と見なすことができる。

耶律楚材や史楫の經濟思想には、すでに紙幣インフレーションの危險に對するはっきりした觀念が見出される。これは楚材が發行限度制定の必要を說き、史楫が『元胎準備金銀の虛耗』史公神道碑を注意したことで知られる。準備額を上廻わる發行が、楮幣に對する信用を失墜せしめ、物價騰貴を惹起し、その結果として流通經濟が阻滯し、惡循環が起こって、國家財政にも影響するという事實は、よく認識されていたのである。ただ、當時としては紙幣の發行は、官府の直接的利益、すなわち手數料收入と緊急支出の手段であるとの思想からは脫却し切れず、『元胎』を甚だしく超過する發行を敢てする危險は、常に存在していた。

史楫などになると、發行と準備との間の關係に關して、ひじょうにはっきりした認識をもっていた。史楫はこれを『銀鈔相權法』史公神道碑といっているが、これを說明して『低昻を度って輕重をなし、澁滯を變じて通便をなす』といっている。その意味は、物價が高騰すれば發行を引き締め、下落すれば增發して、物資流通を圓滑ならしめるという意味である。通貨の價値は、準備金銀を一定とすれば、流通商品の數量によって決定されるが、元朝のような時代にあっては、課稅額もまた通貨價値の決定の重大な要素であった。しかし紙幣制度の完全實施のために紙幣による納稅という手段が採られたのは、世祖の時代以後のことであって、安部健夫「元時代の包銀制の考究」東方學報京都二四冊二八〇頁が指摘したように、世祖以前の時代にあっては、何であれ、その時その時の一般通貨によって徵收されていた。

さて世祖以前の時代におけるモンゴル政權下の紙幣については、右に述べたところ以外に資料はほとんどない。われわれが知らないばかりではなく、明初の「元史」編纂者たちも『元初、唐宋金の法に倣い、行用の鈔あるも、その制は文籍の攷うべきなし』といっている。だが中統時代以後になると、資料がかなり出てくる。

決濟手段としての楮幣

世祖フビライと劉秉忠は、太祖チンギスと耶律楚材との關係を想起させる。楚材がモンゴル政權初期の制度、とくに政治、財政において大きな役割を演じたのに對して、秉忠は元朝初期の制度の設定における主役であったと思われる。中統期の幣制の立案が王文統（『元史』巻二〇六）に負うところ多いことは事實である。しかし紙幣制度の完全實施を世祖に決意せしめたのは、恐らく秉忠であろうと思われる。紙幣制度の採用というような重大事の決定が秉忠の同意なくして行われたとは、世祖と秉忠との關係から見て考えられないからである。陶宗儀（「輟耕錄」巻二一）が傳えている左の話は、單に面白い傳說かも知れない。しかし鈔法施行に當たって劉秉忠の演じた役割を、尤もらしく簡明に現わしたものといえる。

> 世皇、嘗て錢幣を以て太保劉文貞公秉忠に問う。公曰く『錢は陽に用い、楮は陰に用う。華夏は陽明の區にして、沙漠は幽陰の域なり。いま陛下、朔漠に龍興して、中夏に君臨す。宜しく楮幣を用い、子孫をして世々これを守らしむべし。若し錢を用うれば、四海は且つ將に靖かならざらん』と。遂に絕えて錢を用いず。武宗に迨んで、頗るこれを用いしも、久しからずして輒ち罷む。これ術數讖緯の學なりと雖も、然れどもこれを今に驗するに、果して言うところの如し。[3]

「元史」によると、王文統（『元史』巻二〇六）とか楊湜（同、巻一七〇）とかが中統鈔の制定に當たったような印象を受けるし、事實そうであったろうと思われる。しかし紙幣制度の全面的採用に際して劉秉忠が、「輟耕錄」（巻二）の傳える如くに、世祖の決心を促したものと考えてさしつかえあるまい。「元史」列傳（巻一五七）に『秉忠すでに命を受け、天下を以て己が任となし、事の巨細となく、凡そ國家の大體に關するものあれば、知って言わざるなく、言いて聽かれざるなく、帝の寵任いよ

いよ隆し』[4]とあるのを考え合わせれば、鈔の事もおそらく秉忠に決したと見てさしつかえない。特に秉忠の傳を讀めば、かれが經濟、財政に深い關心を持っていたことがわかるから、かれの支持なくして鈔法のような重大事が決定されたとは考えられないのである。

世祖が紙幣制度に踏み切った理由として考えなければならない重要なことがもう一つある。それは世祖時代のモンゴル帝國の形勢である。世祖卽位一二六〇年の時には、まだ中國は完全にモンゴル人の支配下には入っていなかったとはいえ、中國全土の平定は、ただ時間の問題に過ぎなかった。ところが西方に眼を轉ずると中央アジア、西アジア、ロシアにはすでにモンゴル人の覇權が確立し、ユーラシア大陸にまたがるモンゴル帝國の成立によって、その廣大な帝國領域内の通商は、未曾有の隆盛をきたしていた。政治的に統一された廣域の經濟活動が繁榮すると、貿易通商が盛んになるのは當然で、そうなると通商の決濟手段が必要になる。モンゴル時代以前にも、たびたび中國と西域との交易は行われてきたが、當時の貿易は西アジア、インド、中央アジアの諸國との間の中繼貿易であり、物物交換（バーター）が主であった。もちろん金銀も使用されたが、それは通貨としてではなく、商品として使用されていたに過ぎない。通貨本來の機能である交換の媒體（ミーディアム・オブ・イクスチェンジ）としてではなかった。

廣域通商が盛んに行われるようになると、現金や現銀の輸送以外に、より便利な決濟手段が必要になる。加藤繁（支那經濟史考證、下卷）は宋の交子の起源に關して多くの資料を擧げているが、鐵錢の輸送の不便がその一つであったことを指摘している。狹域經濟の場合には鐵錢でも、銅錢でも交換の媒體として使用できる。しかし遠距離貿易となると、鐵錢、銅錢は脚錢（輸送費）がかさんで、交換の媒體の用をなさい。たとえば宋代に陝府からさほど遠くもない甘肅の秦州まで一萬貫の鐵錢を運ぶのに、脚錢二千六百九十貫を要した。いい換えれば、輸送される貨幣の價値の四分の一以上の輸送費を要した。それに途中の危險もすくない。これでは交換の媒體としての意味をなさい。金銀の場合、脚錢はすくな

くてすむが、危險率は却って增大する。現錢輸送の脚費については、幸いに元代の史料も存在する。胡祗遹の「紫山文集」（卷二十二寶鈔法）に『且（たと）如えば銅錢一萬錠は毎小錢一貫、重さ七斤、五十貫にして重さ三百五十斤なり。五百貫にして車一輛を用うれば、計るに大車一千輛を用う』[5]と見えている。大變な運賃が必要であった。

西域貿易などにおいては、もし兌換さえ保證されておれば、通貨として紙幣ほど便利なものはない。元代の鈔法制定の重要な理由の一つに、このことがあったのは疑いを容れない。この推定にはかなり有力な證據がある。東トルキスタンには至元十七年に畏吾兒境內交鈔提擧司、同二十年には吾畏兒交鈔庫が設けられている。（「元史」卷一四）近代に至ってカラホト、トルファン等からかなり多數の中統鈔、至元鈔が出土していることも、右の想定の根據の一つと見うるであろう。さらに元代の紙幣がペルシアのイル・ハーン國で使用されたり、それに倣った紙幣が發行されていたことは、ユールH. Yule; Travels of Marco Polo, vol. I. 1903, pp. 428—9. やラウファーBerthold Laufer; Sino-Iranica, 1919, pp. 560—1. によって指摘されている。しかしモンゴル政權下のペルシァで紙幣が發行されたのは、かなりおそい。一二九四年、すなわち至元三十一年のことで、世祖在位の最終年であり、イル・ハーン國ではガイカトの時代である。その名稱は鈔すなわち čāu といわれた。發行の動機は元朝のそれとは違って、經濟活動を促進する目的ではなく、財政の窮乏を救濟するためであった。チャーウの發行はガイカト・ハーンの寵臣 Sadr-i-Jahān と財政長官であった 'Izzuddin Muzaffar の發案であった。イル・ハーンの紙幣については Wassaf が詳しく記述しており、Hammer-Purgstall Geschichte der Ilchane, I, 423—35 にその部分のドイツ語譯がある。チャーウは矩形の紙で、その上段にアラビア語で常套文句の『アラーの外に神はなく、ムハマッドはその使徒である』が印刷され、下段に額面（一ディーラムから一〇ディナールに至る）があり、さらに『六九三年（一二九四年）に世界の王、このめでたきチャーウを發行す。これを變造する者は、その妻子ともども死に處し、財產は國庫に沒收さるべし』とあった。また元朝と同じく昏鈔、爛鈔は、チャーウ・ハーナ（鈔庫）に赴き、一〇パーセント（元朝で

は工墨鈔三分）の手數料を支拂えば、新しいチャーウと交換できることになっていた。この紙幣發行に當って、Pulad Čingsang という博識なモンゴル人の大臣が參畫したことになっている。このプーラードはサイラム湖附近に同じ地名があるから、同名の人名、種族名かも知れない。またプーラードはペルシア語で鍛鐵を意味するから、モンゴル語のティムールを鍛鐵と譯したとも考えられる。チンサンは中國語の丞相の音譯らしい。とにかく中國にもいたことのあるプーラード・チンサンは、ラシード・ウッディンにモンゴリアや中國についての知識を供給したと同時に、イズウッディン・ムザーファルに鈔法に關する知識を授けたに違いない。こうしてイル・ハーンの首都タブリースのみならず、國中の主要な都市に čāu-khānah が設立されて鈔を發行したが、もともと目的が國庫の窮乏を救濟するためだったのだから、インフレーションなどが起きる以前に、始めから紙幣に對する信用はなく、暴動が起ってイズウッディンは殺害され、この計畫は崩壞してしまった。

右の事實を見ると、何だかイル・ハーン國では紙幣が使用されなかったようにも思われるが、必ずしもそうだとはいえない。チャーウが失敗したのは、始めから不換紙幣であることがわかっていたから反對されたのであろう。しかし實はガイカト時代以前にすでに爲替の一種、或はモンゴル帝國內の國際通貨――イギリス連邦內のポンド貨のように――として元朝の鈔はモンゴルの西方諸國で流通していたものに違いない。そうでなければ、いかに大膽な財政家でもいきなり紙幣發行に踏み切るはずはない。元朝の鈔はたぶん貿易決濟の手段として廣く西方のモンゴル帝國にも流通していたものと考えられる。キプチャック・ハーンはどうも黃金がお好きであったらしいが、（第二章參照）それでも歲賜として鈔を賜わっていた（「元史」食貨志、歲賜）のだから、やはり鈔を以て中國の物資の買付けをやっていたに相違ない。中統鈔、至元鈔が東トルキスタンで多く出土していることから見ても、また畏吾兒境內交鈔提擧司が存在していたことによっても、これは疑う餘地がない。しかしイル・ハーンのチャーウ・ハーナすなわち鈔庫は設立の時期がわるかった。當時、

イル・ハーン國の王ガイカトは歴代のイル・ハーン中でも最大の浪費家といわれ、その上に當時、西北國境のルーリスタン地方の土着王家の叛亂が相いつぎ、イル・ハーンの勢威が失墜し、財政的にも危機に面していた。そういう狀態において幣制改革をやったとしても、うまくゆくはずはない。まして、始めから不換紙幣のつもりで發行したのである。ところが東方では、元朝初期すくなくとも至元十二年（一二七五年）ころまでは幣制が成功してきたのは、元胎あるいは鈔本（準備金銀）が充分に用意されており、元朝政權への信用度も高かったからである。右に述べてきたところによって、中統鈔發行に至る經路は大體明かになったと思う。

中統期の通貨政策

中統鈔の制度とその運用の實際に關しては、幸いなことには王惲が殘した頗る詳細な記事がある。この記事なくしては、中統鈔に關してわれわれは殆ど何の議論もできないであろう。これは元時代前期の幣制について最も貴重な資料である。さて、さきに言及した王文統は、趙璧と共に當時平章政事の官にあった。その頃、やはり中書省にあったのが王惲である。王惲（「秋澗文集」巻八十、「中堂事記」上）が自ら述べるところによると、中統元年七月、燕京に中書省が設立されたが、その時、各道の宣慰司に詔して、儒士、吏員で錢穀（財政）に通ずる者、各一人を取ることになった。王惲は選に當たって燕京に赴いた。錢穀に通ずる者の一人として採用された王惲であるから、その記すところは正確にちがいない。中統交鈔發行に關する左の「中堂事記」の記事は、その意味で最も正確で、信頼しうるものといえる。

省府は中統元寶交鈔を發下せるために、榜して隨路に省諭す。その文に曰く、『省府が欽依して印造し到れる中統元寶交鈔は、擬すらくは、隨路の宣撫司所轄の諸路において、年月を限らず通行流轉せしめ、應據（おうきょ）酒稅、醋、

鹽、鐵等の課程は、幷びにこれ何なるかを以てせず、諸科名の差發內に並びに收受を行わしめ、もし諸人が元寶交鈔を賚らし、從便に却て庫に赴き、白銀物貨に倒換せんとすれば、卽便に數に依りて支發し、並びに停滯するを得ざらしめ、每兩ただ工墨鈔三分を納むるの外、別に錢數を尅減、添答せしむるなからしめよ。下項に照依して、元寶交鈔の體例、行用を擬定す。もし鈔法を阻壞する人あれば、條に依って究治施行せよ。此に據って、須く出給を議すべき者なり。

一、諸路に中統元寶を通行し、街下に金銀、絲絹、段匹、斛斗、一切の諸物を買賣するには、每一貫は鈔一兩に同じく、每兩貫は白銀一兩に同じからしめて行用し、永く定例となして、並に添減なからしむ。

壹拾文、貳拾文、參拾文、伍拾文、壹佰文、貳佰文、參佰文、伍佰文、壹貫文省、貳貫文省（文省は七十にして陌に足らし、八十にして陌に足らすが如く、若し銅錢と同じからしむれば、便ち官司が利益するの錢文を省く。故に先ず文省の二字を作る。）

一、各路にて元より行われし舊鈔及び白帖子は、ただ元發の官司の庫官人等を勒し、數に依って收倒せしめ、百姓を虧損するを致すなかれ。須管（かならず）、日近に收倒盡絕し、再び行使せしめず。[6]（なお庫司の門首に於て張掛し、諸人に省諭して各々通知せしめよ。）

右の文中には難解な語もあるので、この重要な記事を理解するために、多少の語解を必要とする。つぎの通りである。

省府　省府には二つの意味がある。『省と府』『省の府』である。『省と府』と讀む場合には、行省とその直轄の官府を意味し、『省の府』は中書省や行省の役所の意である。本文の場合はもちろん後者である。

文省　このことばは極めて難解である。中統鈔の一貫鈔及び二貫鈔のデノミネーションは壹貫文省、貳貫文省とな

っている。王惲の註は讀み下しておいたが、この註はわかるような、わからないような奇妙な文章である。足陌については「日知錄」一卷十に短陌という項があり、詳細な說明があるが、その大意はつぎの如くである。短陌というのは、鐵錢や紙幣のように通貨そのものの固有の價値がデノミネーションより低い場合をいうのである。從って短陌とは、デノミネーションは百文でも實際の取引では七十文、八十文として使用されるということである。その理由は、鐵銅の場合には多額の脚錢を必要とするからであり、紙幣の場合では割引が行われているからである。だから紙幣の短陌は、市場或は實際上の兌換率を示している。または絲、金、銀の準備額の多寡によるといってもよい。王惲の註に『七十にして陌に足らし、八十にして陌に足らす』といっているのは、中統元寶交鈔及び至元寶鈔も、宋金の紙幣と同樣にデノミネーションより低く、百文に對し七十、八十文の率で現金、現銀と交換されていたことを意味する。但し十文、二十文、三十文、五十文、百文、二百文、三百文、五百文等の小額紙幣は額面通りに使用され、ただ一貫、二貫の高額紙幣だけが短陌であった。その理由はつぎのように考えられる。一貫、二貫という金額が當時としてすこぶる多額の金額であったことは、さきに引用した魏初の「青崖集」の記事で明かである。人夫一人の年間賃銀が一貫であったことからも明かであるように、一貫鈔、二貫鈔などは日常の賣買には使用されたものではなく、商人同志の取引や遠距離貿易の決濟などに使用されたものと見るべきである。換言すれば、むしろこのような高額紙幣は手形、爲替など有價證券に近い機能を持っていた。「元文類」十卷四鈔法の條やそれに基く「元史」食貨志門鈔法の記事では、中統鈔の本位が絲か銀かあいまいであるが、王惲の文の前段に『白銀物貨に倒換す』と明記してある以上、銀本位であったことに疑いない。そうすると、銀を鈔に交換するには工墨鈔兌換手數料三分一分は十文を拂えば、卽時に交換ができた。すなわち鈔百文に對し銅錢は七十文、八十文にしか交換できなかった。輸送費脚錢のかさむ銅錢は銀本位の鈔に對して二―三〇パーセントの減價と定められた。銅錢に對して鐵錢が短陌であった原則を、銅錢と鈔の交換比率に適用したわけである。

そして銅錢も中統年間にはまだ流通していたので、それを高額紙幣に交換する時には、官司は二―三〇パーセントの手數料を得たわけである。この規定を鈔の額面に『文省』ということばで現わしたものであろう。

『文省』をわたくしは以上のように解釋したが、さらにそれを裏附けるため歴史的推論を附け加えておきたい。『文省』という字面は何も中統鈔を始めとするものではない。南宋の會子（彭信威「中國貨幣史」下卷寫眞にも『大壹貫文省』と見えている。『大』字は小會子に對する大會子、すなわち高額の會子の意味である。この南宋會子の『文省』は明かに高額の中統鈔の文省と同じ意味である。金の交鈔（Jos. Mullie; Une planche à assignats de 1214, T'oung Pao, Serie II, vol. xxxiii）を見ると、『壹佰貫八十足陌』とある。これによっても『文省』はいわゆる短陌を表わしていることが明かである。

そこで宋金の交鈔から中統鈔にいたるまでの楮幣の性質に關する重要な推定が生まれてくる。王惲は『文省』に注して『文省は七十にして陌に足らし、八十にして陌に足らすが如く、若し銅錢と同じからしむれば、便ち官司が利益するの錢文を省く。故に先ず文省の二字を作る』といっている。『文省』はこのように現錢との、時に應じた不確定兌換率を現わしていることは疑いない。しかし中統鈔の場合は、宋金の交鈔とはすこしく事情が違う。前者ではインフレーションが非常に進行していたが、後者の發行の時代には金銀の準備も充分であり、後に述べるように中統元年（一二六〇年）から至元九年（一二七二年）に至る十三年間の發行高は順調で、いわば健全通貨の時代であった。したがって初期の中統鈔とインフレーション激化の時代に發行された南宋の會子（發行年は不明だが、行在會子庫とある）や金の交鈔（貞祐二年の發行）とでは、情況がはなはだしく違っていたはずである。それゆえ、初期の中統鈔は額面通りに通用したはずであるし、インフレーションによる通貨價値の下落もなかったはずである。これと同時に考慮にいれるべき點がもう一つ存在する。何故『文省』は高額楮幣のみに見出され、小額紙幣にはこの字面が印刷されてないのか。もし『文省』が通貨價値の下落を意味するものならば、一貫、二貫のみに『文省』と刻され、五百文以下にそれがないのは何故であるか。この疑問の解決は、同時

に中統鈔の性質の解明にもなる。

すでに觸れたように、元朝の領域は廣大で、その他の西方モンゴル諸國との間の交渉も繁かった。遠いペルシア、遙かなロシアなどのモンゴル朝は姑く措くとしても、すくなくとも中央アジアに楮幣が行きわたっていたことは、前に述べたように、多くの元代の楮幣が東トルキスタンの各處で發見されている事實で證明されている。このような廣大な領土內の商業活動における決濟手段として楮幣が使用されたことはまことに當然である。その場合、主として高額楮幣が使用されたことはもちろんであろう。さらに一歩を進めて、高額の中統鈔は主として商業的決濟手段として使用されたといえるし、またその機能は一般的通貨としてよりは、むしろ一種の手形か、爲替としての機能を演じていたものと考えられる。その根據は、『文省』が高額の中統鈔にのみ存在し、小額のものには見出されないことである。一貫、二貫という額面の楮幣が、日常の賣買に使用されたはずは斷じてない。中統初年の物價は米一石が六、七百文、麥一石が五、六百文（『紫山文集』巻二十二）であり、勞働者の年間賃銀は一貫（『青崖集』）であったことから見ても、一貫文や二貫文が日常の賣買に使われたはずはあり得ない。

このように高額中統鈔が取引決濟の手段——手形、爲替——として使用されたと解釋することによってのみ、『文省』問題は始めて解決への途が開かれる。王惲によると、文省とは『省の官司が利益する』ことである。政府が『利益』するというのは、鈔庫は一貫實鈔を銀五分（錢）、二貫を銀一兩で賣渡すが——但しこれに三分の工墨鈔（手數料）が加算される——これを他處へ送るか、持っていって現銀に交換する際には、七掛とか八掛になる、すなわち二—三〇パーセントの手數料の前拂いということになる。それでも現銅の輸送費や、現金輸送の危險率に比しては、遙かに有利だったにちがいない。

ところがもう一つわからないことがある。それは中統鈔の高額鈔——一貫、二貫——には、前にもいったように『文

省』とあるのに、至元鈔にはなに故にこの文字が削られているかという問題である。つぎに述べる解釋は、わたくしの單なる推論の域を脱しないことを斷っておきたい。その理由はおそらく、至元年間になって幣制が確立されたので、前代からの遺制である文省制度を廢止して、鈔をデノミネーション通りに發行することに踏み切ったものとも解釋できないことはない。ただし、そうすることによって政府の收入は減少する。王惲のいう『官司の利益』がなくなる。しかし至元年間になって元朝が繁榮の頂點に達すると、送金及び決濟手段としての楮幣の手數料の收入よりは、商業の發達を促進して商稅を增加せしめるほうが、有利になったからだとの解釋も成り立たないことはない。結局、文省の起源は品位の低い惡貨の濫發による通貨の闇相場であったが、後に闇相場の存在を官司も認めざるを得なくなったことである。換言すれば、文省とは短陌を公式に認めた制度といえる。同樣の事態が濫發された不換紙幣にも及んだわけである。元初に楮幣を發行した時にも、この文省はついてまわった。しかし、まもなく兌換制が確立すると、短陌の必要はなくなり、從って文省の二字も楮幣から姿を消したものと考えられる。

舊鈔　ここの舊鈔は、中統以前に路や投下が發行していた鈔の意味である。

白帖子　帖子とは、いうまでもなく楮幣(鈔)のことである。問題は『白』だが、「元典章」十卷二に『至大三年八月。江西省は尚書省の咨を准けたり。至大三年四月二日、奏すらく。中都留守司の官人每が說うあり。錢糧を支請するは、これは大勾當なるあり。如今、諸衙門が錢物、諸物を應索するに、聖旨を奏奉することなく、また尙書省の文字なく、口傳にて言語し、白文字の別里哥を行着して要むるあり。俺が與えざれ呵、怕るるあり。與うれば、錢粮の大體例に干碍し、俺また怕るるありと奏すれば、聖旨を奉ずらく、今後、諸衙門がもし錢糧を要索するに、明白の印信文書

なけれ呵、與うるをやめ者、麼道聖旨ありたり。これを欽め』[7]というのがある。その大意は、錢糧（財政）に關する件は口頭で要求したり、白文字の別里哥（山崎忠「別里哥文字攷」東方學報、京都二十四冊）を使ってはいけないということで、別里哥とは任務や特權を賦與する一種の免許證、許可書である。白文字の別里哥とは肝要な事項、數字等を空白で殘し、携帯者が自分で書き入れることができるようにした許可書である。これから類推すると、白帖子とは料號、字號（後に述べる）や印のない楮幣のことと見て間違いはあるまい。帖子ということばは、現代中國語でも證券の意味に使われているし、楊聯陞 Money and Credit in China, pp. 69—70 によれば、清朝時代には限定された範圍で通用する通貨として、私發された街帖子というものがあったそうである。

さて、これで王惲の記事の解釋は一應はすんだが、これに基いて二、三の史料のかなり重要な修正がなされるべきだと思われる。それは「經世大典」や「元史」の記事の誤りを正すことができるということである。「元史」食貨志の中統交鈔に關する記事は、「經世大典」の引き寫しに過ぎないから、「大典」だけを論ずることで足りる。「大典」の序錄、賦典、鈔法（「元文類」卷四十）には、

中統元年七月、創めて通行交鈔を造り、絲を以て本となし、以て諸路が行用せる鈔法の弊を革む。[8]

とあり、中統交鈔を以て絲本位通貨だとしているが、實は交鈔は絲銀複本位制であったことは明かである。前掲の「秋澗文集」の記事の『……元寫交鈔……倒換白銀物貨卽便依數支發……』の白銀物貨が、『白銀と物貨』ではなくて『白銀物貨』であることは、やはり前掲の「典章」の文にも錢物、諸物とあることでもわかる。もっとも「大典」の編者自身も續いて『鈔を行用する法、文牘に稽うるなし』と辯解している。王惲のいっている文を見なかったのであろう。つぎに『交鈔は則ち銀五十兩を以て絲鈔一千兩に易う』とあるのは、吳晗（「讀史劄記」一二九七頁）のいう通り、『絲鈔一百兩』の誤りであることは疑いを容れない。そうでないと『每兩貫同白銀一兩』という記事と計算が合わなくな

るからである。

中統交鈔は中統元年七月に發行された。「元史」には元年とあるのみである。ところが、發行後わずか三箇月にして、中統元寶鈔に切り換えられた。中統交鈔が何故かく短命に終ったかはよくわからない。推測を許されるならば、交鈔という名稱が前代の交子を連想させ、したがって中統交鈔の通貨としての信用を傷ける恐れがあったことが、一つの理由であったと思われる。もう一つ考えられることは——そしてこの方がより可能性は多いが——前に引用した「大典」の記事の如く、中統交鈔は明かに絲銀の二本建て、すなち絲と銀を鈔本として發行された紙幣であるから、つぎに銀本位の中統元寶鈔が發行されると、當然廢止さるべき運命にあったと考えるのが順當であろう。

さて、前揭の王惲の記事の本文について右のようにながながと書いたのは、それはわたくしの知る限り中統鈔、ひいては元朝幣制の起源に關する最も重要な資料であるからである。右の記事の存在を知ったのは、わたくし自身に關してもかなり古いことだし、いままでにもこの記事を引用した學者も一、二に止まらない。だが元朝經濟史に對するこの記事の重要性についての認識は、殘念ながら極めて不充分であった。その理由の一つはたしかにこの文章が讀みにくいということであったろう。

右に考察した記事は、王惲が命を受けて中統二年正月に書いた中統鈔（元寶鈔）發行に關する省諭（布告）であるが、かれは同じ年の二月になって、同じく鈔法についてすこぶる重要な記事を書いている。同じく「中堂事記」（卷八）に見える二つの記事は相い補う性質のもので、おそらく後者は一月の省諭に對する註解として書かれたものであろう。前者を貨幣法とすれば、後者は運用規定のようなものといってさしつかえあるまい。だが王惲の第二の記事は、單なる運用規定に止まらない。それは王惲や、かれの同僚である元朝の錢穀財政官僚の經濟思想を窺わせるに足るものである。そこでこの記事の考究に入る前に、元朝の初期幣制の實際が、いかなる狀態にあったかということを、一應簡單に說明して

おきたい。

元初の通貨政策鈔法はかなり健全な基礎の上に立っていた。より正確にいえば、すくなくとも至元十二年一二七五年まではそうであった。第一には、鈔法は財政の窮乏を補うためではなく、經濟活動を圓滑民獲貨遷之利ならしめることが目的であった。第二には、鈔の發行額は常に一定に抑えられていた。具體的に見れば、中統元年一二六〇年から至元十年一二七三年までの十四年間は、最高一一六、二〇八錠、最低二二、八九六錠で、平均六五、六〇〇錠である。「元史」食貨志によるとつぎの如くである。

年	錠	年	錠
一二六〇	七三、三五二	一二六七	一〇九、四八八
一二六一	三九、一三九	一二六八	二九、八八〇
一二六二	八〇、〇〇〇	一二六九	二二、八九六
一二六三	七四、〇〇〇	一二七〇	九六、七六八
一二六四	八九、二〇八	一二七一	四七、〇〇〇
一二六五	一一六、二〇八	一二七二	八六、二五六
一二六六	七七、二五二	一二七三	一一〇、一九二

一錠は五〇貫(兩)であるから換算は簡單である。右の數字は『歲印鈔數』とあるから意味は明白である。この十四年間の發行總額は九一八、四〇三錠である。そのうち何パーセントが昏鈔、爛鈔との交換に當てられ、どれぐらいが金銀との交換のために發行されたかということはわからない。しかしとにかく年發行額は常に一〇〇、〇〇〇錠をそう超過することはなかった。低い時には二〇、〇〇〇臺に止まっている。かなりの健全財政であり、この十四年間に

領域も廣がり、經濟活動も增大していたに違いないことから見て、相當に注意深く鈔法が運用されていたと見てさしつかえあるまい。さらに中統鈔は自由に金銀と兌換できた。中統鈔法の實施規定とその運用の實際はつぎに揭げる王惲の文「秋澗文集」卷八十、中堂事記上に詳しく述べられているが、そのうちで特に注意しなければならない點は銀本（リザ）ーヴ重視の觀念である。ここに見られる經濟思想は、前代の鈔法のような財政匡救策ではなく、あくまでも經濟活動の促進による健全財政を目的としたものであったことは明かである。

時に鈔法初めて行われ、ただ澁滯して公私不便なるを恐る。省の官は日に提擧司の官と與にし、及び衆議を採り、深く利病の在るところを考究するをなす。その法の大約は、隨路に鈔庫を設立し、もし鈔若干を發すれば、隨って銀貨を降し、卽ち見（現）銀と同じく流轉せしむ。倒到せる課銀に據（つ）いては、多寡を以てせず、卽ち各庫に裝塿して本となし、子母相權し、物估を准平ならしめ、鈔に多少あるも、銀本は常に虧缺せしめず。銀、鈔を互易し、及び昏鈔を以て新鈔に換うるに至っては、工墨出入の正法を除くの外、並に增減なし。また中間に庫司を關防し、略ぼ少弊なからしむ。納むるところの酒醋稅、鹽引等の課程、大小一切の差發は、一に元寶（鈔）を以て則となし、その出納するものは、昏爛と雖も、併せて收受せしむ。七道宣撫司は管して、三日の午前を限り、彼中の鈔法の底滯の有無、及び物價の低昂と鈔の相い礙するを將（もっ）て、民に於て損あるものは、時を晝して規措し、法ありて以てこれを制す。在都の總庫が印到せる料鈔は、多寡を以てせず、隨路の庫司に支備して關用せしむるを除くの外、一切の經費は、緩急と雖も、動支借貸するを許さず。その錢貫は鈔面に顯印し、將來して錢と鈔とを以て互いに表裏となす。これ本を張るなり。時に週歲、包銀六萬餘定、鈔數（原文、數字の下に人字あり）五十餘萬（原文、五字の上に及字の下に萬字あり）、空格あり堂議に嘗ていう。もし印して百萬に至れば、獲るところの鈔息は、盡く天下の包差を免ずべしと。蓋し貿易が諸物を平準し、一歲の民間の毀廢は不貲にして、皆官の息と爲るを以てなり。また當時、鈔法甚だ便なる數事

あり。得難（原文、艱に作る）き、一なり。經費、省かる、二なり。銀本、常に足りて動かず、三なり。僞造する者、少なし、四なり。鈔を視ること金銀よりも重し、五なり。日に實ちて虛ならず、六なり。百貨の價、平なり、七なり。

右の文には讀み難い箇所もあるが、一應右の如く讀んでおく。ここで重要なことは、前に擧げた中統二年一月の省諭の記事、すなわち『もし諸人が元寶交鈔を賚し、從便に却て庫に赴き、白銀物貨に倒換』を裏附ける文が『もし鈔若干を發すれば、隨って銀貨を降し、見銀と同じく流轉せしむ』『銀本、常に虧缺せず』『銀と鈔を互易し』などの文に見られる。右の『銀貨』というのは『銀の貨幣』ではなく、銀を鈔本（準備）として發行された鈔幣（紙）のことであるのは、いうを俟たない。ただし、中統交鈔は絲本位でもあり、銀本位でもあったと考えられるが、絲も銀に準ずる準備貨として認められていたものであろう。だから一種の複本位制と見ることができる。そうすれば「元史」や「大典」の記事を誤りとする必要もなくなる。ただ中統鈔發行前後にあっても準備貨銀（リザーヴ本）に關する觀念が既にはっきり出ていることは、前揭の王惲の文に『課銀は多寡を以てせず、卽ち各庫に裝塗して本となし』とあり、また鈔法便利七事の第三に『銀本、常に足りて動かざるなり』と見えていることによっても確かである。

ここで、王惲に代表される幣制に關する元時代の經濟、財政思想を一瞥したい。これは、前揭の文の後半に極めて直截に表現されている。『時に週歲、包銀六萬餘定、鈔數五十餘萬』と讀んでおいた部分の意味は、この文章が書かれた前年度すなわち中統元年（一二六〇年）の包銀の交鈔折納額（安部建夫「元時代の包銀制の考究」東方學報、京都第二十四冊、三〇六―一四頁）として鈔庫に還流した額にちがいない。これは中統四年の還流額が五六、一五八錠（「元史」食貨志、科差）だから、大體そんなところであったろう。五十餘萬錠というのは、おそらく流通額の概算であろう。ところで右の數字に立って推計すると、一、〇〇〇、〇〇〇錠の流通額では包銀制による年間稅收（六〇、〇〇〇錠）と見合うだけの收入があがるということになるのである。

右のように鈔法が有利な理由として、王惲が擧げているのは、(1)は商業活動の促進による稅收の增大、(2)は流通過

程における紙幣の消耗である。(3)は流通紙幣の何パーセントかは消耗するので、その分に對しては兌換の必要がなくなるということで、それを官息（官司の利益）といったわけである。

王惲は紙幣制の有利な點として七條を擧げているが、そのうちの六條までは、官司の直接の利益となるものである。第一は曖昧な表現ではあるが、おそらく流通額の管理が絲、現銀、現金、現銅などに較べて容易だということで、ディスインフレーションを効果的に實施できることをいったものであろう。第二は鑄貨に比してコストが低い。第三は準備貨及び緊急の必要のための現銀の準備、第四は僞模造取締りであるが、それがなに故、硬貨の僞造に比してすくないかはわからない。嚴罰の故であろうか。第五は品位の識別のむずかしい硬貨に較べて、インフレーションさえなければ、紙幣のほうが交換の媒體として確實である。第六はインフレーション（虛は虛鈔で、インフレの意味。後段參照）の防止、惡貨の鑄造によるインフレが防止されるという意味であろう。第七は民利に關する。紙幣制で通貨の收縮、膨張が容易になると、騰貴には增發、下落には收縮によって、物價をコントロールすることができる。この點についてはまた後に觸れる。

さて中統元寶鈔の問題に移ろう。「經世大典」には元寶鈔の額面の記載を缺くが、「元史」には十等とあるから交鈔と同じであったことがわかる。ただし「元史」は額面として十、二十、三十、五十、百、二百、五百文と一貫二貫の九等を擧げるのみで、三百文を脫している。

たぶん交鈔も元寶鈔もその本位貨がまだ曖昧な複本位であった故かと思われるが、元寶鈔と前後して中統銀貨という貨幣の發行が計畫された。この『銀貨』はもちろん『銀の貨幣』ではなく、『銀を鈔本すなわち準備とする貨幣』のことで、『文綾を以て織って中統銀貨となす』（元史鈔法）とあるから、絹地の貨幣だった。その單位は銅錢を連想させる貫を避けて兩を使用し、一、二、三、五、十兩の五等があった。交鈔、元寶鈔の場合は、鈔一貫は白銀半兩（五分）、二貫で白銀一兩の兌換率であったが、銀の鑄貨はパーで、鑄貨一兩は銀一兩であった。しかし、おそらくまだ完全な

銀本位制には踏み切れなかったらしく、中統銀貨はついに流通市場には現われずに終った。中統銀貨と現銀との比價が一對二であったとことは、主として交鈔が絲、元寶鈔が銀という複本位制であったことを示す材料の一つになるかも知れない。

鈔法施行の責任はもちろん戸部にあった。發行年額は耶律楚材の獻議以來、定額があったことは「大典」鈔法に『印造、支發は歳に經數あり』と見えていることでわかるが、この定額は原則として金銀の準備額に應じて定められていた。それは「元史」卷二六〇王文統傳に『諸路は鈔を領し、金銀を以て本となし、本が至れば乃ち鈔を降す』とあることで明かである。しかし現實には、なかなかそうはいかなかった。

至元十一年から發行額は漸次上昇線を辿りはじめた。そして至元十三年になると、急速に百萬臺を突破した。同十三年の一、四一九、六六五錠という數字は、中統交鈔發行以後、同年に至る十六年間の發行總額にほぼ比敵する。

年	錠	年	錠
一二七四	二四七、四四〇	一二八一	一、〇九四、八〇〇
一二七五	三九八、一九四	一二八二	九六九、四四〇
一二七六	一、四一九、六六五	一二八三	六一〇、六二〇
一二七七	一、〇二一、六四五	一二八四	六二九、九〇四
一二七八	一、〇二三、四〇〇	一二八五	二、〇四三、〇八〇
一二七九	七八八、三二〇	一二八六	二、一八一、六〇〇
一二八〇	一、一三五、八〇〇		

一二七六年至元十三年に發行高が急増したのは、別に不思議はない。この年に江南の平定がほぼ終り、江淮行省が置か

れ、江淮、浙東、浙西、湖南、湖北の五道宣慰司が設けられて、その管下の戸九、三七〇、四七二、および口一九、七二一、〇一五が加えられた。中統初期の戸計が百四、五十萬、至元七、八年で二百萬戸前後であるから、約千萬戸、二千萬口（この數字には疑問もあるが）が加えられたということは、激増だといってよい。

經濟的、特に通貨面からみれば、單に領域が擴張されたとか、戸口が增加したとかいうことは餘り重要ではないが、それでも戸口が一躍數倍になったという事實は、決して輕視できない要素である。ところが、もっと重要なことは、交換經濟が發達し、都市の多い江南地方が、新らたに元朝の治下に入ったという事實である。江南が宋代において特に著しい經濟的發達を示したことは、周知の事實である。右のような事情から、江南併合によって前代の通貨を新王朝の通貨で置き換えるために、當然發行高が增加した。これと同時に鈔を發して軍用に供したことはもちろんであり、「元史」（卷九、世祖紀至元十三年）に『閏（三）月、……交鈔を印造して江南の軍儲に供給し、六月、行戸部を大名府に置き、交鈔を印造するを掌り、江南の貿易を通ぜしむ』[10]とある記事でもわかるであろう。江南のように、既になからく流通經濟の發達を見てきた地方において前代の通貨を一擧に廢止すれば、それは經濟活動の停止を意味する。當然、舊幣と新幣の交換が行われなければならない。そこで中統鈔（原文に交鈔とあるが寶鈔の誤りであろう）を印造、發行して舊宋の會子、關子と交換した。「元史」（卷九四茶法）に『宋會（子）五十貫を以て中統鈔一貫に準ず』と見えているから、五〇對一を以て交換比率としたものである。

それならば、宋末における會子（ここでは賈似道の現錢關子を意味する）が果して幾許あったかということが問題になる。宋嘉熙二年（一二三六年）にすでに『十六十七兩界會子五十千萬』（「續通考」卷七）といい、また彭信威（「中國貨幣史」三一六頁）によると、淳祐五年（一二四五年）には六億五千萬貫あったといわれる。しかし「元史」の宋會子を現錢關子と考えるならば、中統鈔二貫が白銀一兩、現錢關子百貫が同一兩であるから、會子では二五〇〇貫が中統鈔一兩に當たる。そうすると、宋末の會子流通額を六億貫と假定し、

さらにこれを中統鈔に換算すると二四〇、〇〇〇貫になる。ところが會子が五、六億貫といわれたのは至元十三年から算えて四十年も以前のことであり、宋末の流通額はさらに大きなものになっていたに違いない。

右のように考えると、前代の紙幣との交換に對してだけでも、數十萬錠の中統鈔を必要としたことになる。すなわち『貿易を通』ずるため、換言すれば通常の經濟活動を繼續せしめるだけにでも、數十萬錠の中統鈔發行を必要とした。これに加えて『軍儲に供給』したのだから、至元十三年に至って發行高が一躍百萬臺を突破したのは當然である。しかし百萬臺に達し、途中多少は收縮したことはあっても、至元二十四年（一二八七年）に至元鈔が新しく發行されるまではすくなくても六十萬、至元二十二、二十三年には二百萬臺を突破したように、この時には明かにインフレーション時代にはいっている。もちろん、單に紙幣の增發だけではインフレーションとはいえない。物價騰貴を伴う通貨膨張、兌換停止を伴う通貨膨張が本當のインフレーションである。

さきに至元十一年（一二七四年）から同二十三年（一二八六年）までの各年の發行高を掲げたが、インフレーションを論ずるに當たって重要な點は、各年の發行高のうちどれだけが流通市場に滯留し、どれだけが鈔庫に還流したかということである。ところが「元史」鈔法門はこの點には全く觸れていない。もちろん、昏鈔、爛鈔の倒換（交換）は當然のことであるが、その工墨手數料はたかが知れたものである。また金銀を持ってきて鈔に倒換した場合は、それだけ準備金銀が增えるのであるから、これもここでは問題にならない。重要なことは、諸種の稅收による歲入である。問題は發行高のうちどれだけが流通市場に滯留し、どれだけが稅收として鈔庫に還流したかという點にある。

還流額については、さきに王惲の記事に見える『週歲、包銀六萬餘定、鈔數五十餘萬』を引いて簡單に觸れておいた。すなわち中統初期においては、年間の還流額と發行額はほぼ見合っており、流通過程に滯留していた額は五十萬錠程度であった。そこでこの點をもうすこし詳しく他の資料と合せ考えてみたい。

王惲「秋澗文集」巻九十六、玉堂嘉話が『至元六年、行用の元寶鈔は七十餘萬錠に止まる。予、時に御史たり、曾て提擧司の文按を照刷す。故に知る』[11]と記しているところを見ると、至元六年一二六九年に流通していた中統元寶鈔は、寶鈔提擧司の帳面上では七十餘萬錠ということになる。他方、「元史」鈔法によると、中統元年一二六〇年から至元六年一二六九年までの十年間の發行高は合計七一一、四二三錠で、王惲の記載と全く一致する。しかし、王惲の數字は右のように發行高であって、流通界滯留量ではない。だが劉宣「元史新編」巻八十七は至元二十三年の獻議のうちで、もし財政の運用よろしきを得れば、歳入差發課程百萬錠、歳出五、七十萬錠で相當額の黑字が出る旨を述べている。これは吏部尚書の獻議であるから、信頼すべき數字と見てさしつかえあるまい。そこで假りに三〇パーセントが還流するものとすると、七十萬錠の七〇パーセントすなわち五十萬錠前後が至元六年當時、流通界に滯留していたことになる。その後、至元十二年までに九八五、八五〇錠が增加し、總計一、六九七、二七三錠に達した。この額の七〇パーセントというと約一、一八五、〇〇〇錠になる。これが紙幣增發、物價騰貴、インフレーションという一連の現象が開始される至元十三年直前の通貨狀態であった。十三年には、一年間で當時流通していた總額を三割も上まわる大量の紙幣が流通市場に投入されたのである。インフレーションが起るのは當然である。そしてはそれは後に述べるように、明かに通貨インフレーションと規定さるべき性質のものであった。

中統鈔の兌換停止(不換紙幣化)

至元十九年は元朝幣制における大轉換期を畫する一歳であった。紙幣發行高の增加は、それ自身はさほど重大な事柄ではない。兌換が自由に行われ、通貨の量が準備(リザーブ)に對して一定の比率を保っている限り、經濟活動が貨幣需要の增

加を刺戟して通貨を膨張せしめる範圍においては、流通量がふえてもその通貨は健全通貨である。だが兌換が一度停止されると完全な通貨管理が行われない限り、紙幣價値は下落し、物價は騰貴し、インフレーションが起こる。インフレーションというのは、不換紙幣制度の下において發生する現象なのである。

至元十九年には金銀の賣買が禁止され、從って鈔の兌換は停止された。先きに中統三年（「元史」卷五、世祖紀）には『勅して、金銀を私市し、錢物を支すべきものには、ただ鈔を以て准となす』[12]ことになったが、これは決して金銀の賣買を禁じたものではなく、單に鈔を價格の基準と定めたに過ぎない。至元十四年にも江南で銅錢の使用を禁じ、同十七年には江淮の銅の地金、銅錢、銅器を登錄せしめたことがあるが、これもまたもちろん兌換停止ではない。

至元十九年に元朝は「整治鈔法條畫」を發布し、これに基いて金銀の回收をはかり、民間の賣買を禁止した。ここに至っては、事實上、不換紙幣制の採用である。以下（「元典章」卷二十）にこの條畫の內容を說明しよう。

右の條畫には、まず金銀と中統鈔との交換比率が示されている。それによると金銀の所有者はつぎの比價で金銀を鈔と交換しなければならないと規定されている。

課銀每定　入庫價鈔一百二兩伍錢　出庫價鈔一百三兩
白銀每兩　入庫價鈔一兩九錢五分　出庫價鈔二兩
花銀每兩　入庫價鈔二兩　出庫價鈔二兩五分
赤金每兩　入庫價鈔一十四兩八錢　出庫價鈔一十五兩

課銀というのは課稅として納入される現銀を指したものと思われるが、その品位には一定の基準があったものであろう。普通に課銀といえば銀納の稅のことであることはいうまでもない。花銀については、曹昭の「格古要論」（夷門廣牘に）『足色なるものは錠となす、面に金花あり。次ぎなるものは綠花。また次ぎなるものは黑花。故にこれを花銀と謂

う』[13]と見えている。

つぎに九款にわたる「整治鈔法條畫」があるので、その全文を掲げる。

鈔法を整治するの條畫。

一、鈔庫内にて昏鈔を倒換するには、毎一兩に工墨三分を取要す。刁蹬して多く工本を要むるを得ず。庫の官吏人等が人をして街市において暗遞し、工墨を添答し、轉じて倒換するを行わば、一十兩以下は杖五十七下に決し、一十兩以上は杖七十七下に決し、一定（錠）以上は杖一百七下に決し、罷職す。兩相に倒鈔するの人は同罪、犯人の名下に於て鈔五定を追し、捉事人に給付して賞に充つ。專ら管民官に委して常切に提調せしめ、もし心を用いて提調せざれば、治罪施行す。

一、金銀を買賣するには、官庫に赴き、價に依って回易、倒換す。もし私下に買賣し、諸人が告捉して官に到れば、金銀は全べて斷沒するを行い、内に於て一半は告捉人に付して賞に充つ。捕う應きの人（捕吏等）は半ばを減ず。一十兩以下は杖五十七下に決し、一十兩以上は杖七十七下に決し、一定以上は杖一百七下に決し、犯人の名下に於いて更に鈔兩を追し、捉事人に給付して賞に充つ。

一、金銀を賣りし人にして、自ら首告する者は、本の罪を免じ、金銀を將って官が收めて價を給し、買主の首せざる者は、價鈔は斷沒し、更に犯人の名下に於いて鈔一定を追し、告捉人に與えて賞に充つ。買主の自首する者は、上に依って施行す。

一、金銀の匠人が開舖、打造、開張して生活するの家が、諸人の將到せる金銀に憑って打造するには、上に於いて匠人の姓名を鑿記せよ。自ら金銀を用いて打造、發賣するを許さず。もし已に成造せる器皿あれば、平准庫に赴きて貨賣せよ。もし違い、諸人が告捉して官に到れば、私に金銀を倒するの例に依って斷罪し、給

賞す。

一、もし私下に金銀を賣買する人等を拿獲し、錢物を要め訖りて放ち了り、人の首告するあれば、例に依って追沒、給賞、斷罪し、放ち了れる人も一般じく罪せよ。本の坊隅の巡禁、捕う應き官の官兵人等、心を用いて捉拿するを爲さざれば、招を取って斷罪す。

一、鈔を收倒するには、面の當り昏鈔上に於て、就ち毀印を使い訖りて封記し、昏鈔を將って每季に解納せよ。如し毀印を使わざる者は、杖五十七下に決し、罷職す。

一、鈔庫の官吏が、金銀、寶鈔を侵盜し、出庫、借貸、移易し、買賣を做して使用すれば、見奉の聖旨の條畫に依原本なし、いま補うりて斷罪せよ。本處の管民長官、總管に委して、一月一次計點し、如し本處の官吏が通じて弊を作すを行えば、犯人と同罪。

一、鈔庫の官吏が、倒下せる金銀を將って附曆するを行わず、却て添價して倒出し、更に本の庫の倒下せる金銀を將って、金銀を買うの人の姓名を担合して、鈔を用いて換出し、却て暗地に添價して轉賣し、人に與うれば、諸人の捉拿するを許し、得獲すれば、多寡を計らず死に處し、價鈔を將って捉事人に給付して賞に充つ。

一、如し諸人が金銀を將って庫に到らば、殊色に依って隨卽に收倒せよ。殊色を添減し、非理に刁蹬するを得ず。如し違えば、杖五十七下に決し、罷職す。[14]

至元十九年、右の條畫が公布されたのは、ちょうどこの年、有名な阿合馬（アーメッド）が暗殺され、それを機に財政の立て直しが行われようとしたことによるものと考えられる。すでに前節で數字によって示したように、中統鈔の發行額は、至元十三年から急增を示し、この時には百萬錠（五千萬貫）臺を突破していた。（グラフ参照）

右に掲げた整治鈔法條畫は至元十九年の公布であるが、このことは「元史」卷十二世祖紀の至元十九年十月の條に、『詔して鈔法を整治せしむ』と見えており、右の「典章」の文はこれに當たることがわかる。しかるに、同じく「元史」の至元二十一年十一月の條にも、『中書省に勅して鈔法を整治せしめ、金銀の價を法定し、私自の回易を禁ず』とあり、さらに盧世榮傳「元史」二百五卷には『旨を奉じ、中書は鈔法を整治し、中外に遍行せしむ』と見える。世榮傳では、何か世榮が右の條畫を作成したように書いてあるが、「典章」の記事を最も信頼すべきものと考えざるを得ないから、條畫の發布は十九年で、世榮はその後に整治鈔法の細則をさらに整備したものと見るべきである。世榮はすでに十九年の整治鈔法にも參畫していたのかも知れない。

とにかく、この條畫は金銀の全面的な禁止ではない。兌換の停止でないことは、『金銀を買賣するには、官庫に赴き、價に依って回易、倒換す。私下に買賣し、諸人の告捉して官に到れば、金銀の價鈔は全べて斷沒を行う』とあるによって知られる。さらに『鈔庫の官吏が金銀を倒下し』云々もその證據である。要するに十九年の條畫は、中統鈔の不換紙幣化を宣言したものではなく、兌換の條件をさらに嚴重ならしめたものに過ぎない。すでに至元十三年、銀鈔相權法を廢止してからデ・ファクトに兌換が停止されていたものを、一層强化したものである。十九年の條畫は、すでに中統初年、全國的鈔法を施行した時にそうであったように、金銀の公定價格によらない闇値の賣買を禁止したものであるが、實質的にはすでに中統鈔の不換紙幣化は至元十三年において行われていたのである。

さて元朝の通貨政策鈔法の基本原則はつぎの基礎の上に立っていた。

(一)紙幣發行額に見合う金銀の準備

(二)發行限界の設定

(三)徵稅による流通紙幣の回收

この三つの原則は至元十三年を境として崩れてゆき、十九年ごろには、そのままではもはや收拾つかなくなっていた。つぎにその一つ一つについて述べてみよう。

第一に金銀準備であるが、紙幣發行の當初に於ては、宋金の失敗（インフレーション）に鑒みて金銀の蓄積に努力を拂ったが、元時代のような權力優越の時代に、財政政策などは下位に置かれていたことはいうまでもない。實力者の無理が通るのは、當然のことであった。特に投下のような『國家內の國家』の內部に對する中央政府の干渉は、極めて難しかった。モンゴル人は遊牧國家の常として、永らく征服と掠奪を同じように見做し、被征服者の金銀財寶の掠奪（中央アジア、西アジア遠征によく現われているが）は當然の行爲と考えられていた。それで、中國征服後も中央政府の直轄地は別として、投下においては自由な搾取が公然と行われた。こうした情況下にあって、金銀に對して特に嗜好を持つモンゴル人領主が鈔本として蓄積されている金銀に眼をつけないはずはない。たとえば、世祖の生母莊聖太后の投下は山東の眞定にあったが、中統鈔法施行の際に彼女が鈔本の金銀を北地に運んでしまっていたことが、「元史」（卷一二五、布魯海牙傳）に見えている。

> 中統鈔法行われ、金銀を以て本となし、本至れば乃ち新鈔を降す。時に莊聖太后すでに命じて、眞定の金銀を取らしむ。これより眞定に本鈔（鈔本と同じ）なく（鈔を）得べからず……昔、太后の旨を奉じて、金銀は悉く送って上京に至らしむ。[15]

右によっても、投下領主がしばしば金銀を自分の本地に運んで行ったことがわかる。モンゴル人には流通經濟などを理解することができず、準備（リザーヴ）を流用することによって生ずる重大な結果を豫測することは、不可能であったのである。もう一つ例を擧げよう。山西の平陽はキプチャック・ハーンの斡魯朶（オルダ）、拔都（バトウ）の投下であったが、郝經（「陵川文集」卷三十二、河東罪言）は、

> 平陽一道は拔都大王に隸し、王賦はみな金を貢せしめ……[16]

といって、このモンゴルの王族がその投下を掠取して黄金を貢せしめ、本地であるヴォルガ河畔のサライに運ばせたことを記している。右は一、二の例に過ぎないが、この種のことが中國に存在する投下において、しばしば發生したことは想像に難くない。つぎに考えられることは西域人の斡脱（オルタック）で、このトルコ・イラン系金融業者兼徴税請負人たちが至元十三年以前の無制限兌換制度を利用して楮幣を集め、金銀に換えて本國に送り、巨利を博していたことは明かである。こうして準備金銀は次第に減少し、鈔の價値が下落し、物價は急騰していった。鈔本の缺乏が一度知れわたると、銀鈔相權法（「秋澗文集」巻九十、論鈔法）は一擧にして崩壊し、楮幣に對する信用はたちまち失墜してしまった。胡祇遹（「紫山文集」巻二十二、寶鈔法）がいう如く、『鈔は百物の交易に代う。恃むところは信（紙幣への信用）のみ。一たびその信を失えば、民これに從うなし』[17]である。上述のような情況の下においてのインフレーションの生起、進行は必然であった。

第二は紙幣發行の限度の無視である。さきに指摘したように、すでに太宗の時に耶律楚材が金代のインフレーションを述べて、『當に鑒戒となすべく、いま交鈔を印造するも、宜しく萬錠を過ぎざるべし』と注意したことは、夙に忘却されていた。中統交鈔にあってさえ、既に王惲（「秋澗文集」巻九十、論鈔法）はいう。

> （鈔の）印造算なく、一切の支度（支出）は千萬定と雖も、一に新印の料鈔内において支發し、出るあって、入るなきなり。[18]

このようにして中統初期においてさえ、既に發行限度は無視され、準備金銀と見合うことなく、鈔は隨意に發行されるようになった。各處の鈔庫は、命令一下、準備金銀の顧慮なしに無制限に楮幣を濫發したものであろう。各路の鈔庫には白帖子というものが儲備されていたが（「秋澗文集」巻九十）これはたぶん朱印の未だ押捺されない鈔のことであろう。命が下ると、庫官はこの白帖子に官印を押して楮幣を發行したものであろう。このように準備貨のない楮幣を稱して、當時の人は『無母失胎之鈔』（「紫山文集」巻二十二）といった。

第三は通貨回收の失敗である。元朝は江南併合後、この地方の發達した經濟を利用するとともに、鈔法の施行によって交換、流通經濟をいっそう促進した。元朝も江南平定後になると、經濟外的手段（ノン・エコノミック）による收奪よりも經濟活動を育成するほうが、いっそう利益であることに氣づきはじめた。その結果、江南地方に對する政策として直接稅を大いに減免し、むしろ間接稅、すなわち諸種の取引稅、專賣等による收入を重視するようになった。江南の稅制については、既に安部健夫「元時代の包銀制の考究」（東方學報、京都一四冊、特に三三九―三四八頁）が詳論している。安部は多くの史料を引いて、元朝は『得がたくして失いやすい』江南に對する稅制には頗る愼重で『なんだかハレ物にさわるような態度』だと述べている。要するに苛斂誅求で聞えたモンゴル人も、江南では徵稅による極端な搾取は差し控えたわけである。安部はその理由には言及していないが、それは諸般の情勢を考慮に入れた結果に違いない。そしてその重要な一因は、確かに經濟の發達した江南地方においては直接稅よりも間接稅のほうが、いっそう有利であることを支配者たちが知ったからに相違ない。たとえば腹裏と江浙行省との間接稅歲入を比較してみよう（相對的經濟力の比較だから細部の考慮は必要ない）。商稅では、大都路宣課提擧司管轄において一〇三、〇〇六錠であるに對し、江浙行省は二六九、〇二七錠であり、酒課は五六、二四三錠に對し一九六、六五四錠、醋課は三、五七六錠對一一、八七〇錠である。右の比較はほんの一端であって、華北と江南との經濟力の分析、比較はさして困難な仕事ではないが、宋元の江南の經濟活動については既に多くの論考があるから、ここではこの問題に深入りする必要はあるまい。

すこしわき道にそれたが、とにかく適當に管理されるならば、すこぶる便利な交換の媒體である楮幣の流通は、いっそう江南の經濟活動を刺戟したにちがいない。主として間接稅による歲入は、鈔の形で入庫してくる。胡祗遹（紫山文集寶鈔法）によれば、『目今（至元九年）每歲、鈔を印をすること八萬餘錠。蓋し絲線、包銀、宣課を以て官は鈔を收むるを爲し、流傳通行し、略ぼ凝滯なき所以なり』[19]というわけで、江南平定以前においては、楮幣の印造は十萬臺を突破したこと

はなかった。しかるに、その翌年に始めて十萬臺を越え、四年後の至元十三年には、前年の約四十萬から一躍して百四十萬臺に達した。（グラフ参照）ところが元朝の財政策は、江南に對しては、いま述べたように間接稅を以て歳入の柱としていたので、楮幣による收入が非常に大きな部分を占めていた。間接稅による徵稅には、當然脫稅が多い。それは、商人が取引の數量を隱匿することもあるし、官吏と結托することもある。こうして所期の收入が得られなかったので、支發（支出）は鈔の增發に賴らざるを得ない。他方、增發された鈔の鈔庫への還流（收鈔）ははかどらない。從って流通紙幣の數量は激增する。

流通紙幣量の增加だけならば、それは餘り問題にならない。流通經濟の發達した江南を抱えこんだのであるから、經濟活動に見合う通貨の增加は當然である。ところが利に敏な商賈は、當然楮幣の回轉をできるだけ早くし、同時に自由兌換制を利用して、餘剩の楮幣を現金銀に換えはじめた。數年の間に十數倍に增大する發行額に見合う現金、現銀の準備は到底できるものではないから、楮幣の信用は急速に失墜してゆくよりほかなかった。胡祗遹がいみじくも指摘しているように、『鈔は百物の交易に代わる。恃むところのものは信のみ。ひとたびその信を失えば、民のこれに從うなし』である。兌換はますます盛んになった。自由兌換制を利用して最も巨利を博したのは、有名な西域出身の平章政事阿合馬（アーメッド）で、『盜臣（アーメッド）總庫を置立し、利息を擧放し、無賴、狂貪、買官の人、一言片紙も動もすれば輒ち數千萬貫』[20]「（柴山文集）寶鈔法」という狀態で、白帖子に捺印するだけで數千萬貫の楮幣の發行ができた。こうなれば、到底楮幣の回收（收鈔）などで對抗できるものではない。だから名目上では自由兌換であっても、實は兌換は停止されたも同然であった。例の胡祗遹はいう、『諸路の官鈔庫、近年並に關請（原文譌に誤る）せず。上司、抑勒して支發を放（ゆる）さず、ために倒換するなし』。準備金銀も底をつき、鈔の發行もインフレーション防止のため停止されたから、鈔庫の『官吏、攢典は門を閉ざして閑坐し、月俸を虛食する』[21]というような狀態になったのである。

こういう次第で、中統鈔インフレーションは急速に進行した。このようなうちに至元十九年、阿合馬は暗殺された。この善後收拾策として出されたのが、本項の冒頭に掲げた整治鈔法條畫であるが、これによって事實上は既に至元十三年の第一回インフレーション以來、停止されていた兌換制に正式に終止符が打たれた。

楮幣の增發を防止するために採られた兌換停止は、インフレーションをチェックするどころではなく、逆にそれを加速させるものであることが、當時の爲政者にわからなかったのは當然であろう。とにかく、底をついた準備金銀に對して兌換を停止し、同時に金銀の私賣、私買を嚴刑を以て禁止し、民間の金銀を吸い上げようとはかったが、そんなことが實行できるはずはない。インフレーションはますます進行し、物價は至元十年ごろには六、七倍、まもなく十倍に達した。『十倍』という數字は、何を基準にして、何年の物價を指していっているのかはよくわからないが、胡祗遹[22]「紫山文集」寶鈔法は至元九年ごろを『近年六、七倍』といい、ついで『漸く十倍に至る』と記し、またそれから七、八年後の吏部尚書劉宣の至元二十三年の獻議「元史新編」卷八十七にも十餘倍とあることから推定して、至元八年以前を基準とし、至元十三年ごろを十倍としたものと考えられる。それが同二十四年前後になると、さらにその十餘倍に騰貴したのである。すなわち十五年間におよそ百數十倍の物價騰貴が起ったわけである。

中統鈔インフレーションの性質

至元十一、二年ごろから生起したインフレーションは疑いもなく、いわゆる財政インフレーション、すなわち通貨發行の膨張による物價騰貴であって、物資の不足によるインフレーションではなかった。これは、明らかに不換紙幣の增發に基づくインフレーションであった。銀と鈔との『相權大法』兌換制が廢止された結果として中統鈔は手形、爲替

としての機能をも失い、單なる不換紙幣になり下ったのである。物資の不足缺乏等がこの時期のインフレーションの原因でなかったことは、主としてつぎの二つの理由から推定される。

第一に當時、鈔法の阻壞を親しく觀察していた胡祗遹（「紫山文集」卷二十二、寶鈔法）は、『近年以來、價の增すこと六、七倍、漸くにして十倍に至り、以て諸物及び庸工の價直も、また然らざるなきに至る』と前置きし、

> 反覆してこれを思うに、時和し、歲豐かにして、旱乾、水溢の災なく、米粟は多からざるに非ざるなり。布帛は廣からざるに非ざるなり。戶丁は滋壯にして、商旅は絡繹とし、百物は出積す。然り而して物價、日に增し、日に貴きは、鈔の虛なるの故なり。鈔多ければ、則ち物自ら重し……[23]

當時の言葉で『鈔虛』とは物價騰貴、インフレーションを意味する。鈔の缺乏という意ではない。右の文にいうように、生產は下降どころか、上昇していたにも拘らず、楮幣の亂發で『鈔虛』すなわち楮幣價値の暴落を來たしたというのである。

第二に、中統鈔發行高の增大に比して、物價の騰貴率が案外低いことである。發行額が急增し始めたのは、至元十三年（一二七六年）からで、それ以前は七、八萬錠を越したのは前後十三年間に五回のみであり、そのうち二十萬臺、三十萬臺は各一回だけである。ところが、十三年になると一躍して一、四一九、六六五錠になり、それが至元鈔發行——平價切下げ——の前年になると、實に二、一八一、六〇〇錠に達する。（グラフ參照）このような不換紙幣の亂發は、すなわち中統および至元初期の平均額のおよそ二十五倍にもなっている。胡祗遹が「寶鈔法」を書いたのは至元十二、三年頃であろうが、この時でも發券高は既に十七倍になっていた。ところが物價のほうは十倍というのである。かれが『十倍』といっているのは、單に形容だとは考えられない。何故ならば、「寶鈔法」以外にも資料が存在するからである。王惲や胡祗遹と同じく經濟に通じていたはずの劉宣（「元史新編」卷八十七）も、

行うところはみな本準備金銀なきの鈔にして、以て致す。物價の騰踊、奚ぞ十倍に止まらんや。[24]

と述べている。劉氏の文は至元二十三年、すなわち平價切下げの前年の獻議の中に見えているので、胡祇遹よりも十年ぐらい後のことである。紙幣の增發が十七倍から二十五倍に達したにも拘らず、十年間に物價の騰貴が僅々十倍から十數倍程度に止まっていたことは、中統鈔インフレーションが單に通貨面のそれであったことを間接に證明するものだといってさしつかえあるまい。

ここで事實上の——法的ではない——不換紙幣になった當時の中統鈔の經緯について、また例の王惲の觀察と意見を聞いてみよう。「秋澗文集」九十、論鈔法

至元十三年より已後、各處の平準行用庫が倒到せる金銀、幷びに元發下せる鈔本と課銀に據きては、節次に盡く起し訖るを行えり。是れ自ら(銀鈔)相權の大法を廢するなり。これ虛を致すの一なり。それ鈔法、初めて立つるの時には、印到せる料鈔を將って、止だこれ隨路の庫司に發下し、爛鈔を換易し、新を以て行用せしむるの外、一切の差發、課程內の支使支出に據きては、脫文あらん故に卽印の誤か造數ありて、儉にして溢せず、その輕重を權するを得、內外をして相い制せしめ、錢法を通流するを以て本となし、鈔はつねに得艱難の誤かく、物は必ず鈔を待ちて後に行わるるを致す。かくの如くんば、鈔は寧んぞ重からざるを得んや。今は則ち然らず。印造すること算なく、一切の支度は、千萬定と雖も、一に新印の料鈔內に於て支發す。出ずる有りて、入る無しと謂うべきなり。それ本無きの鈔類、民間に旣に多くして得易ければ、物は因って踴貴して買い難し。これ虛を致すの二なり。また總庫の行錢人等は、物いまだ收成せざるに、預先に定買し、惟だ或は先取されんことを恐る。故に鈔を見ること、輕易にして添買す。物重く、幣輕きは、多くこれにより、これ虛を致すの三なり。また外路の行用庫は、庫子人等をして私下に（昏鈔、爛鈔を）倒易せしめ、多く工墨手數料を取り、以て利息利益を圖り、百姓の昏鈔が庫に到るも、時

を盡して回換するを得ず。民間、必須(かなら)ず行用すべし（脱文あらん）故に昏なる者は轉(いよいよ)よ昏に、爛なる者は轉よ爛にして、流傳すでに難ければ、遂に分かちて等級を作(な)す。その物貨等を買使するに、昏爛の成數を除去して搭價し、しかるに後に肯て接す。これ虚を致すの四なり。[25]

右の文章は至元十三年の銀鈔相權法の廢止の後、遠からざる時に書かれたものと思われる。「紫山文集」巻二十一に『行錢の法は、民が（錢の）輕きを患えば、則ち重幣を作りて以て行す。これ母が子を權すという。もし（錢の）重きに堪えざれば、則ち多く輕きを作りてこれを行す。これ子が母を權すという。重きものはその貴を行し、輕きものはその賤を行す。鈔法もまた同じ』と見えている。『權』の意味は、ここでは對應させる、バランスをとるというほどの意味である。また『虚』とは『鈔虚』の意味で、これは鈔が不足だということではなく、鈔の價値の下落を意味する。

王惲によると、至元十三年前後の楮幣價値[26]の下落、物價騰貴の現象は、(1)兌換の停止、(2)楮幣の亂發、(3)物價騰貴を見越しての物資の買急ぎ、(4)鈔庫が民間の昏鈔、爛鈔との交換に好鈔、料鈔を出し惜みするため、市場に流通する昏爛鈔と好鈔の間に價値差が生じたことが原因であるという。右の四つの原因中(1)(2)が主要な原因で、(4)(5)は至元十三年前後のインフレーションの促進には、副次的な作用を及ぼしたものに過ぎない。こう考えると、この時のインフレーションは明かにいわゆる通貨インフレーションである。そこで王惲の幣制改革案が續いて述べられているのだが、それは要するに銀本位制の回復ということに盡きている。

インフレーションに惱む元朝の通貨政策に對する改革案としては、例の胡祇遹「紫山文集」巻二十二寶鈔法の意見がある。かなり長いものなので、全文を擧げることは略するが、大體はつぎの如くである、(1)切換え、すなわち楮幣を一擧に回收して、新幣を發行する、(2)官吏が私に發行した鈔を回收し、その始末は追って考慮する、(3)兌換制の回復、(4)浪費の禁止、(5)好鈔との交換を圓滑にする、(6)小額楮幣の增發。かれの改革案と稱するものは、王惲ほど明快ではないが、こ

れも要するに銀本位制の回復が主眼點であった。

改革案としては、時代は下って中統鈔の平價切下げ、至元鈔の發行の前年である至元二十三年になるが、劉宣のそれがある。「元史新編」巻八十七かれはまず、金銀が大都に集中されて地方の鈔庫に準備金銀がなく、ために楮幣が不換紙幣と化したといい、曰く『……大いに民の信を失い、鈔法は日に虚にして……行うところはみな本なきの鈔にして、以て致す。物價の騰踊、癸ぞ十倍に止まらんや。拯救の法は不過(ただ)貫鈔を印するを止め、ただ少小の誤り鈔を印し、諸庫に發去して昏爛(鈔)と倒換し、以て民間の爪貼に便し、元起の鈔本の金銀を驗して發去し、以て民心を安んじ、嚴に權豪、官吏が冒名して鈔を入庫し、金銀を倒買するを禁ぜん。國用は當にその入るところを度り、その出ずるところを量るべし。もし周歳の差稅、課程が百萬錠を得べきものならば、その歳支はただ五、七十萬なるべく、多餘の舊鈔は立ちどころに便ち燒毀せん。かくの如くなれば、これを行うこと十年を出でずして、縱(たと)え舊に復さずとも、物價は今日の半ばを減ずべし』といっている。劉宣のこの獻議は、おそらく當時すでに新鈔發行、中統鈔切下げの議があったことに對する意見であると考えられる。すなわち、かれは續いて『目前の速效を求めんと欲すれば、未だ良策を見ず。縱に新鈔を撥(はじ)めて、舊鈔を權すれば、ただこれ名目を改換するのみ。金銀の本となるなくして、軍國の支用を稱提し、復た損抑せざれば、三數年の後、また中統鈔の如からん』[27]と述べている。

右のように劉宣は至元鈔の發行には不贊成であった。かれの意圖するところは、歳入と歳出の均衡を保ち、楮幣の流通額を縮小するにあった。新鈔の發行による中統鈔の切下げは、それだけではインフレーションの防止には一時的効果を持つに過ぎないことを指摘している。

至元十三年の兌換停止、續いてさらに激化したインフレーションにいかに對處すべきかは、以後十餘年にわたって元朝の大問題になったので、さまざまの論議が續けられた。しかし、以上に述べた王惲、祗胡遹、劉宣の議論も歸す

るところは、みな銀本位制への復歸ということに要約される。

ところが、實際問題として銀本位制の復活は不可能であった。何となれば、自由兌換制の下に楮幣が濫發され、金銀の準備貨が減少したのに加えて、金銀好きのモンゴル人は金銀を遠慮なく自分の本地に運び去っていた。『隨路の平準庫の金銀は數を盡して大都に起赴し』たからである。さらにインフレーションの下では、一旦流通界に投入された不換紙幣が收縮しえないことは常識である。なぜならば、膨張した通貨は物價を騰貴せしめ、物價騰貴はそのまま固定する性質を持っているからである。王、胡、劉の論議は一見したところ尤もらしくして、しかして實行不可能な策であり、迂遠と評するほかはない。儒者らしい迂遠な議論である。三人ともむしろ儒者にして經濟を解する人たちであったろうが、やはり實際家ではなかった。中統鈔インフレーションは結局抑止されたが、それは王、胡、劉などが唱えた素朴な銀本位への復歸によってではなく、全く新しい方法によるものであった。

中統鈔インフレーションの財政的原因

インフレーションの原因は、いうまでもなく紙幣の濫發にある。紙幣濫發の原因は歲出の增大である。そこで以下に歲出增大の原因を探ってよう。

その一つは日本遠征や安南征伐等の外征で、そのための物資調達が至元十一年以後の通貨膨張の原因になったことは確かである。しかし恒常的に歲出を增大させた原因としては、何といっても王族、諸侯（投下領主）への歲賜が重大である。「元史」食貨志歲賜門によれば、歲賜の種類は金、銀、段匹、絲、鈔等であったが、そのうち鈔或は折鈔と明記されているもののみで九萬錠に近い。歲賜門に掲げられた數字は、至元以降延祐まで亂雜に數字を列記しただけのもので

ある。系統的に整理された數字ではない。なお金、銀、段匹、絲、絹が後には鈔に折換算して賜與されたこともあったので、定額の賜與だけで年額一〇〇、〇〇〇錠以上に達したことは容易に想像できる。

ところが歲賜だけならよいが、そのほか額外臨時の賜與が屢々行われた。遊牧的封建制第二章参照にあっては、君主が自ら或は部下將領の要請によって、金錢物品を賜與することは慣例で、この種の臨時支出はかなりの多額に上った。一、二の例を引くと、至元二十九年「元史」世祖紀に中書省は、世祖に對し上都、中都、甘州、西京等における支出が增加したので、賞賜をしばらく中止したい、と上奏したということがある。この賞賜が額外のものか否かはわからない。しかし歲賜は王族、諸侯の既得權でこれを中止することは、封建的主從關係の停止を意味しかねないものであった。何となれば一般的にいって、封建制とは特定の君主と臣下との間における奉仕と報償の關係ヨーロッパ封建制におけるcommendatio, beneficiumに立つものだったからである。上に述べた額外賜與については、さらに成宗紀「元史」卷二十にも見えている。

額定額の歲賜一〇〇、〇〇〇錠のみでかなり多額である。數回にわたる至元鈔安定期の年間發行額は五〇〇、〇〇〇錠前後であるからグラフ参照その二〇パーセントが歲賜によって占められていたわけである。それに額外の賞賜を併せるならば、大變な財政的負擔である。

歲出の增大以外にもインフレーションの原因は考えられる。中統鈔法を破壞したのは例の姦臣阿合馬（アーメッド）だといわれる。阿合馬は公私の別をなさず、肆に楮幣を發行、回收し、鈔を金銀と倒換して私腹を肥やしたといわれるが、鈔を勝手に發行したとも思われない。阿合馬が憎まれたのは、權を專らにしたからであって、財政の衝に當っている經濟に明るい者が、自ら私に楮幣を濫發して、自らつくった幣制を紊亂したとは考えられない。むしろ鈔法を破壞したのは財政、經濟の理をわきまえないモンゴル人や諸侯、廷臣たちであったろう。「草木子」三卷につぎのような記事が見えている。

元の海運は朱清、張瑄より始まる。

歳に江淮の米三百餘萬石を運び、以て元京に給す。四、五月南風至れば起運し、便風を得れば、十數日にして卽ち直沽に抵り、交卸す。朝廷、二人の功を以て海運萬戸府を立て、以てこれに官し、鈔印を賜い、その自ら印するを聽す。鈔色は官造に比して黑を加え、印硃は紅を加う。富すでに國に埒しければ、その變を爲さんことを慮り、法を以てこれを誂す。[28]

朱清、張瑄の事は「大元海運記」上巻にも見えるが、それによると元朝の海運に盡した者は、この兩人のほかにもう一人、羅璧という人が載っている。時代は至元十九年のことである。阿合馬が暗殺された年である。いかに功があったとて『鈔印を賜い、その自ら印するを聽す』ということを、楮幣を勝手に發行する權利と解することはできない。至元十九年ともなれば、すでに寶鈔施行以來二十數年を閲し、或る程度は紙幣制度のメカニズムも見當がついていたはずである。しかも、この頃はインフレーションによる楮幣價値の下落と物價騰貴に苦しめられ、鈔法論議（例えば胡祇遹）も相當行われていた。そういう時期にあって單に『功を以て』鈔の發行權を賞賜されるなどということは到底考えられない。この件に關する史料としては、わたくしの知る限りにおいては、右に擧げた「草木子」以外には見えない。朱清、張瑄、羅璧の三人は運糧萬戸（「草木子」は海運萬戸府に作る）に任ぜられた。羅璧（元史、巻百六十六）は宋の遺臣で武將の出身であり、その傳にも鈔法に關することは見えない。朱清、張瑄の二人だけがこの江南における楮幣發行に預ったものと思われる。「元史」そのものには、二人に與えられたという楮幣發行權については、直接的な資料は何も見出されない。だが「元史」や「海運志」に見えないからといって、「草木子」の記事を否定することはできない。それではどう解釋すべきであろうか。

すでに述べたように、中統元年に鈔法が施行される以前においては、地方で楮幣が發行されていた。さらに溯れば、宋の交子は富民の組合（連保）で發行されていた。それが中統元年に至って交鈔の發行は中央に統一され、各處の鈔

庫が鈔法施行の任に當ることになったのである。だから、楮幣發行の權限が、時の便宜に應じて一時的に地方に委譲され、庫官以外の者にも與えられた可能性（ポッシビリティ）、いや蓋然性（プロバビリティ）もあるわけである。江淮の米穀を北方に運輸するというような事業、しかもその量が數百萬石にも達するというような大事業に當っては、その集貨や輸送のために莫大な支出を必要とし、その處理はその時々の經濟狀態に見合って、敏活に行われなければならないことは當然である。このような情況下にあって、地方における鈔の發行權を經濟に通じた者に委任したことは、別に不可解ではない。從って「草木子」の記事は、運糧の功によって鈔印を賜わり、勝手に楮幣に發行する權利を與えられたと解すべきではなく——たとえ著者たる葉子奇がそう解していたとしても——運糧の必要上、楮幣の發行、操作の權を委任されたと考えるべきであろう。ただ朱清、張瑄の二人がこれを利用して豪富を築き上げ（以沒入朱清張瑄物貨隸徽政院者、鈔三十萬錠。「元史」巻二十二）『豪縱不法』（「元史」巻一七五）の振舞いがあり、『財雄江南』（「元史」巻一七七）となり、葉子奇の傳うる如く『富すでに國に埒し』かったということは事實であったろう。この兩人のような例が他にあったかはどうかはわからないが、こういった楮幣の發行がインフレーションに拍車をかけたことは間違いない。ただそれが中統鈔法崩壞の直接原因となるほど大きなものであったか、否かということには疑問があるが。

ここでまた扱わなければならない問題として、流通楮幣——特に小額楮幣——の不足の現象がある。それは一方では楮幣の濫發によって物價が騰貴していながら、他方においては流通楮幣の不足がしばしば訴えられている事實である。これには他にも史料があるが、いちばんはっきりしているのは、次ぎの「典章」十巻二の記事である。

鈔庫の停閑を體察す。

至元十九年五月。御史臺は中書省の劄付を承奉せるに、その該に（曰く）、來呈に（曰く）、大都總管（曰く）民物繁夥にして、若し商旅が懋遷するにあらざれば、以て日用の資をなすなし。いま市肆に行使するは、盡く昏

鈔に係る。行用鈔庫ありと雖も、毎日ただ昏鈔四百錠を倒換するに限り、更に庫を開かざるの日あり。商賈は新鈔を得ず、以て買賣凝滯し、諸物踴貴するを致す。若し毎日二千定或は千定を倒換せしむれば、鈔法變易の便を得べし。これを得られよ。[29]

右に類したことは、胡祗遹「紫山文集」巻二十二も『諸路の官鈔庫、近年並に關請（原文諸に誤る）せず。上司は抑勒して、支發するを放（ゆる）さず。倒換するなきため、官吏、攢典は門を閉ざして閑坐し、月俸を虚食し、因縁もて移易借貸し、多く失陷するあり。官吏すでに倒換するなければ、民間、私自に回易し、富める者は時に乗じて以て利を邀え、貧しき者は損折に甘心す』[30]と記している。要するに發券、特に昏鈔との倒換を鈔庫が押えているので、鈔の不足がはなはだしくなり、經濟活動が阻害されるというわけである。ところが一見したところ、發券を押えることは物價を押えることになるはずなのに、ここでは逆に『諸物踊貴』したとある。矛盾らしく響く。しかしその解釋は簡單である。物價騰貴が通貨の膨張を追い越したことを意味していると考えればよい。

だが、ここに一つ再考を要する點が存在する。それは楮幣の濫發は一貫、二貫の高額楮幣が主であって、零鈔（小額紙幣）の發行のみが押えられていた事實である。從って、大きな取引には支障がなかったが、小商賣や一般民は大いに困ったらしい。その狀態は「紫山文集」巻二十一によく傳えられている。

近年、零鈔は銷磨盡絶し、百文なるものもまた絶無にして僅かに有るに至る。所以（ゆえ）に元の直十文、五文の微なるが、價を增すこと數倍なり。交易の間、割絶（勘定を清算する）する能わず、以て卽當（そのまま寄留あずけるし）欺謾、澁滯あるを致す。もし諸路の鈔庫が關請するに、十分を以て率となさば、百文以下の零鈔はまさに七、八分を發し、以て積弊を救い、以て市易に便すべし。兼て、交鈔の交易に便する所以のものは、そのこれを絲絹、麻布、金銀、緞匹に比して、よく分ち、よく零するを以てなり。且つ小民の口生は、升合を旅（旋の誤りか）求するもの、十に蓋し六、七にして、

錙銖の利を圖るもの、十に蓋し七、八なり。もし零鈔なくんば、何を以てか生をなし、何を以てか成市をなさん。[31]

いつの時代でも同じことだが、インフレーションでいちばん損をするのは小民である。インフレーション阻止のため、元朝は特に小額紙幣の發行を極力押えた。手形、爲替の機能を有していた高額楮幣を使用する商賈は、あまり實害をこうむることはなかった。ところが、デフレーション政策は零鈔の發行において最も顯著で、皺よせは一に小商人、農民、勞役者に集中されたといってよい。その結果として、小額通貨としての中統鈔の價値が騰貴した。「典章」十巻二に『至元二十七年正月……民間に行使の中統寶鈔の邊欄、貫伯の完備せるものは、毎一貫（至元鈔換算二百文）は一貫二百文に准折（換算）し、邊欄の字樣の碩昏（やや）なるものは、一貫一百文に准じ、邊欄の字樣の極めて昏なるものは、毎貫ただ八百文となして使用し、官庫に赴いて倒換せず、街市にて私相に轉使し……』[32]と見えている。さらに同書十巻二には、『卽今、所在の官の關到せる鈔本はなはだ多きに、小鈔（零鈔）は極めて少し。また權勢の家及び庫官、庫子人等が結攬（結托）して私倒し、細民に及ぶを得るもの、よく幾何かあらん。民間をして物を以て易えしめ、及び私に茶帖、麪帖、竹牌、酒牌を立てて、轉相行使せしむるを致すは、惟に小民をして生受（くる）しましむるのみならず、また且つ鈔法を澁滯せしむ』[33]とあるのによって、大額紙幣のみを增發して小額紙幣の發行を押えた事實は明かである。

中統鈔の切下げと至元鈔の發行

財政支出の急激な膨張によるインフレーションの結果として、至元十三年には事實上、中統鈔の兌換は停止された。しかし滔滔たるインフレの波は、至元十九年に至って元朝をさらに中統鈔の完全な不換紙幣化に踏み切らざるを

えない狀態に追いやった。インフレが兌換停止に導くと、兌換停止はさらに紙幣價値の下落、物價の昂騰に結果し、インフレをいっそう促進することになり、つまりは惡循環（ヴィシアス・サイクル）に陷らざるをえない。

そこで問題は、どうして、どこで、この惡循環をたち切るかということである。そこで考え出されたのが、舊幣の平價切下と新幣至元鈔の發行である。すなわち、至元二十四年に至り中統鈔は五分の一に切り下げられ、一貫の價値は新幣の二百文とされた。ただし舊幣のデノミネーションは、依然として舊のままとした。この新幣は舊幣の五倍、すなわち至元鈔一に對して中統鈔五の比率に公定された。そうして中統鈔は回收されることなく、そのまま通用することになった。いいかえればデノミネーションが二重になったわけである。こうして、至元二十四年度には舊幣の發行は三八、二〇〇錠に止まり、新幣は一、〇〇一、〇一七錠が發行された。新幣の發行に當って世祖フビライはつぎの詔を發布した。

至元鈔を頒つの詔「元典章」巻一

至元二十四年閏二月。皇帝の聖旨を欽奉するに（曰く）、鈔法行わるること二十餘載。官吏、法を奉じて虔ならず、以て物重く鈔輕く、公私倶に弊を致す。比者（ちかごろ）、廷臣奏請して謂う。法の弊は、必ず更むるは古の道なりと。朕思いてこれを嘉し、それ至元寶鈔を造りて天下に頒行し、中統寶鈔は通行故の如し。至元寶鈔壹貫文を率して、中統寶鈔五貫文に當らしめ、子母相權し、官民に通用せしむ。務むるは、新なるもの冗なく、舊なるもの廢せず、上は國を虧かず、下は民を損せざるに在り。それ聽を忽にするなかれ。朕食言せず。故に茲に詔して示す。想いて、よろしく知悉すべし。[34]

右の詔を讀むと、朝廷は自ら通貨政策運用上の非を認めたことがわかる。その結果として、中統鈔のデヴァルエーションと至元鈔の發行を公布した。當時にあって平價切下げというような考えが出されたことは、驚嘆に値いするとい

ってよい。しかしこの幣制上の革命ともいうべき至元二十四年の改革が、舊幣の新幣への全面的切り換えという形をとらず、舊幣の事實上の小額紙幣化ということに止まったことは、折角の名案の効果を大いに減殺する結果になった。もっとも、當時の印刷技術では、多量の新幣を短期間に製作することは不可能であり、かつは前項で述べたように小額紙幣の不足という理由から、舊幣をそのまま流通市場に止めざるをえなかったものであろう。この詔に續いて、その施行規則が制定された。「典章」卷二十

至元鈔法を行用す十四款

至元二十四年三月。尚書省は奏して、聖旨を奉じ、至元寶鈔通行條畫を定到し、後に開具す。

一、至元寶鈔一貫は中統寶鈔五貫に當たる。新舊並び行い、公私通用せよ。

一、中統の初、隨路に官庫を設立し、金銀を買賣し、鈔法を平准するに依り、私相に買賣するは並びに禁斷を行う。每花銀一兩、入庫の官價は至元寶鈔二貫、出庫は二貫五分。白銀は各々上に依って買賣せよ。課銀一定の官價は寶鈔二定、發賣には寶鈔一十二貫五百文。赤金は每兩の價は鈔二十貫、出庫は二十貫五伯文。今後、若し私下に金銀を買賣する者は、諸人の首告を許し、金銀の價直は官に沒し、內に於いて一半は告人に付して賞に充て、仍お犯人の名下に於いて鈔二定を徵し、一就（いっしょ）に給付す。銀一十兩、金一兩以下は決杖五十七下。銀一十兩、金一十兩（五兩の誤りか）以上は決杖九十七下。

一、民間、昏鈔を將（もっ）て、平准庫に赴きて至元寶鈔に倒換せば、一を以て五に折す。其の工墨錢は、止だ舊例に依り、每貫三分。客旅の買賣に輕便を圖らんと欲し、中統寶鈔を用いて至元寶鈔に倒換する者は一を以て五に折し、數に依って收換せしむ。各道の宣慰司、按察司、總管府は常切に體究禁治して、勢要の家並びに庫官人等が自ら結攬を行いて、多く工墨を除し、鈔法を沮壞するを致すこと毋からしむ。違う者は痛く斷ぜよ。庫官が違犯

すれば、斷罪除名せよ。

一、民戸の包銀は、中統寶鈔を納めんと願う者は、舊に依って止だ五貫を收め、至元寶鈔を納めんと願えば、八百文に折收す。隨處の官司は、並びに仰せて收受せしめ、阻當するを得る毋かれ。その餘の差稅の內、折收する者有らば、上に依って施行せよ。

一、隨處の鹽課は、每引の見賣の官價は鈔二十貫。今後、引を賣るには、至元寶鈔二貫、中統寶鈔一十貫を用いるを許し、鹽一引を買うには、新舊中半し、理(例)に依って收受せよ。至元寶鈔四貫を納めんと願う者は聽す。

一、諸道の茶、酒醋稅、竹貨、丹粉、錫碌諸色の課程は、如し至元寶鈔を收むれば、一を以て五に當たらしむ。中統寶鈔を納めんと願う者は、並びに仰せて收受せしむ。

一、係官幷びに諸投下が營運する斡脫(オルクッ)の公私の錢債、關借せる中統寶鈔は、若し至元寶鈔を還せば、一を以て五に折す。中統寶鈔を還さんと願う者は、貫に抵(あて)て歸還し、斡脫の錢債を出放するの人員は、卽便に收受し、阻滯するを得る毋かれ。

一、隨路の平准庫官、收差辨課の人等が、もし收支交易するに遇わば、務めて民の便に聽從するを要し、遲滯を致さざれ。若し條畫に依らずして乞取、刁蹬し、故さらに鈔法を阻抑するを行う者は、取問してこれ實ならば、斷罪除名せよ。

一、街市の諸行の鋪戸、興販の客旅人等が、如し中統寶鈔を用いて諸物を買賣するには、止だ舊價に依って發賣し、疑惑して價直を陡添するを得る無かれ。其の時に隨って諸物の價を減ずる者は聽(ゆる)す。富商大賈が物價を高擡し、取問してこれ實ならば、並びに斷罪を行え。

一、訪聞するに、民間、零鈔小額紙幣を缺少し、貼兌を爲し難しと。今、至元寶鈔を頒行し、二貫より五文に至る、

凡そ一十一等、民の行用に便ならしむ。

一、通行寶鈔を僞造する者は死に處す。首告する者は銀五定を賞し、仍お犯人の家產を給す。

一、各路の總管幷びに各處の管民長官に委して、上下半月に平准鈔庫の應有（あらゆ）る見在の金銀と寶鈔を計點せしめ、若し移易借貸し、私己に買賣し、利息を營運するあり、取問して明白なれば、部刑部に申し、省に呈して定罪せよ。長官公出すれば、次官承行せよ。各道宣慰司、提刑按察司に仰せて、常切に體察せしめ、如し看徇通同して弊を作（な）すあり、取問して實を得れば、犯人と一體に治罪し、却て因って搔擾し、鈔法を沮壞するを得ず。

一、應（あら）ゆる質典の田宅は、並びに寶鈔を以て則と爲し、斛粟、絲綿等の物は該寫して、鈔法を低昂するを得る無かれ。如し違えば、斷罪せよ。

一、隨路の提調官吏は、並びに平准庫に赴いて、金銀を收買し、及び多く昏鈔を將って料鈔（新印の鈔）に倒換するを得ず。違う者は治罪せよ。

一、條畫頒行の後、行省、宣慰司、各路、府、州、司、縣の達魯花赤と管民長官に仰せて、常切に心を用いて提調禁約せしめ、違犯を致す毋からしむ。若し禁治嚴ならずして流轉澁滯し、公私を虧損すれば、其の親管の司、縣の官は、斷罪解任し路、府、州の官も、亦た究治を行う。なお監察御史、按察司に仰せて、常切に糾察せしめ、如し糾察嚴ならざれば、亦た治罪を行え。[35]

右の施行規則を讀めば、至元二十四年の幣制改革は、デヴァルエーションという點では思い切った新政策を採用しながら、舊幣をも維持しようという不徹底な改革になり、禍根を殘したことがよくわかる。その第一の矛盾は、舊幣を五分の一にデヴァリュートしておきながら、例えば鹽引（鹽のクリポン）を購入するには舊幣と新幣を半々に納めるか、あるいは新幣のみを納めさせるという規定である。このような規定を明文化したことは、五對一の比率を動搖せしめる結果

を齎らさずにはおかない。同時に、かかる規定を設けざるをえなかったのは、舊幣の市場價値が五對一の比率を下廻わる可能性が豫測されていた故かも知れない。その證據には斡脱（オルタツク）（西域人のギルド）が舊幣による債權の取立を新幣で要求することを禁止する規定が挿入されていることでもわかる。なお、元朝自ら新幣發行によるインフレ阻止に充分の自信を持たなかったことは、不動産、動産の抵當の額面を、現物の數量で表記することを禁止したことでもうかがわれよう。このような不徹底な改革に終ったのは、全面改革論者と保守主義者との對立の結果として、妥協が行われた結果と思われる。この點に關しては、後に觸れる。

この二十四年の行用至元鈔法は、それ以前の整治鈔法とは全く性質の異なる幣制を創始したという點で、頗る重大な意味を含んでいる。いうまでもなく、それはこの新法によって史上最初の管理通貨制が施行されたことである。至元十三年の兌換停止以來十一年の間、鈔虚（インフレーション）がやかましく論議されてきたが、結局增稅や節約では物價騰貴の趨勢をいかんともなし難いことがわかり、銀本位制（兌換制）への復歸か、或は他の新しい手段が案出されなければならないことが、ようやく認識されてきた。さきに述べたように、準備金銀はすでに多く北方に運び去られ、或は民間に退藏されて、鈔庫に殘るところは到底、銀本位制への復歸を可能ならしめるに足るものではなかった。かりに相當の金銀が在庫していたとしても、インフレーションの進行した狀態でそのまま兌換を再開すれば、たちまちにしてリザーヴは底をついてしまい、再び以前と同樣の狀態を繰り返す愚を重ねるだけである。たとえ兌換制を回復するにせよ、それ以前に一應インフレーションのこれ以上の進行を阻止しておかなければ效果はない。そこで平價切下げが案出されたわけである。至元二十四年の幣制改革は、中統鈔をデヴァルエートし、新發行の至元鈔とともに、一般に紙幣に兌換性を與えるという意味の幣制改革ではなかった。後に述べるように、當時、廷臣の一部には桑哥のように舊幣の廢止、新幣への全面的切り換えを主張した者もあったが、かれらはおそらくはその前提として金銀の解禁を意圖し

たものと考えられる。なぜなら、金銀の解禁なき通貨安定の困難さは、宋金の例に溯るまでもなく、至元十三年以來の經驗で充分にわかっていたはずであるから。しかし結局は解禁は實現できず、その代案として管理制を採用することになったものであろう。通貨の價値は結局、發行者の信用に歸するものであるから、たとえ不換紙幣であろうと、元朝の權威が高く、かつ幣制の管理、運用が當を得ている間は、通貨安定の効果はあった。この事實は、後に述べるように、何よりも改革後の發券額の數字が最もよく證明している。

ここで多少わき道にそれるが、至元鈔の鈔樣（デザイン）についての話を紹介しておこう。南宋の太學生に葉李という者があった。葉は賈似道の公田關子の策を批判し、權を專らにし、國を誤るものだといったので、賈似道の怒りに觸れて投獄され、嶺南に流された。南宋が滅んだ後、葉李は大都に至り、上書して時事を言い、併せて至元鈔樣、いまでいえば紙幣の新しいデザインを獻じた。このデザインは葉李が南宋時代に曾て關子のデザインとして獻じたものと同樣のものであったが、宋の朝廷ではついに採用にならなかったものである。かれは世が革らたまった後、年號だけを至元に改めてこのデザインを獻じたところが、世祖はこれを嘉納して銅版に鑄造し、至元鈔を印造した。葉李は官を累ねてついに中書左丞に至った。これが至元鈔樣の起源として陶宗儀の傳えるところである。「輟耕錄」はなかなか面白く、且つ史料として重要な書ではあるが、時には巷談俚語を批判なしに錄している。右の一段もこの類で、葉李が至元鈔の意匠を工夫したというのは、はなはだ怪しい。何となれば、現に傳えられる宋金の會子、交鈔の類を見るに、多少の相違こそあれ、その意匠には既に早くから定型が存在していたらしい。特に南宋が歸附する以前にすでに發行されていた中統鈔と、新しい至元鈔の基礎的デザインは殆ど變らない。唯一の大きな相違は、至元鈔には八思巴字が印刷されていることだけである。ところが八思巴字は至元八年に制定されたものだが、おそらく葉李が八思巴字を知っていたはずはない。こういう事情から、わたくしは在來の學者が、「輟耕錄」の記事を無條件に信じて、至元鈔の意匠を

葉李の獻ずるところとしていることには贊成し難い。この傳說は、たぶん葉李が至元鈔の發行に當たり麥朮丁、楊居寬、阿魯渾撒里、程文海などと共に鈔法を論じた事實に基いて、作爲されたものと見るのが妥當であると思われる。

さて「元史」世祖紀によるに、至元二十四年（一二八七年）閏二月乙丑、世祖は麥朮丁、楊居寬、阿魯渾撒里、葉李、程文海、趙孟頫を召して鈔法を論じさせた。この席に桑哥がいたとは「元史」に書いていない。しかし葉李がこの議に與っている以上、桑哥もいたのが「元史」の記載には洩れたのか、或はこの時たまたま席に侍さなかったのかはわからないが、とにかく二十四年の幣制改革にかれのつとめた役割は大きい。この時の改革の立役者は、葉李と桑哥であった。翌三月には、桑哥は平章政事になっている。とにかく至元の幣制には阿合馬、盧世榮、葉李、桑哥が主役であったことには疑問の餘地はない。

二十四年閏二月の幣制論議において、片や葉李と桑哥、片や程文海と趙孟頫との間にさぞかし激論が交されたことであろう。鈔法に關しては、儒者派の程と趙は保守主義者であり、葉李と桑哥は改革論者であった。殊に趙孟頫の如きは鈔法そのものに反對で、『古は、米絹は民生の須うるところなるを以て、これを二實と謂い、銀錢は二物に相權して、これを二虛と謂う……況や鈔は乃ち宋の時に創るところにして、邊郡に施し、金人襲ってこれを用うるは、みな已むを得ざるに出ずるなり』[36]（元史、卷一六二、本傳）という立場の重農主義（フィジオクラット）者であった。これに對して葉李、桑哥はいわば重商主義（マーカンティリスト）者で、鈔法の擁護者、從って鈔法の維持、改革論者であった。この相い對する兩論者の間にどんな論爭が戰わされたかは知る由もないが、至元二十四年以後の元朝の幣制の推移を見ると、多少妥協的結果にはなったが、重商主義の勝利に歸したことは明かである。

二十四年閏二月の世祖面前の御前會議の結果は、早速同月に「頒至元鈔詔」、翌三月にはその施行規則である「行用至元鈔法」の公布となって現われた。至元鈔法が多く葉李、桑哥の手に出でたことは、「元史」卷二〇五、桑哥傳に『朕、葉李

の言を以て至元鈔に更む』とあるによっても明かである。こうして至元二十四年以後の幣制運用は、一に桑哥の手に握られることになった。桑哥は二十四年の幣制改革に當っても、中統鈔を新發行の至元鈔と共に存置することには反對であったらしいが、おそらく御前論爭で中統鈔の全面的廢止に對しては強い異議が出たのであろう。しかし翌年には中統鈔板が毀たれている。かれは三十年間に近い中統鈔法の施行の間にあって、中統鈔の流通額――發行高ではない――さえはっきりわかっていない事實を指摘し、また各鈔庫に現存する準備金銀（鈔本）の調査を命じた。しかし中統鈔の流通がなかなか止まないので、回收のために中統鈔にプレミアムをつけて納稅に使用させる手段を講じた。また固鈔（鈔價の安定）のために歲入の增加、歲出の節約を圖り、他方では半賦（半額の減稅）にしたり、投下領主に對する額外（臨時）の賜與を削減するに努めた。桑哥の財政策を見るに、當時の情況にあって大體は正鵠を得たものと思われるが、世祖の寵を背って專制橫暴な行爲を敢てし、また幣制運用を一手に握って私利を圖ったということで、至元二十八年に誅された。「元史」には、桑哥は阿合馬、盧世榮らと共に姦臣傳に列せられ、その他の書でも多く譏られているが、かれが稀れに見る識見と手腕を有する財政家であったことには疑いない。むしろ、かれは保守主義者の反對や廷臣の嫉妬の犧牲になった感が深い。

桑哥は殺されたが、かれの通貨政策は成功した。それは事實が證明している。書物の上でいかに『奸黠な西域人』と攻擊されようと、至元幣制改革に殘した桑哥の功績は無視できない。かれの業績を最も雄辯に語るものは、「元史」鈔法に記されている數字（別添グラフ參照）に外ならない。至元鈔に切換えられた二十四年にはその發行額一、〇〇一、〇一七錠（外に中統鈔八三、二〇〇錠）、二十五年は九二一、六一二錠、二十六年には一、七八〇、〇九三錠であるが、これらの額はすくないとはいえない。しかし切換え以前には、中統鈔は二百萬を突破していた。切換え後、數年間は中統鈔との交換で發行が增えたのは當然である。ところが二十七年以後になると五十萬臺に安定し、至元三十一年には二十萬臺を割

り、元貞(一二九五)—六年から大德五年(一三〇一)年に至るまでは百萬を越えたことはない。すなわち至元二十四年から大德五年にわたる十五年間は、中統および至元初期(一二六〇—七五年)と同様な通貨安定期に入るのである。この數字は、桑哥の通貨政策の成功を事實で證明するものでなくて、何であろうか。

至元二十九年十月に中書右丞完澤は、『一歲に天下の入るところ、凡そ二百九十七萬八千三百五錠……春より今に至り、凡そ三百六十三萬八千五百四十三錠を出だす。出數の已に入數を逾ゆること六十六萬二百三十八錠なり』[37]（元史、巻十七世祖紀）と奏した。この赤字は稅收と發券五十萬錠で補塡し、翌三十年には發行は僅か二十六萬錠に減少した。この時は、既に桑哥は誅された後であった。葉李もまた失脚して、不遇のうちにまもなく沒した。かくして至元鈔法の立案者、實施の責任者は、それが實効を現わすを俟たずして消え去ってしまった。しかし至元鈔法は、その後十五年の長きにわたって元朝の財政を安定させたもので、事實を以て評價するならば、かれらの功績は沒却さるべきではなかろう。

明朝以後の論者が元朝鈔法の失敗を強調することにも一理はある。元末における鈔法の混亂が、元朝沒落の一因となったことは否定できない。しかしそれは葉子奇も指摘した如く『その法の善からざるに非らざるなり』であって、鈔法そのものの罪でもなければ、まして至元鈔法の缺陷でもなかった。至元鈔法は銀本位復活が不可能な情況にあって採り得る唯一の手段であった。趙孟頫の米絹本位制などは、經濟發展を全く理解しない單なる復古主義者、古代黃金時代の夢を追う、實事に迂遠な儒者の抽象論に過ぎぬ。元末の幣制崩壞の原因は葉李、桑哥が基礎を築いた至元鈔法にあったものではない。至元鈔法は今でいえば、一種の管理通貨への試みであって、これが十四、五世紀の交において實行され、かなりの期間にわたって成功を見たことは、むしろ驚異と見做さるべきであろう。

至元鈔の安定

至元鈔法によって楮幣は法的（デ・ユーレ）にも完全な不換紙幣になった。至元鈔は價値の尺度、交換の媒體としての法定通貨ではあるが、もはや現金、現銀との兌換はできなくなった。通貨としての至元鈔は、元朝の政治的安定を信用としてのみ、始めてその機能を發揮し得たのである。しかし通貨の安定には、同時に財政的信用が不可缺である。だから不換紙幣の宣言はしたといっても、或る程度の現金銀の蓄積は必要であった。

至元三十一年（一二九四年）に世祖は死んで、成宗が帝位に卽いた。この年八月、成宗は詔を降して、諸路の鈔庫から銀を大都に送らしめた。當時、鈔庫（「典章」巻九）は腹裏に四十二箇所、江南に三十九箇所、陝西に十二箇所あった。これらの鈔庫の銀現在高（「元史」成宗紀）は九三六、九五〇兩であったが、そのうち一九二、四五〇兩はそのまま地方の鈔庫に殘置し、殘りの七四四、五〇〇兩が大都に集中されたのである。

中統鈔では、もともと銀一兩が鈔二貫に當っていたのだから、鈔一貫は銀一錢ということになる。それが五分の一に切下げられた至元鈔法では、中統鈔一貫は銀一錢に定められ、新發行の至元鈔は不換紙幣として銀との比價は公定されていないが、兌換券としての中統鈔と同價であったとすれば、やはり銀五錢の價値を持っていたことになる。ただし中統鈔兌換券の對銀比價が五錢に定められていたのが、至元十三年のデ・ファクトの兌換停止以後、物價は二十三年までに十數倍に騰貴していたので、中統鈔の實價は銀で三、四分ということになる。それが對至元鈔比價では一錢に公定されたわけだから對物價の關係でも、至元鈔は中統鈔兌換券に較べては六、七〇パーセントがた低い交換率しか持っていなかったということになる。だから至元鈔安定期にはいった至元二十七年以後の年間發行高五〇〇、〇

〇〇錠ということは、實は安定期（兌換時代）の中統鈔に換算するとほぼ三〇〇、〇〇〇錠を意味する。しかも至元三十年（一二九三年）以後になると、發行高はさらに收縮する。そこで右に述べた推定を頭において、銀九三六、九五〇兩という數字は楮幣流通高に對してどれほどの比率であったかということを考えてみたい。

當時（至元三十一年）の流通市場に滯留していた楮幣の數量が幾許であったかは、もちろん推定するより仕方がない。中統鈔の總發行高はこの三十五年間におよそ一五、〇〇〇、〇〇〇錠であった。かりに劉宣（前引）が至元二十三年の獻議において『周歲の差稅、課程百萬錠を得べきものは、その歲支はただ五、七十萬錠なるべし』といっていることに基づいて、通貨の回收率を低目に見積って三〇パーセントとすれば約一〇、〇〇〇、〇〇〇錠であり、これが五分の一に切下げられたとして二、〇〇〇、〇〇〇錠が中統鈔として流通していたと假定できる。至元鈔は二十四年から三十年までの發行高五、六五六、五七七錠で、これは通貨引き締め期であるから、假りに五〇パーセントの回收率と見て約二、三〇〇、〇〇〇錠と推定すれば合計四、三〇〇、〇〇〇錠となる。ただし至元鈔發行の初期である二十四―二十六年における發行高計三、七一九、三六二錠のうち、新發行が一、五〇〇、〇〇〇錠前後であることは、二十七年以後大德五年までの前後十二年間の年發行高が五〇〇、〇〇〇錠を越えたことがない事實によって、ほぼ確實に推定できる。從って當時の至元鈔流通額は二、〇〇〇、〇〇〇錠前後と考えられる。この二、〇〇〇、〇〇〇錠（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇貫）の至元鈔に對して現銀九三六、九五〇兩、すなわち至元鈔一、八七四、〇〇〇貫ということは、至元鈔流通高に對する現銀準備率が二パーセント前後ということを意味する。この準備額は決して多いとはいえない。むしろ低率といったほうがよい。この數字の意味するところは、至元鈔が實質的にも完全な不換紙幣であったということである。

しかるにもかかわらず、至元二十四年から大德五年に至る十五年の長期間にわたり通貨が安定し、物價もさほど騰貴

をしなかったのは、何故であろうか。その理由の一つは嚴格な通貨管度が施行されたことはいうまでもなく、その一端は「元典章」および同「新集」の戸部、吏部等によっても窺われるところである。しかし胡祗遹が言った通り、『鈔は百物の交易に代う。恃むところは信のみ』であるから、管理がいかに嚴重で且つ行き届いていたとて、信用がないならば、通貨制度が圓滑に運用されるはずがない。そのよい例が後に述べる至大鈔の場合である。不換紙幣たる至元鈔が至元時代によく運用され、さほどの惡性インフレーションを起さなかったのは、もちろん至元年間の政治の安定に負うところ多かったのではあるが、同時に元朝は幣制改革後、鋭意現金銀の蓄積に努めたことによるものと考えられる。兌換停止も、元朝がすくなくとも相當量の準備金銀の確保には努力したことは事實で、これが至元鈔に對する信用の基礎となっていたことに疑いはない。その一つの證據としてつぎの二條が「典章」巻二十裏に見出される。

鈔本は擅に支動する休かれ。

福建行省は尚書省の咨を准くるに（曰く）。至元二十五年十二月二十日、聖旨を欽奉するに、節該に（曰く）、鈔本根底動かさ交むる休かれ麼道、此を欽め。[38]

右の聖旨の趣旨が準備としての現銀、現金を流用することを禁じたものであることは明かである。つぎに第二の條はつぎの通りである。

鈔本を存留す。

至元二十九年二月。江西行省は中書省の咨を准くるに（曰く）。至元二十八年十二月初六日に奏過せる事内の一件に（曰く）、江南、腹裏の鈔もて買到せる隨路の平准庫の裏に有る金銀は、去年、桑哥等が奏して這裏腹裏に將的來たら交めよ、麼道奏したり。俺の伴當每が題說する有り。金銀は易れ鈔の本なる有り。根脚裏に鈔法を立てし時節、只だ各路裏に存留して、鈔本と做せよ麼道、立定したり。如今、起し將ち來たらしめずんば、怎生麼道說

う有り。俺もまた商量し得たるに、將到したるものを除くの外、未だ到來せざるものは、將來せしめずんば、怎生と商量したり麼道奏したれば、那般にせよ麼道聖旨ありたり。此を欽め。[39]

この聖旨の意味も極めて明かである。鈔と交換に各地の鈔庫に入庫した金銀は、かつて桑哥の命令で中央に送らせていたが、金銀は鈔發行の準備であるから、鈔を發行した當該鈔庫に貯藏しておくべきものだと廷臣が奏した。そこで世祖は獻議の通りに、既に中央に送り來った分はそのままとし、今後（至元二十九年以後）金銀は各路の鈔庫に積立てておけ、と命じたというのである。これは至元の末年には、すでにかなり中央に金銀が蓄積されていたことを示すものである。右によって兌換は停止されたものの、中央、地方ともに一應は準備金銀を相當額積み立てる方針を採っていたわけである。金銀との兌換は許さなかったが、或る程度の金銀の裏附けはあり、加えて元朝の權威が確立していた時代であるから、楮幣に對する信用は充分あったものと思われる。これが至元時代末期から大德年間にかけて惡性インフレーションが起らなかった理由の一つであったと思われる。

再度のインフレーション

至元鈔は、前述のように至元二十七年（一二九〇年）から大德五年（一三〇一年）までの間は完全に安定した、（グラフ参照）かなり無理なディスインフレーション政策を採ったのではあるが。しかるに大德六年以後になると、再びインフレーションへの傾向が頭をもたげてくる。そして大德年間の末期から至大（一三〇八―一一年）にかけて急速な通貨膨張が起り、この間、至大四年（一三一一年）再度の平價切下げ（デヴァリュエーション）が行われた。「元史」の編者はこれをもって『元の鈔法、是に至って蓋し三變す』といっている。蓋し中統、至元、至大の各鈔法を指したものであろう。つぎに、順序として至大鈔發行前後の情況を一瞥しよう。

至大元年には、まだ發券の增大はそれほどではなかった。「元史」武宗紀の記すところによると、武宗卽位以前の數年間にあっては歲入四、〇〇〇、〇〇〇錠のうち大都に運ばれる額二、八〇〇、〇〇〇錠、各處の鈔庫に備蓄されている額は一、二〇〇、〇〇〇錠であり、歲出は二、七〇〇、〇〇〇錠であった。まず健全財政であった。ところが、大德十一年五月に武宗が卽位すると、同年九月までに四、二〇〇、〇〇〇錠を支出し、さらに約束濟み應求而未支者の額一、〇〇〇、〇〇〇錠という次第であった。それが翌至大元年になると、歲出は八、二〇〇、〇〇〇錠に急增する。その原因は大德六、七年（一三〇二—三年）の發行高各二、〇〇〇、〇〇〇錠、一、五〇〇、〇〇〇錠の急增によるインフレーションと卽位に際しての賜與にあったものと考えられる。すでに述べたように、至元鈔は現銀、現金の準備に裏附けられた通貨ではなく、嚴重な統制と政府の側における發券の自制に基く一種の管理通貨であったのだから、一旦崩れ始めると急速な物價騰貴が起る。そこで至元鈔に倣って、至大鈔の發行が計畫された。至大二年九月には頒行至大銀鈔詔（「元史」二十三巻）が降された。

> 昔、我が世祖皇帝旣に大寶に登りたれば、始めて中統交鈔を造り、以て民の用に便ならしめしも、歲久くして法隤（おとろ）え、また旣に更張して至元寶鈔を印造するも、今に逮ぶまで又復二十三年にして、物重く鈔輕く、弊なき能わず。廼ち舊典に循い、改めて至大銀鈔を造り、天下に頒行す。[40]

右の詔に基いて至元鈔は切下げられ、至大鈔一對至元鈔五、中統鈔二十五の比率に定められ、現銀はパー、對金價値は一錢とされ、單位は兩とされた。デノミネーションは二兩から二釐に至る十三等で、中統交鈔は詔書を奉じた當日から百日以內に交換さるべきことに規定された。

こうして至大鈔は至大三年にはおよそ一、五〇〇、〇〇〇錠の發行を見るに至ったが、これより前、至大二年十月には行銅錢詔を發布して世祖以來の定法を破り、遂に硬貨の發行に踏み切るに至った。詔にいう。（「元文類」巻九　行銅錢詔）

錢幣の法は、其の來たるや遠し。三代以降、沿革常ならず。世祖皇帝建元の初め、交鈔を頒行し、以て民用を權し、已に錢幣兼行の意あり。蓋し錢は以て物を權し、鈔は以て錢を權す。子母相資け、信にして證有り。今、鈔法一新するは、公私兩に利あるを期す。重ねて經久の計を惟い、必ず鼓鑄の規を復さんとす。[41]

右の文を讀むと何だか辯解がましく聞える。おそらく、世祖以來の定法を破ることに對する口實であったろう。そして三年正月には資國院、泉貨監を設けて錢法を實施した。（元代の硬貨については後に述べる。）

至大四年正月に武宗は死んで仁宗が位に卽いたが、新幣制はうまくゆかない。發行は增え、物價は騰貴する。仁宗は至大變法の責任を問うて樂實らを誅し、至大鈔と銅錢は僅か一年で廢止された。至大四年四月には詔（住罷銀鈔銅錢使中統鈔）が出され、その施行規則も定められた。つぎの如くである。（「典章」卷二十）

上天眷命の皇帝の聖旨。朕惟うに、貨食は生民の本にして、權するに泉幣を以てす。貴ぶは適時に在り。昔、我が世祖皇帝、古今を參酌し中統、至元の鈔法を立てて、天下に流行し、公私利を蒙むること、茲に五十年なり。比者尙書省利病を究めずして、輒しく意もて變更す。既に至大銀鈔を創りたるに、また大元至大銅錢を鑄し鈔は以て倍數はなはだ多く、輕重宜しきを失い、錢は以て鼓鑄して給するなく、新舊恣用す。曾ち未だ再期せずして、その弊滋甚だし。爰に廷議に諮るに輿言に允協し、皆變通して、以て舊制を復せんことを願う。なお更張の意を體し、聿れ作乂の功を成さんとす。所有るまさに行すべき條畫及び便益の事宜は、後に開列す。[42]

右によって至大銅錢がいわゆるグレシァムの法則によって發行次第に退藏されて、通貨安定の効果が擧らなかったことが知られる。ちなみに右の詔は實は「聖旨」とあるので、モンゴル語直譯體であったのが、文語體に書き改められたものであろう。さてつぎに至大銀鈔、銅錢の條畫施行規則十四款を擧げよう。

一。至大銀鈔一貫正しくは兩は、至元鈔五貫に准じ、中統鈔二十五兩に該たるも、その信益々虛にして、民用に便な

らず。已今、印造を住罷す。應て尚書省が已に各處に發せる至大鈔本（この鈔本は料鈔の意味で現金、現銀ではない）は、日を截りて封貯し、民間に行使する者は、行用庫に赴き、例に依って倒換し、なお中書戸部及び各處の轉運司に於いて預買（賚の誤ならん）せる至大五年の鹽引は、挨次に支査することを聽す。其の餘の諸色の課程、差發も、また仰せて便に從いて收受し、民を損ずるを致す勿れ。

一、中統鈔は廢罷すること久しと雖も、民間の物價は、毎に以て準と爲す。有司は舊に依って印造し、至元鈔と子母並びに行せしめ、以て民間に便せよ。凡そ官司の出納、百姓の交易は、並びに中統鈔數を計れ。

一、錢は古制なりと雖も、時の用は同じからず。比者、尚書省發する所の新舊の銅錢は、具して緡數あるも、其の民間に宿藏（藏は退）する者は、所在に充溢し、算うるに勝う可からず。畸零の使用は、細民に便なりと雖も、然れども鈔法を壅害し、深く國計を妨ぐ。大元至元（大の誤りならん）銅錢に據きては、詔書到るの日、五十日內を限って、各處の行用鈔庫に赴き、例に依て倒換し、虧損を致す無かれ。其の歷代の舊錢、有司の發する所の者と、百姓の宿藏せるとは、既に辨ずべからざれば、仰せて日を截って住罷して、使わしめず。違うものは治罪せよ。

一、資國院及び各處の泉貨監、提擧司の一切の衙門は並に革罷を行い、應有る聖旨の印信は、所在の官司が就ち拘納を爲し、其の錢貨等の物は、點勘の數を具して收貯せしめ、銅器を買賣するは、民の自ら便とするを聽す。

（以下罰則六款は略す）

一、金銀を榷（原文確に作る）禁ずるは、本と以て鈔法を權衡するなり。條例設くと雖も、其の價は益增し、民に實に便ならず。自今、權宜に開禁し、買賣するに聽從す。其の商舶が收買して下番（海外渡航）するものは、例に依って科斷す。

（一款略す）

一、近年、田宅は價を增し、爭訟日に繁し。已に官に到りて、見（げん）に文案有り、幷びに典質、借貸、私約の分明

なるものは、例に依りて歸結するを除き、其の餘の至大元年正月已前に在るものは、並に仰せて革撥せしむ。[43]（一款略す）

右の詔書には二、三の興味ある事實が含まれている。第一は金銀解禁であるが、但し金銀の國外持出しは依然として禁止されていた。至元十三年（一二七六年）に事實上禁止され、同二十四年以來は法的にも禁止されてきた金銀の賣買が、この至大四年に至って解禁されたことは注目に値いする。その理由はよくはわからないが、たぶん幣制の紊亂はなはだしく、元朝の勢威もすでに衰え、金銀賣買の禁止は虛文と化したことによるものだろうか。實施不可能の法を存することは、法そのものの權威を危くするものなので、廢止したとも考えられるが、よくはわからない。但し金銀の賣買を解禁したということは、管理通貨制を改めて自由兌換制にしたことを意味するものでは決してない。當時、自由兌換に應じ得るほどの準備金銀がなかったことは、「元史」（卷二十四）至大四年の條に『今、幣藏の見貯は十一萬餘錠に止まる』とあるによっても知られる。この十一萬餘錠というのは、金銀を意味したものであろう。

第二の點は、至大元年正月以前の不動產買賣における未決濟債務は、文書に決濟手段を明記していない限り、一切これをご破算にしたことである。前に行用至元鈔法の第十三款によって不動產の擔保、賣買は一切實鈔を以て價格を明示し、現物による契約は嚴禁された。ところが至元鈔法施行後の物價と通貨價値の變動、鈔法のたびたびの變更によって訴訟が絕えず、官憲もまた判決の下しようがなくなったので、このような一種の『德政』の如き非常手段を採らざるをえなくなったものであろう。

皇慶（一三一二年）延祐（一三一四―二〇年）時代の發行額は二、〇〇〇、〇〇〇錠から四〇〇、〇〇〇錠の間を往復し、至治（一三二一―二三年）泰定（一三二四―二七年）の間は一、〇〇〇、〇〇〇錠から四〇〇、〇〇〇錠で、さらに天曆（一三二八―二九年）から至順元年（一三三〇年）までは「元史」鈔法に見えるが、その後は記載を缺いている。元朝の季世、至正年間（一三四一―六七年）に入ると、順帝紀（「元史」卷四十四、至正十五年十二月）に『諸郡の

軍儲、供餉繁浩なるを以て、戸部に命じて明年の鈔本六百萬錠を印造せしめ、これを給す』[44]と見える。このころになると、もはや鈔法どころではなく、元朝自體の崩壊が目前に迫っていたのである。つぎに最後の鈔法改革、いわゆる至正鈔法を一瞥しておこう。

鈔法の崩壊

元朝の幣制は至正年間（一三四一―六七年）に至って全く收拾がつかなくなった。周知のように「元史」には鈔法門が卷九十三と九十七に重出する。どちらも實は資料としてはあまり役に立たない。卷九十三のほうの鈔法は中統、至元、至大に關するものではあるが、實に平面的な記述で、「經世大典」の抜き書きにすぎない。ただ、その末尾の至元鈔、中統鈔の發行額の數字は無比の重要な資料で、これあって始めて元時代の幣制の一貫した理解が可能になる。卷九十七の鈔法は專ら至正鈔法について述べたものである。

至正十年の發行高はわからないが、至正元年（一三四一年）は殆ど一、〇〇〇、〇〇〇錠であり、同十二年は二、〇〇〇、〇〇〇錠に近いのであるから、おそらく百數十萬錠であったと思われる。明かに急激なインフレーションが進行しつつあった。そこでこの年、丞相脫脫が鈔法の改革を思いたち、中書省、樞密院、御史臺、集賢院、翰林院といった中央の最高機關の議に諮った。この會議における論議は二つに分かれて對立した。

その一つは、吏部尚書偰哲篤の意見である。いうまでもなく、偰氏は高昌の世家（陳垣「元西域人華化考」卷二）で、摩尼教を奉ずるウイグルの一族である。偰哲篤は鈔法變革論者であり、その論旨は、結局のところ楮幣中統鈔を本位貨幣とし、銅錢を補助貨幣とするという案であった。「元史」では、偰が丞相の意に『迎合』して鈔法改革案を出したことになってい

るが、そうでもあるまい。かれの具體策はつぎのようなものであった。楮幣一貫を銅錢千文とパーに定めて銅貨を發行するが、本位貨母は鈔とするというのである、事實はそうはいかなかったが。

第二は、集賢院大學士兼國子祭酒呂思誠の議論で、その主張は至元鈔法の維持論ではあったが、インフレーシン對策ではなかった。呂思誠の議論はなかなかヒューモラスである。「元史」卷九十七、食貨志

> 中統、至元（鈔）は自ら母子有り。上料を母と爲し、下料を子と爲す。之を達達人（モンゴル人）が漢人を乞養して子となすに比するに、是れ終に漢人の子たるのみ。豈に故紙が父たるに、銅を以て過房の兒子（養子）と爲すもの有らんや。[45]

一座は大笑いしたという。呂の意見にももっともな點はある。『いま、歲代の錢及び至正錢、中統鈔及び至元鈔、交鈔（中統交鈔）と分かれて五項となる』といい、續いてグレシァムの法則を述べている。『もし下民これを知らば、その實錢を藏して、その虛鈔を棄てん』と。傑哲篤と呂思誠の議論はまだ續くのであるが、要するに呂は變法にあくまで反對であるのに對して傑は具體策を要求する。呂にはもともと具體案はない。そこでこの論爭は終りになり、『更鈔』の議を奏することになった。十一月には詔書が出された。「元史」卷九十七曰く、

> 朕聞く。帝王の治は、時によって宜しきを制し、損益の方は通變にありと。惟うに、我が世祖皇帝建元の初め、中統交鈔を頒行し、錢を以て文となす。鼓鑄の規、いまだ遑あらずと雖も、錢幣兼行の意は、已に具われり。その後、至元寶鈔を印造し、一を以て五に當つ。名づけて子母相權というも、錢は實にいまだ用いず。歷歲滋久にして、鈔法偏虛し、物價騰踊し、姦僞日に萌し、民用匱乏す。ここに廷臣に詢い、輿論を博采するに、僉な拯弊して必ず更張すべきを謂う。それ中統交鈔一貫文省を以て銅錢一千文を權し、至元寶鈔二貫文に准じ、なお至正通寶錢を鑄し、歷代の錢と並び用い、以て鈔法を實（み）たさん。至元寶鈔は通行故の如く、子母相權し、新舊相濟せ

ば、上は世祖立法の初意に副わん。[46]

この至正鈔の重要な點は三つある。一つは鈔をそのまま本位貨とすること、つぎは中統交鈔を以て本位貨とし、至元鈔は補助貨とすること、最後に銅錢を補助貨とし、舊來流通するもの以外に新鑄すること、この三點であった。

至正鈔は幣制改革としては、前述のように元朝の鈔法始まって以來の最大の變革であった。中統鈔時代、至元鈔時代、中統鈔至元鈔併用時代、至大鈔時代のうち、中統鈔と至大鈔は極めて短期間發行されたものに過ぎない。しかも中統鈔は主として絲建てであった。これを至正になって本位貨となし、さらに元朝としては異例の硬貨の發行に踏み切ったのである（便宜上、硬貨については次項でまとめて述べる）。幣制の大混亂を來したのも當然である。しかも、至正幣制においては、楮幣は主として大額の決濟手段――すなわち手形ないし爲替的性質を帶びた通貨――として使用され、これに對して錢は常に不足を訴えられてきた小額通貨として用いられた。ただし次項で述べるように、至正錢には『權鈔五錢』すなわち百文に當る大型銅錢も鑄造され、その結果として思いがけない不便が起って、さらに幣制を混亂させることになった。「元史」食貨志（卷九十七）によれば、

（至正）十一年、寶泉提擧司を置き、至正通寶錢を鼓鑄し、（中統）交鈔を印造するを掌り、民間に通用せしむ。これを行うこと久しからずして、物價騰湧し、價は十倍を踰え、また海邊の大亂に値い、軍儲供給、賞賜犒勞に毎日印造すること數計すべからず、舟車裝運、軸轤相接し、交料の人間に散滿するもの、處としてこれなきなし。昏軟なるものはまた行用せず、京師の料鈔十錠にして斗粟に易えんとするも得べからず。既にして所在の郡縣はみな物貨を以て相貿易し、公私の積むところの鈔は、遂に倶に行われず、人のこれを視ること弊楮のごとくして、國用これより遂に乏し。[47]

という狀態になった。物價が十倍を越したというが、いつを基準にして十倍かはわからない。しかし基準をそう遠く

に求めるはずはないし、至正鈔法のことをいっているのだから、その前の至元鈔中統鈔併用期の終りと比較しているに違いあるまい。こうして元朝最後のインフレーションは急速に進行し、至正十二年には中統鈔一、九〇〇、〇〇〇錠、至元鈔一〇〇、〇〇〇錠、十三年には至正鈔一、九〇〇、〇〇〇錠、至正十四年も同額、同十五年には遂に六、〇〇〇、〇〇〇錠という未曾有の多額を發行することになった。これらの數字は一應そのまま受取ってもよいが、年發行額の總計であるかどうかは疑問である。すなわちこの數字はたまたま本紀に現われた一部の發行數で、同年內にさらに增發されたということも充分考えられる。

こういう狀態で至正十五年一三五五年以後のことはよくわからないが、ともかく大變な發券增大を起こし、楮幣はもはや全く通貨としての機能を喪失し、『幣楮』紙ず同然になってしまった。そこで民間の『私鈔』『至正直記』卷一なども出まわるようになり、法貨としてはただ至正錢が硬貨としての內在價値（イントリンシック・ヴァリュー）によって通用するのみであった。

元時代の硬貨

以上に述べてきたところによって、元時代の通貨は至正の末年を除いて紙幣が一貫した法貨であったことと、元時代の有名なインフレーションは完全に、いわゆる紙幣インフレーションであったことが證明されたものと信ずる。しかし、これは至正錢以外には全く硬貨が發行、流通しなかったということを意味するものでは決してない。硬貨の問題は、本論文の範圍外ではあるが、ここに一應簡單に附け加えておく。

「元史」には硬貨の發行に關する說明的な記事は極めて乏しい。しかし、元朝およそ百年間に鑄造された銀貨、銅貨（輿平昌洪「東亜錢志」卷十一）の種類は決してすくないものではない。左に掲げる。

大朝通寶	至元十八年	至元通寶	至元二十二年
元貞通寶	元貞元年	致和元寶	致和年間
大德通寶	大德年間	致和通寶	同　前
至大元寶	至大三年	天曆元寶	天曆年間
至大通寶	同　前	天曆通寶	同　前
大元通寶	至大三年	至順元寶	至順年間
皇慶元寶	皇慶年間	至順通寶	同　前
皇慶通寶	同　前	元統元寶	元統年間
延祐元寶	延祐年間	元統通寶	同　前
延祐通寶	同　前	至元通寶	（惠宗）至元年間
至治通寶	至治年間	至正通寶	至正十年十一月
泰定元寶	泰定年間	權鈔錢至正之寶	至正十四年十二月
泰定通寶	同　前		

右は二十五種に及ぶが、他に各路が軍餉に供した銀錠があったし、さらには世祖がラマ寺院に布施した大朝銀錢のようなものもある。またパクスパ文字を刻した貨幣や高昌錢なども發見されている。これらの大部分は銅錢である。

このように多種の錢が鑄造されたが、元朝の幣制は基本的に軟貨（ソフト・マネー）制度であり、且つ絶えずインフレーションの危險に曝されていたので、硬貨は發行されると直ちにいわゆる『宿藏』（退藏）されて、表面上は流通界に滯留することは、極めて稀れであったらしい。これら以外『異代錢』といわれた宋金、或はそれ以前からの硬貨も存在したことはいうま

でもない。

しかしながら、元時代およそ百年間の大部分はデ・ユーレか、デ・ファクトに金銀の賣買禁止の時代であって、その上に元朝の絶えざる現金銀吸收政策で、硬貨の發行量は極めてすくなく、流通市場における硬貨の機能は殆ど無視してもよいほどのものに過ぎなかった。硬貨は地金とともに囤積の對象だったのである。それゆえ、經濟史的な立場からは——貨幣學（ニュメスマティックス）としては興味あるが——殆ど論ずべきことはない。ただインフレーションに困じ果てて、不徹底な錢鈔併用制を採用した至正年間に書かれた王禕の『泉貨議』「乾坤正氣集」卷百七十七という文章に、至正幣制の一端を窺わしめるに足る議論があるので、これを簡單に紹介して本章を終ることにしたい。

王禕の思想は至正の幣制變革に贊成ではあったが、『鈔はすなわち虛にして、文錢は乃ち實器なり』との理由から、グレシァムの法則を認識し、錢法（硬貨政策）の要點として『廣く鼓鑄を開く』ことと、『大錢を鑄るを罷むる』ことを提議している。その要はつぎの如くである。錢法を施行しながら鑄造發行量がすくないので、錢の流通は頗る限定され、鈔と併用する通貨としての機能を果し得ない。よって鼓鑄爐（造幣所）を廣く各地に開く必要がある。第二にデノミネーションの大きい『大錢』をやめて『小錢』のみにするべきである、という。至正幣制の下では、鈔の信用は回復されるどころか、逆に下落の一途を辿った。そこで『權鈔錢』といわれる大額の錢が發行された。これはばかばかしく大型なもので、五錢すなわち一百文に當る直徑八センチもある銅貨（東亜泉志卷十一）もあった。このような大型銅貨（大錢）のほかに、數種の中型や數十種に達する小型貨幣（小錢）が發行された。大錢はその金屬としての內在價値に比してデノミネーションが大きいこと、及び鑄造費が安いので、盜鑄（僞造）が横行した。從って鈔ほどではなかったにせよ、インフレーションの一原因になった。これに對して小錢の發行高はすくなかったので、かつて零鈔（小額楮幣）が不足したように、小錢の不足をきたし、これもまた經濟活動阻害の一因となった、と王禕は主張する。

王禕の考えは、さらに一歩を進めて金貨、銀貨をも使用するにあり、これを進めると結局は中統以來の幣制――紙幣制度――を根本から否定して、硬貨制（ハード・マネー）に復歸することになる。こういう議論が出たことを見ても、至正年間に至って元朝の幣制はもはや收拾できる段階ではなくなっていたことが知られる。しかも至正時代においては、鈔が發行されはしたが、實は『弊楮』の如くであり、流通界を支配していたのは『異代舊錢』と至正錢という硬貨（ハード・マネー）であった。王禕はいう。

或は顧みて謂う。『錢を廢して鈔を用うるは、實に祖宗の成憲にして、術數の說において符ありとなすに、いまただ錢を用うるは、乃ちこれを典章に稽え、これを圖讖に驅（證の誤りか）るに、相乖違するものある無からんか』と。これ然らず。天下の法は、聖人と雖も、これをして久しく弊なからしむる能わず。その弊するに及んでや、もとより未だ嘗て法の以てこれを拯うなし。變じてこれを通ずるは、人に存するのみ。しかるに拘攣の見に泥み、導常の論に偏すべけんや。[48]

これは劉秉忠に一矢を酬い、元朝において不變の典章とみなされていた世祖の制度を覆えそうとする思想である。こういう議が行われるようになったことは、明かに元朝の勢威がもはや行われなかったことを示すものであろう。

註

1　中統建元。鈔法初立。公私貴賤。愛之如重寶。行之如流水。交鈔一貫。買絹一疋。鈔五六十文。買絲一兩。米石鈔六七伯文。麥石鈔五六伯文。布一端。鈔四五百文。

2　目今大都。供役人夫。自春徂秋。雖支鹽糧工價。寔於農務。有所妨奪。爲就此問得戶部鹽科令史燕珍呈。每夫一名。日支工價鈔一錢三分。鹽糧計該一分。工項計該鈔一錢四分。人戶有應妨歲計。除各得工價鹽糧外。更貼鈔或一錢。或一錢有零。顧覓人夫。替代。

3　世皇。嘗以錢幣問太保劉文貞公秉忠。公曰。錢用於陽。楮用於陰。華夏陽明之區。沙漠幽陰之域。今陛下龍興朔漠。君臨中夏。宜用楮幣。俾子孫世守之。若用錢。四海且將不靖。遂絕不用錢。迨武宗。頗用之。不久輒罷。此雖術數讖緯之學。然驗之於今。果如所言。

4　秉忠既受命。以天下爲己任。事無巨細。凡有關於國家大體者。知無不言。言無不聽。帝寵任愈隆。

5　且如支銅錢一萬錠。每小錢一貫重七斤。五十貫重三百五十斤。五百貫用車一輛。計用大車一千輛。

6　省府爲發下中統元寶交鈔。榜省諭隨路。其文曰。省府欽依印造到中統元寶交鈔。擬於隨路宣撫司所轄諸路。不限年月通行流轉。應據酒稅

醋鹽鐵等課程。并不以是何諸科名差發內並行收受。如有諸人資元寶鈔。從便却行赴庫。倒換白銀物貨。卽便依數支發。並不得停滯。每兩止納工墨三分外。別無剋減添答錢數。照依下項。擬定元寶交鈔體例行用。如有阻壞鈔法之人。依條究治施行。據此須議出給者。

一　諸路通行中統元寶。街下買賣金銀絲絹段疋斛斗。一切諸物。每一貫同鈔一兩。每兩貫同白銀一兩行用。永爲定例。並無添減。

壹拾文　貳拾文　參拾文　伍拾文

壹伯文　貳伯文　參伯文　伍伯文

壹貫文省貳貫文省文省如七十足陌。八十足陌。若使同銅錢。便省官司利益錢文。故先作文省二字。

一　各路元行舊鈔并白帖子。止勒元發官司庫官人等。依數收倒。毋致虧損百姓。須管日近收倒盡絕。再不行使。仍於庫司門首張掛。省諭諸人各令通知。

7　〔別里哥索錢糧〕至大三年八月。江西行省准尙書省咨。至大三年四月初二日奏。中都留守司官人每說有。支請錢糧。是大勾當有。如今。諸衙門應索錢物。諸物。無奏奉聖旨。又無尙書省文字。口傳言語。白文字別里哥行着要有。俺不與呵。怕有。與呵。干得着錢糧大體例。俺也怕有。奏呵。奉聖旨。今後。諸衙門但要索錢糧。沒明白印信文書呵。休與者。麼道。聖旨了也。欽此。

8　中統元年七月。創造通行交鈔。以絲爲本。以革諸路行用鈔法之弊也。行用鈔之法。文牘莫稽。交鈔則以銀五十兩以絲鈔一千兩。

9　時鈔法初行。惟恐澁滯公私不便。省官日與提擧司官。及採衆議。深爲講究利病所在。其法大約。隨路設立鈔庫。如發鈔若干。隨降銀貨。卽同見銀流轉。據倒到課銀。不以多寡。卽裝塡各庫作本。使子母相權。准平物估。鈔有多少。銀本常不虧欠。至互易銀鈔。及以昏換新。除工墨出入正法外。並無增減。又中間關防庫司。略無少弊。所納酒醋稅鹽引等課程。大小一切差發。一以元寶爲則。其出納者。雖昏爛。併令收受。七道宣撫司管限三日午前。將彼中鈔法有無底滯。及物價低昂與鈔相礙。於民有損者。盡時規措。有法以制之。在都總庫印到料鈔。不以多寡。除支備隨路庫司闕用外。一切經費。雖緩急。不許動支借貸。其錢貫顯印鈔面。將來以錢鈔互爲表裏。此張本也。時遇歲包銀六萬餘定。鈔數人及五十餘萬。堂議嘗云。若印至百萬。所獲鈔息。可盡免天下包差。蓋以平準貿易諸物。一歲民間毀廢不貲。皆爲官息也。又當時鈔法有甚便數事。艱得。一也。經費省。二也。銀本常足不動。三也。僞造者少。四也。覩鈔重於金銀。五也。日實不虛。六也。百貨價平。七也。

10　閏月。……印造交鈔。供給江南軍儲。……六月。……置行戶部于大名府。掌印造交鈔。通江南貿易。

11　至元六年。行用元寶鈔止七十餘錠。予時爲御史。曾照刷提擧司文按。故知。

12　勅私市金銀。應支錢物。止以鈔爲准。

13　足色者成錠。面有金花。次者綠花。又次者黑花。故謂之花銀。

14　〔整治鈔法〕

一　鈔庫內倒換昏鈔。每一兩取要工墨三分。不得刁蹬多要工本。庫官吏人等。令人於街市暗遞。添答工墨。轉行倒換。一十兩以下。決杖五十七下。一十兩之上。決杖七十七下。一定之上。決杖一百七下。罷職。兩相倒鈔之人。同罪。於犯人名下。追鈔五定。給付捉事人充賞。專委管民官常切提調。如不用心提調。治罪施行。

一　買賣金銀。赴官庫。依價回易倒換。如私下買賣。諸人告捉到官。金銀價鈔全行斷沒。於內一半付告捉人充賞。應捕人減半。一十兩以下。決杖五十七下。一十兩上。決杖七十七下。一定以上。決杖一百七下。於犯人名下。更追鈔兩。給付捉事人充賞。

一　賣金銀人。自首告者。免本罪。將金銀官收給價。買主不首者。價鈔斷沒。更於犯人名下追鈔一定。與告捉人充賞。買主自首者。依上施行。

一　金銀匠人開鋪打造開張生活之家。憑諸人將倒金銀打造。於上鑿記匠人姓名。不許自用金銀打造發賣。若已有成造器皿。赴平准庫貨賣。如違。諸人告捉到官。依私倒金銀例斷罪給賞。

一　如拿獲私下買賣金銀人等。要訖錢物放了。有人首告。依例追沒給賞斷罪。放了的人。一般罪。本坊隅巡禁。應捕官兵人等。不爲用心捉拿。取招斷罪。

一　收倒鈔。當面。於昏鈔上。就使訖毀印封記。將昏鈔每季解納。如不使毀印者。決杖五十七下。罷職。

一　鈔庫官吏。侵盜金銀寶鈔。出庫借貸移易。做買賣使用。見奉聖旨條畫斷罪。如本處官民長官總管。一月一次計點。如本處官吏通行作弊。與犯人同罪。

一　鈔庫官吏。將倒下金銀不行附曆。却添價倒出。更將本庫倒下金銀揑合買金銀人姓名用鈔換出。却暗地添價轉賣與人。許諸人捉拿。得獲。不計多寡處死。將價鈔給付捉事人充賞。

一　如諸人。將金銀到庫。依殊色隨卽收倒。不得添減殊色非理刁蹬。如違。決杖五十七下。罷職。

15　中統鈔法行。以金銀爲本。本至乃降新鈔。時莊聖太后已命取眞定金銀。由是眞定無本鈔不可得。……昔奉太后旨。金銀悉送至上京。

16　平陽一道隸拔都大王。……王賦皆使貢金。

17　鈔代百物之交易。所恃者信而已。一失其信。民莫之從。

18　注25を見よ。

19　日今每歲印鈔八萬餘錠。蓋以絲線包銀宣課官爲收鈔。所以流傳通行。略無凝滯。

20　盜臣置立總庫。舉放利息。無賴狂貪買官之人。一言片紙。動輒數千萬貫。

21　注30を見よ。

22 23　近年以來。價增六七倍。漸至十倍。以至諸物及庸工之價直。亦莫不然。反覆思之。時和歲豐。無旱乾水溢之災。米粟非不多也。布帛非不廣也。戶丁滋莊。商旅絡繹。百物出積。然而物價日增日貴者。鈔虛故也。鈔多則物自重。

24　注27を見よ。

25　自至元十三年已後。據各處平準行用庫倒到金銀幷元發下鈔本課銀。節次盡行起訖。是自廢相權大法。此致虛一也。其鈔法初立時。將印到料鈔。止是發下隨路庫司。換易爛鈔。以新行用外。據一切差發課程內支使。故卽造有數。儉而不溢。得權其輕重。令內外相制。以通流錢法爲本。至鈔常艱得。物必待鈔而後行。如此。鈔寧得不重哉。今則不然。印造無算。一切支度。雖千萬定。一於新印料鈔內支發。可謂有出而無入也。其無本鈔數。民間旣多而易得。物因踴貴而難買。此致虛二也。又總庫行錢人等。物未收成。預先定買。惟恐或者先取。故視鈔輕易添買。物重幣輕。多此之由。此致虛三也。又外路行用庫令庫子人等。私下倒易。多取工墨。以圖利息。百姓昏鈔到庫。不得晝時回換。民間必須行用。故昏者轉昏。爛者愈爛。流傳旣難。遂分作等級。其買使物貨等。除去昏爛成數搭價。然後肯接。此致虛四也。

26　行錢之法。民患輕。則作重幣以行。謂之母權子。若不堪重。則多作輕而行之。謂之子權母。重者行其貴。輕者行其賤。鈔法亦然。

27　大失民信。鈔法日虛。……所行皆無本之鈔。以致物價騰踊。癸止十倍。拯救之法。不過住印貫鈔。只印少鈔。發去諸庫。倒換昏爛。以便民閒爪貼。驗元起鈔金銀發去。以安民心。嚴禁權豪官吏。冒名入庫倒買。國用當度其所入。量其所出。如周歲差稅課程。可得百萬錠者。其歲支祇可五七十萬。多餘舊鈔。立便燒燬。如此行之不出十年。縱不復舊。物價可減今日之半。欲求目前速効。未見良策。縱規新鈔。以權舊鈔。祇是改換名目。無金銀作本。稱提軍國支用。不復損抑。三數年後。亦如中統舊鈔矣。

28　元海運自朱清張瑄始。歲運江淮米三百餘萬石。以給元京。四五月南風至起運。得便風十數日卽抵直沽交卸。朝廷以二人之功。立海運萬戶府以官之。賜鈔印。聽其自印。鈔色比官造加黑。印硃加紅。富旣埒國。慮其爲變。以法誅之。

29　〔體察鈔庫停閑〕至元十九年五月。御史臺承奉中書省劄付。該。來呈。大都總管。民物繁夥。若非商旅攢運。無以爲日用之資。今市肆行

使。盡係昏鈔。雖有行用鈔庫。每日止限倒換昏鈔四百定。更有不開庫之日。商賈不得新鈔。以致買賣凝滯。諸物踴貴。若令每日倒換二千定或千定。可得鈔法變易之便。得此。

30 諸路官鈔庫。近年並不關請。上司抑勒。不放支發。爲無倒換。官吏攢典閉門閑坐。虛食月俸。因緣移易借貸。多有失陷。官吏既無倒換。民間私自回易。富者乘時以邀利。貧者甘心于損折。

31 近年零鈔銷磨盡絕。至于百文者亦絕無而僅有。所以元直十文五文之微。增價數倍。交易之間。不能割絕。以致卽當寄留。欺謾澁滯。如諸路鈔庫關請。十分爲率。百文以下零鈔當發七八分。以救積弊。以便市易。兼交鈔所以便于交易者。以其比之絲絹疏布金銀緩乏。能分能零也。且小民口生。旅求升合者。十蓋六七。圖錙銖之利者。十蓋七八。若無零鈔。何以爲生。何以爲成市。

32 〔行用寶鈔。不得私准折〕至元二十七年正月。……民間行使中統寶鈔邊欄貫伯完備者。每一貫准作一貫二百文。邊欄字樣頗昏者。准一貫一百文。邊欄字樣極昏者。每貫止作八百文使用。不赴官庫倒換。街市私相轉使。

33 〔禁治茶帖酒牌〕卽今。所在官關到鈔本甚多。小鈔極少。又爲權勢之家及庫官庫子人等結攬私倒。得及細民者。能有幾何。致使民間以物易物及私立茶帖麪帖竹牌酒牌轉相行使。非惟小民生受。亦且澁滯鈔法。

34 〔頒至元鈔〕至元二十四年閏二月。欽奉皇帝聖旨。鈔法之行二十餘載。官吏奉法不虔。以致物重鈔輕。公私俱弊。比者。廷臣奏請謂。法弊必更。古之道也。朕思嘉之。其造至元寶鈔頒行天下。中統寶鈔通行如故。準至元寶鈔壹貫文。當中統寶鈔五貫文。子母相權。官民通用。務在新者無冗。舊者無廢。上不虧國。下不損民。其聽毋忽。朕不食言。故茲詔示。想宜知悉。

35 〔行用至元鈔法〕十四款 至元二十四年三月。尙書省奏奉聖旨。定到至元寶鈔通行條畫。開具于後。

一 至元寶鈔一貫。當中統寶鈔五貫。新舊並行。公私通用。

一 依中統之初。隨路設立官庫。買賣金銀。平准鈔法。私相買賣並行禁斷。每花銀一兩。入庫官價至元寶鈔二貫。出庫二貫五分。白銀各依上買賣。課銀一定。官價寶鈔二定。發賣寶鈔一十二貫五百文。赤金。每兩價鈔二十貫。出庫二十貫五伯文。今後。若有私下買賣金銀者。許諸人首告。金銀價直沒官。於內一半付告人充賞。仍於犯人名下徵鈔二定。一就給付。銀一十兩金一兩以下。決杖五十七下。銀一十兩金一兩以上。決杖七十七下。銀五十兩金一十兩以上。決杖九十七下。

一 民間。將昏鈔赴平准庫。倒換至元寶鈔。以一折五。其工墨錢止依舊例。每貫三分。客旅買賣。欲圖輕便。用中統寶鈔倒換至元寶者。以一折五。依數收換。各道宣慰司按察司總管府常切體究禁治。毋致勢要之家並庫官人等自行結攬。多除工墨。混壞鈔法。違者痛斷。庫官違犯。斷罪除名。

一 民戶包銀願納中統寶鈔者。依舊止收四貫。願納至元寶鈔折收八百文。隨處官司並仰收受。毋得阻當。其餘差稅內有折收者。依上施行。

一 隨處鹽課。每引見賣官價鈔二十貫。今後。賣引。許用至元寶鈔二貫中統寶鈔一十貫買鹽一引。新舊中半。依理收受。願納至元寶鈔四貫者。聽。

一 諸道茶酒醋稅竹貨丹粉錫碌諸色課程。如收至元寶鈔。以一當五。願納中統寶鈔者。並仰收受。

一 係官拌諸折下營運斡脫公私錢債。關借中統寶鈔。若還至元寶鈔。以一折五。願還中統寶鈔者。抵貫歸還。出放斡脫錢債人員。卽便收受。毋得阻滯。

一 隨路平准庫官。收差辦課人等。如遇收支交易。務要聽從民便。不致遲滯。若有不依條畫乞取刁蹬故行阻抑鈔法者。取問是實。斷罪除名。

一 街市諸行鋪戶與販客旅人等。如用中統寶鈔買賣諸物。止依舊價發賣。無得疑惑陡添價直。其隨時諸物減價者。聽。富商大賈。高擡物

價。取問是實。並行斷罪。

一　訪聞。民間缺少零鈔。難爲貼兌。今頒行至元寶鈔。自二貫至五文。凡一十一等。便民行用。

一　僞造通行寶鈔者。處死。首告者。賞銀五定。仍給犯人家產。

一　委各路總管幷各處管民長官。上下半月計點平准鈔庫應有見在金銀寶鈔。若有移易借貸私己買賣營運利息。取問明白。申部呈省。定罪。長官公出。次官承行。仰各道宣慰司提刑按察司常切體察。如有看徇通同作弊。取問得實。與犯人一體治罪。却不得因而搔擾沮壞鈔法。

一　應質典田宅。並以寶鈔爲則。無得該寫斛粟絲綿等物低昂鈔法。如違斷罪。

一　隨路提調官吏。並不得赴平准庫收買金銀。及多將昏鈔倒換料鈔。違者治罪。

一　條畫頒行之後。仰行省宣慰司各路府州司縣達魯花赤管民長官。常切用心。提調禁約。毋致違犯。若禁治不嚴。流轉濫滯。虧損公私。其親管司縣官斷罪解任。路府州官亦行究治。仍仰監察御史按察司。常切糾察。如糾察不嚴。亦行治罪。

36　古者。以米絹民生所須。謂之二實。銀錢與二物相權。謂之二虛。……況鈔乃宋時所創。施於邊郡。金人襲而用之。皆出於不得已。

37　一歲天下所入凡二百九十七萬八千三百五錠。……自春至今。凡出三百六十三萬八千五百四十三錠。出數已逾入數。六十六萬二百三十八錠矣。

38　〔鈔本休擅支動〕福建行省准尙書省咨。至元二十五年十二月二十日。欽奉聖旨。節該。鈔本根底。休交動者麼道。欽此。

39　〔存留鈔本〕至元二十九年二月。江西行省准中書省咨。至元二十八年十二月初六日奏過事內一件。江南腹裏鈔買到的隨路平准庫裏有的金銀。去年桑哥等奏了。交將的這裏來者麼道。奏了來。俺的伴當每題說有。金銀是鈔的本有。根脚裏立鈔法時節。只交各路裏存留着做鈔本者麼道。立定來。如今。不交起將來呵。怎生麼道。說有。俺也商量得。除將到來的外。未到來的。不交將來呵。怎生。商量來麼道。奏呵。那般者。麼道聖旨了也。欽此。

40　昔我世祖皇帝。既登大寶。始造中統交鈔。以便民用。歲久法弊。亦既更張。印造至元寶鈔。逮今又復二十三年。物重鈔輕。不能無弊。廼順舊典。改造至大銀鈔。頒行天下。

41　錢幣之法。其來遠矣。三代以降。沿革不常。世祖皇帝。建元之初。頒行交鈔。以權民用。已有錢幣兼行之意。蓋錢以權物。鈔以權錢。子母相資。信而有證。今鈔法一新。期於公私兩利。重惟經久之計。必復鼓鑄之規。

42　〔住罷銀鈔銅錢使中統鈔〕上天眷命　皇帝聖旨。朕惟。貨食生民之本。權以泉幣。貴在適時。昔我世祖皇帝。參酌古今。立中統至元鈔法。天下流行。公私蒙利。五十年于茲矣。比者。尙書省不究利病。輒意變更。既創至大銀鈔。又鑄大元至大銅錢。鈔以倍數太多。輕重失宜。錢以鼓鑄弗給。新舊恣用。曾未再期。其弊滋甚。爰諮廷議。允協輿言。皆願變通。以復舊制。尙體更張之意。聿成作乂之功。所有合行號畫及便益事宜。開列于後。

43　一　至大銀鈔一貫准至元鈔五貫。該中統鈔二十五兩。其信益虛。民用弗便。既今住罷印造。應尙書省已發各處至大鈔本。截日封貯。民間行使者。赴行用庫。依例倒換。仍聽於中書戶部及各處轉運司預買至大五年鹽引。挨次支查。其餘諸色課程差發。亦仰從便收受。勿致損民。

一　中統鈔廢雖久。民間物價。每以爲準。有司依舊印造。與至元鈔子母並行。以民便間。凡官司出納。百姓交易。並計中統鈔數。

一　錢雖古制。時用不同。比者。尙書省所發新舊銅錢。具有緡數。其民間宿藏者。所在充溢。不可勝算。雖畸零使用。便於細民。然壅害鈔法。深妨國計。據大元至元銅錢。詔書到日。限五十日內。赴各處行用鈔庫。依例倒換。無致虧損。其歷代舊錢。有司所發者。與百姓宿藏。既不可辨。仰截日住罷。不使。違者治罪。

一　資國院及各處泉貨監提擧司一切衙門。並行革罷。應有聖旨仰信。所在官司。就爲拘納。其錢貨等物。點勘具數收貯。買賣銅器。聽民自便。

一　確禁金銀。本以權衡鈔法。條令雖設。其價益增。民實弗便。自今。權宜開禁。聽從買賣。其商舶收買下番者。依例科斷。

一　近年田宅增價。爭訟日繁。除已到官。見有文案。并典質借貸。私約分明。依例歸結。其餘在至大元年正月已前者。並仰革撥。

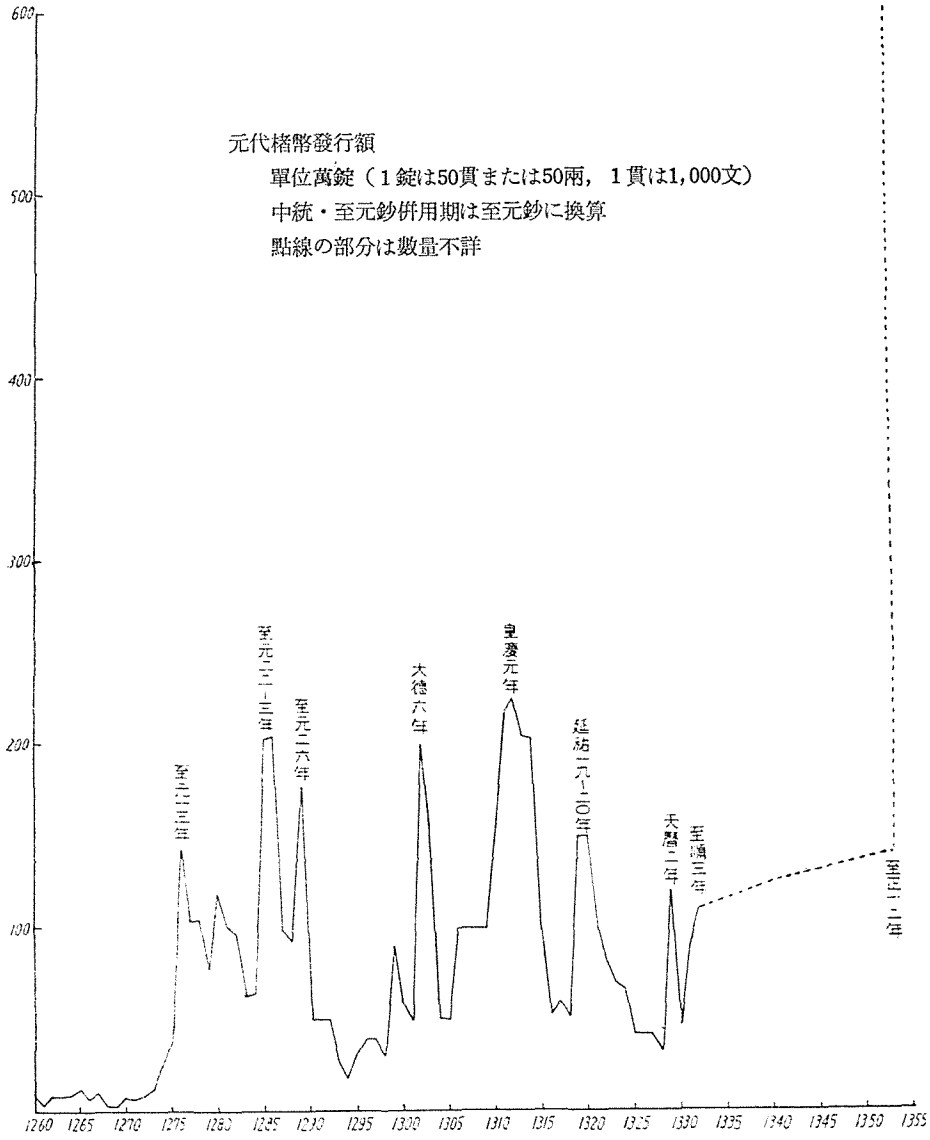
44　以諸郡軍儲。供餉繁浩。命戶部印造明年鈔本六百萬錠。給之。

45　中統至元。自有母子。上料爲母。下料爲子。比達達人乞養漢人爲子。是終爲漢人之子而已。豈有故紙爲父。而以銅爲過房兒子者乎。……今歷代錢及至正錢。中統鈔及至元鈔。交鈔。分爲五項。若下民知之。藏其實而棄其虛。

46　朕聞帝王之治。因時制宜。損益之方。在乎通變。惟我世祖皇帝。建元之初。頒行中統交鈔。以錢爲文。雖鼓鑄之規未遑。而錢幣兼行之意已具。厥後印造至元寶鈔。以一當五。名曰子母相權。而錢實未用。歷歲滋久。鈔法偏虛。物價騰踊。姦僞日萌。民用匱乏。爰詢廷臣。博采輿論。僉謂拯弊必合更張。以中統交鈔壹貫文省。權銅錢一千文。准至元寶鈔二貫。仍鑄至正通寶錢。歷代銅錢並用。以實鈔法。至元寶鈔。通行如故。子母相權。新舊相濟。上副世祖立法之初意。

47　十一年。置寶泉提擧司。掌鼓鑄至正通寶錢。印造交鈔。令民間通用。行之未久。物價騰湧。價逾十倍。又值海內大亂。軍儲供給。賞賜犒勞。每日勞造。不可數計。舟車裝運。軸轤相接。交料之散滿人間者。無處無之。昏軟者不復行用。京師料鈔十錠易斗粟不可得。既而所在郡縣。皆以物貨相貿易。公私所積之鈔。遂俱不行。人視之若弊楮。而國用由是遂乏矣。

48　或者顧謂。廢錢而用鈔。實祖宗之成憲。而於術數之說爲有符。今唯用錢。無乃稽之典章。驅之圖讖。有相乖違者乎。是不然。天下之法。雖聖人。不能使之久而無弊。及其弊也。固未嘗無法以捄之。變而通之。存乎人焉耳。而可泥於拘攣之見。偏於尋常之論哉。


元代楮幣發行額
單位萬錠（1錠は50貫または50兩，1貫は1,000文）
中統・至元鈔併用期は至元鈔に換算
點線の部分は數量不詳
600
500
400
300
200
100
至元二十三年
至元二十一三年
至元二六年
大德六年
皇慶元年
延祐二六一二〇年
天曆二年
至順三年
至正二二年
1260
1265
1270
1275
1280
1285
1290
1295
1300
1305
1310
1315
1320
1325
1330
1335
1340
1345
1350
1355

附録一

笞杖刑

元代の刑罰は唐以來の傳統を襲い笞、杖、徒、流、死の五刑があったが、そのうち笞、杖の二種については歷代に見られぬ特色が一つある。すなわち歷朝の笞杖刑が〇を以て終わる成數を用いたに對して、元朝では七で終る奇數を使用し、笞刑には七、十七、二十七、三十七、四十七、五十七の六等、杖刑には六十七、七十七、八十七、九十七、百七の五等を設けた。このように成數の代りに奇數七を用いたことは、いかなる理由に基くものであろうか。

リヤザーノフスキー[1]はこの點に關して、奇數七を以て終わる笞杖刑はモンゴル人の慣習によるものであって、それは中國法に對するモンゴル法の影響を示すものであるが、かかる影響は極めて小さい點に關することであり、何等根本的な意義を有するものではないと述べている。モンゴル法と中國法の關係、或は中國法制史上における元代法制の意義という問題は非常に複雜な問題であって、研究の現狀を以てしては不詳不明の箇所が餘りに多く、簡單に論じ去るわけにはゆかない。元代の制度における、いわゆる二重體系の問題なども、遼金のようないわゆる征服王朝の單純な型とは、別個な立場から觀察且つ説明されなければならないし、その場合つねに他の三汗國との關係及び全體としてのモンゴル帝國としての元朝の制度として考える必要がある。しかしながらこのような大問題は、簡單に取扱われるべき問題ではないし、またわたくしはリヤザーノスキーの見解の當否をここで論ずる意圖もない。ただおそらく何

人も奇異に感じるにちがいない七を用ゆる元代の笞杖刑に關して、若干の說明を提出しておくに止めたいと思う。

笞杖刑に何故奇數七が用いられたかと云うことに關しては、元明人もすでに知らなかったらしい。リャザーノフスキーのいうように、成數十を用いようが、奇數七を用いようが、そのようなことは根本問題に何の關係もないと云い切ってしまえば、それまでであるが、とにかく元朝に至って歷代とは異る打數を採用したことは、何と云っても奇異な事實であるから、一應の說明は與えられなければならないと考えるのは當然の理である。そこで一番簡單な說明は、十打すべきところを三打だけ輕減して七打に止めたという說明である。この說明の前提としては、元は輕典主義であったということが必要であり、またこれは逆に三打を減じたから輕典主義であったという論據にもなる。元の刑罰が歷代に比して輕典主義であったか、否かと云う問題もまた早急に論じ去り得ない困難な論證を必要とする問題である。それはともかくとして、七打の說明には輕典主義が前提として屢々用いられてきたことは事實である。例えば、まず「元史」刑法志には、

元之刑法、其得在仁厚、其失在緩弛。

と見え、また、

蓋古者、以墨、劓、刖、宮、大辟爲五刑。後世除肉刑、乃以笞、杖、徒、流、死備五刑之數。元因之更用輕典、蓋仁矣。

とある。そして歷朝の法である十を單位とする成數に對して七を以て終わる奇數[2]を使用したことについては、王約の上言を記して、

大德間、王約復上言。國朝之制、笞杖減十爲七、今之杖一百者宜止九十七、不當又加十也。

といっている。また「輟耕錄」卷二を見ると次の如く記されている。

國初立法以來、有笞、杖、徒、流、死之制。凡七下至五十七下用笞、六十七下至一百七下用杖。徒之法、徒一年杖六十七、一年半杖七十七、二年杖八十七、二年半杖九十七、三年杖一百七、此以杖麗徒者也。鹽徒旣決而又鎖之、使居役也。數用七者、建元以皆用成數。今匿稅者笞五十、犯私鹽茶者杖七十、私宰馬牛者一百、舊法猶有存者。大德中、刑部尙書王約數上言。國朝用刑寬恕、笞杖十減其三。故笞一十減爲七。今之杖一百者宜止九十七、不當反加十也。議者憚於變更、其事遂寢。

これによって見ると、七を以て終わる打數は必ずしもあらゆる犯罪に適用されたものではなく、除外例が存したことが知られる。[3] かつは最低の笞刑七打はたしかに十打から三を減じたものにちがいないが、王約の上言にもかかわらず、最高九十七の議が容れられず百七打になったことは、逆に七打を增したもので、「元史」の輕典主義とは矛盾するものであろう。

しかしながら輕典主義による說明は他にも存在するのであって、「事林廣記」卷九には、

今我大元聖聰、又減輕笞七下、且易楚用柳、可見愛民如子也。

とあり、また笞杖大小則例[4]として使用すべき笞杖の規格を擧げている。このように歷代の笞杖の最低打數が元代において七打に變えられたことは、たしかに輕典主義との解釋も成立するが、しかしながら最高の杖刑百打が百七打になったことは逆に重刑主義とも云える。とにかくこの奇妙な笞杖刑の打數については解釋說明がつかぬと見えて、「瑯琊代醉篇」卷三十六にも用數の條に、用數の意味の不詳なるものを擧げているうちで「輟耕錄」を引いて、

元人自七下至五十七、用笞、則笞之輕者至七而止。

と云っている。ところが一應尤もらしい解釋を下しているのは、葉子奇で「草木子」卷三、雜制篇に、

元世祖定天下刑。笞、杖、徒、流、絞五等。笞杖罪旣定、曰天饒他一下、地饒他一下、我饒他一下。自是合笞五

十止笞四十七、合杖一百十、止杖百七。

と云っている。この説明は面白いが、歴代百下に止まっていた杖數が百七下に增加した事實をそのまま擧げている點は、「元史」の編者が王約の上言の下半を削り去り、その直ぐ後に杖刑百七を擧げているに等しい不用意な記事である。いずれにせよ元明人は元朝の笞杖刑に端數を用いていたことに對しては奇異の感を抱いていたにちがいなかったが、その說明解釋に苦しんで、このように様々なことを記したものであろう。しかしその說明は輕典主義か、或は葉子奇のような傳承的な解釋に終って、それ以上には出ていない。この奇妙な元の刑罰に直接關係はないが、リャザーノフスキーの云うようにモンゴルの舊慣に七という數が用いられていたことを示すものに明の肅大亨の「北虜風俗」がある。すなわちその治盜の條には、

夫治盜之法、曩時有盜、若盜牛羊駝馬者、止罰七九或三九之數耳。

と見えている。

さてこのようにこの元代特有の笞杖刑の打數については、右の最後に擧げた「北虜風俗」の一條が、間接的ではあるが、端數七のついた笞杖刑の打數がモンゴル人の舊慣に基いたものであることを推測させるのみで、わたくしの知る限りでは、中國の史料には、その起源を說明したものは見あたらない。それならば元代の極東について記事を殘した西洋人は何と云っているかといえば、Carpini, Rubruck はモンゴルの刑罰については述べているが、端數七については別に注意していないし、アラビア人旅行家 Ibn Battuta[5] も馬を盜んだ者はその九倍を償わなければならぬとは記しているが、笞杖刑の數に關しては何ごとも述べていない。ところが Marco Polo には七に終わる笞杖刑の打數が記載されており、それは第七〇章 Ci devise dou dieu des Tartars e de lor loy には明かにタルタル人の習慣として記されている。次にその記事を揭げる。[6]

Il mantinent la justice en tel manere com je vos deviserai. Il est voir que quant uno homo ha enblé aucune petite chouse, que nen doie 〔perdre persone〕, il li est doné VII bastonee, ou XXVII, ou XLVII; et in ceste mainere vait jusque in CVII, croisent toutes fois X selon que il ha enblé.

リヤザーノフスキーはしばしばマルコ・ポーロを引いて、七打が蒙古人の刑罰に關する舊慣であることを述べているが、さきに云ったように、同氏は七という端數の意味には全然觸れることなく、何の本質的意義も持たぬものと輕くあしらっている。同氏はこの奇妙な打數について元明時代の中國人が奇異の感を抱いていたことは、全く知らないらしく思われる。もし同氏が以上に掲げたように中國人側の記事を知っていたならば、奇數七のついた刑罰を元朝の法制上、まったく意とするに足らぬ瑣事として、輕く片づけることはなかったであろう。

こう考えてくると、世祖が『天饒他一下、地饒他一下、我饒他一下』といったと云うような葉子奇の說明が全く傳承的なものに過ぎず、「元史」及び「輟耕錄」に見える王約の上言なるものも甚だ怪しいものであり、三を減じて七下に變ったのは、元朝の輕典主義によるという說明などでは說明し得ないものであることがわかる。私が以上に引いた中國側の資料は、同時代史料、或は少くとも同時代史料にもとづいて編纂された後代の史料においてさえも、奇數七の意味が不詳なために、王約の上言とか、また尤もらしい世祖の言などを捏造せざるを得なかったことを示すに充分であると思われる。しかしこの點に關する考察はしばらくおき、それでは果して奇數七のついた笞杖刑はモンゴルの舊慣であったろうか、また七という數字はどのような意味を持っているのであろうかと云う問題をすこし考えてみよう。

さきに引いたマルコ・ポーロの記事は、タルタル人の刑罰に關するものであるが、マルコ・ポーロは中國の歷代の法制については何等知るところがなかったから、笞杖刑の打數が七から十進法で百七にいたることを述べているだけで、奇數七については何の說明も加えていない。ところがペルシャの史家 Wassaf[7] はモンゴル人の鞭刑の數として奇

數三、五、七から七十七まであったことを傳えている。これは同時代史料としてマルコ・ポーロの記事と共に、元朝の笞杖刑における端數七がモンゴル法に基くことを證明する重要な記事であると思われる。それならモンゴル人の間において七という數がどんな意味を持っていたかと云うと、それは九と共に神聖な、吉祥の數として尊ばれていた。すなわちワッサフその他によれば、世祖フビライ・ハーンの卽位式に當たって諸王が七度ひざまずいたとあるし、時代は降るが Timur[8] は戰陣において軍隊を七隊に分けて指揮したと傳えられている。そして七が吉祥ないし神聖な數と見なされている理由は、それが偶數と奇數を含む完全な數であると說明されている。このような傳承的な解釋はしばらくおいても、ともかくもモンゴル人の間では、七が九と共に尊ばれていたことには疑いない。ところがここに疑問となることは、吉祥あるいは神聖な數が、むしろ不祥な刑罰に使用されたことを、何と說明すべきかという點である。

Hammer-Purgstall[9] は七という數をトルコ・タタール諸族の間で廣く行われている Geschlechtszahl であると云っているが、その意味はよくわからないが、もしそれを呪術的な數という意味に解し、七は九と共に北方遊牧民の間で曾て廣く使用されていた數目と考えるならば、それが吉祥の場合と同樣に刑罰制度においても使用されていたことは、別に不思議でもあるまいと考えられる。

しかしながら、考えてみれば、吉祥の數を刑罰のような不祥な場合には用いないだろうという推測は、むしろ中國的な解釋であるかも知れない。遺憾ながら、私はモンゴル人或は他の北方遊牧民の間に行われている他の例をいま提示することはできないが、この場合では七という數に對してモンゴル人が抱いていた觀念は、必ずしも中國人の吉祥、不祥の觀念とは同じものではないのであるまいかと想像される。

元朝の笞杖刑が歷代の成數に代って七を以て終わる打數を用いたことは、王約の上言によったものでもなく、また

世祖の寛仁な思いつきによったものでもなく、その淵源がモンゴル人の固有の刑罰制度にあったことだけは明かである。モンゴルはその征服した土地においては、モンゴル人の利害に直接關しない限り、いわゆる『從其本俗』という屬人主義を採って、各民族の固有法を尊重した。モンゴル本地においてさえも、オゴダイ・ハーン[10]の時代にすでにイスラム教徒に對してモンゴル法を適用しないという前例をつくっている。モンゴル人とは遠く異なる經濟生活を營み、かけはなれた社會制度を有する漢人社會に對した時、漢人社會の法や慣習をそのままに存續せしめようとしたこともまた疑う餘地はない。この點においては、西方の諸汗國においても同樣であった。元朝の判例において、舊例すなわち金の泰和律を準用する原則が至正八年の禁令[11]まで行われおり、その後も漢人に關する裁判が中國法に準據して行われていたことは明かである。

元朝がついに成文法典を編纂するに至らなかった理由は種々あると思うが、その最大の理由は、多くの異なる民族が雜居する社會において、各民族の慣習法或は成文法を整理して、矛盾のない法典を作成することの困難さにあったものと考えられる。かかる困難は、征服國につねにつきまとう困難である。古代ローマにおいても praetor urbanus と praetor peregrinus を設けて、前者をしてローマ市民間の民事裁判を、後者をしてローマ市民以外の者の間の訴訟及びローマ市民とローマ市民以外の者との間の訴訟を司らしめた。元朝においてモンゴル人の裁判はモンゴル人の裁判官をして行わしめた如き、また元朝の法制における特殊な現象の一つである約會[12]において色目人の裁判を取扱った如き事實は、モンゴル人のみが自民族の慣習法によったものではなく、自己の征服地において各民族の固有法を尊重——もちろん統治上の手段という意味も否定できないが——しようとした現われであると考えられる。ローマの場合においては、さらに一般的な法的規範として體系的な jus gentium が成立するようになったが、或る意味でローマと類似した情況にあった元朝においては、ついにかかる法典編纂への試みは行われなかった。

チンギス・ハーンのいわゆる Jasa[13] なるものに關する多くの問題はしばらくおくとし、またそれが成文法であったか否かについての疑義は別として、おそらくそのうちにはモンゴル社會に限って適用され得るものの外に、一般的法規範として通用するものも含まれていたであろう。チンギス・ハーンはモンゴル人の慣習法に基き、且つその遊牧帝國の必要に應じてヤサをつくったのであるが、元朝において法典制定の獻議はあったが遂に行われなかった。その理由は、前述のように複合民族國家としての元朝における、このような法典編纂上の異常な困難さにもよったのであろうが、必ずしもそれのみではあるまい。元朝が裁判及び法の施行において極めて細心の注意を拂っていたことは、「元典章」その他に殘る多くの判決例によって見るに、むしろ驚かされるほどである。

モンゴル人は自他を問わず、民族の固有法を尊重した。そして一國家内において、種々異なる原理に基く法が行われることには非常な不利を伴うにもかかわらず、遂にローマ法のような法典の編纂を見るに至らなかった理由は何であったろうか。私見を以てすれば、それはモンゴル帝國の特殊な性質、すなわち征服した土地及び人民はモンゴル宗室の私有財産であるという觀念に基くものと考えられる。かかる國家觀はモンゴルの歴代の皇帝によって、極めて端的に表現されているのであって、例えばチンギス・ハーンの時、近臣別迭[14]が漢人は國に補益がないから中原を空にして牧地となさんと奏したが、耶律楚材がそれより税金を巧みに取り立てた方が一層有利であると云って別迭の議をとどめたと云う如きも、かかるモンゴル人の土地、人民に對する觀念を示すものであろう。またマルコ・ポーロによればフビライ・ハーン[15]は賭博を禁止し、その理由として自分が征服した人民は自分のものであり、彼等の一切の所有物は自分のものであるから、人民が賭博することはすなわちハーン自身のものを賭けることになると云ったと傳えられる。このような觀念の所有者である蒙古人にとっては、モンゴルの利害に關しない限りにおいては、法は各民族の法と慣習によらしめれば足りるものと見做されたのは當然である。法典編纂の議が斥けられて、遂に實現を見るにい

たらなかったのは、一つにはその困難さにもあったろうが、同時にモンゴル人特有の國家觀念からそのような必要を感じなかったものであろう。彼等にとっては、被征服者の法や慣習が何であろうとも、これによって秩序の維持ができれば足りたのである。

さてここで注意すべきことは、諸民族の固有の法と慣習をそのまま適用しつつ、かかる法や慣習に違反した者に對する刑罰としてはモンゴル人の慣習による刑罰を行ったことである。これはモンゴル宗室の所有物たる被征服者が自らの法を犯すことによって彼等自身の社會の秩序を亂すことは、すなわちモンゴル人の利益を害するという觀念に基いて、刑罰にのみモンゴル法を適用したものと説明せざるを得ない。もしそうでないとしたら、法と慣習をそのままにしておいて、何故刑罰のみにおいて、モンゴル法を適用したのであろうか。笞杖刑以外の刑罰の實際については詳かにし難い。しかしながらモンゴル人は死刑に血を流すことを厭む結果、厭殺することはよく知られている事實であるが、これは元史刑法志に、

死刑則有斬而無絞。

とあるような記事と矛盾しはしまいかと云う疑問が起る。しかしながらもし「草木子」巻三に見える、

天下死囚審讞已定、亦不加刑、皆老死於囹圄。自後惟奏王伯顔出天下囚、始一加刑。故七八十年之中、老稚不曾覩斬戮、及見一死人頭、輒相驚駭。

という記事が眞であるならば、斬刑も事實上あまり行われなかったのではあるまいか。元朝の刑法が報復的意味を含まず、自己の所有物たる人民の社會秩序の維持のみが目的であったとするならば、死罪の執行を敢て行う必要もすくなかったであろう。

たとえ元明人が眞に元朝の刑法を仁厚であると感じたとしても、それは必ずしも刑法そのものが他の時代に比して

寛大であったことを意味するものではあるまい。上述したように、それはモンゴル自身の便宜から各民族の固有法によらしめていたためと、奇數七に終わる打數が偶然に中國の傳統的十罫位の打數に比して三打だけすくなく見えたこと、死刑に流血を厭んだことなどによるものではなかろうか。もしこのような解釋が正しいとするならば、元朝の奇妙な笞杖刑の打數の意味するところも、自ら理解できるのではなかろうか。

註

1　V.A. Riasanovsky: Fundamental Principles of Mongol Law, 1937. p. 297. 同書二九六頁には「マルコ・ポーロ」を引いて七打から三〇七打に至ると述べているが、これはリヤザーノフスキーが「マルコ・ポーロ」の corrupted text によって誤ったものでなく、誤植であろう。

2　奇數七のつかない成數の打數を用いる特定の刑罰があったことは、本文に引用した「輟耕錄」の記事以外に「元史」刑法志、「國朝文類」卷四十二等に匿稅、私鹽、私茶、私宰牛馬は舊例によって成數を加えたことが見えるが、「事林廣記」卷九にはまた執刑の官吏が規定に反した笞杖刑を加えた場合には、笞三十に處する旨が記されている。また杖刑と徒刑との對應率は「元史」刑法志、卷五十、「元典章」刑部、四十四、「事林廣記」卷九等に見えているが、杖刑の最高は百七で、徒刑の最低は一年杖六十七であるから、この割合で徒五年になると百七を突破するので、徒年が永くなるに比例して日數當りの杖數は減じる。但し「典章」の記事が成數で計算している理由はわからない。また「元史」では一年杖六十七、一年半杖七十七、二年杖八十七、二年半杖九十七、三年杖百七になっているが、「事林廣記」では一年一年半六十七、二年二年半七十七、三年八十七、四年九十七、五年百七となっている。「元史」では徒罪は最高二年で杖百七であるが、「事林廣記」では五年百七になっている。また「典章」では成數で換算している上に、最高は四年杖二百となっている。この三者の齟齬矛盾は何と說明すべきか。時代によって變遷したと考える外はないのではあるまいか。

3　前註參照。

4　刑具については「典章」四十獄具の條にも同じく見えている。

5　イブン・バトゥータには馬を盜んだ者は、その價格の九倍を賠償しなければならないと見えているが、打數のことはない。Defrémery et Sanguinetti; Voyages d'Ibn Batoutah, 1853—1858. t. II, p. 364.

6　L.F. Benedetto; Marco Polo il Milione, 1928. p. 56.

7　Hammer-Purgstall; Geschichte der Ilchane, B. I, S. 37.

8　Petit de la Croix; Histoire du grand Genghizcan, 1756. pp. 111 et 346.

9　Hammer-Purgstall; Geschichte der goldenen Holde, 1840. ss. 208—209.

10　C. d'Ohsson: Histoire des Mongols; t. 2, 1834, chap. 2.

11　「元史」卷七。世祖紀。

12　約會については第四部、第一章「約會」の項參照。

13　いわゆるチンギス・ハーンの大ヤサ或はヤサクについては多くの著述があるが、ベレヂン「朮赤ウルスの內部組織考」（播磨楢吉氏譯、蒙古學報、第二號）參照。

14 「元史」耶律楚材傳。

15 この部分は、マルコ・ポーロの最善のテキストといわれるパリ國民圖書館本 fr. 1116 には見えないがG. Ramusio; Delle Navigationi et Viaggi, 1559. p. 32 r. に見える。他のテキストのこの記事はラムージオによったものである。

附錄二

肉刑

刑法の領域において、中國が古來著るしく發達した成文法をもっていたことは周知の事實であり、ここに多言を須いない。しかし成文法に現われた原理あるいは精神と實際の刑罰は、必ずしも一致するものではない。中國においては、制定法の上では、復讐主義や賠償主義は早くから姿を消してしまったが、現實にはその痕跡はながく後代まで殘存し、實際の裁判、あるいは處刑において、時にその姿を出沒させていた。そういう例の一つとして、わたくしは元朝における[1]燒埋銀、私和錢を論じ、それは單純にモンゴル慣習法の適用と解釋さるべきものではなく、當時の中國にはいまだ西洋の wergild, Busse に對比さるべき慣習がかなり一般に行なわれていたのが、賠償主義的刑罰慣習を有するモンゴル人の政權下に、それがたまたま表面に姿を現わしたものであることを示した。

さて身體の一部に傷害を加える宮、刖、黥、劓、刖などのいわゆる肉刑は、漢代において原則として廢止され、唐以後はすくなくとも成文法上には現われなくなった。元朝においては[2]刑法典はついに成立を見るにいたらなかった。しかし「元史」刑法志などを唯一の資料として元朝の刑法を見る時には、元代においても歷代と同じく、肉刑は通常の犯罪に對する刑罰としては存在していなかったというよう見解が採られがちである。このような見方に對して、わたくしは大いに疑問を抱くものである。さきに觸れた燒埋銀、私和錢の類は、傳統的な中國刑法においては存在すべ

きものではないにもかかわらず、實際においては依然として存在していたと同様に、夙に姿を消したはずの肉刑もまた通常の犯罪に對する刑罰として適用されていた實例を元代において見出すのである。

「元史」刑法志だけを讀むと、元代には肉刑すなわち犯人の身體の一部に傷害を加えて不具にする刑罰はなかったことになる。刑法志のその部分にはつぎのように記されている。

> 蓋し古は墨、劓、刖、宮、大辟を以て五刑となす。後世は肉刑を除き、すなわち笞、杖、徒、流、死を以て五刑の數に備う。元はこれに因ってさらに輕典を用う。蓋しまた仁なり。

刑法志のこの記事があてにならないことは、たとえば「元典章」をちょっと覗くだけでも明らかである。元代のこの判例集の刑部には、いたるところに刺字という墨刑、あるいは黥刑が見出される。元代における肉刑の存在については仁井田陞が夙に指摘しているところである。同氏は元代には反映刑 spiegelnde Strafen および同害刑 talio としての諸種の肉刑が存在していたことを立證した。反映刑というのは、犯罪に使用した身體の部分に傷害を加える刑罰で、同害罰というのはいわゆる『目には目を』という被害者が受けたと同様の傷害を加害者に加えるものである。しかし元代において、果して反映刑および同害刑以外の肉刑がなかったかということになると、必ずしもそうはいえない。つぎに反映刑あるいは同害刑とみなすことができない肉刑――この場合には劓刑と刖刑であるが――の例を擧げてみたい。

これは「通制條格」卷二九の『寺觀僧道數目』に見えるとともに祥邁の「辯僞錄」にも載せられている文章である。「辯僞錄」所載の文章はいわゆる白話聖旨碑で、モンゴル語からの直譯體である。他方「通制條格」のものはその一部分を省略した形である。この世祖の聖旨は、元代における有名な道佛の抗爭に關連して公布されたもので、至元十七年六月二十二日附のものである。ことのおこりは、大都の奉福寺の僧が長春宮に放火したと道士が告訴したこ

とである。そこで取調べてみると、事實は道士の陰謀であって、道士が小僧を使嗾して放火させたもので、告訴にいうような大きな被害はないことが判明した。しかしことは當時、重大化していた道釋の爭いに關連している事件なので、至元十七年六月二十二日に聖旨が發せられ、その月のうちに碑文が建てられて、一般に公示された。

この事件は、はじめは放火に關する裁判として起ったものだが、それが誣告と判明するとともに、道佛の抗爭による秩序の紊亂という問題が採り上げられるまでに發展した。その結果として、以前に長春宮の道士が謀議して五百人を嘯聚し、棍棒を携えて僧侶を襲った事件も明るみに出て、このほうが重罪になった。聖旨の判決は、首謀者二人を死罪に處するほか、他の者は耳や鼻を切る則刑、劓刑、笞刑、杖刑や、また軍籍に編入するなどの刑罰に處するということであった。この聖旨に基づき二人を死刑に處した上、そのうちの一人の首を長春宮の門に曝らし、一人は耳と鼻を切り、六人を笞杖刑に處した上、邊地に流し、三人に笞刑を加えた。右に述べた刑のうちには、肉刑である則刑、劓刑が見出される。その文章を摘記しよう。聖旨自體の文は、

爲頭兒底殺了兩個、也別個「條格」にはこの下に打字あり的割了耳朶鼻子的割了的、別個的打了也、其餘的交做了軍也。

となっている。右の直譯體はつぎのように讀み下してよいであろう。

頭兒となれる底は、兩個を殺し、また別個的で耳朶と鼻子を割く（べき）的は割き、（また）別個的は打ち、其餘の的は軍にならしめよ。

右の聖旨を受けて行った處刑の次第は、

正典刑二名名前は略す以下同じ割耳朶鼻子一名、流邊遠六名、斷放三人。

となっている。放火を使嗾し、誣告した首謀者の二人は死刑、誣告と知って告訴狀をつくった共犯が肉刑、兇徒を嘯聚したり、虚僞の訴え、その他の罪を犯した從犯は、罪の輕重に應じて流罪や笞杖刑に處された。これが事件とそ

の處罰の大要である。

以上で、この聖旨碑に現れた肉刑が反映刑あるいは同害刑の範疇に入るべきものではなく、通常の刑罰範疇に屬するものであったことは明かであろう。ただし元代において肉刑が、果してどの程度まで行なわれていたかという點になると、黥刑すなわち刺字は「元典章」には枚擧に遑ないほど現われてくるし、『元史』刑法志にさえ十數箇所に見える。刑法志の序には肉刑を除いたと書いてありながら、本文に『刺』すなわち黥が出てくるのは矛盾であり、はなはだおかしな次第であるが、これも「元史」編纂者の疎漏の一例であろう。しかし刺以外の肉刑になると、果してどの程度に、どの種の肉刑が行なわれていたかは、右に擧げた聖旨碑のほかに、わたくしは資料を知らない。しかし最も高度の根本資料である聖旨碑、「通制條格」等に見えているのだから、刺以外の肉刑が元代に行なわれていたことに、疑問をさしはさむ餘地はない。

註

1 附錄三參照。

2 第四部、第一章「元典章の性質」の項參照。

3 仁井田陞「中國法制史研究」刑法編、四四三―五四四ページ。

4 入矢義高「蔡美彪氏編「元代白話碑」を讀む」東方學報、京都、第二十六冊、二二六―二二七ページ。入矢教授は右の精細な書評中でこの至元十七年六月の聖旨碑のテキスト・クリティークを行っているので、碑文そのものについては右を參照されたい。

附録三

人命賠償制

別稿「笞杖刑」において、わたくしは元朝における笞杖刑の打數が、歷朝の刑罰と異なり、七という端數を以て終るのは、モンゴル人の個有法に基くものであることを論じた。[1] 基礎的原理において、果して元朝の法制が唐以來の法典に現われているところと同一であるか、否かというような根本的問題はしばらく措いて、笞杖刑の打數の特異な點を論じたのに關連して、同じく元朝法制における特異な點としての燒埋銀の制度についての管見を述べておきたい。

元の燒埋銀については、すでに[2]仁井田が屢々觸れていれる。同氏はこれをゲルマン部族法における wergild に比しているが、これは妥當な比較であると考えられる。もっとも、すでに同氏が指摘しているように、燒埋銀はたしかに一種の贖金制ではあるが、燒埋銀の支拂によって刑罰を免かれるものではなかった。しかしながら、燒埋銀とウェアギルトのようなヨーロッパ中世の贖金制との間のもう一つの重要な相違と考えられがちなのは、ゲルマン諸族の贖金制はその多寡が身分階級によって變わっていたのに對し、燒埋銀の場合には一定、すなわち五十兩であるということである。「元史」刑法志及び「元典章」の豐富な判決例によって見るも、大體五十兩という額は變わらない。しかしながら、事實は果してそうであったかどうか、疑問なきを得ない。

アングロ・サクソン族における[3]ウェアギルトの額が身分階級を示す最も重要な指標であったことは、いささかの疑

いもない。古代アングロ・サクソン社會においては、ウェアギルトの額から身分を表わす言葉が出ている。また人命賠償金（ウェアギルト）や身體障害の贖罪金（Busse）が加害者の法によらず、被害者の所屬する部族の法によることは、ゲルマン族の社會において通有の現象であった。從って、ウェアギルトの最も重要な特徴の一つは、その額が被害者の所屬する部族乃至身分に依據すると考えてよい。ところが、もし燒埋銀兩がすべて定額であったとするならば、その意味においてこれは中世ヨーロッパの贖金制とはかなり異なるものとも想像されないことはない。假りに燒埋銀が五十兩の同額であったとしても、それはモンゴルの中原戡定以後の制であって、必ずしも起源から同額であったという證據にはならないし、同額制はモンゴル固有法が中國の王朝たる元朝において形式化した結果に過ぎない、と說明することも可能である。しかも、これは單なる想像ではなく、相當根據をもっているといってよい。いうまでもなく元朝における蒙古、色目、漢人、南人の四階級が法的にも、現實においても、かなり嚴格な制度であったことは事實で、この點については既に箭內亘、蒙思明[4]等の詳細な研究があるからここに冗說する必要はない。もっとも元代の階級制に關するこれら諸氏の論說は、政治上の差別待遇を說くに詳かにして、法制史的考察において缺くるところある憾みなしとしない。しかしこの問題については別稿で詳說してるので、ここでは觸れないでおく。元代の階級制がしかく嚴格なものであったとし、燒埋銀が人命賠償金であったとすれば、それが三階級、若しくは四階級のいずれに對しても同額であったと考えることには、論理的な矛盾が含まれざるを得ない。しかし、實際には燒埋銀は同額ではなかったという證據も皆無なわけでは決してない。たとえば時代は太宗の時であるが、ドーソン[5]は次ぎのような話を傳えている。

中國人の影繪師がオゴダイの前で技を演じたことがあったが、色々な民族の人物を現わしたなかに、頭にターバンを卷き、長い白髯をたらした老人が馬の尾に頸を結びつけられているものがあった。ハーンはそれは何を表わし

ているのかを問うた。『ムスルマンの捕虜がモンゴル兵に曳かれてゆくのでございます』と中國人は申し上げた。オゴダイはその演技の中止を命じ、ペルシャと中國の最も貴重な産物を寶庫から取り出してくるように命じた。彼は中國の物産がペルシャのそれに及ばないことを示していった。「余の帝國内において中國人の奴隷を持たない富裕なムスルマンはいないが、マホメット教徒の奴隷を所有している中國の貴人は存在しない。チンギス・ハーンの法律では、一人のムスルマンを殺した者は金四十バリシュを償わなければならないが、中國人の生命は驢馬一頭の價値しかない、とあることを心得よ。しかるに汝らは、何故マホメット教徒を敢て辱めんとするのか』と。そして彼はその中國人たちを歸らしめた。（傍點は筆者）

右によって蒙古の人命賠償金は同額ではなく、色目人と漢人、或は南人との間に差別があったことは明かである。右の文においてはイスラム教徒對中國人の場合であるが、イスラム教徒ではない西域人についてはどうであったかは明かにすることができない。しかし元朝の制度では前記の如く蒙古、色目、漢人、南人の四身分階級に分けられていたのであるから、右に准じていた、と考えてさしつかえはないであろう。從って「元史」百五、刑法志、四の冒頭に見える

諸殺人者死。仍於家屬徵燒埋銀五十兩、給苦主。無銀者徵中統鈔一十錠、會赦免罪者倍之。

という規定は漢人、南人にのみ適用される原則を述べたものと解すべきであろう。

右の刑法志の記事にあるように、燒埋銀[6]は原則として五十兩であったが、犯人が會赦免罪の場合には、倍額を徵取された。また「元典章」新集、刑部、『殺レ人在逃輕重倍ニ徵燒埋ヲ』の例に見えるように、加害者が逃亡した場合には、事情（例えば苦主が困窮しているような）を勘案して、加害者の家屬から燒埋銀を倍徵して、苦主に給付することもあった。犯人が死罪以下の場合には、燒埋銀は犯人から徵集して、官が被害者の遺族に給付するが、犯人が死刑

に處された場合には、犯人の家屬から徴集して給付することは右の通りであった。但し僧侶、道士のように出家している者は、家屬を持たないという假構に基いて犯人所屬の寺院、道觀の常住錢中から徴集する。なお、官吏が公務執行の際に、怒って人を殺した場合、刑罰を受け且つ燒埋銀を支拂わなければならない。その際に赦に會えば、毆降されるが、その場合燒埋銀は倍徴されない。

燒埋銀は右のように倍徴される場合があると共に、減額されることもある。たとえば「元史」百五に、

諸昏夜行車、不知有人在地、誤致轢死者、笞三十七。徴燒埋銀之半、給苦主。

という一條がある。また燒埋銀を徴さないのは、被害者が同居の親屬の場合であって、別居の場合には徴集する。すなわち同卷に、

諸尊長誤毆卑幼致死者、杖七十七。異居者仍徴燒埋銀。

と見える。同居の場合には徴さないが、異居の場合には徴するところは、燒埋銀が人命賠償金であることの一つの傍證とも考えられるであろう。同一の主人に所有されている奴隷（軀）間の殺人が、同居親屬の例に準じて燒埋銀は徴集されないことは「元典章」四十二『打三死（セルモノハ）同軀（ヲ）一敲（タタキコロセヨ）了者』の條に左の如く見える。

至元三十年正月。中書刑部、中書省劄付、來呈、議得、廣平路（ノ）歸勘到打三死（セル）同軀劉兒一犯人路黑厮、（ハ）理合（シ）レ處レ死。燒埋銀（ハ）即係三同居（ノ）相犯一、不レ須三追理一。（ス）都省准（シ）レ擬、（ヲ）於至元二十九年十二月初三日、奏奉聖旨（セル）節該、（ニ）敲了（タタキコロセ）者。欽（メ）レ此（ヲ）。

犯人が貧困で、燒埋銀を支拂うことができない場合の規定としては「元史」百五に、

諸鬪毆殺人、應徴燒埋銀而犯人貧窶不能出備、幷其餘親屬無應徴之人、官與支給。

と見える。これは左の「元典章」四十三『燒埋錢（ガ）不敷（レバ）官司支給（ス）』の條に當たる。

大德九年三月十二日。湖廣行省准中書省咨、大德九年二月二十四日、斡脫裏有時、大都馬辛右丞、迷兒火者、也先伯參議等奏、答剌罕丞相、阿忽都丞相等、俺衆人商量來、這詔書內、致傷人命、合死的人根底放呵、比先合與的燒埋錢、添一倍、於犯人名下、教與有來儘着、這賊每有的、教與、若是甚麼的无呵、官司與呵、怎生奏呵、奉聖旨、那般者。欽此。

しかし「元史」刑法志の記事は不完全であって、犯人が貧困で燒埋銀を支拂えないため、官が代って支給するに至るに、財產がなくても家屬があれば、それを典雇、すなわち身柄を質入れさせて勞働力を提供させて償わしめたり、小兒を奴として提供させたりする規定を缺いている。これについては「元典章」四十三に左の二例が見えている。

無財賠家屬典雇。

至元六年五月。中書右三部據濟南路申、李大打死王大、合徵燒埋銀數、無財可賠、乞明降事。省部照得、舊例應償贓、貧無可賠者、令家屬於官私折庸、其侵損於人者、止令典雇、所得價錢驗數給付、如有未盡之數、滿日再行典產、不在折庸之限。呈奉都堂鈞旨、准擬施行。

女孩兒折燒埋錢。

至元二十四年、江西行省據袁州路申、潘七五打死張層八、除犯人因病身死事、據合徵燒埋錢鈔、責得犯人親屬謝阿楊狀供、除伯潘七五生前上有小女一名及第屋三間陸田山地一段計二畝七分、係兄弟潘七八等四分承管上外、別無事產人口頭疋。若將前項田產盡數變賣、尚不及數、合無將尚七五小女一名、欽依元奉聖旨事意、給付苦主、乞明降事。省府相度、既是潘七五名下事產變賣不及合徵燒埋鈔數、即將潘七五小女孩一名、欽奉聖旨事意、就便斷付苦主、收管施行。

以上に引用した「元典章」からの三例は重要である。部族組織の社會に於ては、結合紐帶の强弱が個人のみならず、

集團の死命をも制するので、同族の人の間の相互的義務の完遂が常に要求される。從って他族の者によって重大な損害を蒙った場合には、報復されなければならない。そしてこの報復に對する恐怖こそ社會の秩序維持の最も重要な手段であり、これが制度化したものがブッセやウェアギルトであった。報復は同族或は部族全體に課された峻嚴な義務であるから、賠償金徴取あるいは支拂もまた同様にその義務であった。アングロ・サクソン民族の場合においては、この報復或は賠償金支拂の義務は父系及び母系の血族に課されていたが、父系制のモンゴル社會では父系の一族がこの地位にあったものと思われる。アングロ・サクソンの場合において、領主は犯人を處罰すると共に報復に干渉し、或はこれを制限し、同時に他方ではウェアギルトを公認した。アングロ・サクソン法では、殺人は血族共同體全體に關する事件で、ウェアギルトはその共同體が要求する權利であるとされていた。[7]

さてモンゴル人が中國を征服する久しい以前に、中國はヴェンデッタやウェアギルトの時代を經過し、すくなくとも成文法にはかかるものを止めなくなっていた。しかしながら、いかにモンゴル人が絶大な武力を背景にして無理な政治を行ったとはいえ、中國社會の慣習と全く背馳するような制度を單に强權によって押しつけることに、易々として成功したとは考えられない。かつて論じた元朝の笞杖刑の打數についても、元朝は成數で終る歷代の打數に代えるに、七で終る奇數を以てしたが、これも歷代に奇數の打數が皆無であったわけではなく、宋の如く三、五、七、八で終るものも存在していたのである。また歷代十で終っていた最下刑を、七にすることによって元朝は刑罰を輕減したともいえる、尤も最高の百を百七に增加はしているけれども。

中國歷代の法制は實に堂々たるもので、その溯ることの古さにおいて、その完備したる點において、まさに世界にも例のすくないものであった。しかしながら、これは成文法においてのことで、堂々たる法文の存在にもかかわらず、民間においては慣習法が依然として盛行していたものと思われる。人命賠償の如きも存在していたに違いない。私は

「元典章」に散見する[8]私和錢或は打合錢というものがこれに當るのではあるまいかと考える。その例は幾つかあるが、例えば卷四十二の因姦謀殺本夫の例では、姦夫が姦婦と通謀して姦婦の夫を殺害した事件の判例の末尾に、

仍於二元受打合錢內一、就除二燒埋銀五十兩一、給付二苦主一、餘數還二事主一。私受レ財私和罪犯爲レ係二官司一准レ告、不レ合二治罪一。

とあるが、これは被害者の同居の家屬が加害者の家屬から受けた打合錢、すなわち一種の示談金を返還させたが、ただそのうちから法定の燒埋銀五十兩だけは苦主、すなわち被害者の家屬の代表者に給付せしめたものである。「元典章」に見える私和に關係する判例は、その他次ぎの諸條に見える。

踢死二堂姪一（卷四十一）
奴殺二本使一（同右）
戲殺准レ和（同四十二）
射二要鷄兒一射二死人一（同右）
射レ鹿射二死人一（同右）
男婦自害親屬要錢追還（同右）

これらの諸條を通覽するに、原則として故殺、謀殺は私和を許さず、私和の錢物は返却せしめ、官定の燒埋銀のみを給付せしめている。但し近親の殺害者と私和した場合には、罰則が左の如く存在する（奴殺本使の例）。

知二奴殺一レ夫、不レ告罪犯、舊例、祖父母父母及夫爲二人所一レ殺、私和者徒四年、雖レ不二私和一、知レ殺二期以上親一、經二三十日一不レ告者、減二二等一、徒二年。二罪俱有、從二重者一論。

右の文中の舊例とは金の泰和律の準用を指すものであろう。しかし、次ぎの例のごとく、過失致死の場合には、私和

錢の授受を容認している。

戯殺准レ和。

至元十年十一月。兵刑部符文、太原路來申、陳猪狗於至元七年十一月初一日、與小舅趙羊頭作レ戯、相二奪乾麻一、因下用二右拳一將二趙羊頭後心頭一打了一拳上、死了救不レ得レ活、用二背麻繩子一、拴二了趙羊頭頂上一、推二稱自縊身死一、背來到レ家、問出郭和等休和、陳猪狗休妻趙定奴一、又趙旺交二訖陳猪狗父陳貴准折鈔二十七兩一、至二十六日一休罷、二十四日趙羊頭屍首埋殯了當、不二曾初復檢一、至閏十一月內一、爲レ爭二私和物折鈔店舍一、事發到レ官、捕二到一干人一、招證完備、申乞二照驗一。得レ之都省照得、先據二大名府申一、徐斌毆二死張驢兒一、伊母告欄、不二曾檢屍一、受二訖私和錢物一、呈奉二都堂鈞旨一、既張驢兒母阿許自願二告免一、不レ須二理會一錢物一、亦無二定奪一。今來本部公議得、陳猪狗所レ招、與二小舅趙羊頭一於河下撇レ麻、羊頭與二猪狗一鬪爭作戯趕上、與二羊頭一相爭、用二右拳一於二後心一打了一拳、本人合レ面倒レ地身死。止是因レ戯致二傷人命一、私下要二訖陳猪狗店舍地基牛驢准折錢物一、更陳猪狗與二趙旺兒一寫立文字、休罷、不二曾檢一屍傷一、埋殯了當、在後因レ爭二私和店舍一、事發追問。若將二陳猪狗一依二已定斷一、却緣下有徐斌毆二死張驢兒一體例上、其陳猪狗所レ犯與二徐斌一無レ異。以レ此參照、擬合依レ例擬准二私和一是爲相應。呈奉二都堂鈞旨一、送二本部一准擬施行。

射二要鷄兒一射二死人一。

中書兵刑部、至元十年十月十九日符文、爲下弓手趙九住因二與馬帖、鄭黑厮射レ虎、回二栗林內一、一同射二要鷄兒一、不防樹枝將レ節撅住上、將二馬帖一射傷身死。議得、趙九住所レ犯卽係二耳目不レ及思慮所一不レ到、既本人無レ慮、合レ同二過失一、擬罰鈔一定與二被死之家一、充二燒埋之資一、苦主私和二百九十五貫除二一定外一、餘上鈔追還二本主一。

右の二件の判決例の中、前者は『戯殺』であり、後者は『過失殺』に分類されているところから見れば、戯殺は私和

あれば私和を許したが、過失殺の場合には私和を許さなかった。これは射要鶻兒射死人の前に見える射鹿射死人の例によっても明かである。また故殺で、加害者と被害者との關係が尊長と卑幼に當るという複雑なケースの私和の例として次ぎの踢死堂姪がある。

大德五年五月二十八日。江西行省准ニ中書省咨一、來咨、袁州路歸問得、周千六爲四遠房姪周季四意嗔ニ索要ニ元賃房錢一、反行ニ毆罵揪捽、因レ此將ニ周季四一踢傷身死。取到ニ一千人招詞一、本省看詳、周千六踢死周季四係四從堂姪緦麻之親一、咨請ニ定奪一。送ニ刑部一照得、大德四年七月二十五日、承奉ニ中書省判送一、本部呈、保定路備涿州申、張秀狀招、大德二年七月十七日、與ニ別居次孫張眞一除掃ニ牛糞一、有房姪張聚帶レ酒、將レ秀毆罵、用ニ元柱檀木枴一條一將ニ張聚一踢打身死、擬ニ罰贖罪一、大德三年正月十八日、欽遇ニ詔想釋免。本部議得、張秀因ニ房姪張聚罵詈一、踢打身死、卽係ニ卑幼有レ罪、尊長毆擊致死一、例應杖斷一、欽遇ニ詔恩一、合レ行ニ革撥一、燒埋銀兩依レ例追給、所據ニ張秀贖罪鈔數一、若係ニ詔後徵到一、合レ行ニ回付一。呈奉ニ都堂欽旨一、送ニ刑部一准レ擬、革撥施行。奉此除外、今承ニ見奉一、本部參詳、周千六所レ招、因下遠房姪周四賃ニ伊房屋一不レ償房錢一、意稱（嗔？）索要上及（反？）行ニ毆罵揪捽一、致レ被ニ周千六踢打一、經隔ニ四日一身死、雖ニ是遠房一、終係ニ尊長毆死ニ卑幼一、例應ニ杖斷一、却緣ニ二次欽遇ニ詔擬恩釋免一、依レ例徵給ニ燒埋銀五十兩一、周千六元與私和田土屋契、旣於ニ苦主周李名下一追到、地價中統鈔三錠二十兩ニ合沒レ官、却將ニ田土一令ニ周阿李一爲レ主相應。都省准レ擬、咨請ニ照驗施行一。

右の判決文中に注意すべき點が二つある。一つは判例として擧げている張秀なる者が別居の次孫張聚を殺害した事件の中に贖罪鈔が見えている點である。これも私和錢の一種、或は一類と解すべきであろうが、但し恐らくは加害者の張秀が罰贖の規定（『元史』百二。「元典章」三十九、補遺。同三十九、補遺）すなわち七十歲以上、十五歲以下及び篤癈殘疾に該當する者と思われる。もう一つは右の末尾に見える本事件の私和錢に關する處置である。この部分の文章は難解である

が、私は内容から見て左のように解したい。この事件は「元典章」の分類からいえば、故殺に屬するが、加害者と被害者との關係は尊長と卑幼である。しかし遠縁で別居であるから、加害者は法定の燒埋銀を苦主に支拂わなければならない。他方、加害者は私和錢として田土屋契を苦主に渡していたが、これは本件は故殺であるから、當然加害者に返却さるべきである。しかし違法行爲に對する罰金として私和錢の一部、地價に相當する中統鈔三錠二十兩を官に沒收した。燒埋銀は右で明かなように、それは民間の慣行を踏まえて導入された制度ではあったが、法的には全く別個のものであった。

ここでもう一つ付け加えなければならないのは、養贍銀である。つぎに二、三の例を擧げよう。「元典章」四十一の割斷義男脚筋一には左の如く見える。

延祐三年八月　日。江浙行省劄付、奉中書省咨、來咨、浙東道呈、臺州路申、徐華甫告、董孝英將過房義男張壽孫爲偸雞隻、剜耳、銀鋸一、用刀刈斷左脚筋一等事。本省議得、董孝英用刀非法將義男張壽孫左脚跟筋一刈斷、情理非輕、若准凡人跌折肢體一例、決八十七下、張壽孫斷令歸宗、事干通例。咨請照詳。准此、送刑部議得、董孝英所招、因義男張壽孫偸訖耳剜、銀鋸、雞隻、將本人毆打、用刀將左脚筋一刈斷、以成廢疾、原其所犯殘忍兇狠、情理深重。比例合杖九十七下、罪遇原免、令張壽孫歸宗、仍於董孝英名下追中統鈔五百（？）兩、充養贍之資相應。具呈照詳、得之都省准擬、除外、咨請依上施行。

もう一例を擧げてみよう。左は「元典章」四十四の戮碎兩眼雙睛一の條である。

至大元年五月、袁州路蒙江西行省所委官斷過、宜春縣申、僧人劉師一告、僧彭妙淨曾帶領俗兄彭曾二、彭曾六等、捉倒張德雲和尚、行打挖出眼睛等事。取責到彭妙淨、彭曾二、彭曾六等招伏、在官審問相同。議得、彭妙淨係是僧人、因下師孫張德雲節次理詞於都綱司、妄告破壞鈔定致令缺人償負、爲仇、又被占管住

持上、討合二俗兄彭曾二一、彭曾六一前去、與二張德雲一尋鬧、將二本僧一揪捽、用二木柴一打傷二左額角等一十一處、數內打着二左手肘骨一斷折、又行二騎坐一本僧身上一、彭曾二等各用レ手拿二住本僧手足頭腦一、不令二動搖一、又用二鐵火筋一將二張德雲兩眼雙睛一戮碎、不レ能レ視レ物、已成二廢疾一、擬下將二彭妙淨一斷二一百七下一、斷令二還俗一、追二到度牒一毀抹、彭曾二比二依彭妙淨本犯一減レ等、杖斷九十七下、彭曾六係是彭妙淨親弟一、終是聽二從兄長使令一之人、比二彭曾二本犯一減二一等一、杖斷八十七下外、據二彭妙淨一流遠發付二迤北遼陽地面一住坐一節申二覆省府一、照二詳明降一、合レ徵養贍中統鈔一十定、依レ例於二彭妙淨親屬彭曾六名下一均徵給付。至大元年閏十一月十一日、回二奉省劄一、移准二中書咨一、送刑部一議得、僧人彭妙淨所レ招、因レ爭二管常住田產等物一、同二兄彭曾二等一將二僧人張德雲一毆打、及用二鐵火筋一於二張德雲眼內一戮訖、不レ記二下數一、雙睛俱碎、不レ能レ視レ物、及將二在手肘一打傷骨斷、已成二廢疾。參照、彭妙淨所レ犯、殘害尤重。罪既斷訖、比レ例擬合、均徵二中統鈔二十定一給二付苦主一充二養贍之資一、及將二正犯人彭妙淨一遷二移遼陽迤北一屯種相應。具呈照詳。都省准レ擬、施行。

右の二判例で明かなように、養贍銀は身體傷害に對する賠償金で、これも燒埋銀と同樣に刑罰とは獨立のものである。仁井田が既に指摘しているように、ゲルマン部族法における Busse に類似すると云ってさしつかえない。おそらく養贍銀とは身體傷害に關する賠償金で、人命賠償金としての燒埋銀に相い應ずるものであったろうと考えられる。

さてこのように元代においては過失致死は勿論、故殺、謀殺の場合にあってさえも打合、或は私和と稱して人命賠償を行う慣習が存在していた。元朝がモンゴル人の個有法たる人命賠償制を燒埋銀という形において中國に適用したのは、かかる事實を考慮に入れ、モンゴル法を導入するに當って中國社會の慣習を利用したものといえるであろう。早くから形式的法制が完備した中國においても、中世ヨーロッパに見られるように、共同體の一員に對する加害はその

共同體全體に對する加害と見做して、報復或は賠償金を要求乃至强制した例はあったので、つぎはこれを證するものであろう。（元典章、四十二）。

男婦自害親屬要錢追還。

至元十年八月。中書兵刑部會驗、至元八年十一月、刑部承奉中書省劄付、行下各路禁約下一等人家、取到男婦不レ務二婦道一、靡レ所レ不レ爲、翁婆依レ理訓戒、終心不レ伏、遂自害身死、其婦父母知會、便行二部領人衆一、將二翁婆一拿執逼嚇、取二要燒埋錢一公事上去訖。今據二延安路申、至元九年二月內、據二延安縣軍戶張祿告一、至元八年七月十四日、弟妻阿高不レ伏二驅使一相爭、自縊身死、伊父高山要二訖燒埋錢數一、私和。取勘是實。照依下省部追斷潞州上黨縣民戶范用男婦連師姑自行レ投レ井身死、伊兄連猪狗部二領人衆一、恐二嚇錢物一體例上、將二高山元要張福錢物一追二回本主一收管、仍將二高山一暈レ情斷罪外、於至元九年十一月、據二安案案申一、霍金狀告、至元七年二月初九日、有男婦劉閏仙爲下踏レ碓將二柳栲一壞了上、伊婆詈罵、本婦自縊身死、伊兄劉寬要二訖燒埋錢物一、取勘相同、依レ上行下追回、去後其劉寬不レ肯レ回レ主、赴二王府一告、奉二到批送一、本路依レ理歸問施行。府司議得、此係二至元七年未レ奉省府禁約已前公事一、若依二連猪狗要訖錢物一例一追回、誠恐二此等事件往往陳告一、乞二明降一事。省部議得、除下已斷張祿回二訖高山元要錢物一別無上二定奪一外、據二霍金見告劉寬事理一、並至元八年十一月禁約已前違犯者、擬依二延安路所レ申革撥、禁約二已後違犯者一、依レ理追問。呈奉二都堂欽旨一、准レ擬施行。

右の條は姑が婦を虐待、自殺せしめたので、一族が下人を率い、大擧して對手方に至り、賠償金を要求したもので、これに應じない場合は、報復を行わんとしたものである。このような私鬪を禁止することは、社會秩序の維持上必要なので、中世ヨーロッパにおいても、領主は部族間の爭いに屢々干涉し、部族の報復權を制限し、その代わりとしてウェアギルトを認めた。これは中國においても同樣で、元朝は既に人命賠償金としての燒埋銀の制度を設け、場合に

よっては前述の如く、さらに私和錢の授受も公認していたのであるから、右の例に見えるような暴力による賠償の强制を禁止することは、當然であった。同時に、逆に考えれば、このような慣習が依然として中國に殘存していたからこそ、元朝は敢てモンゴル個有法を燒埋銀の形において中國に導入したものであろう。

しかしながらモンゴル人の個有法と中國の慣習との妥協か、調和によって成立したものである燒埋銀の制度は、必然的にその何れとも多少異ならざるを得なかったであろう。元來、モンゴル人は屬人法主義を採っていたから、元朝といわずモンゴル帝國の全境城內においては常に二重、三重の異なる法體系が竝び存していた。『從其本俗』という有名な句は蒙古人支配者の大原則であった。從ってモンゴル帝國領城內には多くの異なる體系を有する法が並存していたにもかかわらず、ローマ人の如く jus gentium を成立せしむる意圖は有しなかった。彼等は單に諸體系の交錯點を調整し、モンゴル個有法を大なる摩擦を生ぜしめない範圍において維持したに過ぎない。笞杖刑の打數、燒埋銀等はその一、二の例として擧げ得るものであろう。また矛盾する異種の法を調整する手段として『約會』の制度が成立したと見るべきであろう。

私は仁井田並にリャザーノフスキーが元朝の法制を以て唐以來の中國法制と同樣の基礎的原理に立つものであるとの說に、贊意を表するに吝かではない。しかしながら、それはモンゴル支配者が『從其本俗』という原理を固く守ったからであって、中國における漢人（いわゆる南人も含めて）支配に當ってもこの原則は、燒埋銀や打數の如きむしろ末梢的部分を除いては、中國の傳統的法原理に基いていたのは極めて當然の事理であると云わなければならない。しかして、現在我々が利用し得る元朝の法制資料、すなわち「元史」刑法志、「元典章」「通制條格」等は主として漢人に對する元朝の法制資料と見なさるべきであろうと考えられるのである。

註

1 附錄一、「笞杖刑」

2 仁井田陞「元代刑法史考」蒙古學、第二號、昭和十六年、四月。同「中國法制史」（岩波全書）九五、三四五頁。

3 Oxford Studies in Social and Economic History, ed. by Sir Paul Vinogradoff. vol. IX, 1927, pp. 69—70. 久保正幡「西洋法制史」一九五二年、特に三四一頁以下參照。D. Whitelock; The Beginning of English Society, 1952, pp. 39—47, 83—6.

4 箭內亘「蒙古史研究」所收「元代社會の三階級」昭和五年。蒙思明「元代社會階級制度」燕京學報專號之十六、民國二十七年、特に「元代法定之種族四級制」の章を參照。

5 C. d'Ohsson ; Histoire des Mongols, t. 11, 1834, pp. 95—6.

6 燒埋銀は「元典章」四十三、燒埋の條以下に隨所に見えるが、蒙古文直譯體では燒埋錢となっている。文語と口語の相異に過ぎない。但し後出の私和錢は必ず『錢』となっている。

7 註3所揭諸書參照。

8 「元典章」では私和、打合、休和、私休等の文字が使用されている。

附錄四

至元通行寶鈔

天理圖書館所藏の至元通行寶鈔は、縱三〇センチ・メートル、横二二センチ・メートルであるが、これは紙の大きさである。印刷の部分は二七對一九で奥平昌洪の「東亞錢志」巻十一に掲げられている至元二貫寶鈔銅版とも完全に一致する。天理圖書館の至元二貫鈔は、寧夏省黑城（カラホト）出土と傳えられているが、この寶鈔と銅版を仔細に比較してみるに、前者が後者と同型の銅版によって印刷されたものであることには、一點の疑いも容れる餘地はない。兩者を微細に比較すると、周圍の枠内の文様に多少の相違が認められるようにも思えるが、この種の粗笨、不規則で複雑な文様は、印刷の狀況、巧拙で多少の相違は生ずるものであることを考慮にいれる必要がある。

至元二貫鈔として、天理圖書館所藏と同じく確實なものは、コズロフ探檢隊がカラ・ホトにおいて發見した一片[1]であるが、遺憾なことには、その寫眞が不鮮明で詳細な判辨はできない。しかし天理圖書館所藏の一葉もまた出土地黑城すなわちカラ・ホトを同じくしているとすれば、この二葉の至元二貫鈔は、まず同一の銅版を用いて印刷されたものと考えて差支えあるまい。

紙質は極めて柔い纖維でできた厚ぼったいもので、藁くずが見えるが、それが、果して紙の纖維中に混じっていたものか、或は廢墟に埋沒中に附着したものかはわからない。紙の地色は微かに青味のかかった灰色で、頗る特色のあ

る色であり、文様と文字はもちろん黒色である。この紙の地色は鴉青といわれたものに違いない。元曲「殺狗勸夫」第二折、三煞に『你懷揣着鴉青料鈔、尋相識』とあるし、また「太平樂府」二、喬夢符の「水仙子」に『豫章城錦片鳳凰交、臨川縣花枝翡翠巢、販茶船鐵板鴉青鈔』と見えている。鴉青鈔、鴉青料鈔の鴉青が天理所藏至元鈔の地色を指していることは確實である。

この至元鈔の體裁、形式は寫眞を見れば明らかであるから、これ以上贅言はしない。文様のある枠外最上欄には、いうまでもなく至元通行寶鈔とある。枠内の上段中央に貳貫という單位が現わされ、その下段の文様らしきものは、銅錢を緡で連ねたいわゆる『貫』が左右各一貫、計二貫を表わしているものに違いない。その根據は、次の如くである。まず貫であるが、これは俞樾の「茶香室三鈔」卷二十七に「太平廣記」に見える『是西市賣錢貫王老』という句により『今人謂之錢串』と述べている。いま至元鈔を見るに銅錢らしきものを一塊として、一串に十箇、すなわち左右二串で合計二十個を表わしている。一塊が百文とすると一串千文すなわち一貫になり、左右二串で二千文すなわち二貫を表わすことになる。これは葉子奇の「草木子」卷三に『元朝至元寶鈔凡十等、一十文爲半錢、二十文爲一錢、三十文爲一錢半、五十文爲二錢半、一百文爲五錢、二百文爲一貫、三百文爲一貫五錢、五百文爲二貫五錢、一貫爲五兩、二貫爲十兩、五個一貫爲半錠、五個二貫爲一錠』と見えていることから明らかである。但しこの「草木子」の一文は誤解され易い。「元史」食貨志、鈔法門には『其以中統交鈔一貫權銅錢一千文』と見えているのに、草木子では『二百文爲一貫』あるのは、矛盾しているように思われる。そこで「東亞錢志」卷十一、六六頁では『二百文爲一兩』と意を以て改めているが、これは正しくない。「草木子」の文が正しいのである。何となれば、至元鈔と中統鈔の比價は一對五であるから、至元鈔二百文が中統鈔一貫に當るからである。

つぎに、上欄の左右に八思巴文字が各一行ある。天理藏至元鈔ではよく讀めないが、「東亞錢志」の銅版その他に

よれば、左傍は ji yuan bav č'av であり右傍は jau lu t'ung hang で各々『至元寶鈔』『諸路通行』の對音である。左傍の八思巴文字の下方には筆で書き込みした一字があるが、何とも判讀不可能である。その下にあるべき字料も判讀できない。右傍の墨書は『惠』で千字文から採ったことに疑いない。その下は字號である。料號、字號の意味は明らかでないが、紙幣の發行番號であろう。元代の鈔法用語で料鈔という言葉があり、これは昏鈔、爛鈔に對する言葉である。昏鈔は使い古されて鈔面が不明瞭になった紙幣で、爛鈔は破損した紙幣である。但し料鈔のほかに好鈔という言葉も見えるから、好鈔は單に使用に耐える鈔という意味で、料鈔とは異なると見なければならぬ。料字のつく言葉には更に料本というのがあり、また「元史」食貨志、鈔法の條に『上料爲母、下料爲子』という句が見えるから、どうも料鈔とは寶鈔庫に收藏されているが、印造して未だ流通したことのない新鈔をいうものらしい。從って料號とは印造番號と考えられ、更に小番號として字號が書き込まれたものであろう。要するに料號、字號は紙幣番號と思って差支えあるまい。これで上段の解說は終ったので、次に下段に移る。

下段の印刷文字は左の如くである。

尚書省
奏准印造至元寶鈔宣課差發內
並行收受不限年月諸路通行
寶鈔庫子攢司
印造庫子攢司
僞造者處死首告者賞銀伍定仍給犯人家產
至元　年　月　日

寶鈔庫使副
印造庫使副
尚書省提擧司

右の如く下段には別に注解を必要とするような箇所はない。ただ上段、下段ともに一邊七・五センチ・メートルの方印が朱で押捺されているが、遺憾ながら充分に判讀ができない。解讀は他日に俟ちたい。さてつぎに、右の文を讀み下し、簡單な注解をつけておきたい。

尚書省は奏して、至元寶鈔を印造し、宣課、差發內にて並に收受し、年月を限らず、諸路に通行せしめんことを准さる。

僞造者は死に處す　首告者には銀五定を賞し仍お犯人の家産を給す

宣課は「元史」百官志、一に『大都宣課提擧司掌諸色課程』とあるから、諸種の稅を意味する。差發については既に安部健夫に詳細な論考[2]があるからそれを參照されたい。『不限年月諸路通行』とあるのは、宋代の一種の證券である關子や會子には、『界』という制度があり、三年を以て一界とし、通用期間があったのが、至元鈔にはこの制限がなかったからである。その意味でも、近代的な意味における紙幣制度といえる。『定』は五十貫である。

寶鈔庫は「元史」百官志、一に見える。その官制は從五品の達魯花赤を長とし、大使、副使、司庫、譯史などであり、印造庫の達魯花赤は正七品であった。庫子、攢司は「元典章」卷二十一に庫官、庫子、秤子、攢司と見えているが、低い吏人であったろうと思われる。地位は右に擧げた順序である。但し右は稅に關する永興庫の人員であるから、寶鈔庫にいるはずのない秤子などもはいっているものと思われる。次ぎに使副は「元典章」卷二十二に衞州の竹課提擧司の管下四箇所に使副を設けて、竹園を掌らしめたとある。最後の尚書省提擧司というのはもちろん寶鈔提擧

司で、長官の都提擧は正四品官であった。さて『僞造者處死首告者賞銀伍定仍給犯人家産』は「元典章」巻二十の至元寶鈔通行條畫の第十一款（「元典章」に十四款とあるのは十五款の誤である）をそのまま寫し、後段を小字二段に印刷したものに過ぎない。

以上で天理圖書館所藏至元通行寶鈔の解說は終ったので、簡單に至元鈔發行の經緯を參考までに記しておこう。

「輟耕錄」巻二、錢幣の條に次の如く見えている。

世皇嘗以錢幣問太保劉文貞公秉忠。公曰、錢用於陽、楮用於陰。華夏陽明之區。沙漠幽陰之域。今陛下龍興朔漠、君臨中夏。宜用楮幣、俾子孫世守之。若用錢、四海且將不靖。遂絕不用錢。迨武宗、頗用之、不久輒罷。此術數識緯之學。然驗之於今、果如所言。

劉秉忠が楮幣を以て元の通貨統一を計ったことは、おそらく事實であろう。但し至元鈔の體裁は、葉李の案になるものという。傳は「元史」巻六十に見える。葉は宋の錢唐の人で太學生であったが、賈似道の公田、關子政策を譏ったので、漳州に流された。宋が滅びると元に仕えた。「輟耕錄」巻十九によるに、大都に上って書を奉り、時相について意見を述べ、同時に至元鈔樣、すなわち至元鈔の體裁、意匠を獻じた。葉の鈔樣は宋の時に曾て朝廷に獻じたものと同樣なものであったが、その時は採用にならなかった。それを年號を改めて、復び元に獻じたが、世祖はこれを嘉納し、銅版に鏤刻して至元鈔となした。葉は後に尚書左丞、平章政事に至った。

世祖は至元二十四年（一二八七年）至元寶鈔通行條格を尚書省をして公布せしめた。至元鈔の單位はさきに擧げた「草木子」によれば十文、二十文、三十文、五十文、百文、二百文、三百文、五百文、一貫、二貫の十等となっているが「元史」食貨志、鈔法門によれば『至元二十四年、改造至元鈔、自二貫至五文、凡十有一等』とあり、また「輟耕錄」至元鈔料の條にも『至元印造通行寶鈔、分一十一料』と見え二貫、一貫、五百文、三百文、二百文、百文、五十文、三十文、二十文、十文、五文を擧げている。從って「草木子」は五文の一等を落したものであろう。

註

1 Rinchen; A propos du papier-monnaie mongol, Acta Orientalia t. iv, Budapest, 1954.

2 安部健夫、「元時代の包銀制の研究」東方學報、京都第二十四冊。

京都大學人文科學研究所
研究報告

モンゴル社會經濟史の研究

昭和四十三年十二月十日　印刷
昭和四十三年十二月二十日　發行

著者　岩村忍

發行所　京都大學人文科學研究所
京都市左京區北白川東小倉町四七

印刷所　株式會社圖書印刷　同朋舍
京都市下京區中堂寺鍵田町二

STUDIES IN THE SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY OF THE MONGOLS

By Shinobu Iwamura, Litt. D.

Kyoto University
Kyoto, Japan
1968

TABLE OF CONTENTS

Introduction; The Mongols in the History of Nomads

Book I Economic Life

Chapter 1 The Establishment of the Mongol Nomadic State 19
2 Hunting 29
3 Fishery 37
4 Agriculture 61
5 Nomadism 61
6 A Change in the Economic Structure 95
7 Taxation 113

Book II Social Structure

1 Marriage 139
2 Family 155
3 Inheritance 173
4 The Kinship System 187
5 The Social Strata 207

Book III Military and Administrative Systems

1 Mounted Archery 225
2 Arms and Armament 237
3 The Recruitment of Warriors and the Supply of Food and Matériel 245
4 The Daruγači 263

Book IV Institutions of the Yüan Dynasty

1 Case Law 277
2 The Fief System 401
3 The Paper Currency System and its Collapse 471

Appendices

1 Punishment by Striking 547
2 Corporeal Punishments 558
3 Wergild and Busse 562
4 Yuan Paper Money 576

Indices

カナ索引

アイマック 132, 160, 417, 427, 431, 461
アウルック 114, 247, 248, 249, 250, 253, 254, 257
アケメネス 005, 009
アジェルバイジャーン 076, 250
アス 115, 433
アダルキン 208
アダンカ・ウリャンカダイ 149
アバカ 175
アフガニスタン 024, 075, 101
アブー・サイド 175
アブー・バークル 242
アホン 342
アム 065, 068
アーメッド・テグデル 175
アメリカン・インディアン 165, 189
アユルバリバドラ 174
アラツェン 116
アラブ 010, 189, 222
アラン 439
アラン・ゴア 140, 149, 179
アリク・ブハ 103, 252
アルガル 063
アルグイ 174
アルグナ 182
アルグン 175
アルタイ 066, 227, 233, 466
アルタン 031, 210
アルチダイ 180
アルバ 118
アルバ・クブチリ 121
アレクサンドロス 023
アングロ・サクソン 562, 563, 567
アンダ 144, 203, 209, 212
アンバガイ・ハガン 199, 200, 203, 208
アンビス 161
イェケ・チレド 141
イエスゲイ 091, 141, 142, 144, 145, 146, 150, 164, 165, 168, 180, 200, 203, 204, 207, 208, 209, 212
イギリス 181, 184
イスラム 278, 341, 342, 343, 344
イバカ 151
イーブラヒム 242
イマーム 342
イラン 008, 011, 013, 024
イリン・ジバル 174
イルチギダイ 234
イルティシ 034
イル・ハーン 124, 151, 155. 175, 178, 242, 480, 482
インジェ 133, 150, 151, 152, 180, 183, 283
インジュ 133
ヴィアティチ 142
ウイグル 108, 468
ウィットフォーゲル 078
ヴィノグラードフ 142, 167, 178
ウェアギルド 563, 567, 573
ヴェンデッタ 567
ヴォルガ 052, 505
ウズ・ベク 176
ウダン 266
ウラグチ 175

ウラジーミルツォフ 019, 020, 032, 034, 037, 043, 045, 046, 052, 066, 070, 082, 095, 096, 099, 107, 118, 119, 120, 132, 145, 148, 149, 150, 159, 161, 169, 188, 191, 192, 193, 199, 204, 207, 216, 218, 404
ウラチ 230
ウリアンハ 30, 66, 264
ウル 208
ウルウダイ 208
ウルゲンチ 263, 264
ウルシュン 200
ウルス 084
ウルスト 035
ウルチ 166, 180
ウルフ 189, 191, 192, 194, 213
ウロンゲチ 264
エカテリナ 041
エーゲ 005
エジェン 211
エジプト 005
エセン・ティムール 174
エセン・ドワ 174
エセン・マング 174
エニセイ 019
エバーハルト 065, 066, 104
エブゲ 167
エルトマン 233
オアシス 006, 009, 046, 048, 052, 053, 057, 087
オイラト 030, 035, 160
オオカミ 032
オグール・ガイミシュ 168, 182
オゴダイ 023, 025, 026, 030, 032, 104, 116, 166, 170, 173, 180, 196, 218, 226, 233, 234, 249, 341, 442, 473, 563, 564
オトチギン 156, 166, 180, 184, 233, 249
オットック 160
オトラル 108
オドリコ 051
オノン 030, 047, 053, 057, 062
オープン・ステップ 070
オボフ 191, 192, 193, 203, 204
オルケ 158
オルジャイトゥ 175
オルダ 168, 184, 502
オルドス・モンゴル 155, 162, 197
オルフヌート 141, 142, 144, 145, 209
オルベ 203
オンギラト 166
オングット 209
ガイカトゥ 175, 480, 482
ガヴェルキンド 181
ガザン 175
カージ 342, 343
カスピ 041
カダク・バートル 213
カチクルク 141
カートルメール 250
カフカズ 437
カブカナス 035
カブル・ハガン 208
カマラ 174
カラキタイ 011
カラコルム 040, 052, 107
カラッザース 057
カラ・フラグ 174
カラ・ホト 480, 576
カルピニ 040, 051, 147, 430

カルムイク 041, 090, 158, 191
カロー 069, 075
カンカス 035
カンダハル 068
ガン・ベク 176
キシュラック・ヤイラック 068, 069, 073, 075, 079, 088, 095, 103, 177
キスガル 264
キタイ 010
キトブハ 231, 232
キプチャック 051, 115, 124, 155, 175, 178, 439, 502
キヤト 204
キヤト・ボルジギン 207
ギリシア 005, 006, 009, 155, 165, 167, 168, 171, 181
キルギスト 035
キンメリ 004, 005
クイルダル 203
クエッタ 075
グセンダリル 266
クチャル 031, 210
クブチリ 121
クム 088
グユク 166, 168, 173
クラプロート 040
クラン 159, 160, 161, 188, 189, 197, 204, 207
クリエン 095
クリルタイ 211
クルガン 076, 233
グルゲン 180
クルック・ターグ 087
クルパ・ベク 176
クルムシ 263
グレシァム 535, 539
ケシュク 032
ケスデイム 035
ゲル 155, 164, 168
ケルト 005
ケルマン 064, 076
ゲルマン 181, 183, 189, 562, 572
ケルレン 038, 039, 044, 047, 053, 057, 062
ケレイト 031, 151, 204, 209, 210, 225
ケント 181
コココシュス 187
ココチュ 220
コズロフ 576
コートヴィツ 161
ゴビ 007, 233
ゴリラル 140
コルガン 166
ゴルストンスキー 160
ゴルチ 034
ゴロチン 160
コワレウスキー 158
コンチェ 088
サウタウル 263
サイラム 481
サカ 005
ザグロス 019
ササン 008
サチャ・ベキ 031, 210
サナン・セチェン 161
サマルカンド 234
ザヤ・パンヂタ 160
サライ 503
サルバン 174
サルマト 005
サングン 195
ジェラル・ウッディン 232

ジェルメ 106
シギ・フトフト 232
シビル 035
シベリア 066
シャヴァンヌ 121, 122, 160, 404, 430
ジャウレイト 208
ジャカガンブ 151
ジャガダイ・ハーン 155, 166, 174, 176, 178, 187, 233, 249, 343
ジャバル 211
ジャダラン 200, 208
シャマニズム 196
ジャミ・ウト・タワリーク 019
ジャム ハ 038, 189, 196, 200, 208, 209, 212, 213, 214
ジャライル 199
ジャラウダイ 149, 150, 203
ジャラウト 171
ジャルリック 123, 124
ジュルキン 248
ジュチ 023, 035, 148, 166, 170, 175, 176, 180, 187, 233, 437
ジュルチェン 010
ジュチ・ダルマラ 200
ジュチ・ハッサル 233
シュドバラ 174
シュルマン 127, 129
ジュワイニ 124, 125, 245
ショカタイ 203
シワ 075
スウ・マンゴル 040
スウ・モアール 040
スウ・モンガル 040
スキタイ 004, 005, 006, 226
スミス（ロバートソン） 187
スブダイ 106
サルタク 175
スルタン・ムハマッド 108
スレイマン 068, 075
ズンガリア 007, 057
セミスゲン 226
セルジュック 011
セルヴェリ 142
セレウコス 008
セレンガ 160
ダアリダイ 204
タイチウト 029, 037, 091, 199, 204, 208, 209, 220
タイチャル 200
タヴェザック 040
ダシュティ・ナワール 064, 065
タス 035
タタル（タルタル） 038, 040, 080, 146, 168, 200, 220, 225, 227, 228
タブリース 481
ダマスク 242
タラカイ 175
ダラマバラ 174
タリーブ 242
ダリ・ノール 038, 043
ダルガチ 023, 025, 265―273
タルバガン 029
ダルハン 120, 121
ダロガ 275
タングット 030, 063, 108, 431
チニ・ベク 176
チベット 146
チルゲ・ボコ 141, 145, 146
チレド 145
チャーウ 480
チャラカ 204
チャール・アイマック 417
チノス 200

チンギス・ハーン 013, 019, 023, 025, 029, 031, 032, 034, 041, 053, 056, 069, 070, 071, 095, 099, 100, 102, 103, 107, 108, 140, 141, 145, 146, 148, 151, 166. 168, 169, 170, 173, 178, 179, 183, 187, 188, 196, 200, 204, 209, 211, 212, 213, 218, 221, 225, 226, 231, 233, 234, 240, 241, 245, 248, 249, 253, 263
チンキム 174
ティグリス 004
デイ・セチェン 141, 142, 144, 150, 165, 209
ティムール 174
テブ・テンゲリ 222
テムジン 035, 037, 038, 079, 106, 141, 142, 144, 145, 150, 168, 209, 210
テレブガ 176
テンルク 035
トゥラキナ 168, 182
トゥングース 040
トエレス 035
トカス 035
トカ・ティムール 174
トガン・ティムール 174
トク・ティムール 174
トクト 176
トクトア・ベキ 141
トクチャル 116
ド・クーランジェ 182
ドグリルガ 176
ドグルル・ハーン 210
トダ・モンゲ 176
トーテム 139
トーテミズム 032
トドエン・ギルテ 203
トトカン 176
ドーソン 019, 020, 114, 120, 123, 202, 343
トナカイ 066
ドニエプル 142
トバス 035
ドブン・メルゲン 019, 020, 030, 139, 140, 149, 169, 170, 171, 179, 194, 203, 563
トラ 053, 057, 062
トランスヒューマンス 056, 068, 079
トルイ 166, 173, 180, 196
トルキスタン 007, 011, 109
トルゴート 041
トルファン 480
ドルベン・オボフ 203
トロゴルジン・バヤン 139, 170
ドワ 175
ドワ・ソゴル 139, 169, 170, 194
ドン 040, 041
ナイマン 057, 225
ニグバイ 174
ニルン 207
ヌグデル 091
ヌトゥク（ヌントゥク） 088, 096, 248, 251
ヌトゥクチ 023
ネヴェルズ 176
ノイン・ウラ 009, 074
ノコル 211, 213, 214
ノモルン 141
ノヤキン 208
ノヤン 211, 216, 219, 222
バアリン 208
バイカル 019, 233, 252, 344

ハイシャン 174
バイズ 175
バイダル 174
バイト 035
ハイドゥ 103, 141, 208
ハイトン 147
バイブル 146
ハガーン 031
パクスパ 121, 428, 538
バグダード 250
ハザラ・モンゴル 067, 074, 082
バジギト 035
パシュト 064, 068, 070, 071
パズリック 074, 227
バダクシャン 065, 068
バタチハン 086, 140
ハチウン 166, 180
バッフォオーフェン 165, 191
ハッサル 166, 180
バトゥ 109, 166, 170, 175, 199, 502
ハビチ・バートル 151
パミール 065
パミール・アライ 007
バヤウド 199
ハラチュ 214, 215, 216, 222
パラディ 150
ハラ・フラグ 182
ハラン 123
ハリルト 248
バルクン 035
バルジュナ 211
パルティア 008, 009, 227
バルト 176
バルーフ 161
バールベック 242
バルラス 208
パロポミサス 416
ハンマー・プルグシュタール 040, 155, 182, 192, 193
ビザンティム 273
ヒンズークッシュ 057, 064, 074, 103, 414, 415
フェテルズフェルデ 005
フェルヒネウヂンスク 074
ブガル 264
ブグヌダイ 179
フダ 209
ブダアト 208
ブッセ 567
フトラ・ハガン 200
フビ 130, 131
フビライ 030, 173, 174, 476, 478, 552, 554
フューダリズム 009
ブユル 200
フラグ・ハーン 175, 231, 249, 250
プーラード・チンクサン 483
ブリ 166, 174
ブリアート 030, 160, 418
フルン 200
フレーザー 177
ブレットシュナイダー 043
ベシュバリック 044
ベスート 146
ヘーニッシュ 086, 089, 091, 117, 150, 171, 190, 414
ヘブライ 146
ペリオ 045, 046, 055, 091, 117, 161, 171, 190, 246, 412
ベルゲ 150
ベルジ・ベク 176
ヘルマンド 064, 103
ベレケ 109, 175

ベレジン 076
ヘレニズム 008
ヘロドートス 004
ホエルン 019, 029, 037, 038, 079, 141, 145, 166, 168, 182, 184, 203, 208, 234
ボゴル 208, 214, 216, 218, 219, 220, 222
ホシャラ 174
ホショド 160
ホシリク 158
ポズトネイエフ 404
ポッペ 119, 122, 123, 404, 415
ボド 097
ボドン・チャール 030, 140, 150, 151, 160, 171, 179, 208, 209
ホメロス 004
ボラク 174
ホラズム 011, 100, 108, 234
ボラック 103
ホリラルタイ・メルゲン 019
ボル 158
ボルジギダイ・メルゲン 140, 170
ボルジギン 144, 145, 166, 169, 204, 208, 209
ボルテ 141, 143, 144, 146, 148, 164, 166, 170
ホルムタ 156
ボロクチン・ゴア 139, 170
ボロルダイ・スワルビ 170, 171
ホロン・ボイル 019
マアリク・バヤウダイ 030, 171, 179
マクリーズ 231
マスクト 263, 262
マスーディ 430
マナス 057
マムルーク 231
マリ 004
マルコ・ポーロ 030, 033, 039, 072, 147, 233, 242, 243, 430, 550, 551, 554
マンガラ 118
マング 444
ムスリム 279
ムハマッド 242
ムバラク・シャー 174
ムワトガン 174
メソポタミア 004, 008
メネン・トドン 208
メルヴ 250
メルキット 038, 045, 046, 057, 141, 145, 146, 148, 162, 249
モゴール 067, 082
モスクワスキー・ダロガ 275
モステール 155, 190, 197, 198
モルガン 165, 191
モンクト 208
モンゲ・ティムール 175
モンゲ・ハーン 109, 166, 249
モンゴルジン・ゴア 140
モンゴル人民共和国 097, 416
ヤイラック 065, 263, 264
ヤス（ン） 159, 162, 163, 164, 221, 222
ヤラワチ 263, 264
ユーフラテス 004
ユーラジア 004, 005, 007, 010, 013, 032, 155
ユール 480
ユルト 083, 084, 155
ラウファー 482
ラシード・ウッディン 103, 114, 148, 204, 207, 231, 243, 246, 481
ラディミチ 142

ラティモアー　061, 066, 069
ラムシュテッド　090, 190, 197, 404, 430
ランプトン　126
リヤザーノフスキー　169, 191, 547, 550, 551
ルブルク　031, 039, 050, 051, 052, 080, 147, 430
ルーリスタン　482
レウィキー　404
レヴィレート　146, 147, 148, 149, 219
ロックヒル　040, 051
ローマ　008, 155, 165, 167, 168, 181, 189
ワッハン　065
ワン・ハーン　031, 038, 151, 170, 195, 209, 211

四隅番號法による檢字のカギ

番號	筆名	筆形	舉例
0	頭	亠	言 主 广 疒
1	横	一丿乚𠃌	天土地江元風
2	垂	丨丿亅	山月千則
3	點	丶𠂉	心礻冖厶之衣
4	叉	十乂	草香皮刈大蒋
5	插	扌	扌戈申史
6	方	口	國鳴目四甲由
7	角	𠂇亻冂乚𠂆	羽門灰陰雪衣學罕
8	八	八丷人𠆢	分頁羊余災余足午
9	小	小⺌⺍𠂢	尖糸辨県雖

四隅番號法は，漢字の四隅の形を，上表の10の形に分類して，その數字によって漢字を分類する方法である。たとえば次のとおりである。

社$^{3}_{2}{}^{4}_{1}$ 會$^{8}_{6}{}^{0}_{0}$ 經$^{2}_{9}{}^{1}_{1}$ 濟$^{3}_{1}{}^{0}_{2}$ 史$^{5}_{0}{}^{0}_{0}$ 研$^{0}_{1}{}^{1}_{4}$ 究$^{3}_{4}{}^{0}_{1}$

漢字索引

0010₄ 47 主格黎 149
80 主首 297
0022₇ 26 旁牌 240
0022₇ 28 商稅 122
0022₇ 60 高昌 534
高昌錢 538
86 高智耀 221
0023₁ 53 應捕人 291
0023₂ 80 康合思 035
0023₇ 00 廉訪司 323, 335, 336
0025₂ 77 摩尼教 534
0025₆ 17 庫子 579
0026₇ 80 唐會要 076
0033₀ 44 亦薛里 054, 055
60 亦思馬因 242
80 亦乞列思 421
0040₀ 90 文省 483—487
0040₁ 50 辛未年藉 442
0040₈ 17 交子 471
89 交鈔 485
0041₄ 99 離營軍屬 364
0044₁ 22 辯僞錄 559
0073₂ 54 裹撒合併戶 444
0073₂ 76 襄陽 242
0080₀ 07 六部成語註解 407
0116₀ 40 站赤 128, 245, 443, 444
0121₁ 77 龍骨河 044
0124₇ 敲 352
0464₇ 70 護雅夫 192, 197
76 護陣籬索 241
0466₀ 80 諸酋 412
0664₁ 50 譯史 448, 579
0669₄ 71 課馬 227
87 課銀 492, 498
0691₀ 21 親征錄 026
032, 071, 264, 264
71 親驅 452, 456
77 親屬 299, 319
0762₀ 08 詞訖 364
0824₀ 30 放良 220
0864₀ 40 許有壬 411
1000₀ 50 一夫多妻 164
1010₀ 10 二五戶絲 270, 405, 419, 420—432, 439, 445, 458, 467
20 二重制度 014
1010₀ 21 工價 475
1010₁ 27 三約不至 360
50 三才圖會 319
1010₁ 30 正官 332
44 正蒙古人 347, 348, 362, 435
47 正犯人 309
1010₃ 21 玉爾伯牙 252
1010₄ 00 王府 439
00 王文統 478, 482, 568, 549, 550
24 王侍郎繩索 329, 330
34 王禕 539, 540
60 王國維 227, 292
1010₄ 63 王賦 441, 448
77 王興 305
97 王惲 258, 278, 423, 424, 426, 476, 482, 488, 489, 492, 496, 499, 503, 508, 509, 510, 512
1010₄ 10 至正鈔法 534
10 至元新格 329
至元譯語 052
至元鈔法 518—520, 522
40 至大變法 531
至大鈔條畫 531—533
1010₇ 12 五刑 317
23 五代史記 227
30 五戶絲 419—432, 439, 441, 445, 448, 457, 458, 467
五戶絲料 130, 131
38 五道宣慰司 495
57 五投下 419
75 五體清文鑑 237
1011₃ 00 疏齋詞 135
1020₀ 77 丁民 214, 215
1021₀ 27 兀魯兀台 419
30 兀窟僞 130

1021₀ 52 兀剌赤 229
77 兀兒速惕 035
1021₁ 00 元文類 484
10 元西域人華化考 534
44 元藉轉發 301
47 元朝祕史 013, 019, 029, 030, 031, 032, 033, 035, 037, 039, 046, 052, 054, 063, 067, 069, 071, 072, 079, 085, 086, 089, 090, 105, 108, 109, 110, 116, 139, 151, 155, 156, 158, 162, 164, 170, 182, 192, 194, 198, 199, 203, 211, 212, 216, 218, 220, 222, 246, 247, 248, 263, 264
50 元史 067, 143, 151, 226, 246, 248, 251, 252, 263, 264,
1021₁ 50 元史 282, 284, 288, 296, 297, 298, 342, 343, 345, 349, 350, 351, 353, 356, 357, 360, 361, 362, 364, 372, 406, 407, 410, 412, 419, 431, 437, 438, 458, 460, 474, 476, 498, 480, 484, 488, 489, 490, 494, 497, 501, 511, 523, 526, 529, 533, 534, 535, 536, 537, 548, 550, 554, 558, 561, 562, 564, 565, 566, 574, 577, 578, 579
50 元史新編 497
55 元曲 302
元曲殺狗勸夫 577
55 元典章 023, 087, 122, 127,
1021₁ 55 元典章 128, 131, 149, 162, 163, 200, 215, 217, 218, 246, 251, 252, 265, 272, 279—282 281, 282, 283, 288, 290, 296, 297, 298, 302, 302, 303, 304, 306, 318, 319, 321, 323, 324, 325, 326, 329, 337, 343, 347, 349, 350, 351, 354, 356, 359, 361, 363, 364, 365, 366, 367, 370, 372, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 414, 415, 430, 432, 433, 446, 454, 455, 458, 460, 487, 501, 514, 516,

1021₁ 元典章 517,526,528,559,561,562,564,566,567,568,571,574,580,580
元典破天陣 050
73 元胎 477
1021₂ 60 死罪 336
1023₀ 30 下戶 444
1030₇ 89 零鈔 539
1040₀ 47 干犯人 309
1040₀ 10 于元 473
1040₉ 30 平準庫 511
30 平寇錄 304,305
76 平陽道 437
平陽投下 419,465
1043₀ 16 天理圖書館 576
1050₆ 89 更鈔 535
1060₀ 西アジア 107
西トルキスタン 101
10 西夏 063
22 西川 257
25 西使記 044,249
34 西遼 011
37 西湖遊覽志餘 448
38 西遊記 039
43 西域遠征 108
西域人 024
1060₁ 60 吾畏兒交鈔庫 480
1060₁ 30 晉寧路 437
1064₈ 礙 238,241
1073₁ 40 雲南 252
1080₆ 28 賈似道 522,580
1090₀ 00 不亦嚕黑罕額赤格 170
34 不法 331
1090₀ 40 不古訥臺 149
41 不枉法 312
44 不荅安 047,048,050
不荅阿惕 051
77 不兒罕 105
不兒罕合勒敦 032,086
1111₀ 21 北虜風俗 550
27 北匈奴 098,099,100
1111₁ 26 非自由民 150
34 非法 330,331
1118₆ 10 頭下 418
11 頭項 128,129,409,414
60 頭口 352,450
1123₂ 13 張瑄 513,514
24 張德輝 038,043,044,045
張德輝紀行 26註,039
1128₆ 80 頑羊角弓 237
1165₆ 77 硬問 332
1210₀ 耶 560
1210₀ 荆 559
1220₀ 44 引者 133,150
1223₀ 22 水仙子 577
44 水韃靼 040
1223₀ 40 弘吉剌 143,421
1240₀ 20 刑統賦解 288
34 刑法典 558
1241₃ 83 飛錢 471
1260₀ 25 副使 579
34 副達魯花赤 311,312,435,436
1273₂ 40 裂土分民 461
44 裂地分民 420
1314₀ 10 武靈王 006
1411₂ 60 耽羅 252
1512₇ 64 聘財 444
1610₄ 21 聖旨 560
聖旨碑 118,411
1611₀ 27 現物稅 114
83 現錢 480
現錢關子 495
1613₂ 17 環刀 240
1661₇ 47 醞都 072
1710₇ 14 孟珙 225,226
1712₀ 60 羽田亨 343
1712₇ 25 耶律楚材 025,419,438,473,478,494,554
1720₇ 20 弓手 282—294,303
88 弓箭 287
1752₇ 10 那可兒 424
11 那珂通世 045,046,053,054,055,170
1761₇ 30 配流 336
1762₀ 00 司庫 579
22 司縣 324
43 司獄 323,335
50 司吏 312
1771₀ 50 乙未年藉 442
1790₄ 23 柔然 053
1863₂ 44 磁芒剌膝 330
2010₄ 17 壬子年藉 442
2010₄ 00 重商主義者 523
12 重刑主義 549
55 重農主義者 523
71 重騙 218
2021₇ 27 禿忽魯 436
27 禿魯 038,072

2021₇ 27 禿魯花 430
44 禿花 130
71 禿馬惕 163, 164
77 禿巴思 035
80 禿合思 035
2021₈ 10 位下 418
2022₇ 11 爲頭達魯花赤 436
2022₇ 44 喬夢符 575
2024₇ 00 愛麻 458
30 愛宕松男 343, 415, 421
71 愛馬 130, 133, 254, 404, 405, 406, 408—420 449
2040₀ 30 千戶 067
2040₇ 80 雙分組織 144, 145
2050₀ 40 手力 290, 293
2110₀ 30 上戶 444
47 上都 252
2110₄ 41 街帖子 488
2121₀ 55 仁井田陞 277, 279, 559, 572
2121₁ 77 征服王朝 547
2121₆ 軀 217, 565
60 軀口 445
2121₇ 44 盧世榮 523, 524
60 盧景善 135
2122₀ 30 何實 472
2122₁ 行 403, 404
22 行凶 309
27 行的 404
41 行樞密院 255
62 行踏 403
行踏的 401
行踏的聖旨 403
2122₁ 77 行用至元鈔法 523
87 行銅錢詔 530
90 行省 401—406 408
行省地面 408
2122₇ 30 儒戶 445
71 儒驅 221
80 儒人（者） 371
2125₃ 06 歲課 410
66 歲賜 511
2121₆ 軀 217
2160₀ 40 占有權 181
2160₁ 46 衙賀 301, 302
2180₁ 30 眞定路 476
2190₃ 22 紫山文集 431, 474, 486, 503
紫山大全集 288, 290, 293
紫山大全文集 402, 409
2191₀ 37 紅泥粉壁 302
2191₁ 44 經世大典 249, 298, 405, 409, 410, 412, 424, 460, 482, 494, 534
2194₃ 17 秤子 579
2220₀ 10 倒下 501
57 倒換 496, 501
2229₃ 30 係官投下 436
係官驅 452
係官人戶 447
係官差發 463
2240₀ 劓 559, 560
2260₁ 24 岩佐精一郎 077
2272₁ 50 斷事官 341
2277₀ 24 山崎忠 118, 407
2277₀ 53 山戎 006
77 山居新語 411, 426
2277₂ 27 出身 446
2290₀ 52 利刺 227
2290₄ 30 樂戶（人） 372, 373
2291₄ 08 種族階級 357
2293₀ 26 私和錢 200, 558, 568, 570, 570, 573
89 私鈔 537
2299₃ 26 絲線 504
50 絲本位 492
87 絲銀複本位制 488
89 絲鈔 488
2299₃ 17 縣尹 311, 312
2320₀ 11 外頭 342, 403, 407, 408
42 外婚制 139, 140, 147, 148, 160
2320₂ 21 參衙 302
30 參官 302
2325₀ 47 戲殺 569
2421₁ 25 先生 445
2421₆ 77 俺巴孩合罕 144
2428₁ 徒（刑） 317, 547, 559
2454₁ 44 特薛禪 143
2490₀ 87 科斂 116, 117, 118, 410
89 科鈔 509
2492₇ 00 納麻思 344
2500₀ 01 牛站戶 445
2503₀ 33 失必兒 035
2590₀ 96 失惕忽勒 150
2520₆ 12 使副 579
2590₀ 35 朱清 513, 514

2600₀ 02 白話碑 404, 413
27 白鳥庫吉 246, 411, 430
41 白帖子 486, 503, 505
71 白厮馬 130
87 白銀 498
白銀物貨 482
2600₀ 50 自由刑 317
2620₀ 30 佃客 455
2623₂ 24 泉貨議 539
泉貨監 531
2641₃ 37 魏初 474
2643₀ 68 吳晗 419, 488
2690₀ 90 和尙 445
2691₄ 00 程文海 523
2693₀ 88 總管府 336
2720₇ 50 多妻家族 164
2723₀ 52 喫哲篤 534
2724₇ 87 假銀 468
2725₂ 17 解粥 050
2725₇ 41 伊嫣目 342
2729₄ 47 條格 293
2733₂ 33 忽中必 130
40 忽赤 430
忽中舌ト赤兀兒 117
忽中舌ト赤里 116
忽中ト赤周 117
忽中ト赤憐 117
44 忽荅 144
60 忽思慧 041
60 忽只 430
77 忽兒察忽思 168
2733₇ 32 急遞戶 445
急遞舖 405
2740₀ 27 身役 443
2743₀ 10 奧平昌洪 578
27 奧魯 114, 231—260, 348, 364, 366
奧魯總管府 256
奧魯官 447
奧魯達兒花赤 437
奧魯赤 246, 249
奧魯長官 369
2760₀ 71 名臣事略 440
2760₁ 11 響頭骾 106
2760₃ 60 魯國公主 461
2771₂ 包 158
87 包銀 116, 492, 504
2771₇ 60 色目 278—281 369
2772₀ 47 匈奴 007, 008, 053, 074, 076, 089, 099, 104, 226
2772₇ 60 島田正郞 077
2792₀ 80 約會 346, 359—373, 553
2792₇ 52 移剌馬 227
2810₀ 37 以次丁 291
2821₁ 60 作邑自箴 290, 300
2824₇ 48 復檢 309
2825₃ 35 儀禮 152
2826₆ 僧 322
2828₁ 44 從其本俗 553, 574
50 從本俗法 357, 446
63 從賊 451
2829₄ 10 徐霆 064, 127, 226
2829₄ 40 徐嘉瑞 403
2874₀ 22 收繼 149, 219
2891₇ 43 紇忒郡王 130
2925₀ 90 伴當 214
2928₆ 80 償命錢 200
2998₀ 37 秋澗文集 421, 424, 425, 464, 466, 476, 480, 515
3010₄ 11 塞北紀行 039, 043
3010₆ 06 宣課 504, 579
74 宣慰司 336
3011₃ 流（刑） 317, 547, 559
3012₃ 30 濟寧路 461
32 濟州島 252
3020₇ 00 穹廬 074
3021₁ 36 完澤 525
3021₂ 60 宛署雜記 456
3021₃ 12 寬刑政策 336
3022₇ 50 房車 106
3022₇ 71 扇馬隊 227
3023₂ 77 永興庫 579
3023₂ 00 家畜稅 125
27 家督相續 173
38 家道 085
44 家權相續 178
47 家奴 171
50 家車 071, 107
77 家屬 451, 565, 568
80 家人 214
80 家父長權 167, 173
3026₁ 21 宿衞 032
44 宿藏 538
3027₇ 10 戶下 418

3027₇ 71 戶　驅　450, 453
89 戶　鈔　468
3033₆ 30 憲　宗　424, 442
3040₁ 24 準備貨　492
3040₄ 07 安部健夫　113, 114, 118, 120, 477, 492, 504, 572
10 安西王　118, 122
安西王マンガラ　121
44 安　荅　106
3040₇ 61 字　號　488, 578
3043₀ 71 突　厥　010, 053, 106
突厥碑文　076, 082
3050₂ 17 牢　子　323
3060₄ 30 客　客　191
60 客思的音　035
3060₆ 宮　559
3071₇ 30 竈　戶　372, 373, 445
3073₂ 50 良　書　218
63 良賤婚　455
80 良　人　216, 220, 451, 452, 454
3077₂ 33 窑冶（戶）
3077₇ 71 官　驅　452, 453
3018₇ 77 官醫提擧司　319
80 官　人　024, 214
3080₆ 18 實政錄　319
87 實　錄　036, 071, 085
3080₆ 89 寶鈔庫　578, 579
寶鈔庫提擧使　058
寶鈔法　507
寶鈔提擧司　497
3090₁ 62 察喇合　168
3090₄ 50 宋　史　241
3111₀ 10 江西行省　285
21 江上波夫　074, 098
40 江南行臺　215
3112₀ 10 河　西　431
50 河東罪言　439, 440, 456, 465
3168₆ 17 額　耶　218
23 額　外　439
額外賜與　524
30 額　定　512
77 額兒的失河　034
3212₇ 17 灣　刀　240
3219₄ 00 灤京雜詠　055
3224₀ 00 祗　應　124
27 祗　候　293
3230₁ 30 逃　戶　461
3230₃ 48 巡　檢　291
74 巡　尉　323
3290₄ 64 業瞞城　044
3300₀ 77 必闍赤　328, 329
3322₇ 74 補助貨　536
3411₁ 30 洗冤錄　304, 305
3413₁ 23 法　外　330
3413₄ 77 漢兒人　218
80 漢人南人　340
3418₁ 87 洪　鈞　106
3421₀ 71 社　長　293
3424₇ 24 被　告　309
3430₅ 25 達失蠻　126
27 達魯花赤　023, 255, 256, 263—273, 311, 328, 354, 424, 432, 435, 448, 461, 579
3430₅ 27 達魯花赤總管府　437
達魯花赤管民官　023
34 達　達　218, 352
達達騙　452
3430₉ 遼　078, 547
50 遼　史　408, 419
3510₇ 61 津　貼　444
3521₈ 07 禮　記　155
3530₃ 12 迭列該阿危　421
23 迭卜帖兒　195
3530₈ 00 遺產相續　178
3530₉ 10 速不額臺　106
24 速　納　344
3611₁ 80 混合經濟　013
3611₇ 77 溫　丹　072
3612₇ 34 湯沐地　417, 460, 461
湯沐地（邑）　410
湯沐邑　415, 419
3630₂ 00 遇夜問事　330
3710₇ 63 盜賊通例　303
84 盜　鑄　539
3712₀ 02 潤端赤　163
3715₆ 77 渾　丹　458
3716₂ 62 沼咧歹　149
3718₂ 10 次　丁　291
3722₀ 48 初　檢　309
3730₂ 07 通　詞　448
18 通政院　215
22 通制條格　163, 200, 218, 219, 220, 221, 350, 361, 362, 418, 430, 431,

437, 438,
439, 442,
444, 445,
446, 447,
451, 452,
453, 454,
455, 456,
458, 559,
574
3730₂ 28 通俗篇 407
48 通検推排 127
50 通事 328, 329
3730₂ 25 過失殺 569
3740₁ 88 罕篾里克 046
3750₆ 01 軍站 283
30 軍戶 442, 444,
445
軍戶驅 254, 447
66 軍器 289
71 軍驅 220, 445,
452
71 軍馬營盤地 087
77 軍屬 364
80 軍前 451
軍前虜到 456
3780₆ 60 資國院 531
3815₇ 50 海青 035
50 海東青 344
3824₇ 58 複數婚 146
3825₁ 36 祥遇 559
3830₄ 21 遊街栲掠（號令） 330
28 遊牧の定義 003
3860₄ 44 啓昔禮 121
3866₈ 25 豁失里渾 158
77 豁兒赤 034
豁兒赤那顏 164
4000₀ 30 十戶絲四斤 441
4000₀ 40 十七頭項 130
4003₀ 10 大元海運記 513
大元馬政記 252, 431,
456, 463,
464
25 大使 579
30 大宗正府 341
47 大朝銀錢 538
47 大都 252, 559
大都賦 456, 475
大都路宣課提擧司 504
70 大辟 559
75 大體例 435
80 大會子 485
83 大錢 539
4003₀ 10 太平廣記 577
太平樂府 577
22 太僕寺 457
4020₇ 43 麥朮丁 523
4022₇ 44 內地 400
60 內田吟風 074, 096
4022₇ 00 有高巖 342, 358,
358, 360
44 有苗 293
4022₇ 27 南匈奴 098
80 南人 284
4033₁ 80 赤金 500, 498
4040₀ 21 女眞 010, 218
40 女直 354, 356
4040₇ 10 李璮 284
10 李元弼 300
4040₇ 02 孛端察兒 047, 149
孛端察兒 孛黑多 162
44 孛蘭奚 220, 455
60 孛羅忽兒 163, 164
孛羅城 044
4060₀ 22 古出克兒 107
4060₀ 23 古代ローマ 552
55 古典的遊牧民 006
77 古與 438
4060₁ 22 吉川幸次郎 403
4090₀ 44 木花里國王 130
4499₄ 森の民 030, 031,
033
4123₂ 30 帳房 158
4126₀ 40 帖麥赤 252, 464
40 帖木眞 037, 106
帖木迭兒 435
帖木兒 帖列格 071
4191₆ 30 樞密院 254, 255
4212₂ 20 彭信威 485, 495
40 彭大雅 127, 128
4260₀ 30 剳寨 050
4291₀ 40 札木合 106
52 札剌兀禿 170
77 札兒赤兀歹額不堅 105
4295₃ 30 機察人 警跡人を見よ
4303₀ 01 犬站戶 445
4304₂ 10 博爾赤 430
4313₂ 40 朮赤 440
4323₄ 00 獄卒 323
55 獄典 323
4330₀ 37 忠沒哥窩眞 130
4346₀ 37 始祖傳說 139
4375₀ 92 裁判管轄權 341, 345
4402₇ 30 協濟 444
4410₄ 50 基本稅 119, 125,
127
4411₂ 28 地稅 122
4414₇ 84 鼓鑄所 539
4416₁ 60 塔里牙只泥 046
塔里牙惕 045
60 塔思 035
77 塔兒忽臺 乞哩勒禿黑

079
4421₄ 87 花　銀 498
4421₄ 16 莊聖皇后 476
莊聖太后 502
4422₇ 50 肅夫人 130
4423₂ 40 蒙古色目 340
蒙古の祕史 036
蒙古法 341
蒙古軍人 362, 370
蒙古騙 451
44 蒙韃備錄 026
035
050, 100, 225, 226, 231, 238, 241
60 蒙思明 338, 339, 347, 353, 357, 362, 563
4428₉ 25 荻生徂徠 406
4433₁ 80 赫　乞 414
4433₁ 41 燕帖木兒 457
4440₆ 40 草木子 265, 336, 437, 514, 513, 549, 555, 577, 580
4441₇ 57 執把行的聖旨 404
執把的聖旨 403
4443₀ 43 樊　城 242
4443₀ 46 莫賀庫寒 077
4450₄ 50 華夷譯語 117, 118, 121, 158, 216, 421
4450₆ 17 葷　粥 006
4460₀ 11 苗　頭 293
4460₀ 48 苗　檢 293
4460₀ 44 者勒篾 105
4460₁ 30 昔寶赤 430
4460₁ 52 苔剌罕 469
4460₄ 90 若　黨 170
4460₇ 蒼き狼 032
4463₁ 蘆　128, 246
4471₁ 90 老小營 247, 248
99 老　營 247
4471₂ 60 也里可溫 126
也里克(可)溫 122
4471₇ 23 世代交替相續 178, 179
37 世　祖 122, 479, 478, 522, 523, 526, 531, 559
99 世　榮 501
4477₀ 50 甘　肅 007, 158, 252
4477₇ 89 舊　鈔 487
4480₁ 77 共同婚 148
4480₆ 00 黃文仲 475
10 黃一世 288
4490₀ 21 村上正二 417, 466
4490₁ 17 禁　子 323
4490₄ 20 茶香室三鈔 577
40 茶赤兒 158
80 茶合茶 130, 438
4490₄ 17 葉子奇 336, 437, 469, 549, 551, 577
40 葉　李 522, 523, 580
4491₄ 89 權鈔五錢 536
權鈔錢 539
4492₇ 40 栲　栳 332
4494₇ 77 枝　兒 414, 424, 436, 437
4490₀ 林の民 032, 033, 069
4590₀ 杖 287, 336, 547, 559, 560
4593₂ 77 隸　民 044
4632₇ 27 鴛船戶 445
4690₀ 44 相權大法 506
4690₀ 枷 318
4692₇ 12 楊　璉 426
12 楊聯陞 488
23 楊允孚 053
36 楊　暹
77 楊居寬 523
4720₇ 弩 236
4732₇ 21 郝　經 409, 431, 439, 456, 465, 502
4744₀ 45 奴　隸 362, 443, 450—456 565
46 奴　婢 216, 454
4744₇ 89 好　鈔 509
4744₇ 42 嫂　婚 217
4762₀ 32 胡祗遹 252, 278, 288, 406, 409, 425, 437, 443, 461, 462, 474, 480, 503, 504, 505, 507, 509, 510, 512, 515
77 胡　服 006
4791₅ 杻 318

4792₀ 44 柳葉甲 237
4793₂ 77 根脚 435
4796₁ 40 格古要論 498
4824₀ 55 散曲 282
4824₀ 41 幟帳 072
4828₆ 43 獫狁 006
4844₀ 00 斡亦喇惕 035
27 斡魯朶 438, 502
40 斡難 037
斡難沐漣 032
78 斡脫 283, 448, 466, 503, 520
96 斡惕赤斤 182
4860₁ 60 警跡人 292, 293, 296—304 346
4893₂ 34 松漠紀聞 142
4898₆ 77 檢屍 309, 311
78 檢驗法式 305
4894₀ 45 杵棒 287
4980₂ 趙 006
17 趙孟頫 523
88 趙策 006
4992₇ 梢 238
5000₆ 20 中統銀貨 494
22 中川善之助 183
30 中戶 444
32 中州文集 409
50 中央アジア 107, 109, 486
50 中書省 215
90 中堂事記 130, 131, 482, 489
5000₆ 46 史楫 477
5000₆ 00 吏文輯覽 413
60 吏目 324
5000₆ 80 吏人 311
5000₆ 47 申報文字 405
5000₆ 52 曳刺 290, 293
5000₆ 01 車站戶 445
5000₇ 27 事物紺珠 288
44 事林廣記 549
5001₄ 21 推稱 466
30 推官 328, 329, 332, 333, 334, 335, 336
5008₆ 40 擴大家族 164
5009₆ 40 掠奪婚 142, 143
5013₂ 26 泰和律 277, 278, 455, 552
40 泰赤兀惕 079
5022₇ 22 青崖集 474, 484, 486
40 青巾紫抹 373
40 青木正兒 403
青木富太郎 182, 183, 191
77 青册 195
5022₇ 40 肅大亨 550
5023₀ 20 本位貨 536
25 本使 455
27 本身 445
28 本俗 344
44 本地 086
89 本鈔 502
5050₃ 31 奉福寺 559
5090₀ 17 末子相續 169, 177
5090₆ 10 東亞錢志 537, 576, 577
10 東西交通路 088
5101₁ 77 排門粉壁 301
5101₁ 55 輕典主義 548, 549, 550
5102₀ 53 打捕應房(戶) 283
打捕(鷹房)戶 445, 446
80 打合 572
5194₃ 10 耨兀 090
5201₀ 27 扎魯花赤 341, 437
44 扎也 214
58 扎撒 280, 435
5202₁ 10 折不格 037, 038
35 折連怯朶兒 252
5204₇ 47 撥都馬 130
5206₄ 30 括戶 464
括戶口 125, 442, 443, 463, 476
5207₂ 13 拙職 130
40 拙赤 035
5290₀ 刺 299, 561
30 刺字 346, 356
5304₁ 30 按察司 336
60 按只解 130
5304₇ 47 拔都 080, 437, 438, 440, 465, 502
5320₀ 30 成宗 526
40 成吉思皇帝 121
5408₆ 17 攢司 579
55 攢典 505
5409₁ 85 捺鉢 078
5560₆ 67 曹昭 498
5580₁ 17 典子 324
50 典史 312, 328
5602₇ 17 拐子牌 240
5608₁ 53 提控官 282
5702₀ 28 拘收 447, 458, 463
5704₇ 10 投下 128, 129,

130, 131,
132, 133,
134, 254,
404, 405,
406, 408
—420,
432—442
472, 502
投下税 439
投下戶 283
投下戶數 449
投下達魯花赤 424,
433, 435,
437
投下軍戶 456
投下考 419
投下枝兒 131, 436
投下民戶 445, 447,
465
投下領主 466, 502,
511, 524
5704₇ ₅₅ 輟耕錄 478, 522,
548, 551,
580
5706₂ ₂₈ 招收 447, 458,
463
5708₂ ₂₄ 軟貨制度 538
5709₄ ₇₁ 探馬赤 115, 258,
444, 464
探馬赤軍 252
探馬兒 406, 419,
420—432
5743₀ ₇₇ 契丹 010, 011,
053, 068,
078, 203,
218, 354,
356
5801₂ ₁₀ 拖電 038
5804₀ ₆₀ 撒因 050
5810₁ ₃₃ 整治鈔法條格 498,
499—500
6010₀ ₈₆ 日知錄 484, 485
6010₁ ₂₇ 目的稅 129
6010₄ ₁₀ 里正 293
₁₇ 里丑城 250
6010₄ 墨 559
6015₃ ₄₇ 國朝文類 254
6021₀ ₅₇ 四投下 419
6021₁ ₃₈ 晃豁壇 168
6022₈ 界 476, 477,
579
6033₁ ₄₃ 黑城 576
₄₄ 黑韃事略 024, 040,
064, 071,
072, 134,
226, 227,
228, 237,
239, 240,
241, 263,
411, 410
黑韃事略疎證 064
6034₃ ₂₆ 圖牌 240
6036₁ ₇₇ 黯巴兒伯 121
6040₀ ₁₂ 田列克 035
₄₄ 田村實造 077
₅₀ 田中謙二 403
6042₇ ₇₁ 男驅 455
6060₀ ₄₅ 呂坤 319
₆₀ 呂思誠 535
6060₀ ₆₀ 回回 218, 466
回回砲 241
回回戶例 446
6060₀ ₃₀ 冒戶 447
6062₀ ₆₄ 罰贖 570
6071₇ ₁₇ 邑司 410
6072₇ ₆₀ 曷思麥里 257
6080₁ ₇₁ 足陌 484
6080₁ ₂₃ 異代錢, 異代舊錢
538, 539
6090₆ ₆₀ 景跡人 296
₆₅ 景蹟人 警跡人を見よ
6091₄ ₆₀ 羅圈甲 237
₇₀ 羅璧 513
6186₀ ₃₀ 貼戶 444
6216₃ ₃₁ 踏逐 404
6220₀ ₃₅ 別迭 023, 554
₃₅ 別速惕 146
₄₀ 別克帖兒 037, 156
₄₄ 別勒古訥臺 149
別勒古臺 037, 162
₅₀ 別本刑統賦解 216,
218, 454
₆₀ 別里哥 482
6355₀ ₆₀ 戰國策 006, 007
6488₆ ₂₇ 贖身錢 220
₆₀ 贖罪金 563
贖罪鈔 570
₈₀ 贖金制 562
6650₆ ₁₀ 單于 098
₂₀ 單系 160
單系的組識 160
6666₃ ₄₅ 器杖 287
6682₇ ₇₇ 賜與 512
6702₀ ₂₅ 明律國字解 407
₃₀ 明安 130
6806₁ ₂₇ 哈的 279, 342
₃₇ 哈罕皇帝 218
₅₂ 哈剌出 215
哈剌帖木兒 436
哈剌哈孫 121
7122₀ ₁₀ 阿兀 421

阿兀魯黑 246
阿兀土撒 421
21 阿衡 342
27 阿危 421
27 阿魯渾撒里 523
35 阿速 430
阿速衛 115, 431
38 阿海 130
44 阿勒班 119
44 阿老丁 242
52 阿剌忽史 147
阿剌海 146, 148
60 阿里麻里 044
阿里不花 252
阿里別 121
80 阿合 421
阿合探馬兒 130, 406, 419, 440—432, 439, 448, 460, 461, 467
阿合馬 500, 505, 506, 509, 512, 524, 525
90 阿當合兀喃合歹 149
7124₀ 35 牙速 163
7124₇ 65 反映刑 559
7131₆ 驅 217, 218, 219, 328, 450
10 驅丁 452
30 驅戶 443, 450, 452
60 驅口 347, 348, 450
7131₇ 77 驢駒河 038
7132₇ 18 馬政志 252
22 馬乳酒 050, 051, 072
71 馬阿里 黑伯牙兀歹 149, 171
7171₂ 30 匠戶 445, 446
7171₅ 匣 318, 319
00 匣床 319
44 匣禁 319
7173₂ 17 長弓 238
50 長春眞人 038, 044
長春眞人西遊記 026, 038, 043
長春宮 559, 560
7210₀ 20 劉秉忠 473, 478, 479, 540
26 劉伯林 130
30 劉宣 497, 506, 507, 508, 510, 511, 529
50 劉肅 476
7260₄ 89 昏鈔 496
7280₁ 07 兵部 215
66 兵器 287
7280₆ 17 質子軍 430
7331₁ 22 駝藥 130
7420₀ 44 附藉戶 444
46 附加稅 125
77 附屬戶 452
7424₇ 22 陵川文集 409, 437
7432₁ 71 騎馬遊牧民 007
7529₆ 41 陳垣 343, 534
陳垣元典章校補 283
72 陳氏校補 304
7634₁ 01 驛站 124
23 驛傳 116
7639₄ 71 騾馬 229
7716₄ 77 鬪鬪搠思 015
7721₁ 尼 323
7721₁ 41 屍帳 309, 311
屍帳式 305
80 屍首 315
7721₂ 27 胞漿 189, 191
7722₀ 40 月赤察而 469
72 月氏 007, 008, 226
7720₀ 80 用益權 181
7722₀ 30 同戶當軍 444
30 同害刑 559
77 同問 328
77 同爨 155
7722₀ 30 陶宗儀 478, 522
7722₀ 31 脚澁 227
83 脚錢 479
7722₇ 骨 160
11 骨頭 163
7722₇ 50 鴉青 577
鴉青鈔 577
7722₇ 80 屬人主義 119, 281, 349, 357, 361, 370
屬人法 341, 443, 574
7733₇ 45 悶棒 288
7750₀ 20 母系 165
44 母權制度 165, 168
7760₁ 30 醫戶 372
7771₇ 44 巴塔赤罕 032, 086
44 巴林失亦喇禿合必赤 149
60 巴只吉惕 035
77 巴兒渾 035

7772_{0} 34 印造庫 579
7774_{7} 30 民戶 443, 445
7777_{2} 05 關請 505
17 關子 495, 522, 578, 579
7777_{7} 37 門軍 288
7790_{4} 10 桑哥 067, 468, 523, 524
71 桑原隲藏 339
7810_{7} 94 鹽料 475
7821_{6} 12 脫延朶斡赤斤 155
27 脫忽察兒 046
31 脫額列思 035
60 脫羅 072
脫羅匾 072
7824_{7} 00 腹襄 432
00 腹裏 407, 409
腹裏路分 409
7876_{6} 34 臨濱府 079
40 臨榜 402, 403
7922_{7} 37 騰汲思 032
7924_{4} 71 滕臣 133
8000_{0} 52 八剌合赤 347, 348
60 八思巴文字 024, 522
77 八兒赤 430
8000_{0} 11 人頭稅 124
60 人口 445, 450
62 人別稅 124
71 人匠 283
80 人命賠償 455
8010_{9} 金 026, 547
10 金元戲曲方言考 403
25 金律 277
41 金帳汗國 109
50 金史 024, 127
87 金銀解禁 533
8021_{1} 12 差發 118, 122, 123, 127, 134, 412
25 差使 410
30 差定調發 125
52 差撥 125
8022_{7} 17 分子 129
8023_{7} 43 俞樾 577
8033_{1} 30 無寃錄 307
77 無母史胎之鈔 503
8040_{0} 20 父系氏族制社會 151
44 父權的集團 160
父權社會 169
8060_{1} 81 首領官 332
首領官吏 336
8060_{1} 10 合干部分 359
23 合卜苔孫額兀迭泥 053
合卜合納思 035
28 合併裏攢戶 444
33 合必赤 巴阿禿兒 149
41 合板弓 006, 238, 239
44 合荅剌 037, 038
58 合撒兒 037, 156
67 合囉歹 046
70 合壁聖旨碑 119
8060_{6} 17 會子 471, 485, 495, 578, 579
77 會問 359
8071_{7} 12 乞列簸 038
44 乞勒豁河 038
62 乞則里八寺 044
77 乞兒吉速惕 035
8073_{2} 06 公課 117
23 公參 302
43 公式的發展段階說 033
50 公吏 311
8073_{2} 60 公田關子 521
71 公馬 229
8073_{2} 20 食采分地 460
8073_{2} 67 養贍銀 571, 572
8118_{1} 60 鎭國 147
8128_{6} 10 領至元鈔詔 523
21 領行至大銀鈔詔 530
8141_{8} 71 短陌 484
8315_{0} 33 鐵冶戶 445
40 鐵木哥斡赤斤 155
50 鐵の車 071
鐵車の勅 106
83 鐵錢 479, 484, 485
8315_{3} 34 錢法 539
47 錢穀 482
50 錢串 577
96 錢糧 488
8362_{7} 71 舖馬 128, 215
8419_{6} 鐐 318
8712_{0} 66 銅器 498
83 銅錢 479, 480, 484, 498
8713_{2} 24 銀貨 492
50 銀本 491, 492
銀本位 492
89 銀鈔相權法 475, 477, 509
8718_{2} 30 欽察 081, 437
欽察衞 115
8742_{7} 80 鄭介夫 278
8778_{2} 78 飮膳正要 041
80 飮食車 072
8788_{2} 80 斂着 116
8822_{0} 06 竹課提擧司 579
8822_{1} 40 箭內 348
箭內亙 338, 339,

8822₁ 40　353, 356, 357, 409, 558
8860₁ 52　答刺孫　050
　答刺吉　058
　77 答兒罕　120, 121
8860₃　答　336, 547, 559, 560
8877₇ 16　管理通貨　530
　37 管軍　024
　43 管城子　024
　77 管民官　024, 255, 328, 369
　管民長官　255
　93 管營盤的　089
8912₀ 00　鈔庫　505, 529
　21 鈔虛　507, 509, 522
　50 鈔本　492, 502
8918₆　鎖　318
　38 鎖豁孫　037, 038
　77 鎖兒罕失喇　054
9000₀ 44　小林高四郎　045, 053, 054, 055, 130, 190, 409, 412, 422
　小林行雄　077
　67 小野川秀美　076
　80 小會子　485
　83 小錢　539
9001₀ 10　忙兀　419
9021₁ 23　光獻翼聖皇后　143
9022₇ 24　常德　249, 250
9050₀ 83　半賦　256
9060₂ 00　省府　483
9060₆ 27　當役　445
　80 當差　220, 445
9080₀ 60　火里禿麻　253
　火里赤　430
　91 火爐木塔　156
9090₄ 37　米罕　050
9403₁ 44　怯薛　347
　99 怯憐口　130
9481₁ 46　燒埋錢　455
　燒埋銀　200, 558, 562, 563, 564, 565, 566, 568, 571, 573, 574
9490₀ 61　料號　488, 578
9708₆ 17　慣習法　353
9781₂ 97　炮烙　331
9782₀ 89　爛鈔　296, 509, 578
7991₀ 27　粗解刑統賦　217
9822₇ 44　幣楮　537
9892₇ 70　粉壁　302
9960₆ 27　營盤　052, 079, 085, 086, 087, 088, 089, 247, 248, 252
　營盤草地　087, 088, 089

西 字 索 引

Aberle, David F.	158, 163, 198	Bataci Qan	140
Abulgazi	193	bayan	178
agnation	167, 191	belge	150, 171
aɣui	421	beneficium	514
aɣuruq	231, 246	Besud	067, 417
ail	082, 084	bičig	404
aimaq	160, 193, 413	blood feud	200
aima'ud	412, 414	bodo	097
Alan	430, 437	Bodoncar Munqaq	140
alba	118, 126	boɣol	209, 214, 454
alba qubciɣur	118, 119, 122, 123	Borjigidai Mergen	139
alban	119	bö'esu	428
ali be	121	Börte Čino	140
abliɣa	203	bride price	442
Almaliq	044	Browne, E. G.	177
Ambaɣai Qaɣan	146	buda'an	046
aqund	342	bulangir	455
argali	237	Burjigai	414
Asi	430	Busse	200, 458, 572
aul	085	Buzaba	198
au'ruq	246	čacir	158
avunculate	166	Čahar Aimaq	132, 158, 416
avanculas	169	č'aŋ	122, 123, 124
'avārizat	124	Caroe, Olaf	056
ayil	082, 084	Carpini	550
aymaq-yasun	160	čāu	480
äämaq	198	čāu-khanah	481
Babur Nāma	067	čeriq	024
bagni	050	čeri'ud	024
bal	051	clan	146, 188
balaqad	024, 430	Codex Cumanicus	081
bariǰu	404	cognation	167, 191
Baruch, G.	161	Coman	081

commendatio 512
compound bow 237
corvée 114
countchur 123
cölge 407
crevicia de riso 051
Dai Zangi 067
dâr 157
darasun 050
darega 273
daroga 024, 437
darqan 120
daru- 264, 271
daruga 273
Daruγa 273
daruγaci(n) 024, 255, 263–273,
daruγas 024, 264
d'Ohsson 176
domus 157
Dörbet 198
Duwa Soγor 139
ebüge 160, 165
ejen 155, 184, 214
eke 184
eke ečige 196
enfeofment 214
Erdmann, F. von 233
ere 229
extended family 164
eye 211
Ferozkoi 130
fief 130
fratria sui generis 415
gavelkind 181
ger 157
ger-bül 158
ger terge(n) 071, 248
ger-in kümün 130
gerfalcon 035
gürgen 141
γoai maral 139
γorilar oboq 140
Hambis, Louis 177
Hammer-Purgstall 176, 177, 480, 552
haran 171
ḫashar 125
hazār 067
Hazarajat 417
Hazari 132, 416
heki 414
hotan 196
hoyin irgen 052
Ibn Battuta 550
ikhājat 124, 125
iltimāsat 125
imām 342
Imil 044
infanticide 148
instrumentum fundi 181
investiture 214
iseri 054
Izzuddin Muzaffar 480
Jadarat 190
ǰala'u 139
ǰala'ut 170
ǰamči 245
J̌amsidi 130
ǰasaq 204
ǰau lu t'ung hang 578
ǰaye 214
ǰi yuan bv c'av 578
jus gentium 282, 553, 574
ǰügeli 203
ǰük 212, 214

Kallatsch 193
Kangli 193
Karluk 193
ke'erün irgen 052
keke 191, 192
khane 157
kindred 192, 193
kipčaq 193, 439
kizilbash 044
Kowalewski, J. É. 090, 129, 413
Kuman 081
Kuni(Kunok) 081
kupčur 123
Kupper, J. R. 014
küriyen 082
Kypcak 081
Laufer, Berthold 482
Lehen 130
levirate 145, 146, 219
maɣa quryan 077
mangan 243
Mangut 067
marā'i' 125
marā'i-yi-chahār-pai 126
Marda 067
marginal nomadism 066
Mari 004
matriarchy 165
matrilinity 165
matrilocal 150
minɣan 067
Mirza Muhammad 177
Moghol 416
Moŋɣoljin ɣoa 139
Monguor 158
morgue 314
Mostaert, A. 190
Mullie, Jos. 485
Murdock, G. P. 198
naft 243
namāz 345
nasun 135
negüde- 090
negüdel 199
nekün 214
nirun 207
noyad 024
noyan 209
nu(n)tuq 085, 198, 199, 416, 431
nu(n)tuqci(n) 023, 085, 089, 198, 199, 416, 431
nuntuqla 085
nuntuqlaju 086
nuntuqtan 085, 089
nökör 214
nöteg 198
nüdl 090
nü'ü- 091
nü'üküderün 091
nü'üdel 091
nü'üküi-tür 091
nü'ükün 091
oboq 160, 189, 192, 418
oboɣ 416
og- 429
Oghus Chan 193
oɣruq 246
oimaq 193
omᵒG 197
oqruqči 246
oron a 428
ot 156
otčigin 155
otok 416

Ovis ammon	237, 239
Ovis poli	239
ownership	181
ōl	246
Ölöt	411
örke-bül	158
pasta	050
pastoral nomadism	066
pater familias	165, 168, 184
patria postestas	167
Pelliot, Paul	190, 194
personalprinzip	339
Phillips, E. D.	014
Polóvcy	081
possession	181
praetor urbanus	553
Pulad Čingsang	481
Qabul Qaɣan	146
qādi	342
qāl'a	074
qalan	123
qalān	126
qalūn	126
qalūni	126
qaraču	171, 109
qilān	123, 126
qiš	067
qyšla-	081
qišlᵃduqa	076
qišlap	076, 087
Qitai	067, 417
qolumta	156
qoš(i)liq	158
qoto(n)	198
qubči-	116
qubčir	245
qubčiri	116, 117, 118, 410, 412
qubčiri qubčiju	117
qubčir-i	411
qubčirin	119, 123
qubcur	114
qubi	130
qubilaǰu	131
qubǰur	117
quda	144
qupčur	117, 119
район	416
Ramstedt, G. J.	090, 131, 190
Rubruck	550
Sadr-i-Jahau	480
sib	146, 188
Sippe	191, 192
sitaǰu	466
spiegelnd Strafen	559
Spuler, Bartold	177
stateless society	015
Su-Moal	040
Su-Mongal	040
sunna	344
Taimani	130, 418
talio	559
tam'ači	412, 413
tamɣa	115
t'amqa	122, 123, 412
t'amqači	412, 413
tamr°	421
tamu-	421
tamur	131
Tarikh-i-Rashidi	067
tariyačini	046
tariyat	045
tarkhani	126
Tatar	415
tegin	156

teme'či	252, 443, 444
temür terge	072, 106
terracina	051
Territorialprinzip	340
Torgod	198
törel	163
transhumance	068
tulu	072
tus qan	213
tušal	411
tuši-	213
tušiba	264
tušibai	213, 214
tusya	411, 417
tušiyal	213, 214, 410
tusyaqu	410
tutqar	171
usufruct	181
Uighur	193
ula'či	229
ulagh	124
ultimogeniture	169, 177
'ulūfāt	124
Ulungur	044
ulus	114, 155
uruq	160, 189, 191, 192, 193
uruq-un uruq	195, 196
urγsïratayïn	192
vendetta	200
Wassaf	040, 480, 551
wergild	200, 201, 455, 558, 562, 563
yabu-	403, 404
yabu'ayi	404
yam	124
yambar be	121
yasu(n)	159, 163, 192, 193, 194
yasun-omoq	160
yasutu	163
yay	076
Yeke Mongol	040
Yule, Henry	058, 480
yurt	071, 084, 155, 158
Zangi	415
Zenker, J. T.	132